

足立区地域防災計画

震災編
(令和3年度修正)



足立区防災会議

震災編 目 次

第1部 総則

第1章 地域防災計画の概要	1
第1節 計画の目的及び前提	1
第2節 計画の性格	2
第3節 計画の全体像	3
第4節 計画の習熟	5
第5節 計画の修正	5
第6節 地区防災計画との連携	6
第2章 区等の基本的責務と役割	7
第1節 基本理念	7
第2節 区の責務	7
第3節 防災関係機関の責務	8
第4節 区内事業者の責務	8
第5節 区民の責務	8
第6節 区及び防災関係機関の役割	9
第3章 足立区の概況と被害想定	13
第1節 足立区の概況	13
第2節 地震災害の被害想定	15
第4章 減災目標と対策の方向性	28
第1節 基本目標	28
第2節 現在の到達状況	29
第3節 課題	43
第4節 対策の方向性	52
第5節 到達目標と取組内容	61

第2部 防災に関する組織と活動内容

第1章 災害対策本部設置基準	71
第1節 災害対策本部の設置の流れ	71
第2節 災害対策本部の組織及び活動	72
第3節 緊急災害対策本部の設置と組織及び活動	81

第2章 足立区業務継続計画（BCP）の概要	82
第1節 地震等災害発生時の即応態勢	83
第2節 職員配備計画	85

第3章 防災関係機関等との相互協力関係	87
第1節 防災関係各機関との協力計画	87
第2節 都との協力計画	87
第3節 他自治体等地方公共団体との協力計画	87
第4節 民間団体等との協力計画及びボランティア等の受入計画	87

第3部 災害予防計画

第1章 区民と地域の防災力向上	89
第1節 区民の防災行動力の向上	89
第2節 地域における共助の推進	97
第3節 消防団（隊）の活動体制の強化	99
第4節 事業所における自助・共助の強化	101
第5節 ボランティア活動との連携	104
第6節 区民・行政・事業所等の連携	109
第7節 地区防災計画の策定	110

第2章 安全な災害に強い防災まちづくり	111
第1節 安全に暮らせるまちづくり	111
第2節 建築物の耐震化等安全対策の促進	122
第3節 液状化、長周期地震動の対策の強化	129
第4節 出火、延焼等の防止	132
第5節 復興税の活用	140

第3章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保	141
第1節 交通関係施設の安全確保	141
第2節 ライフラインの確保	153
第3節 エネルギーの確保	160

第4章 津波等対策	162
第1節 河川施設等の整備	162
第2節 水防活動	162
第3節 資器材の整備	163

第4節	津波警報・注意報等の伝達体制の充実・強化	163
第5節	津波予測等に対する避難誘導	164
第6節	津波防災意識の啓発、教育及び訓練の充実	165
第5章 応急対応力の強化		166
第1節	初動対応体制及び応急対策体制の整備	166
第2節	事業継続体制の確保	168
第3節	消火・救助・救急活動体制の整備	169
第4節	広域連携体制及び民間団体等との連携体制の構築	171
第5節	応急活動拠点等の整備	172
第6章 情報・通信の確保		176
第1節	情報システム及び防災機関相互の情報・通信連絡体制の整備	176
第2節	住民等への情報提供体制の整備	182
第3節	住民相互の情報連絡等の環境整備及び周知	185
第7章 医療救護・保健衛生等対策		186
第1節	初動医療体制の整備	186
第2節	医薬品・医療資器材の確保	189
第3節	医療施設の基盤整備	191
第4節	遺体の取扱い	192
第8章 帰宅困難者等対策		193
第1節	帰宅困難者対策条例に基づく対策強化	193
第2節	帰宅困難者への情報通信体制整備	200
第3節	一時滞在施設の確保	200
第4節	徒歩帰宅支援のための体制整備	205
第9章 避難者対策		207
第1節	避難体制の整備	207
第2節	指定避難所・指定緊急避難場所等の指定・安全化	209
第3節	避難所の管理運営体制の整備等	214
第4節	要配慮者対策	219
第5節	避難所外の避難者対策	222
第10章 物流・備蓄・輸送対策		223
第1節	食料及び生活必需品等の確保	223
第2節	飲料水及び生活用水の確保	225
第3節	備蓄倉庫及び輸送拠点の整備	227

第4節	輸送体制の整備	229
第5節	輸送車両等の確保	229
第6節	燃料の確保	230

第11章	放射性物質対策	231
第1節	情報伝達体制の整備	231
第2節	区民への情報提供等体制の整備	231
第3節	放射線量の把握体制の整備	231

第12章	住民の生活の早期再建対策	232
第1節	生活再建のための事前準備	232
第2節	防犯体制の構築	234
第3節	トイレの確保及びし尿処理	234
第4節	がれき、粗大ごみ、廃家電の処理	236
第5節	避難所ごみ・生活ごみの処理	237
第6節	災害救助法等	237
第7節	学校、保育園・こども園、学童保育室等の予防対策	239

第13章	受援体制の整備	242
第1節	計画方針	242
第2節	受援体制の整備	245
第3節	相互応援協定締結自治体からの受援	245
第4節	受援体制の充実に向けた取組	248

第4部 災害応急対策計画

第1章	区民と地域による防災活動	251
第1節	自助による応急対策の実施	251
第2節	地域による応急対策の実施	252
第3節	消防団による応急対策の実施	254
第4節	事業所による応急対策の実施	254
第5節	ボランティアとの連携	254
第6節	地区防災計画策定地区での応急対策	258

第2章	河川施設、公共施設の危険防止活動	259
第1節	河川施設、公共施設等の応急対策による二次災害防止	259
第2節	危険物等の応急措置による危険防止	269

第3章 交通ネットワーク及びライフライン等の確保	284
第1節 交通ネットワークの機能確保	284
第2節 発災時のライフライン機能の確保	298
第3節 発災時のエネルギーの供給機能の確保	304
第4章 津波等対策	305
第1節 津波警報・注意報等の即時伝達	305
第2節 津波等に対する迅速・的確な避難誘導	307
第3節 河川施設等の応急対策	309
第5章 応急対応の実施	310
第1節 区職員等の初動態勢と応急対策活動	310
第2節 消火・救助・救急活動	312
第3節 応援協力・派遣要請	319
第4節 応急活動拠点の調整	326
第5節 人材、資器材等の調達、配分	326
第6章 情報・通信活動	329
第1節 災害情報等の迅速な通信・連絡の実施	329
第2節 被害状況等の情報収集・分析及び災害等情報の提供	332
第3節 防災関係機関等と連携した広報活動の実施	340
第4節 広聴体制の確立と被災者相談等の実行	346
第5節 住民相互の情報連絡等	347
第7章 医療救護・保健衛生等対策	349
第1節 初動医療活動	349
第2節 医薬品・医療資器材の供給	361
第3節 医療施設の確保	365
第4節 行方不明者の搜索、遺体の検視・検案・身元確認等	366
第8章 帰宅困難者等対策	372
第1節 駅周辺での混乱防止	372
第2節 事業所等における帰宅困難者対策	378
第9章 避難者対策	381
第1節 避難誘導の実施	381
第2節 要配慮者対策	386
第3節 避難所の開設・運営	388
第4節 動物救護に関する事項	398

第5節	避難所外の避難者対策	401
第6節	ボランティアの受入れに関する事項	402
第7節	被災者の他地区への移送に関する事項	402
第10章	備蓄・物資等の供給及び輸送	405
第1節	備蓄物資の供給	405
第2節	飲料水の供給	408
第3節	物資の調達要請	411
第4節	備蓄物資の輸送、支援物資の受入れ・仕分け・配分	412
第5節	義援物資の取扱い	415
第6節	輸送車両の調達	415
第11章	放射性物質対策	418
第1節	迅速・的確な情報連絡	418
第2節	緊急時における放射線量の把握活動及び区民への情報提供等	419
第3節	保健医療活動	420
第4節	放射線等使用施設の応急措置	420
第5節	核燃料物質輸送車両等の応急対策	421
第12章	住民の生活の早期再建対策	424
第1節	被災住宅の応急危険度判定	424
第2節	被災宅地の危険度判定	428
第3節	住家被害認定調査及びり災証明の発行準備・発行	429
第4節	防犯	432
第5節	義援金品の募集・受付	432
第6節	トイレの確保及びし尿処理	433
第7節	がれき、粗大ごみ、廃家電の処理	434
第8節	避難所ごみ・生活ごみの処理	437
第9節	災害救助法等の適用	438
第10節	激甚災害の指定	439
第11節	学校、保育園・こども園、学童保育室等の応急対策	440
第13章	受援計画	443
第1節	受援体制	443
第2節	その他の自治体からの受援	447
第3節	都への応援要請（災害対策本部）	447
第4節	防災関係機関との連携（災害対策本部）	449
第5節	民間団体との協力	452

第6節 ボランティアの受入（総務部）	453
第7節 医療救援の支援受入（医療部）	454

第5部 災害復旧計画

第1章 河川施設、公共施設等の機能回復	457
第1節 公共の安全確保、施設の本来機能の回復	457
第2章 交通ネットワーク及びライフライン等の機能回復	460
第1節 緊急輸送路等の機能確保と被害拡大防止	460
第2節 ライフラインの早期復旧	461
第3章 津波等対策	465
第1節 河川管理施設の応急復旧、緊急工事等	465
第4章 医療救護・保健衛生等対策	466
第1節 保健衛生体制の確立	466
第2節 火葬体制の確保	469
第5章 帰宅困難者等対策	472
第1節 徒歩帰宅者に対する代替輸送	472
第2節 徒歩帰宅者に対する支援	474
第6章 避難者対策	476
第1節 要配慮者生活支援	476
第7章 流通機能及び生活基盤の確保	478
第1節 多様なニーズへの対応	478
第2節 炊き出し	478
第3節 水の安全確保	479
第4節 生活用水の確保	480
第5節 市場の流通確保と消費者への情報提供	480
第8章 放射性物質対策	481
第1節 保健医療活動	481
第2節 放射性物質への対応	481
第3節 風評被害対策	482

第9章 住民生活の早期再建施策	483
第1節 被災住宅の応急修理	483
第2節 応急仮設住宅の供給	484
第3節 被災者に対する生活相談等支援	488
第4節 義援金品の募集・受付・配分	490
第5節 被災者に対する生活再建資金援助等	492
第6節 職業のあっ旋	498
第7節 租税等の徴収猶予及び減免等	498
第8節 その他の生活確保	499
第9節 中小企業への融資	499
第10節 農林漁業関係者への融資	499
第11節 災害救助法の運用等	500
第12節 応急教育・保育・児童保育	503

第6部 災害復興計画

第1章 復興の基本的考え方	507
第1節 復興の基本的考え方	507
第2節 生活復興と都市復興	507
第3節 震災復興に関する責務	509

第2章 復興本部	510
第1節 足立区震災復興本部の設置	510
第2節 復興本部の役割及び災害対策本部との関係	510
第3節 復興本部における業務内容	510
第4節 復興本部の解散	513

第3章 震災復興計画の策定	514
第1節 都市復興（復興まちづくり）計画	514

第7部 応急対策に関する足立区全体シナリオ

概要	521
一覧	522

第1部 総則

第1章 地域防災計画の概要

第1節 計画の目的及び前提

第1 計画の目的

足立区は、海拔2m前後の沖積低地であり、その地盤が軟弱であること、及び木造住宅密集地域が分布していることなどにより、大地震に対して脆弱な特性を持っている。このため、首都直下地震のような大規模災害に対する十分な備えと対策が求められる。

国、都、区、そして区民、事業者は、それぞれの責任を果たし、可能な限り事前の備えを進め、災害発生時には地域が連携して応急対策を実施することにより、被害を最小限にとどめる必要がある。

この計画は、発災後の応急対応にとどまらず、減災の視点で、区と防災関係機関、そして区民、事業者等の役割を明らかにし、区民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的とするものである。

第2 計画の前提

この計画は、最新の人口動態と土地区画整理などの都市建設事業などに基づき、足立区において予想される大規模地震発災時の「被害想定」、東日本大震災や熊本地震等の大規模地震等から得た教訓、新型コロナウイルス感染症流行時の対応、近年の社会インフラの成熟、経済情勢の変化、及び各種提言等を可能な限り考慮し策定した。

防災対策については、被災者の視点に立って対策を推進することが重要であり、とりわけ、女性やセクシャルマイノリティ、高齢者、子ども、障がい者等（以下、要配慮者という）に対しては、きめ細な配慮が必要である。

特に、要配慮者への対応については、東日本大震災や熊本地震においても、必ずしも十分ではなかったとの指摘がなされている。これらを背景に、国の防災基本計画の見直しや災害対策基本法の改正が行われていることから、区としてもこうした動向を踏まえ計画を策定した。

また、令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、三密（密閉・密集・密接）を避けるための「分散避難」や、避難所における感染防止対策について検討した。

足立区が掲げる「死者をなくす」という目標を達成するために、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場において、女性、セクシャルマイノリティのほか、高齢者や障がい者等の参画を拡大し、要配慮者に的確に配慮した防災対策を行いながら、地域や事業者等と区とが連携した防災活動を推進する。

第1章 地域防災計画の概要

第2節 計画の性格

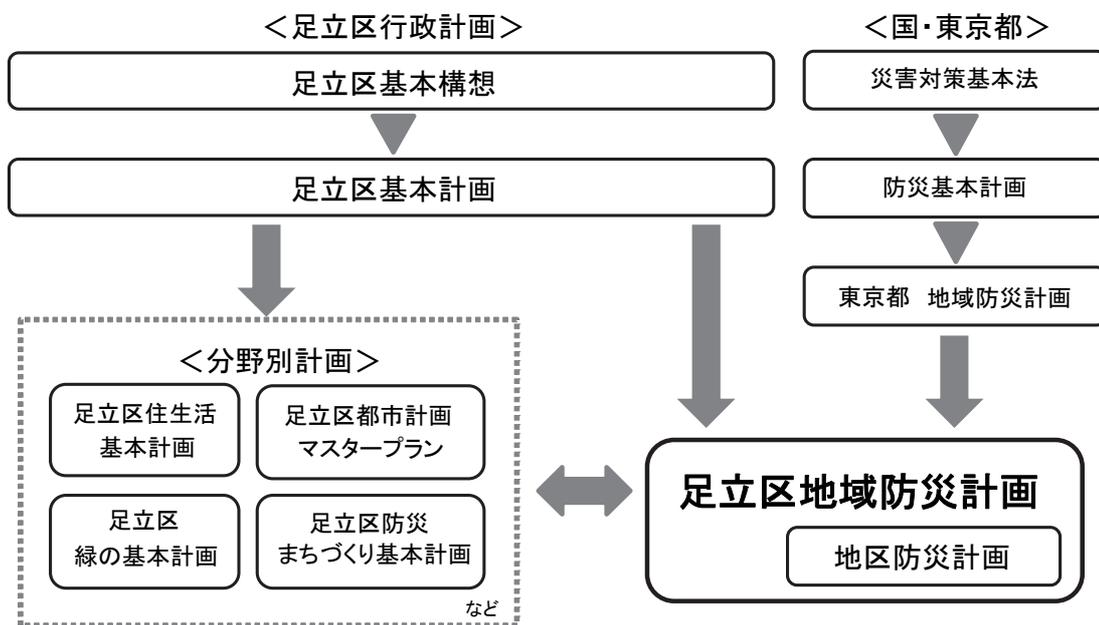
第2節 計画の性格

第1 この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、防災関係機関による足立区防災会議が策定する計画である。

第2 この計画は、足立区災害対策条例第12条及び足立区災害対策条例施行規則第3条の定める足立区地域防災総合計画の一部を構成する。

【計画の性格】

地域防災総合計画	災害発生時		
	災害予防計画	災害応急対策計画	災害復旧・復興計画
防災まちづくり基本計画	〃		〃
地域防災計画	〃		
防災コミュニティ計画	〃		



第3 この計画は、区の地域における災害対策に関する総合的、かつ基本的な計画である。したがって、災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づき、都知事が実施する災害救助事務のうち、同法第13条の規定に基づき、都知事から区長に委任された場合の計画、又は都知事が実施する救助事務を補助する場合の計画、及び同法適用前の救助に関する計画並びに水防法（昭和24年法律第193号）に基づき、区が定める水防計画等、防災に関する各種の計画を包含する総合的計画である。

第3節 計画の全体像

本計画（震災編）は、第1部「総則」、第2部「防災に関する組織と活動内容」、第3部「災害予防計画」、第4部「災害応急対策計画」、第5部「災害復旧計画」、第6部「災害復興計画」、第7部「応急対策に関する足立区全体シナリオ」から構成されている。その他に、別冊の「風水害編」と「資料編」から成る。

第2部の防災に関する組織と活動内容に関しては、防災業務の増加及び多様化に対応した防災力強化のために、災害対策本部設置基準に基づいた区としての指令統制機能を明確化し、発災時における即応態勢と防災関係機関等との協力関係を記載してある。

第3部以降は、予防対策・応急対策・復旧対策・復興対策を基本構成とし、それぞれの段階における対策等を記載した。

本計画の全体像は次のとおりである。

【本計画の全体像】

第1部		総則	
第1章	地域防災計画の概要	第2章	区等の基本的責務と役割
第3章	足立区の概況と被害想定	第4章	減災目標と対策の方向性
第2部		防災に関する組織と活動内容	
第1章	災害対策本部設置基準	第2章	足立区業務継続計画（BCP）の概要
第3章	防災関係機関等との相互協力関係		
第3部		第4部	
災害予防計画		災害応急対策計画	
第1章	区民と地域の防災力向上	第1章	区民と地域による防災活動
	区民の防災行動力の向上		自助による応急対策の実施
	地域における共助の推進		地域による応急対策の実施
	消防団（隊）の活動体制の強化		消防団による応急対策の実施
	事業所における自助・共助の強化		事業所による応急対策の実施
	ボランティア活動との連携		ボランティアとの連携
	区民・行政・事業所等の連携		地区防災計画策定地区での応急対策
	地区防災計画の策定		
第2章	安全な災害に強い防災まちづくり	第2章	河川施設、公共施設の危険防止活動
	安全に暮らせるまちづくり		河川施設、公共施設等の応急対策による二次災害防止
	建築物の耐震化等安全対策の促進		危険物等の応急措置による危険防止
	液状化、長周期地震動の対策の強化		
	出火、延焼等の防止		
	復興税の活用		

第1章 地域防災計画の概要
第3節 計画の全体像

第3部 災害予防計画	第4部 災害応急対策計画
震災編	
第3章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保	第3章 交通ネットワーク及びライフライン等の確保
交通関係施設の安全確保	交通ネットワークの機能確保
ライフラインの確保	発災時のライフライン機能の確保
エネルギーの確保	発災時のエネルギーの供給機能の確保
第4章 津波等対策	第4章 津波等対策
河川施設等の整備	津波警報・注意報等の即時伝達
水防活動	津波等に対する迅速・的確な避難誘導
資器材の整備	河川施設等の応急対策
津波警報・注意報等の伝達体制の充実・強化	
津波予測等に対する避難誘導	
津波防災意識の啓発、教育及び訓練の充実	
第5章 応急対応力の強化	第5章 応急対応の実施
初動対応体制及び応急対策体制の整備	区職員等の初動態勢と応急対策活動
事業継続体制の確保	消火・救助・救急活動
消火・救助・救急活動体制の整備	応援協力・派遣要請
広域連携体制及び民間団体等との連携体制の構築	応急活動拠点の調整
応急活動拠点等の整備	人材、資器材等の調達、配分
第6章 情報・通信の確保	第6章 情報・通信活動
情報システム及び防災機関相互の情報・通信連絡体制の整備	災害情報等の迅速な通信・連絡の実施
住民等への情報提供体制の整備	被害状況等の情報収集・分析及び災害等情報の提供
住民相互の情報連絡等の環境整備及び周知	防災関係機関等と連携した広報活動の実施
	広聴体制の確立と被災者相談等の実行
	住民相互の情報連絡等
第7章 医療救護・保健衛生等対策	第7章 医療救護・保健衛生等対策
初動医療体制の整備	初動医療活動
医薬品・医療資器材の確保	医薬品・医療資器材の供給
医療施設の基盤整備	医療施設の確保
遺体の取扱い	行方不明者の搜索、遺体の検視・検案・身元確認等
第8章 帰宅困難者等対策	第8章 帰宅困難者等対策
帰宅困難者対策条例に基づく対策強化	駅周辺での混乱防止
帰宅困難者への情報通信体制整備	事業所等における帰宅困難者対策
一時滞在施設の確保	
徒歩帰宅支援のための体制整備	
第9章 避難者対策	第9章 避難者対策
避難体制の整備	避難誘導の実施
指定避難所・指定緊急避難場所等の指定・安全化	要配慮者対策
避難所の管理運営体制の整備等	避難所の開設・運営
要配慮者対策	動物救護に関する事項
避難所外の避難者対策	避難所外の避難者対策
	ボランティアの受入れに関する事項
	被災者の他地区への移送に関する事項
第10章 物流・備蓄・輸送対策	第10章 備蓄・物資等の供給及び輸送
食料及び生活必需品等の確保	備蓄物資の供給
飲料水及び生活用水の確保	飲料水の供給
備蓄倉庫及び輸送拠点の整備	物資の調達要請
輸送体制の整備	備蓄物資の輸送、支援物資の受入れ・仕分け・配分
輸送車両等の確保	義援物資の取扱い
燃料の確保	輸送車両の調達
第11章 放射性物質対策	第11章 放射性物質対策
情報伝達体制の整備	迅速・的確な情報連絡
区民への情報提供等体制の整備	緊急時における放射線量の把握活動及び区民への情報提供等
	保健医療活動
放射線量の把握体制の整備	放射線等使用施設の応急措置
	核燃料物質輸送車両等の応急対策

第3部 災害予防計画	第4部 災害応急対策計画
第12章 住民の生活の早期再建対策	第12章 住民の生活の早期再建対策
生活再建のための事前準備	被災住宅の応急危険度判定
防犯体制の構築	被災宅地の危険度判定
トイレの確保及びし尿処理	住家被害認定調査及びり災証明の発行準備・発行
がれき、粗大ごみ、廃家電の処理	防犯
避難所ごみ、生活ごみの処理	義援金品の募集・受付
災害救助法等	トイレの確保及びし尿処理
学校、保育園・こども園、学童保育室等の予防対策	がれき、粗大ごみ、廃家電の処理
	避難所ごみ、生活ごみの処理
	災害救助法等の適用
	激甚災害の指定
	学校、保育園・こども園、学童保育室等の応急対策
第13章 受援体制の整備	第13章 受援計画
計画方針	受援体制
受援体制の整備	その他の自治体からの受援
相互応援協定締結自治体からの受援	都への応援要請（災害対策本部）
受援体制の充実に向けた取組	防災関係機関との連携（災害対策本部）
	民間団体との協力
	ボランティアの受入（総務部）
	医療救援の支援受入（医療部）

第5部 災害復旧計画

第1章 河川施設、公共施設等の機能回復 第2章 交通ネットワーク及びライフライン等の機能回復
第3章 津波等対策 第4章 医療救護・保健衛生等対策 第5章 帰宅困難者等対策 第6章 避難者対策
第7章 流通機能及び生活基盤の確保 第8章 放射性物質対策 第9章 住民生活の早期再建施策

第6部 災害復興計画

第1章 復興の基本的考え方 第2章 復興本部 第3章 震災復興計画の策定

第7部 応急対策に関する足立区全体シナリオ

第4節 計画の習熟

各機関は、この計画の遂行にあたり、その機能を十分に発揮するため、自ら又は協同して調査研究、過去の災害対応の教訓の共有、実践的な訓練や計画的かつ継続的な研修の実施するなど、あらゆる方法により計画の習熟に努めなければならない。

第5節 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正する。その際、修正内容を適宜公表する。各機関は、関係のある事項について、防災会議が指定する期日（緊急を要するものについては、その都度）までに修正案を足立区防災会議に提出するものとする。

また、災害対策基本法42条の2の規定に基づき、地域の居住者等から当該地域における

第1章 地域防災計画の概要

第5節 計画の修正／第6節 地区防災計画との連携

防災活動等に関する計画（地区防災計画）を本計画に定める提案があった場合には、別に定める手続きにより必要と認めたものを本計画に定めることとする。

なお、現行の計画上、記載の無い機関、団体等とも関係する項目について必要に応じて積極的に協議を行い、対策内容の一層の強化・充実を図る。

今後、防災基本計画、東京都地域防災計画等の見直しに合わせ、対策の空白期間が生じないように、適時適切に修正を行う。

第6節 地区防災計画との連携

第1 地区防災計画の目的

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災が契機となり、地域の絆の大切さや地域における自発的な自助・共助による防災活動の重要性が認識され、平成23年3月に発生した東日本大震災等においても、自助・共助の重要性が再度認識された。

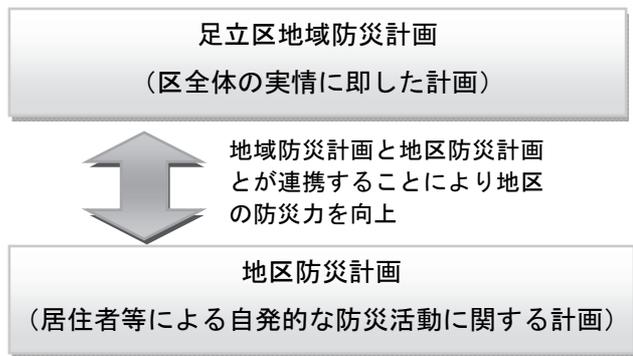
このような状況を踏まえ、平成25年の災害対策基本法改正により、自助及び共助に関する規定が追加され、地域コミュニティにおける共助による防災活動推進の観点から、区内一定地区内の居住者及び事業者（以下「地区居住者等」という。）が行う自発的な防災活動に関する「地区防災計画制度」が新たに創設された。

地区防災計画は、地区居住者等自身が率先して、防災活動に取り組むことにより、地域防災力を高め、地域コミュニティの維持・活性化を図ることを目的として策定するものである。

第2 地区防災計画の位置付け

地区防災計画は、地区居住者等が行う自発的な防災活動に関する計画であるとともに、地域防災計画の中に同計画が規定することにより、地区防災力を向上させるものである。

【地区防災計画の位置付け】



第2章 区等の基本的責務と役割

第1節 基本理念

第1 災害から一人でも多くの生命及び貴重な財産を守るためには、第一に「自らの生命は自らが守る」という自助の考え方、第二に他人を助けることのできる区民による地域の助け合いによって「自分たちのまちは自分たちで守る」という共助の考え方、この2つの理念に立つ区民と公助の役割を果たす行政とが、それぞれの責務と役割を明らかにした上で、連携を図っていくことが欠かせない。

第2 災害から足立区を守ることは行政に課せられた責務であり、災害対策の推進に当たっては、区が基礎自治体として第一義的責任と役割を果たすものである。そのうえで、区は、国と広域的役割を担う東京都と一体となって、区民と連携し、区民や地域に集う多くの人々の生命・身体及び財産を守るとともに、衛生・医療・教育等の社会保障に基づき、地域コミュニティを維持しなければならない。

第2節 区の責務

第1 区は、区民と事業者と協力し、災害時の第一責任者として、次の責務を果たす。

- 1 区は、災害対策のあらゆる施策を通じて、区民の生命、身体及び財産を災害から保護し、その安全を確保しなければならない。
- 2 区は、災害後の区民生活の再建及び安定並びに都市の復興を図るため、最大の努力を払わなければならない。
- 3 区は、前項の目的を達成するため、災害対策に関する計画を策定し、その推進を図らなければならない。
- 4 区は、災害対策に関する計画を策定するにあたって、区民、事業者、ボランティア並びに防災区民組織等から意見を聴くよう努めなければならない。
- 5 区は、災害対策に関する事業の実施にあたっては、区民や事業者の協力を求めるとともに、区民及び事業者が行う災害対策活動に対し、指導、助言、支援及び協力を行わなければならない。
- 6 区は、災害対策に関する事業の円滑な実施を図り、首都北東部の機能を維持するため、東京都や関係区市町村との連絡調整を行わなければならない。
- 7 区は、東京都や関係区市町村が実施する災害対策事業に対し支援と協力を行わなければならない。
- 8 区は、災害対策に関する事業の計画の策定及び実施にあたり、他の地方公共団体及び公共的団体等の協力が必要と認めるときは、当該地方公共団体等に対して協力を要請しなければならない。
- 9 区は、他の地方公共団体の災害対策事業につき協力の要請があったときは、これに応じなければならない。

第2章 区等の基本的責務と役割

第3節 防災関係機関の責務／第4節 区内事業者の責務／第5節 区民の責務

第3節 防災関係機関の責務

第1 防災関係機関は、区並びに区民、事業者と協力し、次の責務を果たす。

- 1 所管に係わる災害予防並びに応急対策を実施するとともに、区及び都が実施する災害予防並びに応急対策が円滑に行われるよう、その業務について協力する。
- 2 防災関係機関は、上記の責務を果たすため、必要な組織を整備するとともに、災害応急対策に従事する職員の配置及びサービスの基準を定めておく。

第4節 区内事業者の責務

第1 事業者は、区及びその他の行政機関が実施する災害対策事業及び前項の区民が協働して行う地域の復興に関する活動に協力するとともに、事業活動にあたっては、その社会的責任を自覚し、災害予防、災害後の区民生活の再建及び安定並びに都市の復興を図るため、最大の努力を払わなければならない。

第2 事業者は、その事業活動に関して災害時の被害を防止するため、事業所に来所する顧客、従業員等及び事業所の周辺地域における住民（以下、「周辺住民」という）並びにその管理する施設及び設備について、その安全の確保に努めなければならない。

第3 事業者は、防災資器材や水、食料等の非常用物品等の備蓄（従業員の3日分が目安）等、安全確保のため、従業員や顧客を事業所内に一時待機させることのできる体制の整備に努めなければならない。

第4 事業者は、あらかじめ従業員との連絡手段の確保に努めるとともに、従業員に対して、家族等との連絡手段を確保すること、避難の経路、場所及び方法並びに徒歩による帰宅経路の確認等の周知に努めなければならない。

第5 事業者は、その管理する事業所の周辺地域における災害を最小限にとどめるため、周辺住民に対する災害対策活動の実施等、周辺住民等との連携及び協力に努めなければならない。

第6 事業者は、その事業活動に関して災害被害を防止するため、区及び都が作成する地域防災計画を基準として、事業所単位の防災計画（以下「事業所防災計画」という）を作成しなければならない。

第5節 区民の責務

第1 区民は、災害時の被害を防止するため、自己の安全の確保に努めるとともに、「自らのまちは自ら守る」という意識を持ち、相互に協力し、助け合い、区民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。

第2 区民は、次に掲げる事項について、自ら災害に備える手段を講ずるよう努めなければならない。

- 1 建築物その他の工作物の耐震性及び耐火性の確保
- 2 家具類の転倒・落下・移動の防止
- 3 出火の防止
- 4 初期消火に必要な用具の準備

第2章 区等の基本的責務と役割

第5節 区民の責務／第6節 区及び防災関係機関の役割

- 5 飲料水及び食料の備蓄
- 6 避難の経路、場所及び方法並びに徒歩による帰宅経路についての確認
- 7 家族その他の緊急連絡を要する者との連絡手段の確保

第3 区民は、災害後の区民生活の再建及び安定並びに都市の復興を図るため、地域社会を支える一員としての責任を自覚し、災害後においては、相互に協力し、事業者、ボランティア及び区、その他の行政機関との協働により、自らの生活の再建及び居住する地域の復興に努めなければならない。

第4 区民は、区及びその他の行政機関が実施する災害対策事業に協力するとともに、地域の防災訓練や自発的な災害対策活動への積極的な参加、過去の災害から得られた教訓の継承、その他の取組みにより災害対策に寄与するよう努めなければならない。

第6節 区及び防災関係機関の役割

第1 本計画における防災関係機関の名称表現、略称等については、次のとおりとする。

- 1 都関係機関
 - (1) 本文中の対策内容と役割分担表、及び詳細な取組内容の役割分担を示す《 》内については、略称を用いる。
 - (2) 警視庁、若しくは東京消防庁に関わる機関については、すべて「警視庁」、若しくは「東京消防庁」として統一する。
- 2 指定地方行政機関
 - (1) 関東地方整備局に関わる機関については、本文中の対策内容と役割分担表、及び詳細な取組内容の役割分担を示す《 》内については、「関東地方整備局」として統一する。
- 3 指定公共機関
 - (1) 本文中の対策内容と役割分担表、及び詳細な取組内容の役割分担を示す《 》内については、略称を用いる。

第2 区の地域における防災機関及び関係機関が防災に関して処理する業務は、概ね次のとおりである。

1 区の役割

- (1) 足立区防災会議に関すること
- (2) 防災に係わる組織及び施設に関すること
- (3) 災害情報の収集及び伝達に関すること
- (4) 緊急輸送の確保に関すること
- (5) 避難の指示等及び誘導に関すること
- (6) 水防に関すること
- (7) 医療、防疫及び保健衛生に関すること
- (8) 外出者の支援に関すること
- (9) 応急給水に関すること
- (10) 救助物資の備蓄及び調達に関すること
- (11) 被災した乳幼児、児童及び生徒の応急保育・教育に関すること
- (12) ボランティアの支援及び過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援に関すること
- (13) 公共施設の応急復旧に関すること
- (14) 災害復興に関すること

第2章 区等の基本的責務と役割
 第6節 区及び防災関係機関の役割

- (15) 防災に係わる知識及び技術の普及啓発に関すること
- (16) 地区防災計画の作成支援に関すること
- (17) 防災区民組織（町会・自治会等）の育成に関すること
- (18) 事業所防災に関すること
- (19) 防災教育及び防災訓練に関すること
- (20) その他災害の発生及び拡大の防止のための措置に関すること

2 都関係機関の役割

水道局 東部第二支所	(1) 水道施設の保全に関すること
足立 営業所	(2) 災害時における応急給水に関すること
下水道局 東部第二 下水道事務所	(1) 下水道施設の点検、整備及び復旧に関すること (2) 仮設トイレ等のし尿の受入れ・処理に関すること
足立 都税事務所	(1) 土地建物の調査に関すること
第六 建設事務所	(1) 河川の保全に関すること（都管理河川） (2) 道路及び橋梁の保全に関すること（都道） (3) 水防活動に関すること (4) 河川、道路等における障害物の除去に関すること
東部 公園緑地事務所	(1) 公園の保全、復旧に関すること（都立公園）
警 視 庁 第六方面本部 千住警察署 西新井警察署 綾瀬警察署 竹の塚警察署	(1) 被害実態の把握及び各種情報の収集に関すること (2) 交通規制に関すること (3) 被災者の救出救助及び避難誘導に関すること (4) 行方不明者の捜索及び調査に関すること (5) 遺体の調査及び検視に関すること (6) 公共の安全と秩序の維持に関すること
東京 消防庁 第六消防方面本部 千住消防署 足立消防署 西新井消防署	(1) 火災その他の災害の予防、警戒及び防御に関すること (2) 救急及び救助に関すること (3) 危険物等の措置に関すること (4) 前各号に掲げるもののほか、消防に関すること
千住消防団 足立消防団 西新井消防団	(1) 火災その他の災害の警戒及び防御に関すること (2) 人命の救助及び応急救護に関すること (3) 地域住民の防災指導に関すること
都（交通局）	(1) 都営交通施設の点検、整備及び復旧に関すること (2) 日暮里・舎人ライナー等による輸送の協力に関すること

3 指定地方行政機関の役割

足立労働基準監督署	(1)産業安全（鉱山保安関係は除く）に関すること (2)区内における労働災害防止対策の支援に関すること
関東地方整備局 江戸川河川事務所 荒川下流河川事務所 東京国道事務	(1)河川の保全に関すること (2)災害に関する予報及び警報の発表並びに伝達、水防活動に対する指導。災害時における応急工事、堤防、水門及び排水機場の管理並びに災害応急対策に関すること (3)大規模自然災害が発生した場合の、地方公共団体に対する被害の拡大を防ぐための緊急対応に関すること (4)道路の障害物除去に関すること (5)災害時の情報交換に関すること

4 自衛隊の役割

自衛隊	(1)人命又は財産の保護のために緊急に行う必要がある応急救護、又は応急復旧に関すること (2)災害救助のための防衛省の管理に属する物品の無償貸与及び譲与に関すること
-----	---

5 指定公共機関の役割

日本郵便株式会社 足立郵便局 足立北郵便局 足立西郵便局	(1)郵便局で取扱う事業の業務運行管理及びこれらの施設等の保存に関すること (2)災害時における郵政事業災害特別事務取扱に関すること (3)区内における災害対策の支援に関すること
東日本旅客鉄道株式会社 北千住駅	(1)鉄道施設等の安全保安に関すること (2)災害時における鉄道車輛等による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること
N T T 東日本	(1)電信及び電話施設の建設及び保全に関すること (2)災害時における電信及び電話の供給に関すること
東京ガス株式会社 東部導管事業部 東部計画推進部	(1)ガス供給施設（製造設備等を含む）の建設及び安全確保に関すること (2)ガスの供給に関すること
東京電力パワーグリッド株式会社 上野支社	(1)電力施設等の建設及び安全保安に関すること (2)電力需給に関すること
首都高速道路株式会社 東京東局	(1)首都高速道路等の保全に関すること (2)首都高速道路等の災害復旧に関すること (3)災害時における緊急交通路の確保に関すること

第2章 区等の基本的責務と役割
第6節 区及び防災関係機関の役割

6 指定地方公共機関の役割

東京地下鉄株式会社	(1)鉄道施設等の安全保安に関すること (2)災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること
東武鉄道株式会社	(1)鉄道施設等の安全保安に関すること (2)災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること
京成電鉄株式会社	(1)鉄道施設等の安全保安に関すること (2)災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること
首都圏新都市鉄道株式会社	(1)鉄道施設等の安全保安に関すること (2)災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること
東京都トラック協会 足立支部	(1)災害時における緊急輸送業務に関すること

7 公共的団体の役割

足立区医師会	(1)災害時における医療救護活動に関すること
足立区歯科医師会	(1)災害時における歯科医療救護活動に関すること
足立区薬剤師会	(1)災害時における医療救護活動に関すること
東京都獣医師会足立支部	(1)災害時における動物救護活動に関すること

第1部 総則

第2部 防災に関する組織と活動内容

第3部 災害予防計画

第4部 災害応急対策計画

第5部 災害復旧計画

第6部 災害復興計画

第7部 応急対策に関する足立区全体シナリオ

第3章 足立区の概況と被害想定

第1節 足立区の概況

第1 地勢

足立区は、東京 23 区の最北端に位置し、東は中川を挟んで葛飾区、西は隅田川を挟んで北区、新芝川を挟んで川口市に、南は葛飾区、墨田区、荒川区と、北は川口市、草加市並びに八潮市にそれぞれ接している。区域の面積は 53.25km² で、東西の延長は 11.10km、南北は 8.79km あり、千住地域を要とするやや扇状の地形を呈している。

足立区は、河川が運んできた土砂の堆積により陸地が形成された沖積低地であり、区全域が海拔 2 m 前後で、北西部がやや高く、南東部にかけて緩やかに傾斜しながら下り、一部では海拔 0 m 地帯を形成している。

地質は粘土質を主成分とした沖積層で、湿潤で水はけの悪い地層であり、沖積層の深さは、区の東部地域で 50~60 m と深く、他の地域でも大部分が 30~50 m となっている。そのため、表層部に砂層が堆積し、区内全域で液状化の被害が予測される。

また、昭和 5 年に完成した荒川（放水路）が区内を北西から南東に流れ、区を二分しているほか、南を隅田川、東に中川、北に毛長川、西に新芝川と四方を河川で囲まれ、区の東部を南北に綾瀬川が縦断している。

第2 人口・産業

1 人口

令和 3 年 1 月 1 日現在の足立区の人口は、69 万 1,002 人となり、平成 13 年以降増加傾向が続いている。人口密度も平成 21 年度以降 1 万 2,000 人/km² を超えている。

年齢別人口をみると、令和 3 年 1 月 1 日現在、年少人口（0~14 歳）は 77,773 人（11.2%）生産年齢人口（15~64 歳）は 441,514 人（63.9%）、老年人口（65 歳以上）は 171,715 人（24.9%）となっており、東京 23 区中でも特に高齢者の割合が多い状況にある。

2 産業

平成 28 年の足立区の事業所数は、2 万 3,557 事業所、従業者数は 21 万 5,361 人となっている。

産業別の事業者数構成比は、その上位から卸売業・小売業（22.1%）、医療・福祉（15.7%）、運輸業・郵便業（11.1%）、宿泊業・飲食サービス業（10.9%）、製造業（10.2%）となっている。また、従業者規模別の事業所数では、9 人以下の事業所が約 80% を占めており、足立区は中小企業の町であるといえる。

第3 都市環境

区では、区画整理事業を中心にまちづくりを進めてきたが、既成市街地では住商工業の混在、木造家屋の密集、狭あい道路等、防災上極めて多くの問題を抱えている。

特に、千住地域、荒川以北の環状七号線以南で尾久橋通りと綾瀬川の間の地域は、自然発展的過程のまま住居が密集し、建築密度が高く、不燃化率が低いため、防災（特に

第3章 足立区の概況と被害想定

第1節 足立区の概況

火災)の面で多くの課題が山積している。建物の不燃化等は、都内他市区と比べ対策は進んでいるが、震災時の消火活動困難度(地域の延焼危険度、消防水利の有効性、消防隊等の到達性等を総合的に勘案される数値)は依然として高く、継続的な改善が必要である。

また、道路網についても、土地区画整理事業で面的整備が実施された部分を除くと自然発生的に形成された道路が多く、区道約950kmのうち、およそ45%が幅員5.5m未満であり、災害時における避難、消火、救出救助活動等への支障が懸念されている。

さらに、災害時の一時集合場所や火災延焼防止帯として重要な役割を果たす公園や児童遊園について、総面積は東京23区中でもトップクラスになるが、人口一人当たりの面積は、約4.68㎡(令和2年4月1日現在)であり、都市公園法に定められている5㎡の整備目標を下回っている。

鉄道利用に関しては、つくばエクスプレスが開通した平成17年度より利用者数の傾向が一変した。足立区全体の鉄道の一日平均利用者数は、平成6年度より平成16年度までの10年間減少傾向を続けていたが、平成17年度より増加傾向に転じ、平成20年の日暮里・舎人ライナーの開業もあり、令和元年度では約200万人(各路線の利用者数の合計)となっている。特に、北千住駅はJR常磐線、東武スカイツリーライン、地下鉄日比谷線・千代田線、つくばエクスプレスの4社5路線が乗り入れ、150万人以上が利用している(乗り換え利用も含む)都内でも屈指の主要ターミナル駅である。

第1部
総則

第2部
防災に関する組織と活動内容

第3部
災害予防計画

第4部
災害応急対策計画

第5部
災害復旧計画

第6部
災害復興計画

第7部
応急対策に関する足立区全体シナリオ

第2節 地震災害の被害想定

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、従来の災害の概念に収まらない未曾有の大災害であった。

日本の観測史上では最大、世界的に見ても4番目の大きさとなるマグニチュード（以下、「M」という。）9.0を記録した巨大地震により、東北から関東地方に至る東日本の太平洋岸全体にわたる広範囲に甚大な被害がもたらされたほか、巨大地震が引き起こした大津波は、東北地方を中心とする太平洋沿岸の地域に壊滅的な被害をもたらした。

この震災により、震源から遠く離れた東京都内においても、液状化や多数の帰宅困難者の発生といった被害がもたらされた。

こうしたことから、東京都は、東日本大震災の経験を踏まえ、首都直下地震等東京を襲う大規模地震に対してより確かな備えを講じていくため、平成24年4月に、「首都直下地震による東京の被害想定」（平成18年5月公表）を見直した。

また、平成25年12月に国の中央防災会議において「首都直下地震の被害想定と対策について（最終報告）」が公開されたが、東京都の想定と近似のため、本計画で想定する被害は、東京都が見直したこの「首都直下地震等による東京の被害想定報告書」に基づくものとする。

なお、交通施設被害のうち道路施設と鉄道施設については区別の被害想定が公表されていないので、都区部の被害想定を記載する。

なお、南海トラフの巨大地震については、内閣府に平成23年8月に設置された「南海トラフの巨大地震モデル検討会」において、科学的知見に基づき、南海トラフの巨大地震対策を検討する際に想定すべき最大クラスの地震・津波の検討を進め、平成24年3月31日に第一次報告として、震度分布・津波高（50mメッシュ）の推計結果が取りまとめられた。

この南海トラフ巨大地震の被害推計結果は、「首都直下地震等による東京の被害想定」で前提としている想定地震の被害と足立区に関する被害のデータを比較すると、全てにおいて「首都直下地震等による東京の被害想定」での結果の方が大きくなる。

<南海トラフ巨大地震における被害想定（足立区）>

- 震度：5強
- 津波被害：なし

※南海トラフ巨大地震の被害想定は以下の5ケースで行われている。

ケース1：基本ケース	「駿河湾～紀伊半島沖」に「大すべり域+超大すべり域」を設定
ケース2：陸側ケース	「紀伊半島沖」に「大すべり域+超大すべり域」を設定
ケース3：東側ケース	「紀伊半島沖～四国沖」に「大すべり域+超大すべり域」を設定
ケース4：西側ケース	「四国沖」に「大すべり域+超大すべり域」を設定
ケース5：経験的手法	「四国沖～九州沖」に「大すべり域+超大すべり域」を設定

一方で、超高層建築物等に被害をもたらすおそれがある長周期地震動についてモデル構築や被害、対策等をまとめた「南海トラフ沿いの巨大地震による長周期地震動に関する報告」によると、①東京都を含む都市圏では長時間の周期での地震動が発生するおそれが高い、②建物倒壊までには強度的に一定の余裕がある、③継続使用等の判断においては、専門家等に依頼することが望ましい、③家具固定等の安全確保の重要性の確認、等の結果が得られた。

報告の中で、首都直下地震において揺れの増幅度合を検討する必要性、個々の建物への影響については個別に詳細な検証の必要性等の課題が示されており、今後、新たな検討会を設置し検討を進めることとしている。

第3章 足立区の概況と被害想定

第2節 地震災害の被害想定

また、被害想定として、中央防災会議「首都直下地震の被害想定項目及び手法の概要～人的・物的被害～」(平成25年12月)が公表された。東京都防災会議「首都直下地震等による東京の被害想定」(平成24年4月)との違いとして以下の2点が考えられる。

- ①平時の防災対策をより考慮した被害想定(例:防災上の整備状況を考慮した急傾斜地の崩壊による被害の算出、広域的な消防応援を考慮した火災の延焼による被害の算出等)
- ②東日本大震災のソフト面の教訓を踏まえた被害想定(例:浸水高さに加えて避難意識等を考慮し他被害の算出等)

中央防災会議の被害想定「都心南部直下地震」と東京都防災会議の被害想定「東京湾北部地震」について、全壊・焼失棟数、死者数に着目して比較すると、下表のとおり、新しい想定では、火災による被害が大きい。区では、これまでも建築物の不燃化、防災市民組織等の活動体制の強化等、火災に対する対策はとられてきたが、上記被害想定をふまえて、引き続き火災への対策を取っていくことが必要と考えられる。

【被害想定と比較(冬夕、風速8m/s)】

	全壊・焼失棟数		死者数	
	火災	合計	火災	合計
東京湾北部地震	201,249	304,300	4,081	9,641
都心南部直下地震	約221,000	約333,000	約4,500～約8,400	約7,700～約11,000

第1 前提条件

1 想定地震

項目	内容			
種類	東京湾北部地震	多摩直下地震(プレート境界多摩地震)	元禄型関東地震	立川断層帯地震
震源	東京湾北部	東京都多摩地域	神奈川県西部	東京都多摩地域
規模	M 7.3		M 8.2	M 7.4
震源の深さ	約20km～35km		約0km～30km	約2km～20km

2 気象条件等

季節・時刻・風速	想定される被害
冬の朝5時 風速 4m/s 8m/s	<ul style="list-style-type: none"> ○ 兵庫県南部地震と同じ発生時間帯 ○ 多くの人々が自宅で就寝中に被災するため、家屋倒壊による圧死者が発生する危険性が高い ○ オフィスや繁華街の屋内外滞留者や、鉄道・道路利用者は少ない
冬の昼12時 風速 4m/s 8m/s	<ul style="list-style-type: none"> ○ オフィス、繁華街、映画館、テーマパーク等に多数の滞留者が集中しており、店舗等の倒壊、落下物等による被害拡大の危険性が高い ○ 住宅内滞留者数は、1日の中で最も少なく、老朽木造家屋の倒壊による死者数は「冬の朝5時」と比較して少ない
冬の夕方18時 風速 4m/s 8m/s	<ul style="list-style-type: none"> ○ 火気器具利用が最も多いと考えられる時間帯で、これらを原因とする出火数が最も多くなるケース ○ オフィスや繁華街周辺、ターミナル駅では、帰宅、飲食のため、多数の人が滞留 ○ ビル倒壊や落下物等により被災する危険性が高い ○ 鉄道、道路もほぼラッシュ時に近い状況で、人的被害や交通機能支障による影響拡大の危険性が高い

第2 足立区の被害想定概要

1 足立区における被害想定 総括表

条件	規模		東京湾北部地震 (M7.3)						
	時期及び時刻		冬の朝5時		冬の昼12時		冬の夕方18時		
	風速		4 m/s	8 m/s	4 m/s	8 m/s	4 m/s	8 m/s	
人的被害	死者		688人	689人	424人	427人	704人	712人	
	原因別	ゆれによる建物全壊	629人	629人	316人	316人	400人	400人	
		急傾斜地崩壊による建物全壊	0人	0人	0人	0人	0人	0人	
		地震火災	56人	57人	105人	107人	301人	309人	
		ブロック塀	3人	3人	3人	3人	3人	3人	
		落下物	0人	0人	0人	0人	0人	0人	
	負傷者		11,753人	11,759人	6,839人	6,850人	8,998人	9,033人	
	(重傷者)		1,418人	1,420人	884人	887人	1,285人	1,294人	
	原因別	ゆれによる建物全壊	11,426人	11,426人	6,268人	6,268人	7,523人	7,523人	
		急傾斜地崩壊による建物全壊	0人	0人	0人	0人	0人	0人	
		地震火災	212人	218人	457人	468人	1,361人	1,395人	
		ブロック塀	104人	104人	104人	104人	104人	104人	
		落下物	12人	12人	12人	12人	12人	12人	
	物的被害	(原因別)建物	ゆれ液状化等による建物全壊	10,082棟					
			地震火災※2	2,072棟	2,121棟	5,791棟	5,926棟	15,724棟	16,124棟
交通		道路	別途 (P.23) 記載						
		鉄道	別途 (P.23) 記載						
ライフライン		電力施設	18.2%	18.2%	19.8%	19.8%	24.1%	24.3%	
		通信施設	2.0%	2.0%	4.4%	4.5%	10.9%	11.2%	
		ガス施設※3	ケース① : 99.4%						
			ケース② : 99.4%						
		上水道施設	52.7%						
下水道施設		27.4%							
その他	帰宅困難者		—	—	107,115人	107,115人	107,115人	107,115人	
	避難者 (避難所生活者)		224,638 (146,015)人	224,832 (146,141)人	239,516 (155,686)人	240,055 (156,036)人	279,261 (181,520)人	280,862 (182,560)人	
	閉じ込めにつながり得るエレベーター停止台数		161台	161台	166台	166台	176台	177台	
	要配慮者死者数		369人	369人	334人	336人	522人	528人	
	自力脱出困難者		4,923人		2,673人		3,228人		
	震災廃棄物		304万t	304万t	312万t	312万t	334万t	335万t	

※1 小数点以下の四捨五入により合計は合わないことがある。

※2 倒壊建物を含む。

※3 ケース① 低圧ガスブロック内の全域でS I 値（地震の振動が建物に及ぼす影響を平均化した値）がブロック毎に予め定められた基準値を超え、確実に低圧ガスの供給停止を行うケース。

ケース② 低圧ガスブロック内の3分の1でS I 値（地震の振動が建物に及ぼす影響を平均化した値）が上記の基準に達しなくても、火災延焼地域等、二次災害発生の危険性がある場合、追加で供給停止を行うケース。

第3章 足立区の概況と被害想定
 第2節 地震災害の被害想定

条件	規模		多摩直下地震 (M7.3)					
	時期及び時刻		冬の朝5時		冬の昼12時		冬の夕方18時	
	風速		4 m/s	8 m/s	4 m/s	8 m/s	4 m/s	8 m/s
人的被害	死者		299人	300人	164人	164人	218人	217人
	原因別	ゆれによる建物全壊	270人	270人	135人	135人	172人	172人
		急傾斜地崩壊による建物全壊	0人	0人	0人	0人	0人	0人
		地震火災	27人	28人	26人	26人	44人	43人
		ブロック塀	2人	2人	2人	2人	2人	2人
		落下物	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	負傷者		7,192人	7,195人	3,985人	3,987人	4,890人	4,859人
	(重傷者)		618人	618人	364人	364人	458人	449人
	原因別	ゆれによる建物全壊	7,037人	7,037人	3,817人	3,817人	4,612人	4,612人
		急傾斜地崩壊による建物全壊	0人	0人	0人	0人	0人	0人
		地震火災	72人	75人	84人	86人	194人	163人
		ブロック塀	78人	78人	78人	78人	78人	78人
落下物		5人	5人	5人	5人	5人	5人	
物的被害	建物被害							
	原因別	ゆれ液状化等による建物全壊						4,397棟
		地震火災※2	1,023棟	1,044棟	1,422棟	1,451棟	2,184棟	2,229棟
	交通	道路						
		鉄道						
	ライフライン	電力施設	7.9%	7.9%	8.1%	8.1%	8.5%	8.5%
		通信施設	1.0%	1.0%	1.2%	1.2%	1.7%	1.7%
		ガス施設※3	ケース①：0.0%					
			ケース②：99.4%					
		上水道施設	52.6%					
下水道施設	22.5%							
その他	帰宅困難者		—	—	107,115人	107,115人	107,115人	107,115人
	避難者 (避難所生活者)		183,058 (118,987)人	183,139 (119,041)人	184,655 (120,026)人	184,769 (120,100)人	187,703 (122,007)人	187,884 (122,125)人
	閉じ込めにつながり得るエレベーター停止台数		111台	111台	112台	112台	113台	113台
	要配慮者死者数		161人	161人	130人	130人	162人	162人
	自力脱出困難者		2,117人		1,156人		1,391人	
	震災廃棄物		194万t	194万t	195万t	195万t	197万t	197万t

※1 小数点以下の四捨五入により合計は合わないことがある。
 ※2 倒壊建物を含む。
 ※3 ケース① 低圧ガスブロック内の全域でS I値（地震の振動が建物に及ぼす影響を平均化した値）がブロック毎に予め定められた基準値を超え、確実に低圧ガスの供給停止を行うケース。
 ケース② 低圧ガスブロック内の3分の1でS I値（地震の振動が建物に及ぼす影響を平均化した値）が上記の基準に達しなくても、火災延焼地域等、二次災害発生の危険性がある場合、追加で供給停止を行うケース。

第3章 足立区の概況と被害想定
第2節 地震災害の被害想定

条件	規模	元禄型関東地震 (M8.2)									
	時期及び時刻	冬の朝5時		冬の昼12時		冬の夕方18時					
	風速	4 m/s	8 m/s	4 m/s	8 m/s	4 m/s	8 m/s				
人的被害	死者	206人	207人	112人	112人	145人	145人				
	原因別	ゆれによる建物全壊	187人	187人	94人	94人	119人	119人			
		急傾斜地崩壊による建物全壊	0人	0人	0人	0人	0人	0人			
		地震火災	17人	0人	15人	16人	24人	24人			
		ブロック塀	2人	2人	2人	2人	2人	2人			
		落下物	0人	0人	0人	0人	0人	0人			
	負傷者	5,952人	5,954人	3,261人	3,263人	3,972人	3,974人				
	(重傷者)	428人	428人	252人	252人	306人	307人				
	原因別	ゆれによる建物全壊	5,853人	5,853人	3,153人	3,153人	3,826人	3,826人			
		急傾斜地崩壊による建物全壊	0人	0人	0人	0人	0人	0人			
		地震火災	26人	28人	35人	37人	73人	75人			
ブロック塀		69人	69人	69人	69人	69人	69人				
落下物		4人	4人	4人	4人	4人	4人				
物的被害	建物被害										
	原因別	ゆれ液状化等による建物全壊						3,039棟			
		地震火災※2	652棟	667棟	848棟	867棟	1,218棟	1,247棟			
	交通	道路									
		鉄道									
	ライフライン	電力施設	5.6%	5.7%	5.7%	5.8%	5.9%	5.9%			
		通信施設	0.6%	0.6%	0.8%	0.8%	1.0%	1.0%			
		ガス施設※3						ケース①：0.0%			
								ケース②：18.1%			
		上水道施設						53.3%			
下水道施設						21.7%					
その他	帰宅困難者	—	—	107,115人	107,115人	107,115人	107,115人				
	避難者 (避難所生活者)	167,676 (108,990)人	167,735 (109,028)人	168,457 (109,497)人	168,535 (109,548)人	169,934 (110,457)人	170,052 (110,534)人				
	閉じ込めにつながり得るエレベーター停止台数	103台	103台	103台	103台	104台	104台				
	要配慮者死者数	110人	110人	87人	88人	107人	107人				
	自力脱出困難者	1,469人		803人		966人					
	震災廃棄物	143万t	143万t	143万t	143万t	144万t	144万t				

※1 小数点以下の四捨五入により合計は合わないことがある。

※2 倒壊建物を含む。

※3 ケース① 低圧ガスブロック内の全域でS I値（地震の振動が建物に及ぼす影響を平均化した値）がブロック毎に予め定められた基準値を超え、確実に低圧ガスの供給停止を行うケース。

ケース② 低圧ガスブロック内の3分の1でS I値（地震の振動が建物に及ぼす影響を平均化した値）が上記の基準に達しなくても、火災延焼地域等、二次災害発生の危険性がある場合、追加で供給停止を行うケース。

第3章 足立区の概況と被害想定
 第2節 地震災害の被害想定

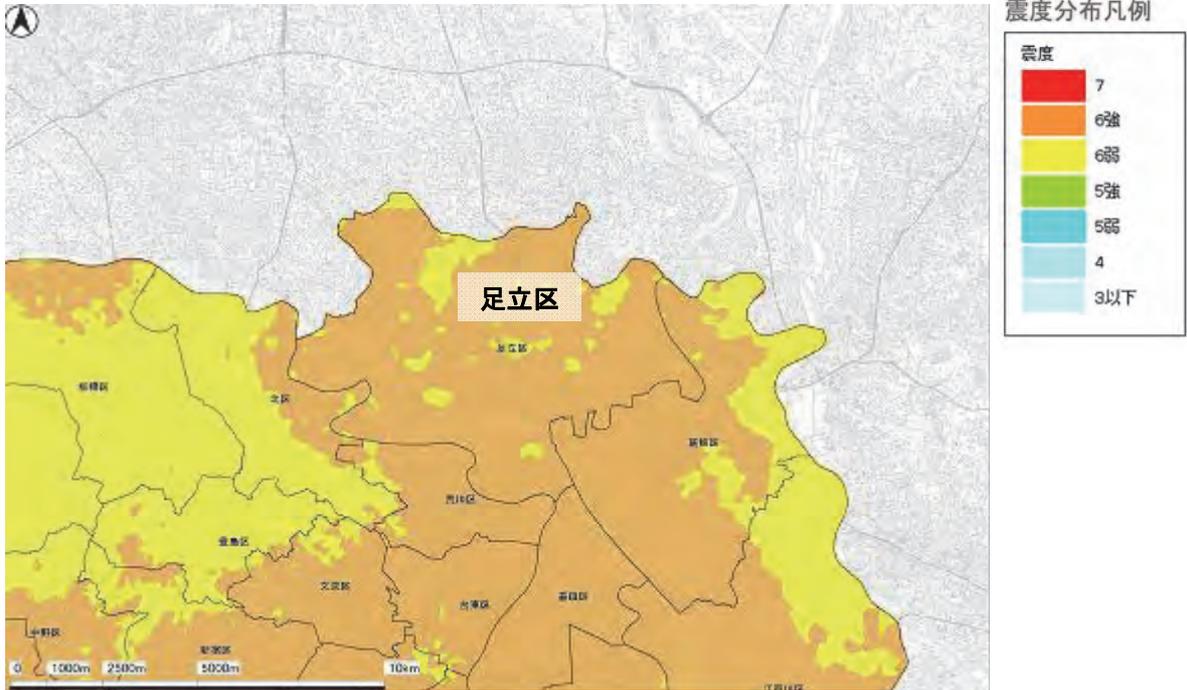
条件	規模	立川断層帯地震 (M7.4)						
	時期及び時刻	冬の朝5時		冬の昼12時		冬の夕方18時		
	風速	4 m/s	8 m/s	4 m/s	8 m/s	4 m/s	8 m/s	
人的被害	死者	1人	1人	1人	1人	2人	2人	
	原因別	ゆれによる建物全壊	0人	0人	0人	0人	0人	0人
		急傾斜地崩壊による建物全壊	0人	0人	0人	0人	0人	0人
		地震火災	1人	1人	1人	1人	2人	2人
		ブロック塀	0人	0人	0人	0人	0人	0人
		落下物	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	負傷者	68人	68人	45人	45人	52人	52人	
	(重傷者)	4人	4人	4人	4人	5人	5人	
	原因別	ゆれによる建物全壊	56人	56人	34人	34人	38人	38人
		急傾斜地崩壊による建物全壊	0人	0人	0人	0人	0人	0人
		地震火災	2人	2人	2人	2人	4人	4人
ブロック塀		10人	10人	10人	10人	10人	10人	
落下物		0人	0人	0人	0人	0人	0人	
物的被害	建物被害							
	原因別	ゆれ液状化等による建物全壊					0棟	
		地震火災※2	36棟	37棟	57棟	59棟	104棟	107棟
	交通	道路						
		鉄道						
	ライフライン	電力施設	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%
		通信施設	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%
		ガス施設※3	ケース①: 0.0%					
ケース②: 0.0%								
上水道施設		3.2%						
下水道施設	15.0%							
その他	帰宅困難者	—	—	107,115人	107,115人	107,115人	107,115人	
	避難者 (避難所生活者)	7,363 (4,786)人	7,368 (4,789)人	7,463 (4,851)人	7,470 (4,856)人	7,684 (4,994)人	7,697 (5,003)人	
	閉じ込めにつながり得るエレベーター停止台数	40台	40台	40台	40台	40台	40台	
	要配慮者死者数	1人	1人	1人	1人	2人	2人	
	自力脱出困難者	0人		0人		0人		
	震災廃棄物	2万t	2万t	2万t	2万t	2万t	2万t	

※1 小数点以下の四捨五入により合計は合わないことがある。
 ※2 倒壊建物を含む。
 ※3 ケース① 低圧ガスブロック内の全域でS I値（地震の振動が建物に及ぼす影響を平均化した値）がブロック毎に予め定められた基準値を超え、確実に低圧ガスの供給停止を行うケース。
 ケース② 低圧ガスブロック内の3分の1でS I値（地震の振動が建物に及ぼす影響を平均化した値）が上記の基準に達しなくても、火災延焼地域等、二次災害発生の危険性がある場合、追加で供給停止を行うケース。

2 足立区における被害想定 解説

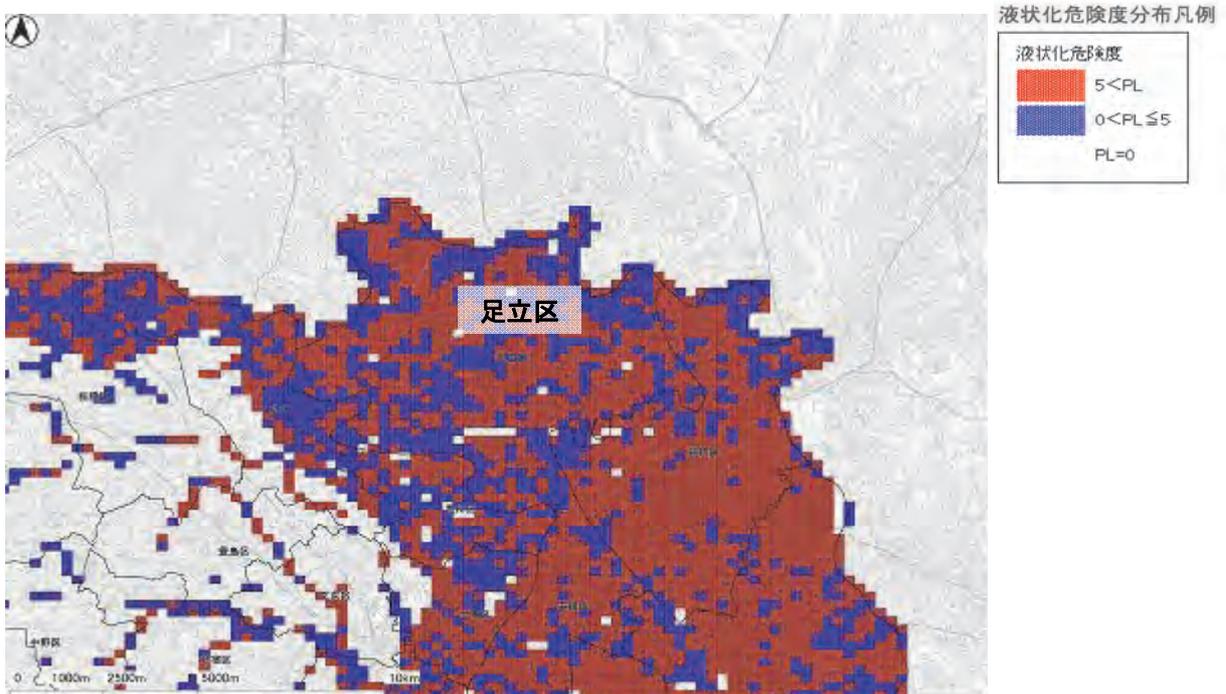
(1) 震度：東京湾北部地震（M7.3）時に、区のほぼ全域で震度6強となる。

<震度分布：東京湾北部地震>



(2) 液状化危険度：区全域で危険度が高い。

<液状化危険度分布：東京湾北部地震>



第3章 足立区の概況と被害想定

第2節 地震災害の被害想定

(3) 津波の影響

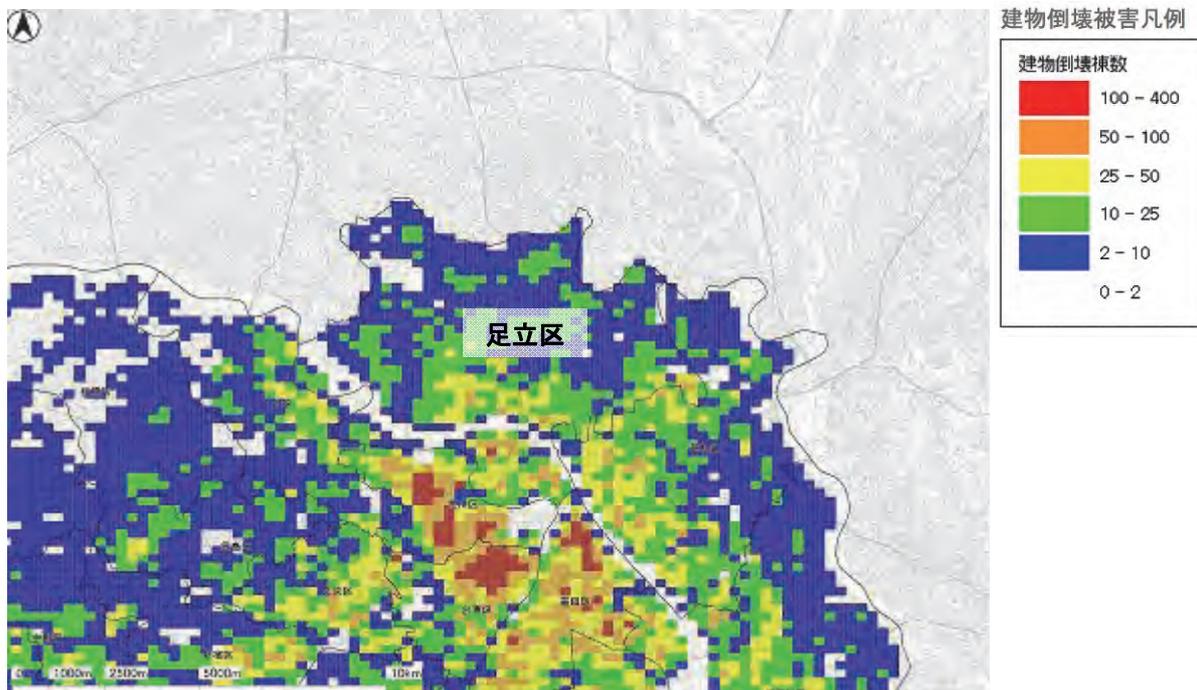
元禄型関東地震の際の想定が最も大きく、河川遡上0.5 m～1.2 mとなる。
 高水敷（河川敷）への浸水は想定されているが、区の建物被害は0となっている。

(4) 建物被害

ア 建物の倒壊被害：東京湾北部地震で被害が最も大きくなり、区的全壊棟数は約10,000棟、半壊棟数は約30,000棟となっている。その中でも区南部の木造家屋密集市街地で多くの被害が生じる。

区は、木造建築物が他区と比較しても多いため、老朽木造建築物、木造建築物に対して密集市街地整備事業等を継続的に実施し、被害軽減につなげる必要がある。

<建物倒壊被害分布：全壊－東京湾北部地震>

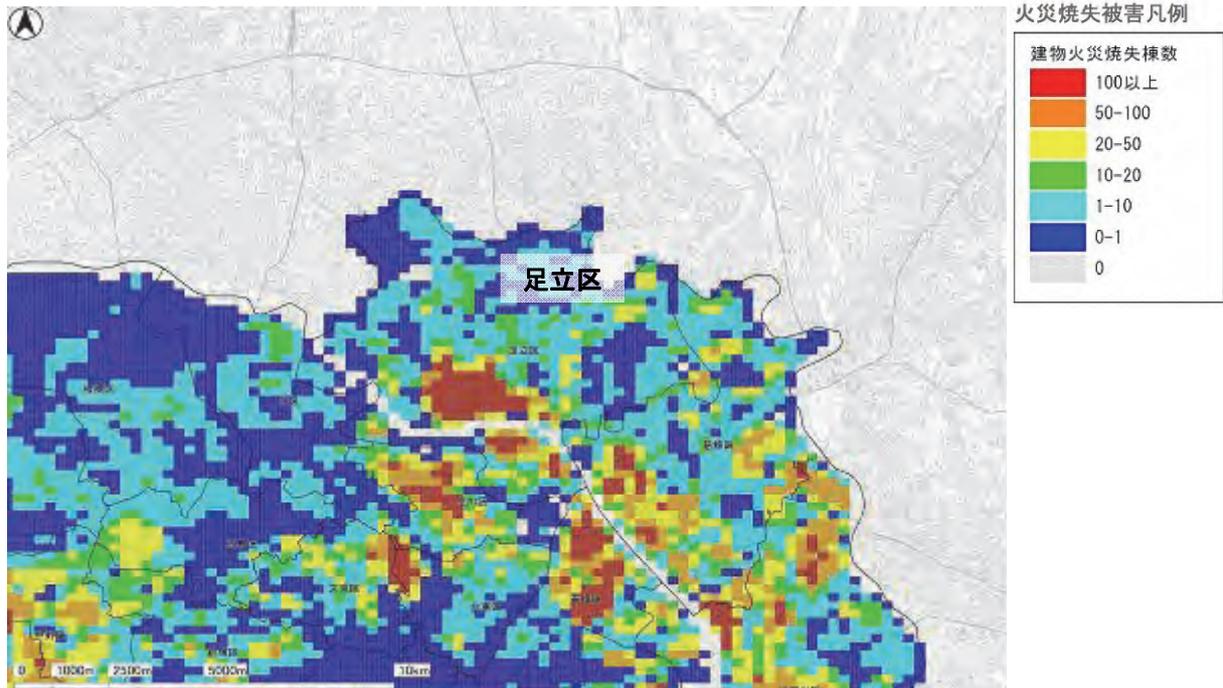


イ 建物の火災延焼：東京湾北部地震（風速8 m/s）で被害が最も大きく、焼失棟数は約16,000棟（焼失率10.2%）となっている。その中でも環状七号線から荒川の間で多く被害が大きい。

ウ 延焼を含めた焼失棟数：「発生時刻」「季節」「気象」によって状況は大きく異なり、特に冬18時 北北西の風 風速8 m/sで最大値となる。

圧壊し易い木造家屋の密集する地域については、火災が起こりやすいため、消防活動による消火率を高めることが不可欠である。

＜建物焼失被害分布：東京湾北部地震＞



(5) 人的被害

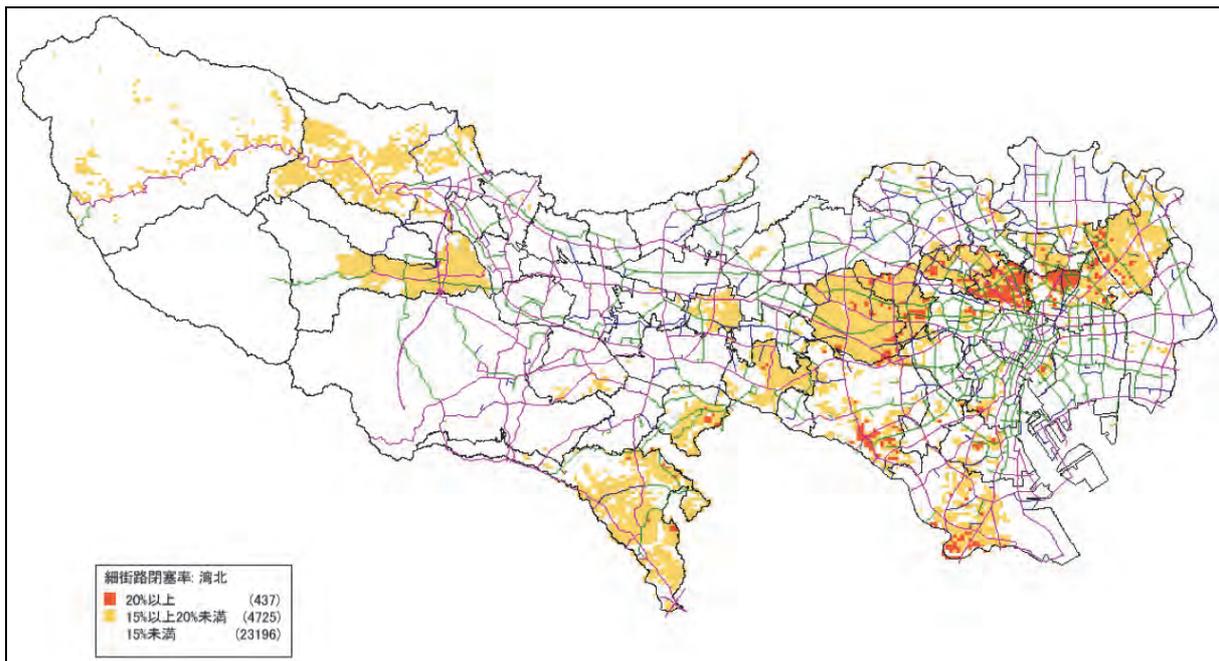
- ア 死者数：東京湾北部地震の場合が最大となり、700 人を超える。ゆれ・液状化建物被害、火災によるものが大部分を占める。
- イ 負傷者数：東京湾北部地震（朝5時、風速8 m/s）の場合が最大となり、10,000 人を超える。

(6) 道路施設被害

- ア 道路施設被害：東京湾北部地震において最大となり、落橋や橋の変形等短期的に救助活動や緊急物資の輸送路としての機能等を回復できない大きな被害が発生するのは、東京都区部における都道で0.6%、区道で0.2%程度である。
- イ 細街路における閉塞の発生：東京湾北部地震の場合が最大となり、区南部では、閉塞率が15%を超える地域もある。
- ウ 鉄道施設被害：機能障害に至る程度の橋梁や高架橋の被害といった大きな被害は、東京湾北部地震において区部全体で0.1%程度とほとんど発生しない。

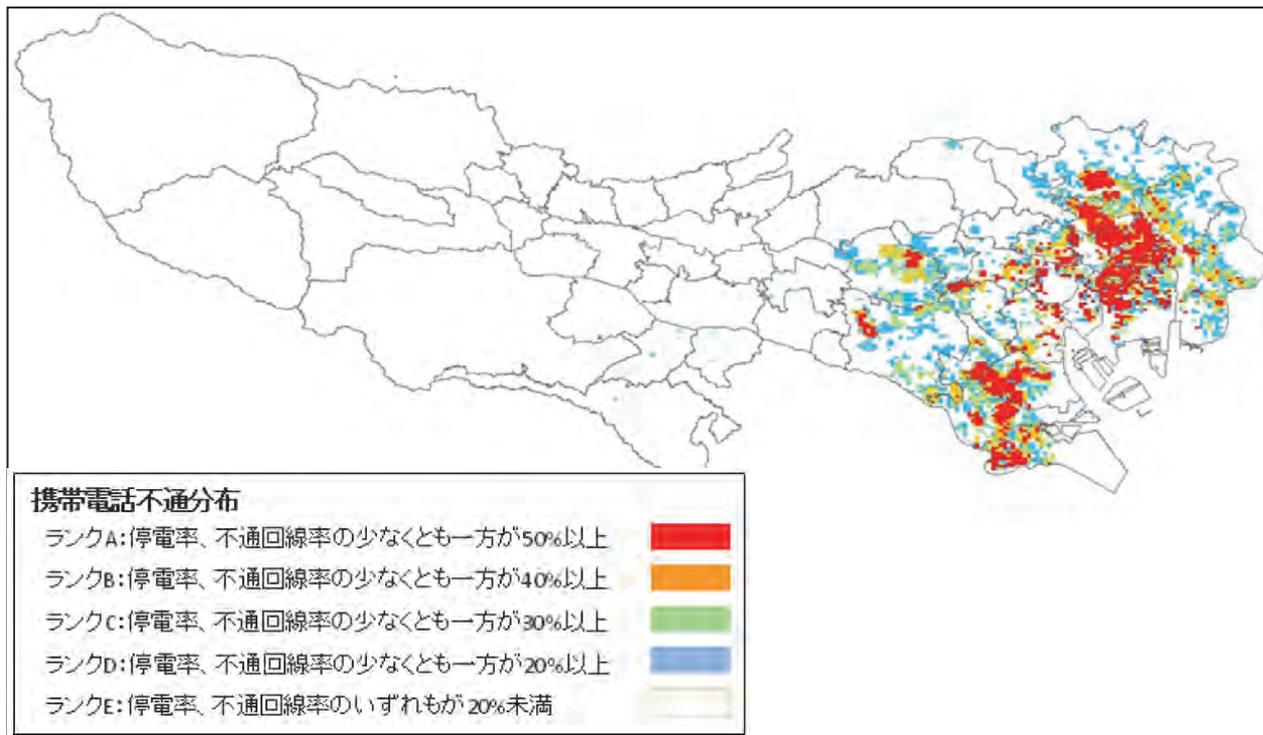
第3章 足立区の概況と被害想定
 第2節 地震災害の被害想定

＜細街路閉塞の可能性があるエリア：東京湾北部地震＞



(7) ライフライン被害

- ア 電力：停電率が東京湾北部地震において 24.3%となる。
- イ 通信：固定電話の不通率が東京湾北部地震において 11.2%となる。
携帯電話の不通回線率も 50%を超える地域がある。
- ウ ガス：東京湾北部地震、多摩直下地震で、ほぼ 100%の支障率となる。
- エ 上水道：東京湾北部地震で被害が最も大きく、断水率は 52.7%となる。
- オ 下水道：東京湾北部地震で被害が最も大きく、足立区の管きょ被害率は 27.4%となる。



(8) 避難者、帰宅困難者等

ア 避難者：東京湾北部地震で最大となり、冬18時・風速8 m/sの条件では、約30万人で、区内人口約67万人の4割強となる。多摩直下地震の冬18時・風速8 m/sの条件では、約18万人で、区内人口約67万人の3割弱となる。

イ 帰宅困難者：北千住駅は、5路線が乗り入れ、1日の平均乗降客数が150万人を超える首都圏有数のターミナルである。このため、乗換利用が多く、発災時間によっては、駅構内に多くの滞留者が発生する。駅周辺の滞留者は駅屋内、屋外を含め3万人程度となる。待機人口等を含めた帰宅困難者は6万人程度となる。

ウ 駅周辺滞留者：それぞれの駅における駅周辺滞留者は、下表に示すとおりである。

【区内鉄道駅における駅周辺滞留者】

駅名	利用者数	屋内滞留者	屋外滞留者	駅周辺滞留者計
JR 東日本				
北千住 (※)	750,035	23,376	7,077	30,453
つくばエクスプレス (TX)				
青井	6,028	188	57	245
六町	12,637	394	119	513
東武鉄道				
堀切	1,996	62	19	81
牛田	11,362	354	107	461
小菅	2,802	87	26	114
五反野	17,348	541	164	704
梅島	15,534	484	147	631
西新井	31,835	992	300	1,293
竹ノ塚	35,638	1,111	336	1,447
大師前	6,758	211	64	274
京成電鉄				
千住大橋	6,475	202	61	263
京成関屋	12,354	385	117	502
東京地下鉄				
綾瀬	218,481	6,809	2,061	8,871
北綾瀬	13,294	414	125	540
日暮里・舎人ライナー				
足立小台	1,637	51	15	66
扇大橋	3,791	118	36	154
高野	2,352	73	22	95
江北	4,209	131	40	171
西新井大師西	4,820	150	45	196
谷在家	4,028	126	38	164
舎人公園	1,945	61	18	79
舎人	3,301	103	31	134
見沼代親水公園	5,361	167	51	218

※ 北千住駅は乗換利用を含む（JR東日本、つくばエクスプレス、東武鉄道、東京地下鉄（日比谷線）、東京地下鉄（千代田線）の5駅の乗車人数の合計）。

※ 各駅の利用者数は平成26年度の一日乗車人数の平均値。

※ 各駅の滞留者数は、北千住駅の数値（「首都直下地震等による東京の被害想定」より）をもとに駅利用者数の比によって算出。

第3章 足立区の概況と被害想定

第2節 地震災害の被害想定

エ エレベーター停止：東京湾北部地震（冬 18 時、風速 8 m/s の条件）で最大となり、区内で 150 台以上が停止する。高層建築物が少ないため、区では他区と比べて被害が少ない。

オ 要配慮者への被害：東京湾北部地震（冬 18 時・風速 8 m/s の条件）で最大となり、500 人以上の死者が発生する。また、多摩直下地震（冬 18 時・風速 8 m/s の条件）で、150 人以上の死者が発生する。負傷者は、東京湾北部地震（冬 18 時・風速 8 m/s の条件）で 7,000 人以上となり、多摩直下地震（冬 18 時・風速 8 m/s の条件）で 2,000 人以上となる。（※）

〔 ※ 要配慮者への被害における負傷者数は、死者総数（約 700 人）と負傷者総数（約 10,000 人）の比より算出。 〕

カ 自力脱出困難者：東京湾北部地震（屋内滞留人口が多い朝 5 時の条件）で最大となり、約 5,000 人発生する。建物全壊による影響が大きく、区は当該被害の数値が高い。

キ 震災廃棄物：東京湾北部地震（冬 18 時・風速 8 m/s の条件）で最大となり、約 335 万 t（体積 439 万 m³：東京ドーム 3.5 個分（1 個あたり 124 万 m³））が発生する。建物の全壊・半壊、焼失等による影響が大きい。

（9）複合災害

ア 本計画は、地震による災害について取り扱うものであるが、複合災害（異常な風雨を伴う台風、ゲリラ豪雨等の気象災害が、地震と同時又は時間差をもって発生）が起こることで、被害が想定レベルを超え、甚大な被害につながる可能性があるため、柔軟な運用が必要である。

<複合災害の具体例>

- 梅雨や台風シーズンでの地震発生による浸水被害

梅雨期や台風シーズン等降雨期に地震が発生した場合、雨水ポンプ場等の雨水管路施設の流下・排水機能が低下すれば、避難所等を含む生活空間に浸水被害が発生する可能性がある。

- 台風等の強風時の地震発生による火災延焼拡大

台風若しくはそれに準ずる気象条件下において、地震が発生した場合、飛び火による延焼拡大等、想定以上の広域延焼被害が発生する可能性がある。

(10) 定性的な被害（定量的に示すことが困難な被害）

ア 東日本大震災の経験を踏まえながら、起こりうる被害をより広く捉えると、定量的に示すことが困難な被害も発生する。

<定性的な被害（定量的に示すことが困難な被害）の具体例>

○ 発災直後の出火以外の火災や同時多発火災等による被害拡大

地震発生から数日後の復電による通電火災や不審火等による火災が発生する可能性がある。また、同時多発火災の発生、停電・電話の不通による119番通報の支障等により、公的消防隊への通報が遅れ、消火困難な火災が増える可能性がある。さらに、路上の放置自動車、沿道家屋の倒壊、電柱の倒壊により細街路の道路閉塞が発生し、消火活動が著しく阻害され、消火困難な火災が増える可能性がある。ビルの高層階では、ゆれが増幅されるため、火気器具等による出火が生じる可能性がある。そのような場合、高層階における消火活動は困難であり、火災被害が増大する可能性がある。

○ 交通施設及び交通ターミナル被害

鉄道や道路をまたぐ橋梁や橋げたが被災・落下することはほとんどないと想定されるが、落下した場合には、通行中の列車や車両が被災し、死傷者が増加する可能性がある。また、鉄道の脱線事故により対向列車や沿線建物との衝突事故が発生した場合、死傷者が増加する可能性がある。特に、高速道路高架部分で車両落下等が生じた場合、高架下の市街地での火災延焼等の被害拡大が生じる可能性がある。さらに高架下店舗の被災により多数の死傷者が発生する可能性がある。膨大な鉄道利用者が滞留しているターミナル駅の天井崩落や通路への利用者が殺到等による事故が生じた場合、多数の死傷者が発生する可能性がある。

第4章 減災目標と対策の方向性

第1節 基本目標

第4章 減災目標と対策の方向性

第1節 基本目標

第1 基本目標

減災の目標には、大別して「人的被害（死者）の軽減」に関わる目標と「まちの早期復興」に関わる目標があり、この最終到達点である「**死者をなくす**」及び「**区民生活の早期復興**」を基本目標として設定する。

なお、足立区の「被害想定」では、地震災害被害（第1部第3章第2節）において、死者数が712人（最大：東京湾北部地震の場合）にのぼると想定している。その原因別内訳は概ね以下のとおりとなっている。

【被害想定（死者）：東京湾北部地震（冬・18時 風速8 m/s）】

■ゆれ・液状化建物被害	400人
■火災	309人
■ブロック塀等	3人

※ 災害による人的被害の原因として大きいのが「ゆれ・液状化建物被害」「火災」であり、これを踏まえ各施策を推進することにより、人的被害（死者）の軽減・ゼロ化を図る。

第2 基本目標達成の考え方

第3部の災害予防計画、第4部の災害応急対策計画、第5部の災害復旧計画の施策が全て実施されることにより、基本目標である「**死者をなくす**」及び「**区民生活の早期復興**」が達成されるものとして施策を推進する。

第3 基本目標達成のための施策管理

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正するものであり（第1章第5節「計画の修正」）、また、この計画の遂行にあたっては、その機能を十分に発揮するため、自ら又は協同による調査研究、訓練、その他の方法により、計画の習熟に努めなければならない（第1章第4節「計画の習熟」）。

これを受け、目標達成のために実施する各施策のうち、事前に準備できる災害予防計画（第3部）については、その進捗管理の徹底を図るものとし、その仕組みづくり（管理体制及び管理帳票の整備）を行うものとする。また、震災対策は、その内容が風水害対策も含むものがあることから、災害予防計画の震災編の施策体系を基本に施策管理を行う。

1 施策等の管理体制の整備

本計画の災害予防計画（第3部）に記載する施策に対して、それぞれに関係する関係機関や庁内担当部課に危機管理部を加えた、検討部会等を整備し、年1回、各年の施策実施状況（進捗、課題点など）を確認するとともに、施策実施の強化方策などについて検討を行う。

また、検討部会等の検討結果により、必要に応じ本計画の見直し案を作成し、防災会議の承認を得て、計画の修正を行う。

2 検討部会等の検討項目例

検討部会等は、分野ごとに示している各施策に対して、以下の検討を行う。

- (1) テーマ
- (2) 施策名称
- (3) 担当部署（施策の所管部署及び検討部会担当部署）
- (4) 前年度までの実施状況
- (5) 今年度の実施状況
- (6) 施策遂行の課題点
- (7) 改善の方向性等

3 施策目標による管理

各施策目標は、災害予防計画（第3部）に示す施策のうち、代表的な事業や指標を整理している。

今後、検討部会等で分野ごとに施策の検討を行い、新たな予防対策を講じる必要が生じた場合には、この新たな予防対策に関する事業や指標を設定し、進捗の管理を行う。

事業や指標を追加するにあたっては、到達目標と同じ事業や指標とするか、若しくは到達目標に寄与する事業や指標とする。

第2節 現在の到達状況

震災対策は、その内容が風水害対策も含むものがあることから、震災対策の施策体系（13 施策）に基づき、現在の到達状況を整理する。

第1 区民と地域の防災力向上

1 自助による区民の防災力向上

防災対策では、区民一人ひとりによる自助の取組みが重要なため、様々な媒体を通して広報を実施し、意識啓発を行っている。

また、各家庭における家具類の固定等の転倒・落下・移動防止策の実施、家庭内備蓄の推進、防災訓練への参加、救命講習の受講及び防災教育等を推進し、自助による区民の防災力向上を図っている。

- (1) 家具類の固定等の転倒・落下・移動防止の備えをしている区民の割合
60.5%（令和2年2月実施「第48回足立区政に関する世論調査」）
- (2) 食料・水等の備蓄を行っている区民の割合
66.3%（令和2年2月実施「第48回足立区政に関する世論調査」）
- (3) 地震体験車訓練体験者数 14,563 人（令和元年度）
- (4) 総合防災訓練参加者約約 8,850 人（平成30年度）
- (5) 都立高校や特別支援学校における防災訓練の実施への支援

第4章 減災目標と対策の方向性

第2節 現在の到達状況

2 地域による共助の推進

防災区民組織（町会・自治会等）は、主に町会・自治会等、区民同士が協力して、各地域において防災訓練等の自主的な取組みを進めるとともに、区は、未結成地域を解消するため、区民に対し積極的に指導・助言を行っている。

町会・自治会等は、防災区民組織を基盤として、可搬消防ポンプを配備する区民消火隊や、救出・救助資器材を配備する区民レスキュー隊を結成し、初期消火や救出・救護活動能力を高めている。さらに、区は、地域の初期消火能力の向上をめざし、全町会・自治会を対象に、平成24年度から、消火栓に直結し放水のできる「スタンドパイプ」の配備を進めており、平成27年度までに概ね完了している。なお、スタンドパイプを配備する際には、消防署と連携し、町会・自治会に対し、スタンドパイプの操作訓練も実施している。

また、区は、複数の町会・自治会等で構成される避難所運営会議が主体となって行っている避難所運営訓練を支援するとともに、避難所運営本部長・庶務部長を対象とした会議や、訓練の準備等の目的で行われる役員会や全体会等を通じて、防災に関する最新情報の普及啓発を行っている。

(1) 防災区民組織（町会・自治会等）の結成数 402 組織（令和2年度4月現在）

※ マンション管理組合等 11 組織含む

※ 町会・自治会での組織率 約91%

(2) 区民消火隊の結成数 168 隊（令和2年度4月現在）

※ 可搬消防ポンプ複数保有町会あり

(3) 区民レスキュー隊の結成数 158 隊（令和2年度4月現在）

(4) 避難所運営訓練の令和元年度実施数 60 箇所（参加者 9,071 名）

（資料編震災編 第3「防災区民組織結成一覧」P.17、第5「区民レスキュー隊町会・自治会一覧」P.32）

3 消防団の活動体制の充実

発災時に、消火活動、救出・救護活動等を迅速に展開するためには、地域の実情に精通した消防団が果たす役割は極めて重要であり、区は都とともに、消防団の活動支援を行なっている。

○ 区内の消防団員数 996 人（令和2年4月1現在）

（資料編震災編 第6「消防団関係」P.35）

4 事業所による自助・共助の強化

発災時には、自助・共助の考えに基づき、地域の住民と事業所が協力して被害の拡大を防ぐことが重要であり、区及び都は、総合防災訓練等を通じ、災害時における町会・自治会や事業所等地域の連携を図る取組みを推進し、地域の防災力向上を図っている。

○ 区内事業所へのスタンドパイプ配備

セブン&アイHDとの包括連携協定に基づき 20 店舗配備（平成31年度3月現在）

足立成和信用金庫との包括連携協定に基づき 10 店舗配備（平成31年度3月現在）

5 ボランティア活動への支援

救出・救護、初期消火、交通整理、建物の被災状況把握、避難所運営等、発災時には、ボランティアの多岐にわたる活動が期待される。区は、総合防災訓練の実施に合わせ、ボランティア活動の支援を目的とした訓練を実施する等、ボランティアが発災時に円滑に活動できる体制づくりに取り組んでいる。

また、社会福祉法人足立区社会福祉協議会との協定締結をはじめ、関係機関との連携により、ボランティアの受入れや活動の調整を行う窓口を開設することとしている。

6 防災士等との連携

過去の災害においても、災害発生当初は、近隣住民同士の助け合い、特に避難誘導、避難支援、救出・救護等の活動が多く命を救うものとして大変重要視されている。そのため、これらの活動の中心となることができる防災士等の団体等と、応急対策に関する協議を行っている。

7 地区防災計画の策定

災害対策基本法が平成 25 年 6 月に改正され、地区居住者等が共同して行う防災活動に関する「地区防災計画制度」が創設された。

地区防災計画は、地区居住者等で構成される防災区民組織、事業所等により自発的に行われるボトムアップ型の防災活動に関する計画であり、防災区民組織、事業所等が自らの被害イメージを共有し、応急対応、事前対策などを検討し、それを策定・運用することにより、計画的な防災活動による地域防災力の向上を図るものである。

足立区では、平成 27 年度から地区防災計画の策定に取り組んでおり、令和 2 年度は 6 団体の新規策定を支援した。

また、策定後 3 年経つ団体に対して令和 2 年度には 10 団体の計画の見直しを支援した。

(資料編震災編 第 8 「地区防災計画策定状況」 P. 40)

第2 安全な災害に強い防災まちづくり

1 区におけるこれまでの取組

区では、大地震による延焼火災から区民の生命と財産を守るため、昭和 57 年 3 月に「足立区防災まちづくり基本計画」を策定し、まちを延焼遮断帯で囲う「防災輪中構想」という考え方を基本として、「逃げないですむ防災まちづくり」を推進してきた。

その後、平成 7 年 1 月に発生した阪神・淡路大震災において、密集市街地に被害が集中したことから、改めて密集市街地での防災対策の重要性や緊急性が再認識された。

また、平成 16 年 10 月に発生した新潟県中越地震において、古い建物の倒壊が多く見受けられたことから、従来の延焼火災を防ぐことを中心とした対策から、建物の倒壊を防ぐことも視野に入れた対策が求められることになった。

そこで、平成 20 年 3 月に「足立区防災まちづくり基本計画」を改訂し、新たに建物個々の耐震性の強化を図る視点を加えるとともに、復興まちづくり計画も含めた内容に改められた。

木造住宅密集地域における具体的な取組みとしては、密集市街地整備事業や防災街区整備

第4章 減災目標と対策の方向性

第2節 現在の到達状況

地区計画の制度を活用した修復型のまちづくりを推進している。さらに、足立区耐震化促進計画に基づき、戸建て住宅を中心として耐震診断、耐震改修工事の促進を図るとともに、老朽危険家屋の是正指導、無接道敷地の建替え促進や二方向避難路の確保に鋭意取り組んでいる。

また、区民による安全安心なまちづくりの重要性から、災害時における区民自らが行動できるよう、区民による避難所運営訓練、区民・企業が一体となった地域の連携・協力が不可欠であり、区は「災害に強いまちづくりと人づくり」を積極的に展開している。

しかし、平成23年3月11日に起きた東日本大震災では、多くの生命、財産を失い、従前の取組みでは不十分なことが判明し、この震災を教訓として、帰宅困難者対策等、新たな地震への取組みが必要となっている。

平成24年4月に都が発表した東京湾北部地震の被害想定では、木造住宅密集地域での火災発生や家屋の倒壊、多数の帰宅困難者の発生が予測されている。

今後も、国の防災への取組みや東京都の地域防災計画を踏まえながら防災対策に取組み、特に高齢者や障がい者等の要配慮者への配慮、津波対策、区民自らが被害を最小限に抑えるための区民自らの自助、共助、それらを支援する公助を推進し、災害による死者をなくす取り組みを進めていく。

2 木造住宅密集地域の改善（防災まちづくり）

区は、都と連携して、震災時に特に甚大な被害が想定される木造住宅密集地域の改善を図るための重点的・集中的な取組として、不燃化特区による市街地の不燃化や耐震化、延焼遮断帯や避難・救援路となる特定整備路線の整備等を進めることにより「燃えない、燃え広がらないまちづくり」を推進している。

また、既存事業では救済されることなく危険な状態が続いてきた無接道敷地について、一定の条件をもとに建替えや二方向避難路の確保が可能となるよう、区独自の新たな仕組みを整備し、建築主への指導に努めている。

3 建築物の耐震化及び安全対策

区は、発災時に重要となる施設を中心に耐震化を進め、安全なまちづくりを促進している。また、建築物の安全対策を促進している。

- (1) 防災上重要な公共建築物 99.2%（令和2年度）
- (2) 公立小学校 100%（平成27年3月）
- (3) 公立中学校 100%（平成27年3月）
- (4) 民間特定建築物 88.3%（令和2年度）
- (5) 家具類の固定等の転倒・落下・移動防止実施率 60.5%（令和2年2月実施「第48回足立区政に関する世論調査」）

4 液状化対策の強化

都は、木造2階建て住宅等の小規模建築物を対象とした「液状化による建物被害に備えるための手引」を作成した。区は都と連携を図り、手引きに基づき液状化対策に関する情報を提供していく。

5 出火、延焼等の防止

区は、町会自治会等への消火器の配備及び街頭へのロケット型消火器の配備を行っている。さらに防災区民組織（町会・自治会等）に対して、スタンドパイプや可搬消防ポンプ等の配備を行っている。

また、東京消防庁において防火水槽や深井戸（区内3箇所）、区において深井戸（区内2箇所）等の整備を行っている。

【災害用深井戸の整備】

- (1) 西新井消防署大師前出張所（東京消防庁、平成16年度設置）
- (2) 区立本木小学校（東京消防庁、平成25年度設置）
- (3) 区立関原中央公園（東京消防庁、平成27年度設置）
- (4) 千住龍田町防災ひろば（旧千寿第六小学校跡地）（足立区、平成30年度設置）
- (5) 柳原二丁目児童遊園（千寿桜堤中学校隣接）（足立区、令和元年度設置）

第3 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

1 交通関連施設の安全確保

都は、緊急輸送道路の機能強化、連続立体交差事業等の実施により、災害時においても交通・物流機能を維持す取り組みを推進している。あわせて、緊急輸送道路の機能を確保するため、沿道建築物が地震により倒壊して緊急輸送道路を閉塞することがないように、特定緊急輸送道路の指定を行う等、沿道建築物の耐震化を推進している。

また、国土交通省は、首都直下地震発生の際、近隣県から都心に向けた八方向（八方位）毎に、一斉に道路啓開を進行（八方向作戦）するため、国道や高速道路、都道の被災箇所・規模が比較的小さい路線・区間を交互に組み合わせて優先啓開ルートを設定した。発災後は、現地状況に応じて柔軟に対応しつつ、各道路管理者が連携して、管理する道路の道路啓開を実施する。

区も独自に区内の緊急輸送道路を指定し、避難所への物資等の輸送や避難行動がスムーズに行えるよう、橋梁の耐震化や長寿命化・更新、無電柱化を進めるとともに、道路占用物の耐震化、関係交通機関施設の耐震化、区内の道路啓開の実施計画の検討等を進めている。

- (1) 区内の都市計画道路完成率 77%
- (2) 連続立体交差事業による踏切除却
- (3) 不要な水門等の撤去及び排水機場等の耐震化
- (4) 道路占用物の耐震化の推進

2 ライフライン等の確保

電気、ガス、通信については、各事業者において、送電線のネットワーク化、地震計や安全装置付ガスメーターの設置、電気通信設備等の防災設計といった取り組みが進められている。

- (1) 水道管のダクタイル鋳鉄管への取替えをほぼ完了(平成22年3月)
- (2) 下水道マンホールの浮上抑制対策を緊急輸送道路等約500kmについて完了(平成23年3月)
- (3) 避難所等から排水を受け入れる下水道管とマンホールの接続部分の耐震化を完了(平成

第4章 減災目標と対策の方向性

第2節 現在の到達状況

26年3月)

3 エネルギーの確保

都市機能を支えるエネルギー(電力)については、区は、これまで環境への負荷が少ない持続可能な社会を実現するために、太陽光発電システム設置支援等を行っており、支援件数は2,500件を目指している。また、平成20年度から、廃プラスチック焼却の熱エネルギー回収するサーマルリサイクル事業を展開し、回収した熱エネルギーは温水供給や発電等に利用することとしている。

第4 津波等対策

都の被害想定によれば、足立区に建物被害はない。しかし、荒川の高水敷(河川敷)の一部に遡上した波がかかる可能性が考えられ、災害時の避難行動のあり方、避難誘導等について足立区の地域特性に合った対策を検討しておく必要がある。

1 地震・津波・洪水・高潮・内水氾濫に対する危機管理体制の強化

水防活動に必要な資器材については、水防倉庫3箇所に着蓄しており、定期的に点検を実施している。

2 津波警報・注意報等の伝達体制・避難誘導體制の構築

防災行政無線をはじめとした、各防災関係機関との情報伝達手段を整備している。

(第3部 第6章「情報・通信の確保」P.176)

3 津波防災意識の啓発、教育及び訓練の充実

都では、地震発生時の津波災害に備えた適切な行動方法や心構え等を「津波に対する心得」として示している。

また、東京都総合防災訓練では、津波による被害を想定し、水門・陸こうの閉鎖訓練や区民の避難訓練等を行い、東京港における津波対策を検証しており、区も参加している。

第5 応急対応力の強化

1 区の初動対応

区内で大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあり、災害対策活動の推進を図るため必要があると認めるときは、足立区災害対策本部を設置する。

また、勤務時間外に足立区で震度5弱以上の地震が発生した場合、若しくは区が設置している震度計が5弱以上を記録した場合は自動的に指定職員が参集し、ただちに緊急災害対策本部を設置して対処にあたる体制を整備している。

(1) 足立区災害対策本部全職員：約3,700人体制(再任用職員含む)

(2) 足立区緊急災害対策本部 指定職員：約450人体制

2 広域的連携体制

災害時において、他の地方公共団体の円滑な協力が得られるよう広域的連携体制として、特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定、近隣自治体との協定、その他比較的遠距離の自治体との協定を締結している。

また、広域的活動を支える拠点の整備について、区内都立公園等が指定されている。

3 防災関係機関との連携体制

医療救護関係、食料対策関係、物資供給関係、燃料関係等様々な防災関係機関との協定を締結している。

第6 情報・通信の確保

1 行政機関内の情報連絡、外部機関との情報連絡体制

一部無線FAXを含む、足立区防災行政無線網及びMCA無線網を、防災機関、区の出先機関等との間に整備している。

また、都との間に東京都防災無線及び東京都災害情報システム（DIS）が整備されている。さらに、区内3箇所の高所カメラ及び北千住駅前カメラ、災害用定点カメラ（100台）等の画像情報を区防災センターで収集できるシステムがある。

また、これらの映像を消防機関および警察へ提供できるシステムを構築している。さらに、東京都災害情報システム（DIS）に接続し、情報の相互伝達を行う体制を整えている。

（東京都災害情報システム（DIS）に携帯電話等を活用した画像情報を取り込む）

2 住民等への情報提供

区は、多様な手段を活用した区民への情報提供や報道機関への情報提供体制を整えている。

(1) HP

ア 災害時のアクセス集中対策（理論上10倍に強化）

イ 災害時トップページへの自動切り替え

(2) A-メール

区のHPと連動した情報発信

(3) 公式SNS（Twitter・Facebook・LINE）

公式SNSはHPのトップ画面の表示

(4) 緊急速報エリアメール

(5) 災害用デジタルサイネージ

(6) 防災行政無線

ア 防災無線テレホン案内の周知徹底

防災行政無線の放送内容を電話で確認できる旨「あだち広報」で周知

イ 防災無線テレホン案内のアクセス集中対策

1本の電話回線で多数の電話が集中してもほとんど話中にならないNTTの電話情報サービス「テレドーム」を導入

(7) コールセンター

第4章 減災目標と対策の方向性

第2節 現在の到達状況

- ア 受託事業者による災害時の対応
時間外対応を行う人員の手配等の協力を依頼
- イ 災害時の職員によるコールセンター業務の応援
職員向けに「コールセンター立ち上げ訓練」を実施

(8) ラジオ

大規模災害時におけるラジオの有用性を考慮し、防災行政無線デジタル化整備に合わせ、可搬型のFM放送機器を導入、令和元年度より総合防災訓練等を通じて試験放送を実施

(9) やさしい日本語の導入

自動配信文を「やさしい日本語」に改訂し、外国人等に配慮した情報伝達を推進

3 住民相互の情報収集・安否確認等

通信事業者による安否確認サービスの提供及び安否確認方法の普及啓発を実施している。

第7 医療救護・保健衛生等対策

1 初動医療体制の確立

都では、東京DMAT指定病院を25箇所指定し、1,000名を超えるDMATの隊員を養成するほか、都医療救護班等を確保する等、初動医療体制を整備している。

区における災害拠点病院は3箇所、救急指定医療機関は27箇所、ヘリコプター災害時臨時離着陸場所適地は、10箇所である。

また、区では、災害対策本部に「医療部」を設け、関係機関と連携して対応する体制を整備している。

そのうえで、区医師会と協働して、区医療部と各病院間での情報通信やトリアージ等の訓練を実施し、初動期における即応力の向上を図っている。さらに区東北部保健医療圏（足立区、葛飾区、荒川区）において、協議会等を定期的に開催し、あわせて合同訓練や図上訓練等を実施することにより、重傷者の搬送や受入等、区単独での対応が困難な場合の連携体制を整備している。

(1) 災害拠点病院（博慈会記念総合病院、西新井病院、苑田第一病院）

(2) 救急指定医療機関 27箇所（令和2年8月1日現在）

（資料編震災編 第39「救急指定医療機関」P.111、第40「その他の一般病院」P.112）

(3) 緊急医療救護所 19箇所

（資料編震災編 第38「緊急医療救護所」P.110）

(4) ヘリコプター災害時臨時離着陸場所適地 10箇所

（資料編震災編 第20「ヘリコプター災害時臨時離着陸場所適地」P.65）

2 医薬品・医療資器材の確保

区は、区医師会との協定に基づき、緊急医療救護所を中心に、災害用医薬品・医療資器材を配備した。平成25年度からは都の補助金を活用して、緊急医療救護所用テント等の配備を始めた。また、避難所等備蓄として区内123箇所に災害備蓄用医薬品セットの配備を行っている。さらに、区内薬剤等卸業者や医療機器の関係5団体と災害時協力協定を締結してい

る。

3 保健衛生体制の確立

保健衛生活動のため、区は、飲料水、食品等に関する衛生指導、被災地における飲料水の取扱いや食品製造業・販売店等に対する衛生指導、食中毒等感染症の早期発見・処置等の体制をとる。また、区歯科医師会等と協働して、誤嚥による肺炎等の防止を目的とした口腔ケアの指導等、避難所等における健康管理の指導を行う。

また、防疫活動として、衛生機材及び薬剤の調達、薬剤の散布等の体制をとっている。

4 遺体の取扱い

区は、関係機関と協力し、震災時における遺体の検案や火葬許可証の発行等を行う訓練を実施している。

都では、広域火葬体制に関する計画を整備している。

- (1) 遺体の搬送・資材・消耗品並びに役務に関する協定
- (2) 都内区部火葬場 9箇所（うち7箇所が民営）

第8 帰宅困難者等対策

1 首都直下地震帰宅困難者等対策協議会

都は、国とともに東日本大震災の教訓を踏まえ、首都圏自治体、鉄道・通信事業者、民間団体等からなる協議会を、平成23年9月に設置し、平成24年9月に最終報告及びガイドラインを取りまとめた。

※帰宅困難者の推計

東京都防災会議が平成24年4月に公表した「首都直下地震等による東京の被害想定」によると、震度5強の揺れが発生した場合には鉄道等のほとんどの交通機関が停止する。そのため、想定しているいずれの地震規模でも、冬の平日18時に地震が発生した場合、都内滞留者（約1,387万人）のうち約471万人（約34%）が帰宅困難者になり、これと東京都市圏外からの流入者を合わせると、都内の帰宅困難者は約517万人発生するとしている。この内、足立区においては、107,115人の帰宅困難者が発生すると想定されている。また、都心区において発生した帰宅困難者が埼玉県、千葉県等への帰宅のため区内の幹線道路を中心に通過することも予測される。

2 一斉帰宅抑制の基本方針の策定

協議会において、平成23年11月に、個人や事業所、行政機関が取り組むべき基本的事項を定めた「一斉帰宅抑制の基本方針」を策定した。

3 東京都帰宅困難者対策条例の制定

都は、首都直下地震の切迫性に加え、帰宅困難者対策に対する区民の関心が高いこの機を捉え、行政、事業者、区民等のそれぞれの役割に応じた帰宅困難者対策への取り組みを明文化した東京都帰宅困難者対策条例（平成24年東京都条例第17号）を制定した。（資料編震災編 第42「東京都帰宅困難者対策条例」P.117）

第4章 減災目標と対策の方向性

第2節 現在の到達状況

4 東日本大震災時の対応

東日本大震災時には、都内で、区・国・都及び民間事業者による 1,030 施設で、94,001 人の帰宅困難者を受入れた。

5 帰宅支援拠点の整備

都では、安全確保後の帰宅支援のため、一時滞在施設を 1,118 箇所（令和3年1月1日現在）、災害時帰宅支援ステーションを 11,046 箇所（令和2年7月末現在）確保した。また、一部のステーションには、NTT東日本による特設公衆電話の整備も進んでいる。区は、災害時には情報提供ステーションを足立区生涯学習センター（学びピア 21）に設置することとしている。

6 駅前滞留者対策推進協議会の設置

鉄道事業者、駅周辺の事業者及び防災関係機関等が構成団体となり、平成19年7月に北千住駅前滞留者対策推進協議会を設置し、さらに、北千住駅前交番南側に、現地本部用資機材置場を設置した。

また、平成27年3月に、鉄道事業者、駅周辺の事業者及び防災関係機関等が構成団体となり、綾瀬駅等滞留者対策推進協議会を設置した。

7 帰宅困難者用備蓄の配備

帰宅困難者用等の備蓄として、災害備蓄用飲料水 743,9040、クラッカー 65,380 食、毛布 271,493 枚、カーペット（マット） 180,595 枚を災害備蓄倉庫等に備蓄している（令和3年2月現在）。

8 帰宅困難者に対する情報通信体制の整備

平成24年度に全ての区立小・中学校や保育園、私立の保育園や幼稚園の一部等に、固定電話や携帯電話等が不通時にも、保護者に子どもの安否を発信できるよう公衆無線LAN設備を設置し、情報通信体制の整備を行っている。

また、災害時帰宅支援ステーションや一時滞在施設の位置等を示し、帰宅を支援するスマートフォン用の足立区防災アプリを開発し、無償で提供をしている（令和2年3月末現在ダウンロード数：約 49,260 件）。

9 帰宅困難者等の情報収集及び情報提供体制の整備

災害時に駅周辺滞留者や、幹線道路、踏切等の情報を収集するために、国の補助金を活用して、区内に災害用定点カメラ（ビュー坊カメラ）を 100 箇所、帰宅困難者等に一時滞在施設や交通機関等の情報を提供するための災害用デジタルサイネージを 9 箇所に整備した。

10 一時滞在施設の確保

都指定施設（10 箇所）のほか、区は、民間事業者（12 社）と協定締結し、一時滞在施設を 22 箇所確保している（令和3年4月現在）。

第9 避難者対策

1 避難体制の整備

区は、避難指示等の基準及び避難時における関係機関との連携体制について常に検討を続け、その結果を盛り込みながら対策の強化を図っている。

また、第一次避難所をはじめとした避難施設について、これまでもホールや会議室等を有する施設の所有者と協定を締結する等し、確保に努めている。さらに、都県境を越える大規模水害発生時に、自治体の枠を越え、迅速な連携を可能にするための枠組みづくりを目指し、都は、区、防災機関、学識経験者等からなる広域避難プロジェクトを発足し、検討を進めている。

2 避難所の指定及び管理運営の整備

令和2年度10月現在、区内で第一次避難所125箇所、第二次避難所（福祉避難所）72箇所が指定されている。避難所の受入人数は約16万人となっている。なお、区内公立小中学校の耐震化は完了している。

また、平成23年度から避難所運営本部長・庶務部長に「避難所マニュアル（案）」を配布し、各避難所運営を支援している。（「避難所マニュアル」は毎年度見直している。）平成30年度には、学校関係者に加え、役職（本部長など）、部（庶務部など）担当ごとに色分けしたビブスを導入配備した。

令和2年度には、ペット動物の同行避難、新型コロナウイルス感染症流行時の避難所の感染症対策について検討し、水害時避難所運営手順書（第1部 事前学習編、第2部 開設運営編）で示しているが、今後は、震災時の避難所マニュアルも感染症対策等を反映していく。

3 要配慮者の支援体制

発災時に備え、関係機関と避難行動要支援者名簿を共有している。また、安否確認等の支援方策についてマニュアル等を整備している。

第10 物流・備蓄・輸送対策

1 食料・水・生活必需品等の確保

区と都は、避難者用に、クラッカー、アルファ米等の食料、飲料水、調製粉乳のほか、毛布、敷物、ローソク等の生活必需品を備蓄するとともに、米穀、副食品、加工食品、生鮮食料品、生活必需品等物資の調達について、あらかじめ業界団体、事業者等に協力を依頼している。

近年では、平成28年度から毎年度10,000枚程度、備蓄容量の増大及び毛布品質の維持を目的として、毛布のリパック（クリーニング及び真空包装）を実施している。平成30年度には、衛生面を配慮した使いきりタイプ哺乳ボトルを第一次避難所に100個ずつ配備した。

平成30年度、令和元年度に棚卸しを実施し、備蓄物品の保管状況等の管理を強化する。

また、都は震災時の飲料水等を確保するため、居住場所から概ね2kmの距離内に1箇所の給水拠点を整備している。さらに、防災まちづくり政策において、市街地整備や再開発事業の中で、備蓄倉庫や貯水槽等を整備してきた。

第4章 減災目標と対策の方向性

第2節 現在の到達状況

- (1) 1区と都を合わせて、概ね3日分の食料を確保（4日目からは、調達物資（炊き出し等）での対応を想定）
- (2) 被災乳幼児（2歳未満）用の調整粉乳等を区と都、市町村合わせて、概ね7日分を確保
- (3) 給水拠点8箇所整備箇所整備（区民約70万人に一人1日3ℓの給水を行うとして、約3週間分以上の水量に相当）
- (4) 区で、浄水装置118箇所備蓄（令和3年1月現在）
- (5) 家庭内備蓄の普及啓発

2 備蓄倉庫及び輸送拠点の整備

区と都は、避難者用の備蓄物資を保管するための備蓄倉庫を整備している。区は、各避難所に物資を分散備蓄しているほか、区内7箇所に備蓄倉庫を整備し、各避難所等への不足品等の補填を行うこととしている。

都は、物資の積替・配送等を行う広域輸送基地を整備し、区は、地域における物資の受入れ、配分等の拠点として3箇所の地域内輸送拠点（物資集積場所）を選定している。

また、区は、災害時における臨時の物資集積場所の提供・運営、当該物資集積場所から避難所等への物資輸送についての協定締結機関の協力を得る。

義援物資については、区と都が被害の状況等を把握し、その募集を行うか否かを検討し決定する。

- (1) 備蓄倉庫7箇所（3,521.88㎡）を整備（令和2年4月現在）
- (2) 物資の集積場所3箇所（都立舎人公園、都立東綾瀬公園、区立保木間公園）
- (3) 臨時の物資集積場所の提供・運営と物資の輸送（太成倉庫(株)、ヤマト運輸(株)城北主管支店）

3 輸送体制の整備

区は、備蓄倉庫及び物資の集積所から避難所等への物資の輸送を、協定締結機関等と協力して行う。

東京都トラック協会足立支部、赤帽首都圏軽自動車輸送協同組合城東支部、足立貨物運送事業協同組合、アカギヘリコプター株式会社等との協定締結等により、輸送手段の確保、輸送体制の構築に努めている。

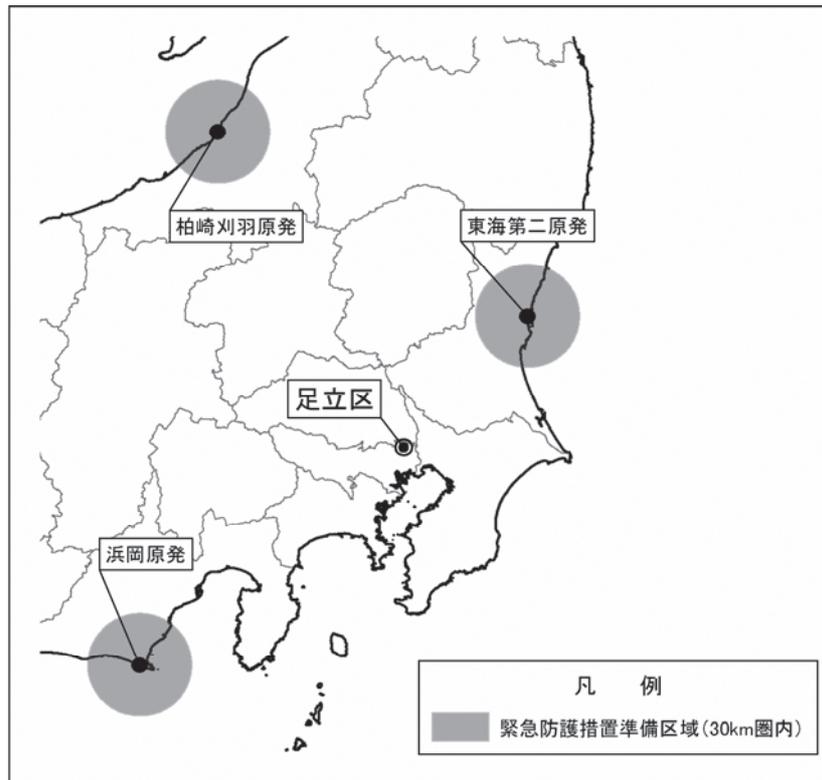
物資輸送のオペレーションは、区災害対策本部（区民部）が行うこととなっており、関係者との連絡手段は電話やFAX、防災行政無線を主としている。

第11 放射性物質対策

足立区は、「原子力災害対策指針」（平成24年10月31日制定（原子力規制委員会））に規定される、実用発電用原子炉に係わる原子炉施設から5km圏の「実用発電用原子炉に係わる原子炉施設に係わる予防的防護措置を準備する区域（PAZ）」、及び30km圏の「緊急防護措置を準備する区域（UPZ）」に入っていない。

このことから、国内の原子力施設において、放射性物質または放射線が異常な水準で施設外に放出される等の原子力緊急事態が発生した場合、直ちに区民の避難等の対応を迫られるものではない。

【関東地方周辺の原子力発電所及び原発防災区域】



(資料編震災編 第57「関東地方周辺の原子力発電所及び原発防災区域」 P. 191)

しかし、放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられない等、原子力災害の特殊性を考慮すると、区に最も近い原子力施設で緊急事態が発生した場合に備え、区民が心理的動揺や混乱をできる限り起さないように対策を講じる必要がある。

なお、東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故への対応は、以下のとおりとなっている。

1 区有施設等における放射線測定・放射性物質検査等

区では、放射性物質の飛散に対処するため、各部が適切に対応するとともに、区民の健康不安を払拭するために、区立小・中学校をはじめ、地域に開放している区の管理用地等 792箇所（平成23年度）における放射線測定を実施した。

- (1) 保育園、幼稚園、こども園等や、区立小・中学校
- (2) 地域に開放している区管理用地や区有施設
- (3) 学校・保育園給食
- (4) 区民農園

2 区民への正確な情報提供等

区では、放射能に関する区民の相談等について、保健所において相談を実施するとともに、HP上に放射線対策についての情報やQ&A集を掲載する等、区民の不安を取り除くため、情報提供を実施した。

第4章 減災目標と対策の方向性

第2節 現在の到達状況

第12 住民の生活の早期再建対策

1 被災者の生活再建対策

被災者が様々な生活再建支援を受ける際に必要となる「り災証明」について、早期発行が可能となるよう東京都被災者生活再建支援システム（共同利用）を導入した。

また、義援金の配分については、東京都義援金配分委員会にて決定することとしている。

2 災害用トイレの備蓄及びし尿の処理

避難所でのトイレについて、従来からの災害用トイレ施設や簡易トイレの備蓄に加え、マンホールトイレの部材を配備した。さらに復興税を活用し、平成27年度までに、区内52箇所の公園に、防災設備として「マンホールトイレ・防災井戸・LED照明・資機材倉庫」をセットで整備している。

また、マンホールトイレは、令和2年4月時点で、区立小中学校27校、都立江北高校1校の校内に整備し、避難所近傍の公道上のマンホール96箇所を指定している。

【災害用トイレの備蓄等】

- | | |
|-------------------|-----------|
| (1) マンホール対応型トイレ | 約680基 |
| (2) アースイン（埋設型）トイレ | 約70基 |
| (3) 簡易（ダンボール）トイレ | 約2,500基 |
| (4) トイレ用便袋 | 約586,000袋 |

3 がれき、避難所ごみ等の処理（災害廃棄物処理）

平成27年7月に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の改正があり、東京都は平成29年6月に「東京都災害廃棄物処理計画」を策定した。区は、都の広域計画策定を受け、区内のし尿を含むがれき、避難所ごみ等の災害廃棄物を迅速かつ適正に処理し、区民の生活環境の保全及び公衆衛生上の支障を防止するために、平成31年3月に「足立区災害廃棄物処理計画」、令和2年9月に「足立区災害廃棄物処理マニュアル」を策定した。

また、特別区共同処理体制の構築のため、平成31年3月に特別区災害廃棄物処理対策用のMCA無線を23区が導入し、令和元年度から「特別区定期通信訓練」を毎月1回行うなど、情報連絡体制の強化を図っている。

第13 受援

区は、自治体や公共的団体、協力機関、民間企業等と、災害時の協定を締結している。

（資料編震災編 第74「協定・連絡先一覧」P.254）

また、地域防災計画において、それぞれの施策に応じた受援体制等の基本的な事項を計画している。構成は、「防災関係機関との連携」「災害時の相互応援協定時自治体からの支援」「その他の自治体からの支援」「民間協定団体からの支援」「災害ボランティアからの支援」「医療関係機関からの支援」となっている。

第3節 課題

第2節と同様に、震災対策の施策体系（13施策）に基づき、課題を整理する。

第1 区民と地域の防災力

1 自助による区民の防災力における課題

震災時の被害想定では、屋内収容物による死傷者が301人発生すると想定されており、こうした被害をなくすためには、「家具類の固定等の転倒・落下・移動防止」等の備えを講じる必要がある。

しかしながら、足立区が実施した調査（令和2年2月実施「第48回足立区政に関する世論調査」）によれば、こうした取組みを行っている区民の割合は60.5%である。

また、道路閉塞や事業者の被災等により、食料や水等の物資の供給が困難になるほか、区や都による備蓄も限られているため、各家庭内での備蓄が重要となる。

備蓄している人の中でも目安となる3日分以上の備蓄を行っている区民の割合は、水の場合が44.6%、食料の場合が36.7%である。このことを踏まえ、引き続き、区民一人ひとりの自助の備えを推進していく必要がある。

2 地域による共助における課題

発災時に一人でも多くの命を救うためには、発災直後の近隣住民同士の助け合いが大きな効果を発揮する。とりわけ、高齢者等の要配慮者に対して、適切な支援が行われることが重要である。

被害想定では、要配慮者の死者が528人発生すると想定されており、防災区民組織（町会・自治会等）や地域の防災活動に、区民の積極的な参画を促す等地域防災力の活性化を一層推進していくことが必要である。

また、防災区民組織（町会・自治会等）等が発災時に力を発揮するには、日常の訓練とともに、救出・救助に必要な資器材の整備が欠かせない。しかし、30年以上前に購入・配備した可搬消防ポンプを保有している組織もあり、資器材の充実とともに、老朽化した資器材の更新等を行う必要がある。

3 消防団の活動体制における課題

震災時の被害想定では、焼失棟数が16,124棟に上る等、火災により大きな被害が発生すると想定されており、地域の実情に精通した消防団による活動が的確かつ迅速に行われる必要がある。

区内の消防団は、定員1,260人に対して、令和2年4月現在996人となっており、定員充足等消防団の活動体制を整えることが必要である。

また、消防団が効果的に活動するためには、活動拠点となる分団本部等の整備も必要である。

第4章 減災目標と対策の方向性

第3節 課題

4 事業所による自助・共助の取組における課題

発災時において事業所は、地域の一員としての救出・救護活動等を行うこと、事業継続を通じて地域の経済活動や雇用を支える等地域住民の生活の安定化に寄与することといった役割が求められている。

現在、区内の事業所では、地域の町会・自治会等との応援協定の締結等の取組みが進められているが、震災時の被害想定では、約28万人の避難者や約10万人の帰宅困難者の発生といった大きな被害が想定されており、発災時における事業所の役割を踏まえて、従業員用の備蓄の推進等、事業所の防災力を一層向上する必要がある。

5 ボランティア活動の支援体制における課題

発災時において、ボランティアは、炊き出し等の避難所の運営支援やがれき除去といった様々な役割を果たすことが期待されている。

東日本大震災や熊本地震等の際には、甚大な被害の影響から、受入れ自治体の体制が整わず、ボランティアが十分に活動できなかった事例もあった。

また、被害想定では約28万人の避難者の発生が想定されており、首都直下地震等の発生時にボランティアが円滑に活動することができるよう、受援計画を定め、支援体制を整備する必要がある。

6 防災士等との連携体制における課題

足立区は、23区の中でも多くの生活者（夜間人口）がおり、特に自力脱出困難者が最大4,923人、要配慮者の死者数が最大528人と想定されている等、住民同士の助け合いによる応急対応が大変重要であることがわかる。近隣住民相互による救出・救護活動や迅速な避難誘導等、地域住民の力を十分に引き出すためには、活動の中核となり得る防災士等の知識・技能を有する区民が有効に活動できる体制の整備が必要である。

7 地区防災計画策定における課題

令和2年度までに策定した地区以外においても、地区防災計画を策定する必要がある。このため、地区防災計画の策定目的やその要領等について、足立区全域にわたって啓発を図り、区民組織の中での自発的策定を促進していく必要がある。現時点では、重点地域を抽出し、できるだけ早い段階で本計画を策定していかなければならない。

また、地区防災計画策定後、地域防災力をさらに強化するためには、計画にもとづいて、防災訓練を実施し、計画の実効性を確認、及び検証するとともにその結果を区が作成する「具体的事業計画」に反映させていくことが必要である。

第2 安全な災害に強い防災まちづくり

1 木造住宅密集地域の改善における課題

区内において老朽化した木造住宅の密集地域は、被害想定でも大きな被害が想定されていることから、この地域の改善は重要な課題である。

木造住宅密集地域では、居住者の高齢化による建替え意欲の低下、敷地が狭いことや無接

道により建替えが困難、権利関係が複雑で合意形成に時間を要すること等から、改善が進みにくい状況となっている。また、適正に管理されない老朽危険家屋の存在は、震災時における被害拡大の要因となるだけでなく、平時より不審火等による火災の原因となりやすいため、解体除去を求める等所有者に対し、区による解体除去の直接執行も視野に入れ、粘り強く続けていく必要がある。

2 建築物の耐震化、安全対策における課題

建築物の耐震化は着実に進んでいるが、足立区耐震改修促進計画に定める目標に向けて、さらに重層的に施策を講じていく必要がある。

また、強いゆれに備え、家具類の転倒・落下・移動防止や感震ブレーカーの設置、ブロック塀等の倒壊防止の一層の対策が必要である。

3 液状化対策における課題

足立区は、「東京の液状化予測（平成24年度改訂版）」によると、荒川北東部を中心として広範囲に液状化する可能性が高い。区民への液状化対策に係わる情報提供等の対策が必要である。

4 出火、延焼等の防止における課題

災害時に延焼拡大の危険性が高い木造住宅密集地域を中心に、的確な消防水利の整備を進める必要がある。

また、震災時に使用可能な消火栓や、河川の堰止め、プールや池等のあらゆる水利を活用して地域の消火用水を確保する必要がある。建物倒壊等による道路閉塞、がれきの散乱、地盤の液状化等により、常備消防による消火活動が困難な地域が生じる可能性がある。

5 施設の点検等における課題

災害時の建物被害、被災者の避難所への避難、帰宅困難者の一時滞在施設への受入に備え、限られた時間の中で建物の安全確認を行い、建物内の待機、被災者・帰宅困難者の受け入れを判断する体制を構築する必要がある。

第3 安全な交通ネットワーク及びライフライン等

1 交通関連施設の安全確保における課題

首都圏三環状道路は、令和2年3月末で整備率約85%となっており、災害時に高速道路ネットワークの機能を確実に確保するため、早期の整備が進められている。

また、幹線道路ネットワークについて、外環や区部放射・環状道路、多摩東西及び南北道路等でミッシングリンクが生じているため、被災時の代理機能が確保できていない。さらに、緊急輸送道路の沿道建築物の倒壊により、道路が閉塞する可能性がある。

区内の放射・環状道路は概ね完成しているが、一部、立体交差箇所等が未完成であり、また、区内の都市計画道路の完成率は77%であり、災害時における区内のネットワーク化は十分とは言えない。さらに緊急輸送道路沿道の建物の倒壊により道路が閉鎖する可能性もある。

第4章 減災目標と対策の方向性

第3節 課題

連続立体交差事業の進捗により、踏切除却は進めているが、依然として事業に時間を要する踏切も存在しており、道路のネットワーク化の課題となっている。

歩道橋や橋梁はひとたび落下すると道路の通行不能や他の道路、河川、鉄道への影響は大きく、早期の耐震補強や架け替えが必要である。

また、インフラ施設である水道、下水道施設等に被害が発生すると復旧には長い時間を要するため、事前の対策に取り組む必要がある。さらに区内を走る鉄道の耐震化や駅舎等の施設の耐震化も早期に取り組むよう働きかける必要がある。

2 ライフラインの確保における課題

水道については、耐震化の取組を進めてきているが、一部に代替機能が十分でないため、停止して耐震化の工事を行うことができない施設や管路が存在している。

また、下水道については、震災時でも機能を確保するため、耐震化や浮上抑制対策の取組みをさらに強化する必要がある。

電気、ガス、通信については、これまでも耐震設計基準に基づいた施設整備等が進められているが、引き続き、こうした事業者による取組みを着実に進める必要がある。

3 エネルギーの確保における課題

エネルギーは都市の機能を支えるうえで不可欠なものであり、特に防災上重要な建築物やライフライン施設等については、発災後もその機能を維持できるよう、自立電源の確保が重要となる。

また、非常用発電機用の燃料確保についても、既存の協定の実効性を一層高めるための取組みを推進する必要がある。

第4 津波等対策

1 地震・津波・洪水・高潮・内水氾濫に対する危機管理体制における課題

従来までは、洪水、高潮、内水氾濫を主に想定した体制を構築してきたが、東日本大震災を踏まえ、新たに津波への対応を含めた体制の検討が必要となった。

2 津波警報・注意報等の伝達体制・避難誘導體制における課題

津波による被害を軽減・防止するためには、津波警報・注意報等を迅速・的確に収集し、区民にいち早く伝達する体制を確立する必要がある。

地震が発生してから津波が来襲するまでに時間の余裕がない場合があることから、伝達ルートに関係なく最初の警報・注意報に接したときは、直ちに区民等に周知し、河川敷から避難させる等の確かな措置を行う必要がある。

3 津波防災意識の啓発、教育及び訓練における課題

現状では、避難場所等についての正しい理解が十分に普及しているとは言えず、足立区の地域特性を踏まえ、津波等の災害の態様に応じた安全な避難方法等について、広く普及啓発を進める必要がある。

第5 応急対応力

1 区の初動対応における課題

東日本大震災では被害は広範かつ甚大なものであり、被災地では自治体の庁舎等が被災した例もあり、被害状況や支援要請の集約に時間を要した。被害想定では、多くの負傷者や自力脱出困難者や建物被害が想定されるため、救出・救助の実施に向け、情報収集や発信・分析、救助活動の展開等、より効率的かつ効果的な体制を構築する必要がある。

2 広域的な連携体制における課題

広域的な物資調達のほか、帰宅困難者対策や広域避難等については、自治体の枠を超えた対応が求められる場合もあり、都や協定締結先自治体等との円滑な連携を図るため、広域的な活動拠点の調整を含む広域連携体制の実効性を高める必要がある。

3 防災関係機関との連携体制における課題

各防災関係機関の力を最大限に発揮できるよう、連絡体制や使用施設等について、事前に十分な調整を行う必要がある。

第6 情報・通信

1 行政機関内の情報連絡、外部機関との情報連絡体制における課題

震災時に、電話、FAX等の通常の通信手段の機能が大きく低下し、区や都の行政機関内部における情報連絡、外郭団体や協力機関等との情報連絡が影響を受ける。

その結果、区内の被害状況や各部局における対応状況について、情報の一元化がスムーズに行われなくなる等被害の全容が把握できず、その後の応急・復旧活動に支障が生じ得る。

2 住民等への情報提供における課題

区HPへのアクセス集中により、閲覧に時間を要する等の問題が生じることや、マンションの高層化や家屋の密閉化等により、防災行政無線の音声聞き取りにくい場所や建物があり、こうした問題を解消し、的確な情報を迅速かつ確実に提供できる体制の整備が必要である。

3 住民相互の情報収集・確認等における課題

携帯電話が通信規制によりつながりにくくなること等により、家族等の安否や鉄道の運行状況等交通機関に関する情報が不足し、区民や帰宅困難者の冷静な判断を妨げるおそれがある。

また、通信事業者が提供している発災時の安否確認ツールが、十分活用されていない。

第4章 減災目標と対策の方向性

第3節 課題

第7 医療救護・保健衛生等対策

1 初動医療体制における課題

区内で約 12,000 人の負傷者（うち重傷者は約 1,400 人）の発生が想定されており、東京 DMAT 等による迅速な医療救護活動と災害拠点病院を中心とする受入医療機関の確保が必要である。

このため、東京都の災害医療体制のもとで、限られた医療資源を最大限有効に活用して、救える命を確実に救うことに努める。そのためには、被災状況や医療機関の活動状況等を迅速に把握できる情報連絡体制の構築が必要である。

また、傷病者や応援医療チーム等の搬送について、バス事業者やタクシー事業者等と協定を締結する等、具体的な手段を確保する必要がある。

さらに緊急医療救護所や応援医療チーム等の活動を支援するため、区と区医師会の協定に基づき、休憩場所や食事等の確保をする必要がある。

2 医薬品・医療資器材確保における課題

区は、災害時に備え医薬品を緊急医療救護所となる病院や避難所に備蓄しているが、医薬品が不足した場合に備え、区内薬剤等卸業者等との災害時協定を締結した。

災害時に迅速に医薬品の確保ができるよう、口座開設等更なる準備が必要である。さらに、災害時に、停電や断水等により緊急医療救護所となる病院等が稼働不能とならないよう、非常用電力の確保や給水体制等の整備が必要である。あわせて、災害時に他の自治体の病院や DMAT、消防、警察、自衛隊等の関係機関と、負傷者の搬送や受入等の連携を図るうえで不可欠な情報通信について、複数の通信手段を確保する等の体制整備が必要である。

3 災害により悪化した生活環境改善における課題

被災地での生活、避難所での生活においては、調理、食事、ごみ出し、排泄等様々な場面で衛生上の問題が発生するため、適切な管理・指導を行う必要がある。

また、災害時には非衛生的な環境となり、感染症の媒体となる害虫等の発生防止対策を行う必要がある。

4 遺体の取扱いにおける課題

足立区の被災による死者は、最大で約 700 人と想定されており、発災時において、迅速な検察活動等を実施するためには、遺体収容所等における体制の整備、関係機関と連携強化が必要である。

また、区部 9 箇所の火葬施設のみで火葬処理を行うとすると、相当の期間が必要となるため、都内火葬場の被害状況に応じて、広域火葬実施計画による都外での火葬も検討する必要がある。

第8 帰宅困難者等

1 「東京都帰宅困難者対策条例」の周知徹底における課題

「東京都帰宅困難者対策条例」について、区民、事業者等においても周知徹底を図り、従業員等の施設内待機に係わる計画の作成や3日間の水・食料等の備蓄を行う必要がある。

2 帰宅困難者への情報通信体制整備における課題

東日本大震災では、通信事業者の安否確認に関するツールは十分に活用されたとは言い難く、行政と民間が連携して帰宅困難者に対する情報提供に向けた体制を整備する必要がある。また、事業所従事者等を事業所内に待機させるためには、家族等の安否に関する情報等の伝達が不可欠なため、メールやHP等を活用した情報伝達の訓練を行う必要がある。

3 一時滞在施設における課題

被害想定では、行き場のない帰宅困難者が多数発生すると想定されており、一時滞在施設の確保、備蓄を更に充実させる必要がある。

4 帰宅支援における課題

安全が確認された後の、代替交通機関による帰宅困難者の搬送体制や、徒歩帰宅者をサポートする災害時帰宅支援ステーション等の支援体制を充実させる必要がある。

5 駅前滞留者対策推進協議会の実効性における課題

東日本大震災の反省点から、協議会としての業務を明確にし、現地本部の円滑な立ち上げと情報収集・提供をする体制を早期に整備する必要がある。

また、北千住駅、及び綾瀬駅等周辺に整備した災害用定点カメラ（ビュー坊カメラ）や災害用デジタルサイネージを活用した情報の収集と提供の訓練等を行う必要がある。

第9 避難者対策

1 避難体制における課題

避難時の情報収集伝達体制、避難誘導体制等とともに、自治体の枠を越える大規模災害時における、避難先の確保や広域避難も含めた的確な避難誘導の在り方について検討が必要である。

2 避難所の指定及び管理運営における課題

不特定多数の人々が数日（場合によってはさらに長期間）にわたり、生活する避難所での安心・安全の確保や、女性や要配慮者等の多様な避難者のニーズに応える必要がある。

また、想定上、避難所の受入れ可能人員が2万人程度不足している。さらに、コロナウイルス等感染症流行時の避難環境について更なる検討が必要である。

3 要配慮者対策の体制における課題

被害想定では、足立区の死者の中で要配慮者が多くを占めている。そのため、その中で、避難行動要支援者の支援を中心として、要配慮者支援体制の強化をしていく必要がある。

第4章 減災目標と対策の方向性

第3節 課題

4 要配慮者を対象とした訓練等における課題

災害発生時において、要配慮者が確実な支援を受けるためには、要配慮者とその家族等の支援者も含め、支援に関する情報の収集方法や避難の仕方等、いわゆる「受援」のための訓練が必要である。

5 避難所等の備蓄における課題

足立区は、阪神淡路大震災の教訓から、いち早く分散備蓄を行い、高齢者や乳幼児をはじめとした要配慮者のための備蓄の充実にも取り組んできたが、近年の震災で得たあらたな教訓等を踏まえ、備蓄品目や必要量の見直しを行う必要がある。

第10 物流・備蓄・輸送対策

1 食料・水・生活必需品確保における課題

物資の途絶が3日以上に及び、備蓄している食料が不足する可能性はゼロではない。

また、要配慮者、食事制限のある方や子ども、男女の違いに一定の配慮をした食料・生活必需品等、避難者のニーズは多様化しており、その対応が求められる。

飲料水については応急給水を行うが、水道の復旧が1ヶ月を超えるような場合等の長期化への対策は十分ではない。

2 備蓄倉庫及び輸送拠点整備における課題

区では、災害時の物資輸送に支障をきたすことを想定し、分散備蓄を行っているが、避難所となる施設において物資の保管場所を確保することが難しく、避難所を指定する際の障害となっている。

地域内の輸送拠点については、集積場として3箇所(都立舎人公園・区立保木間公園・都立東綾瀬公園)を指定している。しかし、これらの拠点については、ヘリコプターの発着場所等、他の用途でも利用するほか、屋外であるため、備蓄物資の荷捌きに支障が出る可能性がある。そのため、防災倉庫及び地域内輸送拠点の整備について更なる検討が必要である。

3 輸送体制整備における課題

避難所で必要な物資等を輸送するため、防災倉庫及び地域内輸送拠点からの効率的な輸送体制を築く必要がある。そのためには、災害時における輸送ルートの検討、及び輸送手段の確保を目的とした物流事業者との連携等の具体化を進める必要がある。

第11 放射性物質対策

1 円滑に対応できる体制における課題

福島第一原子力発電所事故への対応の経験を踏まえて、放射性物質等による影響について、円滑に対応できる体制の構築が必要である。

第12 住民の生活の早期再建対策

1 早急な対応を要する生活再建対策における課題

り災証明は、被災後の全ての生活再建支援の手続の基礎となるものであるから、迅速に発行する必要がある。

また、り災証明の発行対象となる家屋が膨大な量になると想定されるため、住家被害認定調査を早急に実施する体制整備が必要である。

被災者に対する義援金については、被害状況等を踏まえた配分方針の決定を迅速に行う必要がある。

2 災害用トイレの確保及びし尿処理における課題

発災時には、上下水道の被害が想定されている。上下水道の復旧（特に下水道の復旧）までの間を乗り切るため、被災後のトイレ機能の確保に向けたし尿処理や清掃等の維持管理について検討する必要がある。

3 がれき、避難所ごみ等の処理（災害廃棄物処理）における課題

「足立区災害廃棄物処理計画」では、大量に発生するがれき等を分別・保管する一次仮置場候補地を区立公園（313か所）等とした。

今後も国・都等の仮置場に適した用地についても、平常時の段階から各管理者と協議のうえ、可能な限り一次仮置場候補地を選定していく必要がある。

また、特別区共同処理体制の構築のため、各区、東京二十三区清掃一部事務組合、東京二十三区清掃協議会は、特別区と関係団体との協定締結や「特別区災害廃棄物処理対策ガイドライン」の見直しを行う必要がある。

第13 受援

1 受援体制における課題

支援を受ける（以下「受援」という。）にあたり、その要請は、個々の協定や制度に基づき、要請する先や根拠が異なっている。区の災害対策本部が協定等に基づき要請する場合や、都を通じて要請する場合、他の自治体が自主的に応援（先遣派遣隊を含む）する場合などがある。そのため、受援を効率的に実施するには、受援体制の全体像を把握し、個別施策における体制整備の進捗状況や課題を明らかにする必要がある。

また、受援には、応援の受入れに関する庁内調整、受援に関する取りまとめ、調整会議の開催や応援者への配慮など、様々な対応が求められる。これらを円滑に行うためには、災害対策本部各班・課に業務ごとに置かれる業務担当窓口（受援）とは別に、受援に関するとりまとめ業務を専任する班・担当が必要となる。

2 資源の調達・管理機能における課題

受援の選任担当の役割には、応援の受入れの調整窓口に加えて、どれだけの人的・物的資源の応援ニーズがあり、またどれほどの応援を受けているかといった「受援に関してとりまとめる」こと、その取りまとめの結果に基づき、今後調達すべき資源を見積もり、整理する「資源の調達・管理を行う」ことなどが求められる。このため、資源の調達・管理機能を強化する必要がある。

第4章 減災目標と対策の方向性

第3節 課題／第4節 対策の方向性

3 広域連携における課題

東日本大震災において被災した市町村では、災害応急対策、被災者支援などの業務が増大し、対応能力の限界を超えてしまうことが少なくなかった。また、職員や庁舎が被災し、行政機能が著しく低下する例も多かったことから、区や他の自治体にわたり、広域的に被災し、区市町村の相互応援では対応できない場合に備え、遠隔地の都道府県の市町村との相互応援協定締結を推進する必要がある。

4 受援が必要な業務の明確化と継続性における課題

東日本大震災においては、支援側の自治体と被災地の自治体のニーズ（機関、能力）のマッチングが困難だったほか、自治体から派遣される職員が短期間で交替するため、業務の継続性の確保に支障が生じた。そのため、災害対策本部内で区の状況を収集把握したうえで、必要な支援を明確にし、応援要請を行う必要がある。

第4節 対策の方向性

第2節と同様に、震災対策の施策体系（13施策）に基づき、対策の方向性を整理する。

第1 区民と地域の防災力向上

1 自助による区民の防災力向上

区民一人ひとりが「自らが防災の担い手」とであるとの自覚を持ち、防災対策に取り組むよう、防災意識の啓発を推進するとともに、区民及び事業所等の初期消火や救出・救護、応急救護に関する実践的かつ効果的な防災訓練を推進する。

また、小・中学校等における総合的な防災教育の推進により、生涯にわたる自助・共助の精神を育成していくとともに、外国人への情報提供や防災知識の普及等を推進する。さらに、区及び防災関係機関は、その職員に対して、専門的な防災知識を身につけさせるとともに、相互に密接な連携を保ちながら、区民及び事業所等に対して防災知識の普及に努め、防災意識の高揚を図る。

2 地域による共助の推進

「自分たちのまちは自分たちで守る」という意識を啓発していくとともに、地域における初期消火や救出・救護に関する実践的かつ効果的な防災訓練を推進していく。共助の中核を担う防災区民組織（町会・自治会等）の普及・拡大を積極的に図るとともに、地域そのものの連帯や絆を強化する様々な取組みにより地域の共助を推進する。

あわせて、地域にいる建築等の技術を有する職人や、教員、保育士等の免許保有者について、地域の人材として把握に努め、防災区民組織（町会・自治会等）の活動や避難所運営に関わる体制を整備する。さらに、防災区民組織（町会・自治会等）等が発災時に十分な力を発揮できるよう、訓練やスタンドパイプ等の資器材の充実に加え、老朽化した資器材（可搬消防ポンプ等）についても、定期的に更新する。

3 消防団の活動体制の充実

初期消火や救出・救護等の活動を発災時に的確かつ迅速に実施できるよう、消防団員の募集活動や地域住民、東京消防庁等と連携した訓練及び活動拠点の整備を推進し、消防団の活動体制の充実を図る。

4 事業所による自助・共助の強化

行政や地域との協定締結や、事業所防災計画の作成促進、従業員用の食料や水の備蓄推進等により、発災時において事業所が自らの役割を果たすことができるよう、事業所の防災力向上を促進する。

また、従来の行政、事業所、区民、地域コミュニティ、ボランティア等が個別に実施していた対策の垣根を取り払い、平常時から相互に連携協力しあうネットワークを形成し、災害に強い社会を構築する。

5 ボランティア活動の支援体制づくりの推進

発災時に被災地のニーズに即したボランティア活動が展開されるよう、区と社会福祉法人足立区社会福祉協議会、NPO・市民活動団体等が相互の連携を強化するとともに、区は、受援計画を策定し、それらに基づく事前の協議や訓練等により、ボランティア活動の支援体制づくりを推進する。

6 防災士等との連携の推進

災害時、地域の応急対応の中核となり得る防災士等、知識、技能を有する区民が有効に活動できるよう、関係機関を含めたプロジェクトチームや協議会を通じて、連携体制づくりを推進する。

また、これらの組織のメンバーを救出・救助のリーダーとして位置づけ、避難者のなかで、志願した者を率いて、救出・救助にあたる体制を整備する。

7 地区防災計画策定の推進と防災活動の活性化

地区防災計画を普及させるため、特に災害による大規模被害が想定され対策が急がれる地域等を対象に、地区防災計画の策定を支援する。

また、地区防災計画を策定した防災区民組織、事業所等と協働して、「具体的事業計画」の内容に反映させる（「具体的事業計画」の内容例；防災活動に従事する人材の育成、防災に関する普及啓発、防災訓練の実施、情報連絡体制の整備、防災に必要な物資や資器材等の確保、消防団との連携体制の強化等）。

第2 安全な災害に強い防災まちづくり

1 木造住宅密集地域の改善の促進

区は、防災まちづくり基本計画において早急に改善を要する地域を密集市街地整備事業推進地区として位置づけている。この地域においては、主に修復型のまちづくり手法である国土交通省住宅局所管の密集市街地整備事業を導入し、老朽建物の買収除去・不燃化建築物へ

第4章 減災目標と対策の方向性

第4節 対策の方向性

の建替え誘導等を活用しながら、防災性の向上と居住環境の改善を図り、災害に強いまちを実現する。

また、区は都と連携しながら、不燃化特区制度を活用し、重点整備地域において、不燃化特区及び新たな防火規制の指定、特定整備路線等の整備による延焼遮断帯、避難・救援路の形成や不燃化特区による老朽建築物の解体・建替えを促進し、「燃えない、燃え広がらないまちづくり」を実現する。

2 建築物の耐震化及び安全対策の促進

平成27年9月に改訂した足立区耐震改修促進計画に基づき、「住宅の耐震化」、災害時の被害の影響が大きい「民間特定建築物の耐震化」、「地震発生時に閉塞を防ぐべき道路沿道の建築物の耐震化」、「地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模建築物」を重点的に取り組むべき施策として設定し、耐震化の促進に積極的に取り組む。

また、家具類の転倒防止等の対策や感震ブレーカーの設置、ブロック塀等の倒壊防止の重要性について普及・啓発を図る。

3 液状化対策の強化

都では、東日本大震災の被害状況を踏まえて「東京の液状化予測」を見直した。この液状化予測を基に「足立区液状化予測図」を作成し、区民に情報提供を行う。

また、都が作成する「液状化による建物被害に備えるための手引」に基づき、木造2階建て住宅等の小規模建築物を対象とした液状化対策を推進する。

(資料編震災編 第10「足立区液状化予測図」P.42)

4 出火、延焼等の防止

火災の防止に関しては、人命の安全確保に重点を置き、基本的な重要事項として、出火等の防止、初期消火の徹底、火災の拡大防止及び避難の安全確保等の施策を確立し、大震災に対処する。また、根本的な出火防止策として、建築物の耐震化や老朽危険家屋の是正指導、無接道敷地の建替え誘導を重層的に展開するとともに、併せて二方向避難路の確保に努める。

都は、経年防火水槽の耐震化や深井戸の整備のほか、木造住宅密集地域内において重点的に水利整備を推進するための整備方策を検討する。

また、危険物、火薬類、放射性物質、高圧ガス、毒物・劇物関係等の保管施設については、地震、火災及び大量放出から住民の生命、身体及び財産を保護するため、これらの施設の立入検査を実施し、従事者及び施設管理者に当該物件の取扱指導、訓練等を実施することにより、災害の予防を図る。

5 老朽危険家屋の適正管理及び建替え促進

まちの安全性や防災性に支障を及ぼす適正な管理がなされていない老朽危険家屋の所有者に対して、粘り強い是正措置の要求並びに指導を継続する。建替え更新が困難な無接道敷地への支援として、区が街区プランを策定して特定許可の適用に努めることや二方向避難路整備の助成を行うなど、区独自の無接道家屋対策を推進する。

6 既存の施設等の活用

発災時には、災害に強いまちづくりに向けて都がこれまでに整備を行ってきた防災機能を有する既存施設等も最大限に活用し、東京の総力を結集した取組みにより、安全な都市づくりを図る。

7 施設（区の公共施設等建築物）の緊急点検体制整備

「大規模地震発生直後における施設管理者等による建物の緊急点検に係わる指針」（内閣府）にもとづいて検討する。

第3 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

1 交通関連施設の安全確保

道路、鉄道といった交通関連施設は、都市の活動を支える基盤として重要な役割を担っている。こうした施設が損壊等の物理的被害を受けたり、交通渋滞、車両火災等により機能不全に陥ると、人命救助や消火活動、物資輸送等の円滑な実施が困難になるおそれがある。

区民の生命を守る交通関連施設の安全確保に向けて、道路ネットワークの整備、道路・橋梁等の安全確保や新たな交通規制の実施、鉄道事業者に対する支援を進め、鉄道駅や駅間施設等の耐震性向上を図り、鉄道の安全確保と早期復旧、ソフト・ハード両面の対策を進め、発災後においても交通・物流機能を維持する。

2 ライフライン等の確保

水道・下水道施設等の耐震化や、被害発生から復旧までの間のバックアップ機能の確保、早期復旧に向けた仕組みづくり等、ライフライン機能の確保に向けた対策を実施する。

3 エネルギーの確保

自立・分散型電源の導入促進等エネルギーの多様化等により電力供給の安定化に向けた取組みを促進し、更なる非常用発電の体制強化や既存の協定の実効性の向上を図ることにより発災後も都市の機能を維持する。

第4 津波等対策

1 地震・津波・洪水・高潮・内水氾濫に対する危機管理体制の強化

区の水防組織においては、区（関係部）や都、関係機関が連携して、必要となる水防資器材の確保や体制の整備を行うことで、災害時には迅速に対応する。

2 津波警報・注意報等の伝達体制・避難誘導體制の構築

多様な受発信手段を用いることにより、迅速・的確な情報伝達のための体制づくりを推進し、区民の安全の確保に取り組む。

区市町村境界や都県境を越えた広域避難について、関係機関等と連携し、避難先の確保や的確な避難誘導の在り方を検討する。

（第3部 第9章「避難者対策」P.207）

第4章 減災目標と対策の方向性

第4節 対策の方向性

3 津波防災意識の啓発、教育及び訓練の充実

足立区の地域特性を踏まえた津波防災意識の啓発や訓練等を継続的に実施し、防災に対する正しい知識と体験を区民に広める。

第5 応急対応力の強化

1 初動対応体制の再構築

区と関係防災機関が一体となって活動を展開できるよう、本部体制を見直し、災害対応・総合調整機能の強化や、警察・消防・自衛隊等との連絡調整機能の強化を図り、円滑な初動態勢を構築する。

2 広域連携体制の強化

東日本大震災での教訓や都の体制等を踏まえ、協定締結自治体間で円滑な連絡調整や情報共有ができるよう、広域連携に係わる調整体制を強化するとともに、広域的な活動の基礎となる施設等の運用・管理に係わる体制を確立する。

3 防災関係機関との連携体制の強化

各種の応急対策ごとに防災関係機関や事業者を含めた関係主体同士の事前調整、訓練等を通じて連携体制を強化する。

第6 情報・通信の確保

1 行政機関内の情報連絡、外部機関との情報連絡

区は、足立区防災行政無線や災害情報システムの更新による機能拡充に加え、それを補完する多様な通信手段を配備する等、行政機関内の情報連絡体制を確保する。また、足立区地域防災無線、専用電話等の配備により、外部機関との重層的な連絡体制を構築する。

また、それらの機器の使用方法を訓練等により習熟させ、強固な連絡体制を構築する。

2 報道機関との連携、住民への情報提供

区は、HPの大量アクセスの負荷分散や、ソーシャルメディア（Twitter・Facebook・LINE・Instagram）、防災アプリ、災害用デジタルサイネージ等、新たな情報提供ツールの活用、鉄道事業者による情報提供により、区民への情報提供を推進する。

また、携帯電話会社の3社（NTTドコモ、au、ソフトバンク）が運用している「緊急速報エリアメール」により、災害情報をいち早く伝える。さらに、災害情報システムにより、効率的な情報共有と集計を実施し、正確な状況を把握するとともに、報道対応の迅速化を図り、報道機関との連携を密にする。

3 住民相互の情報・通信基盤の確保

区は、通信事業者による安否確認手段の確保や、避難所となる小・中学校等に公衆無線LAN等の通信設備を配備する等により、帰宅困難者への情報提供を充実する等、情報・通信の基盤強化と通信手段の多様化を図る。

また、安否確認サービスの利用普及を図る。

4 避難所を情報拠点とした体制整備

区は、避難所等を情報拠点に位置付け、防災区民組織等の協力を得ながら、情報連絡手段の多重化や組織体制の整備等情報連絡体制の構築に努める。

第7 医療救護・保健衛生等対策

1 初動医療体制の確立

被災地域の状況を踏まえ、限られた医療資源を発災直後から最大限活用できるよう、東京都災害対策本部の下に設置する都災害医療コーディネーター、各二次保健医療圏に設置する東京都地域災害医療コーディネーター並びに足立区が設置した区災害医療コーディネーターを中心とする情報連絡体制を構築する。

なお、区における災害時医療に関する応急対応全般の調整は、区（医療部）で行う。

合わせてDMATや緊急医療救護所スタッフ等の待機場所や食料の確保等の応援医療チームの受入及び支援体制を整備する。さらに、都（関係局）や警視庁、東京消防庁、自衛隊等の搬送機能を有する関係機関・団体との連携強化や、バス事業者やタクシー事業者等、搬送手段を有する事業者と協定を締結する等し、搬送手段を確保する。

2 医薬品・医療資器材の確保

医薬品等の不足を回避し、的確な医療を提供できるよう、医薬品や医療資器材の備蓄に加え、関係機関との協定等を活用した医薬品等の供給体制を強化する。

また、停電や断水等に備え、建設機械等のレンタル事業者からの発電機等の非常用電源の調整や、可搬応急給水タンク等による給水等、緊急医療救護所となる医療機関のインフラが被災した場合でも、医療が継続できる体制を整備する。さらに、災害時の情報連絡を確保するために、防災無線の配備を進めるとともに、区外の医療機関や、DMAT、自衛隊等、区の防災無線が配備されていない関係機関との通信手段を整備する。

3 生活環境の改善

関係機関、関係団体との協議や訓練等を通じて実動における人員や資器材の検討を行い、実効性のある保健衛生体制を構築し、生活環境の改善に努める。

4 遺体の取扱い

東京都医師会や日本法医学会等と連携し、検案医師の養成研修や死体検案認定医制度の普及啓発を図る。

また、協定を締結している民間関係団体とも連携して、遺体の搬送に協力し、広域火葬体制での迅速な対応の実現を図る。

第4章 減災目標と対策の方向性

第4節 対策の方向性

第8 帰宅困難者等対策

1 組織の力の活用

「組織は組織で対応する」ことを帰宅困難者対策の基本原則とする。すなわち、企業、学校等組織のあるところは、発災時には、組織の責任において、安否確認や交通情報等の収集を行い、災害の状況を十分に見極めたうえで、従業員や顧客等の扱いを検討し、帰宅する者については安全確保の観点に留意して、一時にターミナル駅等に殺到することがないように、一斉帰宅の抑制を行う。

2 役割分担の明確化

帰宅困難者対策は、多岐にわたる分野に課題が及んでおり、個々の対応には限界がある。このため、この課題に関するすべての機関と事業所や帰宅困難者自身の責務と役割を明確にし、分担して的確に対策を実施する。

3 相互連携体制の構築

行政（国、都、周辺自治体）、事業所、防災関係機関及び関係機関が、相互に連携・協力する仕組みづくりを進め、発災時における交通関係情報等の提供・交換、水や食料の確保、従業員等の保護、仮宿泊場所の確保等について、支援体制の構築を図る。

4 「東京都帰宅困難者対策条例」の周知徹底

東京都帰宅困難者対策条例で規定した内容を実施するための計画を策定のうえ、条例の内容を、区民及び事業者等に周知する（従業員の帰宅抑制、3日分の水・食料等の備蓄、駅・大規模集客施設の利用者保護、学校等における児童・生徒等の安全確保等）。

5 情報通信基盤の整備

区、都、国、事業者等の連携による、帰宅困難者に対する安否確認や情報提供のための基盤を整備する。北千住駅、綾瀬駅等周辺に設置された災害用定点カメラ（ビュー坊カメラ）や災害用デジタルサイネージを使用して様々な訓練を実施し、災害時の運用や提供する情報等について検証し、災害時の効果的な運用を図る。

6 一時滞在施設の確保

駅周辺の滞留者や路上等の屋外で被災した帰宅困難者のうち、帰宅が可能となるまで待機する場所がない者を一時的に受入れる施設（一時滞在施設）の確保に努める。

また、要配慮者の受け入れが可能な一時滞在施設の確保にも努める。

7 帰宅支援のための対策

駅前滞留者対策推進協議会の情報提供ステーション機能の更なる充実を目指す。

また、主要道路沿いの帰宅困難者支援体制の強化を目指すとともに、綾瀬駅についても帰宅困難者対策を進める。あわせて、防災マップや災害時に必要となる情報を提供する機能等をもつ足立区のスマートフォン用アプリである「足立区防災ナビ」の一層の普及を図る。

第9 避難者対策

1 避難体制の整備

的確な避難指示、避難誘導等、住民の避難全般にわたる対策を総合的に推進する。

2 避難所の指定及び管理運営の整備

避難所運営本部による統制、衛生管理の徹底等による避難所の安心・安全の確保や、避難所マニュアル等における女性や要配慮者に対する配慮について定める。

避難所の受入れ可能人員の不足に対しては、避難者減少に資するハード面の事業を推進するとともに、民間施設等との協定締結や現在指定されている施設以外の区施設の利用等を検討する。

また、コロナウイルス等感染症流行時の避難環境について更なる検討を続ける。

3 要配慮者対策の強化

情報の提供と伝達、安否の確認、避難生活の確保等、他分野にわたる対策について関係機関、関係各部と更に検討を進め、支援体制の強化を図るとともに、要配慮者自身が支援を受けるために必要な情報や避難方法等の啓発や訓練を行う。

4 避難所等の備蓄の再検討

東日本大震災の教訓や、技術革新等を踏まえ、避難所の備蓄を中心に、備蓄品目の再検討を行い、陳腐化等により現在の防災対策にあわない備蓄品等については備蓄品目から除外する等を検討し、効果的で効率的な避難所の備蓄を目指す。

第10 物流・備蓄・輸送対策

1 食料・水・生活必需品等の確保

(1) 食料・生活必需品等の確保

備蓄量の増加と調達先の拡大により、災害時に必要な物資を確保できる体制を構築する。そのため、区は都や事業所等と連携して、避難者等のための発災後3日分の食料・生活必需品等の確保に努める。

都の備蓄物資は区の要請に基づき供給されるのが原則であるが、そのいとまがないときは、都は区からの要請を待たずに、必要な物資または資材の供給（プッシュ型支援）を行う。

(2) 水の確保

都は水道局職員が不在でも、区及び防災区民組織（町会・自治会等）等が円滑な応急給水活動を開始することができるように施設整備等を行う。

また、都は、消火栓等を活用した仮設給水栓からの応急給水を初めとする多面的な飲料水確保策について支援する。生活用水についても同様に復旧状況も踏まえ、必要量の確保に努める。

(3) 家庭内備蓄の促進

区は、自宅における被災生活に備えるため、備蓄物品のあつ旋等により各家庭での3日分以上の備蓄の推進を図る。

また、区と都は、平時から区（都）民に対し備蓄の普及啓発を行う。

第4章 減災目標と対策の方向性

第4節 対策の方向性

2 備蓄倉庫及び輸送拠点の整備

防災倉庫の配置や新しい倉庫の確保について再検討を行うとともに、避難所やその近隣への物資の分散備蓄を促進する。

また、物流事業者（輸送事業者）と連携した防災倉庫及び地域内輸送拠点における物資の搬出体制を構築するとともに、倉庫事業者との連携も視野に入れ、支援物資の保管場所を確保する。

3 輸送体制の整備

区災害対策本部と物流事業者等との連携を事前の協議や訓練により深める等、発災時における円滑な物資輸送を可能とする体制を構築する。

第11 放射性物質対策

1 関係部の役割分担を明確化し、区の体制を整備

これまでに各部でとられた様々な対策を踏まえて、庁内における役割分担を明確化し、情報連絡体制を整備することで、機能的に対応する。

2 情報提供策の構築

放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないという特殊性から、区民の不安払拭のための情報提供策を構築する。

第12 住民の生活の早期再建対策

1 生活再建対策の早急な実施

「り災証明」の発行については、「災害発生時における被災者生活再建支援業務の実施体制整備に関するガイドライン」に基づき実効性を向上させるため、体制の整備や研修等行う。義援金の募集・配分については、必要な手続を明確にし、迅速に対応できる体制の構築を図る。

2 下水道管被害の最小化と災害用トイレの確保、し尿処理への備え

避難所の災害用トイレの整備や公園への防災設備の整備を進め、関係機関との連携により、トイレの確保を図る。あわせて、し尿の収集・運搬に関する関係機関との連携体制を推進する。

3 がれき、避難所ごみ等の処理（災害廃棄物処理）に関する訓練及び関連計画等の見直し

「足立区災害廃棄物処理計画」及び「足立区災害廃棄物処理マニュアル」等を活用した各種訓練を実施する。

また、「環境省災害廃棄物対策指針」、「東京都災害廃棄物処理計画」、「特別区災害廃棄物処理対策ガイドライン」等の関連計画等の改定に合わせ、「足立区災害廃棄物処理計画」及び「足立区災害廃棄物処理マニュアル」の定期的な見直しを行う。

第4章 減災目標と対策の方向性

第4節 対策の方向性／第5節 到達目標と取組内容

4 応急教育・保育・児童保育

(1) 応急教育

災害発生時における学校の役割である児童・生徒・園児（以下「児童・生徒」という）の安全確保と教育活動の再開に関する体制の強化を図る。

また、学校施設は、避難所としての機能も併せ持っているため、区の実施する応急対策との連携体制の強化を図る。

(2) 応急保育

保育園・こども園児の安全確保等の体制強化を図るとともに、区の実施する応急対策との連携及び、早期に応急保育を実施する体制を整備する。

(3) 応急学童保育

学童保育室の安全確保等に関する体制強化を図るとともに、早期に応急学童保育を実施する体制の整備を推進する。

第13 受援

1 対応計画の策定

それぞれの施策に対して、受援先の指定、受援に関する連絡・要請の手順、対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等を整理し、対応計画を策定する。

2 災害対策本部内の体制の検討

災害時の受援体制については、災害対策本部内の混乱を避け、的確な情報収集に基づく受援要請を行うための受援本部を設置する。

第5節 到達目標と取組内容

第2節と同様に、震災対策の施策体系（13 施策）に基づき、到達目標と取組内容を整理する。

第1 区民と地域の防災力向上

1 自助の備えを講じている区民の割合を100%に到達

各主体に対する防災訓練や講演会等の実施、様々な媒体を通じた広報等により、区民一人ひとりの防災意識及び防災行動力の向上を図り、区民が、防災を我が事として捉え、自ら防災対策に取り組む風土を醸成する。

また、被災した際も、特に乳幼児や小・中学生の保護者、妊産婦、障がい者や外国人等に不安を生じないように、効果的な情報提供を推進する。

2 防災区民組織（町会・自治会等）の組織率100%と活動活性化、地域の絆の向上

防災区民組織（町会・自治会等）が全ての町会・自治会等に組織されるよう、啓発活動を充実する。さらに、防災区民組織（町会・自治会等）の技量の向上と活動の活性化を図るため、防災関係機関OB（警察・消防・自衛隊）や、建築等の技術を有する職人

第4章 減災目標と対策の方向性

第5節 到達目標と取組内容

が訓練指導にあたる体制を整備し、防災区民組織（町会・自治会等）の災害対応力を高める。

また、地域の先進的な取組みや、技量等の優れた防災区民組織（町会・自治会等）について、共助の先導的役割を果たす組織として、東京都の防災隣組事業を通して紹介し、防災区民組織（町会・自治会等）の活性化を促進する。さらに、町会・自治会へ配備を進めているスタンドパイプ等資器材の整備充実を図ることにより地域の消防力を強化する。

3 消防団活動体制の充実により、災害活動力を向上

区は、各消防署と連携協力して、消防団の定員充足率の向上や、分団本部等の活動拠点の整備等に取り組み、消防団活動の体制充実を図るとともに、発災時における地域住民・消防署等との連携による迅速な災害対応活動の推進等を図る。

4 地域との災害時協定の締結促進等により、事業所防災体制を強化

区は、都と連携し、地震に係わる自衛消防活動の充実・強化を図るとともに、事業所の防災計画の実効性を確保し、近隣住民等で組織された防災区民組織（町会・自治会等）等との災害時応援協定の締結を促進することにより、地域全体の自助・共助体制を推進する。また、平成25年4月施行の「東京都帰宅困難者対策条例」に基づき、従業員等の食料や水等の備蓄を進め、事業所における防災体制を強化する。

5 円滑なボランティア活動のための支援体制を構築

区は、受援計画を策定し、それらに基づいて、災害時のボランティア活動支援を想定した訓練を実施することや、災害ボランティアセンターの運用に係わる具体的な事項について協議を行う等により、社会福祉法人足立区社会福祉協議会、NPO、市民活動団体等とのネットワークを構築する。

6 防災士等との連携の推進

区は、災害時、救出・救護や避難誘導等、地域の応急対応の中核として防災士等、知識、技能を有する方々が有効に活動できる体制を構築する。

また、これらの組織のメンバーをリーダーとして、避難者を隊員とした救助隊を組織する等、避難所周辺での救出・救助活動にあたる体制を整備し、死傷者等の人的被害をなくす。

7 地区防災計画の策定の推進

区内においても、災害への危険性、地域活動等を考慮し、地区防災計画の策定が必要な地区を検討し、策定を進める。

防災計画策定済の地区においては、その計画の実効性を、防災訓練等を通じて確認検証し、地区防災計画をより実効性あるものとしていく。

第2 安全な災害に強い防災まちづくり

1 木造住宅密集地域の不燃領域率 70%

区内において、震災時に特に甚大な被害が想定される木造住宅密集地域を対象に重点的・集中的な取組みを実施することにより、市街地の不燃化を促進し、都の防災都市づくり推進計画に準じて令和7年度までに、不燃領域率68%、さらに不燃領域率70%を目指す。

2 防災上重要な公共建築物及び緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化 100%

災害時の避難所、被害情報の収集や被害対策指示等の応急活動の拠点となる防災上重要な公共建築物の耐震化について、令和2年度までに100%を目指す。

また、地震発生時の広域的な避難や救急・消火活動に資する緊急輸送道路の沿道建築物について、重点的に耐震化を推進することにより、令和2年度までに耐震化を100%完了する。

3 「液状化による建物被害に備えるための手引」に基づく情報提供

都が作成した「液状化による建物被害に備えるための手引」に基づき、液状化対策の情報を区民に提供する。

4 消防水利不足地域の解消

消防水利不足地域が解消され、震災時の火災による被害を抑制する。

5 施設（区の公共施設等建築物）の被害調査等の体制強化

施設管理者が、「大規模地震発生直後における施設管理者等による建物の緊急点検に係わる指針」（内閣府）を熟知し、避難者等の万全な受入態勢に備える。

第3 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

1 幹線道路網の整備及び緊急輸送道路の沿道建築物や橋梁の耐震化 100%

都市計画道路を平成36年度までに5路線（1,650m）に着手する。

その他、区独自の緊急輸送道路のライフライン等の耐震化を進め、緊急輸送、避難ルートの確保や消火活動の機能を確保する。

また、竹ノ塚駅付近の連続立体交差事業を推進し、踏切除却による道路のネットワーク化を進める。さらに、これら道路の無電柱化や橋梁の耐震化、都市計画道路の早期整備を進め、より安全な都市空間の整備を図る。

2 避難所や主要な駅など重要施設への水道管の耐震継手化及び下水道管の耐震化 100%

水道施設については、震災時における水道施設の被害を最小限にとどめ、区民への給水を可能な限り確保するため、都（水道局）により浄水場や給水所等の耐震化を推進される。

管路については、これまで優先的に整備を進めている首都中枢・救急医療機関や災害拠点連携病院等への供給ルートの耐震継手化が概ね完了している。引き続き、震災時に多くの区民が集まる避難所や主要な駅への供給ルートの耐震継手化を重点的に整備し、

第4章 減災目標と対策の方向性

第5節 到達目標と取組内容

令和4年度までの完了を目指す。

また、都（下水道局）は、下水道施設について、水再生センターやポンプ所等の耐震対策を推進するとともに、震災時のトイレ機能を確保するため、避難所や災害拠点病院等の施設から排水を受け入れる下水道管の耐震化を平成25年度末に完了した。

現在は、ターミナル駅や国、都、区の庁舎など災害復旧の拠点となる施設のほか、新たに指定された避難所や防災上重要な施設などに対象を拡大して耐震化を進める。さらに、電気、ガス、通信については、事業者による耐震化等の取組みを継続する。これらの取組みにより、ライフライン機能を維持・早期復旧する体制を確保する。

3 非常用発電設備の整備推進及び燃料確保体制の整備

上下水道や物流拠点等都市機能を維持するために不可欠な施設への自立・分散型電源導入や燃料供給体制等を確立する。

第4 津波等対策

1 津波警報・注意報等の伝達体制・避難誘導體制の構築

区は、都とともに、防災行政無線や全国瞬時警報システム（J-ALERT）等の多様な受発信手段を用いることにより、正確な津波警報・注意報等をいち早く区民に伝達する体制を整備する。

都の被害想定と足立区の地域特性に基づき、安全で的確な避難誘導體制の確立を図る。

2 津波防災意識の啓発、教育及び訓練の充実

区の地域特性を踏まえた津波への対応や避難方法等についての周知徹底や、実践的な訓練等を通じ、地域防災力の向上を図る。

第5 応急対応力の強化

1 強固な初動態勢の構築

被害を最小にとどめることができるか否かは、区の応急対応力にかかっている。

災害対策本部長室の運用、部別行動計画（初動マニュアルを含む）等の更新、部の活動に特化した実践的な訓練等の実施により、区全庁をあげた迅速かつ的確な活動を可能とする初動態勢を構築する。

2 他自治体との連携強化による円滑な広域連携

現在の23区や近隣自治体との連携体制の一層の強化並びに国・都、他自治体等と円滑な協力体制がとれるように区災害対策本部及び情報収集指令室の体制強化を図る。また、都立公園等、広域的な活動拠点の利用に関する取り決めを行っていく。荒川下流部の河川敷を利用する場合は、「荒川下流防災施設活用計画」（荒川下流防災施設運用協議会）によるものとする。

3 防災関係機関や民間事業者との連携強化による応急対策体制の構築

災害対応の総合調整機能を強化するため、救出・救助活動を調整する救出部や医療救

護活動を調整する医療部等の体制を強化し、警察・消防・自衛隊等との連絡調整機能の強化を図る等区と関係機関とが連携して、本部の対処能力を向上するための体制を構築する。

民間事業者団体等への要請を行うにあたっては、都や国、他自治体との競合が発生しないよう考慮する。

第6 情報・通信の確保

1 足立区地域防災無線等通信手段の適正配備及び使用の習熟

区庁舎内、出先機関等の区の施設、防災関係機関等における地域防災無線の適正な配備、また、地域防災無線を補う通信手段としてのMCA無線の適正配備や新たな通信手段の導入等により、情報連絡体制を強化する。

なお、無線機の配備後も、設置施設においては無線通信訓練を定期的に行い、使用方法の習熟に努める。

2 迅速な報道体制の確保、事業者やソーシャルメディア等による情報提供体制の整備

区や都、関係機関との災害情報の共有化を進めるとともに、迅速な報道体制と区民に提供する災害情報の充実を図り、自助・共助における意思決定を支援する仕組みを一層強化する。

また、ソーシャルメディアや防災アプリ、災害用デジタルサイネージ等新たな情報提供ツールを活用し、迅速な情報提供体制を整備する。

3 安否確認サービスの普及、利用経験の促進

地域住民相互間の安否確認手段の周知徹底、一時滞在施設等におけるSNSや公衆無線LAN等新たな情報基盤の強化、都の通信手段の多様化方策との連携及び、その周知を行う。

4 避難所を情報拠点とした体制整備

区は、防災区民組織、防災関係機関等と協議し体制の整備に努める。

また、訓練等を通じ、区と防災区民組織等による情報連絡方法の確認、通信運用の習熟に努める。

第7 医療救護・保健衛生等対策

1 都の災害医療体制と統合した体制の構築

都は、都災害医療コーディネーターの医学的助言に基づき都全域の医療資源を配分するとともに、二次保健医療圏ごとに地域災害医療連携会議を設置し、東京都地域災害医療コーディネーターを中心とした迅速かつ確実な情報連絡体制や地域の実情を踏まえた医療連携体制を構築する。区でも連携会議に参加し、二次保健医療圏での広域的な医療連携体制の構築に参画するとともに、区災害医療コーディネーターを含む区（医療部）の体制を構築する。

また、DMATや緊急医療救護所スタッフ等の待機場所の確保と食料の備蓄等、応援

第4章 減災目標と対策の方向性

第5節 到達目標と取組内容

医療チームの受入及び支援体制を整備していく。さらに、オープンスペースの利用に関する計画等に基づき災害拠点病院の近接地にヘリコプター緊急離着陸場を確保するとともに、バス事業者やタクシー事業者等、輸送手段を有する事業者と災害時の協定を締結する等、災害時における負傷者や応援医療チームの搬送体制を整備する。

2 医薬品等の確保に向けて、薬剤師会や事業者と連携した供給体制の構築

医薬品や医療資材器材の確保に向けて、情報通信や搬送体制の検討や訓練を行い、足立区薬剤師会や医薬品卸売販売業者と連携した供給体制を構築する。さらに災害時に緊急医療救護所となる医療機関のインフラ喪失時に備え、非常用電源や水の確保、防災無線やその他の通信機器等、災害時に医療救護活動に必要な資器材を整備する。

3 保健衛生体制の充実

関係機関、関係団体との連携による災害時の保健衛生体制の更なる強化を図る。

4 検視・検案体制の構築及び広域火葬体制の充実・強化

震災時における遺体の検視・検案等に関しては、速やかな対策等に資するため、関係機関と連携し、遺体収容所等の体制や情報連絡体制を確保する。

また、震災時における広域火葬に関しては、都や他自治体との連携体制の充実・強化を図る。

第8 帰宅困難者等対策

1 事業所における帰宅困難者対策の強化

東京都帰宅困難者対策条例に基づき、区内の事業所は、従業員等の施設内待機のための計画を策定し、従業員等への周知や3日分の備蓄の確保等の取組みを行う。

2 一時滞在施設の量的拡大

企業や学校等に所属していない、行き場のない帰宅困難者を待機させるため、一時滞在施設の確保を進める。

3 情報提供ステーション及び災害時帰宅支援ステーションの充実

混乱収拾後に徒歩帰宅する帰宅困難者を支援するため、情報提供ステーション及び災害時帰宅支援ステーションの充実を図る。

また、災害用定点カメラ（ビュー坊カメラ）や災害用デジタルサイネージの整備に努め、被害状況や公共交通機関の復旧見通し、家族の安否情報等の収集・提供体制の整備拡充を進める。

4 代替輸送手段の確保

徒歩帰宅が困難な要配慮者のために、バスや船舶等の代替輸送手段を確保する。

5 北千住駅及び綾瀬駅における滞留者対策の推進

北千住駅前滞留者対策推進協議会を中心に、現地対策本部の設置や、情報の収集と提供等に関する訓練等の充実を図り、協議会メンバーの災害時における即応性を高めていく。

また、平成27年3月に設置した綾瀬駅等滞留者対策推進協議会においても、対策を進める。

第9 避難者対策

1 実効性のある避難対策及び広域的な避難の仕組みを構築

広域避難プロジェクト等における検討や、避難シミュレーション等の結果を踏まえて実効性のある避難対策を構築し、自治体の枠を越えた避難先の確保や避難誘導を含む避難の仕組みを構築する。

2 女性や要配慮者の視点も踏まえた避難所運営体制の確立、避難所の充足

安心・安全を考慮した避難所の確保を図るとともに、女性や要配慮者の視点も踏まえた避難所運営体制を確立する。

また、避難者を低減させる事業と避難所指定等の推進により避難所を充足させる。

3 要配慮者対策体制の確立

災害時要援護者支援対策検討会により、必要な対策の検討を進め、区民、関係機関及び関係各々が連携して対策を実施する体制を確立する。

要配慮者のうち、特に支援を必要とする者を避難行動要支援者とし、発災時の安否確認や避難誘導等について避難支援等関係者を含めた具体的な支援体制を構築する。さらに、障がい者団体等と連携し、要配慮者向けに情報収集や避難に関する訓練等を充実し、支援体制の効果的な運用を図る。

4 感染症への対策

2019年末に発生し、世界中に感染を拡大している新型コロナウイルス感染症のように、災害発生時にすでに蔓延している可能性がある。

また、大勢の被災者等が集まる避難所では、ノロウイルスなどによる感染性胃腸炎等、避難所内での感染症が流行しやすくなる。このため、感染症の予防・蔓延両方の対策を構築する。

第10 物流・備蓄・輸送対策

1 3日分の物資の確保と強固な調達体制の構築

発災直後は道路障害物除去作業が完了していないことや、人命救助活動が優先されることにより、長距離の物資輸送が困難と予想される。そのため、発災後3日間は原則として地域内備蓄で対応するものとし、区と都との役割分担等を整理したうえで、発災後3日間で必要となる食料・水・生活必需品等を備蓄等により確保する。

第4章 減災目標と対策の方向性

第5節 到達目標と取組内容

また、避難者の多様なニーズに応え、物資の供給を円滑に実施するため、物販事業者（小売事業者等）との新たな連携等により、強固な調達体制を構築する。

2 適正な分散備蓄体制の確立と防災倉庫等の整備強化

備蓄倉庫の配置の見直しや学校の余裕教室・倉庫の活用等により、区内の分散・集中を組み合わせた備蓄体制を確立する。

また、物資の輸送に必要な地域内輸送拠点等、集積場所を確保する。

3 物流事業者等と連携した円滑な物資輸送体制の構築

区災害対策本部内に物流事業者等との十分な連携体制を構築する等、物資輸送のオペレーション体制を確立し、発災時において、物資輸送に関する情報収集、判断、連絡調整等を迅速かつ的確に行う。

第11 放射性物質対策

1 円滑かつ的確に対応できる区の体制を構築

放射性物質等による影響が生じた際に、区災害対策本部として、被害情報等の情報の共有化や必要な連絡調整を行う。

2 適切な情報提供による区民の不安の払拭

放射性物質及び放射線による影響の特殊性を考慮し、大気中や学校・公園等の空間放射線量率を測定し公表するとともに、健康相談に関する窓口を設置する等、区民に対する的確な情報提供・広報を迅速かつ的確に行う。

第12 住民の生活の早期再建対策

1 生活再建のための「り災証明」発行手続き等の迅速化

「災害発生時における被災者生活再建支援業務の実施体制整備に関するガイドライン」に基づき、庁内体制や応援受援体制の確立を図る。

また、義援金を迅速に配分できる体制を構築し、震災後の被災者の生活再建を総合的に支援する。

2 災害用トイレ及びし尿処理体制の確保

避難所等で上下水道が復旧するまでの間に使用する災害用トイレを備蓄等により確保する。

なお、発災から3日間程度は、し尿収集車による収集・運搬が困難な状況が予測されることから、災害用トイレの確保やし尿を下水道へ直接投入する方法など、し尿収集車による収集を要しないし尿処理体制の確保に努める。

但し、高層マンションの、特に高層階に居住する区民については、エレベーターの停止等により、防災設備を有する公園のトイレの利用が難しいことから、簡易トイレ等の備蓄を啓発する。

3 がれき等の処理(災害廃棄物処理)に関する一次仮置場候補地の選定及び処理体制の構築

区民の生活環境の保全及び公衆衛生上の支障を防止するため、災害廃棄物を迅速かつ適正に処理を実施する「足立区災害廃棄物処理計画」及び「足立区災害廃棄物処理マニュアル」に基づき、がれき等を分別・保管する一次仮置場候補地の選定や区民等への周知を図る。

また、特別区共同処理体制の構築のため、各区、東京二十三区清掃一部事務組合、東京二十三区清掃協議会、東京都及び関係団体と連携強化を図る。

第13 受援

1 受援の専任担当の明確化

受援対策本部において、受援に関する活動調整の専任担当を明確化する。

2 人的・物的資源の調達・管理の仕組みづくり

限られた応援資源を受援ニーズに基づいて効果的に投入するため、応援受援の資源の可視化を可能とし、効率的な応援受援の資源管理を行うことができる仕組み・手法を構築する。

3 受援対象業務の事前想定

災害時に円滑な受援活動が展開できるよう、全庁的な受援対象業務の洗い出しを通じて、受援の対象業務を事前に把握する。

第4章 減災目標と対策の方向性
第5節 到達目標と取組内容

第1部
総則

第2部
防災に関する組織と活動内容

第3部
災害予防計画

第4部
災害応急対策計画

第5部
災害復旧計画

第6部
災害復興計画

第7部
応急対策に関する足立区全体シナリオ

第2部 防災に関する組織と活動内容

第1章 災害対策本部設置基準

第1節 災害対策本部の設置の流れ

区内において、大規模な災害が発生、または発生するおそれがある場合、区民等の安全確保を迅速かつ的確に実施するため、以下の手順に基づいて早期に災害対策態勢を確立し、防災関係機関と協力して災害対策を推進する。

また、迅速かつ的確な初動体制を確立するうえでは、情報収集が重要となるため、情報収集指令室は、災害対策本部設置以前に、危機管理部長もしくはその代行者の判断により、先行的に設置される場合がある。

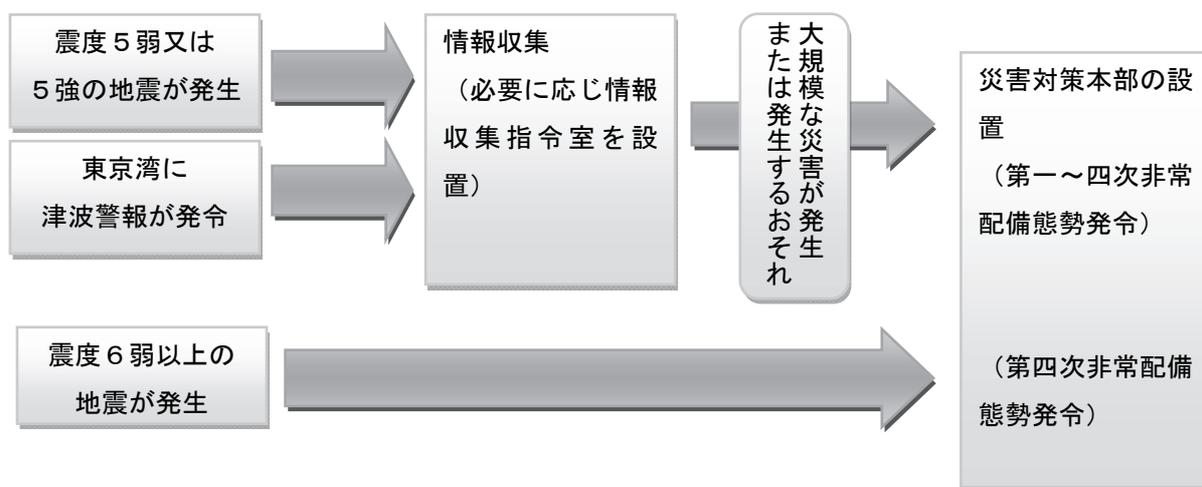
第1 地震

1 勤務時間内

以下の場合、災害対策本部を設置する。

- (1) 区内で震度6弱以上の地震が発生した場合（第四次非常配備態勢発令）
- (2) 区内で震度5弱又は5強、もしくは東京湾に津波警報が発令された場合で、テレビ・インターネット等からの情報収集・分析の結果、大規模な災害が発生、または発生するおそれがある場合

【勤務時間内の災害対策本部の設置の基本的な流れ】



2 勤務時間外

- (1) 区内で震度5弱以上の地震が発生した場合、緊急災害対策本部を設置する。
- (2) 大規模な災害が発生、または発生するおそれがある場合は、災害対策本部へ移行する。

【勤務時間外の災害対策本部の設置の基本的な流れ】



第1章 災害対策本部設置基準

第2節 災害対策本部の組織及び活動

第2節 災害対策本部の組織及び活動

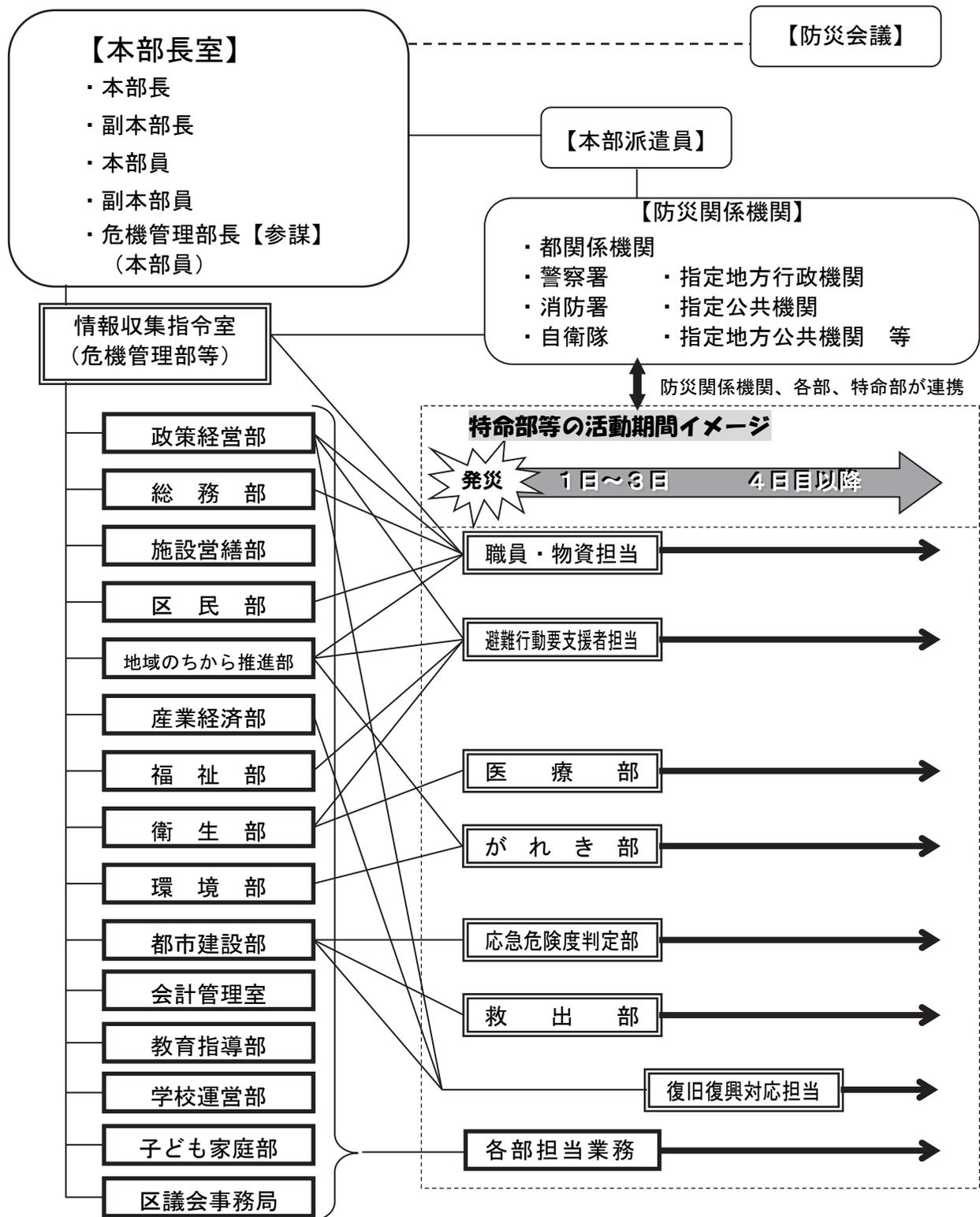
第1 災害対策本部の設置

- 1 災害対策本部は、区長若しくはその代理者が、災害の規模、情報収集指令室等の報告等に基づき設置する。
- 2 設置場所は、区役所中央館8階災害対策本部室とする。
- 3 部長の職にあてられている者は、区長もしくは代理者に本部の設置を要請することができる。
- 4 危機管理部長は、本部が設置されたときに、直ちに東京都知事に報告するとともに、各部長及び警察署、消防署等の関係機関に通知する。
- 5 危機管理部長は、本部が設置されたときに、庁舎玄関前及び必要な場所に「足立区災害対策本部」の表示を掲出する。
- 6 各部長は、所属職員に本部の設置を周知徹底する。
- 7 区長は、区の地域について災害が発生するおそれが解消したと認めたとき、又は災害応急対策が概ね完了したと認めたときは、災害対策本部を解散する。
- 8 危機管理部長は、本部が解散した場合、直ちに東京都知事及び関係機関に通知する。

第2 災害対策本部の組織

- 1 災害対策本部は、本部長室（中央館8階）、情報収集指令室（南館7階：危機管理部等）及び区（各部等）をもって構成する。

【組織図】



【特命部の構成】

情報収集指令室：危機管理部職員、指定職員
 職員・物資担当：総務部、区民部、地域のちから推進部、政策経営部
 避難行動要支援者担当：福祉部、衛生部、地域のちから推進部、政策経営部、その他関係部署
 医療部：衛生部、足立区医師会、日本赤十字社
 がれき部：環境部、東京都足立都税事務所、地域のちから推進部
 応急危険度判定部：都市建設部（建築室）、区職員判定員、区登録判定員
 救出部：警察署、消防署、自衛隊、都市建設部
 復旧復興対応担当：都市建設部、政策経営部、産業経済部、その他関係部署

第1章 災害対策本部設置基準

第2節 災害対策本部の組織及び活動

- (1) 本部長室は、本部長、副本部長、本部長、副本部長で構成し、本部の基本方針を審議策定するため、次の事務を所掌する。
- ア 本部の非常配備態勢及び廃止に関すること。
 - イ 災害情報の収集及び伝達に関すること。
 - ウ 避難の指示に関すること。
 - エ 自衛隊に対する災害派遣の要請に関すること。
 - オ 市町村及び他の公共機関、防災機関等に対する応援要請に関すること。
 - カ その他災害対策に関すること。
 - キ 本部長室の庶務は、情報収集指令室（危機管理部等）が行う。
- (2) 本部長室は、初動の段階で特に次の事項を審議し共通認識する。
- ア 「人命最優先の応急対策」の特定及び人員の充当
 - イ 「人命最優先の応急対策」に係わる作業のうち、特に緊急性を要するものに対する責任者の指定及び作業の分割
 - ウ 決定事項の職員への周知徹底及び応急業務の履行状況の把握
 - エ 初動期の優先事項については所管外であっても積極的に連携・協力すること。
- (3) 本部長等の職務は以下のとおり。
- ア 本部長（区長）は、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。
 - イ 副本部長（副区長、教育長）は、本部長を補佐し、本部長に事故等があったときは、その職務を代理する。
 - ウ なお、職務代理者に事故あるときは、以下に定める順序により臨時代理者をおく。
 - (ア) 危機管理部長
 - (イ) 総務部長
 - (ウ) 危機管理部長経験者
 - (エ) 災害対策課長経験者の部長級職員
 - (オ) 危機管理課長経験者の部長級職員
 - (カ) その他部長級職員で、組織順の上位にあるもの
 - エ 本部長（各部の部長）は、本部長の命を受け、本部長室の事務に従事するとともに、部の事務を掌理する。
 - オ 副本部長（規則で定めた職にある課長者）は、本部長の命を受け、本部長室の事務に従事する。
 - カ 本部長は規則で定めた職にある者のほか、必要と認める者をもって副本部長に充て、本部長室の事務に従事させることができる。
 - キ その他の災害対策本部の職員は、部長の命を受け、部の事務に従事する。
- (4) 本部長は、次に掲げる機関の長に対し、当該機関の職員が本部派遣員として本部長室の事務に協力することを求めることができる。
- ア 都関係機関
 - イ 警視庁
 - ウ 東京消防庁
 - エ 自衛隊

- オ 指定地方行政機関
- カ 指定公共機関
- キ 指定地方公共機関

- (5) 本部長は、情報連絡を円滑にするために、関係防災機関に対して、連絡員の派遣を要請することができる。情報連絡員は、本部派遣員と兼ねることができる。
- (6) 本部長は、迅速適切な人員確保、物資供給、救助救出活動、医療活動、避難行動要支援者対策、応急危険度判定、がれき処理、復興対応を行うため、本部職員と本部派遣職員等による特命部（職員・物資担当、救出部、医療部、避難行動要支援者担当、応急危険度判定部、がれき部及び復旧復興対応担当）を設置する。
- (7) 特命部設置のタイミングは、発災後を想定し、災害対策本部の設置後、速やかに行う。
- (8) 本部長は、必要に応じて、関係機関の代表職員と本部員等の職員による調整本部を設置することができる。
- (9) 情報収集指令室は、室長、副室長、班員で構成し、主な業務は次の表のとおり。

【7階防災センター情報収集指令室の組織及び業務内容】

組織名	業務内容
危機管理部長	(1) 情報収集指令室の統括
総合防災対策室長	(1) 情報分析班、通信班、受援班、部長不在間の情報収集指令室の統括
災害対策課長	(1) 情報分析班、通信班の統括
情報分析班（班長：災害対策係長）	(1) 被害・気象等の情報の収集と分析に関すること。 (2) 避難情報の発令の検討に関すること。 (3) 応急対策の実施状況把握と需給ギャップの推定と対策の検討に関すること。
通信班（班長：施設管理係長）	(1) 通信手段の確保に関すること。 (2) 被害情報の収集・伝達の発令に関すること。 (3) 避難指示の伝達に関すること。 (4) 都への災害状況報告（速報、中間・確定報）に関すること。 （資料編震災編 第19「宿日直者の職務概要」P.63、第23「災害状況速報」P.67、第24「災害（中間・確定）報告様式」P.68）
担当課長	(1) 受援班の統括
受援班（班長：担当係長）	(1) 受援に関する状況把握・取りまとめに関すること。 (2) 応援資源の調達・管理の調整に関すること。 (3) 応援の要請、受入れの取りまとめに関すること。
危機管理課長	(1) 渉外・庶務班、連携班の統括 (2) 部長・災害対策課長不在時の情報収集指令室の統括
渉外・庶務班（班長：危機管理係長）	(1) 情報収集指令室への関係機関派遣員、危機管理部対応の防災関係機関・協定自治体等との連絡調整に関すること。 (2) 防災会議、本部長室の招集及び運営に関すること。 (3) 庁内調整、各種調整会議の開催に関すること。 (4) 情報収集指令室の庶務に関すること。 (5) 本部活動の記録の作成に関すること。

第1章 災害対策本部設置基準

第2節 災害対策本部の組織及び活動

組織名		業務内容
連携班	広報室 (広報室長指定)	(1)報道広報活動に係わる情報の収集・伝達、報道機関等の対応 (2)災害情報の発信、調整等
	区(各部) (各部長指定)	(1)応急対策、各種会議、庁内調整等に関する情報収集指令室への参加・協力、及び連絡調整等 (2)受援ニーズに関する各部状況把握・取りまとめ、報告 (3)応援部隊の各部調整、受入れに関すること等

※1 連携班における区(各部)は、部の庶務担当係職員を原則とする。

※2 過去の災害の教訓から、応急対策の指令統制機能を主要な任務とする情報収集指令室(危機管理部職員)は、原則として報道機関、住民からの照会、来訪希望者への個別対応は行わず、本部長室での会議等を通じ、それらの対応体制を速やかに整備する。

【情報の重要性及び緊急性の優先順位付けの業務内容の例】

災害時には人命に関わる緊急対応が必要な情報と、そうでない情報が混在することで、一度に流通する情報量が増し、混乱をきたす危険がある。各部が情報の重要性及び緊急性を検討し、状況に応じた業務の優先順位等について災害対策本部に報告、判断を仰ぐ必要がある。

2 区(各部等)の分掌事務は、下表に示すとおりである。

【各部・各公社等分掌事務内容】

各部・公社等 各名	災害発生1日～3日 の応急対策	災害発生4日目以降 の応急対策
区(政策経営部)	(1)復旧・復興案の作成準備 (2)災害対策予算の準備 (3)災害情報・避難所情報等の広報 (4)報道機関との連絡 (5)コールセンターの再開 (6)情報システム、電算機器の復旧 (7)復旧復興対応担当の管理・運営統括 (8)災害対策課支援	(1)復旧・復興案の作成 (2)災害対策予算の組み立て (3)災害情報・避難所情報等の広報 (4)報道機関との連絡 (5)臨時災害相談の統括 (6)電算機器の復旧
区(総務部)	(1)一般ボランティアの受入れ・支援に関すること。 (2)職員・物資担当の管理・運営統括 (3)救護食料及び救護物資の調達及び分配計画に関すること。 (4)応急対策物資、車両、船艇等の調達に関すること。 (5)職員動員数の把握に関すること。 (6)職員の給食に関すること。	(1)職員のサービス、給与、健康管理、公務災害補償に関すること。 (2)その他左記の応急対策業務

各部・公社等名	災害発生1日～3日の応急対策	災害発生4日目以降の応急対策
区（危機管理部）	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害対策本部の運営に関すること。 (2) 情報収集指令室の管理・運営統括 (3) 災害情報の収集・伝達及び統括に関すること。 (4) 防災関係機関並びに各部との連絡調整に関すること。 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 防災会議の開催に関すること。 (2) その他左記の応急対策業務
区（施設営繕部）	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害対策本部施設（本庁舎）の復旧 (2) 区施設の災害応急復旧に関すること。 (3) 区立の学校施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 区施設応急復旧 (2) 学校施設対応応急復旧
区（区民部）	<ul style="list-style-type: none"> (1) 避難者・人材の輸送 (2) 救護食料・救援物資の輸送 (3) 飲料水の輸送 (4) 救援物資・義援品の受領及び輸送 (5) 死体火葬許可証の発行 (6) 応急給水槽管理運営（課税課：小右衛門給水所） 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 左記の応急対策業務
区（地域のちから推進部）	<ul style="list-style-type: none"> (1) 区内被害情報収集・調査 (2) 要配慮者の対応（要配慮者移送に関すること。） (3) 地域のちから推進部所管施設利用者の応急救護 (4) 所管施設の被害状況調査 (5) 第二次避難所（福祉避難所）の管理・運営 (6) 遺体安置所の設置及び遺体の収容 (7) 応急給水槽管理運営（スポーツ振興課：総合スポーツセンター、中川区民事務所：大谷田南公園、鹿浜区民事務所：北鹿浜公園、伊興区民事務所：諏訪木東公園内応急給水槽、江北区民事務所：北宮城町公園内応急給水槽） <p>※第二次避難所（福祉避難所）については担当する施設</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) り災証明のための家屋被災調査 (2) り災証明発行 (3) 文化財の保護 (4) 左記の応急対策業務 (5) 義援金の受領、配分計画及び見舞金の支給 (6) 各種民間団体との連絡調整 (7) がれき処理（被災家屋の解体・撤去）の住民申請受付 (8) 応急仮設住宅受付協力 (9) 応急学童保育の実施

第1章 災害対策本部設置基準

第2節 災害対策本部の組織及び活動

各部・公社等称	災害発生1日～3日 の応急対策	災害発生4日目以降 の応急対策
区（産業経済部）	(1)区内企業（団体）との連絡調整 (2)食品団体との連絡調整 (3)中小企業・事業者の再建促進支援	(1)左記の応急対策業務
区（福祉部）	(1)避難行動要支援者担当の管理・運営 (2)所管施設利用者の応急救護 (3)第一次・第二次（福祉避難所）避難所 開設・運営統括 (4)避難行動要支援者対策 (5)応急給水槽管理運営（千住福祉課：千 住スポーツ公園、西部福祉課：江北給水 所、都立舎人公園）	(1)社会福祉団体連絡調整 (2)災害弔慰金等支給 (3)生活保護受給者等実態調 査 (4)その他左記の応急対策業 務
区（衛生部）	(1)医療部の管理・運営統括 (2)医療機関連絡調整 (3)都との連絡・調整 (4)緊急医療救護所の設置・運営 (5)保健活動班の編成・派遣 (6)医薬品・医療資器材の調達（総務部と の調整による分担） (7)動物救護	(1)感染症の危機管理対策 (2)食品環境衛生指導・消毒 班の編成・派遣 (3)避難所の医療相談対策 （医療相談窓口の開設） (4)保健衛生上の試験・検査 (5)その他左記の応急対策業 務
区（環境部）	(1)がれき部（災害廃棄物処理）の管理・ 運営統括 (2)道路啓開等に伴うがれきの受入れ（緊 急仮置場の開設） (3)災害廃棄物の発生量・処理量の推計 (4)一次仮置場の必要面積の算定 (5)し尿の処理 (6)災害廃棄物処理方針・実行計画の策定	(1)粗大ごみ・廃家電等の受 入れ（一次仮置場の開設） (2)倒壊家屋の解体・撤去・ 処理の住民申請に伴うがれ きの受入れ（一次仮置場の 開設） (3)し尿、避難所・生活ごみ の処理 (4)環境保全対策 (5)災害廃棄物処理方針・実 行計画の見直し（随時見直 し）
区（都市建設部）	(1)救出部の管理・運営統括 (2)被災家屋からの救出・遺体搜索・搬送 (3)土木施設の被害情報収集 (4)土木施設の応急対策 (5)道路障害物除去	(1)土木施設復旧計画及び応 急復旧 (2)復旧復興計画 (3)住宅等の応急危険度判定 の実施

第1部 総則

第2部 防災に関する組織と活動内容

第3部 災害予防計画

第4部 災害応急対策計画

第5部 災害復旧計画

第6部 災害復興計画

第7部 応急対策に関する足立区全体シナリオ

第1章 災害対策本部設置基準
第2節 災害対策本部の組織及び活動

各 部 ・ 公 社 等 称	災 害 発 生 1 日 ～ 3 日 策 対 急 応 の	災 害 発 生 4 日 目 以 降 の 策 対 急 応 の
	(6) 震災時水防本部の運営 (7) 河川巡視及び排水場施設運転管理 (8) 堤防・護岸の応急対策 (9) 応急給水槽管理運営（西部公園係：諏訪木東公園） (10) 復旧復興対応担当の管理・運営統括 (11) 復旧復興計画準備 (12) 応急危険度判定部の管理・運営統括 (13) 建築基準法第84条による建築制限	(4) 応急仮設住宅予定地調査 (5) 応急仮設住宅建設協議 (6) 応急仮設住宅の入居広報、受付、選定、入居者管理 (7) 被災住宅の応急修理 (8) 公的住宅のあつ旋 (9) 左記の応急対策業務
区（会計管理室） ※出納部	(1) 物品・現金の出納	(1) 左記の応急対策業務 (2) 災害援護金及び義援金等の一時保管
区（教育指導部）	(1) 区立学校被害情報収集 (2) 学校教育施設被害調査 (3) 第一次・第二次（福祉避難所）避難所管理・運営（※第二次避難所（福祉避難所）については担当する施設）	(1) 応急教育 (2) 教育相談 (3) 左記の応急対策業務
区（学校運営部）	(1) 区立学校被害情報収集 (2) 学校教育施設被害調査 (3) 第一次・第二次（福祉避難所）避難所管理・運営（※第二次避難所（福祉避難所）については担当する施設）	(1) 学用品の支給 (2) 左記の応急対策業務
区（子ども家庭部）	(1) こども園・保育園・認証保育所・家庭的保育事業者等の被害情報収集及び連絡調整 (2) こども園・保育施設の応急対策、再開等 (3) 第一次避難所管理・運営	(1) こども園・保育園等の復旧計画 (2) 応急保育の実施 (3) 左記の応急対策業務
区議会事務局 ※議会部	(1) 区議会災害対策会議の業務（情報収集、区議会議員との連絡調整等） (2) 全員協議会（災害発生4日目13時開催）の準備業務	(1) 区議会議員との連絡調整 (2) 全員協議会に関する業務
生涯学習振興公社	(1) 所管施設利用者応急救護 (2) 所管施設の被害状況調査	
勤労福祉サービスセンター	(1) 区（産業経済部）の支援	(1) 左記の応急対策業務

第1章 災害対策本部設置基準

第2節 災害対策本部の組織及び活動

各 部 ・ 公 社 等 称 各 名	災 害 発 生 1 日 ~ 3 日 迄 の 応 急 対 策	災 害 発 生 4 日 目 以 降 の 応 急 対 策
観 光 交 流 協 会	(1)区(産業経済部)の支援	(1)左記の応急対策業務
社 会 福 祉 法 人 足立区社会福祉協議会	(1)区(福祉部・総務部)の支援	(1)左記の応急対策業務

※1 部の名称及び分掌事務は、足立区災害対策本部条例施行規則のとおりとする。

※2 ただし、本部長は、職員員数、災害の状況等に応じ必要があると認めるときは、臨時に分掌事務を変更することができる。

※3 本部長は、災害対応の緊急性や業務量等に応じ、必要があると認めるときは、部を横断し人員を再配分することができる。

第3 災害対策本部体制の考え方と業務分掌

大規模災害では、迅速、かつ柔軟な意思決定及び応急対応ができる組織体制の整備が重要である。そのためには、災害の初動期から、優先的に取り組むべき業務を迅速に選定し、部署横断的に柔軟に対応することが求められる。

本区では、ICS(※)の考え方を参考に、本部体制を以下のとおり構築する。

- 1 情報収集指令室を、災害対策本部長の指揮を補佐する部門として位置づける。情報収集指令室で情報収集伝達、受援活動の取りまとめ、本部長室への各種情報の伝達、各部への指示等を実施する。
- 2 「特命部」を設置し、初動期から優先的な対応が求められる業務にあたる。現在、区で指定した特命部は以下のとおり。

種 類	概 要
職 員 ・ 物 資 担 当	活動に必要な人員(区職員)の確保、物資の供給、等
避 難 行 動 要 支 援 者 担 当	避難行動要支援者への避難支援等
医 療 部	医療活動支援等
が れ き 部	がれき等の災害廃棄物処理等
応 急 危 険 度 判 定 部	建物等の応急危険度判定の実施等
救 出 部	負傷者等の救出支援等
復 旧 復 興 対 応 担 当	復興本部の設置・運営、計画類の作成等

※ 1970年代に米国において開発されたICS(Incident Command System)は、災害現場・事件現場などにおける標準化されたマネジメントシステムであり、日本でも、自衛隊、海上保安庁、岩手県等に導入されている。

ICSでは、災害対策本部を5つの機能(指揮調整、資源管理、情報作戦、財務管理、事案処理)の集合体と捉えている。組織を統括する「指揮調整」部門が、3部門(資源の供給を実施する「資源管理」、情報収集、事案処理計画策定等を実施する「情報作戦」、災害時発生する事務を処理する「財務管理」)の報告を受け、「事案処理」部門に指示する体制をとる。東日本大震災において、岩手県は、指揮調整にあたる「本部長等」が、それを補佐する「本部支援室」と連携し、事案処理にあたる各部署に指示等をする体制を構築した。

第1章 災害対策本部設置基準

第3節 緊急災害対策本部の設置と組織及び活動

第3節 緊急災害対策本部の設置と組織及び活動

第1 勤務時間外で、気象庁発表の足立区の震度が5弱以上の場合、もしくは区が設置している震度計が震度5弱以上を記録した場合、区は、直ちに緊急災害対策本部を区役所南館7階防災センターに設置する。

第2 緊急災害対策本部は、副区長を本部長とする。

第3 緊急災害対策本部職員は指定された各区民事務所等に参集し、参集場所毎に統括者及び副統括者を置く。

第4 統括者は緊急災害対策本部長の命を受け、また参集職員は統括者の命を受けて次の事務を行う。

- 1 災害情報の収集・伝達
- 2 被害状況の調査確認
- 3 区防災無線の開局
- 4 災害対策本部の設置準備
- 5 緊急救助活動
- 6 区が設置した学童保育室の安全確保
- 7 その他緊急災害対策本部長が必要と認めて指示する事項

第5 緊急災害対策本部の構成員、参集場所等については、別途要綱に定める。

(資料編震災編 第72-6「足立区緊急災害対策本部要綱」P.247)

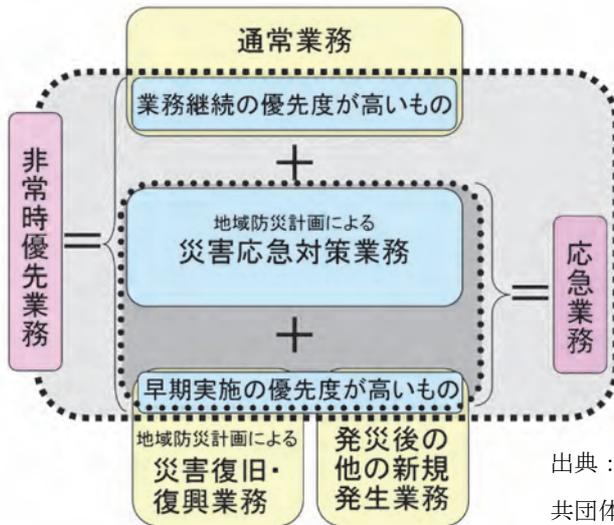
第2章 足立区業務継続計画（BCP）の概要

第2章 足立区業務継続計画（BCP）の概要

業務継続計画（BCP）は、地域防災計画を補完する計画であり、区が被災し、資源制約が伴う条件下においても非常時優先業務の実施を確保する目的で策定する。

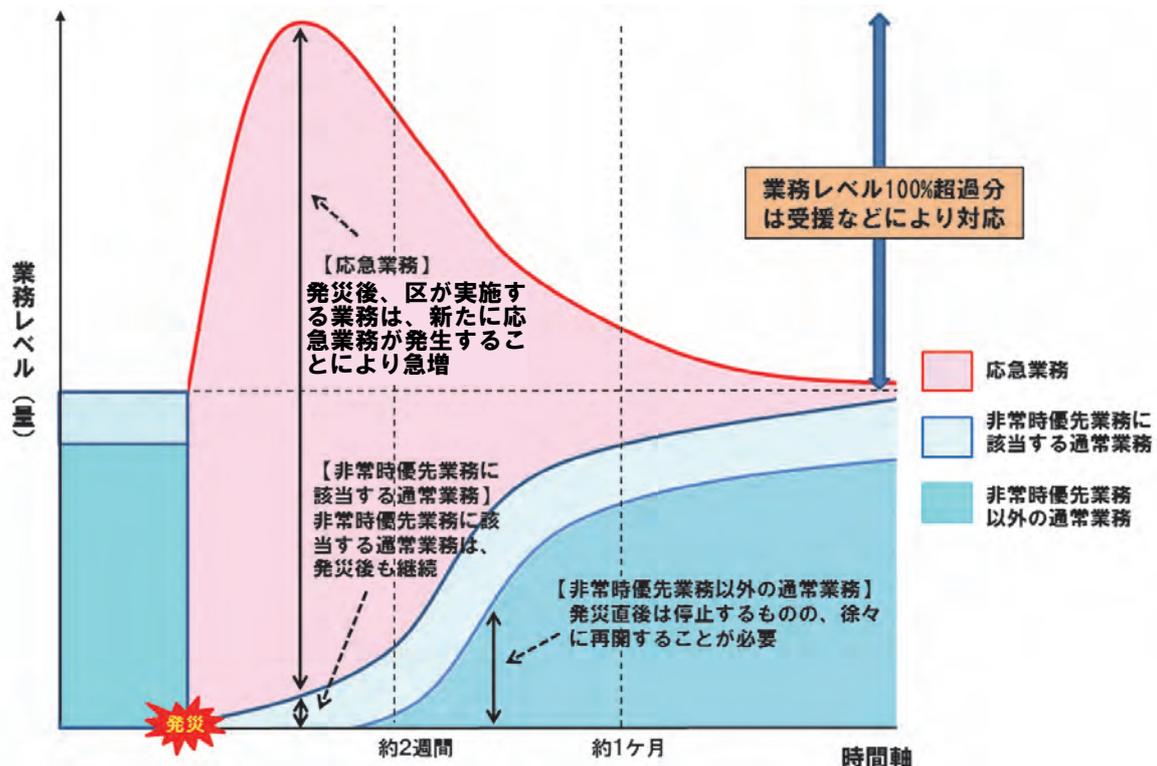
区としては、災害発生直後は業務が混乱し機能不全に陥りやすいという、東日本大震災や熊本地震等の教訓を踏まえ、これを防止するために、「行政も被災する深刻な事態」を考慮した非常時優先業務の執行体制や対応手順を明確にし、災害発生時の即応態勢を早期に確立するとともに、効果的・効率的で迅速な人員の配分を行う。

【非常時優先業務のイメージ】



出典：内閣府「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」（平成28年2月）

【発災後区が実施する業務の推移】



出典：内閣府「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」（平成28年2月）を一部改編

第1節 地震等災害発生時の即応態勢

第1 区及び各防災関係機関は、区の区域内に災害が発生、又は発生するおそれがある場合に、区の地域並びに区民の生命、身体及び財産を災害から守るため、各防災関係機関が一体的な効果を発揮しうるよう必要な活動体制を確立する。

災害応急対策において、必要な資源が不足する場合は、各防災関係機関は、第一に生命の安全確保、第二に最低限の生活確保、第三は復旧・復興の優先順位とし、これに応じた資源配分を行うとともに、非常時優先業務の執行に必要な資源の早期確保を重視する。

機 関 名	対 策 内 容
区（各部）	(1)職員の参集 (2)各部の初動活動 (3)緊急災害対策本部の設置 (4)災害対策本部の設置 (5)各部の応急対策活動
防災関係機関	(1)各機関の活動領域等に応じた初動・応急活動

第2 区職員の初動態勢

- 職員は、災害発生のおそれ又は発生を確認（地震の感知）した場合、直ちに防災行政無線及びテレビ・インターネット等から災害の情報を収集しなければならない。
- 職員は、地震において気象庁発表の足立区の震度が5弱以上の場合、若しくは区が設置した震度計が5弱以上を記録した場合は、次の行動をとらなければならない。

(1) 勤務時間外の場合

ア 緊急災害対策本部参集職員は指定場所に、第一次非常配備態勢職員は職場に参集する。参集途上で被害状況を観察し、指定場所、職場到着後、防災無線等により7階防災センターに報告する。

イ 上記以外の全職員は、各自災害に関する情報を収集し参集に備え、非常配備態勢の指令に従う。なお、震度6弱以上を記録した場合は、指令を待たず、あらゆる手段を利用し職場に参集する。

(2) 勤務時間内の場合

部・課長（各部庶務担当職員で、部長の指定する者）、その他本部長が必要とする者は、直ちに応急対策実施の準備を行い、終業時間となっても上司の指示があるまで退庁しない。また、勤務場所を離れている場合は、上司と連絡をとり、指示を仰ぐ。

第3 区（各部）の初動態勢

- 早期の初動体制の確立と災害状況の全容把握は、その後の応急対策の成果を左右する。このため、東日本大震災での教訓を踏まえて見直した部別行動計画に基づき行動する。また、必要に応じて策定している発災直後6時間の対応をまとめた初動マニュアルを活用する。

第2章 足立区業務継続計画（BCP）の概要

第1節 地震等災害発生時の即応態勢

- 2 区長が不在もしくは職務遂行に支障をきたす状況にある場合は、災害対策本部副本部長（副区長、教育長）、危機管理部長、総務部長の順位で業務を代行し、緊急時の重要な意思決定に支障を生じさせないようにする。
- 3 本庁舎における区（各部）及び災害対策本部の業務遂行が困難になる等本庁舎が使用不能に陥るような万が一の場合を想定して、代替業務場所及び災害対策本部の代替場所についてあらかじめ検討しておくことが必要である。この際、停電等に備えた、非常用発電機や燃料等、及び水や食料品の確保を図る。
- 4 区（各部）は、発災時各部門で実施すべき時系列の災害対応業務を非常時優先業務として整理し、被災者支援や住民の対応に欠落を生じないように業務が遂行できる体制を確立する。

第4 業務継続計画（BCP）との調整と運用

- 1 BCPの発動は、災害対策本部設置後に、災害対策本部の指示により行われ、その指示に基づき被災時対応を開始する。
- 2 BCP発動後の被災時対応の終了時期は、災害対策本部が決定し、全部門の職員に通知する。
また、復興に向けて迅速に平常時の体制へと移行できるよう、区（各部）が努める。
- 3 本部長は、災害対策と業務継続計画（BCP）における各部の業務を調整する必要があると認める場合は、業務継続調整会議を招集する。
同調整会議は、副区長を座長として、災害対策上の緊急業務を優先できるよう会議の出席者を調整する。

第2節 職員配備計画

第1 非常配備態勢

- 1 本部長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、状況により次の区分に基づき非常配備態勢の指令（下図）を発し、部長及び本部の職員を配備する。

【非常配備態勢の種別】

種 別	発令の時期	動員体制	
第 一 次 非常配備態勢	(1)災害が発生するおそれがあるとき、その他の状況により、災害対策本部長が必要と認めたとき。 (2)気象庁発表の足立区の震度が5弱以上の場合、若しくは区が設置した震度計が5弱以上を記録した場合。	【管理職、部長の指定する者、その他本部長が必要とする者】 500名程度	災害の発生を防御するための措置を強化し、救助その他、災害の拡大を防止するために必要な準備を開始するほか、情報収集活動を主とする態勢とする。
第 二 次 非常配備態勢	(1)局地災害が発生したとき。 (2)概ね12時間後に災害が発生するおそれがあるとき。 (3)その他の状況により、災害対策本部長が必要と認めたとき。	【職員の4分の1】 900名程度	第一次非常配備態勢を強化し、局地災害に直ちに対処できる態勢でかつ社会的混乱の防止をし、情報の収集連絡及び広報活動に対処できる態勢とする。
第 三 次 非常配備態勢	(1)区内の複数地域について災害が発生し、又は災害の発生が予想されるとき。 (2)その他の状況により、災害対策本部長が必要と認めたとき。	【職員の2分の1】 1800名程度	区内の複数地域についての災害に直ちに対処できる態勢
第 四 次 非常配備態勢	(1)災害が拡大し、第三次非常配備態勢では対処できないとき。 (2)その他の状況により災害対策本部長が必要と認めたとき。 (3)気象庁発表の足立区の震度が6弱以上の場合、若しくは区が設置した震度計が6弱以上を記録した場合。	【全職員】	本部の全力をもって対処する態勢

※「体制」：統一的、持続的・恒久的な組織・制度（例：本部体制、活動体制など）

「態勢」：一時的な対応・身構え（例：一時受入態勢、非常配備態勢など）

- 2 本部長は、職員動員数、災害の状況等により必要があると認めたときは、非常配備の態勢を変更する。
- 3 総務部長は、必要に応じて区職員動員数を各部長に求め、把握する。
（資料編震災編 第25「非常配備態勢配備人員報告様式」P.69）
- 4 部長は、非常配備態勢の指令を受けたときは、部別行動計画に基づき、所定のマニュアルを参考に所属職員に必要な指示をしなければならない。

第2 非常配備態勢までの対応

- 1 夜間・休日等に発生する地震災害等の非常事態に対処するため、平日夜間にあつては、

第2章 足立区業務継続計画（BCP）の概要

第2節 職員配備計画

情報連絡員（2人）が、休日等にあつては、管理職員（1人）及び情報連絡員（2人）が、輪番制で7階防災センターに宿直し、勤務時間外の災害発生に備える。

- 2 区は、発災後災害対策本部が設置されるまでの間、勤務時間内においては、7階防災センター内に設置された情報収集指令室の要員が、勤務時間外においては、7階防災センター勤務の災害情報連絡員（2人）と連絡を受けた危機管理部当番班要員が、災害情報の収集と連絡にあたり対応する。対応にあつては、情報収集指令室長あるいは各班長の指示を受けるとともに、休日の時間外にあつては、管理当直者の指示に従うものとする。
- 3 気象庁の「予報」又は「警報」、もしくはこれに準じる災害に関する情報を入手した場合、危機管理部長が必要を認めたときは、7階防災センターに情報収集指令室を設置し、必要な情報収集を行うとともに災害予報等の動向を分析し、必要に応じて非常配備態勢への移行を準備する。
- 4 水防本部が設置される場合には、水防本部の職員配備態勢の行動に準じる。

第3章 防災関係機関等との相互協力関係

第1節 防災関係各機関との協力計画／第2節 都との協力計画／第3節 他自治体等地方公共団体との協力計画／第4節 民間団体等との協力計画及びボランティア等の受入計画

第3章 防災関係機関等との相互協力関係

区は、区内において発生した災害に対して、区及び区内所在の防災関係機関を中核とする応急対策を行うことを基本とする。このため、区と防災関係機関は日常から連携を密にして、災害に対処しなければならない。

また、災害の程度により被害が広範囲に及び、区内防災関係機関だけでは対応が困難な場合には、国や都、他自治体からの応援、及び民間団体やボランティアによる支援等を受けて対応する必要がある。

第1節 防災関係各機関との協力計画

第1 区は、下記に示す防災機関の長又は代表者に対し災害応急対策の実施を要請する。防災関係機関に支援を要請する際は、必要な手続きを考慮し、迅速な受入れを可能とする。

- 1 警察災害派遣隊
- 2 緊急消防派遣隊
- 3 自衛隊

(詳細は第3部 第13章「受援体制の整備」P.242、第4部 第13章「受援計画」P.443で記載)

第2節 都との協力計画

第1 区長は、都知事に応援又は応援のあっ旋を求める等して災害対策に万全を期することとする。都に支援を要請する際は、必要な手続きを考慮し、迅速な受入れを可能とする。

(詳細は第3部 第13章「受援体制の整備」P.242、第4部 第13章「受援計画」P.443で記載)

第3節 他自治体等地方公共団体との協力計画

第1 区は、災害時において他自治体の協力が得られるよう協定を締結し、協力体制を構築するとともに、区内で災害が発生した場合は、相互応援協定を締結している地方自治体へ支援を要請し、受入れ体制の整備に努め、迅速な受入れを可能とする。

また、応援協定自治体以外についても、国や都、ないしは自治体に直接支援を要請し、受入れ体制の整備に努め、迅速な受入れを可能とする。

(詳細は第3部 第13章「受援体制の整備」P.242、第4部 第13章「受援計画」P.443で記載)

第4節 民間団体等との協力計画及びボランティア等の受入計画

第1 区は、民間団体等との協定に基づき、各部長は、災害応急活動に必要な業務や施設利用について要請する。民間団体等に支援を要請する際は、協定に基づく手続きに努め、迅速な受入れを可能とする。

第2 区(総務部)は、足立区災害ボランティアセンター等と連携して、専門ボランティア及び一般のボランティアが、被災地のニーズに即した円滑な活動ができるよう受入れ体

第3章 防災関係機関等との相互協力関係

第4節 民間団体等との協力計画及びボランティア等の受入計画

制を整備し、迅速な受入れを可能とする。

第3 区は、医療関係機関等と連携し、医療救護に係わる応援隊の受入れ体制の整備に努め、迅速な受入れを可能とする。

(詳細は第3部 第13章「受援体制の整備」P.242、第4部 第13章「受援計画」P.443 で記載)

第3部 災害予防計画

第1章 区民と地域の防災力向上

第3部 災害予防計画 第1章 区民と地域の防災力向上	第4部 災害応急対策計画 第1章 区民と地域による防災活動	第5部 災害復旧計画
第1節 区民の防災行動力の向上 (P. 89)	第1節 自助による応急対策の実施 (P. 251)	
第2節 地域における共助の推進 (P. 97)	第2節 地域による応急対策の実施 (P. 252)	
第3節 消防団(隊)の活動体制の強化(P. 99)	第3節 消防団による応急対策の実施(P. 254)	
第4節 事業所における自助・共助の強化(P. 101)	第4節 事業所による応急対策の実施(P. 254)	
第5節 ボランティア活動との連携(P. 104)	第5節 ボランティアとの連携(P. 254)	
第6節 区民・行政・事業所等の連携(P. 109)	第6節 地区防災計画策定地区での応急対策(P. 258)	
第7節 地区防災計画の策定(P. 110)		

第1節 区民の防災行動力の向上

第1 区民による自助の備え

区民は、次に掲げる措置をはじめ、「自らの生命は自らが守る」ために必要な防災対策を推進する。(資料編震災編 第7「災害時における住民の心得」P. 36)

- 1 住居等の耐震性及び耐火性の確保
- 2 日頃からの出火の防止
- 3 消火器、住宅用火災警報器等の住宅用防災機器の準備
- 4 家具類の転倒・落下・移動防止や窓ガラス等の飛散防止
- 5 ブロック塀の点検補修等の安全対策
- 6 水(1日一人30目安)、食料、医薬品、携帯ラジオ等非常持出用品や簡易トイレの備蓄
- 7 家族で用意すべき防災準備リストの作成
- 8 災害が発生した場合の家族の役割分担、避難や連絡方法の確認
- 9 区や都が行う防災訓練や防災事業への積極的な参加
- 10 町会・自治会等が行う、地域の相互協力体制の構築への協力
- 11 要配慮者がいる家庭における、町会・自治会等の住民組織、消防署、警察署等への事前の情報提供
- 12 災害発生時に備え、避難所、避難場所及び避難経路等の確認
- 13 過去の災害から得られた教訓の伝承
- 14 飼養動物がいる家庭における、平常時のしつけ、健康管理及び災害時の備蓄
- 15 在宅避難に向けた食品や生活用品を備える日常備蓄の実施(最低3日間分、推奨1週間分)
- 16 自動車へのこまめな満タン給油

第2 防災意識の啓発

1 対策内容と役割分担

災害による被害を最小限にするためには、区民一人ひとりの日ごろの備えが極めて重要である。区及び関係機関は、被害想定の様相を正確に伝えるなど区民の危機意識を喚起するこ

第1章 区民と地域の防災力向上

第1節 区民の防災行動力の向上

とにより「自らが防災の担い手」であるとの自覚を高め、建物の耐震化・不燃化、家具類の転倒・落下・移動防止、備蓄等の防災対策に取り組むよう様々な機会を通じて普及啓発を行う。

機 関 名	対 策 内 容
区（関係部）	(1)防災に関連する各種パンフレット等の配布 (2)災害対策や防災情報のHPへの掲載、及びT w i t t e r等のSNSによる発信、災害用デジタルサイネージによる啓発 (3)中学生消防隊等を通じた児童・生徒に対する防災教育や啓発活動 (4)学園祭等の行事を通じた大学生等に対する防災教育や啓発活動
警視庁	(1)予防として区民等のとるべき措置等に係わる広報の実施 (2)防災展、防災訓練、各種会議、講習会等の機会や巡回連絡、防犯座談会等諸警察活動を通じての防災に係わる広報活動の実施 (3)災害対策、生活安全情報、事件事故情報、交通情報や各種相談窓口等のHP等への掲載 (4)大震災発生時等に交通規制の支援を行う交通規制支援ボランティアの充実、教養訓練の実施
東京消防庁	(1)「地震に対する10の備え」や「地震 その時10のポイント」、出火防止、初期消火、救出・救護及び応急救護の知識等に係わる指導及びHP・SNS・東京消防庁アプリ掲載による広報の実施 (2)要配慮者については、「地震から命を守る「七つの問いかけ」」を活用した意識啓発 (3)関係団体と連携した効果的な啓発活動の展開 (4)消防団、災害時支援ボランティア、女性防火組織、消防少年団等の活動紹介及び加入促進 (5)消防博物館、都民防災教育センター等における常設展示及び体験施設による広報の実施 (6)ラジオ、テレビ、新聞等に対する情報提供・取材協力 (7)「はたらく消防の写生会」の開催及び表彰式を活用した防火防災思想の啓発 (8)防火防災への参画意識を高めるための、防火防災標語の募集及び表彰式を活用した防火防災思想の啓発 (9)「防火防災診断」の実施 (10)出火防止及び初期消火に関する備えの指導 (11)「地域の防火防災功労賞及び応急手当普及功労賞制度」を活用した意識啓発
都（総務局）	(1)防災ブック「東京防災」等防災パンフレットの作成、配布 (2)児童向けの防災コーナー等、分かりやすく親しみやすいHPの構築 (3)防災週間における各種の展示・イベント等の開催
都（生活文化局）	(1)広報紙、テレビ、ラジオ、HP等における防災情報の提供 (2)「震災対応マニュアル改訂支援のための手引き」等により、私立学校における震災マニュアルの点検・整備を支援
都（都市整備局）	(1)耐震化に関するパンフレットの作成とHPや展示会等での情報提供 (2)マンションの所有者及び居住者が耐震診断を実施し耐震性能を把握するよう、セミナーの開催やパンフレット等を通じて普及啓発 (3)防災まちづくりや建物の不燃化に対する気運を醸成するため、区と連携した地域密着型集会の開催及び個別相談等による情報の提供

機 関 名	対 策 内 容
都（福祉保健局）	(1)災害時の医療救護活動等に関する各種マニュアルの作成 (2)都内の全病院、社会福祉施設等に対し、「防災週間」等にあわせ、防災訓練の指針等について周知
都（水道局）	(1)地震発生に際しての水道局の応急対策・水の備蓄方法及び備蓄が必要な理由に係わる広報の実施
都（教育庁）	(1)学校における震災への事前の備え、災害発生時の対応、教育活動の再開への対応を周知
首都高速道路株式会社	(1)避難対応等の情報を周知するパンフレットの配布
NTT 東日本	(1)防災展及び地域防災訓練等における災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言板(171web)の利用体験、防災パンフレット等の配布 (2)災害用伝言ダイヤル（171）の利用方法等の紹介
東京ガス株式会社	(1)防災の日及び防災週間中における、マイコンメーターの復帰操作等を記載したパンフレット、チラシの配布 (2)東京ガス株式会社の安全・防災への取り組みや利用者の安全・防災対策の紹介 (3)予防措置、ガス施設及び消費機器の取扱注意事項の周知
東京電力パワーグリッド株式会社	(1)災害時の電気関係の措置や利用者が行う事前の備え、感電事故防止に係わるパンフレットの発行 (2)東京電力パワーグリッド株式会社の防災対策紹介ビデオの制作、利用者への周知 (3)停電・復旧情報等のHP、携帯サイトへの掲載 (4)災害に強い設備づくり、万一の災害に備えた復旧態勢の整備等、具体的な防災対策のHPへの掲載

2 詳細な取組内容

《区（関係部）》

(1) 主な普及啓発活動

- ア 「あだち防災マップ&ガイド」をはじめ防災に関連するパンフレットや冊子の配付、「あだち広報」の防災特集等紙媒体による普及啓発活動、ならびに「足立区HP」や「防災アプリ」、北千住駅及び綾瀬駅周辺に整備した災害用デジタルサイネージ等電子媒体による普及啓発活動を行っている。
- イ 地震体験車や煙体験の訓練時や区のイベントでの普及啓発ブース、講演会等を通じて、町会・自治会、事業所、学校等さまざまな主体に対して普及啓発活動を行っている。

(2) 普及啓発の方針等

- ア 水・食料を含む多種多様な備えの紹介、日用品の活用等備えの考え方、備える際の量などについて、よりきめ細かい内容で啓発を実施する。
- イ 町会・自治会の役員等地域の防災リーダーへの啓発に加え、小・中学生など幼少のころからの防災教育を推進する。また、学園祭等の機会を捉え、災害時の即戦力として期待される大学生等を対象に啓発を行う。
- ウ 防災協定締結機関やその他の防災関係機関等、他機関との連携を深め、普及啓発をより効果的に行う。

第1章 区民と地域の防災力向上

第1節 区民の防災行動力の向上

エ 国や都の調査研究や区の世論調査結果などを受けて適宜内容や方法を見直し、効果的な普及啓発を行う。なお、危機管理部が行う総合的な普及啓発の取り組みのほか、各所管部（関係部）においても、サービス対象者や関連団体等に対し、日ごろの業務として災害対策に関する普及啓発を重ねて実施していく。

《警視庁》

- (1) 警察署ごとに座談会、講習会等を開くとともに、警察関係の協力団体や商店会、町会・自治会、学校等に依頼して、災害並びに防災に関する知識の徹底を図る。
- (2) パンフレット、チラシ、回覧板等を利用して、防災の広報を行う。

《東京ガス株式会社》

- (1) ガス消費者に対して、平素から予防措置の周知について広報宣伝を行う。
- (2) 緊急時にはガス栓を閉める及び強震時にはガスの供給を停止すること等、ガス施設及び消費機器の取扱いや注意事項等に関して、テレビ、ラジオ、新聞、パンフレット、その他掲示板等で平素より周知に努める。このほか、警察、消防、報道機関等へ連絡のうえ、ガス消費機器等の注意事項について一般への周知を図る。

第3 防災教育・防災訓練の充実

1 対策内容と役割分担

各機関は、幼児期から社会人までの継続した総合的な防災教育の推進により、生涯にわたる自助・共助の精神を育成する。

防災知識の普及等を推進する際には、性別による視点の違いに配慮し、女性やセクシャルマイノリティの参画の促進に努めるとともに、女性や青年も含めた防災リーダーを育てる防災教育を実施していく。

また、区民、防災区民組織（町会・自治会等）等を対象とした防災訓練を充実させ、広報等により訓練参加者の増加を図っていく。

機 関 名	対 策 内 容
区（関係部、危機管理部、福祉部）	(1) 防災区民組織（町会・自治会等）の育成指導 (2) 要配慮者、家族、地域住民等が合同で実施する避難訓練への支援 (3) 各家庭における地震時の身体防護・出火防止等の徹底を図るための防災教育の推進 (4) 実践的な防災訓練を通じた区民の防災行動力向上の推進 (5) 携帯電話の災害用伝言板による家族間等の安否確認訓練の推進 (6) 地震体験車による地震体験、煙体験等の実施 (7) 都、区、防災関係機関及び住民の参加による総合防災訓練の実施 (8) 通信手段、無線機の操作等、非常時無線通信に関する訓練の実施 (9) 防災区民組織（町会・自治会等）や避難所運営会議による自主的な防火防災訓練実施への指導 (10) スタンドパイプ等の配備に伴う防災区民組織（町会・自治会等）による消火訓練等の支援 (11) 防災区民組織（町会・自治会等）等が訓練により使用した消火器の薬剤詰替え等の支援 (12) 「中学生消火隊」の結成及び活動推進、支援

機 関 名	対 策 内 容
	<p>(13) 学園祭等を通じた大学生等への啓発の実施 (14) 区内商業施設等との協力による訓練等、不特定多数の区民への啓発の実施</p>
東京消防庁	<p>(1) 消防団、東京消防庁災害時支援ボランティア、事業所、住民、医療機関、民間団体等を対象とした訓練の実施 (2) 女性防火組織、消防少年団及び幼年消防クラブの育成指導の実施 (3) 区民の防災意識の調査や出火防止対策、初期消火体制等の実態の把握、効果的な訓練の推進 (4) 初歩的な基礎訓練のほか、街区を活用したまちかど防災訓練や発災対応型訓練等実践的な訓練、都民防災教育センターにおける体験施設やVR（災害疑似体験）コーナー等を活用した体験訓練の実施 (5) 防災区民組織（町会・自治会等）等に対する地域特性に応じた実践的な訓練の推進 (6) 出火防止等に関する教育・訓練の実施 (7) 起震車、VR防災体験車、まちかど防災訓練車等を活用した身体防護・出火防止訓練の推進 (8) 区民の自主救護能力の向上に寄与する応急手当普及用資器材の整備・充実の推進 (9) 区民等に対し、AEDの使用方法を含めた救命講習を実施するとともに、誰もが安心して応急手当を実施できる環境を整備 (10) 一定以上の応急手当技能を有する区民に対する技能の認定等、区の応急救護に関する技能の向上 (11) 幼児期からの教育機関等と連携した総合防災教育の推進 (12) 都立高校や特別支援学校等で行われる宿泊防災体験における総合防災教育の実施 (13) 専門的な知識や技能を有する機関と連携した防災訓練を実施する都立学校における実践的な防災訓練、応急救護訓練等の実施 (14) 小学生には救命入門コース、中学生には普通救命講習、高校生には上級救命講習の受講を推奨 (15) 町会・自治会を中心に、民生・児童委員、町会・自治会員等と連携した避難行動要支援者の安否確認要領及び救出救護要領の確認を取り入れた防災訓練の実施 (16) 消防団と連携した防災教育・防災訓練の実施 (17) 事業所における総合防災訓練の実施 (18) 要配慮者の防災行動力を高めるための訓練の推進 (19) 「中学生消火隊」の指導育成</p>
警視庁	<p>(1) 震災警備総合訓練及び初動措置訓練等の実施 (2) テロ対策のために都内全警察署（102 署）に展開している地域版パートナーシップを震災対策に活用した研修会、合同訓練の実施と幼稚園、小・中・高校を対象とした防災教育の推進</p>
都（総務局）	<p>(1) 都内全域の防災区民組織（町会・自治会等）リーダーを対象とした、災害図上訓練（DIG）等を取り入れた実践的な内容の研修を実施（東京都震災対策条例第37条（防災リーダーの育成）） (2) 区の防災担当職員を対象に、地域特性を踏まえた研修会の実施（東</p>

第1章 区民と地域の防災力向上

第1節 区民の防災行動力の向上

機 関 名	対 策 内 容
	京都震災対策条例第33条（防災教育）
都（生活文化局、教育庁）	(1)各私立学校における防災教育の推進を図るための、必要な情報の提供 (2)防災教育補助教材「3.11を忘れない」「地震と安全」の作成による実践的な防災教育の推進 (3)東京消防庁等と連携した全都立高校における宿泊防災訓練（人命救助訓練等）の実施 (4)安全教育推進校の指定、「学校安全教室指導者講習会」の開催等による教員の資質向上 (5)東京消防庁等と連携した防災教育の推進
東京ガス株式会社	(1)社員等関係者に対する防災教育の実施 (2)各部所における年1回以上の実践的な訓練の実施、国及び区が実施する防災訓練への参加

2 詳細な取組内容

《区（関係部、危機管理部、福祉部）》

(1) 平成元年より地震体験車を運行し、町会・自治会、事業所、学校等の防災訓練に参加、地震体験、煙体験等の訓練を実施し、知識の普及に努めている。

また、手軽に参加できるシェイクアウト訓練（身体防護と啓発等を目的とした訓練）を小・中学校や保育園をはじめ区内全域で実施し、広く区民の防災意識の向上を図る。

(2) 災害対策基本法及び災害対策条例等に基づき、区における防災関係機関及び住民が一体となった総合防災訓練を実施する。

足立区地域防災計画に習熟するとともに、都・区及び関係防災機関相互の協力体制を緊密にすることを目的とし、実施する。

ア 参加機関：区、都及び防災関係機関、区民

イ 訓練項目：発災対応型現地訓練と機関連携訓練に分け、細目的事項はその都度定める。

また、訓練は被害規模を想定し、「訓練進行要領」を定めて実施する。

(3) 災害の拡大を防止するにあたっては、区民の初期消火活動が何よりも重要であり、人命救助には区民による救出・救護活動が不可欠である。このため、防災区民組織（町会・自治会等）単位（町会・自治会や連合会含む）又は避難所運営会議による自主的な防火防災訓練を実施するよう指導する。

ア 参加機関：区（区民事務所を含む）、関係防災機関、避難所運営会議、防災区民組織（町会・自治会等）

イ 訓練項目：避難誘導訓練、スタンドパイプ等の資器材を活用した初期消火訓練、地震体験訓練（地震体験車）、救出・救護訓練、応急救護訓練、避難所開設訓練、応急給食・給水訓練等

(4) 訓練による事故補償等の必要から、防災区民組織（町会・自治会等）等の行う防災訓練は、区に事前に届け出るものとする。また、区は、防災関係機関とともに防災区民組織（町会・自治会等）等への指導を行うほか、訓練により使用した消火器の薬剤の詰替え等、必要な支援を行うものとする。

第1章 区民と地域の防災力向上
第1節 区民の防災行動力の向上

(5) 「中学生消火隊」は、東京消防庁の総合防災教育の一環として、足立区と消防署が協働で取組んでいる事業である。現在、区からの可搬消防ポンプ等資器材の貸与、各消防署及び消防団による訓練指導等を通じ、将来の地域の防災リーダーとして育成に努めている。今後も結成や活動について、関係機関と連携し支援していく。

(6) 区内の大学が行う学園祭等の機会を捉え、大学生等への防災意識の啓発を行う。

《東京消防庁（消防署）》

(1) 大地震時における火災並びに大規模な救助・救急事象等の災害規模に応じた現有消防力の合理的運用及び的確な震災消防活動に万全を期すため消防訓練を実施し、消防活動技術を習熟させ、あわせて区民の防災行動力の向上を図り、突発的な災害に対処することを目標とする。

ア 消火、救出・救護、応急救護訓練

地震発生時の各種災害に対処するため、各消防署において消防団、東京消防庁災害時支援ボランティア、事業所、住民を対象とした基本的訓練を個別に行うとともに、連携活動を重視した総合訓練を実施する。

また、建物倒壊や電車脱線、多数の死傷者が発生する救助・救急事象等及び大規模な市街地火災に対処するため、医療機関、民間団体等との協力体制を確立し、連携活動を重視した総合訓練を実施する。

(ア) 消防団

- a 訓練項目：情報活動訓練（参集及び初動措置訓練、情報管理、通信運用訓練）、部隊編成訓練、消火、救出・救護訓練、消防署との連携訓練、災害時支援ボランティア等各種団体との連携訓練、地域住民との協働による消火、救出・救護訓練等
- b 実施要領：年間教育訓練計画を樹立し、実施するほか、防災週間等をとらえ、町会・自治会等と総合的に実施する。

(イ) 災害時支援ボランティア

- a 実施項目：応急救護訓練、災害時情報提供訓練、消火訓練、救出・救護訓練、その他の訓練
- b 実施要領：火災予防運動、防災週間及び防災とボランティア週間等をとらえ、講習会、総合訓練等を積極的に実施する。

(ウ) 区民

- a 実施項目：出火防止訓練、初期消火訓練、救出・救護訓練、応急救護訓練、通報連絡訓練、身体防護訓練、避難訓練、その他の訓練
- b 実施要領：基本訓練は、年間防災訓練計画を作成し実施するほか、火災予防運動、防災週間及び防災とボランティア週間等をとらえ、随時実施する。総合訓練は、年1回以上実施する。

(エ) 事業所

- a 実施項目：出火防止訓練、防護訓練、消火訓練、救出・救護訓練、応急救護訓練、避難訓練、情報収集訓練
- b 実施要領：消防計画等に基づいて訓練計画を樹立し、事業所防災訓練を実施する。また、そのうち一連の訓練を総合防災訓練として実施する。

第1章 区民と地域の防災力向上

第1節 区民の防災行動力の向上

イ 発災対応型防災訓練の推進

従来の校庭や公園等を会場として実施する防災訓練とは違い、実際の街区等を訓練会場として訓練想定を設け、街頭消火器等を使った消火や、けが人に対する応急手当、倒壊建物からの救出・救護等臨機応変に対応していく発災対応型防災訓練を推進していく。

《警視庁》

(1) 9月1日の震災警備総合訓練及び宿直時間帯における初動措置訓練等、年間を通じて区及び地域住民と協力して随時実施する。

ア 訓練項目：警備要員の招集及び部隊編成訓練、情報収集伝達訓練、警備本部設置訓練、交通対策訓練、避難誘導訓練、広報訓練、救出・救護訓練、津波対策訓練、通信伝達訓練、装備資器材操作訓練等

イ 参加機関：区、防災機関、防災区民組織（町会・自治会等）、地域住民、事業所等

第4 外国人支援対策

1 対策内容と役割分担

各機関は、在住外国人及び外国人旅行者等に対し、平常時から、防災知識の普及や地域行事を利用した防災訓練の実施等を推進していく。

機 関 名	対 策 内 容
区（政策経営部、危機管理部、地域のちから推進部）	(1) 在住外国人及び外国人旅行者等への防災知識の普及を推進 (2) 災害関連標識等の外国語標記の推進 (3) 地域の防災訓練に参加する外国人への支援
都（各局）	(1) 在住外国人及び外国人旅行者等への防災知識の普及・啓発 (2) 外国人旅行者対応マニュアルの作成・周知 (3) 在住外国人のための防災訓練の実施

2 詳細な取組内容

《区（政策経営部、危機管理部、地域のちから推進部）》

(1) 関係機関と連携し、外国人参加の防災訓練や防災講座、防災教室、多言語対応防災マニュアル、防災マップの作成等を通じて防災知識の普及を図る。

また、災害用デジタルサイネージで放映するコンテンツの多言語対応をすすめる。

(2) 都が作成する防災に関する動画を活用し、外国人が多く集まる場所等で、情報提供を行う。

(3) 消火器、街区表示板、避難標識や避難所施設内の掲示物等の外国語標記を推進する。

(4) ボランティア等を活用し、地域の防災訓練に参加する外国人への支援等を推進する。

第2節 地域における共助の推進

第1 対策内容と役割分担

首都直下地震等の大規模災害の発生時において、被害を最小限に止めるためには、地域の事情に精通した防災区民組織（町会・自治会等）等の活動が重要となる。

各機関は、防災区民組織（町会・自治会等）に係わる広報及び育成指導に力を入れ、防災区民組織（町会・自治会等）の結成、区民の参加を推進し、災害時に自ら行動できる人材を育成していく。

機 関 名	対 策 内 容
防災区民組織 (町会・自治会等)	(1)町会・自治会の防災訓練の実施や避難所運営会議への参加 (2)地域住民に対する大地震への備えの働きかけ (3)町会・自治会による食料等の備蓄の推進
区(危機管理部、地域のちから推進部、福祉部)	(1)住民への積極的な支援・助言による、防災区民組織(町会・自治会等)の組織化の推進 (2)防災区民組織(町会・自治会等)の組織結成時に必要な物品、運営費の助成 (3)防災区民組織(町会・自治会等)の防災資器材置き場確保への支援、可搬消防ポンプの点検指導、スタンドパイプの配備と訓練の実施 (4)防災区民組織(町会・自治会等)による、要配慮者の支援体制づくりの推進 (5)避難所運営会議でのマニュアル修正、マニュアルに基づく避難所運営訓練の実施を支援 (6)防災関係機関OBとの連携 (7)町会・自治会による食料等の備蓄に対する支援
都(総務局)	(1)区に対し、防災区民組織(町会・自治会等)未結成地域の解消推進に係わる、より一層きめ細やかな指導・助言の実施 (2)東京防災隣組認定団体の活動に携わる人々の熱意や生の声を伝える紹介冊子等の作成・配布による、他の地域の防災活動への取組契機づくり (3)区民を対象とする、災害時における自助・共助の重要性と防災隣組の活動を周知するための普及イベントの開催 (4)関係局及び区と連携した防災隣組の普及活動 (5)認定団体交流会や東京防災隣組ホームページの活用による認定団体同士の人材ネットワークの構築 (6)東京防災隣組認定による防災隣組の都内全域への普及拡大 (7)東京防災隣組をはじめとする防災区民組織(町会・自治会等)の課題解決、リーダー育成のための講習会の開催 (8)地域防災力向上モデル地区における都、区、地元警察・消防、防災アドバイザーによる地域の防災課題の検討及び成果の普及
都(水道局)	(1)スタンドパイプ・仮設給水資器材等を貸与及び譲渡し、当該資器材を活用した区と防災区民組織(町会・自治会等)等が協力して実施する応急給水への支援
警視庁	(1)テロ対策のために都内全警察署(102署)に展開している地域版パートナーシップを震災対策に活用した「地域の絆づくり」に向けた取組み、地域特性に応じたモデル地区の選定、強化の推進

第1章 区民と地域の防災力向上

第2節 地域における共助の推進

機 関 名	対 策 内 容
東京消防庁	(1)防災意識の啓発 (2)防災教育、防災訓練の充実 (3)可搬消防ポンプやスタンドパイプ等を活用した実践的な初期消火対策を指導し、防災区民組織（町会・自治会等）等における初期消火体制の強化を推進 (4)初期消火マニュアルを活用し、防災区民組織（町会・自治会等）等への指導を実施 (5)防災区民組織（町会・自治会等）のリーダーに対する実践的な講習会等の開催

第2 詳細な取組内容

《防災区民組織（町会・自治会等）》

1 突発的に発生する大地震に対処するためには、日頃からの備えが大切である。特に平常時における活動には、災害の未然防止につながるため繰り返し行う。

（資料編震災編 第3「防災区民組織結成一覧」P.17）

- (1) 防災に関する知識の普及や出火防止の徹底
- (2) 初期消火、救出・救護、応急救護、避難等各種訓練の実施
- (3) 消火、救助、炊き出し資器材等の整備・保守及び食料や簡易トイレ等の備蓄
- (4) 地域内の危険箇所の点検・把握及び地域住民への周知
- (5) 地域内の要配慮者の把握及び災害時の支援体制の整備
- (6) 行政や地域内の企業・事業所との連携・協力体制の整備

《区（危機管理部、地域のちから推進部、福祉部）》

- 1 新しく結成された町会・自治会や未結成の町会・自治会に対し、防災区民組織（町会・自治会等）の結成を働きかける。
- 2 防災区民組織（町会・自治会等）の組織結成時に必要な物品を支援するため、「足立区防災区民組織物品助成要綱」に従い、物品助成基準額の範囲内で物品を助成する。
- 3 防災区民組織（町会・自治会等）の活動に対する支援を行うため、「足立区防災区民組織活動助成金交付要綱」に従い、活動助成基準に基づき助成する。
- 4 消防署・消防団の協力を得て、スタンドパイプによる初期消火訓練の支援、可搬消防ポンプの点検指導を行う。
- 5 防災区民組織（町会・自治会等）の防災資器材置き場の確保に際し、町会・自治会等で用意できない場合には、要綱等に基づき、区用地の使用も含め支援する。
- 6 防災資器材倉庫等を区有地に置く場合は、地域危険度や木造密集地域等の地域性を考慮する。

【防災資器材倉庫等の種別】

- (1) 区民消火隊可搬消防ポンプ用格納庫
- (2) 消防団分団本部及び格納庫
- (3) 町会・自治会の防災倉庫（「足立区町会・自治会に対する自主防災倉庫設置事業助成」等）

第1章 区民と地域の防災力向上

第2節 地域における共助の推進／第3節 消防団（隊）の活動体制の強化

- 7 要配慮者支援の担い手の1つとして、防災区民組織（町会・自治会等）の体制づくりを支援する。
- 8 避難所の運営のために複数町会・自治会等で組織された避難所運営会議に対して、訓練計画の立案やマニュアルの修正、訓練実施の支援を行う。
- 9 地域の応急対応の中核となり得る防災関係機関OB等、知識、技能を有する方々が、発災時に有効に活動できるよう、関係機関を含めたプロジェクトチームや協議会を通じて、救出・救護、避難誘導、避難支援等に関する連携体制づくりを推進する。
- 10 消費期限の残り短い再活用食料等の配付を希望する町会・自治会に対し、アルファ化米やクラッカー等を配付し、防災備蓄に対する普及啓発を行う。

第3節 消防団（隊）の活動体制の強化

第1 対策内容と役割分担

消防団は、消防署、区をはじめとする行政機関と防災区民組織（町会・自治会等）や住民との間をつなぐ存在であり、公助を担う消防機関であるとともに、地域における共助活動の中心的存在でもある。

各機関は、消防団員がより意欲的かつ効果的に活動できるよう、活動しやすい環境や資器材の整備等、消防団の活動を支援し、その体制の強化を推進する。

機 関 名	対 策 内 容
区（危機管理部）	(1)消防団の活動支援
都（総務局）	(1)消防団員の確保 (2)消防団員の教育訓練
東京消防庁 （消防署）	(1)消防団員の確保 (2)消防団員の教育訓練 (3)地域等と連携した防災対策の推進 (4)消防団資器材・分団本部施設等の整備

第2 詳細な取組内容

《区（危機管理部）》

- 1 関係機関と連携して、活動助成等消防団の活動に関する支援を行う。
- 2 消防団の防災資器材置き場や分団本部等の活動拠点の確保に際し、要綱等に基づき、区用地の使用も含めた支援を行う。防災資器材倉庫については、東京消防庁の計画に基づき適正に配置して行く。

《東京消防庁（消防署）》

- 1 女性、学生などの対象に応じたリーフレットや消防団を紹介するホームページの活用など、多様な手法で消防団をPRし、入団等を促進する。また、消防団員の活動環境の整備、消防団の相互連携体制の構築等を進める。
- 2 各種資器材を活用して地域特性に応じた教育訓練を実施し、災害活動能力及び安全管理能力の向上を図る。
- 3 教育訓練の推進による、消防団員の応急救護技能の向上を図る。
- 4 新入団員への入団教育を充実し、災害活動技能の早期習得を図る。

第1章 区民と地域の防災力向上
第3節 消防団（隊）の活動体制の強化

- 5 消防団員が有している重機操作、自動車運転等の各種資格を震災等の大規模災害時に有効に活用できるよう訓練を推進する。また、消防団に対し機能別団員制度の周知を図る。
- 6 消防団の活動等に係わる自主学習用教材を活用する等、団員の生活に配慮した訓練方法により、団員の仕事や家庭との両立を図る。
- 7 消防団に積極的に協力している事業所を「消防団協力事業所」として認定し、地域防災体制の一層の充実を図る。
- 8 地域住民等に対する防火防災教育訓練を通じて消防団と地域住民等との連携を強化し、地域防災力の向上を図る。
- 9 消防団員への訓練にe-ラーニングを活用するなど、能力開発の促進を図る。

総則	第1部
防災に関する組織と活動内容	第2部
災害予防計画	第3部
災害応急対策計画	第4部
災害復旧計画	第5部
災害復興計画	第6部
応急対策に関する定立区全体シナリオ	第7部

第4節 事業所における自助・共助の強化

第1 対策内容と役割分担

各機関は、地域との協定締結の促進や合同訓練の実施、事業所防災計画の作成促進等により、事業者の防災力を向上させる。

機 関 名	対 策 内 容
区（危機管理部、産業経済部）	(1) 事業所相互間の協力体制及び事業所と防災区民組織（町会・自治会等）等との連携を強める等、地域との協力体制づくりを推進 (2) 平日の昼間、在宅の可能性が高い男女で構成した地域防災組織の結成の支援
区（関係部）及び関係機関	(1) 都、区、企業、地域等による相互支援を協議する場の設置 (2) 駅等の混乱防止策の実施
都（総務局）	(1) 事業所相互間の協力体制及び事業所と防災区民組織（町会・自治会等）等との連携を強める等、地域との協力体制づくりの推進
都（環境局）	(1) 高圧ガス保安について、地域防災協議会の充実、防災計画の策定を指導 (2) 火薬類の保安について、平常時、震災時等の自主保安体制の整備を指導
都（産業労働局）	(1) 都内中小企業のBCPの策定を支援 (2) BCPの実効性を高めるため、その取組みを行う企業をモデル的に支援
東京消防庁	(1) 事業所の自衛消防に関する活動能力の充実、強化 (2) 事業所の救出・救護活動能力の向上 (3) 事業所防災計画の作成指導 (4) 危険物施設等の防災組織に対し、消防法等に基づき、自衛消防組織の結成を指導 (5) 防火管理者、防災管理者、危険物取扱者等の各種消防技術者及び区民を対象とした講習会等の実施 (6) 事業所防災計画作成促進を目的とした冊子の作成・配布 (7) 東京都震災対策条例第11条の都市ガス、電気、通信その他の防災対策上重要な施設に指定された事業所との連携訓練の実施 (8) 区民や事業所を対象とした応急救護知識・技術の普及
事業所	(1) 従業員や顧客の安全確保対策、安否確認体制の整備 (2) 事業継続計画（BCP）の策定 (3) 地域活動への参加、防災区民組織（町会・自治会等）との協力、帰宅困難者等対策の取組み等、地域社会の安全向上対策の実施 (4) 商工会議所等の横断的な組織を通じた、災害時の地域貢献の促進 (5) 従業員の3日分プラス10%の水や食料等の備蓄推進

第2 詳細な取組内容

《区（危機管理部、産業経済部）》

- 1 都や関係機関と連携して広報誌や防災展等で、事業所相互間及び事業所と防災区民組織（町会・自治会等）等の連携の重要性について、広く啓発に努める。
- 2 平日の昼間、在宅の可能性が高い女性や定年を迎えられた男性で構成した地域防災組織の結成を支援する。

第1章 区民と地域の防災力向上
 第4節 事業所における自助・共助の強化

《区（関係部）及び関係機関》

- 1 駅周辺の混乱防止協議会等、都、区、事業所及び地域との間で、相互支援を協議する場を設置する。
- 2 駅等の混乱防止策については、次のとおり対応する。

機 関 名	対 策 内 容
区（関係部）	(1) 駅周辺に滞留する外出者の一時滞留場所となる誘導先について、公園等のオープンスペースや区・民間施設等の活用を図る。 (2) 鉄道事業者、駅周辺事業者等と「駅前滞留者対策推進協議会」を設置する。 (3) 災害用デジタルサイネージや災害用定点カメラ（ビュー坊カメラ）を活用した訓練を実施する。
都	(1) 駅周辺の混乱防止対策について、各地域に共通する課題の検討や地域相互間の情報交換等を行うための連絡会を設置する。 (2) 区市に設置する「駅周辺混乱防止対策協議会」の基本方針を策定する。
警視庁	(1) 所轄の警察署は、区等に対して、駅周辺の混乱防止対策に係わる指導助言を行う。
東京消防庁	(1) 東京都震災対策条例第11条に基づき指定された鉄道機関（20機関）の事業所防災計画に基づく訓練を推進する。
各鉄道事業者	(1) 構内放送や駅周辺の地図を配布する等、駅から誘導場所までの情報を提供する。 (2) 列車や代替輸送等の運行情報を提供する。

《東京消防庁》

- 1 自衛消防隊が、バール、とび口等、震災に備えた装備を活用し、発災初期段階での救出・救護活動を行えるよう、震災を想定した自衛消防訓練を通じて、自衛消防隊員その他の従業員等の救出・救護技術の向上を図る。
 - (1) 防火管理者の選任を要する事業所
 消防法第8条、第8条の2等の規定に基づき編成された自衛消防隊の訓練等の指導を推進する。
 - (2) 自衛消防組織の設置義務のある事業所
 消防法第8条の2の5により一定規模以上の事業所は、自衛消防組織の設置が義務づけられている。
 この規定に基づき設置された自衛消防組織が災害発生時に効果的な対応ができるように組織行動力の育成を推進する。
 - (3) 防災管理者の選任を要する事業所
 消防法第36条により防災に関する消防計画に基づく自衛消防隊の編成、避難訓練の実施等が規定されている。
 この規定に基づき編成された自衛消防組織が災害発生時に効果的な対応ができるように組織行動力の育成を推進する。
 - (4) 自衛消防活動中核要員の配置義務がある事業所
 ア ホテル、旅館、百貨店等多数の収容人員を有する一定規模以上の事業所は、火災予防条例（昭和37年東京都条例第65号）第55条の5により、自衛消防技術認定証を有する者を配置することが義務付けられている。

第1章 区民と地域の防災力向上
 第4節 事業所における自助・共助の強化

イ 震災時には、これら一定の知識・技術を持つ者が自衛消防活動の中核となる要員（自衛消防活動中核要員）として活動することが有効である。このことから、自衛消防活動中核要員を中心とした自衛消防訓練等の指導を推進する。

ウ 自衛消防活動中核要員の装備として、ヘルメット、照明器具等のほか、携帯用無線機、震災時等にも有効なバール等の救出器具、応急手当用具の配置を推進する。

(5) 防火管理者及び防災管理者の選任を要しない事業所

火災予防条例第 55 条の 4 により、自衛消防活動を効果的に行うため自衛消防の組織を編成し、自衛消防訓練を行うよう努めることが規定されている。

震災発生時においては、編成された組織が自衛消防隊として活動することが有効である。このことから、自衛消防隊の訓練等の指導を推進する。

2 事業所に対し、事業所防災計画の作成促進を目的とした冊子を配布し、東京都震災対策条例第 10 条及び第 11 条に基づく事業所防災計画の作成を指導し、事業所の自主防災体制の充実強化を図る。

(1) 防火管理者の選任を要する事業所

東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画に関する告示で定める次の事項について消防計画に定めるよう指導する。

- ア 震災に備えての事前計画
- イ 震災時の活動計画
- ウ 施設再開までの復旧計画

(2) 防災管理者の選任を要する事業所

東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画に関する告示で定める前記アからウの事項について、事業所の実態に応じて必要な事項を防災管理に関する消防計画に定めるよう指導する。

(3) 防火管理者及び防災管理者の選任を要しない事業所

小規模事業所に対して、事業所防災計画の作成資料として「事業所防災計画表」を公表し、作成を指導する。

(4) 防災対策上重要な施設の事業所防災計画

都市ガス、電気、鉄道、軌道や高速道路及び通信等の防災対策上重要な施設(6業種 37事業所)を管理する事業者に対して、事業所防災計画の作成を指導する。

3 発災初期段階での傷病者に対する応急救護能力を向上させるため、火災予防条例第 55 条の 5 に基づく、自衛消防活動中核要員を中心に、上級救命講習等の受講の促進を図るとともに、事業所等における応急手当の指導者の養成等を行う。

4 事業所の自衛消防組織が地震時において、迅速、的確な活動を行うため、消防計画又は事業所防災計画に基づく各種防災訓練を年 2 回以上実施するように指導を推進する。

《事業所》

1 災害時に事業所が果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、帰宅困難者対策、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を遂行するため、自らの組織力を活用して次のような対策を図っておくことが必要である。

(1) 帰宅困難者対策に係わる「大規模な集客施設や駅等における帰宅困難者対策ガイドライ

第1章 区民と地域の防災力向上

第4節 事業所における自助・共助の強化／第5節 ボランティア活動との連携

- ン」を参考に、利用者の保護に係わる計画を作成し、あらかじめ事業所防災計画や事業継続計画（BCP）等の計画に反映（その際、可能であれば、他の企業等との連携、行政機関との連携、地域における帰宅困難者等対策の取組みへの参加等についても計画に明記）
- (2) 社屋内外の安全化、防災資器材や水、食料等の非常用品の備蓄(従業員の3日分プラス10%が目安)等、従業員や顧客の安全確保対策、安否確認体制の整備
 - (3) 災害発生時等に短時間で重要な機能を再開し、事業を継続するために事前に準備しておく対応方針に係わる計画、いわゆる、重要業務継続のための事業継続計画（BCP）を策定し、事業活動拠点である事務所、工場等の耐震化の推進、事業のバックアップのシステムやオフィスの確保、災害に即応した要員の確保、迅速な安否確認等の事前対策の推進
 - (4) 建物管理者は、平常時から「大規模地震発生直後における施設管理者等による建物の緊急点検に関わる指針（平成27年2月 内閣府（防災担当））」を活用し、避難訓練での運用など安全確認の実施に向けた準備を行わなければならない。
 - (5) 組織力を活用した地域活動への参加、防災区民組織（町会・自治会等）等との協力、帰宅困難者対策の確立等地域社会の安全性向上対策
 - (6) 東京商工会議所や東京経営者協会等、横断的組織を通じた災害時の地域貢献の促進

第5節 ボランティア活動との連携

第1 一般ボランティアの活動支援と足立区災害ボランティアセンターの体制整備

受援計画に基づき、大規模災害における被災地のニーズに即した円滑なボランティア活動を支援するため、各機関は平常時よりNPO、市民活動団体等を含め、相互に連携を図る。

機 関 名	対 策 内 容
区（総務部）	(1) 足立区災害ボランティアセンターの活動体制の検討 (2) 社会福祉法人足立区社会福祉協議会等との連携による足立区災害ボランティアセンターの設置・運営訓練等を実施 (3) 足立区災害ボランティアセンターの管理・運営に係わる社会福祉法人足立区社会福祉協議会との協議及び具体的な事項の取り決め (4) 専門ボランティアの研修及び必要資器材の配備 (5) 平常時から、市民活動団体等と協働し、幅広いネットワークを構築
社会福祉法人足立区社会福祉協議会	(1) 足立区災害ボランティアセンターの活動体制の検討 (2) 区との連携による足立区災害ボランティアセンターの設置、運営訓練を実施 (3) 足立区災害ボランティアセンターの運営等に関するマニュアル等の作成及び更新 (4) 足立区災害ボランティアセンターの運営等に関する区関係各部との協議 (5) 平常時から、市民活動団体等と協働し、幅広いネットワークを構築
都（生活文化局）	(1) 東京ボランティア・市民活動センターとの連携による災害ボランティアコーディネーターの計画的な養成、東京都災害ボランティアセンターの設置・運営訓練等を実施 (2) 平常時から、東京ボランティア・市民活動センターを中心に、市民活動団体等と協働し、幅広いネットワークを構築

1 足立区災害ボランティアセンター体制の構築

《区（総務部）》

- (1) 社会福祉法人足立区社会福祉協議会等との連携による足立区災害ボランティアセンターの設置・運営訓練等を実施する。
- (2) 足立区災害ボランティアセンターの運営等における各種課題を検討する。
 - ア 設置場所の検討（複数か所での設置、被災箇所付近等への現地拠点の設置等を検討）
 - イ 参集体制の整備（業務に必要な人員や災害時の参集状況を推定し、対策を実施）
 - ウ 必要資器材等の確保（「足立区災害ボランティアセンター運営マニュアル」に基づき実施）
- (3) 現在、社会福祉法人足立区社会福祉協議会との協定を締結し、災害時の連携について取り決めているが、足立区災害ボランティアセンターの管理・運営に係わるより具体的な事項に関する協議を通じて、より実効性のある連携体制を構築する。
- (4) 平常時から、市民活動団体等と協働し、幅広いネットワークを構築する。

《社会福祉法人足立区社会福祉協議会》

- (1) 区との連携により災害ボランティアセンターの設置、運営訓練を実施する。
- (2) 足立区災害ボランティアセンターの運営等における各種課題を検討する。
 - ア 設置場所の検討（複数か所での設置、被災箇所付近等への現地拠点の設置等を検討）
 - イ 参集体制の整備（業務に必要な人員や災害時の参集状況を推定し、対策を実施）
 - ウ 必要資器材等の確保（関係機関との連絡手段、輸送手段、駐車スペース等）
- (3) 足立区災害ボランティアセンターの運営等に関するマニュアル等の作成及び更新を行う。
- (4) 区との連携体制の詳細についての協議を行い、より実効性のある連携体制を構築する。
- (5) 平常時から、市民活動団体等と協働し、幅広いネットワークを構築する。

2 災害ボランティアとの連携体制の整備

- (1) 各部は、各専門ボランティアを組織化し、発災時に備え、研修会等を定期的に行う等即応体制を整えておく。また、各専門ボランティアが救援活動を行うための資器材の備蓄、移動手段の確保等を行う。

3 東京都防災ボランティア等との連携

- (1) 震災時には行政需要が急増する一方、行政機関そのものも被災し、その能力が低下することから、そのギャップを埋める防災ボランティア活動は、被災住民の生活の安定と再建を図るうえで欠かすことのできないものである。

しかし、統制のとれていないボランティア活動は、かえって被災地の混乱を招くものであり、平常時から信頼関係を確立し、連携のしくみを構築しておかなければならない。
- (2) 区は、東京都の行う専門ボランティアの登録に協力し、災害時に、必要に応じて出動を要請するボランティアの登録を行う。当面行うボランティアの登録活動領域を、次に示す。
 - ア 建築物の応急危険度判定
 - イ アマチュア無線通信

第1章 区民と地域の防災力向上
 第5節 ボランティア活動との連携

- ウ 傷病者の応急手当等救護活動
- エ 要配慮者の介護
- オ 救出・救助活動
- カ 消火活動

(3) 防災ボランティアを出动させるにあたっては、災害時における行動、防災活動を実施する上で必要な知識や技術を習得しなければならない。このため、都は、防災ボランティアに対し、事前の講習・訓練を行うものとし、区は、東京都の実施する事業に協力していく。

(資料編震災編 第5「区民レスキュー隊町会・自治会一覧」P.32)

【東京都防災ボランティア等の概要】

機 関 名	要 件	活 動 内 容
都(生活文化局)	《防災(語学)ボランティア》 一定以上の語学能力を有する者(満18歳以上の都内在住、在勤、在学者)	大規模な災害発生時において、語学力を活用し、被災外国人等を支援
都(都市整備局)	《応急危険度判定員》 建築士法(昭和25年法律第202号)第2条に規定する1級建築士、2級建築士、木造建築士又は知事が特に必要と認めた者であって都内在住又は在勤者	余震等による建築物の倒壊等の二次災害を防止するため、地震発生後できるだけ早く、かつ短時間で建築物の被災状況を調査し、その建築物の当面の使用の可否を判定
	《被災宅地危険度判定士》 宅地造成等規制法施行令第17条に規定する土木又は建築技術者	災害対策本部が設置される規模の地震又は降雨等の災害により、宅地が大規模に被災した場合に、被害の発生状況を把握し、危険度判定を実施
都(建設局)	《東京都建設防災ボランティア》 東京都建設防災ボランティア協会会員(公共土木施設の整備・管理等の経験を有し、被災状況について一定の把握ができる知識を有する者。)	大規模な地震災害や土砂災害の発生時に、建設局所管施設の被災状況の点検業務支援、都立公園等避難場所における建設局所管施設の管理業務支援、参集途上における公共土木施設等の被災状況の把握

第2 交通規制支援ボランティアとの連携

警視庁は、大震災等の発生時に交通規制を支援する「交通規制支援ボランティア」について、平成8年8月から運用を開始している。「交通規制支援ボランティア」は、警察署長からの要請により、警察官に協力し、交通の整理誘導、交通広報並びに交通規制用装備資器材の搬送及び設置等の活動を行い、緊急交通路等の確保や信号機滅灯時の対応の強化を図っている。

【交通規制支援ボランティアの概要】

機 関 名	要 件	活 動 内 容
警視庁	警察署の管轄区域内に居住し、又は活動拠点を有している者で、大震災等の発生時に、警察署長からの要請により交通規制の支援を行う者	(1)大震災の発生時に、警察官に協力、交通の整理誘導、交通広報並びに交通規制用装備資器材の搬送及び設置を行う活動 (2)平素から、交通規制の内容を表示した案内板、垂れ幕等を保管し、大震災等の発生時に、署長が指定する箇所にこれらの設置を行う活動 (3)その他大震災等の発生時に実施する交通規制に関し署長が必要と認める活動

第3 東京消防庁災害時支援ボランティアとの連携

- 1 東京消防庁では、震災時に消防活動を支援する専門ボランティアとして「災害時支援ボランティア」の募集及び育成を平成7年から行っている。平成18年1月には、その活動範囲を震災以外の大規模自然災害等まで拡大し、災害対応の強化を図った。
- 2 災害時支援ボランティアが災害時に減災に向けた効果的な活動を行うため、ボランティア活動を統率するリーダー及びコーディネーターの育成を継続的に実施するとともに、元東京消防庁職員の登録者を積極的に活用し、千住・足立・西新井消防ボランティアの一層の充実強化を図る。
- 3 千住・足立・西新井消防ボランティア用救助資器材を活用し、震災時の消防隊と連携した活動能力の向上を図る。
- 4 千住・足立・西新井消防ボランティアは、東京消防庁管内に震度6弱以上の地震や大規模な自然災害が発生した場合、自発的にあらかじめ登録した部署に参集し、消防職員の指導と助言により、消防署内での後方支援活動や応急救護活動などを行う。

第1章 区民と地域の防災力向上
 第5節 ボランティア活動との連携

【東京消防庁災害時支援ボランティアの概要】

機 関 名	要 件	活 動 内 容
東京消防庁	原則、東京消防庁管轄区域内に居住する者又は東京消防庁管轄区域に勤務若しくは通学する者であり、かつ震災時等において東京消防庁の支援を行う意志がある15歳(中学生を除く)以上の者で次のいずれかの要件を満たす者 1 応急救護に関する知識を有する者 2 過去に消防団員、消防少年団として1年以上の経験を有する者 3 元東京消防庁職員 4 震災時等、復旧活動時の支援に必要となる資格、技術等を有する者	1 災害時 災害時には、東京消防庁管内の消防署に参集し、消防職員の指導と助言により、消防署内での後方支援活動や応急救護活動などを実施 2 平常時 平常時には、消防署が区民に対して行う、防火防災訓練、応急救護訓練、広報活動等の支援を実施。 チームリーダー以上を目指す人に対しては、「リーダー講習」「コーディネーター講習」を実施

第4 赤十字ボランティアとの連携

主に災害発生直後から復旧にかけての期間において、日本赤十字社東京都支部の調整のもとに各防災機関と連携し、被災者の自立支援と被災地の復興支援を目的に行う。

日本赤十字社東京都支部は、日頃から区民を対象に防災思想の普及に努め、災害時にはボランティアが組織として安全かつ効果的な活動が展開できるよう体制づくりやボランティア養成計画等の整備を図る。

【赤十字ボランティアの概要】

機 関 名	要 件	活 動 内 容
日本赤十字社	《地域赤十字奉仕団》 地域において組織された奉仕団	災害時には区と連携し、避難所及び赤十字エイドステーション(帰宅困難者支援所)等において被災者等への支援活動の実施

第6節 区民・行政・事業所等の連携

第1 対策内容と役割分担

各機関は、従来の区民、地域コミュニティ、行政、事業所、ボランティア等が個別に実施していた対策の垣根を取り払い、平常時から相互に連携協力しあうネットワークを形成していく。

機 関 名	対 策 内 容
区（関係部）・ 関係防災機関	(1)地域、事業所、ボランティア間相互の連携体制の推進 (2)町会・自治会等の体制強化をはじめとした地域コミュニティの活性化対策を図り、地域の防災まちづくりへの積極的な参加等を促す等地域防災体制の強化促進 (3)合同防災訓練の実施 (4)地区防災計画（防災コミュニティ計画）の作成の推進
都（各局）	(1)相互に連携協力しあうネットワークを形成するため、各種対策を推進 (2)区が行う地域相互支援ネットワークの育成の促進について、情報提供等の必要な施策の推進
都（総務局）	(1)共助の活動の核となる人材の育成とネットワークづくりの促進
東京消防庁	(1)区民及び事業所等との協働による、自助・共助による応急手当の普及促進

第2 詳細な取組内容

《区（関係部）・関係防災機関》

- 1 区及び関係防災機関は、地域の防災区民組織（町会・自治会等）、事業所、ボランティア等が相互に連携するための協議会の設置や情報連絡体制の確保等、協力体制の推進を図るとともに、地域住民が主体となった合同防災訓練の充実を図る。
- 2 住民等から地区防災計画の提案があった場合、必要があると認められれば、防災計画の中に位置づける。なお、足立区地域防災総合計画の中で位置づけられている防災コミュニティ計画は、災害対策基本法における地区防災計画と同様に取り扱うこととする。

《東京消防庁》

- 1 応急手当の普及促進のため、専門的な知識技能を有する消防団、東京消防庁災害時支援ボランティア等と協働した救命講習会の実施を推進する。

第1章 区民と地域の防災力向上

第7節 地区防災計画の策定

第7節 地区防災計画の策定

第1 対策内容と役割分担

地域防災力を向上させるため、地区防災計画及び「具体的事業計画」の策定・運用を推進する。各機関は、防災区民組織、事業所等による地区防災計画等の策定・運用を支援する。

機 関 名	対 策 内 容
区(危機管理部・関係部) 関係防災機関	(1)地区防災計画策定の進め方の検討(提案制度、候補地区の選定等) (2)地区防災計画の内容の検討 (3)地区防災計画の実効性を強化するための方策を検討 (4)地区防災計画の周知等
区民・区内事業所	(1)地区防災計画策定の必要性を検討 (2)地区防災計画の策定 (3)地区防災計画の実効性を強化するための方策を検討 (4)地区防災計画の周知等

第2 詳細な取組内容

《区(危機管理部・関係部)・関係防災機関・区民・区内事業所》

- 1 計画策定の進め方は大きく、以下の2通りに分類される。区は地域の防災に係わる現状を把握し、地区防災計画策定の進め方を検討する。
 - (1) 区防災会議が、地域の意向を踏まえつつ、地域の防災活動に関する計画を地区防災計画として区地域防災計画に規定することができる(災害対策基本法第42条第3項)。
 - (2) (1)がなされない場合に、地区居住者等が、地区防災計画の素案を作成して、区防災会議に対して提案を行い、それを受けて区防災会議が、区地域防災計画に地区防災計画を定めることができる(災害対策基本法第42条の2)。
- 2 地区防災計画で検討すべき内容として、以下の項目が想定される。
 - (1) 地形、都市基盤、土地利用状況等を整理し、地域の現状を把握する。
 - (2) 災害時に危険となる場所、及び防災上の資源となる場所を把握する。
 - (3) 災害時における被災状況、応急活動を時間軸に沿って整理し、地区の応急活動を具体化する。
 - (4) 応急活動を実施するうえで必要となる人材育成、普及啓発、防災訓練、情報連絡体制の整備等の事前対策を具体化する。
 - (5) 応急活動を実施する組織体制を整備する。
- 3 地区防災計画をもとに地区が取組む「具体的事業計画」の策定に努める。策定すべき項目例は以下のとおり。
 - (1) 防災活動に従事する人材の育成
 - (2) 防災に関する普及啓発
 - (3) 防災訓練の実施
 - (4) 情報連絡体制の整備
 - (5) 防災に必要な物資や資器材等の確保
 - (6) 消防団との連携体制の強化 等
- 4 区民に対して地区防災計画の周知に努める。

(資料編震災編 第8「地区防災計画策定状況」P.40)

第2章 安全な災害に強い防災まちづくり

第3部 第2章	災害予防計画 安全な災害に強い防災まちづくり	第4部 第2章	災害応急対策計画 河川施設、公共施設の危険防止活動	第5部 第1章	災害復旧計画 河川施設、公共施設等の機能回復
第1節	安全に暮らせるまちづくり(P.111)	第1節	河川施設、公共施設等の応急対策による二次災害防止(P.259)	第1節	公共の安全確保、施設の本来機能の回復(P.457)
第2節	建築物の耐震化等安全対策の促進(P.122)	第2節	危険物等の応急措置による危険防止(P.269)		
第3節	液状化、長周期地震動の対策の強化(P.129)				
第4節	出火、延焼等の防止(P.132)				
第5節	復興税の活用(P.140)				

第1節 安全に暮らせるまちづくり

第1 地域特性に応じた防災まちづくり

1 対策内容と役割分担

(1) 防災生活圏の形成

区において、地域の防災性の向上を図り、大震災時にも住民が避難しないで済む災害に強いまち「防災都市づくり」が基本である。このため、「防災輪中計画」の考え方を継承し、防災都市構造の骨格的な防災施設となる災害拠点や避難場所の整備、河川及び鉄道、都市計画道路により形成される延焼遮断帯を整備し、防災生活圏を確立する。

また、沿道の建物の不燃化及び耐震化、高層化により地域の安全性を高めていく。加えて、避難路や都市復興の要となる都市計画道路、地区幹線道路、主要生活道路の整備の促進、細街路の整備、公園緑地の整備、消防水利の整備等防災生活圏内外の防災施設の整備を推進する。

防災生活圏内の個々の建築物の不燃化、耐震化を促進し、避難や建物自体の安全性の確保、延焼火災を防止するための建築物の不燃化の誘導、区民や事業者の耐震相談等を通じた災害に強い建物づくりを支援していく。

(2) 防災まちづくり

防災上危険な密集市街地の整備に当たっては、面的な整備に取り組むとともに、地域危険度の高い地域を優先的に整備する。

また、「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律」の活用や東京都建築安全条例第7条の3で規定する「新たな防火規制」など地域に応じた事業手法の導入を図り、区民の命を守るための防災まちづくりとして建築物の耐震化や無接道敷地の建替え誘導、二方向避難路の確保などを進め、地域の区民や事業者と協力（協働）して「防災都市づくり」を進めていく。

第2章 安全な災害に強い防災まちづくり

第1節 安全に暮らせるまちづくり

機 関 名	対 策 内 容
区（産業経済部、都市建設部）	(1)地震に強い都市づくりの推進 (2)安全な市街地の整備と再開発 (3)各種の事業・制度を利用した防災まちづくり ア 密集市街地整備事業 イ 都市防災不燃化促進事業 ウ 細街路整備事業 エ 地区計画制度 オ 国土調査事業 (4)都市空間の確保
都（都市整備局）	(1)地域特性に応じた防災都市づくりの推進 (2)市街地再開発事業、土地区画整理事業の推進 (3)道路の整備 (4)都市計画道路の整備促進 (5)都市空間の確保 (6)公園の整備促進 (7)緑地・農地の保全 (8)臨海副都心の整備
都（建設局）	(1)道路の整備 (2)都立公園の整備 (3)河川、海岸保全施設等の整備
都（港湾局）	(1)海岸、港湾等の整備 (2)海上公園の整備 (3)臨海副都心の整備

2 詳細な取組内容

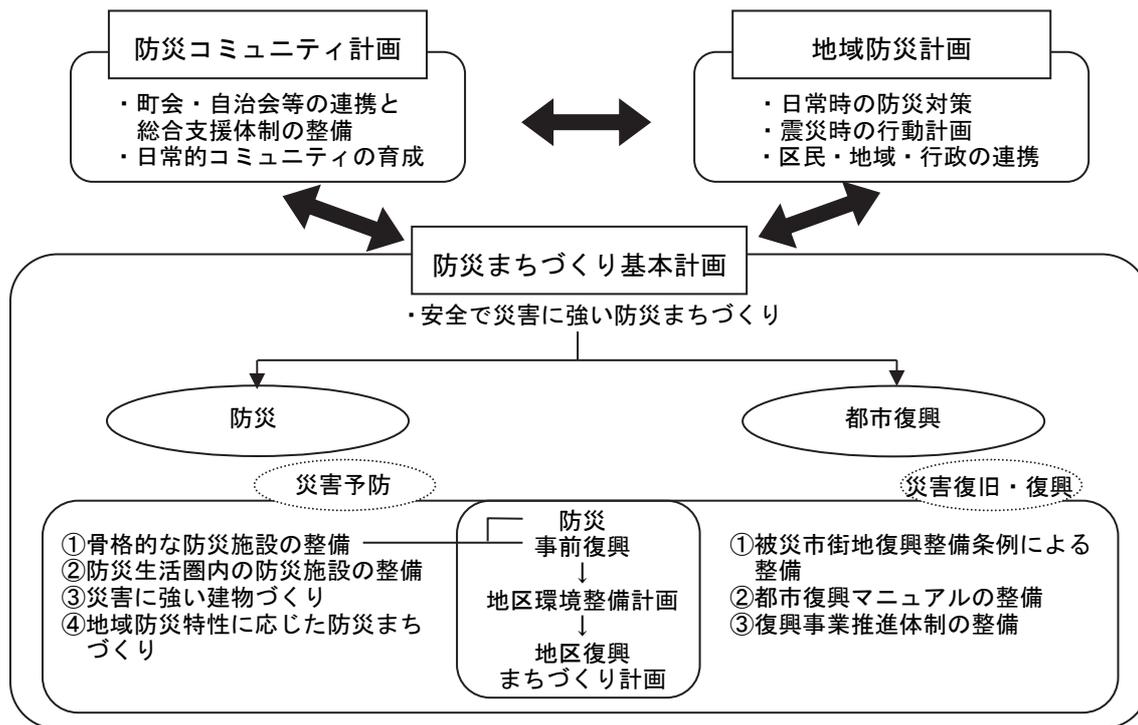
(1) 地震に強い都市づくりの推進（防災まちづくり基本計画）

ア 本計画は、足立区災害対策条例第12条第1項に基づいて策定された「地域防災総合計画」を構成する3つの関連計画の一つであり、災害予防と災害復興に関することを受け持っている。

イ 同計画中には、防災まちづくり推進の指標となる不燃領域率により、数値目標を掲げている。

第2章 安全な災害に強い防災まちづくり
 第1節 安全に暮らせるまちづくり

【防災まちづくりの計画体系】



(2) 安全な市街地の整備と再開発（土地区画整理事業・市街地再開発事業）

ア 区施行の土地区画整理事業を着実に実施するとともに、大規模跡地を活用した土地利用の転換を図る等、都市機能の更新を行う。道路・公園等の整備により、避難・延焼遮断空間を確保し、倒壊・焼失危険性の高い老朽建築物の更新等、地域の不燃化を促進する。

イ 市街地内の老朽木造建築物が密集している地区等において、細分化された敷地の統合、不燃化された共同建築物の建築、公園、広場、街路等の公共施設の整備等を行うことにより、都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図る。

(3) 各種の事業・制度を利用した防災まちづくり

ア 密集市街地整備事業

(ア) 防災上及び住環境上、多くの課題がある密集市街地において、まちの安全性の向上や居住環境整備、良質な住宅の供給等を推進するため、密集市街地整備事業を導入し、老朽家屋等の除却・不燃化建築物への建替え誘導や道路・公園等の地区公共施設の整備を総合的に行っている。

イ 都市防災不燃化促進事業

(ア) 首都直下地震が切迫している状況から、延焼遮断帯による延焼火災の防止や安全な避難路の確保等、市街地の安全確保を早期に進める都市防災不燃化促進事業の効果は高い。特に、木造住宅密集市街地では、地震時に大規模な延焼火災が発生する危険性が極めて高く、大きな人的被害が予測される。都市構造のうえから防災骨格を構築することは、防災性の向上に不可欠である。

区は、今後も防災まちづくり基本計画に基づき、都市計画道路の整備に合わせ、適時事業を導入していく。（資料編震災編 第9「不燃化促進助成地区一覧」P.41）

第2章 安全な災害に強い防災まちづくり

第1節 安全に暮らせるまちづくり

ウ 無接道敷地の建替え等推進

(ア) 木造住宅密集市街地等において、無接道家屋の建替え更新を誘導することで老朽家屋の解体除去、建築物の不燃化などを促進する。また、避難、消火、救助活動等が迅速かつ円滑に行えるよう二方向避難路の確保に努め、災害に強いまちづくりを推進する。

エ 細街路整備事業

(ア) 災害時における避難路の確保と消火活動の円滑化を図ることを目的に、細街路計画図に指定した路線の拡幅又は築造を推進して、幅員4m以上の生活道路のネットワークを実現する。舗装整備等には、平成25年度より国の特定財源を導入して効果的かつ効率的な事業展開を図り、個々の建築物の建替えに合わせ着実な整備を進め、まちの防災性を向上させる。

オ 地区計画制度の推進

(ア) 一般型の地区計画

土地区画整理事業を施行すべき区域約500haを対象に一括指定された地区計画をはじめ、地区ごとに定められた計画の内容に即し、土地利用の規制や建築物の用途・形態の制限等を総合的に誘導して、良好な市街地環境を形成する。建築行為が行われる際の届出制度により地区計画の内容を担保し、区民等との協働まちづくりを推進する。

(イ) 防災街区整備地区計画

防災街区整備地区計画は、防災性の向上と住環境の整備を図ることを目的に、老朽化した木造住宅が密集し、道路・公園等の公共施設が十分にない防災上危険な密集市街地において、区域全体の建物を火に強い構造とする制限や敷地面積の最低限度等を定めている。

また、防災上重要な道路と沿道の建物を一体的に整備し、火事や地震発生時に延焼を防止する延焼遮断帯を形成し、避難路を確保すること等を目的とする制度である。

カ 国土調査事業(地籍調査)

(ア) 密集市街地では、土地の所有関係が錯綜しており、防災都市づくり事業の円滑な推進と震災後の土地境界の復元のためには、公共事業等の実施前に土地の所有関係を整理する必要がある。

(イ)「第6次国土調査事業十箇年計画」に従い、一筆ごとの土地について調査を行い、復元可能な不動産登記法第14条の地図の作成を推進していく。

(ウ) 足立区はこれまでも道路台帳の整備に努めており、地籍調査のもととなる道水路管理区域を面的に復元できる「道路・水路区域管理図」の作成を計画的に実施していく。

(4) 都市空間の確保

ア 公園の整備

《区(産業経済部、都市建設部)》

第2章 安全な災害に強い防災まちづくり
第1節 安全に暮らせるまちづくり

- (ア) 公園、緑地は、区民の健全な生活に欠くことのできない公共施設であり、その機能も休養やレクリエーション、コミュニティ形成の場として重要な役割を担うだけでなく、阪神・淡路大震災や東日本大震災でも見られたように、地震等の災害時における避難場所や火災の延焼遮断帯、自衛隊や消防等の活動の拠点、仮設住宅の建設地等としての機能も有している。
- (イ) 本区における現在の区民1人当たりの都市公園等の面積は、4.68㎡となっているが、引き続き、防災機能を備えた公園等の整備を積極的に進めていく。

【公園の箇所数・総面積・人口1人当たりの面積】

(令和2年4月1日現在)

区 分			箇所数	総面積	人口1人あたりの面積
			(箇所)	(㎡)	(㎡/人)
総数	公 園	区立	341	2,327,665.49	—
		都立	3	911,199.18	—
	児童遊園		149	90,293.45	—
	合 計		493	3,238,864.67	4.68

※足立区人口は692,793人

《都（建設局）》

- (ア) 都は、令和2年6月時点で83公園2,038haを開園した。令和12年度までの10年間で都立公園130haの開園を目標として整備を進める。
- (イ) 都は、防災活動拠点や避難場所に指定されている既設公園において、震災時に必要となる臨時のヘリポート、避難した区民や帰宅困難者のための防災トイレ、非常用照明設備、避難誘導灯、公園の入口から園内の拠点（避難場所やヘリポート等）への車両動線の確保等、防災関連施設を整備してきた。今後は、災害や停電時においても主要公園施設の機能を維持するために必要な設備等の充実を図る。
- (ウ) 都は、震災時における都立公園の円滑な利用を図るため、関係行政機関等と連携し、震災時利用計画(案)を策定している。

イ 緑地・農地の保全

- (ア) 市街化区域内における農地は、火災の延焼防止、震災時の一時的な避難場所としての機能等、防災上重要な役割を担っている。区は都と連携して、生産緑地地区の指定を促進する。

(5) 地震防災緊急事業五箇年計画

- ア 地震防災特別措置法（平成7年7月施行）に基づき、都は、平成8年度を初年度とした「地震防災緊急事業五箇年計画」を策定し、区は、以下の事項を中心に都とともに、計画的に取り組んできたところである。
- イ 今後も、防災関係施設等の整備等につき、同計画へ反映させ、関連事業と整合を図りつつ取り組んでいく。
- (ア) 都市計画道路の整備

第2章 安全な災害に強い防災まちづくり

第1節 安全に暮らせるまちづくり

- (イ) 小中学校の耐震補強工事
- (ウ) 防火水槽の設置
- (エ) コミュニティ防災資器材等の整備
- (オ) 可搬式小型動力ポンプの整備
- (カ) 備蓄倉庫の整備

第2 河川施設等の整備

1 対策内容と役割分担

区内の各河川については、直下型地震等の新たな想定に基づいた堤防の耐震対策、水門・排水機場等の耐震対策・耐水対策を推進していく。

また、親水水路や既存の水路機能を改良した貯留水路等については、構造物の健全度調査等を実施しながら、災害時における水路と水の有効利用を図っていく。

さらに、河川は、陸上とともに災害時の輸送手段となるため、区内河川を利用した有効な物流・移送について検討していく。

機 関 名	対 策 内 容
区（都市建設部）	(1)複合災害を想定した区管理河川（花畑川）の堤防・護岸の耐震対策の推進 (2)土のう等、水防資器材の備蓄 (3)水防資器材及び施設の整備並びに輸送の確保 (4)車両等の確保、輸送経路等の確認
区（危機管理部・都市建設部）	(1)区内河川及び河川施設等を利用した物流・移送についての検討
都（建設局）	(1)東部低地帯の河川施設整備計画に基づく、堤防の耐震対策、水門・排水機場等の耐震対策・耐水対策の実施 (2)土のう等、水防資器材の備蓄
都（下水道局）	(1)「地震・津波に伴う水害対策に関する都の基本方針」に基づく、下水道施設の耐震対策や耐水対策の実施 (2)災害時における応急復旧業務に関する協定を締結している民間団体に対する、下水道管復旧に必要な資器材の整備の要請
関東地方整備局	(1)国の直轄河川（荒川、江戸川、中川、綾瀬川、多摩川）の築堤、護岸等の整備実施

2 詳細な取組内容

《区（都市建設部）》

- (1) 管内における水防活動を十分に行うことができるよう、水防資器材及び施設の整備並びに輸送の確保に努めるとともに、活動に必要な車両等の確保と輸送経路等を確認しておく。
- (2) 区の管理である花畑川については、堤防・護岸の耐震対策及び親水化を早急に推進する。

《区（危機管理部・都市建設部）》

第2章 安全な災害に強い防災まちづくり
第1節 安全に暮らせるまちづくり

(1) 河川は陸上とともに災害時の物流及び人の移送等輸送経路となるため、各河川管理者等や関係機関と連携し荒川や綾瀬川等区内河川及び河川施設等を利用した物流・移送についての検討を行う。

【国管理河川の整備計画】

河川	荒川	(1)国土交通省直轄河川であり、現在、荒川下流河川事務所が改修工事を継続的に実施している。超過洪水対策と沿川の再開発を同時に進める事業として「高規格堤防」化や堤防強化対策、治水上の弱点となっている鉄道橋梁の架替などを進めている。
	中川	(1)国土交通省直轄河川であり、現在、江戸川河川事務所では、継続して改修工事を実施している。中川は堤防高又は堤防断面が不足しているため、重要水防箇所指定されている。 (2)堤防の整備や流域地域での貯留施設、放水路の整備等総合治水対策を進めている。

【都、県、特別区管理河川の整備計画】

河川	隅田川	(1)東京都管理河川である。全川、伊勢湾台風級に対応し得るよう高潮対策事業として、防潮堤（AP+6.3m）が完成している。 (2)沿川地域の大規模な再開発や公園改修と一体になったスーパー堤防整備、地震による護岸の損壊を防ぐ為の耐震化等を進めている。 (3)東部低地帯の河川施設整備計画に基づき、堤防の耐震対策、水門・排水機場等の耐震対策・耐水対策を実施する。
	綾瀬川	(1)区内のうち、埼玉県境から内匠橋までが国土交通省管轄区間、その下流が東京都管理区間である。東京都管理区間は、高潮対策事業により護岸は完成しており、平成21年度より護岸耐震事業を実施し、平成25年度からは、将来にわたって考えられる最大級の地震動に対する機能維持することを目的とした事業を進めている。 (2)綾瀬川放水路、綾瀬排水機場及び堀切菖蒲水門により、治水安全度は大幅に改善されているが、浸水被害防止のための築堤及び排水樋管の改築等を実施している。 (3)東部低地帯の河川施設整備計画に基づき、堤防の耐震対策、水門・排水機場等の耐震対策・耐水対策を実施する。
	毛長川	(1)東京都及び埼玉県管理河川である。当面50mm/時間及び217mm/48時間の雨量に対応するため、平成2年度より本格的護岸改修工事に着手している。都県境界が錯綜するため、平成6年1月に東京都と埼玉県で工事協定を結び、都・県それぞれの施行区間が決定している。令和3年4月時点で綾瀬川合流部から舎人橋上流の東京都整備区間の約8.6kmのうち約7.7kmの整備が完了している。
	伝右川 垢川	(1)2河川は特別区管理河川であり、足立区が管理している。2河川とも高潮対策事業として整備は完了している。
	芝川 新芝川	(1)2河川は特別区管理河川であり、足立区が管理している。 (2)芝川流域の洪水対策として、昭和40年に新芝川が放水路として埼玉県により整備された。現在は洪水による水害の防止又は軽減を図るため、河床掘削等の整備が完了している。

第2章 安全な災害に強い防災まちづくり
 第1節 安全に暮らせるまちづくり

【都、県、特別区管理河川の整備計画】

河川	旧綾瀬川	<p>(1)特別区管理河川であり、足立区が管理している。綾瀬川の本流であったが、荒川放水路の整備により分断され、その後は、荒川と隅田川を結ぶ河川となっている。荒川側にある隅田水門で水位調整を行っている。隅田川本川と同じように高潮対策及び50mm/時間規模の降雨によって生じる洪水に対応できる整備を進めている。</p> <p>(2)大地震時の防潮堤損壊等による水害防止のため、テラス整備（根固め）及びスーパー堤防や緩傾斜堤防の整備を進めている。</p>
----	------	---

【区管理河川の整備計画】

河川	花畑川	<p>(1)足立区管理河川である。昭和6年に中川と綾瀬川を結ぶ舟運対策として開削された運河であり、平成13年に区の要望により、一般河川から準用河川に変更され、花畑川環境整備基本計画（平成14年3月）に基づき、現在整備が進められている。</p> <p>(2)中川・綾瀬川の接続は水門で管理されている閉鎖河川である。</p>
----	-----	--

【区内水路の整備計画】

水路	<p>(1)親水水路や貯留施設等の水は、災害時に防火用水や生活雑用水として多目的に活用するため、安全性や安定した水量の確保が必要である。</p> <p>(2)既存の貯留施設の健全度調査等を行い、安全管理を実施するとともに、日常から貯留水の活用を図っていく。</p> <p>(3)施設の機能と役割を周知し、震災時における水利用施設として、地域住民の認識を高める。</p> <p>(4)消防水利として必要な地域においては、東京消防庁との連携を図る。</p> <p>(5)老朽化に伴い既存水路の廃滅を行う際は、部分的改良による貯留施設としての再利用が可能であるか検討を行う。</p> <p>（資料編風水害編 資料7「水路及び溝渠施設の現況」P.279）</p>
----	---

【区内内水排除施設の整備計画】

内水排除	<p>(1)公共下水道の整備は、概成100%に達しているが、下水道整備困難地域の解消に向けて、整備促進を働きかけていく。</p> <p>(2)アンダーパス等の道路排水施設について、耐震化を推進する。</p> <p>(3)親水施設の取水・排水施設の耐震・耐水化を推進する。</p> <p>(4)短時間集中豪雨（ゲリラ豪雨）対策について、都下水道局等関係機関と協議を行い、推進していく。</p> <p>（資料編風水害編 資料5「管内排水場一覧」P.277）</p> <p>(5)水門及び樋管は洪水・高潮から区民の生活・財産を守る施設として重要であるが、いずれも老朽化が進んでいる。引き続き使用する施設は計画的に改修するとともに、不要となった施設は早急に撤去する。</p> <p>（資料編風水害編 資料4「水門・樋管一覧」P.276）</p>
------	--

《都（建設局）、（下水道局）》

(1) 都は、東日本大震災を受け、都として取り組むべき新たな対策のあり方等について、

学識経験者等からなる「地震・津波に伴う水害対策技術検証委員会」（技術検証委員会）より提言を受けるとともに、「地震・津波に伴う水害対策に関する都の基本方針」を定めた。

- (2) 都（建設局）では、この基本方針に基づき、対策の検討を進め、「東部低地帯の河川施設整備計画」（平成24年12月）を策定した。
- (3) 都は、これらの方針・計画に基づき、必要な対策を講じる。

《都（建設局）》

- (1) 地震により一部損傷した場合にも、津波等に対する堤防高を確保できるよう、堤防の耐震対策を推進する。
- (2) 水門の開閉等、施設の機能を保持できるよう、水門・排水機場等の耐震対策を実施する。
- (3) 水門・排水機場等の設備を高設置化すること等により、堤防損傷後に万が一高潮が襲来した場合にも施設の機能を保持できるよう、耐水対策を実施する。
- (4) 区内における水防活動を十分に行うことができるよう、水防資器材及び施設の整備並びに輸送の確保に努める。
- (5) 区内の水防活動に直ちに対応できるよう、車両等を適切に維持し、輸送経路等を確認しておく。
- (6) 応援資器材の輸送を迅速かつ効果的に行うために車両等を適切に維持するとともに、最寄りの業者等の保有車両等を調査し、緊急の輸送に備えておく。水防上注意を要する箇所、水防倉庫間の輸送経路についても事前に調査しておく。
- (7) 東部低地帯の主要5河川（隅田川・中川・旧江戸川・新中川・綾瀬川）においては、スーパー堤防や緩傾斜型堤防の整備を推進し、安全性の向上を確保する。

《都（下水道局）》

- (1) 水再生センターやポンプ所について、想定される最大級の地震動に対し、揚水、簡易処理、消毒など、震災後においても必ず確保すべき機能を維持するための耐震対策を実施する。
- (2) 水再生センターやポンプ所について、東京都防災会議で示された最大の津波高に対し、電気設備などへの浸水を防ぐ耐水対策を実施する。

《関東地方整備局、区等》

- (1) 関東地方整備局は、国の直轄河川（荒川、江戸川、中川、綾瀬川、多摩川）の築堤、護岸等の整備を進める。
- (2) 関東地方整備局等は、荒川下流防災施設運用協議会に参加し、荒川河川敷における以下防災施設の整備及び活用の促進を進める。区は荒川下流防災施設運用協議会に参加し、以下施設の活用方法を検討する。
 - ア 緊急用河川敷道路（物資の輸送、救護活動等）
 - イ 防災用坂路（主要道路と堤体天端及び緊急用河川敷道路との接続）
 - ウ 緊急用船着場（物資、資器材の荷揚げ作業等）
 - エ 河川敷ヘリポート（緊急医療搬送や指揮官等の派遣や緊急資器材の運搬を行うヘリコプター等の発着場）

第2章 安全な災害に強い防災まちづくり

第1節 安全に暮らせるまちづくり

第3 高層建築物及び地下街等における安全対策

1 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
区（都市建設部）	(1) 建築基準法に基づく完了検査や特定建築物等定期報告制度等を通じた高層建築物及び地下街の安全性の確保 (2) 施設の安全化や避難誘導、救出救護体制の整備 (3) 津波等による浸水への対策の検討 (4) 家具類の転倒・落下・移動防止対策やエレベーター閉じ込め防止対策等、高層建築物の各課題に対する取組みの推進
警視庁	(1) 高層建築物、地下街における避難誘導、救出救助活動等の適正化
東京消防庁	(1) 高層建築物等に対する防火安全対策に基づく指導 (2) 関係事業所に対する対策の指導

2 詳細な取組内容

《区（都市建設部）》

- (1) 高層建築物、地下街等において、地震火災や混乱等による被害を防ぐため、施設の安全化や避難誘導、救出救護体制の整備等を進める。
- (2) 地下街等については、地下鉄、商業ビル等、不特定多数の利用者が集まる地下空間が広がっており、浸水が生じた場合、大きな被害が生じるおそれがある。都では、集中豪雨対策として、河川施設の整備や排水ポンプの設置、浸水に強い建物や安全に避難できる建物の整備の促進等を進めるとともに、水害に関する情報収集・提供や管理者等による避難確保計画の策定、避難訓練等を推進することとしている。
 区は、さらに津波等により、浸水が生じた場合も視野に入れた対策を検討していく。
- (3) 首都直下地震等の大地震が発生した場合、高層建築物においては、建物が倒壊しなくても、建物のゆれによる家具類等の転倒や、エレベーター内の閉じ込め等が生じる可能性があるほか、エレベーターの復旧までの間、居住者は階段を利用して上下移動せざるを得ず、高層階の居住者ほど、地上階との往復が困難になり孤立するおそれがある。このため、区、都、住民、関係団体等が連携し、家具類の転倒・落下・移動防止対策やエレベーター閉じ込め防止対策を推進するとともに、自家発電機の整備や燃料確保、飲料水や食料、簡易トイレ等の備蓄、発災時の情報伝達、高層建築物内や地域の住民との共助の仕組みづくり等高層建築物の各課題に対する取組みを進めていく。
- (4) 高層建築物及び地下街の建築物について、建築基準法に基づき、建築確認、中間検査及び完了検査を行い、防災上や構造上の安全性を確保する。
- (5) 既存の高層建築物及び地下街の建築物に対して、建築基準法に基づく定期報告制度により、毎年あるいは3年ごとに維持保全の状況について報告を求め、安全性の確保を図る。

《警視庁》

- (1) 高層建築物、地下街における避難誘導、救出救助活動等の適正化を図るため、次の対策を講じる。
 - ア 高層建築物
 - (ア) 地下街を含めた震災対策に関する管理者対策の実施

- (イ) 関係機関との連携による合同防災訓練の実施
- イ 地下街
 - (ア) 地下街警備要図の作成
 - (イ) 地下街関係者との合同防災訓練の実施
 - (ウ) 管理者対策の推進による防災標識等の明確化
 - (エ) 広報媒体(パンフレット、チラシ等)の作成・配布

《東京消防庁》

- (1) 高層建築物等の新築等に際して、関係者に対し、火災予防審議会を受けて策定した下記の防火安全対策を講じるように指導する。
 - ア 高層建築物の防火安全対策
 - イ 乾式工法を用いた防火区画等の煙等の漏えい防止対策(100m以上の高層建築物を対象とした安全対策)
 - ウ 大規模建築物群等の消防アクセス確保対策
 - エ 鉄道ターミナル駅に係わる防火安全対策
 - オ 高層建築物等における歩行困難者等に係わる避難安全対策
- (2) 関係事業所に対して次の対策を指導する。
 - ア 火災予防対策
 - (ア) 火気使用設備器具の安全化及び出火防止対策の推進
 - (イ) 火気使用場所の環境整備及び可燃性物品の転倒落下防止措置
 - (ウ) 内装材料、家具調度品、装飾物品の不燃化
 - (エ) 消火設備、防火区画等の機能確保による延焼拡大防止対策の推進
 - イ 避難対策(混乱防止対策)
 - (ア) 避難施設の適正な維持管理及び避難通路の確保
 - (イ) ビルの防災センターからの迅速な緊急放送体制の整備
 - (ウ) ショーケース、看板、複写機等の転倒、落下、移動の防止
 - (エ) 事前指定した避難誘導員の周知や訓練指導者の育成
 - (オ) 避難口、避難階段を明示した館内図の掲示や施設利用者に対する災害発生時の行動要領の周知徹底
 - (カ) 警報設備、避難設備の機能確保による避難対策の推進
 - ウ 防火・防災管理対策
 - (ア) 従業員に対する消防計画の周知徹底
 - (イ) 管理権原者が複数いる建物における管理責任区分及び統括防火管理に関する全体の消防計画の徹底
 - (ウ) ビル防災センターの機能強化及び要員教育の徹底
 - (エ) 救出・救護知識の普及及び必要な資器材の整備
 - (オ) 防火管理業務及び防災管理業務従事者を対象とした、実務講習等による教育
 - (カ) 実践的かつ定期的な訓練の実施
 - エ 消防活動対策
 - (ア) 消火活動上必要な施設の機能確保による消防活動対策の推進

第2章 安全な災害に強い防災まちづくり

第2節 建築物の耐震化等安全対策の促進

第2節 建築物の耐震化等安全対策の促進

第1 建築物の耐震化の促進

1 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
区（施設営繕部、都市建設部、学校運営部）	(1)耐震改修促進計画に基づく、住宅、建築物の耐震化促進 (2)公共建築物等の耐震化促進 (3)建造物等の防災対策促進
都	(1)公共建築物等の耐震化促進
都（主税局）	(1)税制面での耐震化支援
都（都市整備局）	(1)自己用住宅の不燃化促進 (2)東京都耐震改修促進計画に基づく、民間建築物等の耐震化促進
都（福祉保健局）	(1)災害拠点病院、災害拠点連携病院、社会福祉施設等の耐震化促進

2 詳細な取組内容

(1) 建築物の耐震化

区は、令和3年3月に改定された東京都耐震改修促進計画を勘案しつつ、足立区耐震改修促進計画を改定し、住宅、建築物の耐震化を促進する。

【住宅・特定建築物の耐震化の現状と目標】

建築物の種類	耐震化率	
	現 状	目 標
住 宅	86.3% (令和元年度末)	95% (令和7年度末)
民間特定建築物	88.3% (令和2年6月)	95% (令和7年度末)
大規模な百貨店ホテル、劇場等	88.6% (令和2年6月)	概ね解消 (令和7年度末)
防災上重要な公共建築物	99.2% (令和2年6月)	100% (令和7年度末)

(2) 公共建築物等の耐震化

ア 区は、大地震時に消火・避難誘導、情報伝達等の応急活動の拠点となる区施設について、耐震診断を実施し、その結果に基づき、順次、補強・改築を進める。補強を行うに当たっては、耐震工法や免震工法、制震工法等施設に応じた補強方法を検討する。

イ 震災時における児童・生徒等の安全確保と区民の避難施設等としての機能を確保するため、老朽校舎及び耐震性に問題のある校舎の改築・補強を行い、耐震化率を令和2年度までに100%を目指す。

ウ 建築物の耐震性に関する情報が広く提供され、区民が安心して建築物を利用することができるように創設した「耐震マーク表示制度」の普及を図るため、公共建築物について耐震マークを表示する。

エ 区は、その他の区施設の耐震化に努める。
オ 都は、公社住宅の耐震化率を、令和2年度までに100%とすることを目標として、計画的に耐震化を推進する。

(3) 民間特定建築物の耐震診断・耐震改修

ア 住宅・建築物の耐震化は所有者が行うことが基本である。区では耐震化を推進するため年間40回の勉強会を実施し、助成制度に関するパンフレットの配布も行い、耐震診断及び耐震改修の普及・啓発に努める。

また、建築物の所有者や管理者を対象に、相談窓口や診断機関の紹介や、リフォームにあわせた耐震改修の誘導を行い、耐震化率を令和2年度までに95%以上とする。

イ 重要民間特定建築物（病院、診療所等）については、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）及び足立区耐震改修促進計画に基づく指導・助言、関係団体を通じた耐震化の働きかけ等により、重点的に耐震化を促進し、令和2年度までに耐震化率100%を目指す。

(4) マンションの耐震化等

ア 耐震診断実施により、居住者及び所有者がマンションの危険度を認識するようセミナー開催やパンフレット送付を通じて啓発を進める。

イ 分譲マンションについては、合意形成の困難さがあることから、アドバイザー派遣や個別に直接訪問を行うとともに、地域セミナーの開催や理事会への出席等により、耐震診断等についてきめ細かく助言を行い、意識の啓発を図る。

ウ 耐震診断等への支援、マンションの耐震化の推進を図る。

(5) 緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化

ア 平成23年4月施行の東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例（平成23年東京都条例第36号）に基づき、重点的に耐震化を推進し、令和2年度末までに耐震化率100%を目指す。

イ 特定緊急輸送道路の沿道建築物については、耐震診断や耐震補強工事等を行う場合の助成制度の活用を促し、耐震化を推進する。

ウ 建築物の耐震性に関する情報が広く提供され、区民が安心して建築物を利用することができるように創設した「耐震マーク表示制度」の普及を図るとともに、特定緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化を推進するため、建物所有者に耐震マーク制度を周知し、耐震マークの表示を促す。

(6) 木造住宅等の耐震化

ア 耐震診断士・耐震改修施行者の登録制度、木造住宅・建築物への耐震診断、耐震改修工事助成、気軽に安心して相談できる総合窓口の3つの事業を実施しており、今後、事業をさらに推進し、住宅の耐震化率を令和2年度までに95%以上とする。

イ 耐震診断の実施について、建物所有者が耐震性能を把握する環境を整備する。

第2章 安全な災害に強い防災まちづくり
 第2節 建築物の耐震化等安全対策の促進

(7) 木造住宅密集地域の耐震化

ア 地域の危険性の高い「整備地域」内の木造住宅について、平成18年度から、木造住宅耐震助成制度の事業を実施し、重点的に耐震化を促進している。都と連携し、公共的観点から財政的な支援を行っている。

また、時限的（平成25年1月～平成28年3月）に助成額を上乗せ拡充し、耐震化の促進を図った。

イ 無接道敷地の実態調査をもとに、区独自の無接道家屋対策を推進する。

(8) 建造物等の防災対策

ア 各種災害から建造物（社会公共施設及びその他の建造物）を保護し、被害の軽減を図るとともに、その機能を維持するため、関係機関は相互に連携を密にして、その有する機能を十分に発揮し、防災に寄与する。

(ア) 一般建造物

a 建造物の位置、構造、設備は、建築基準法、関係法令及びこれらに基づく条例並びに消防法関係法令及びこれらに基づく条例に定められた技術上の基準に適合した状態に施行し、かつ維持するよう指導する。

b 建造物に対して法令に基づく立入検査を実施し、災害予防についての指導にあたるとともに、消防用設備等及び防火避難設備等の設置、維持、管理について、防火・防災の見地から必要な指導を行う。

c 当区の用途地域別面積は次表のとおりで、建物棟数は141,126棟、中高層化率18.7%、平均敷地面積206.4㎡、そのうち耐火構造38.4%、準耐火構造24.3%、その他37.3%（平成28年現在／土地利用現況調査）である。

【用途地域・地区別面積】（令和2年4月現在）

総数 (※)	第一種 低層 住居専 用地域	第一種 中高層 住居専 用地域	第二種 中高層 住居専 用地域	第一種 住居 地域	第二種 住居 地域	準住居 地域	近隣 商業 地域	商業 地域	準工業地域	特別工 業地区	工業 地域	工業 専用 地域	市街化 調整区 域
	5,320.0	401.6	1,147.6	87.6	1,173.2	15.7	89.8	505.0	103.1	1,104.5	319.9	167.9	14.0

資料：区（都市建設部 都市計画課）（単位：ha）

(※) 国土地理院により平成27年3月に足立区の面積が修正されたが、用途地域・地区別面積については従前どおりとするため、表中の総数（足立区の総面積）とは一致しない。

d 新耐震設計法施行後の建築物については、構造規定が強化されているが、既存の建築物についても、防災関係法令の励行並びに現場指導を強めるとともに、防災設備を備えた再開発の促進や共同建替え等による不燃化建築の普及・木造住宅等の耐震化促進に努める。

e 建築物に対しては、消防法等に基づいて立入検査を実施し、構造設備は建築基準法等関係法令、消防用設備等は消防法等関係法令に基づき、それぞれ定められた技術上の基準に適合した状態に改修し維持管理するよう指導する。

f 消防法施行令に示す防火対象物の管理者又は責任者に対し、建築物の各災害別の防災訓練の実施を指導する。

g ブロック塀の技術基準の周知徹底と正しい施工技術の普及に努め、既存のブロック塀について、補強等の改修指導をする。

h 地震時に落下のおそれがあると認められる中高層建築物のガラス窓及び外壁等について改修指導する。

(イ) 文化財

- a 文化財が貴重な国民的財産であることを周知徹底させるための措置を講じる。
- b 指定建築物の内外における火気・喫煙等の禁止措置及び消防上必要な消防用設備等の設置を積極的に指導する。
- c 災害予防のため、関係機関と常に密接な連携を図るよう指導する。
- d 毎年1月26日を「文化財防火デー」として文化財防災運動を推進する。

(ウ) 高層建築物

- a 高層建築物とは、高さ31mを超える建築物をいう。当区の高度地区別面積は表【高度地区の面積】のとおりであり、31m（11階）を超える建物は322棟である。（平成28年4月現在／土地利用現況調査）
- b 高さ60mを超える超高層建築物については、救出資器材の整備、及び実践的な消防訓練ができる施設の整備を図るほか、関係事業所に対して、次の施策を指導する。

(a) 火災予防対策

- ・火気使用設備器具の安全化及び出火防止対策の推進
- ・火気使用場所の環境整備及び可燃性物品の転落・落下防止措置
- ・内装材料、家具調度品、装飾物品の不燃化
- ・防災設備、防火区画等の機能確保による延焼拡大防止対策の推進

(b) 避難対策（混乱防止対策）

- ・避難施設の適正な維持管理及び避難通路の確保
- ・ビルの防災センターからの迅速な緊急放送体制の整備
- ・ショーケース、看板等の転倒、落下防止
- ・事前指定した避難誘導員の周知や訓練指導者の育成
- ・避難口、避難階段を明示した館内図の掲示や施設利用者に対する災害発生時の行動要領の周知徹底

(c) 防火管理対策

- ・従業員に対する消防計画の周知徹底
- ・管理権原者による複数の建物における管理責任区分及び統括防火管理に関する全体の消防計画の徹底
- ・ビル防災センターの機能強化及び要員教育の徹底
- ・救出・救護知識の普及及び必要な資器材の整備
- ・防火管理業務従事者を対象とした実務講習等による教育
- ・実践的かつ定期的な訓練の実施

(d) 消防活動対策

- ・消防活動上必要な施設、設備等の機能維持

第2章 安全な災害に強い防災まちづくり
 第2節 建築物の耐震化等安全対策の促進

【高度地区の面積】（令和2年4月現在）

総数	第一種高度地区	第二種高度地区	第三種高度地区	最低限高度地区
4,755.7	145.0	2,035.7	2,204.4	370.6

資料：区（都市建設部 都市計画課）（単位：ha）

第2 エレベーター対策

1 対策内容と役割分担

震災時におけるエレベーター閉じ込め防止及び早期救出体制を確立するとともに、エレベーター復旧を円滑に行う体制を構築するため、以下の対策を実施する。

機関名	対策内容
区（施設営繕部、都市建設部）	（1）区施設におけるエレベーターの閉じ込め防止装置の設置
医療機関	（1）医療機関におけるエレベーターの閉じ込め防止対策の実施
都	（1）都立施設におけるエレベーターの閉じ込め防止機能の向上 （2）都営住宅に停電時自動着床装置の設置を推進（都市整備局） （3）「挟まれ防止対策」と「閉じ込め防止対策」の必要性の普及啓発（都市整備局）
一般社団法人日本エレベーター協会	（1）民間施設における閉じ込め防止対策の実施を誘導 （2）エレベーター閉じ込めに対する救出体制の構築

2 詳細な取組内容

- （1）区施設におけるエレベーター閉じ込め防止装置の設置に努める。
- （2）利用者等が閉じ込められた場合に備えて、区施設のエレベーター内に水・簡易トイレ等の非常用品の配備に努める。

【エレベーター閉じ込め防止装置の機能】

装置名	機能
リスタート運転機能	地震で停止装置が働いて緊急停止した場合に、自動で安全を確認し、エレベーターを再作動させることにより、閉じ込めを防止する機能
停電時自動着床装置	停電時にエレベーターを最寄り階に着床させるのに必要な電力を供給する装置
P波感知型地震時管制運転装置	主要動（S波）が到達する前に、初期微動（P波）を感知することにより、安全にエレベーターを最寄り階に着床させ、ドアを開放する装置

第3 落下物、家具類の転倒・落下・移動の防止、塀等の生垣化等

1 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
区（危機管理部、都市建設部）	(1)家具類転倒・落下・移動防止対策の推進 (2)住民の安全確保を図るため、家具類転倒・落下防止器具の取付けや、感震ブレーカー設置助成事業を推進 (3)塀等を生垣へと転換する助成事業や、ブロック塀等の倒壊を防止する工事の助成事業を推進
都	(1)都立施設における家具類転倒・落下・移動防止対策の推進 (2)関係機関等への家具類転倒・落下・移動防止対策の協力要請 (3)都民・事業者に対する転倒・落下・移動防止対策の普及・啓発
都（都市整備局）	(1)建築物の天井等の落下防止対策の推進 (2)屋外広告物に対する規制
東京消防庁	(1)家具類の転倒・落下・移動防止対策に係わる普及・啓発用資料の作成及び普及・啓発イベント、講習会の実施等による普及・啓発 (2)関係機関、関係団体等と連携した家具類の転倒・落下・移動防止対策の周知
国土交通省 総務省 都市再生機構	(1)専門技術者向けの手引き及び住民啓発用パンフレットの作成・普及
関東経済産業局	(1)ステッカー貼付の指導、据置基準の指導

2 詳細な取組内容

(1) 屋外広告物に対する規制

ア 地震の際、看板等の屋外広告物が脱落し、被害をもたらすことがないように、東京都屋外広告物条例に基づき、表示者等に対し、屋外広告物の許可申請時、指導を行うとともに設置後の維持管理の指導を行う。

イ 規則で定める屋外広告物については、屋外広告物管理者を設置する。

(2) 家具類の転倒・落下・移動の防止や感震ブレーカーの設置、ブロック塀等の倒壊防止

ア 区及び都は、保有施設におけるオフィス家具類の転倒・落下・移動防止対策の実施状況調査を行い、結果を公表する等、防止対策を推進する。

イ 区民・事業者に対する転倒・落下・移動防止対策の普及・啓発を行う。

ウ 高齢者や障がい者がいる世帯等に、家具転倒防止器具取付工事、ガラス飛散防止工事や地震時に危険度の高い地域に感震ブレーカー設置、通学路などの道路等に面するブロック塀等の除却工事等に対する費用の一部助成制度を普及・啓発し、地震による建築物等の倒壊、損傷等による人的被害を未然に防ぎ、安全なまちづくりを推進する。

第2章 安全な災害に強い防災まちづくり
 第2節 建築物の耐震化等安全対策の促進

エ 区内建築物における落下のおそれのある大規模空間の天井、外壁タイル、窓サッシ等又は屋上や外壁に設けられた工作物や広告物について、建築物防災週間や建築基準法に基づく定期報告制度等の機会を捉えて、建築物の所有者等に対し、改善指導を継続して行っていく。

オ 東京消防庁は、家具類の転倒・落下・移動防止対策等の重要性について、広く区民や事業者にも周知し、各種調査結果を活用して、対策実施率の更なる向上を図るとともに、正しい家具類の転倒・落下・移動防止対策についての指導を推進する。

カ 東京消防庁は、以下により家具類の転倒・落下・移動防止対策の普及・啓発を図る。

(ア) 家具類の転倒・落下・移動防止対策を具体的に示した冊子等を作成し、区民や事業所に対する防災指導に活用

(イ) 防災週間等のイベントや防災訓練時の普及・啓発及び家具類転倒・落下・移動防止器具の取付講習の実施

(ウ) 関係機関、関係団体等と連携した周知

(エ) 映像など多様な手法を活用し、家具類の転倒・落下・移動防止に向けた普及啓発を実施

(3) 塀等の生垣化

ア 環境や景観に配慮しながら接道部の緑化工事の助成を行い、既存の塀を撤去することにより、震災に強いまちづくりを進めていく。

(4) ブロック塀等の倒壊防止

ア 地震時に倒壊の危険があるブロック塀等について、除却工事などの費用の一部を助成しブロック塀等の倒壊防止を推進する。

イ 特に、次の道路などを「避難路等」と位置付け、早期に安全性の確保がなされるよう重点的に「避難路等」に面するブロック塀等の倒壊防止の促進を図る。

(ア) 東京都が定める緊急輸送道路

(イ) 足立区緊急輸送道路障害物除去路線

(ウ) 足立区立小学校毎に指定されている通学路

(エ) 住宅や事業所等から避難場所までの経路となる建築基準法上の道路（4 m以上）及び区管理通路

第4 文化財施設の安全対策

1 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
所有者 管理者	(1)定期的に消防機関への通報、消火、重要物件の搬出、避難誘導等の総合訓練等の防災訓練の実施 (2)消防用設備及び防災設備等の点検・整備 (3)文化財防災点検表の作成
都（教育庁）	(1)文化財所在リストを整備

第2章 安全な災害に強い防災まちづくり

第2節 建築物の耐震化等安全対策の促進／第3節 液状化、長周期地震動の対策の強化

2 詳細な取組内容

(1) 文化財防災点検表の点検内容（主要項目）は以下のとおりである。

- ア 文化財周辺の整備・点検
 - (ア) 文化財の定期的な見回り・点検
 - (イ) 文化財周辺環境の整理・整頓
- イ 防災体制の整備
 - (ア) 防災計画の作成
 - (イ) 巡視規則や要項の作成等
- ウ 防災知識の啓発
 - (ア) 国、都が主催する文化財の防災に関する講習会等への参加
 - (イ) ポスターの掲示、防災訓練への参加の呼びかけ
- エ 防災訓練の実施
- オ 防災設備の整備・点検
 - (ア) 外観点検、機能点検、総合点検、代替措置の整備
- カ 緊急時の体制整備
 - (ア) 消防機関への円滑な通報体制の確立、隣者の応援体制、文化財防災点検表による定期的な自主点検を行う。

第3節 液状化、長周期地震動の対策の強化

第1 液状化対策の強化

1 対策内容と役割分担

液状化が発生しやすい地域について、区民へ適切な情報提供を行う。また、インフラ等の液状化対策等、適切な対策を講じていく。

機 関 名	対 策 内 容
区（施設営繕部、都市建設部）	(1)液状化のおそれのある地域において、建築物の設計者等に対する確かな対策を講じるよう促す (2)既存データや昔の地形図等による区民への情報提供 (3)公共建築物に対する液状化対策 (4)液状化による地盤の側方流動への対応 (5)都と連携しアドバイザー制度を活用
都	(1)公共建築物に対する液状化対策
都（都市整備局）	(1)「液状化による建物被害に備えるための手引」の作成 (2)既存の地盤調査データ、対策工法等の情報提供
都（建設局）	(1)東京の「液状化予測図」を見直し、区民に情報提供
都（下水道局）	(1)液状化によるマンホールの浮上抑制対策の推進

2 詳細な取組内容

(1) 液状化が発生しやすい地域における建築物等の安全確保

- ア 木造や2階建て住宅等の小規模建築物については、都の「液状化による建物被害に備えるための手引」に基づき、液状化が発生しやすい地域において、建築確認審査等

第2章 安全な災害に強い防災まちづくり
 第3節 液状化、長周期地震動の対策の強化

の機会を捉え、建築物の設計者等に対して、的確な対策を講じるよう促していく。

(2) 施設等の液状化対策

《区（施設営繕部、都市建設部）》

ア 公共建物等の工事をする際、液状化対策として建物自体を強化する方法、地盤を改良する方法等を採用し、公共建築物の液状化対策を促進する。

《都（下水道局）》

ア 液状化によるマンホールの浮上抑制対策を、液状化の危険性の高い地域にある避難所と緊急輸送道路を結ぶ道路のほか、ターミナル駅や災害復旧拠点などと緊急輸送道路を結ぶ道路を対象を拡大するとともに、地区内残留地区の道路についても対策を実施する。

(3) 液状化に係わる情報提供

ア 既存の地盤調査データ、地盤調査の実施方法、対策の工法等について、都が作成する「液状化による建物被害に備えるための手引」をもとに、都と連携し、区民に情報提供する。

イ 過去の地形図を公開し、周辺における危険箇所の周知を図る。

ウ 液状化が発生しやすい地域における建築物を対象とした対策工法等について、情報提供を行う。

エ 液状化対策として、建築物の基礎自体を強化する方法、地盤を改良する方法等を採用し、液状化対策を促進する。

オ 液状化により地盤の側方流動（河川の護岸等においても発生の可能性がある）が発生した場合、被害が増大する可能性があり、これを踏まえた検討が必要。

カ 都と連携し、アドバイザー制度を活用する。

第2 長周期地震動対策の強化

1 対策内容と役割分担

高層建築物等における長周期地震動対策を推進するとともに、危険物等施設における被害の防止や室内の安全確保を図る。

機 関 名	対 策 内 容
区（危機管理部、都市建設部）	(1) 建築士や建設業の団体等に対する、国の対策内容の周知 (2) 建築の特性に適した補強方策の事例や家具類転倒防止対策等について、建物所有者等に対し、情報提供
都（総務局）	(1) 長周期地震動による危険物対策についての九都県市連携 (2) 長周期地震動の危険性や、家具類の転倒・落下・移動防止措置等の重要性を広く都民や事業者に周知
都（財務局）	(1) 都庁舎への制振装置の設置による耐震安全性の向上
都（都市整備局）	(1) 高層建築物について、国の対策の決定後、速やかに建築士等の団体等に周知 (2) 補強方法の事例、家具類転倒防止対策等の情報提供

機 関 名	対 策 内 容
東京消防庁	(1)屋外タンク貯蔵所の浮き屋根等の適正な維持・管理を指導 (2)長周期地震動の危険性や家具類の転倒・落下・移動防止措置等の重要性を広く区民や事業者に周知
東京管区气象台	(1)長周期地震動情報の提供等地震防災情報の強化

2 詳細な取組内容

(1) 建築物所有者等の対策の推進

《区（危機管理部、都市建設部）》

- ア 建築の特性に適した補強方策の事例や家具類転倒防止対策及び感震ブレーカーの設置等について、建物所有者等に対し情報提供や助成により安全対策を推進する。
- イ 高層階における屋内安全対策を促進する。
- ウ 助成制度の周知

(2) 危険物等施設における被害の防止

《東京消防庁（消防署）》

- ア 長周期地震の影響を受けやすい屋外タンク貯蔵所の浮き屋根及び浮き蓋を適正に維持・管理するよう指導することにより安全性の確保を図る。

(3) 室内の安全確保

《東京消防庁（消防署）》

- ア 長周期地震動の危険性や、家具類の転倒・落下・移動防止措置等の重要性について、広く区民や事業者に周知し、高層階における室内安全対策を促進する。

(4) 地震防災情報の強化

《区（危機管理部）》

- ア 東京管区气象台が行う検討結果に基づいた長周期地震動に関する観測情報の発表を受けた区民への情報提供方法を検討する。

第2章 安全な災害に強い防災まちづくり

第4節 出火、延焼等の防止

第4節 出火、延焼等の防止

第1 消防水利の整備、防火安全対策

1 対策内容と役割分担

地震による火災や延焼等の防止を図るため、消防水利の整備や建築物等の防火安全対策を推進する。

機 関 名	対 策 内 容
区（危機管理部、都市建設部）	(1)消防水利の整備の推進 (2)消防活動が困難な地域への対策
都	(1)火災の拡大防止（消防水利の整備）
東京消防庁	(1)消防水利の整備 (2)消防活動路の確保 (3)消防活動が困難な地域への対策 (4)火気使用設備・器具の安全化 (5)電気設備等の安全化 (6)その他出火防止のための査察・指導

2 詳細な取組内容

(1) 出火等の防止

《区（危機管理部、都市建設部）》

- ア あらゆる機会を通じて、区民の防災意識の高揚と行動力の向上を図り、出火等の防止対策を推進する。
- イ 住宅用防災機器等の普及を図る。
- ウ 感震ブレーカー等の設置の普及を促進する。

《東京消防庁》

- ア 火気設備・器具の安全化について、火災予防条例に基づき、石油燃焼機器類への対震安全装置の設置の徹底、火気設備・器具周囲の保有距離の離隔及び固定等、各種の安全対策を推進する。
- イ 電気設備等の耐震化を指導するとともに、電気火災の防止に向けた普及啓発を推進し、出火防止等の安全対策の強化を図る。
- ウ 地下街、飲食店、百貨店、医療機関等の防火対象建築物及び多量の火気を使用する工場、作業場等に対して、火気設備・器具等の固定、当該設備・器具への可燃物の転倒・落下防止措置、災害時における従業員の対応要領等について、立入検査等において指導する。

その他の事業所や一般住宅等についても、立入検査及び防火診断を通じた同様の指導とともに、地震後の出火防止徹底のため、安全確保要領の指導を行う。

- エ 地震発生直後の出火以外にも、地震発生から数日後の復電による通電火災等が発生する可能性があることに留意し、区民等への指導を行っていく。
- オ 各事業所に対して、東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画の作成状況を確認し、作成していない事業所に対しては、計画の作成を指導する。

第2章 安全な災害に強い防災まちづくり
 第4節 出火、延焼等の防止

危険度のランクの高い地域の町会・自治会から順に配備した。訓練の推進とともに、未配備の町会・自治会へ配備を進める。

《東京消防庁》

- ア 消防用設備等が地震時にも機能を十分に発揮し、火災を初期のうちに消火できるよう、区民及び事業者に耐震措置を指導する。
 各家庭からの出火や火災の拡大を防止するため、住宅用火災警報器をはじめ、住宅用防災機器等の普及を図る。

(3) 火災の拡大防止

- ア 消防水利の整備

《区（危機管理部、都市建設部）》

- (ア) 施設整備等にあわせ、防火水槽用地等の確保に努める。
- (イ) 都や東京消防庁と連携し、防火水槽等の設置促進を図る。
- (ウ) 民間の開発行為（足立区環境整備基準要綱）や市街地再開発事業等の機会を活かした防火水槽の設置を図る。

【防火水槽設置基準】（足立区環境整備基準）

- (ア) 足立区集合住宅の建設及び管理に関する条例第21条4項及び第37条4項災害対策用施設の設置

※ 算定住戸数が50戸以上の計画の場合、防火貯水槽を設置すること。所管の消防署との協議のうえ、40 t以上（100戸以上の場合100 t以上）防火水槽を設置すること。

- (イ) 環境整備基準 第61条

事業者は、店舗面積に応じて次の基準による防火貯水槽を設置し、所轄の消防署と協議のうえ、無償で使用させることとする。

店舗面積	防火貯水槽の容量
1000㎡～5000㎡以下	40 t
5000㎡以上	100 t

※ 店舗面積は、純粋に売り場面積である。

《東京消防庁》

- (ア) 震災時の市街地大火に備えた巨大水利として、深井戸や耐震性を有する防火水槽を整備する。都、区及び関係機関と連携して、河川・海等あらゆる水源の有効活用を図り、消防水利の確保に努める。
- (イ) 経年防火水槽の耐震力を強化し、震災時の消防水利を確保する。
- (ウ) 木造住宅密集地域等の道路狭隘地域に設置されている排水栓等の水道施設について、都（水道局）と連携して、自主防災組織等が初期消火に使用する水源として活用を図る。
- (エ) 防火水槽の鉄蓋を軽可搬ポンプの吸管が容易に投入できるよう改良し、自主防災組織等が利用しやすい防火水槽を整備する。
- (オ) 木造住宅密集地域内において著しく水量が不足する地域に、重点的に水利整備

第2章 安全な災害に強い防災まちづくり
第4節 出火、延焼等の防止

を推進するため、関係機関と協議を行い、整備方策を検討する。

(カ) 特別区においては、延焼危険度が高い地域や震災対策上重要な地域を中心に、耐震性を有する防火水槽等の整備を推進するとともに、都や区と連携した水利整備方策の推進に努める。

(キ) 民間の建設工事にあわせて消防水利を設置した場合、一定の条件のもとに補助金を交付することにより、消防水利の整備促進を図る。

(ク) 区が公共施設及び特殊建築物を整備に際しては、東京都震災対策条例第27条に基づき、防火水槽等の確保に努める。また、民間の開発事業等に際しては、都市計画法の開発行為に伴う協議や、各区における宅地開発等に関する条例及び指導要綱に基づき防火水槽等の確保に努める。

イ その他の火災拡大防止対策

《都》

(ア) 都（都市整備局、建設局）は、都市計画道路の整備を行い、道路ネットワークの形成を進めるとともに、あわせて電線類の地中化を推進する。これにより消防自動車等緊急車両の通行が確保され、救助、救援活動が円滑化されるとともに、安全な避難路を確保される。

また、延焼遮断帯が形成され、大規模な市街地火災が防がれる。

《東京消防庁》

(ア) 道路狭隘等による消火活動困難な地域への対策として、消防水利、消防団の災害活動体制の充実等を進める。

(イ) 東京消防庁は、消火活動の阻害要因の把握・分析や延焼火災に関する調査研究結果を活用し、消防活動の立場から防災都市づくり事業等に対して提言・要望する。

第2 危険物施設、高圧ガス、毒物・劇物取扱施設等の安全化

1 対策内容と役割分担

(1) 石油等危険物施設の安全化

機 関 名	対 策 内 容
東京消防庁等	(1)事業所防災計画の作成状況の確認、作成の指導 (2)石油等危険物施設の安全化

(2) 液化石油ガス消費施設の安全化

機 関 名	対 策 内 容
都（環境局）	(1)液化石油ガス消費施設の安全化

(3) 火薬類保管施設の安全化

機 関 名	対 策 内 容
都（環境局）	(1)火薬類保管施設の安全化

第2章 安全な災害に強い防災まちづくり

第4節 出火、延焼等の防止

(4) 高圧ガス取扱施設の安全化

機 関 名	対 策 内 容
都（環境局）	(1)高圧ガス保管施設の安全化

(5) 毒物・劇物取扱施設の安全化

機 関 名	対 策 内 容
区（衛生部、教育指導部）	(1)毒物・劇物による危害未然防止
都（福祉保健局、教育庁、生活文化局）	(1)毒物・劇物による危害未然防止

(6) 化学物質関連施設の安全化

機 関 名	対 策 内 容
都（環境局）	(1)化学物質による被害防止 (2)PCB保管事業者の明確化

(7) 放射線等使用施設の安全化

機 関 名	対 策 内 容
都（福祉保健局）	(1)RI管理測定班を編成し、地域住民の不安除去を推進
都（総務局、福祉保健局、産業労働局）	(1)監視体制の強化、法制上の問題、災害時の安全対策等について協議 (2)関係各局がそれぞれのRI対策を推進

2 詳細な取組内容

危険物等施設については、耐震性等安全を確保するとともに、防災訓練の積極的な実施に努めていく必要がある。

(1) 石油等危険物施設の安全化

《東京消防庁等》

ア 危険物施設に対して耐震性強化の指導、自主防災体制の整備、活動要領の制定、防災資器材の整備促進、立入検査の実施等、出火防止や流出防止対策の推進を図る。

イ 過去の震災を踏まえ、準特定屋外タンク貯蔵所に対する耐震性能の技術基準への早期適合を推進するとともに、津波発生時等における施設、設備に対する応急措置等について事業所指導を徹底し、保安管理体制の充実、強化を図る。

ウ 製造所、特定屋外タンク貯蔵所、給油取扱所(営業用)及び化学反応工程を有する一般取扱所等に対しても立入検査等を実施し、適正な貯蔵取扱い及び出火危険排除のための安全対策について指導する。

エ 震災時の安全性の確保のため、東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画の作成状況を確認し、未作成の場合は作成を指導する。

オ 消防法等に基づき、自衛消防組織の結成を指導するとともに、大規模危険物施設については、「東京危険物災害相互応援協議会」を組織し、相互に効果的な応援活動を行うこととしており、その訓練を定期的に行う。

(2) 液化石油ガス消費施設の安全化

《都（環境局）》

ア 所管する液化石油ガス（LPG）販売事業者等に対する立入検査等を行い、保安の確保に努める。また、災害防止を図るため、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）に基づき、次の措置を講ずるよう指導する。

(ア) 学校等公共施設及び集合住宅等に対するガス漏れ警報器の設置

(イ) 料理飲食店、一般住宅等を含めた全施設に対する安全装置付末端閉止弁（ヒューズコック）の設置

イ 地震時の容器の転倒防止や配管の破損等の被害を最小限に抑え、LPG 漏えい等による二次災害を未然に防止するため、「液化石油ガス供給・消費設備基準」に基づき指導する。

ウ 災害時のLPガス等の供給について、都と一般社団法人東京都LPガス協会との間で協定を締結した。災害時避難所にLPガスを供給する場合、区市町村とLPガス協会支部単位でも、同様に協定締結の検討等を行うよう依頼する。

(3) 火薬類保管施設の安全化

《都（環境局）》

ア 火薬類保管施設に対し、保安検査及び立入検査を実施して、保安を確保する。少量の火薬類についても、随時、立入検査を実施して、保安に関する指導監督を行う。

イ 平時に整備しておく保安対策、警戒宣言時にとるべき対策及び震災時の危険防止のための応急措置等について、自主保安体制の整備を指導する。

(4) 高圧ガス取扱施設の安全化

《都（環境局）》

ア 施設を設置する際には法令に基づく基準への適合状況を審査するとともに、許可対象事業者が定める危害予防規程の届出を受理し、設置時の完成検査を実施するとともに定期的な保安検査を行う。また、随時立入検査を実施し、施設の適正な維持管理や安全性確保に努める。

イ 東京都震災対策条例に基づき、塩素施設、アンモニア施設及び液化石油ガス施設等について、「東京都高圧ガス施設安全基準」に基づき、配管類や除害設備等について、安全性を強化し、過密化した東京の特殊性に合った、きめ細かい指導を行う。

ウ 高圧ガス関係事業者が定める防災計画に関する指針等に基づき、自主保安の普及・促進を行う。また関係業界への自主保安意識の高揚と保安管理体制の充実を図るための啓発活動を行う。

エ 高圧ガス施設の安全性確保について、耐震性能の確認等を行う。

《都（環境局）》《東京都高圧ガス地域防災協議会及び加盟事業所》《関係機関等》

ア 協力して、年1回基礎訓練、総合訓練等を実施する。

第2章 安全な災害に強い防災まちづくり
第4節 出火、延焼等の防止

(5) 毒物・劇物取扱施設の安全化

《区（衛生部）》

ア 危害の未然防止のため、所管する毒物・劇物取扱施設への立入検査を実施するほか、講習会等を開催し、保守点検等の励行、事故発生時の対応措置及び定期的防災訓練の実施等を指導する。

《区（教育指導部）》

ア 学校における毒物・劇物災害を防止するため、「実験用薬品の適正管理の報告について」で区立小中学校の管理状況を把握するとともに、教員対象の理科安全教育研修会を実施し、事故防止に努める。

《都（福祉保健局）》

ア 震災時の安全性の確保のため、当該製造所等の危害防止規定等の作成状況を確認し、未作成の場合は作成を指導する。

《都（教育庁）》

ア 学校における毒物・劇物災害を防止するため、「学校における理科系実験用薬品類の管理について」を公立の小中高等学校及び特別支援学校に周知し、事故防止に努める。

《都（生活文化局）》

ア 私立学校における毒物・劇物災害を防止するため、化学実験室等の管理について、必要な情報を提供する。

(6) 化学物質関連施設の安全化

《都（環境局）》

ア これまでの震災により被害を受けた事業所や都内事業所の化学物質取扱いの実態調査、震災が発生した場合の化学物質漏えい予測を行い、現行の化学物質の適正管理制度を非常災害時の管理手法として活用する方策を検討する。

また、災害時の事業所の初動体制や関係機関との連携の在り方も検討する。

イ PCBの流出、拡散防止の観点から、PCB 廃棄物を判別するためのステッカー等による表示を行う。また、現在把握しているPCB 機器の使用、保管状況について、区との情報共有を図っていく。

(7) 放射線等使用施設の安全化

《区（衛生部）》

ア 必要に応じて東京都等と連携し、放射線量の測定結果及びその評価について区民に対して情報提供する。

《都（福祉保健局）》

ア RI 使用医療機関で、被害が発生した場合には、4人を1班とするRI 管理測定班を編成し、漏えい放射線の測定、危険区域の設定、立入禁止措置を行うなど、地域住民の不安除去に努める。

《都（総務局、福祉保健局、産業労働局）》

ア RIによる、環境汚染に伴う被ばく及び医療、職業上の被ばく等の放射線障害に関する対策を検討するため、総務局は、RI対策会議を設置し、監視体制の強化、法制上の問題、災害時の安全対策等について協議を行う。

イ 必要に応じ国の関係省庁に監視指導体制の強化を要望するとともに、関係各局がそれぞれのRI対策を推進する。

第3 危険物等の輸送の安全化

1 対策内容と役割分担

関係官庁による危険物積載車両の路上取締りを毎年定期的実施するとともに、常置場所においても立入検査を実施し、構造設備等の保安・管理の徹底を図る。また、輸送車両の事故を想定した訓練を実施し、保安意識の高揚に努める。

機 関 名	対 策 内 容
区（環境部）	(1)法令基準に照らした指導取締りの実施 (2)関係機関との連絡通報体制の確立
都（環境局）	(1)高圧ガスに関する保安講習会等による事故防止対策の普及啓発 (2)高圧ガス及び液化石油ガス移動車両の路上点検の実施 (3)高圧ガス及び液化石油ガス移動車両の事故を想定した訓練の実施
東京消防庁	(1)タンクローリー等による危険物輸送の指導、安全対策の実施 (2)イエローカードの車両積載の確認及び活用推進
警視庁	(1)危険物等運搬車両の通行路線の検討 (2)危険物等運搬車両の路上点検、指導取締りの推進 (3)関係機関等の連絡通報体制の確立
関東東北産業 保安監督部	(1)高圧ガス製造者等の高圧ガス地域防災協議会の設置、自主的な災害予防対策の指導 (2)移動計画書を輸送者に作成させ、内容の確認及び遵守の指導
日本貨物鉄道株式 会社	(1)鉄道タンク車の検査体制強化及び私有タンク車の安全性に関する指導の実施 (2)火薬類等の危険品輸送時の災害防止 (3)部外関係機関等における緊急時の協力・応急処理体制の確立 (4)社員に対する事故時の処理方法等の教育指導、訓練実施

2 詳細な取組内容

(1) 毒物・劇物運搬車両の路上点検及び集積する場所での監視を行い、法令基準に適合するよう指導取締りを行う。要届出毒物・劇物運送業者の所有する毒物・劇物運搬車両の検査の徹底に努めるとともに、関係機関との連絡通報体制を確立する。

《東京消防庁》

ア タンクローリー、トラック等の危険物を輸送する車両については、立入検査等を適宜実施し、構造、設備等について、法令基準に適合させるとともに、当該基準が維持されるよう指導を強化する。指導に当たっては、隣接各県と連携を密にし、安全指導を進める。

第2章 安全な災害に強い防災まちづくり

第4節 出火、延焼等の防止／第5節 復興税の活用

イ 鉄道タンク車による危険物輸送については、東京都震災対策条例に基づき関係事業所が作成した防災計画の遵守、徹底を図る。

ウ タンカーによる危険物輸送については、受入れ施設を有する事業所に対して、荷役中の被害軽減を図るための各種対策の指導を強化する。

エ 「危険物の運搬又は移送中における事故時の措置・連絡用資料(イエローカード)」の車両積載を確認し、活用の推進を図る。

《警視庁》

ア 危険物等運搬車両の通行路線を検討する。また、路上点検を行い、指導取締りを推進するとともに関係機関等の連絡通報体制を確立する。

第5節 復興税の活用

平成27年度末までの期間を定め、防災機能を有する公園の整備や橋梁の耐震補強、木造住宅の耐震化、老朽家屋の除却について、復興税を活用した重点的な対策を推進した。

具体的には区立公園に防災井戸、災害緊急トイレ及びソーラーLED照明を整備した。

(資料編震災編 第11「防災井戸、災害緊急トイレ及びソーラーLED照明を設置した区立公園」P.43)

また、橋梁の耐震補強事業として、震災時の救助活動や救援物資輸送等の通行機能を確保するため、主要道路にかかる橋梁の耐震補強等を行っていく。

その他、密集市街地における建物倒壊危険度の高い区域を特定地域として位置付け、耐震改修助成制度の拡充により、耐震化への取組みを促進した。区内全域を対象に解体工事助成制度を拡充し、老朽化の著しい危険家屋や無接道敷地の是正指導に努めた。

第3章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保
第1節 交通関係施設の安全確保

第3章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

第3部 第3章 第1節	災害予防計画 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保 交通関係施設の安全確保 (P. 141)	第4部 第3章 第1節	災害応急対策計画 交通ネットワーク及びライフライン等の確保 交通ネットワークの機能確保 (P. 284)	第5部 第2章 第1節	災害復旧計画 交通ネットワーク及びライフライン等の機能回復 緊急輸送路等の機能確保と被害拡大防止 (P. 460)
第2節	ライフラインの確保 (P. 153)	第2節	発災時のライフライン機能の確保 (P. 298)	第2節	ライフラインの早期復旧 (P. 461)
第3節	エネルギーの確保 (P. 160)	第3節	発災時のエネルギーの供給機能の確保 (P. 304)		

第1節 交通関係施設の安全確保

第1 道路・橋梁

1 対策内容と役割分担

(1) 道路・橋梁の安全確保等

道路整備事業の推進や、道路・橋梁の安全確保とともに、非常時の情報収集体制の充実や障害物除去用資機材の確保等を進める。

機 関 名	対 策 内 容
区(危機管理部、都市建設部)	(1)道路・橋梁の安全確保等 (2)都市計画道路、地区幹線道路の整備を推進 (3)緊急道路障害物除去路線や障害物除去道路として指定された道路の整備、電線の地中化や道路占用物についての指導 (4)道路啓開作業の実施計画の検討 (5)道路啓開に関する関係団体等との協力協定の締結 (6)竹ノ塚駅付近の連続立体交差事業の早期完成の推進
都(建設局、港湾局)	(1)緊急輸送道路等の橋梁の耐震化 (2)道路・橋梁等の安全確保 (3)三環状道路の整備推進 (4)都市計画道路の整備を推進 (5)センター・コア・エリア内の計画幅員で完成した都道、環状7号線、多摩地域及び周辺区部の都道の無電柱化 (6)連続立体交差事業の推進による踏切の除却 (7)職員に対する定期的な初動対応訓練の実施 (8)警視庁等の関係機関と連絡調整 (9)緊急輸送道路等の通行が迅速に確保できる体制の強化 (10)緊急輸送道路等の橋梁について、必要な耐震化を推進
都(都市整備局)	(1)緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化を推進
警視庁	(1)震災時の交通情報収集方策の検討 (2)ITSを活用した震災時の交通情報発信の検討

第3章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

第1節 交通関係施設の安全確保

機 関 名	対 策 内 容
関東地方整備局	(1)緊急輸送道路等の橋梁について、必要な耐震化を推進 (2)首都近隣区域において防災資機材備蓄基地の整備を計画的に進める。 (3)首都圏三環状道路(外環、圏央道)等の高速道路網の早期完成 (4)共同溝事業の促進と適切な維持管理 (5)地震発生から48時間以内に、都心とつながるルートを東西南北の8方向で確保する「道路啓開(けいかい)計画」を推進する。
首都高速道路株式会社	(1)道路、橋梁等について、耐震化等の取組みを推進 (2)トンネルの安全性を向上する対策の検討 (3)道路構造物等の常時点検の実施 (4)総合的かつ実践的な訓練の実施

(2) 緊急通行車両等の確認

震災時に緊急通行車両等として使用を予定している車両について、事前に確認する。

機 関 名	対 策 内 容
警視庁	(1)緊急通行車両等の確認
都(財務局)	(1)緊急通行車両(下記4機関を除く都関係車両)等の確認
都(交通局、水道局、下水道局) 東京消防庁	(1)緊急通行車両(所管関係車両)等の確認

2 詳細な取組内容

(1) 道路・橋梁の安全確保等

《区(危機管理部、都市建設部)》

ア 区は都と協力して、都市計画道路の整備を推進する。

イ 竹ノ塚駅付近の連続立体交差事業について、2022年3月の踏切の除却に向けて、事業を推進する。

ウ 区が管理する道路で緊急道路障害物除去路線、若しくはこれに準じて障害物除去道路として指定された道路の整備、管理にあたっては、無電柱化や道路占用物についての適切な指導等、防災上の配慮を行う。

エ 復旧・支援ルートの設定、啓開の手順等、道路啓開作業を迅速に行うためのオペレーション計画について検討する。

オ 災害時に関係団体等の協力を得て、迅速かつ的確な道路啓開作業が実施できるように、道路啓開に関する協力協定の締結を図り、協力関係の強化を図る。

カ 区道の保全を図るため、定期的に安全点検を実施し、損傷の早期発見に努め、補修対策を実施する。

キ 橋梁は、長寿命化を図りつつも耐震補強の限界や老朽度合いを勘案して、架け替えを実施していく。

ク 都が架け替え計画を予定している橋梁については、早期実施を引き続き要望していく。

《都（建設局、港湾局）》

- ア 緊急輸送道路等の橋梁 413 橋について、令和 2 年度までに耐震化を 100%完了させる。（東京都地域防災計画（震災編）（平成 26 年修正版）を参照）
- イ 日常的な巡回点検に加え、路面下空洞調査などにより、道路の維持管理を着実にやっていく。

《都（建設局）》

- ア 被災時における円滑な交通を確保し、応急対策や早期復旧を迅速に行うため、道路・橋梁等の安全確保を図っていく。
- イ 「高速道路ネットワークの形成に向け、国土交通省や高速道路会社とともに、三環状道路の整備を推進する。
- ウ 震災時の迅速な救援・救助活動や緊急物資輸送を支えるため、新たな緊急輸送道路となり得る骨格幹線道路整備を推進する。具体的には、区部環状・放射道路や多摩南北・東西道路について、整備を推進する。
- エ センター・コア・エリア内の都道の無電柱化を完成させる。さらに、緊急輸送道路のうち、震災時に一般車両の流入禁止区域の境界となる環状 7 号線では、令和 7 年度までに無電柱化を完了させる。

（東京都地域防災計画（震災編）（平成 26 年修正版）を参照）

- オ 連続立体交差事業の推進により、数多くの踏切を除却することで道路ネットワークの形成を促進する。
- カ 震災時に道路上の障害物除去及び応急復旧等を担う事業者を確保するため、インセンティブの適用を検討する等契約制度を見直すとともに、応急対策や早期復旧に資する災害対応力を強化する等、緊急輸送道路等の通行が迅速に確保できる体制を強化し、ソフト面からも道路の震災対策を図る。

《都（都市整備局）》

- ア 東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例に基づき緊急輸送道路の沿道建築物について、耐震化を平成 27 年度までに完了するとともに、助成制度や低利融資制度の活用等により、耐震化を強力に推進する。

《都（都市整備局、建設局）》

- ア 首都圏三環状道路や国道 357 号等、国等が整備を行う幹線道路の早期完成を、国に強く働きかけていく。
- イ 緊急輸送道路等の橋梁や沿道建築物の耐震化の促進、液状化対策、道路閉塞時における優先的な道路障害物除去等により、緊急輸送ネットワーク指定拠点等防災上重要な施設への道路網を確保する。

《警視庁》

- ア 震災発生時には、車両感知器のみでは交通情報の収集が困難となる可能性があることから、インターネットの活用等、交通情報の収集方法の多様化等により、震災発生時においても必要な情報が的確に収集・活用できる方策について検討する。

第3章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

第1節 交通関係施設の安全確保

イ 震災発生時の緊急交通路等の確保や都心方向への流入抑止を図るため、ITS技術を活用し、タイムリーな規制情報等を発信できるよう検討する。

《首都高速道路株式会社》

ア 道路・橋梁等について、耐震化の取組みを推進するとともに、災害に関する取組みを周知する。

【道路の現況】

名 称	区内延長	入 口	出 口	非常電話	非 常 口
高速中央環状線 (都道高速葛飾川口線)	5.0km	(内回り) 千住新橋、扇大橋 (外回り) 扇大橋、千住新橋	(内回り) 千住新橋、扇大橋 (外回り) 扇大橋、千住新橋	(内回り) 10箇所 (外回り) 10箇所	(内回り) 1箇所 (外回り) 1箇所
高速6号三郷線 (都道首都高速6号線・ 都道高速足立三郷線)	4.3km	(上り) 加 平 (下り) 加 平	(上り) 加 平 (下り) 加 平	(上り) 10箇所 (下り) 10箇所	(上り) 3箇所 (下り) 2箇所
高速川口線 (都道高速葛飾川口線)	5.6km	(上り) 加賀、鹿浜橋 (下り) 鹿浜橋、足立入谷	(上り) 足立入谷 (下り) 鹿浜橋、加賀	(上り) 12箇所 (下り) 10箇所	(上り) 5箇所 (下り) 3箇所
高速中央環状線 (都道首都高速板橋足立 線)	2.1km	なし	なし	(内回り) 4箇所 (外回り) 4箇所	(内回り) 1箇所 (外回り) 1箇所
計	17.0km	—	—	—	

(ア) 首都高速道路株式会社東京管理局の構造物は、「橋、高架の道路等の新設及び補強に係わる当面の措置について」(建設省道路局：平成7年5月)やこれを踏まえて改訂された「橋、高架の道路等の技術基準について」(建設省道路局長、都市局長通達：平成8年11月)に従い、地質、構造等の状況に応じ、阪神・淡路大震災クラスの地震に対しても落橋や倒壊を生じないように、高架橋の安全性を向上する対策を実施している。

(イ) トンネル、高架橋等には、非常口を整備し、災害時においても、利用者がこれらの非常口から安全に脱出できるよう安全性を確保している。

(ウ) 阪神・淡路大震災における高架橋等の被害状況を踏まえ、「橋、高架の道路等の技術基準について」等に基づき、阪神・淡路大震災クラスの地震に対しても落橋や倒壊を生じないように、高架橋の安全性を向上する対策を実施し、概ね終了した。

(エ) その他、利用者の安全対策等地震防災対策のより一層の向上充実を図る。

(オ) 災害に備え、道路構造物等について常時点検を行う。

第3章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保
 第1節 交通関係施設の安全確保

- (カ) 「橋、高架の道路等の技術基準について」等に基づき、落橋防止システム及び支承部構造の一層の向上を図る。
- (キ) 具体的には、鋼製支承を性能の優れたゴム支承に取替える事業を既に終了している。
- (ク) なお、橋脚の耐震対策（橋脚を鋼板巻き立て等で補強）は平成10年度、地盤流動化対策（鋼管矢板壁工法）は平成11年度をもって完了している。
- (ケ) 道路構造物、管理施設等の常時点検を行う。
- (コ) 災害時における情報収集・伝達等に必要な通信施設等の常時点検を行う。
- (サ) 震災時において災害応急対策措置等を迅速・的確にできるよう総合的かつ実践的な訓練を関係機関と連携しつつ実施する。
 - a 実施時期・回数：年1回以上
 - b 訓練項目：初動対応訓練、情報受伝達訓練、災害対策本部運営訓練、応急対策訓練、避難誘導訓練、その他訓練

《関東地方整備局》

- ア 共同溝は、地下埋設物の破壊防止に有効で、道路の陥没等大きな被害を避ける効果もあり、事業の促進や適切な維持を図る。

【共同溝への対応】

機 関 名	対 策 内 容
都（建設局）	(1)経年変化により安全性が低下した共同溝の適切な補修 (2)大規模な埋設物工事等が発生する箇所における他の施設の整備計画を踏まえた、共同溝整備の検討・調整
関東地方整備局	(1)幹線のライフラインを収容する共同溝整備を推進
東京消防庁	(1)一定規模以上のとう道・共同溝及び道路トンネル等については、火災予防条例で消防活動上必要な事項について届出を義務付け、情報を把握 (2)非常用施設の設置、出火防止に関する事等届出への添付の要求

(2) 緊急通行車両等の確認

《警視庁》《都（財務局、交通局、水道局、下水道局）》《東京消防庁》

- ア 各機関は、震災時に緊急通行車両等としての使用を予定している車両について、緊急輸送業務等の実施の責任者から申請書の提出を受けた場合には、事前に審査を行う。
- イ 緊急通行車両等に該当すると認められるものについては、届出済証を申請者に交付する。
- ウ 各機関は、届出済車両について確認の申請があった場合には、提出された届出済証により審査を省略し、標章を交付する。

第3章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

第1節 交通関係施設の安全確保

第2 鉄道施設

1 対策内容と役割分担

耐震化をはじめとした鉄道の安全確保策や、早期復旧に向けた対策を図る。

機 関 名	対 策 内 容
各鉄道事業者 都（交通局）	(1) 鉄道駅や駅間施設の耐震化を促進 (2) 災害に関する取組みについての周知 (3) 内部での情報連絡のほか、運行再開に当たって、国や各鉄道事業者等と再開時刻等必要な調整をするための通信手段を確保
東京消防庁	(1) 東京都震災対策条例第10条及び第11条に基づく事業所防災計画の作成を指導

2 詳細な取組内容

《各鉄道事業者》《都（交通局）》

- (1) 国土交通省が開催する「大規模地震発生時における首都圏鉄道の運転再開の在り方に関する協議会」の検討成果等を踏まえ、早期の運行再開を図るため、国や各鉄道事業者と再開時刻等を調整するための通信手段を確保する。

《都（交通局）》

- (1) 首都直下地震等の発生により都（交通局）の施設に被害が生じた場合、応急及び復旧活動を迅速かつ的確に実施する体制をつくり、旅客、職員の安全確保、被災施設の復旧及び一刻も早い運転の再開を図る。
- (2) 構造物及び建築物等の耐震性の強化を推進し、首都直下地震等に備える。地震発生時、職員が的確な行動を取れるよう訓練等を実施するとともに、都（交通局）の震災対策について、広報活動を通じて旅客への周知を図る。
- (3) 日暮里・舎人ライナーの高架構造物は、「日暮里・舎人線土木構造物設計基準」（平成8年12月）に基づき設計施工を行っており、兵庫県南部地震及び中越地震等の大規模地震に対し所定の耐震性を有している。
- (4) 日暮里・舎人ライナーの土木構造物、駅舎、電気・機械設備及び車両は、それぞれの実施基準等に基づいて保守点検を行い、必要に応じて補修を実施する。
- (5) 指令区に地震計を設置し、地震の規模を把握して、計測震度に応じた運転規制や点検を行う。
- (6) 早期地震警報システムを活用し、大きな揺れが到達する前に、指令区が遠隔操作で列車を停止する。

《東京都交通局（日暮里・舎人ライナー）》

【一日平均乗降客数】（令和元年度）

足立小台	3,875人	江 北	10,912人	舎人公園	4,760人
扇大橋	10,144人	西新井大師西	12,163人	舎 人	8,733人
高 野	6,295人	谷在家	10,870人	見沼代親水公園	13,719人

出典：数字で見る足立（令和2年版）

《東日本旅客鉄道株式会社》

- (1) 災害の未然防止策と発生時の被害最小限を目的として、建造物の耐震強化等の災害防止と復旧対策の定めにより、旅客及び社員の安全と施設を保護し輸送の円滑を図る。

【現況】

駅名	ホーム	ホーム長	幅	駅舎	構内
北千住	2面3線	320m	7m・9m	橋上式	地形幅 150m 長さ 1,189m

- 乗車人数（一日平均） 221,634人（令和元年度）出典：数字で見る足立（令和2年版）
- 列車運転本数（一日平均）上り：217本、下り：214本、合計：431本

ア 地震検知システムの新設や構造物の耐震増強工事の計画推進により、地震防災体制の確立を図る。旅客の安全確保と混乱防止のため、普段からの避難・誘導、自衛災害対策班の訓練により災害予防を図る。

《東武鉄道株式会社》

- (1) 防災に関する事前の対応の充実を図るため、「鉄道事業本部事故・災害等対策規程」による鉄道事業本部事故・災害ワーキングにおいて、防災に係わる事項について検討、協議し、決定する（第2条より抜粋）。
- (2) 大規模な災害が発生し、又はそのおそれがある場合は、鉄道事業本部長を対策本部長として、本社内に災害対策本部を設置する（鉄道事業本部防災規程第3条）。
- (3) 特に大きな災害が発生した現場には、必要により現地対策本部を設置する（鉄道事業本部防災規程第5条）。
- (4) 前述の鉄道事業本部における災害対策本部によりがたい重大な事象が発生した場合等は、社長を総本部長として、本社に災害対策総本部を設置する（災害対策規程第5条）。

【一日平均乗降客数】（令和元年度）

堀切	4,498人	小菅	6,177人	西新井	66,712人
牛田	22,996人	五反野	36,756人	竹ノ塚	72,689人
北千住	455,250人	梅島	36,020人	大師前	13,982人

出典：数字で見る足立（令和2年版）

《京成電鉄株式会社》

- (1) 地震・風水害等の災害に関し、その予防措置と応急対策を定め、被害の軽減・早期の復旧及び迅速な救護を図る。

【一日平均乗降客数】（令和元年度）

駅名	駅舎型式	駅舎構造	ホーム型式	乗降人員 (1日平均)
千住大橋	高架下式	防火構造	島式2面	16,198人
京成関屋	〃	〃	相対式	25,614人

出典：数字で見る足立（令和2年版）

第3章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

第1節 交通関係施設の安全確保

- ア 千住大橋駅、京成関屋駅の2駅があるが、計画方針遂行に当たっては、非常災害対策規則に基づき、本社（鉄道本部）が中心となって相互の連絡態勢を確立する。
- イ 鉄道による異常時輸送の計画と訓練及び災害時の動員計画を確立する。
- ウ 各駅又は各区、各職場に対して、随時防災教育及び防災訓練を実施する。
- エ 駅舎、軌道（高架、橋梁、盛土等）、架線等の各施設の保守点検は、それぞれに検査規程及び検査基準、その他関係法令に基づいて保守点検を定期的、又は自主的に行う。
- オ また、電気施設についても、電気関係施設設備心得等によるそれぞれの検査基準に基づいて保守点検を行う。
- カ 駅舎、軌道（高架、橋梁、盛土等）、架線等の整備について、輸送力増強計画に基づき、道床厚増加軌道の強化、電線路支持物改良等電気施設の改良、停車場改良工事により整備を行う。

《東京地下鉄株式会社》

【一日平均乗降客数】（令和元年度）

（日比谷線）	乗降客数（人）	（千代田線）	乗降客数（人）
北千住	305,071	北千住	292,053
		綾瀬	87,232
		北綾瀬	37,943

出典：数字で見る足立（令和2年版）

- (1) 耐震設計の計算方法は、構造により、震度法、答変位法を各々採用している。今後は、動的解析法も導入する。
- (2) 主要構造物の設計基準は、原則として気象庁震度階級の震度6強相当の地震まで耐えるよう考慮してある。今後は、阪神・淡路大震災クラスの地震にも崩壊することがないようなものとする。既設構造物においては、前記の耐震性が得られるよう必要な補強を行う。
- (3) 地上建造物は法規で定められた構造・強度基準で設計、建造してある。また、変電所設備用鉄構は、水平震度03（震度階級6強程度）で建造している。
- (4) 東京地下鉄株式会社は、各系統から電力の供給を受けているため、すべての系統の給電が停電するという非常事態以外は、駅及びトンネル内が停電することはない。しかし、万々に備えて、駅部には関係法規に定められた蓄電池を電源とした非常灯（1時間点灯）と避難誘導灯（20分点灯）を設置し、列車内についても蓄電池により1時間点灯する予備灯を備えている。
- (5) 地下駅においては、都市ガスや油脂類等の可燃物の構内使用を禁止しているため、地震により出火発煙する可能性はほとんどない。
- (6) なお、構内の建築内装材料及び備品類は、極力不燃化に努めているとともに、自動火災報知設備、消火栓及び連結送水管等の各種消火設備を有している。
- (7) トンネル内の排水については、約750mに1箇所割合でポンプ室を設置し、それぞれに毎分1～1.5tの排水可能なポンプ3台を配備している。トンネル部分で集中豪

第3章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保 第1節 交通関係施設の安全確保

雨等により浸水の被害を受けるおそれのあるところでは、駅出入口に止水板を、通風口に浸水防止機をそれぞれ取りつけている。

《首都圏新都市鉄道株式会社》

- (1) 災害時における被害を最小限に防止するとともに、旅客の安全を確保し、速やかに輸送の再開を図る。

【一日平均乗降客数】(令和元年度)

駅名	駅形式	乗降場形態	ホーム幅員等	駅本屋面積	乗降旅客数
北千住	高架駅 (3階)	島式ホーム 1面2線	1×10.9m×125m	5,400 m ²	103,228人
青井	地下駅 (2階)	相対式ホーム 2面2線	2×9.3m×125m	6,900 m ²	13,199人
六町	地下駅 (3階)	島式ホーム 1面2線	1×9.1m×125m	9,600 m ²	29,509人

出典：数字で見る足立(令和2年版)

ア 気象庁が配信する緊急地震速報を利用した早期地震警報システムや当社沿線に設置している地震計、風速計、雨量計、水位計等を集中管理する沿線防災システムを活用した防災体制の確立を図る。

イ また、旅客の安全確保と混乱防止のため、応急対策に必要な地震想定訓練、消火訓練、避難訓練等を年1回以上実施する。

《東京消防庁》

- (1) 震災時の安全性の確保のため、東京都震災対策条例第10条及び第11条に基づき、事業所防災計画の作成を指導する。

第3 河川施設等

河川は、陸上とともに災害時の輸送手段となるため、区内河川を利用した有効な物流・移送について検討していく。

(第3部 第2章第1節 第2「河川施設等の整備」P.116参照)

第4 都の緊急輸送ネットワークの整備

1 対策内容と役割分担

都は、震災時の緊急輸送を円滑に行うため、指定拠点と他県及び指定拠点相互間を結ぶ緊急輸送ネットワークの整備を行う。

区も同ネットワークと整合した形で、道路障害物除去路線等の検討を行う。

機関名	対策内容
各防災機関	(1)緊急輸送ネットワークの拠点を指定する。
都(各局)	(1)各防災機関が指定した拠点について、緊急輸送ネットワークの整備を行う。

第3章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

第1節 交通関係施設の安全確保

2 詳細な取組内容

《各防災機関》《都（各局）》

(1) 震災時に果たすべき輸送路の機能に応じて、第一次(区市町村、他県との連絡)、第二次(主要初動対応機関との連絡)、第三次(緊急物資輸送拠点との連絡)の緊急輸送ネットワークを整備する。

ア 第一次緊急輸送ネットワーク

応急対策の中核を担う都本庁舎、立川地域防災センター、区市町村庁舎、輸送路管理機関及び重要港湾、空港等を連絡する輸送路

イ 第二次緊急輸送ネットワーク

第一次緊急輸送路と放送機関、自衛隊や警察・消防・医療機関等の主要初動対応機関、ライフライン機関、ヘリコプター災害時臨時離着陸場候補地等を連絡する輸送路

ウ 第三次緊急輸送ネットワーク

トラックターミナルや駅等の広域輸送拠点、備蓄倉庫と区市町村の地域内輸送拠点等を連絡する輸送路

(2) 輸送路の多ルート化を図るため、陸・海・空・水上・地下にわたる輸送ネットワークを整備する。

(3) 緊急輸送ネットワークの実効性を担保するため、交通規制を実施する「緊急自動車専用路」、「緊急交通路」及び道路障害物の除去や応急補修を優先的に行う「緊急道路障害物除去路線」との整合を図る。

第3章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保
第1節 交通関係施設の安全確保

《都（各局）》

(1) 都は、海上輸送基地が広域輸送基地として活用できるよう必要な機能を整備するとともに、関係機関と連携して、水上輸送基地についても必要な整備等を図る。

【緊急輸送ネットワークにおける指定拠点（都内全域）】

区分	指定拠点の種類	箇所	機能	
都・区市町村	・都庁本庁舎、立川地域防災センター	2	一次	
	・区市町村本庁舎（足立区本庁舎）	53		
輸送路管理等	<ul style="list-style-type: none"> ・関東地方整備局(1)、国道事務所(2) ・警視庁(本部庁舎) ・都建設事務所（第六建設事務所） ・東日本高速道路(1)、中日本高速道路(2) ・首都高速道路 	3	一次	
		1		
		11		
		3		
		5		
	鉄道管理等	・鉄道本社	14	一次
空港管理等	<ul style="list-style-type: none"> ・東京航空局東京空港事務所、東京空港整備事務所(東京国際空港) ・東京都調布飛行場管理事務所(東京都調布飛行場) ・東京港管理事務所ヘリポート係(東京ヘリポート) 	1	一次	
		1		
		1		
港湾管理等	<ul style="list-style-type: none"> ・東京港管理事務所、東京港建設事務所、高潮対策センター ・関東地方整備局、東京港湾事務所 	3	一次	
		1		
河川管理等	<ul style="list-style-type: none"> ・荒川下流河川事務所 ・(※)都建設事務所 ・都建設局江東治水事務所（都建設事務所に含む）水門管理センター 	1	一次	
		11		
		1		
放送	・放送局	15	二次	
主要初動対応	防災拠点	・基幹的広域防災拠点	2	一次
	自衛隊	・陸上自衛隊駐屯地	9	二次
		・航空自衛隊基地	2	
	警察	<ul style="list-style-type: none"> ・(※)警視庁(本部庁舎)、多摩総合庁舎、新橋庁舎 ・機動隊(9)、特科車両隊(1)、自動車警ら隊(7)、交通機動隊(13)（第六方面交通機動隊） ・方面本部 ・警察署（千住警察署、西新井警察署、竹の塚警察署、綾瀬警察署） 	3	二次
			30	
10				
消防	<ul style="list-style-type: none"> ・東京消防庁(本庁舎)、東京消防庁多摩防災基地(第八消防方面本部、立川消防署等) ・消防方面本部・訓練場 ・消防署（千住消防署、足立消防署、西新井消防署） ・稲城市消防本部(消防署) 	2	二次	
		20		
		81		
		1		

第3章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保
 第1節 交通関係施設の安全確保

区分		指定拠点の種類		箇所	機能	
主要初動対応	医療	病院等	<ul style="list-style-type: none"> ・災害拠点病院（西新井病院、博慈会記念総合病院、苑田第一病院） ・日赤東京都支部 	84	二次	
		医薬品等備蓄倉庫	<ul style="list-style-type: none"> ・（※）立川地域防災センター ・備蓄倉庫 ・都薬剤師会医薬品・情報管理センター（足立区） ・医薬品卸売販売業者倉庫 ・医療用ガス販売業者倉庫（株）星医療酸器 	1 7 20 35 8	二次	
		血液センター	<ul style="list-style-type: none"> ・日赤東京都支部血液センター ・献血供給事業団 	4 1	二次	
		保健所等	<ul style="list-style-type: none"> ・保健所、保健センター（足立保健所） 	58	二次	
	救出救助拠点	救出救助拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模救出救助活動拠点（都立舎人公園陸上競技場） ・医療機関近接ヘリコプター緊急離着陸場（都立舎人公園陸上競技場、都立東綾瀬公園東側野球場、都立東綾瀬公園西側野球場、足立区立保木間公園） ・河川等船着場（災害拠点病院近接） 	58 83 20	二次	
			その他	<ul style="list-style-type: none"> ・都建設局公園緑地事務所 	2	二次
			ライフライン	<ul style="list-style-type: none"> ・NTT 東日本(13)、KDDI(5)、NTT ドコモ(5)、NTT コミュニケーションズ(8)、ソフトバンクモバイル(2)、ソフトバンクテレコム(4) 	37	二次
	ライフライン	電気	<ul style="list-style-type: none"> ・東京電力パワーグリッド 	21	二次	
		ガス	<ul style="list-style-type: none"> ・東京ガス 	16	二次	
		水道	<ul style="list-style-type: none"> ・水道局支所等(7)、給水管理事務所(2) 	9	二次	
下水道		<ul style="list-style-type: none"> ・下水道事務所(7)、流域下水道本部(1) 	8	二次		
輸送拠点		広域輸送基地	陸上輸送基地	<ul style="list-style-type: none"> ・（※）立川地域防災センター ・トラックターミナル ・多摩広域防災倉庫 	1 4	三次
	航空輸送基地		<ul style="list-style-type: none"> ・（※）東京国際空港 ・（※）東京都調布飛行場 ・（※）東京都東京ヘリポート 	1 1 1	一次	
	海上輸送基地		<ul style="list-style-type: none"> <緊急物資輸送対応施設> ・大井食品ふ頭(2バース)、芝浦ふ頭(5バース)、辰巳ふ頭(2バース)、10号地その1多目的ふ頭(1バース)、品川ふ頭(1バース) <国際海上コンテナ輸送対応施設> ・大井コンテナふ頭(3バース) <緊急物資輸送等対応施設> ・その他のふ頭 	5 1 7	一次 〃 三次	

第3章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保
 第1節 交通関係施設の安全確保／第2節 ライフラインの確保

区分	指定拠点の種類	箇所	機能
輸送拠点	水上輸送基地	・河川等船着場(その他) (新田緊急用船着場、足立緊急用船着場、千住防災船着場)	63 三次
	地域内輸送拠点	・区市町村庁舎等 (都立舎人公園・区立保木間公園・都立東綾瀬公園)	91 三次
	その他	・駅 東京、秋葉原、上野、日暮里、田端、池袋、新宿、渋谷、品川(山手線)、赤羽、蒲田(京浜東北線)、吉祥寺、西国分寺、立川、八王子(中央線)、青梅(青梅線)、町田(横浜線)、北千住、亀有、金町(常磐線)、亀戸、小岩(総武線)、多摩センター(京王相模原線)、浅草(東武伊勢崎線)、テレコムセンター(臨海新交通線)、八王子、隅田川、東京貨物ターミナル(JR 貨物) ・高速道路PA, SA (首都高15、中央高速2) ・都中央卸売市場	22 三次 1 1 1 3 17 7
車両基地	・都交通局自動車営業所(12) (千住自動車営業所)、その他車両基地(2)	14 三次	
備蓄倉庫	・備蓄倉庫(直営倉庫)	10 三次	
	・(※) 備蓄倉庫(兼用倉庫)	8	
その他	・火葬場	18 三次	

(注) ※印は対象施設に重複があることを示す。

(注) 表中足立区該当施設は、強調表示で示す。

第2節 ライフラインの確保

第1 水道

1 対策内容と役割分担

都(水道局)は、水道施設の耐震化や耐震継手管への取替えの推進を図るとともに、バックアップ機能を強化する。

機関名	対策内容
都(水道局)	(1)水道施設の耐震化の着実な推進 (2)計画的な管路の耐震継手化を実施 (3)バックアップ機能の更なる強化 (4)自家用発電設備の新設・増強整備による電力の自立化

2 詳細な取組内容

- (1) 震災時における水道施設の被害を最小限にとどめ、給水を可能な限り確保するため、浄水場や給水所等の耐震化を着実に進めていく。
- (2) 管路については、より効果的に断水被害を軽減できるよう、これまで進めてきた首都中枢・救急医療機関や災害拠点連携病院等を概ね完了させ、現在、避難所や主要な駅などの重要施設への供給ルートの耐震継手化を進めている。その後は、地域全体の断水被害を軽減するため、震災時の断水率が高い地域の耐震継手化を重点的に進めて

第3章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

第2節 ライフラインの確保

いく。

- (3) 震災等で浄水場等の機能が停止しても可能な限り給水できるよう、浄水場と給水所との間や各給水所を結ぶ広域的な送配水管のネットワーク化を進めていくとともに、給水所への送水管の二系統化を進めるなど、水道施設全体のより一層のバックアップ機能の強化を図っていく。
- (4) 大規模停電時等、不測の事態が生じた場合でも、安定給水を確保するため、浄水場等に自家用発電設備を新設・増強して電力の自立化を推進し、浄水処理及び配水ポンプ等の運転が継続できるよう整備する。また、配水本管テレメータについて、停電時にも機能を維持できるよう順次バッテリーを設置し電源の確保を図っていく。
- (5) 震災時における材料の調達は、迅速・確実に確保する観点から、局が直接民間事業者から調達して、復旧活動に従事する請負者に支給する方式(支給材方式)で行う(局は、民間事業者から迅速に調達していくため、関係団体と協定を締結している。)

【給水所・応急給水槽】(令和2年6月23日現在)

小右衛門給水所	中央本町3-8-1
江北給水所	江北5-5
応急給水槽	東保木間2-27-1 (足立区総合スポーツセンター)
〃	千住緑町2-1-1 (足立区立千住スポーツ公園内)
〃	西新井3-25 (足立区立諏訪木東公園内)
〃	中川4-42-1 (足立区立大谷田南公園内)
〃	鹿浜3-26 (足立区立北鹿浜公園内)
〃	舎人公園1-1 (東京都立舎人公園内)
〃	扇2-27-27 (北宮城町公園内)

【区内配水管理延長】(令和2年3月31日現在)

管種	小管	本管	計
铸铁管	1,300,255.6m	107,098.0m	1,407,353.6m
鋼管	4,459.0m	17,609.5m	22,068.5m
石綿セメント管	0m	0m	0m
計	1,304,714.6m	124,707.5m	1,429,422.1m

制水弁 21,813 個 小管とは口径 350mm 以下
 消火栓 7,356 個 本管とは口径 400mm 以上

第2 下水道

1 対策内容と役割分担

都(下水道局)は、施設の耐震化やマンホール浮上抑制対策の推進を図るとともに、施設のバックアップ機能を強化する。

機関名	対策内容
都(下水道局)	(1)下水道管とマンホールの接続部の耐震化や、水再生センターやポンプ所等の耐震対策の推進 (2)マンホール浮上抑制対策の対象エリアを拡大

機 関 名	対 策 内 容
	(3) 停電時などの非常時における下水道機能の維持 (4) ネットワーク化の推進 (5) 区と連携した応急復旧体制の強化・充実 (6) 応急復旧業務に関する協定を締結している民間団体との連携 (7) 災害復旧用資機材の整備

2 詳細な取組内容

(1) 避難所や災害拠点病院などのトイレ機能を確保するため、これらの施設から排水を受け入れる下水道管とマンホールの接続部の耐震化を完了した。

現在は、ターミナル駅、国、都、区の庁舎など災害復旧の拠点となる施設のほかに、新たに指定された避難所や一時滞在施設、災害拠点連携病院などに対象を拡大するとともに、地区内残留地区の耐震化を進めている。

(2) 発災時の交通機能を確保するため、液状化の危険性の高い地域にある避難所と緊急輸送道路を結ぶ道路のほか、ターミナル駅や災害復旧拠点などと緊急輸送道路を結ぶ道路に対象を拡大するとともに、地区内残留地区の道路についてもマンホール浮上抑制対策を実施する。

(3) 想定される最大級の地震動に対し、揚水、簡易処理、消毒等、震災時においても必ず確保すべき機能を維持するための耐震対策を実施する。

(4) 停電時等の非常時においても下水道機能を維持するため、非常用電源の容量が不足している施設への早期導入を推進する。

また、太陽光発電設備等の未利用・再生可能エネルギーの導入等、電源の多様化を更に進めていく。

(5) 断水時でも運転可能な無注水ポンプの設置を推進する。

(6) 発災時等の緊急時においても水処理や汚泥処理をより安定的に行えるよう、水再生センター間に連絡管を整備し、バックアップ機能を確保していく。霞が関など首都機能が集積した地区の排水を受ける芝浦と、処理区域が広範に及ぶ森ヶ崎の2センター間について先行的に整備するとともに、全体的なネットワーク手法を確立する。

(7) 震災に強い下水道光ファイバーケーブルを活用した情報通信網の整備を促進する。

(8) 区と連携し、仮設トイレの設置が可能なマンホールの指定拡大や、区が収集・運搬するし尿の受入れ体制について拡充していく。

(9) 迅速に応急措置活動を実施するため、水再生センター及びポンプ所に災害復旧用資機材を備蓄するとともに、災害時の応急復旧に関する協定を締結している民間団体に対し資機材の備蓄について協力を求める。

(10) 下水道施設が甚大な被害を受けた場合の下水道の使用制限・使用自粛の協力要請の手順を具体化する。

第3章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

第2節 ライフラインの確保

【下水道施設】（令和元年度末現在）

水再生センター	ポンプ所	下水道管きよ		
		総数	幹線	枝線
2箇所	6箇所	2,117,680.04m	109,725.73m	2,007,954.31m

第3 電気・ガス・通信等

1 対策内容と役割分担

公共施設や拠点施設の機能を維持するために必要な電力確保策を図るとともに、LPガスの活用を促進する。

機関名	対策内容
警視庁	(1)信号機の滅灯対策
東京消防庁	(1)東京都震災対策条例第10条及び第11条に基づく事業所防災計画の作成指導
東京電力パワーグリッド株式会社	(1)「被災しにくい設備づくり」「被災箇所の局所化」「被災設備の早期復旧」を基本方針として実施 (2)被災状況により実施する計画停電に備えた体制の構築
東京ガス株式会社	(1)供給停止ブロックの見直し
ガス事業者	(1)災害時におけるLPガスの活用を促進
NTT 東日本	(1)電気通信設備等の高信頼化を推進
各通信事業者	(1)人口密集地及び行政機関の通信確保に向けた対策の実施

2 詳細な取組内容

《警視庁》

(1) 停電による信号機の滅灯に備え、自動起動式発動発電機等の信号機用電源設備の整備を推進する。

《東京消防庁》

(1) 震災時の安全性の確保のため、東京都震災対策条例第10条及び第11条に基づき、事業所防災計画の作成を指導する。

《東京電力パワーグリッド株式会社》

(1) 電気施設は、次の耐震設計基準に基づき設置されており、軟弱地盤の地域等特に問題のある箇所については、きめ細かい設計を行い施工している。

【設備別基準】

設備名	電気施設関連の耐震設計基準
火力発電	機器及び屋外鉄構の耐震設計は水平加速度0.2~0.5G、建物については、建築基準法により耐震設計を行っている。
水力発電	機器の耐震設計は、水平加速度0.5G程度、ダム・水門扉・鉄管固

設備名		電気施設関連の耐震設計基準
		定台は、河川法若しくは電気事業法により耐震設計を行っている。
変電		機器は、動的設計(0.3G共振正弦2波)、屋外鉄構は水平加速度0.5G程度、機器と屋外の基礎は、水平加速度0.2~0.5G程度としている。
送電	架空線	地震による振動・衝撃荷重の影響は、電気設備に関する技術基準に定める風圧による荷重に比べ小さいので、これらの荷重を基礎として設計している。
	地中線	油槽台等の付帯設備については、変電機器の耐震性に準じて設計している。
配電		地震による振動・衝撃荷重の影響は、氷雪、風圧及び不平均張力による荷重に比べ小さいので、これらの荷重を基礎として設計している。
通信		変電、送電、配電設備に準じて設計を行っている。

(注) 1Gは、概ね地球の重力による加速度に相当する980Gal

- (2) 電力系統は、発電所から伸びる放射状の送電線からの電力供給を、首都圏の周囲に張り巡らした二重三重の環状の送電線で一旦受け止め、そこから網の目のようなネットワークを使い電力供給するよう構成されている。
- (3) 送電線は変電所で接続変更できるようになっていることから、万一、一つの送電ルートが使用できなくなっても、別のルートから速やかに送電することができる。
- (4) 電気の供給信頼度の一層の向上を図るため、災害時においても、系統の切り替え等により、早期に停電が解消できるよう系統連携の強化に努める。
- (5) 地震災害や大規模停電に対する様々な事態を想定し、地域や設備の変化に即応し実践的な応動訓練を実施することにより、防災体制の確立を図る。
- (6) 大規模地震災害時等における本部、支部の円滑な運営並びに情報伝達の習熟を図るため、社内総合防災訓練を実施する。
 - ア 実施時期及び場所：毎年「防災の日」又はその前後に、全事業所一体で実施する。
 - イ 訓練項目：緊急事態を想定した諸対策の検討、実践的初期応動体制の強化充実、工事請負会社、防災関係機関との協力体制の強化、応援体制の確認、防災設備を含めた電力設備の総点検

《東京ガス株式会社》

- (1) 製造所・整圧所設備
 - ア 重要度及び災害危険度の大きい設備の耐震性を向上させ安全性を確保する。
 - イ 防消火設備、保安用電力等の強化を行い、二次災害防止を図る。
- (2) 供給設備
 - ア 導管を高・中・低圧別に区分し、それぞれの状態に応じた最適な材料・継手構造等を採用し、耐震性の向上を図る。
 - イ 全ての地区ガバナーにS Iセンサーを設置し、揺れの大きさ(S I値)・ガスの圧力・流量を常時モニタリングする。
 - ウ この情報を解析し高密度に被害推定を行い、迅速な供給停止判断及び遮断する体制を整備する。

第3章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

第2節 ライフラインの確保

- (3) 各部所は、ガスの製造設備・供給設備に係わる防災意識の高揚を図り、ガスに係わる災害の発生防止に努めるため、災害に関する専門知識・関係法令・保安規程等について社員等関係者に対する教育を実施する。
- (4) 各部所は、災害対策を円滑に推進するため、年1回以上実践的な防災訓練を実施し、非常事態にこの計画が有効に機能することを確認する。
- (5) また、国及び地方自治体等が実施する防災訓練等に積極的に参加し、連携を強化する。

【施設別安全化対策】

施設名	都市ガス関連の安全化対策
製造施設	(1)施設の重要度分類に基づき、それぞれのクラスに応じた設計法を適用し、耐震性の向上及び安全性を確保する。 (2)緊急遮断弁、防消火設備、LNG用防液堤の設置、保安用電力の確保等の整備を行い、二次災害の防止を図る。
供給施設	(1)新設設備は、ガス工作物の技術上の基準等に基づき耐震性を考慮した設計とし、既設設備は必要に応じて補強を行う。 (2)二次災害の発生を防止するため、ホルダーの緊急遮断装置、導管網のブロック化、放散塔等緊急対応設備を整備する。
通信施設	(1)ループ化された固定無線回線の整備 (2)可搬型無線回線の整備
その他の安全設備	(1)地震計の設置 ガバナー(整圧器)には感震・遠隔遮断装置を設置している。 (2)安全装置付ガスメーターの設置 建物内での二次災害を防止するため、250Gal程度の地震時にガスを遮断するマイコンメーターを設置している。

《NTT東日本》

- (1) 地震等広域災害発生に備え、通信の確保及び通信設備の迅速的確な復旧措置を行える対策を行う。
 - ア 通信設備の防災対策
 - (ア) 電気通信設備等の高信頼化
 - 次のとおり電気通信設備と、その附帯設備(建物を含む。以下「電気通信設備等」という。)の防災設計を実施する。
 - a 豪雨、洪水、高潮又は津波等のおそれがある地域にある電気通信設備等について、耐水構造化を行う。
 - b 暴風又は雪のおそれのある地域にある電気通信設備等について、耐風又は耐雪構造化を行う。
 - c 地震又は火災に備えて、主要な電気通信設備等について耐震及び耐火構造化を行う。
 - (イ) 電気通信システムの高信頼化
 - 災害が発生した場合においても通信を確保するため、次の各項に基づき通信網の整備を行う。
 - a 主要な伝送路を多ルート構成又はループ構成とする。

- b 主要な中継交換機を分散設置する。
- c 大都市において、とう道(共同溝を含む。)網を構築する。
- d 通信ケーブルの地中化を推進する。
- e 主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置する。
- f 重要加入者については、当該加入者との協議により加入者系伝送路の信頼性を確保するため、2ルート化を推進する。

イ 線路設備

- (ア) 地下ケーブルは耐震性の高い共同溝、又はとう道(通信ケーブル占有地下道)へ移設を行っている。
- (イ) 地下ケーブル用の不良管路は、毎年度計画的に更改を行っている。
- (ウ) 架空ケーブルは、火災に弱いため地下化の望ましい区間については、地下ケーブル化を推進している。
- (エ) 橋梁に添架するケーブルは、耐震補強を行っている。
- (オ) ビル相互間を結ぶ中継ケーブル経路を分散収容し被害の軽減を図り、非常用回線の確保を行っている。
- (カ) 主要公共機関等へは災害時優先電話の通信を確保、また防災機関の重要通信を確保するため、必要がある場合は防災機関と協議のうえ、加入電話までのケーブルルートを2系統確保し分散している。

ウ 通信の確保

- (ア) 災害等により万一通信設備に甚大な被害を受けた場合でも、通信の途絶防止、又は最小限の非常通信が確保できるよう災害対策機器を配備している。

【上部機関と調整する装置】

- a 移動無線車
- b ポータブル衛星通信装置
- c 非常用交換機
- d 移動電源車

- (イ) 避難者の通信手段確保のため、区内の小中学校や区の指定した避難所に災害用特設公衆電話を配置している。

エ 防災演習の実施

- (ア) NTT東日本は、社内の防災演習のほか、各行政区主催の防災演習に参加し、情報連絡体制の確立、通信設備の応急復旧工事の習熟を行い、防災意識の高揚を図っている。

《各通信事業者》

- (1) コンビニエンスストアの店舗に非常用電話機を設置することにより、震災時に無料で安否確認等緊急連絡を可能とし、災害時の情報ステーション化への取組みを行う。
- (2) 人口密集地及び行政機関の通信確保に向けた対策を行う。
- (3) 早期のサービスエリア復旧のための対策等を行う。

第3章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

第2節 ライフラインの確保／第3節 エネルギーの確保

第4 ライフラインの復旧活動拠点の確保

1 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
都 東京消防庁	(1)ライフラインの復旧拠点を確保する。

2 詳細な取組内容

- (1) ライフライン復旧のための活動拠点については、各事業者が自ら確保することを基本とするが、全国からの応援により人員・資機材の数が膨大になる。このため、都は、広域応援を受け入れるため、東京二十三区一部事務組合の清掃工場 21 箇所を救出及び救助の活動拠点（ライフライン復旧活動拠点）として指定し、災害時に活用することとしている。

第3節 エネルギーの確保

第1 対策内容と役割分担

発電設備を備えた防災拠点の整備、公共施設や拠点施設の機能を維持するための自立・分散型電源の整備等により電力の確保を図るとともに、LPガスの活用を促進する等、民間事業者と連携して発災時のエネルギーの確保につなげる。

機 関 名	対 策 内 容
区（関係部、危機管理部）	(1)避難所等、災害時の拠点となる施設等における自立・分散型電源の設置 (2)復旧に係わる車両への優先給油体制を構築 (3)給油を行う場所の事前公開の準備 (4)公共施設への応急照明施設の設置 (5)特定建築物の非常用電源の確保 (6)信号機停止への対応
都（水道局）	(1)自家発電設備の増強整備による電力の自立化
都（下水道局）	(1)非常用発電設備の整備による停電や電力不足に対する自己電源の増強
警視庁	(1)信号機の滅灯対策
一般社団法人東京都LPガス協会	(1)災害時におけるLPガスの活用を促進

第2 詳細な取組内容

《区（関係部、危機管理部）》

- 1 避難所・医療施設・庁舎等の常用又は非常用の自立・分散型電源の設置を推進する。
- 2 災害時における各種燃料油の優先供給に関して、協定先の拡充を図る。
- 3 復旧に係わる車両への優先給油や当該給油を行う場所の事前の公開等ができる準備を行う。
- 4 公共施設（避難場所・災害時活動施設）への応急照明施設の設置及び配置を推進する。

第3章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保 第3節 エネルギーの確保

- 5 特定建築物の非常用電源を確保する。
- 6 信号機停止による交通混乱に備え、ソーラー発電信号機等の設置や、非常時信号機の停止を想定した訓練を実施する。

《都（水道局）》

- 1 大規模停電時など、不測の事態が生じた場合でも、安定給水を確保するため、浄水場等に自家発電設備を新設・増強して電力の自立化を推進し、浄水処理及び配水ポンプ等の運転が継続できるよう整備する。また、配水本管テレメータについて、停電時にも機能を維持できるよう順次バッテリーを設置し電源の確保を図っていく。

《都（下水道局）》

- 1 停電時等の非常時においても下水道機能を維持するため、非常用電源の容量が不足している施設への早期導入を推進する。
また、太陽光発電設備等の未利用・再生可能エネルギーの導入等、電源の多様化を更に進めていく。

《警視庁》

- 1 停電による信号機の滅灯に備え、自動起動式発動発電機等の信号機用電源設備の整備を推進する。

《病院、社会福祉施設等》

- 1 病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努める。

第4章 津波等対策
第1節 河川施設等の整備／第2節 水防活動

第4章 津波等対策

第3部 災害予防計画 第4章 津波等対策	第4部 災害応急対策計画 第4章 津波等対策	第5部 災害復旧計画 第3章 津波等対策
第1節 河川施設等の整備 (P. 162)	第1節 津波警報・注意報等の即時伝達 (P. 305)	第1節 河川管理施設の応急復旧、緊急工事等 (P. 465)
第2節 水防活動 (P. 162)	第2節 津波等に対する迅速・的確な避難誘導 (P. 307)	
第3節 資器材の整備 (P. 163)	第3節 河川施設等の応急対策 (P. 309)	
第4節 津波警報・注意報等の伝達体制の充実・強化 (P. 163)		
第5節 津波予測等に対する避難誘導 (P. 164)		
第6節 津波防災意識の啓発、教育及び訓練の充実 (P. 165)		

第1節 河川施設等の整備

第3部 第2章第1節 第2「河川施設等の整備」 P. 116 を参照

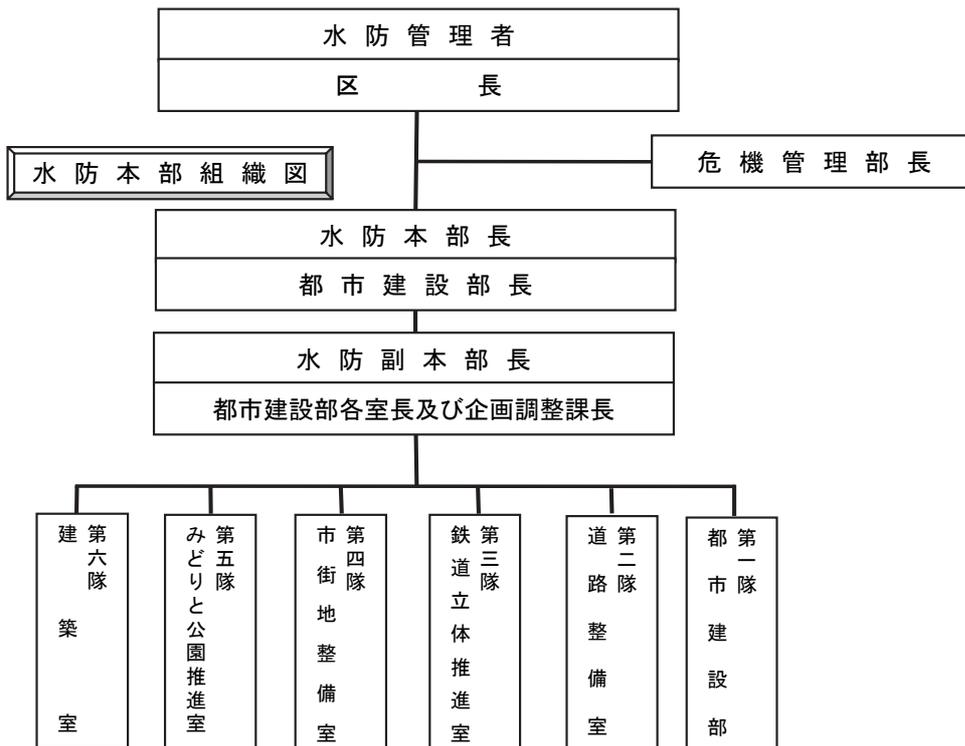
第2節 水防活動

水防管理者（区長）は洪水又は高潮、地震や津波による水災を警戒し、防御するために水防施設の整備、体制の準備、備蓄資材を確保する。また水防訓練等を行い、水災による被害を未然に防止・軽減するために関係機関と連携し、水防活動を実施する。

1 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
区（都市建設部）	(1) 地震・津波に備えた水防活動の構築

【水防組織の構成】



第3節 資器材の整備

1 対策内容と役割分担

津波や地震による堤防等の決壊による被害を防止するため、施設管理者は、水防上必要な資器材の整備を行う。

機 関 名	対 策 内 容
区（都市建設部）	(1)必要となる資器材の備蓄 (2)水防資器材及び施設の整備並びに輸送の確保 (3)水防活動用車両等の確保と輸送経路等の確認
都（建設局）	(1)水防倉庫の整備と資器材の備蓄 (水防用備蓄資器材については、都水防計画を参照) (2)区が水防上必要な器具、資材等の整備及び技術的な援助、情報連絡等の調整 (3)管内の他の水防機関との情報連絡、情報収集
都（下水道局）	(1)災害時における応急復旧業務に関する協定を締結している民間団体に対する復旧に必要な資器材の備蓄の要請
関東地方整備局	(1)関東地方整備局管内において、河川の災害時における河川管理施設保全活動及び緊急復旧を行う水防の拠点整備等について関係機関と調整、実施 (2)関係機関と水防資器材の種類、数量等についての情報の共有化

2 詳細な取組内容

- (1) 区及び関係機関は、想定される施設被害状況等を踏まえ、必要となる資器材を適切な保管場所に備蓄するものとし、主体間で相互に協力し合うものとする。
- (2) 区及び関係機関は、管内における水防活動を十分にを行うことができるよう、水防資器材及び施設の整備並びに輸送の確保に努める。
- (3) 区及び関係機関は、管内の水防活動に直ちに対応できるよう、車両等の確保、輸送経路等を確認しておく。

第4節 津波警報・注意報等の伝達体制の充実・強化

1 対策内容と役割分担

地震による津波被害等を最小限に抑えるため、区は、津波警報・注意報等の情報を迅速・的確に収集し、区民等にいち早く伝達する体制を構築する。

機 関 名	対 策 内 容
区（危機管理部）	(1)津波警報・注意報等の情報を迅速・的確に伝達する手段に関する検討と体制の構築 (2)津波警報・注意報等の情報伝達網と実践的な訓練等の実施

2 詳細な取組内容

- (1) 区は、津波警報・注意報等の情報伝達は防災行政無線だけでなく、テレビ、ラジオ、携帯電話、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）、災害用デジタルサイネージ等のあらゆる手段を活用し、津波が来襲するまでの時間に適切で正確な情報伝達を図る（HP、Aメール、公式SNS、防災無線テレホン等）。

第4章 津波等対策

第4節 津波警報・注意報等の伝達体制の充実・強化／第5節 津波予測等に対する避難誘導

(2) 区民等の安全な避難行動を担保するためには、津波警報・注意報等の情報伝達網と足立区の被災特性を実地で理解しておくことが重要であり、実践的な訓練等を通して、理解を深める。

第5節 津波予測等に対する避難誘導

1 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
区（関係部）	(1) 「地震・津波に伴う水害対策に関する都の基本方針」に基づく、行動計画等の策定 (2) 実地踏査・訓練等を通じた区民等の理解促進 (3) 避難場所の確保や避難経路等の検討

2 詳細な取組内容

《区（関係部）》

- (1) 区は、荒川河川敷が避難場所に指定されていることから、都の被害想定に基づき、必要な場合は、津波警報・注意報等を迅速・的確に伝達するとともに、速やかな避難誘導を行うための行動計画等を検討・策定する。
- (2) 行動計画等には、避難場所や避難経路、情報の伝達方法等を示し、実地踏査・訓練等を繰り返すことで区民等への理解を深める。
- (3) 複合災害や洪水対策等を考慮して、逃げ遅れた場合等の避難場所として、区立小・中学校等の公共建築物のほか、都市再生機構や都（都市整備局）が保有する団地、及び民間マンションや自走式立体駐車場等のうち、耐震性のある堅固な3階建て以上の建物について、所有者等と協定を結び、避難場所として指定し確保する。

【広域避難等に関して】

大規模な津波、高潮が発生した場合、区市町村境界や都県境を越えた広域的な避難が必要になる場合も想定される。

近隣関係自治体、防災関係機関と連携し、誘導先、誘導先との連携体制、誘導経路等様々な対応策について検討していくことが今後求められる。

第6節 津波防災意識の啓発、教育及び訓練の充実

1 対策内容と役割分担

複合災害や洪水対策等を考慮して、区は、全区民に基本的な考え方としての「地震イコール津波・即避難」を共通認識として定着させるため、津波防災意識の啓発となる講演等を通じて、防災に対する正しい知識と体験を区民に広く普及する。

都の津波被害想定では、河川敷の一部で浸水が生じる可能性があるとされているため、区は、地震発生直後、いったん津波の発生や危険性を確認するために河川敷から退避し、その危険が無い場合に地震火災からの避難場所として使用することを区民に周知していく。荒川河川敷の利用の際、高水敷（河川敷）、緊急用河川敷道路、緊急用船着場の利用に関しては「荒川下流防災施設活用計画」に基づく。

機 関 名	対 策 内 容
区（関係部）	(1) 区民等に対する津波防災知識の普及、啓発 (2) 定期的な合同防災訓練の実施による東京消防庁、警視庁、消防団、災害時支援ボランティア等をはじめとする組織間の連携促進
東京管区气象台	(1) 津波防災に関する普及・啓発

2 詳細な取組内容

《区（関係部）》

- (1) 区は、区民に対し、津波警報・注意報等や津波対策等を正しく認識するための普及啓発に努める。
- (2) 荒川河川敷内に指定された避難場所は、浸水の想定はないが、河川敷利用者が地震発生時に避難場所か否かの判断ができない可能性があることや、想定を上回る津波への備えを考慮して、区は、「地震イコール津波・即避難」との行動が必要であることを区民に周知していく。

《東京管区气象台》

- (1) 津波による人的災害を軽減する方策は、区民等の避難行動が基本となることを踏まえ、区、その他防災機関と連携し、以下の項目について普及・啓発を図る。
 - ア 津波の特性や津波に関する知識（津波の第一波は引き波だけではなく押し波から始まることもあること、第二波・第三波等の後続波の方が大きくなる可能性や数日から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性があること、さらには、強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震の発生の可能性等）
 - イ 津波警報の意味や内容、地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること
 - ウ 警報・注意報発表時にとるべき行動

第5章 応急対応力の強化
第1節 初動対応体制及び応急対策体制の整備

第5章 応急対応力の強化

第3部 災害予防計画 第5章 応急対応力の強化	第4部 災害応急対策計画 第5章 応急対応の実施	第5部 災害復旧計画
第1節 初動対応体制及び応急対策体制の整備(P.166)	第1節 区職員等の初動態勢と応急対策活動(P.310)	
第2節 事業継続体制の確保(P.168)	第2節 消火・救助・救急活動(P.312)	
第3節 消火・救助・救急活動体制の整備(P.169)	第3節 応援協力・派遣要請(P.319)	
第4節 広域連携体制及び民間団体等との連携体制の構築(P.171)	第4節 応急活動拠点の調整(P.326)	
第5節 応急活動拠点等の整備(P.172)	第5節 人材、資器材等の調達、配分(P.326)	

第1節 初動対応体制及び応急対策体制の整備

1 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
区（各部）	(1) 区防災訓練の実施 (2) 部別行動計画の策定・更新 (3) 部別の初動及び行動マニュアルの整備・更新 (4) 職員の研修等の実施 (5) 区（各部）における防災訓練の実施 (6) 他の防災関係機関による訓練への積極的な参加
都（総務局）	(1) 首都直下地震等対処要領（仮称）の策定 (2) 発災時における応急活動拠点の確保 (3) 総合防災訓練の実施
警視庁	(1) 警視庁防災訓練の実施
東京消防庁	(1) 東京消防庁震災消防訓練の実施

2 詳細な取組内容

《区（各部）》

(1) 区総合防災訓練等の実施

ア 総合防災訓練

(ア) 区における防災関係機関及び住民が一体となった総合防災訓練は、足立区地域防災計画に基づき行われ、都、区及び関係防災機関相互の協力体制を確認、緊密にすることを目的に実施する。

参加機関：区、地域住民、事業者、都、防災機関等とする。

訓練項目：地域住民を含む関係機関等による現地実動訓練や本部図上訓練等とし、地域防災計画に基づく応急対応の習熟と防災意識の高揚を図る。

(イ) 細目的事項はその都度定める。訓練は被害規模を想定し、「訓練要領」等を定めて実施する。

イ 災害対策本部図上訓練

大規模災害発生時における災害対策本部の対処能力向上を目的として本部図上訓

第5章 応急対応力の強化

第1節 初動対応体制及び応急対策体制の整備

練を実施する。

この際、各種状況に応ずる災害対策本部としての状況判断及び決心・処置と組織的・有機的な本部活動を特に、重視する。

ウ 緊急災害対策本部訓練

勤務時間外における大規模災害発生時の初動対処能力向上を目的として緊急災害対策本部訓練を実施する。

この際、組織的な情報活動及び各種状況への迅速・的確な対応を特に、重視する。

エ 職員参集訓練

大規模災害発生時における区役所の早期対処体制確立を目的として職員参集訓練を実施する。

この際、被災状況に応ずる登庁手段及び経路の選定、並びに登庁間における情報収集と報告を特に、重視する。

オ 区（各部）防災訓練

職員に対し、災害対策本部の活動体制及び区（各部）の地域防災計画に定められた分担業務について習熟させるとともに、職員の防災意識の向上を図ることを目的として、区（各部）において防災訓練を実施する。

カ 即応力の向上を目的とした訓練

危機管理部の職員には、災害対策本部の設置等、より迅速な初動対応が求められるため、季節や時間帯（夜間、休日等）、地震や風水害等、様々な状況を想定し、職員の即応力を高め、災害情報システムや災害用デジタルサイネージ、災害用定点カメラ（ビュー坊カメラ）等の情報収集機器等の習熟を図ることを目的として災害対策本部の立ち上げや運営等の訓練を実施する。

キ その他訓練

その他の訓練として定期無線通信訓練や災害情報システム等を使用した情報収集訓練、北千住駅前滞留者対策訓練（帰宅困難者対策訓練）等各種訓練を関係機関と協力のもと実施する。

(2) 区（各部）の行動計画及びマニュアル等の策定・更新

ア 各部長は足立区災害対策本部条例施行規則に基づき、あらかじめ部の課係が非常配備体制の種別に応じて措置すべき分掌事務について応急対策業務計画及び部別行動計画（動員計画等）を定め、所属職員に周知徹底させておく必要がある。

また、必要に応じて部別初動マニュアル等各種マニュアルを整備・更新し活動態勢を実効性あるものにするよう努める。

(3) 区職員研修

ア 幹部研修として、区防災センターの24時間体制の実施に伴う研修とともに、全幹部を対象とした知識教養及び本部運用研修等を実施する。

イ 専門研修として、情報収集指令室配属職員、緊急災害対策本部員等、特別な任務を遂行する必要がある職員を対象とした専門研修を実施する。

ウ 一般職員研修として、地震及び災害対策に関する知識の習得を図るため、専門講師等による研修を実施する。

第5章 応急対応力の強化

第1節 初動対応体制及び応急対策体制の整備／第2節 事業継続体制の確保

エ 災害時に一人でも多くの生命を救うためには、職員が住民の先頭に立って救助救出活動にあたる必要があることから、東京消防庁の協力を得て、全職員を対象に応急手当講習会を実施する。

《警視庁》

9月1日の震災警備訓練のほか、宿直時間帯における初動措置訓練等、年間を通じて区市町村及び地域住民と協力して随時実施する。

訓練項目：警備要員の招集及び部隊編成訓練、情報収集伝達訓練、各級警備本部設置、交通規制訓練、避難誘導訓練、広報訓練、救出救護訓練、津波対策訓練、通信伝達訓練、装備資器材操作訓練とする。

参加関係機関：都、防災機関、防災区民組織（町会・自治会等）、地域住民、交通規制支援ボランティア、事業所等とする。

《東京消防庁》

震災消防活動能力の向上を図るため震災消防訓練を実施するとともに、年1回、全庁的に総合震災消防訓練を実施する。

訓練項目：非常招集命令伝達訓練、参集訓練、初動処置訓練、情報収集訓練、通信運用訓練、警防本部等運営訓練、部隊編成訓練、部隊運用訓練、火災現場活動訓練、救助・救急活動訓練等を実施する。

参加関係機関：都、防災機関、消防団、東京消防庁災害時支援ボランティア、他消防本部、協定締結団体等とする。

第2節 事業継続体制の確保

1 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
区（各部）	(1) 区のBCPの策定 (2) 地域防災計画の継続的な改善のための点検・見直し (3) 運営計画（マニュアル）の整備・更新 (4) 事業者のBCP策定の促進
都（各局）	(1) 都政のBCPに基づいた各局マニュアルの整備

2 詳細な取組内容

(1) BCPとは、Business Continuity Planの略であり、災害発生時等に短時間で重要な機能を再開し、事業を継続するために事前に準備しておく対応方針を計画として作成するものである。

(2) その内容としては、事業のバックアップのシステムやオフィスの確保、災害に即応した要員の確保、迅速な安否確認要領等である。

(3) 事業継続の取組みは、以下の特徴をもっている。

ア 事業に著しいダメージを与えかねない重大被害を想定すること。

イ 災害後に活用できる資源に制限があると認識し、生命と財産の保護及び生活基盤の維持の活動を基本に継続すべき重要業務を絞り込むこと。

ウ 各重要業務の担当ごとに、どのような被害が生じると、その重要業務の継続が危うくなるかを抽出して検討すること。

第5章 応急対応力の強化

第2節 事業継続体制の確保／第3節 消火・救助・救急活動体制の整備

エ 重要業務の継続に不可欠で、再調達や復旧の制約となりかねない重要な要素(ボトルネック)を洗い出し、重点的に対処すること。

オ 重要業務の目標復旧時間を設定し、その達成に向け事前準備をすること。

カ 指揮命令系統の維持、情報の発信・共有、災害時の経営判断の重要性等、危機管理や緊急時対応の要素を含んでいること。

【BCP策定による事業の確保と早期復旧のイメージ】

(イメージ図は、第2部第2章「足立区業務継続計画(BCP)の概要」P.82)

(ア) 区は平成31年3月に策定したBCP【地震編】に基づき対策を実践するとともに、平時からその結果を点検し、見直しを行う等継続的な取組みを実施するほか、地域防災計画の改訂等に伴って随時修正していくことが重要である。

(イ) BCPにおいて対象となる非常時優先業務とは、区民の生命・財産を守り、社会秩序を維持するために、被災時においても限られた資源を有効に活用して実施することが必要な業務である。

自治体の業務における非常時優先業務は、①優先度の高い通常業務、②応急対策業務、③優先度の高い復旧・復興業務の3つの業務区分から成る。

【自治体の非常時優先業務】

(図は、第2部第2章「足立区業務継続計画(BCP)の概要」P.82)

(ア) 事業者がBCPを策定することにより、震災発生時においても、事業の継続や迅速な復旧が図られるほか、地域貢献・地域との共生を通じて地域の早期復興にもつながることから、都と連携し、事業者のBCP策定を促進する。

第3節 消火・救助・救急活動体制の整備

1 対策内容と役割分担

消火・救助・救急活動等を迅速かつ的確に行うため、必要な体制を整備する。災害時においては、応急対策用資器材の入手が困難になることが予想されることから、区及び関係防災機関は、平素から災害用資器材の備蓄を行う。被害が大きく、備蓄した資器材に不足が生じた場合等に備え、あらかじめ受援計画を策定し、計画に基づき応急対策活動に必要な要員も含めて、他地区からの応援を速やかに要請するなど、迅速かつ適切な措置がとれるよう努める。

機 関 名	対 策 内 容
区(危機管理部、都市建設部)	(1)災害時に必要な装備・資器材の充実強化を図る。 (2)防災関係機関との救助・救急体制を整備する。
警視庁	(1)災害時に必要な・資器材の整備及び充実強化 (2)緊急交通路等を確保するために必要な体制の強化
東京消防庁	(1)災害時に必要な装備・資器材の充実強化を図り、消火・救助・救急体制を整備 (2)関係機関と連携した多数傷病者の搬送体制の確立
自衛隊	(1)関係防災機関等と連携した活動体制の確立
関東地方整備局	(1)関東ブロックを管轄する防災関係機関が連携した、「関東防災連絡会」による、情報共有・連絡体制の構築

第5章 応急対応力の強化

第3節 消火・救助・救急活動体制の整備

2 詳細な取組内容

《区（危機管理部、都市建設部）》

- (1) 区（救出部、緊急災害対策本部）の使用する救出用資器材等、区の救出救助に必要な資器材等の充実強化を図る。（資料編震災編 第17「救出用資器材」P.61）
- (2) 避難場所等における応急対策用の資器材を区内7箇所の災害備蓄倉庫（資料編震災編 第52「足立区応急対策用物資備蓄場所一覧」P.170）に、避難所運営に必要な物品を区内132箇所の小中学校及び高校・大学等に備蓄している。
- (3) 救助用資器材を91箇所の消防団資器材庫、161箇所の防災区民組織（町会・自治会等）、17箇所の区民事務所及び104箇所の小中学校に整備している。
- (4) 倒壊建物等からの救助救出活動は1分1秒を争うものであるため、さらに広範囲に、きめ細かく資器材を配備する。しかし、機材があってもそれを使える要員が必要なことから、当面は応急活動可能な組織を対象に、計画的に配備していく。
- (5) 区（救出部）の活動について、防災関係機関との事前調整や訓練等を行い、災害時に有効な活動が行えるよう連携体制を構築する。
※ 救出部の構成は、警視庁、東京消防庁、自衛隊、区（都市建設部）とする。

《警視庁》

- (1) 災害時に必要な装備資器材の整備及び充実強化を図り、効果的に資器材を活用した迅速、的確、安全な救出救助活動が行えるようにする。
- (2) 発災時に迅速な救出救助活動が実施できるよう、警視庁に平素から、機動隊等のレスキュー隊経験者を中心とした救出救助部隊を編成し、各種訓練を反復、継続して実施することにより、署員の災害対処能力の向上に努める
- (3) 大震災等発災時における集団警備力としての機動隊の更なる災害対応力の向上を図るため、被災者の救出救助等に関する実践的・効果的訓練を行うとともに、各種震災対策用資器材の整備を図る。
- (4) 警視庁特殊救助隊の対処能力の向上、航空隊と連携した救出救助活動の強化等を図る。
- (5) 発災直後から緊急自動車専用路を速やかに確保するため、継続して交通規制訓練を実施するとともに、交通規制用資器材の整備を図る。

《東京消防庁》

- (1) 東京消防庁（足立区内）は、第六消防方面本部及び千住・足立・西新井消防署に、ポンプ車、化学車、はしご車、救助車、救急車等92台を配備する等災害に備えている（令和2年4月現在）。
（資料編震災編 第18「消防力一覧」P.62）
- (2) 平時の消防力を地震時においても最大限に活用するため、地震被害の態様に即した各種の計画等を策定し、有事即応体制を確立する。
- (3) 不整地走行能力の高い車両を活用するとともに、道路啓開のため、警視庁等との連携体制を確保する。
- (4) 震災時に同時多発する救急事象に対応するため、整備計画に基づいて救急隊の増強整備を図り、非常用救急車の運用を含め震災時の傷病者搬送体制を強化する。

第5章 応急対応力の強化

第3節 消火・救助・救急活動体制の整備／第4節 広域連携体制及び民間団体等との連携体制の構築

- (5) 救急救助活動を効果的に実施するため、救急救命士等救急隊員を養成するとともに、職員の教育訓練をさらに充実する。
- (6) 高度救急資器材や消防隊用応急救護資器材を活用し、救急現場での救命効果向上を図る。
- (7) 傷病者の速やかな搬送及び区民への情報提供を的確に行うため、「広域災害・救急医療情報システム（EMIS）」を活用し、医療情報収集体制の強化を図る。
- (8) 東京民間救急コールセンター登録事業者協議会、タクシー事業者(サポートCab)等と連携し、多数傷病者の搬送補完体制の確立を図る。
- (9) 応援航空機の受入れ体制及び衛星通信等を利用した情報体制の整備、活動計画等の策定、協定等に基づく消防機関相互の定期的な訓練の実施により、応援航空機との連携体制を強化する。

《自衛隊》

- (1) 東日本大震災の教訓等を踏まえ、災害派遣に関する各種計画等を修正する。
- (2) 東京都、関係防災機関等と連携した実践的な防災訓練の実施、参加により、その連携を強化する。

第4節 広域連携体制及び民間団体等との連携体制の構築

1 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
区（各部、危機管理部）	(1) 他自治体との相互応援協定の締結 (2) 受援計画の策定とそれに基づく受援体制の構築 (3) 協定締結先民間団体等との連携体制の強化

2 詳細な取組内容

- (1) 災害時において他の地方公共団体の協力が得られるよう、他の地方公共団体と協定を締結し、協力態勢を構築する。
- (2) また、他の地方公共団体からの応援がより円滑に行われるよう、受援計画を策定し、それに基づき、次の事項について、事前に調整し、受援の体制を構築する。
 - ア 派遣職員に必要な備品の準備（携帯電話・パソコン・地図等）
 - イ 派遣職員に依頼する業務の選定
 - ウ 指揮命令系統の明確化
 - エ 効率的な作業のための機材等の選定
 - オ 関係機関との日常的な協力・連携
- (3) 区（各部）は、協定締結先民間団体等との災害時の連携が円滑に行われるよう、関係する団体等との事前の協議や訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続き等の確認を行う。
- (4) 区（各部）は、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するものとする。
- (5) 区（各部）は、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。

第5章 応急対応力の強化
 第5節 応急活動拠点等の整備

第5節 応急活動拠点等の整備

1 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
区（関係部、危機管理部、施設営繕部）	(1)免震構造の導入や非常電源等の整備 (2)津波等の浸水にも対応できる施設計画や配置 (3)実態に即した職員用の備蓄品等 (4)オープンスペース等活動拠点の確保 (5)ヘリコプター活動拠点の確保 (6)大規模救出救助活動拠点等の確保 (7)ヘリサインの整備
都（各局）	(1)オープンスペースの確保 (2)大規模救出救助活動拠点等の確保 (3)ヘリコプター活動拠点の確保 (4)発災時における応急活動拠点の整備

2 詳細な取組内容

(1) 応急活動拠点の整備

ア 区の活動拠点となる区民事務所や避難所等は、ライフライン機能が途絶し余震が頻発する中でも機能維持できるよう非常用電源等を順次整備していくとともに、津波等の浸水にも対応できるよう施設計画や配置について配慮する。

イ 「公共施設等整備基準」や「公共建築物整備基準」を改正し、浸水を考慮した規定を追加することで、防災備蓄倉庫や電気設備、避難スペース等の確保に努める。

ウ 業務継続計画（BCP）で特定した優先すべき業務、復興業務等に必要となる情報システム、内線電話、コールセンター等についても耐震機能を確保する。

エ 職員用の備蓄品等については、東日本大震災での活動状況を踏まえ、実態に即した整備を行う。

オ 活動拠点の中心となる区本庁舎の整備状況は次のとおりであるが、今後、本庁舎の改修に向けた基本計画の中で本庁舎の災害対策機能について検討していく。

なお、災害時に中央館1階アトリウムにおいて様々な対策が取れるよう、災害情報のモニタリング等、応急活動拠点としての整備を行っている。

【区本庁舎の規模・施設等】

項 目		南 館	中央館	地 下	北 館
構 造		鉄骨造	鉄骨鉄筋コンクリート造	鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄筋コンクリート造	鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造及び鉄骨造
		地下3階、地上14階、塔屋2階			地下2階、地上4階、塔屋1階
面積	敷 地	22,070 m ²			
	延べ床	75,213 m ²			

【平常時の設備】

項目		本庁舎	
		中央館・南館	北館
電気設備	受電方式	特別高圧 22KV (本線・予備線)	
	変圧器容量	5,000KVA × 2台	
	発電機	自家発電設備 (常用発電機 (コージェネ) 300KW 1基)	
給排水設備	上水設備	受水槽 40 m ³ 1基	受水槽 26 m ³ 1基
		高置水槽 6 m ³ 1基	高置水槽 5 m ³ 1基
		防火用水槽 (躯体利用) 150 m ³ 1基	雑用水受水槽 (躯体利用) 150 m ³ 1基
	中水設備 (雑排水・雨水等利用設備)	中水貯留槽 (躯体利用) 95 m ³ 1基	
		中水高置水槽 6 m ³ 1基	雑用水高置水槽 8 m ³ 1基
		雨水貯留槽 (躯体利用) 500 m ³ 1基	
	給湯設備	中央式 ガスエンジン排熱利用 (流し、手洗い用)	局所式 電気貯湯式湯沸器
		貯湯槽 (2.5 m ³ 、1.5 m ³ 、1.0 m ³) 3基	
		局所式 電気貯湯式湯沸器 (飲料用)	

【非常時の設備】

項目		南・中央館	北館	備考
電気設備	非常用発電機	2,000KVA 1基 設置場所 地下1階 燃料タンク 特A重油 50,000ℓ	500KVA 1基 設置場所 地下1階 燃料タンク 特A重油 12,000ℓ	非常電源 72時間対応
	無停電電源設備	コンピュータ用電源 (200KVA × 2台並列待機冗長運転)	—	—
給排水設備	防災用水槽	防火飲料用水槽 (躯体利用) 150 m ³ 1基 (通常時は冷却塔及び中水設備の補給水に利用)	雑用水受水槽 (躯体利用) 150 m ³ 1基 (通常時は雑用水及び冷却塔の補給水に利用)	飲用には非常災害用浄水装置の利用が必要
	防火水槽 (参考)	80 m ³ × 2 (庁舎敷地内) (参考) 100 m ³ (隣接中央公園内) (参考)		
防災設備 その他	自動火災報知設備、防排煙設備、避雷針、スプリンクラー消火、屋内消火栓、泡消火、ハロゲン化物消火、連結送水管、ダクト消火、消防用水			

第5章 応急対応力の強化

第5節 応急活動拠点等の整備

(2) オープンスペース等活動拠点の確保

ア 震災時に、避難誘導、救出・救助、医療搬送、ボランティア参集、ライフライン復旧等の応急対策活動を迅速かつ効率的に行うことで、人命の保護と被害の軽減を図るとともに、震災後の区民生活の再建と都市復興を円滑に進めることができる。そのため、事前にこれら活動に供する土地及び家屋の確保に努めることを足立区災害対策条例で定めている。

イ 区はオープンスペースである荒川の高水敷等施設についての活用計画については、「荒川下流防災施設活用計画」に基づく。

ウ 都は、都内の利用可能なオープンスペースを国及び区並びに関係機関と協議のうえ、把握し具体的な使用方法等を確立する。

エ 震災時の応急対策活動が円滑に行えるよう、活動拠点やアクセス機能の整備について、施設管理者が都及び区の協力のもとに取組むとともに、都と施設管理者は、発災時の使用に係わるマニュアル等を作成する。

(3) ヘリコプター活動拠点の確保

ア 区は、迅速な救出・救助、消防活動、物資輸送等に資するためにヘリコプターの緊急離着陸場を国や都及び関係機関と協議のうえ、あらかじめ確保する。

イ 医療機関近接ヘリコプター緊急離着陸場については、都が指定する災害拠点病院から概ね5km以内の陸路地点に医療機関近接ヘリコプター緊急離着陸場を指定する。

ウ 上記以外の用途のヘリコプター離着陸場としての候補地をあらかじめ選定し、災害時には、この候補地の中から必要に応じて使用するための措置を国や都及び関係機関と連携して行う。

(資料編震災編 第20「ヘリコプター災害時臨時離着陸場所適地」P.65)

(4) 大規模救出救助活動拠点等の確保

ア 区は、自衛隊、警察災害派遣隊(広域緊急援助隊)、緊急消防援助隊(消防)、その他の広域支援・救助部隊等のベースキャンプとして活用するオープンスペース(大規模救出救助活動拠点)を国や都及び関係機関と協議のうえ、あらかじめ確保する。

イ 都が指定している足立区内の大規模救出救助拠点は舎人公園及び足立清掃工場である。なお、発災時には活動拠点となるオープンスペースが更に必要であり、引き続き拠点を確保していく。

(5) ヘリサインの設置

ア 震災時に、被災地上空から被害状況を確認するとともに、地上の救助活動部隊や災害対策本部と連携し、迅速・効率的なヘリコプターによる応急対策活動を行うため、ヘリサインは、応援航空部隊の道しるべとして、また、避難所等、災害対策上重要な施設を上空から即時に特定する上で、重要な役割を果たす。

イ 区は、所有する建築物の屋上へ、ヘリコプターから視認できる施設名を表示する取組みを進める。

ウ ヘリサインの設置に当たっては、「九都県市首脳会議防災対策委員会による申し合わせ事項」を基準にする。

(資料編震災編 第22「九都県市公共建築物におけるヘリサイン表示に関する申

し合わせ事項」P.66)

(6) 施設管理者が行う建物の安全確認

施設管理者は、「大規模地震発生直後における施設管理者等による建物の緊急点検に関わる指針（平成27年2月 内閣府（防災担当）」を用いて安全点検の実施を徹底する。また、平常時からのカルテ・チェックシートを活用し、避難訓練での運用など安全確認の実施に向けた準備を行わなければならない。

第6章 情報・通信の確保

第1節 情報システム及び防災機関相互の情報・通信連絡体制の整備

第6章 情報・通信の確保

第3部 災害予防計画 第6章 情報・通信の確保	第4部 災害応急対策計画 第6章 情報・通信活動	第5部 災害復旧計画
第1節 情報システム及び防災機関相互の情報・通信連絡体制の整備 (P. 176)	第1節 災害情報等の迅速な通信・連絡の実施 (P. 329)	
第2節 住民等への情報提供体制の整備 (P. 182)	第2節 被害状況等の情報収集・分析及び災害等情報の提供 (P. 332)	
第3節 住民相互の情報連絡等の環境整備及び周知 (P. 185)	第3節 防災関係機関等と連携した広報活動の実施 (P. 340)	
	第4節 広聴体制の確立と被災者相談等の実行 (P. 346)	
	第5節 住民相互の情報連絡等 (P. 347)	

第1節 情報システム及び防災機関相互の情報・通信連絡体制の整備

1 対策内容と役割分担

区各部、出先機関等の区施設、防災関係機関、都等との情報連絡体制を構築する。
また、住民、被災者、避難者等への情報伝達手段を確保する。

機 関 名	対 策 内 容
区 (各部、危機管理部 (防災センター))	<ul style="list-style-type: none"> (1) 都本部との情報連絡体制を構築 (2) 固定の同報系 (一斉通信) や移動系の防災行政無線の整備 (同報系については、屋外子局の増設及びデジタル式への更新) (3) 生活関連機関 (電気・ガス・交通運輸等) との情報連絡体制の整備 (4) 教育関連機関 (学校、教育委員会等)、関係者間 (生徒、教職員、保護者等) の情報連絡体制の整備 (5) 情報伝達手段の多様化 (6) 災害対策本部機能を支援する情報システム等の整備 (7) 緊急地震速報 (※1) の活用 (8) 全国瞬時警報システム (J-A L E R T) (※2) の活用 (9) 緊急情報ネットワークシステム (E m - N e t) (※3) の活用 (10) 災害用デジタルサイネージ (※4) の活用 (11) 足立区地域防災無線の通信訓練の定期実施 (12) 避難所との情報連絡体制を構築 (13) 無人航空機 (ドローン) 運用体制の整備 (14) 災害定点カメラ (高所カメラ、北千住駅前カメラ) の活用
都 (総務局)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 東京都防災行政無線を基幹として、都各局保有の無線等の通信連絡手段により、関係防災機関と情報連絡体制を構築 (2) 国の現地対策本部、総務省消防庁、自衛隊、他府県等との情報連絡体制を構築 (3) 地震計ネットワークの運用 (4) 緊急地震速報 (※1) の活用 (5) 全国瞬時警報システム (J-A L E R T) (※2) の活用 (6) 緊急情報ネットワークシステム (E m - N e t) (※3) の活用

第6章 情報・通信の確保

第1節 情報システム及び防災機関相互の情報・通信連絡体制の整備

機 関 名	対 策 内 容
警視庁	(1)各方面本部、管下警察署及び関係防災機関との情報連絡体制の構築
東京消防庁	(1)震災消防対策システムの運用
自衛隊	(1)東京都と東部方面総監部との間の通信基盤の整備促進

※1 緊急地震速報（警報）

緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、事前にこれから強い揺れが来ることを知らせる警報である。ただし、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない。

※2 全国瞬時警報システム（J－A L E R T）

気象庁から送信される気象関係情報や、内閣官房から送信される有事関係情報を人工衛星を利用して地方公共団体に送信し、区市町村の同報系防災行政無線等を自動起動させるシステムである。

消防庁からは、情報番号、対象地域コード情報等を送信し、全地方公共団体が受信する。地域コードに該当する地方公共団体においては、情報番号に対応する予め録音された放送内容を自動的に放送する。

※3 緊急情報ネットワークシステム（E m－N e t）

総合行政ネットワーク（L G W A N）を利用して、国（官邸）と地方公共団体間で緊急情報の通信（双方向）を行うもので、メッセージを強制的に相手側に送信し、迅速・確実に緊急を要する情報等を伝達する。この際、配信先へのアラーム等による注意喚起、メッセージの送達確認、添付資料の閲覧確認が可能である。なお、従来どおり FAX による情報伝達も並行して行う。

※4 災害用デジタルサイネージ

災害時に一時滞在施設や、交通機関の状況等を帰宅困難者に提供することを目的としたモニターである。平常時は、区の情報だけでなく、警察署や消防署、地域の情報等を毎日提供している。

災害時には、区庁舎内の情報収集指令室からネットワークを通じて即時に情報の提供や更新を行い、的確かつ迅速に避難誘導を行う。

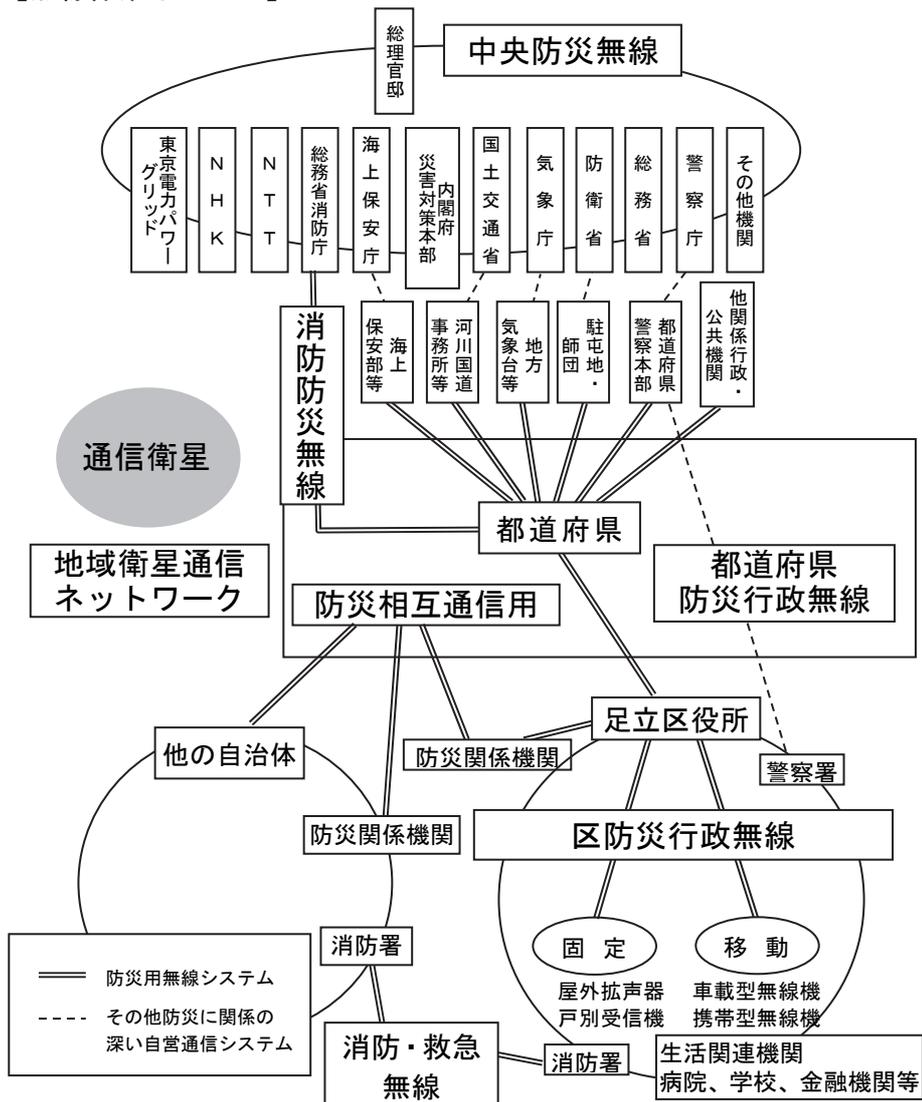
また、緊急地震速報を受信すると、自動的にNHK放送に切り替わり、さらに、J－A L E R Tにより気象警報や有事関係情報を受信した際には、自動的にそれらの情報を提供する。

第6章 情報・通信の確保

第1節 情報システム及び防災機関相互の情報・通信連絡体制の整備

2 詳細な取組内容

【無線体系イメージ】



《区（各部、危機管理部（防災センター））》

(1) 防災機関相互の情報・通信連絡体制

ア 足立区地域防災無線（足立区防災行政無線移動系無線システム（260MHz帯）、及びMCA無線システム）又はその他の手段により、区内にある関係防災機関及びその他重要な施設の管理者等との間で通信手段を確保する。

（資料編震災編 第31「地域防災無線系統図及び情報連絡」P.90、第32「東京都災害対策本部を中心とした通信連絡の系統図」P.91）

イ 電気・ガス事業者や交通運輸機関などの生活関連機関との間の情報連絡のため、足立区地域防災無線等通信手段の維持管理に努める。

ウ 通信手段の確保については、有線電話や足立区地域防災無線のアクセスが集中することで、通信が繋がりにづらくなることを想定し、インターネットメール、ソーシャルメディア等の情報伝達ルート多重化に努める。

第6章 情報・通信の確保

第1節 情報システム及び防災機関相互の情報・通信連絡体制の整備

エ 区及び各施設管理者、各関係機関等は、各種情報・通信連絡手段（足立区地域防災無線等）について、訓練等を通じて操作の習熟を深めるとともに、手段ごとの特徴を把握し、災害のどのような場面で活用すれば有効か検討、実施する。

オ 避難所等を情報連絡の拠点に位置付け、体制の整備に努める。

(ア) 避難所では、各種情報（物資、健康、衛生、要配慮者、周辺被害等）を集約し、必要に応じ、電話、FAX、移動系無線等を用いて、区本部に伝達する体制を整備する。また、令和4年度導入予定の災害情報システムでは、クラウドサービスの活用により、リアルタイムでの情報収集・共有が可能となるシステムを構築していく。

(イ) 区民事務所等の公共施設についても、地域の情報拠点として位置づけ、区民から得られた情報を集約し本部に伝達する。

カ 応急対策をより効果的に実施するため、また近年の自然災害の多様化等にも対応するために、技術の進歩や図上訓練等の検証結果を踏まえながら無線等通信機器や防災センター及び災害情報システム機器について、随時見直しを行う。

(2) 既存の災害用情報連絡、伝達機器

ア 移動系無線システム（260MHz帯）

(ア) 災害時における、防災関係機関等との連絡手段として配備しており、1対1の通話が基本だが、一斉通信による的確な意思伝達とともに、無線FAXによる紙媒体での連絡も可能である。また、庁舎内線電話との通話も可能であり、移動中の職員用としても活用する。

(イ) 同無線は、運用局を区施設以外にも駅事務室、病院、協定機関、大学、警視庁、東京消防庁、さらに小中学校等に整備され、有線電話途絶時の最も基幹的な連絡手段となる。

(ウ) 電気・ガス事業者や交通運輸機関等の生活関連機関との間の情報連絡のため、同無線の整備を行っている。

(エ) 災害時において、同無線通信の円滑な遂行を図るため、次のとおり通信手続、無線機の操作等に関する訓練を実施する。

a 実施機関及び場所については、毎月、定期点検を兼ねて、各機関と基地局相互間とする。

b 参加機関は、特別な場合を除き、全ての設置施設を対象とする。

c 実施要領は、足立区防災行政無線局管理運用要領に定めるほか、関係機関と協議して定める。

イ MCA無線システム（800MHz帯）

(ア) 災害時において、緊急災害対策本部、区民事務所内、防災関係機関内等での情報連絡手段として活用する。使用はトランシーバータイプによる意思伝達であるが、防災センターに配備された1台のみ一斉放送が可能。

ウ 衛星電話

(ア) 地上回線に加えて衛星回線を確保する等、通信システムの2重、3重化により、災害時においても確実な通信を確保する必要がある。

区では、3機の衛星携帯電話を確保している。

第6章 情報・通信の確保

第1節 情報システム及び防災機関相互の情報・通信連絡体制の整備

エ 東京都の情報通信機器

(ア) 区には、都多重無線網による無線電話、無線FAXのほか、都多重無線網を利用した東京都災害情報システム(DIS)のコンピュータ端末が設置され、気象情報を中心としたデータが24時間監視可能なシステムになっている。有事の際には、東京都災害情報システムによって被害情報を都に報告するばかりでなく、区内外の防災機関との重要な通信手段となる。

オ 他機関とのテレビ会議用装置

「東京都防災行政無線会議端末装置」、「国土交通省画像回覧装置」が設置されており、河川や橋等の監視カメラ映像の閲覧、災害時におけるテレビ会議に活用する。

カ 同報系(固定系)無線システム

(ア) 平常時は、夕焼け放送などを行っている。有事の際、区防災センターから区内全域に設置された屋外子局(202箇所)使って、一斉あるいは局地的に放送を流し、住民の避難誘導等を行う。

(イ) 同無線は庁舎震度計連動緊急放送(計測震度5弱以上の場合)に加え、J-ALERT(全国瞬時警報システム)と連動し、緊急地震速報(区内予想震度5弱以上の場合)が自動放送される。

(3) 既存の災害対策本部機能を支援する情報システム機器

ア 足立区災害情報システム

災害情報の入力、集計及び防災設備のデータ整理、蓄積、検索等を行うもの。

イ 水位・雨量・気象観測システム

区内6箇所の水位観測および区内5箇所の雨量観測、本庁舎付近の風向風速等の観測を行うもの(資料編風水害編 資料21「雨量・水位通報」 雨量観測所一覧表 P.356、水位観測局一覧 P.357 参照)。

ウ 地震防災システム

区役所本庁舎内2箇所に震度計を設置

エ 各種カメラシステム

高所カメラ、河川監視カメラ、北千住駅前カメラ、災害用定点カメラ(ビュー坊カメラ)

オ 無人航空機(ドローン)

都市建設部は、機動的な情報収集活動を行うため、無人航空機(ドローン)の運用体制を整備している。

《区(各部)》

(1) 足立区地域防災無線や各部保有の通信連絡手段により、所管施設や関係機関と情報連絡体制を構築する。

(2) 各部で、応急対策等に関わる防災関係機関との足立区地域防災無線を使用した連絡訓練等を行う。

第6章 情報・通信の確保

第1節 情報システム及び防災機関相互の情報・通信連絡体制の整備

- (3) 災害時に必要となる情報（所管施設の利用者の安否情報、施設被害情報等）を事前に検討し、マニュアルへ反映する等、情報収集体制を構築する。

《警視庁》

- (1) 警察無線、警察電話及び防災行政無線等により、各方面本部、管下警察署及び関係防災機関と情報連絡体制を構築する。

《東京消防庁》

- (1) 消防救急無線、消防電話及び防災行政無線等により、各方面本部、管下消防署、消防団及び関係防災機関と情報連絡体制を構築する。
- (2) 救急告示医療機関等への病院端末装置の拡充整備を推進する。
- (3) 高所カメラの整備、緊急情報伝達システム、他機関保有映像の活用等により情報収集伝達体制を強化する。

《陸上自衛隊》

- (1) 東京都と東部方面隊（東部方面総監部・第1師団司令部）との間に情報連絡態勢を構築する。
- (2) 東京都庁への自衛隊基地電話の延長、陸自へり映伝映像及び会議映像の配信等を行う。

《その他共通事項等》

- (1) 都本部、都各局、区及び防災機関は、情報の収集、伝達に関する直接の責任者として正副各1名の通信連絡責任者を選任する。また、通信連絡責任者は、通信連絡事務従事者をあらかじめ指名しておく。
- (2) 区及び防災機関は、夜間、休日を含め、常時、都と通信連絡が開始できるよう必要な人員を配置する。
- (3) それぞれの通信連絡系統のもと、無線通信等により通信連絡を行う。
- (4) 防災対策に係る行政機関、公共機関、地方公共団体等の団体相互間で防災活動を迅速に実施するために、これらの機関相互間で通信が必要な場合は、防災相互通信無線を利用する。

※ 防災相互通信無線：関係防災機関の間で、被害情報等を迅速に交換し、防災活動を円滑に進めることを目的としたもので、国、地方公共団体、電力会社、鉄道会社等で導入されており、同無線を利用するには、専用の無線設備を整備するか、自営の無線設備で決められた周波数帯の防災相互波で通信できるように組み込む必要がある。

- (5) 各防災機関は、それぞれの通常の通信系が被災により使用不能となることを想定し、他団体・他機関の自営通信システムを利用する方法をあらかじめ計画しておく。
- 他団体・他機関の自営通信システムの利用計画策定に際しては、「関東地方非常通信協議会」を通じて事前の調整を行う。
- (6) アマチュア無線を活用する場合は、一般社団法人日本アマチュア無線連盟を經由して情報収集を行う。

第6章 情報・通信の確保
第2節 住民等への情報提供体制の整備

第2節 住民等への情報提供体制の整備

1 対策内容と役割分担

足立区HPの災害時の機能強化や災害情報提供手段の多様化により、区民への情報提供体制を整備するとともに、報道対応の円滑化を図る。

機 関 名	対 策 内 容
区（関係部、政策経営部、危機管理部）	（1）地域住民への情報連絡のために固定の同報系や移動系の防災行政無線を整備 （2）住民への情報伝達手段の多様化 （3）新聞社及び放送機関との連携体制を整備 （4）障がいの種別に応じた情報弱者への広報
都（政策企画局）	（1）放送要請・報道要請等に関する協定の締結等新聞社及び放送機関との連携体制を整備
都（総務局）	（1）災害発生時に的確な対応が図れるような情報発信体制を確立 （2）東京都防災Twitter等新たな情報提供ツールの活用 （3）ライフラインの被害及び復旧状況を把握するため、ライフライン対策連絡協議会を設置
都（生活文化局）	（1）在住外国人等への情報の提供 （2）東京都防災Twitterをはじめとする防災関連情報を、都庁広報Twitterにより幅広く発信
都（都市整備局）	（1）避難誘導等の移動支援及び災害等の情報提供手段としてユビキタス技術の活用を検討
都（建設局、水道局、下水道局）	（1）災害発生時に的確な対応が図れるよう、必要な情報収集発信体制を確立
警視庁 東京消防庁	（1）HP、SNS等を活用した情報提供
東京電力パワーグリッド株式会社 東京ガス株式会社 NTT 東日本	（1）災害発生時に的確な対応が図れるよう、ライフラインや通信網の情報収集発信体制を確立

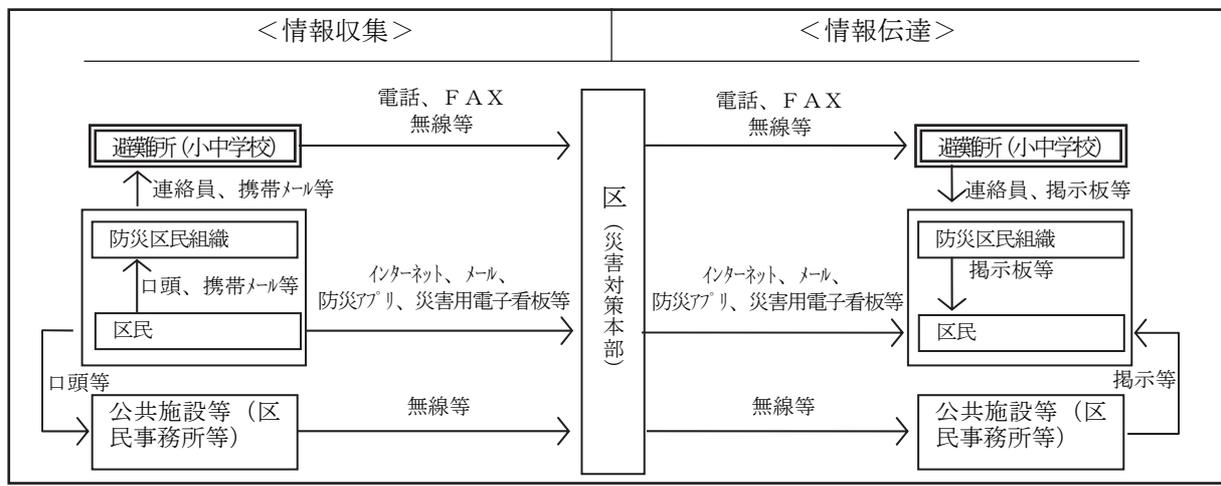
2 詳細な取組内容

《区（関係部、政策経営部、危機管理部）》

- （1）避難所を情報連絡の拠点と考え、体制を検討する。以下図がそのイメージである。
 - ア 避難所は、自主防災組織や区民の情報を集約し、災害対策本部に伝達する。また、伝達手段の1つである無線機の取り扱いについて習熟を図る。
 - イ 区民事務所等の公共施設も地域の情報拠点として位置づけ、区民から得られた情報を集約し本部に伝達する。
 - ウ 自主防災組織等は、緊急的な連絡が必要な場合は、直接災害対策本部へ伝達する。
 - エ 区は、上記体制を強化するため、情報連絡手段の確保に努める。
- （2）区民へ情報の入手方法等を周知する。
- （3）避難所以外に生活する被災者も含む区民への迅速、的確な提供情報（避難情報、災害情報、物資配給情報、医療・福祉等のサービスに関する情報）を検討する。

(4) 要配慮者のうち聴覚、視覚障がい等のコミュニケーション障がいを持つ者及び日本語を解さない外国人等の情報弱者への広報方法について、それぞれに応じた伝達手段及び方法を整備、推進する。

【地域と連携した情報連絡体制のイメージ】



【災害情報に係わる広報媒体及び活用方法】

媒体名	活用方法
足立区HP	HPに掲載
A-メール	登録者に対し、電子メールによる一斉配信
SNS (Twitter, LINE等)	SNSに配信、投稿
災害用デジタルサイネージ	公共施設、駅前等のパネルに遠隔操作による文字テロップ等放送
広報車	広報車1台(緊急指定車両)が巡回して要所に放送
災害時臨時FM放送局	区役所を放送局として、区内全域に放送
防災行政無線同報系放送	区内配置の無線局スピーカー(放送箇所202箇所)からの放送
防災無線テレホン案内	区民が電話で録音音声を確認
コールセンター	区民からの電話に対し、受託事業者、職員による電話対応
あだち広報	区内全世帯に対し配付
チラシ	町会自治会に配付(回覧) ※20,000~50,000部
ポスター	巡回して要所に掲示 ※200~500枚
日刊新聞	新聞6社(朝日・産経・東京・毎日・読売・日経)に対し、発表

第6章 情報・通信の確保
第2節 住民等への情報提供体制の整備

【災害情報に係る広報媒体及び活用方法】

媒体名	活用方法
区内紙等	上記6紙に加え都政新報に対し、発表
テレビ・ラジオ	テレビ、ラジオ各局に対し発表
	緊急を要する突発事項については、テレビ7局、ラジオ4局に対し、都広報室報道課より連絡
株式会社ジェイコム 東京足立局	区内全域CATV加入世帯に対し、文字データ放送を活用した行政情報の表示
緊急速報エリアメール	NTTドコモ、au、ソフトバンク携帯電話利用者に対し、電子メールによる一斉配信

《都総務局》《東京消防庁》

- (1) 火災の進展予測、要避難地域、安全避難方向等の情報を迅速・確実に住民へ周知するため、関係機関と連携して情報共有の体制を整える。

《各ライフライン事業者及びラジオ放送事業者》

- (1) 都とライフライン事業者間及びライフライン事業者相互間において、平常時の連絡を密にし、災害発生時に的確な対応が図れるよう情報連絡体制を確立するとともに、施設の防災力の向上を図ることを目的に、「東京都ライフライン対策連絡協議会」を設置している。
- (2) ライフライン5社（NTT東日本、NTTドコモ、東京電力パワーグリッド株式会社上野支社、東京ガス株式会社東部支店、都（水道局））は、在京ラジオ7社（日本放送協会、TBSラジオ&コミュニケーションズ、文化放送、ニッポン放送、ラジオ日本、東京FM、J-WAVE）と構築している恒久的ネットワークにより、在京ラジオ7社と必要に応じて、被害状況、復旧状況等の情報を共有する。

第3節 住民相互の情報連絡等の環境整備及び周知

1 対策内容と役割分担

住民相互に安否確認が取れる環境を整えるとともに、事前にその方法を周知する。また、災害情報等の入手方法も確認できる体制を整備する。

機 関 名	対 策 内 容
区（関係部、危機管理部）	（1）区民相互間の安否確認手段の周知
都（総務局）	（1）区相互間の安否確認手段の確保・周知 （2）その他通信手段の多様化や通信基盤の強化を推進
通信事業者	（1）安否確認手段の確保及び周知
鉄道事業者	（1）駅における情報提供体制の整備

2 詳細な取組内容

《区（関係部、危機管理部）》

- （1）区民が日頃から、安否確認等発災時の行動を家族とよく相談するよう周知する。
- （2）通信事業者や都の行う住民相互間の安否確認手段等について、区民に周知する。

《通信事業者》

- （1）安否確認手段の確保、区民向け通信基盤の充実や耐震化を推進する。
- （2）広く区民等に安否確認手段や災害時の情報入手手段の多様化を周知する。
- （3）早期復旧に向けた取組内容について周知する。

《鉄道事業者》

- （1）駅での情報提供等発災時における利用者への情報提供体制を整備する。

第7章 医療救護・保健衛生等対策
第1節 初動医療体制の整備

第7章 医療救護・保健衛生等対策

第3部 災害予防計画 第7章 医療救護・保健衛生等対策	第4部 災害応急対策計画 第7章 医療救護・保健衛生等対策	第5部 災害復旧計画 第4章 医療救護・保健衛生等対策
第1節 初動医療体制の整備 (P. 186)	第1節 初動医療活動 (P. 349)	第1節 保健衛生体制の確立 (P. 466)
第2節 医薬品・医療資器材の確保 (P. 189)	第2節 医薬品・医療資器材の供給 (P. 361)	第2節 火葬体制の確保 (P. 469)
第3節 医療施設の基盤整備 (P. 191)	第3節 医療施設の確保 (P. 365)	
第4節 遺体の取扱い (P. 192)	第4節 行方不明者の捜索、遺体の検視・検案・身元確認等 (P. 366)	

第1節 初動医療体制の整備

第1 情報連絡体制等の確保

1 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
区 (危機管理部、衛生部)	(1) 区内の医療機関及び医療救護班等との連絡体制を確立 (2) 区災害医療コーディネーターの設置と東京都地域災害医療コーディネーター (※6 資料編 第71「用語解説」参照。本章において、以下同様。) との情報連絡体制の構築 (3) 医薬品等卸売事業者との情報連絡や輸送等の連携訓練等の実施 (4) 医療救護活動拠点の設置 (5) 緊急医療救護所となる医療機関の防災無線やその他の通信手段の確保
都 (福祉保健局)	(1) 東京都災害医療コーディネーターを中心とした都全域の情報連絡体制を構築 (2) 災害拠点中核病院等に設置する医療対策拠点 (※8) において、東京都地域災害医療コーディネーターを中心に、圏域内及び東京都災害医療コーディネーターとの情報共有等の情報連絡体制を構築 (3) 東京都災害医療コーディネーター及び東京都地域災害医療コーディネーターによる医療資源の調整機能の確立 (4) 医療対策拠点と関係機関の情報通信訓練等を実施

2 詳細な取組内容

《区 (危機管理部、衛生部) 》

(1) 区の情報連絡体制

ア 区は、区内の医療救護活動等を統括・調整するために医学的な助言を行う区災害医療コーディネーターを設置する。区災害医療コーディネーターは、区衛生部及び区内医療機関等の医師から区長が指定する。

イ 区は、区 (医療部) 及び区災害医療コーディネーター (※7) が区内の被災状況や医療機関の活動状況等について迅速に把握できるように、情報連絡体制を構築する。

- ウ 災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するために、広域災害救急医療情報システム（※14）の活用に努め、操作等の研修・訓練を定期的に行うものとする。
- エ 情報連絡手段の複線化（EMIS、防災無線、衛星携帯電話、BC Portal（※16）、その他）に努める。

《都》

(1) 都全域の情報連絡体制

- ア 都は、都災害医療コーディネーター（※5）が、都全域の被災状況や医療機関の活動状況等について迅速に把握できるように、都地域災害医療コーディネーター（※6）、東京都医師会、東京都歯科医師会、東京都薬剤師会、病院及び区等の関係機関と連携し、情報連絡体制を構築する。

(2) 各二次保健医療圏の情報連絡体制

- ア 都は、二次保健医療圏を単位として地域災害医療連携会議（※9）を設置し、都地域災害コーディネーターを中心として、圏域内の医療資源の把握や医療機関及び行政機関等との連携等、地域の特性に応じた具体的な方策を検討する。

第2 医療救護活動の確保

1 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
区（危機管理部、衛生部）	(1) 区内の医療機関、医療救護班、歯科医療救護班、薬剤師班、柔道整復師班の確保 (2) 緊急医療救護所（※10）及び医療救護所（※11）の設置場所の確保 (3) 医療救護活動拠点（※12）の設置場所の確保と医薬品や資器材、水、食糧等の備蓄の推進 (4) DMAT、DPAT（※15）等の応援医療チームの受入及び支援体制の整備 (5) 負傷者や応援医療チーム等の搬送等を目的としたバスやタクシー事業者との災害時協定の締結
都（福祉保健局）	(1) 都医療救護班、都歯科医療救護班、都薬剤師班等の確保 (2) 東京DMAT（※1）及び東京DPAT（※15）隊員を養成 (3) 東京消防庁等とともに、救出救助活動と連携した東京DMATの活動訓練等を実施 (4) 病院や薬局等医療機関のBCP（事業継続計画）策定を支援
東京消防庁	(1) 東京DMAT連携隊を編成し東京DMATと連携 (2) 都（福祉保健局）等とともに、救出救助活動と連携した東京DMATの活動訓練を実施

第7章 医療救護・保健衛生等対策

第1節 初動医療体制の整備

2 詳細な取組内容

《区（危機管理部、衛生部）及び機関》

- (1) 医療救護班、歯科医療救護班及び薬剤師班等を編成等医療救護活動体制について、足立区医師会、足立区歯科医師会、足立区薬剤師会及び東京都柔道整復師会足立支部等と協議し、連絡体制を強化する。
- (2) 区は、災害拠点病院及び災害拠点連携病院等の近接地等に、緊急医療救護所の設置場所を確保する。（資料編震災編 第38「緊急医療救護所」P.110）
- (3) 区は、医療救護活動拠点を設置して、区災害医療コーディネーターを中心に、在宅療養者の医療支援等に関する調整・情報交換等を行うことができるように、体制を整備する。
- (4) 足立区災害時医療救護活動協議会及び同ワーキンググループを実施し、緊急医療救護所、情報連絡等災害時医療に関する協議を進める。
- (5) 医療救護所の立ち上げ及び運営、トリアージ、情報通信等実践的な訓練を行う。
- (6) 医療救護所スタッフ等の待機場所の確保や食糧の備蓄等、応援医療チームの受入及び支援体制を整備していく。

第3 負傷者等の搬送体制の整備

1 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
区（関係部、危機管理部、衛生部）	(1) 負傷者の搬送方法の検討 (2) 緊急医療救護所における傷病者の搬送体制の構築 (3) 緊急医療救護所スタッフ等の待機場所の確保や食糧の備蓄等、応援医療チームの受入及び支援体制の整備
都（総務局）	(1) 救出救助活動拠点等を選定し確保
都（福祉保健局）	(1) 行政機関や民間事業者団体を含め、複数の搬送手段を確保 (2) 被災地域外への広域搬送を確保するため、航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）（※13）の設置場所を確保 (3) 一般財団法人日本救急財団と協定を締結し、航空機による搬送手段を確保
都（港湾局）	(1) 医薬品、医療従事者等を搬送するため民間航空会社と協定を締結
東京消防庁	(1) 患者等搬送事業者と協定を締結

2 詳細な取組内容

《区（関係部、危機管理部、衛生部）》《都》《東京消防庁》

- (1) 区及び都は、車両や船舶等を保有する関係機関との新たな協定締結に向けて取組み、更に搬送手段の拡充を図る。
- (2) バス事業者やタクシー事業者等、輸送手段を有する事業者と災害時の協定の締結等をすすめる。
- (3) 緊急医療救護所スタッフ等の待機場所について、民間も含め確保する。
- (4) 緊急医療救護所等に水や食料の備蓄等を整備する。

第4 防疫体制の整備

1 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
区（衛生部）	(1)防疫用資器材の備蓄及び調達・配布計画を策定（飲み水の安全確保のための消毒薬等） (2)都、関係団体等と連携した動物救護体制の整備
都（福祉保健局）	(1)区、関係団体等と連携した動物救護体制の整備

2 詳細な取組内容

《区（衛生部）》

- (1) 防疫用資器材の備蓄及び調達・配布計画を作成しておく。
- (2) 都、関係団体等と連携し、動物救護活動への協力体制を整備する。
 （第3部 第9章第3節「避難所の管理運営体制の整備等」 P.214）

《都（福祉保健局）》

- (1) 飲み水の安全確保のための消毒薬の備蓄
- (2) 都は、被災動物の救護活動について、区や東京都獣医師会をはじめとした関係団体等との連携を強化し、動物収容施設の確保も含めた動物救護体制を検討していく。

第2節 医薬品・医療資器材の確保

1 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
区（危機管理部、衛生部）	(1)医療救護班用及び避難所用の医薬品等を備蓄 (2)足立区薬剤師会と連携し、災害薬事センター設置場所、運営方法、卸売販売業者からの調達方法をあらかじめ協議し訓練等を実施 (3)緊急医療救護所のインフラ喪失時に備えたレンタル事業者からの非常用発電機の調達や応急給水体制の整備
都（福祉保健局）	(1)都医療救護班や緊急医療救護所に医薬品等を供給できるよう、災害用救急医療資器材・単品補充用医薬品を備蓄 (2)災害拠点病院等が収容力を臨時的に拡大するために必要な応急用資器材及び医薬品等の整備支援 (3)医薬品集積センターの設置場所の要件や運営方法をあらかじめ関係機関と協議 (4)東京DMAT指定病院に災害時医療支援車（東京DMATカー）や医療資器材等を配備
足立区薬剤師会	(1)災害時の情報連絡体制を整備 (2)薬剤師班の編成体制等を整備 (3)災害薬事センターの運営の協力
災害拠点病院等	(1)3日分程度の医薬品等を備蓄 (2)BCPを作成、それに基づき医薬品等を備蓄

第7章 医療救護・保健衛生等対策

第2節 医薬品・医療資器材の確保

2 詳細な取組内容

《区（危機管理部、衛生部）》

- (1) 足立区薬剤師会等関係機関との連携・協力体制を整備しておく。
- (2) 足立区医師会、足立区歯科医師会、足立区薬剤師会等と協議のうえ、緊急医療救護所や避難所等で使用する医薬品等を備蓄するよう努める。備蓄量は発災から3日間で必要な量を目安とする。
 なお、区医師会との「災害時の医療救護活動についての協定」に基づき、初動医療救護活動に使用するための医薬品等を緊急医療救護所等に備蓄している。
- (3) 足立区薬剤師会と連携して、災害薬事センターの設置場所（状況に応じて複数箇所設置する）、災害薬事コーディネーターや運営方法、納入先及び納入先への搬送方法等具体的な活動内容（卸売販売業者は、原則として、緊急医療救護所で使用する医薬品は直接各緊急医療救護所へ、避難所で使用する医薬品は区の災害薬事センターへ納品する。）について協議しておく。
- (4) 災害薬事センターを複数箇所設置する場合には、中核となる災害薬事センターの災害薬事コーディネーターは足立区薬剤師会から選任し、その他のセンターの災害薬事コーディネーターは足立区薬剤師会と区が協議のうえ決定する。
 なお、中核となる災害薬事センターの災害薬事コーディネーターは、その他の災害薬事センターを統括する。
- (5) 区は、医薬品等の調達方法（卸売販売業者への発注方法等）について、あらかじめ具体的に足立区薬剤師会及び卸売販売業者と協議しておく。また、区は、医薬品等の卸売販売業者から円滑に調達が行えるよう、事前に、足立区薬剤師会と協力のうえ卸売販売業者と情報連絡や輸送等の訓練を行う等、連携体制を構築する。

【都の方針（参考）】

- ア 個人からの支援物資は基本的に受け入れない。
- イ 必要に応じて国やメーカーへ支援を要請する。
- ウ 都が要請した物資以外で製薬団体等から支援の申し出があった物資は、都が必要と判断したものを受け入れる（都に事前連絡が必要）。
- エ 都は発災後、医薬品集積センターを設置し、イ及びウによって提供された支援物資を医薬品集積センターで受け入れ、仕分けをしたうえで区の災害薬事センターへ提供する。

《災害拠点病院等》

- (1) 災害拠点病院、災害拠点連携病院は、3日分程度の医薬品等を備蓄する。
- (2) 災害拠点連携病院、災害医療支援病院、診療所、歯科診療所及び薬局は、災害時においても診療を継続できるようBCP（事業継続計画）を作成し、それに基づき医薬品等の備蓄に努める。

第3節 医療施設の基盤整備

1 対策内容と役割分担

広域的な連携体制のもと、迅速かつ的確に医療の提供を行うため災害拠点病院（※2）を強化し、災害時医療体制の充実を図る。

機 関 名	対 策 内 容
区（危機管理部）	(1) 地域防災無線等の整備 (2) 通信訓練の実施（関係各局） (3) 緊急医療救護所となる医療機関の電気・水道等のインフラ喪失時の対策の推進
都（総務局）	(1) 災害拠点病院等の石油燃料供給について、安定的に供給できるよう、実効性のある方策を構築 (2) 近江市等との広域後方医療に関する応援体制の確立
都（福祉保健局）	(1) 災害拠点病院（※2）を指定 (2) 災害拠点連携病院（※3）を指定 (3) 災害医療支援病院（※4）を位置付け (4) 医療機関の耐震化とともに、BCP（事業継続計画）の策定等を支援することで、水及び電力等のライフライン機能の確保を推進（「水の確保」については水道局、「電力等の確保」については東京電力等が策定） (5) 衛星携帯電話やEMIS（※14）等通信手段の確保 (6) 円滑な情報連絡体制を構築するために、災害拠点病院等との通信訓練を実施
都（下水道局）	(1) 災害拠点病院からの排水を受ける下水道管とマンホールの接続部分の耐震化

2 詳細な取組内容

《区（危機管理部）》

- (1) 災害拠点病院や災害拠点連携病院、その他緊急医療救護所となる病院等への防災無線等の配備を行う。
- (2) 緊急医療救護所となる医療機関の電気・水道等のインフラ喪失時に対応するため、発電機を保有する建設機械レンタル事業者等と協定し、災害時の非常用電源の確保に努めるとともに、応急給水用の可搬型給水タンク等の備蓄拡充等、災害時の緊急医療救護所の活動を維持する体制を整備する。

《都（下水道局）》

- (1) 災害拠点病院からの排水を受ける下水道管とマンホールの接続部分における耐震化に努める。

第7章 医療救護・保健衛生等対策

第4節 遺体の取扱い

第4節 遺体の取扱い

1 対策内容と役割分担

行方不明者や死亡者の捜索、遺体の収容、検視・検案等の各段階において、区及び関係機関が相互の役割を理解し、連携して取組む体制を整備する。

機 関 名	対 策 内 容
区（危機管理部、区民部、地域のちから推進部、福祉部、都市建設部）	(1) 遺体収容所の運営等に関する次の事項について、あらかじめ関係機関と協議を行い、条件整備に努める。 ア 遺体収容所の管理者の指定等、管理全般に関する事項 イ 行方不明者の捜索、遺体搬送に関する事項 ウ 検視・検案未実施遺体の一時保存等の取扱いに関する事項 エ 遺体収容所設置等に供する資器材の確保、調達、保管及び整備に関する事項 (2) 遺体収容所は、死者への尊厳や遺族感情への配慮、効率的な検視・検案・身元確認の実施に資するよう、下記の条件を満たす施設を事前に指定・公表するよう努める。 ア 屋内施設 イ 避難所や緊急医療救護所等他の用途と競合しない施設 ウ 検視・検案スペースの確保可能な一定の広さを有する施設 エ 身元不明者の一時保存場所として使用可能な施設 オ 搬送車両の駐車スペースを確保できる施設 (3) 指定にあたっては、水、通信等のライフライン及び交通手段の確保についても、可能な限り考慮する。 (4) 関係機関と連携し、遺体の搬送等広域火葬体制を確立する。
足立区医師会	(1) 東京都医師会や日本法医学会等と連携し、検案医の養成研修や死体検案認定医制度の普及啓発を図る。
都（福祉保健局）	(1) 区が設置する遺体収容所の衛生管理運営等を指導 (2) 東京都医師会や日本法医学会等と連携し、検案医の養成研修や死体検案認定医制度の普及啓発 (3) 遺体の火葬に関する広域連携体制を構築

第8章 帰宅困難者等対策

第3部 災害予防計画 第8章 帰宅困難者等対策	第4部 災害応急対策計画 第8章 帰宅困難者等対策	第5部 災害復旧計画 第5章 帰宅困難者等対策
第1節 帰宅困難者対策条例に基づく対策強化(P.193)	第1節 駅周辺での混乱防止(P.372)	第1節 徒歩帰宅者に対する代替輸送(P.472)
第2節 帰宅困難者への情報通信体制整備(P.200)	第2節 事業所等における帰宅困難者対策(P.378)	第2節 徒歩帰宅者に対する支援(P.474)
第3節 一時滞在施設の確保(P.200)		
第4節 徒歩帰宅支援のための体制整備(P.205)		

第1節 帰宅困難者対策条例に基づく対策強化

第1 対策内容と役割分担

首都直下地震への備えを万全とするためには、「自助」、「共助」、「公助」による総合的な対応が不可欠であり、帰宅困難者等の発生による混乱を防止するための一斉帰宅の抑制等の条例の内容を広く周知徹底する必要がある。

機 関 名	対 策 内 容
区（関係部、政策経営部、危機管理部、地域のちから推進部、産業経済部、都市建設部）	<ul style="list-style-type: none"> (1) 東京都帰宅困難者対策条例、東京都帰宅困難者対策実施計画の区民・事業者への周知 (2) 北千住駅前滞留者対策推進協議会及び綾瀬駅等滞留者対策推進協議会による対策強化 (3) 駅周辺の滞留者の一時滞在場所となる誘導先を確保 (4) 従業員用の防災備品備蓄倉庫の整備促進 (5) 災害用デジタルサイネージの活用
都（総務局）	<ul style="list-style-type: none"> (1) 「東京都帰宅困難者対策実施計画」の策定 (2) 東京都帰宅困難者対策条例の区民・事業者への普及啓発 (3) 都は、国とともに、首都圏自治体、鉄道・通信事業者、民間団体等からなる「首都直下地震帰宅困難者等対策連絡調整会議」を設置 (4) 各駅・地域間の連携・情報共有に資するため、広域的な立場から、都内区市町村、駅前滞留者対策協議会等が参加する東京都帰宅困難者対策フォーラムを開催
都（教育庁、生活文化局）	<ul style="list-style-type: none"> (1) 児童・生徒等の安全確保のための体制整備
都（都市整備局）	<ul style="list-style-type: none"> (1) 都市開発の機会を捉え、従業員用の防災品備蓄倉庫等の整備を促進
警視庁	<ul style="list-style-type: none"> (1) 所轄の警察署は、計画の策定、広報及び誘導要領等に関し、駅前滞留者対策協議会等に対して必要な助言 (2) 駅前滞留者対策協議会等と連携した訓練の実施 (3) 地域版パートナーシップを活用した広報・啓発活動の推進
東京消防庁	<ul style="list-style-type: none"> (1) 所轄の消防署は、駅前滞留者対策協議会等に対して指導助言 (2) 事業所防災計画の作成状況の確認、作成の指導

第8章 帰宅困難者等対策
 第1節 帰宅困難者対策条例に基づく対策強化

機 関 名	対 策 内 容
事業者	(1)従業員等の施設内待機に係わる計画の作成 (2)企業等における従業員等の一斉帰宅の抑制のための施設内における体制整備や必要な備蓄の確保 (3)企業等における施設内待機計画の策定と従業員等への周知 (4)耐震診断・耐震改修、家具類の移動防止措置、ガラス飛散防止措置等を実施 (5)発災時における従業員等との連絡手段、家族等との安否確認手段を従業員等へ周知 (6)自衛消防訓練等を定期的実施する際に、施設内待機に関する訓練を行い、必要に応じ改善を実施 (7)外部の帰宅困難者を受け入れるため10%程度余分の備蓄を検討
東京商工会議所 東京経営者協会 東京青年会議所	(1)団体及び会員企業向け啓発や対策の実施 (2)団体における連携協力体制の整備
駅前滞留者対策推進協議会	(1)各協議会における滞留者対策に関するルール（北千住ルール等）に基づいた対策の実施 (2)帰宅困難者の発生を想定した訓練の実施 (3)北千住ルール等の修正、区帰宅困難者対策マニュアルとの整合 (4)駅周辺事業者や地域住民への周知や対策の浸透
集客施設及び駅の事業者	(1)集客施設及び駅における利用者保護のための施設内における体制整備や必要な備蓄の確保 (2)集客施設及び駅における利用者保護計画の策定と従業員等への理解の促進 (3)耐震診断・耐震改修、家具の移動防止措置等の実施 (4)自治体等が管理所有する施設と隣接する場合は、連携して施設の安全を確保 (5)訓練等を定期的実施し、利用者保護の手順等について建物所有者等と確認・改善
区民	(1)外出時の発災に備えた必要な準備
商工会議所等	(1)企業備蓄の啓発 (2)団体及び会員企業向け対策の実施 (3)地域住民と会員企業との連携・協力に関する啓発、連携協力体制の整備
学校	(1)学校危機管理マニュアル等に基づく児童・生徒の安全確保、保護者等との連絡体制の整備 (2)児童・生徒等の帰宅が困難な場合に備え、飲料水、食料等を備蓄

第2 詳細な取組内容

1 東京都帰宅困難者対策条例の周知徹底

(1) 区及び都は、区民や事業者、そして行政機関が取り組むべき基本的事項について定めた「東

第8章 帰宅困難者等対策

第1節 帰宅困難者対策条例に基づく対策強化

「京都帰宅困難者対策条例」について、HP、パンフレットの配布、講習会の実施等により普及啓発を図る。

- (2) 「東京都帰宅困難者対策条例」で規定した内容を実施するため、都が取りまとめた「東京都帰宅困難者対策実施計画」について、区民や事業者等に周知していく。
- (3) 都市開発の機会を捉え、大規模な新規の民間建築物に対して、従業員用の防災品 備蓄倉庫等の整備を促進する。

【東京都帰宅困難者対策条例の概要】

- ・企業等従業員の施設内待機の努力義務化
- ・企業等従業員の3日分の備蓄（飲料水、食料等）の努力義務化
- ・駅、大規模な集客施設等の利用者保護の努力義務化
- ・学校等における児童・生徒等の安全確保の努力義務化
- ・官民による安否確認と災害関連情報提供のための体制整備等
- ・一時滞在施設の確保に向けた都、国、区市町村、民間事業者との連携協力
- ・帰宅支援（災害時帰宅支援ステーションの確保に向けた連携協力等）

2 事業者における施設内待機計画の策定

(1) 事業者は、協議会で取りまとめた「事業所における帰宅困難者対策ガイドライン」を参考に、従業員等の施設内待機に係わる計画を策定し、あらかじめ事業所防災計画又は事業継続計画（BCP）に反映させておくことが重要である。その際、可能であれば、他の企業等との連携、行政機関との連携、地域における帰宅困難者等対策の取組みへの参加等についても計画に明記する。

(2) 事業者は、施設内待機計画または事業継続計画を冊子等にまとめ、全従業員に周知する。

(3) 従業員等が企業等の施設内に一定期間待機するためには、必要な水、食料、毛布、簡易トイレ等をあらかじめ備蓄しておく必要がある。その際、円滑な備蓄品の配布ができるよう、備蓄場所についても考慮する。

高層ビルに所在する企業等においては、エレベーターが停止した場合に備え、備蓄品保管場所を分散させておくことも考慮する必要がある。また、従業員個々に事前に備蓄品を配布しておく等、配布作業の軽減の視点から検討する。

救助・救出活動が優先される発災後3日間は、従業員等の一斉帰宅による大規模な交通渋滞を発生させない観点から、事業者が従業員等を施設内に待機させる必要がある。このことから、備蓄量の目安は3日分となる。ただし、以下の点について留意する必要がある。

ア 事業者は、震災の影響の長期化に備え、3日以上分の備蓄についても検討していく。

イ 事業者は、3日分の備蓄を行う場合についても、共助の観点から、外部の帰宅困難者（発災時に建物内にいない帰宅困難者）のために、例えば、10%程度余分に備蓄することも検討していく。

第8章 帰宅困難者等対策

第1節 帰宅困難者対策条例に基づく対策強化

(4) 備蓄の考え方は、下記の「一斉帰宅抑制における従業員等の備蓄の考え方について」とおりとする。

【「事業所における帰宅困難者対策ガイドライン」における一斉帰宅抑制における従業員等の備蓄の考え方について】

- 1 対象となる企業等
国、都、区市町村、全ての事業者
- 2 対象となる従業員等
雇用の形態（正規、非正規）を問わず、事業所内で勤務する全従業員
- 3 3日分の備蓄量の目安
(1) 水については、1人あたり1日3ℓ、計9ℓとする。
(2) 主食については、1人あたり1日3食、計9食とする。
(3) 毛布については、1人あたり1枚とする。
(4) その他の品目については、物資ごとに必要量を算定する。
- 4 備蓄品目の例示
(1) 水 : ペットボトル入り飲料水
(2) 主食 : アルファ米、クラッカー、乾パン
※水や食料の選択にあたっては、賞味期限に留意する必要がある。
(3) その他の物資（特に必要性が高いもの）
毛布、簡易トイレ、敷物（ビニールシート等）、携帯ラジオ、懐中電灯、乾電池、救急医療薬品類
(備考)
1 上記品目に加えて、事業継続等の要素も加味して、企業ごとに必要な備蓄品を検討していくことが望ましい。(例) 非常用発電機、燃料、工具類、調理器具（携帯用ガスコンロ、鍋等）、副食、ヘルメット、軍手、自転車、地図
2 携帯電話用予備電池等、個人レベルの備えも必要である。
3 チェックリストを作成し、保有期限、保存期間を確認することが必要

(5) デイサービス事業所や作業所では従業員以外に利用者（顧客）を含めた備蓄体制を確立し施設内で待機できるよう努める。

(6) 事業者は、建物及び従業員等の安全確保のため、以下の対応策の検討に努める。

ア 施設内に従業員等が留まれるよう、日頃から耐震診断・耐震改修やオフィスの家具類の転倒・落下・移動防止措置、事務所内のガラス飛散防止措置等に努める。

イ 災害発生時の建物内の点検箇所をあらかじめ定めておくとともに、安全点検のためのチェックリストを作成する。

ウ 停電時の対応も含め、建物及び在館者（発災時建物内にいた従業員等及び従業員等以外の来所者）の安全確保の方針について、事業所防災計画等で具体的な内容をあらかじめ定めておく。

エ 高層ビルについては、高層階で大きな揺れの影響を受ける長周期地震動への対策を講じておく。

(7) 事業者は、発災時における従業員等との連絡の手段・手順をあらかじめ定めておくとともに、従業員等が安心して施設内に待機できるよう、家族等との安否確認手段を従業員等へ周知する必要がある。

第8章 帰宅困難者等対策

第1節 帰宅困難者対策条例に基づく対策強化

ア 外出する従業員等の所在確認

外出する従業員等は、事前に訪問先を告げ、急な変更の場合は、できるだけ電話等で所在場所を職場に連絡する等、発災時に企業等が、従業員等の居場所を把握できるよう努める。

イ 安否確認手段

安否確認については、電話の輻輳や停電等の被害を想定し、以下の手段のうち、それぞれの通信手段網の特性を踏まえて複数の手段を使うことが望ましい。

(ア) 固定及び携帯電話の音声ネットワークを利用するもの

(例) 災害用伝言ダイヤル (171)

(イ) 固定及び携帯電話の PACKET 通信ネットワークを利用するもの

(例) 災害用伝言板 (171w e b)、災害用音声お届けサービス、SNS (ソーシャルネットワーキングサービス)、IP 電話等

事業者は、従業員等に対し家族等との安否確認の訓練を行うようにする。

(8) 自衛消防訓練等を定期的実施する際に、施設内待機に関する訓練を行い、施設内待機の手順等について確認し、必要な場合は改善を行う。

事業者は、年1回以上の訓練を定期的に行い、その結果は必ず検証し、計画等に反映させる。

(9) 東京商工会議所、東京経営者協会、東京青年会議所は、ポスター・パンフレット等の配布や講習会等の開催及び企業備蓄の啓発等を行う。

また、都や区、地域と連携し、団体及び会員企業向け対策を実施する。地域住民と会員企業との連携・協力について、会員企業に対し、啓発を行うとともに、団体において連携協力体制を整備する。

3 北千住駅前滞留者対策推進協議会による滞留者対策

(1) 鉄道事業者、駅周辺の事業者及び防災関係機関等が構成団体となり、平成19年7月に北千住駅前滞留者対策推進協議会を設置した。

(2) 災害時における北千住駅周辺の滞留を防止するための情報の収集・提供及び安全な場所に向かって誘導するためのルール(「北千住ルール」)に基づいて、協議会の構成団体が協力して滞留者対策を実施する。

※ 駅前滞留者対策推進協議会では、首都直下地震発生時の駅周辺の滞留者の安全確保と混乱防止に向けた「地域の行動ルール」を策定する。基本となる「地域の行動ルール」は以下のとおりである。

【地域の行動ルール】

- ・組織は組織で対応する(自助)
事業所、施設、学校その他組織単位で、従業員、顧客、学生等に対応する。
- ・地域が連携して対応する(共助)
駅前協議会が中心となって、組織化されていない買物客、観光客等に地域で対応する。
- ・公的機関は地域をサポートする(公助)
地元区市町村、都、国が連携・協力して、地域の対応を支援する。

第8章 帰宅困難者等対策

第1節 帰宅困難者対策条例に基づく対策強化

(3) 区と北千住駅前滞留者対策推進協議会等が中心となり、帰宅困難者の発生を想定した訓練を実施する。その際、災害用定点カメラ（ビュー坊カメラ）や災害用デジタルサイネージによる情報の収集・提供に関する訓練も合わせて実施する。

(4) 北千住駅前滞留者対策推進協議会の活動を維持し、東日本大震災の経験を踏まえ、「北千住ルール」の見直しを国・都の動向とも合わせて協議会の中で随時修正を行うとともに、区帰宅困難者対策マニュアルとの整合を図り、駅周辺事業者や地域住民への周知や対策の浸透に努める。

4 綾瀬駅等滞留者対策推進協議会による滞留者対策

(1) 鉄道事業者、駅周辺の事業者及び防災関係機関等が構成団体となり、平成27年3月に綾瀬駅等滞留者対策推進協議会を設置した。

(2) 災害時における綾瀬駅等周辺の滞留を防止するための情報の収集・提供及び安全な場所への誘導のあり方等について検討を進めている。

(3) 葛飾区に隣接しているため、葛飾区民の利用も多い。従って、災害時の駅周辺の混乱を防ぐには、葛飾区と連携して対応する必要があるため、葛飾区と定期的に情報交換等を行っていく。

(4) 区と綾瀬駅等滞留者対策推進協議会等が中心となり、帰宅困難者の発生を想定した訓練の実施に努める。

5 集客施設及び駅等の利用者保護

(1) 事業者は、協議会で取りまとめた「大規模な集客施設や駅等における帰宅困難者対策ガイドライン」を参考に、利用者の保護に係わる計画を策定し、あらかじめ事業所防災計画や事業継続計画（BSP）等の計画に反映させておく。その際、可能であれば、他の企業等との連携、行政機関との連携、地域における帰宅困難者等対策の取組みへの参加等についても計画に明記する。

(2) 建物所有者とテナントが存在する複合ビルの場合、事業者は、建物ごとの個別の事情に応じて、あらかじめ役割分担を取り決める。

(3) 事業者は、計画をマニュアル等にまとめた後、必要な箇所に配備し、発災後にすぐに確認できるようにしておく。また、事業者は、計画についてあらかじめ全従業員に周知し、理解の促進を図る。

(4) 事業者は、利用者の安全確保のため、発災直後の施設内待機や安全な場所への誘導や案内手順について、あらかじめ検討しておく。

この際、必要と考えられる備蓄品の確保や必要とする人への提供方法、要配慮者（高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦、外国人、通学の小中学生等）や急病人への対応等の具体的な内容についても検討しておく。

ア 高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦、通学の小中学生への対応

事業者は、施設の特性や状況に応じ、必要となる物資をあらかじめ備えておくことを考慮する。例えば、車椅子や救護用担架、段差解消板等を備えておく。

また、可能な限り優先的に環境の良いスペースや物資が提供されるように配慮する。

イ 外国人への対応

誘導の案内や情報提供等について配慮する。例えば、英語、中国語等の誘導案内板やア

第8章 帰宅困難者等対策

第1節 帰宅困難者対策条例に基づく対策強化

ナウンス等による対応等も実施する。

- (5) 事業者は、日頃から耐震診断・耐震改修や家具類の転倒・落下・移動防止措置、施設内のガラス飛散防止措置等に努める。なお、高層ビルについては、高層階で大きな揺れの影響を受ける長周期地震動への対策を講じておく。

事業者が管理する施設に隣接して、道路や通路、広場等、自治体等が管理所有する施設がある場合は、これらの自治体等の管理者と連携して施設の安全確保を行う必要がある。例えば、駅及び駅に接続する自治体管理のペDESTリアンデッキの安全確認等。

事業者は、施設の安全点検のためのチェックリストを作成する。その際、事業者は、利用者が待機するための施設内の安全な待機場所リストも準備しておく。

- (6) 各事業者は、施設の特性や事情に応じて、利用者保護のために必要となる飲料水や毛布等を備蓄しておくことが必要である。

首都直下地震時には、一時滞在施設の開設が遅れることも視野に、事業者は、当該施設において利用者の保護することを想定した量の飲料水や毛布等も備えておくことが望ましい。

- (7) 各事業者は、訓練等を定期的実施することにより、利用者保護の手順等について確認し、必要な場合は改善を行う。

事業者は、建物所有者、施設管理者、テナント事業者等と相互に協力し、年1回以上の訓練を定期的に行い、その結果を必ず検証し、計画等に反映させる。

6 学校、学童保育室、保育園、幼稚園等における児童・生徒等の安全確保

- (1) 学校、学童保育室、保育園、幼稚園等は、学校危機管理マニュアル等に基づき、校舎内での児童・生徒の安全確保に向けた体制整備や、発災時における児童・生徒の安全確保のため、あらかじめ保護者等との連絡体制を周知徹底しておく。

- (2) 学校、学童保育室、保育園、幼稚園等は、児童・生徒等の帰宅が困難な場合に備えて、飲料水、食料等を備蓄する。

- (3) 引き取り困難や帰宅困難な場合に備えて一定期間校舎内に留める対策を講じる必要がある。このため飲料水・食料等の備蓄や災害時のマニュアル作成等体制整備に努める。

- (4) 居宅介護支援事業者も同様に事業計画を策定する。

7 区民における準備

- (1) 外出時の災害に備え、足立区防災ナビのダウンロードや、家族その他の緊急連絡を要する者との連絡手段の確保、待機または避難する場所、徒歩による帰宅経路の確認、歩きやすい靴等、その他必要な準備をする。

- (2) 勤め先等に簡易食料や歩きやすい靴、最低限の生活必需品の確保に努める。

第8章 帰宅困難者等対策

第2節 帰宅困難者への情報通信体制整備／第3節 一時滞在施設の確保

第2節 帰宅困難者への情報通信体制整備

第1 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
区（関係部）	(1)事業者及び帰宅困難者が情報提供を受けられる体制整備及び情報提供ツール（災害用電子看板・防災アプリ等）の周知 (2)帰宅困難者のため一時滞在施設の設置、情報提供ステーションやトイレ等の位置を示した地図の配備 (3)防災無線・HP・災害用デジタルサイネージ等による、一時滞在施設の開設状況の情報提供
都（総務局）	(1)事業者及び帰宅困難者が情報提供を受けられる体制整備及び情報提供ツールの周知
警視庁	(1)現場の警察官による被害状況、道路の被害状況、交通機関の運行状況など、適切な情報提供および安全な避難誘導に係る積極的な情報発信
通信事業者	(1)事業者及び帰宅困難者が情報提供を受けられる体制の整備 (2)災害用伝言ダイヤル、災害伝言板等の普及啓発、防災訓練等における利用実験の実施

第2 詳細な取組内容

- 1 区及び都は、震災時の帰宅困難者等に対する安否の確認及び災害関連情報等の提供を行うため、通信事業者と連携して、情報通信基盤の整備及び災害関連情報等を提供するための体制を構築する。
- 2 通信事業者は、あらかじめ行政機関や報道機関と連携協力して、事業者及び帰宅困難者が必要な情報を得られる仕組みを構築しておく。
また、災害用伝言ダイヤル、災害伝言板等の普及啓発に努めるとともに、防災訓練等においてパンフレットの配布及び利用実験を実施する。
- 3 帰宅困難者のための一時滞在施設を設置し、情報提供ステーションやトイレ等の位置を示した地図を配備する。（資料編震災編 第43「一時滞在施設一覧」P.121）
- 4 一時滞在施設への案内、開設状況、帰宅支援道路を中心にした周辺道路状況、その他帰宅支援に関する情報を災害用デジタルサイネージやアプリ等を活用し提供できるよう対策を進める。

第3節 一時滞在施設の確保

第1 対策内容と役割分担

- 1 路上等の屋外で被災した外出者のうち、帰宅が可能になるまでに待機する場所がない者を一時的に受入れる施設を確保する必要がある。
- 2 一時滞在施設については、民間事業所と協定締結し、確保を進めている。さらに、公共施設や民間事業所を問わず幅広く確保する。区及び都はそれぞれ、所管する施設で受入れが可能な施設を一時滞在施設として指定し、区民・事業者にも周知するとともに、事業者に対して協力を働きかける。
- 3 一時滞在施設の収容能力には限りがあるため、外出者の一時的な受入れにあたっては、要配慮者（高齢者、乳幼児、障がい者、傷病者、妊産婦等）の受入れを優先する。

機 関 名	対 策 内 容
区（関係部）	(1)所管する施設を一時滞在施設として指定することを検討、指定後は区民・事業者等に周知 (2)地元の事業者との間で、一時滞在施設の提供に関する協定を締結するよう努める。 (3)一時滞在施設の運営に関する内容を帰宅困難者対策マニュアルに追記する。
都（総務局）	(1)都立施設及び関係機関の施設を一時滞在施設として指定し、周知する。 (2)国、区、事業者に対して、一時滞在施設の確保について協力を求める。 (3)都の一時滞在施設の確保に関する計画を定める。
都（都市整備局）	(1)都市開発の機を捉え、一時滞在施設の整備を促進
事業者団体	(1)加盟事業者に対して、一時滞在施設確保の協力を依頼
事業者 学校等	(1)事業所建物や事業所周辺の被災状況を確認のうえ、従業員等の安全を確保するため、従業員等を一定期間事業所内に留めておくよう努める。 (2)帰宅困難者の受入れにできる限り協力する。
一時滞在施設 となる施設	(1)行政機関と連携して、帰宅困難者の受入れをするための体制を整備

第2 詳細な取組内容

- 1 区は、所管する施設で受入れが可能なものを一時滞在施設として指定することを検討し、指定後は区民・事業者等に周知する。

【「一時滞在施設の確保及び運営のガイドライン」における一時滞在施設の考え方】

(1) 背景 首都直下地震発生時において、駅周辺の滞留者や路上等の屋外で被災した外出者等は、帰宅が可能となるまでの間に待機する場所がない場合が多いことが想定されている。そのため、このような帰宅困難者等を一時的に受入れるための一時滞在施設をできるだけ多く確保するとともに、災害時における運営方法をあらかじめ明確にしていく必要がある。
(2) 用語の定義 ア 帰宅困難者 地震発生時外出している者のうち、近距離徒歩帰宅者（近距離を徒歩で帰宅する人）を除いた帰宅断念者（自宅が遠距離にあること等により帰宅できない人）と遠距離徒歩帰宅者（遠距離を徒歩で帰宅する人） イ 一時滞在施設 帰宅が可能になるまで待機する場所がない帰宅困難者を一時的に受入れる施設 ウ 災害時帰宅支援ステーション 災害時、救急・救助活動が落ち着いた後に帰宅困難者の徒歩帰宅を支援するため、可能な範囲で水道水、トイレ、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路に関する情報等を提供する施設 エ 避難所（災害救助法（昭和22年法律第118号）第22条1項） 地震等による家屋の倒壊、焼失等で被害を受けた者または現に被害を受けるおそれのある者を一時的に受入れ、保護するための施設
(3) 想定される施設

第8章 帰宅困難者等対策

第3節 一時滞在施設の確保

例えば集会場、庁舎やオフィスのエントランスホール、宿泊施設、学校等が想定される。一時滞在施設として使用する施設については、当該施設が発災時において担うべき役割、立地条件や施設ごとの特徴を踏まえるとともに、施設の安全性の観点から、1981年の新耐震基準を満たした建物であることが必要である。

(4) 開設基準

- ア 一時滞在施設は、発災後3日間の開設を標準とする。
- イ 帰宅困難者の受入れは、床面積あたり3.3㎡につき2人の収容を目安とする。

(5) 施設管理者の役割

施設管理者は、災害発生時の状況に応じて、可能な範囲で以下の支援を行う。
また、必要に応じて受入れ者へ施設運営の協力を要請する。

- ア 施設の安全を確認した後、帰宅困難者を速やかに受入れる。
- イ 水や食料、毛布等の支援物資を配布する。
- ウ トイレやごみの処理等の施設の衛生管理を行う。
- エ 周辺の被害状況や道路、鉄道の運行状況等の情報収集及び受入れ者に対する情報提供を行う。

(6) 要配慮者への対応

施設管理者は、区市町村や関係機関とも連携し、要配慮者に特に配慮する。

- ア 高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦、通学の小中学生等
待機スペースの一部を優先スペースにすることや具体的な避難誘導方法を検討する。
あわせて、障がい者については必要な支援や配慮を受けるためのヘルプカードの活用やユニバーサルデザインの掲示物の活用等が考えられ、今後、関係機関とも連携しながら検討する。
- イ 外国人
誘導の案内や情報提供等について配慮する。例えば、英語、中国語等の誘導案内板やアナウンス等による対応等も実施する。

- 2 区は、都市開発の機を捉え、大規模な新規の民間建築物に対して、一時滞在施設の整備を促進する。
- 3 区は、所有・管理する施設を一時滞在施設として指定する。地元の事業者等に協力を求め、必要に応じて、大規模集客施設(ホール、映画館、学校等)や民間施設について、一時滞在施設の提供に関する協定を締結するよう求める。
- 4 事業者や学校等は、区や都の要請に応じて、管理する施設を一時滞在施設として提供することを検討し、受入れ可能な場合は、区と協定を締結する。
事業者団体は、加盟事業者に対して、それぞれが管理する施設を一時滞在施設として提供することについて協力依頼を行う。
- 5 一時滞在施設として確保した施設の名称や所在地等は、原則として公表する。民間施設等で施設管理者側が非公表を希望した場合でも、発災時は公表を前提とし、駅前滞留者対策推進協議会等の関係機関において情報共有する。
- 6 区は、区の指定する一時滞在施設の運営が円滑に行われるよう、首都直下地震帰宅困難者等対策協議会が策定した「一時滞在施設の確保及び運営のガイドライン」を踏まえ、帰宅困難者対策マニュアルを追記する。

【「一時滞在施設の確保及び運営のガイドライン」における一時滞在施設の運営】

平常時

(1) 運営計画の作成

施設管理者は、帰宅困難者等の受入れに係わる運営計画を策定し、あらかじめ事業所防災計画や事業継続計画（BCP）等の計画に反映させておく。

その際、可能であれば、他の一時滞在施設等との連携、行政機関との連携、地域における帰宅困難者対策の取組みへの参加等についても運営計画に明記する。

施設管理者は、運営計画または防災計画を冊子等にまとめ、従業員等に周知する。

(2) 運営体制の取決め

施設管理者は、一時滞在施設が発災時に機能するよう、運営体制に係わる次の点を運営計画に定めておくことが必要である。

ア 施設内における受入れ場所

イ 受入れ定員

約3.3㎡あたり2人を目安とする。ただし、実際の定員の算出にあたっては、施設の状況や特性を考慮する。また、通路として使用する部分等についても考慮する。

ウ 運営要員の確保

- ・運営は、原則として、一時滞在施設となった施設管理者が行う。
- ・施設に一時滞在する帰宅困難者等による運営補助やボランティアの活用等も検討する。

エ 関係機関との連絡の手順

- ・行政機関や関係機関との連絡方法
- ・行政機関、駅前滞留者対策協議会等への開設情報の提供方法

オ 一時滞在施設の受入れ者への情報提供の手順

カ 備蓄品の配布手順

キ 要配慮者への対応

(3) 受入れのための環境整備

ア 耐震診断・耐震改修や家具類の転倒・落下・移動防止等による施設の安全確保

一時滞在施設として確保された施設については、災害時に帰宅困難者等を受入れられるよう日頃から耐震診断・耐震改修やオフィス家具類の転倒・落下・移動防止措置、事務所内ガラス飛散防止措置等に努める。また、災害発生時の建物内の点検箇所をあらかじめ定めておくとともに、安全点検のためのチェックリストを作成する。

イ 帳票の整備

一時滞在施設には、書類・帳票等を整備し、保存しておく必要がある。詳細は、各区市町村や事業者の実情に合わせて作成する。

ウ 情報入手手段及び帰宅困難者への情報提供体制の準備

- ・施設には、テレビ、ラジオ、インターネットと接続したパソコンを備えておく。
- ・入手した情報を帰宅困難者に提供できるよう、ホワイトボード等の掲示板を準備しておくとともに、可能であれば、館内放送等で伝達する。

エ 安否確認のための体制整備（特設公衆電話、Wi-Fi等）

- ・帰宅困難者が家族等と安否確認を行えるよう、特設公衆電話やWi-Fi等の通信手段を整備しておくことが望ましい。
- ・災害用伝言板サービス等の使い方を説明できる体制を整えておくことが望ましい。

オ 備蓄品、非常用電源設備等の確保

- ・施設管理者は、受入れた帰宅困難者等が発災後概ね3日間留まれるよう、必要な水、食料、毛布等の物資の備蓄に努める。
- ・施設内において3日分の備蓄場所の確保が困難な場合は、災害時の備蓄手段及び輸送手段等の確保に努めるものとする。

第8章 帰宅困難者等対策

第3節 一時滞在施設の確保

・災害時の停電等に備え、非常用電源設備や電池等の確保を行う等、停電時においても一時滞在施設の運営に支障を来たさないように努める。

カ 費用、補償、補填、弁償等

施設管理者は、運営要員の確保、損害補償、営業補填等に関する人的・物的な費用項目や支払基準等をあらかじめそれぞれ定めておくことが望ましい。

キ 防災関係者連絡体制の整備

施設管理者は、災害時の都県及び区市町村の連絡先を把握するほか、近隣の警察、消防及び他の一時滞在施設等の防災関係者連絡先一覧を事前に作成する。

(4) 訓練等における定期的な手順の確認

自衛消防訓練等を定期的実施する際に、一時滞在施設の開設に関する訓練を行い、帰宅困難者等の受入れの手順等について確認し、必要な場合は改善を行う。

訓練は年1回以上定期的実施し、その結果は必ず検証し、計画等に反映させる。

7 一時滞在施設の確保・運営にあたっての行政の支援策は以下のとおりである。

(1) 一時滞在施設に関する普及・啓発

区及び都は、住民に対して一時滞在施設の役割や利用方法、所在地について普及・啓発に努める。また、一時滞在施設を利用する際には、施設の運営に可能な範囲で協力する、施設管理者が責任を負えない場合もあるといった留意事項についてもあわせて普及・啓発に努める。

(2) 防災関係機関への周知

区及び都は、一時滞在施設の名称や所在地等を、警視庁、東京消防庁をはじめとする各防災関係機関へ周知し、災害時における連携に努める。

8 民間一時滞在施設の確保に関する支援策

民間施設の協力を得るために、国、都、区は、必要な仕組みや補助等の支援策について検討し、地域の実情に応じて支援策を具体化していくものとする。

第4節 徒歩帰宅支援のための体制整備

第1 対策内容と役割分担

混乱収集後、外出者の帰宅を支援するため、鉄道運行状況や帰宅道路に関する情報の提供、徒歩帰宅者に対する沿道支援の体制を構築する。

機 関 名	対 策 内 容
区（関係部）	(1) 帰宅困難者等への情報提供体制を整備し、区民・事業者に周知 (2) 災害時帰宅支援ステーションや一時滞在施設等の周知 (3) 帰宅困難者用の備蓄の拡充 (4) 区内で営業する事業者との協定締結により、災害時帰宅支援ステーションを確保 (5) 徒歩帰宅訓練の実施
都	(1) 全都立学校(島しょを除く)を、災害時帰宅支援ステーションとして指定し、指定された施設への連絡手段を確保 (2) 災害時帰宅支援ステーションの運営に関する事業者用ハンドブックを配布 (3) 沿道の民間施設等、新たな災害時帰宅支援ステーションとして位置付けることを検討
通信事業者	(1) 事業者及び帰宅困難者が情報提供を受けられる体制の整備 (2) 災害用伝言ダイヤル、災害伝言板等の普及・啓発、防災訓練等における利用実験の実施
事業者 学校	(1) 災害時帰宅支援ステーションの意義について普及・啓発 (2) 協定等を締結し、災害時帰宅支援ステーションを運営できる体制を整備 (3) 帰宅ルールを策定

第2 詳細な取組内容

1 災害時帰宅支援ステーションによる支援等

- (1) 区は、一時滞在施設（都立高校、東京武道館）や災害時帰宅支援ステーション（※17）（ガソリンスタンド、コンビニエンスストア、ファミリーレストラン等）（資料編の第71「用語解説」を参照）における帰宅困難者支援の周知を図る。
- (2) 区内で営業する事業者と協定を締結し、災害時帰宅支援ステーションの確保に努める。
- (3) 区は、バルーン投光器、ガス式発電機、テント等情報提供のための資器材を配備している。今後も帰宅支援道路等の沿道において帰宅支援を行う体制を整備する。
- (4) 事業者は、災害時帰宅支援ステーションの意義について普及啓発するとともに、自治体と協定等を締結し、災害時帰宅支援ステーションを運営する。

2 徒歩帰宅訓練の実施

- (1) 行政機関、通信・交通事業者、事業者、学校等は、連携して徒歩帰宅訓練等を実施し、災害時帰宅支援ステーション、赤十字エイドステーションの開設や企業等の帰宅ルールの検証等、徒歩帰宅支援の充実を図る。
- (2) 徒歩帰宅訓練は、参加者が実際に徒歩帰宅することにより、家までの経路、途中の支援施設等を把握し、運動靴や携帯可能な食品等、徒歩帰宅に必要な備品を認識し、備蓄等の契機とするように行う。

第8章 帰宅困難者等対策

第4節 徒歩帰宅支援のための体制整備

- (3) 徒歩帰宅訓練によって、発災直後に、徒歩帰宅することを推奨しているという印象を参加者等に与えないよう「むやみに移動を開始しないこと」の周知や発災後4日目以降という想定で訓練を実施する。

3 区の対策

- (1) 帰宅困難者対策マニュアルを策定し、対策にあたっては、同マニュアルに基づいて実施する。
- (2) 協議会活動が推進するよう、現地本部や情報提供ステーションの派遣等積極的に支援を行う。
- (3) 帰宅困難者を対象に、一定量の水・食料等の備蓄を行っており、その充実及び提供方法の検討等対策を進める。
- (4) 企業においては、相当数の帰宅困難者の発生が予測されるため、従業員の食料・飲料水・生活必需品等の備蓄を図るよう、企業へ働きかけていく。
- (5) 帰宅困難者の救護や仮宿泊時の支援施設の確保について検討する。
- (6) 帰宅困難者に対する情報提供のあり方や実施方法について、事前の対策を図っていく。
- (7) 事業所、区民等へ、①徒歩帰宅に必要な装備等、②家族との連絡手段の確保、③徒歩帰宅経路の確認等について「帰宅困難者心得十か条」等を活用し、必要な啓発を行う。

【帰宅困難者心得十か条】

- 一 慌てず騒がず、状況確認
- 二 携帯ラジオをポケットに
- 三 つくっておこう帰宅地図
- 四 ロッカー開けたらスニーカー（防災グッズ）
- 五 机の中にチョコやキャラメル（簡易食料）
- 六 事前に家族で話し合い（連絡手段、集合場所）
- 七 安否確認、ボイスメールや遠くの親戚
- 八 歩いて帰る訓練を
- 九 季節に応じた冷暖準備（携帯懐炉やタオル等）
- 十 声を掛け合い、助け合おう

第9章 避難者対策

第3部 災害予防計画 第9章 避難者対策	第4部 災害応急対策計画 第9章 避難者対策	第5部 災害復旧計画 第6章 避難者対策
第1節 避難体制の整備(P. 207)	第1節 避難誘導の実施(P. 381)	第1節 要配慮者生活支援(P. 476)
第2節 指定避難所・指定緊急避難場所等の指定・安全化(P. 209)	第2節 要配慮者対策(P. 386)	
第3節 避難所の管理運営体制の整備等(P. 214)	第3節 避難所の開設・運営(P. 388)	
第4節 要配慮者対策(P. 219)	第4節 動物救護に関する事項(P. 398)	
第5節 避難所外の避難者対策(P. 222)	第5節 避難所外の避難者対策(P. 401)	
	第6節 ボランティアの受入れに関する事項(P. 402)	
	第7節 被災者の他地区への移送に関する事項(P. 402)	

第1節 避難体制の整備

ここでは、震災時における避難体制の整備について記載する。津波時の避難体制は、第3部 第4章「津波等対策」(P. 162)に記載する。

第1 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
区(関係部、危機管理部)	(1) 発災時に備えた地域の実情の把握 (2) 避難指示等を行ういとまがない場合の対応を検討 (3) 避難場所使用に関する他の区市町村との調整 (4) 運用要領の策定 (5) 避難場所、避難所、一時集合場所等の周知 (6) 避難情報等発令基準の整備 (7) 一時集合場所の選定 (8) 都と連携した緊急通報システムの整備 (9) 地区内での小規模火災対策
都(関係局)	(1) 各施設における自衛消防訓練内容の充実
都(総務局)	(1) 広域避難誘導に関する検討 (2) 震災対策訓練等を通じた防災行動力の向上 (3) 避難場所等の周知に関する区との連携
都(政策企画局)	(1) 在京大使館等との連絡体制の確保
都(生活文化局)	(1) 外国人災害時情報センター開設に係わる訓練の実施
都(教育庁)	(1) 都立学校に対する避難計画の作成等指導
東京消防庁	(1) 区と連携した要配慮者に対する防災訓練の実施 (2) 緊急通報システム等の活用 (3) 地域が一体となった協力体制づくりの推進 (4) 社会福祉施設等と地域の連携を促進

第9章 避難者対策
第1節 避難体制の整備

第2 詳細な取組内容

《区（関係部、危機管理部）》

- 1 地域又は町会・自治会単位に、避難時における集団の形成や自主統制の状況について、地域の実情を把握するよう努める。
- 2 避難指示を行ういとまがない場合の住民の避難について、あらかじめ地域の実情や発災時の状況に応じた避難の方法を想定しておく。
- 3 避難住民の安全を保持し、災害時に事態の推移に即応した適切な措置を講ずるため、その内容及び方法等について、あらかじめ運用要領を定めておく。運用要領で定める措置内容はおおむね次のとおりである。
 - (1) 避難場所の規模及び周辺状況を勘案し、運用に要する職員等を適切に配置する。
 - (2) 情報伝達手段を確保し、適宜正確な情報を提供するとともに適切な指示を行う。
 - (3) 傷病者に対し救急医療を施すため、医療救護所及び医師、看護師等を確保する。
 - (4) 避難場所の衛生保全に努める。
 - (5) 避難期間に応じて、水、食料及び救急物資の手配を行うとともに、その配給方法を定め、平等かつ能率的な配給を実施する。
 - (6) 避難解除となった場合の避難者の帰宅行動又は避難所への移動を安全かつ円滑に誘導する。
- 4 効率的・効果的な避難を実現するため、避難場所や避難所、一時集合場所等の役割、安全な避難方法について、都と連携を図りながら周知していく。
- 5 「避難情報に関するガイドライン令和3年5月：内閣府」に基づき、避難すべき区域及び判断基準（具体的な考え方）を含めたマニュアルを策定する等、避難指示等が適切なタイミングで適当な対象地域に発令できるよう努める。
- 6 地震発生直後に避難者が一時的に集合して集団を形成し、事後の秩序正しい避難態勢を整える場所として、事前に一時集合場所を選定する。一時集合場所は、集合した人の安全が確保されるスペースを有し、地域住民の生活圏と結びついた学校のグラウンド、神社・仏閣の境内、公園、緑地、団地の広場等を基準として町会・自治会が地域の実情に応じて選定する。
- 7 一時集合場所には、町会・自治会からの申し出により標示板を設置している。
（資料編震災編 第45「一時集合場所一覧」P.124）
- 8 都及び消防署と協働して、防災区民組織（町会・自治会等）を中心とした要配慮者対策に関する訓練を実施する等、地域の防災行動力の向上に努める。
- 9 地区内残留地区は、震災時に大規模延焼火災のおそれがなく、広域的な避難を要しない地区であるが、小規模な火災が発生し、近隣空地等、一時的に退避を余儀なくされる場合もある。このため、区は、平常時から、神社・仏閣の境内、近隣の小公園等一時的な退避空間適地の状況・位置について確認する。
- 10 災害時において、被災者の他区への移送等、他の地方公共団体の円滑な協力が得られるよう他の地方公共団体と協定等を締結し、協力体制の確立を図る。
- 11 様々なツールを活用し、各地域の避難所とその周辺の地勢の周知を図る。
- 12 指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

《東京消防庁》

- 1 「地震その時10のポイント」における「確かな避難」に係わる知識の普及や、防火防災診断を通じた被災しない環境づくりに取り組む。

第2節 指定避難所・指定緊急避難場所等の指定・安全化

第1 対策内容と役割分担

災害時において、区民の生命、身体の安全を守るため、指定緊急避難場所並びに指定避難所等を事前に指定又は確保するとともに、その施設等の整備を図り、防災関係機関の協力のもと、避難の安全対策を推進していく。

機 関 名	対 策 内 容
区（関係部、危機管理部）	(1) 指定避難所の指定・確保 (2) 指定避難所の安全性の確保 (3) 指定避難所での避難者と帰宅困難者の受入れルールの検討 (4) 指定避難所・指定緊急避難場所等の住民への周知 (5) 区公共施設等の施設管理者や指定管理者等の役割の明確化 (6) 特別な配慮を要する要配慮者の受入れ先を確保
都（総務局）	(1) 都公共施設等の施設管理者や指定管理者等の役割の明確化 (2) 避難所での避難者と帰宅困難者の受入れルールの検討 (3) 避難場所・避難所等の住民への周知 (4) 避難場所の選定
都（環境局）	(1) 避難場所隣接地及び避難道路沿いにある高圧ガス施設の安全化
都（都市整備局、建設局）	(1) 区部における避難場所、避難道路、地区内残留地区の指定
都（水道局）	(1) 避難所への供給ルートの耐震継手化を推進
都（下水道局）	(1) 避難所からの排水を受け入れる下水道管とマンホールの接続部の耐震化
東京消防庁	(1) 消防水利の整備 (2) 避難所における消防用設備等の維持管理状況等の確認
東京電力パワーグリッド株式会社	(1) 避難道路沿い施設の安全化
東京ガス株式会社	(1) 耐震性向上及び防災システムの確立

第2 詳細な取組内容《区（関係部、危機管理部）》

1 指定避難所

- (1) 災害時に家屋の倒壊、焼失や浸水等で被害を受けた、又は、現に被害を受けるおそれのある者を一時的に収容し、保護するため、あらかじめ指定避難所を指定し、住民に周知する。

第9章 避難者対策

第2節 指定避難所・指定緊急避難場所等の指定・安全化

(2) 指定避難所には第一次避難所と第二次避難所（福祉避難所）がある。

（資料編震災編 第47「第一次避難所一覧（震災時）」P.152）

（資料編震災編 第48「第二次避難所（福祉避難所）一覧（震災時）」P.156）

(3) 指定した指定避難所の所在地等については、警察署、消防署等関係機関に連絡するとともに、東京都災害情報システム（D I S）への入力等により、都に報告する。

ア 第一次避難所の指定基準及び機能

(ア) 第一次避難所の指定基準は、おおむね次のとおりとする。

- a 原則として、町会(又は自治会)又は学区を単位として指定する。
- b 耐震・耐火・鉄筋構造を備えた公共建物等(学校、公民館等)を指定する。
- c 指定避難所に受入れる被災者数は、おおむね居室3.3㎡あたり2人とする。
- d 指定避難所の指定にあたっては、津波等の浸水想定も考慮して選定する。

(イ) 指定避難所に指定した建物については、早期に耐震診断等を実施し、また、消防用設備等の点検を確実にを行うなど、安全性を確認・確保するとともに、被災者のも踏まえプライバシーの確保や生活環境を良好に保つよう努める。また、必要に指定避難所の電力容量の拡大に努める。

(ウ) 指定避難所の機能は以下のとおりである。

- a 宿所提供機能：指定避難所は、被災者の安全確保のため、施設及びライフラインを中心とした設備の耐震性強化等を実施しておかなければならない。また、避難生活に必要な物資を備蓄する。

（備蓄の現況は、資料編震災編 第53「備蓄物品一覧」P.174）

- b 情報拠点：区立小中学校に地域防災無線を設置しているほか、他の指定避難所についても計画的に整備を進めていく。
- c 物流拠点：避難者のみではなく、ライフラインや流通網の途絶等による在宅被災者への救援物資の配布等を行う。
- d 医療拠点：必要に応じて、保健室等を利用した救護所を設置する。
- e 後方支援：必要に応じて、被災者収容以外の目的で利用する。
- f 福祉機能：要配慮者の一時的な滞在を想定し、必要な設備、物品等の確保、滞在スペースの確保を行う。

イ 第二次避難所（福祉避難所）の指定及び配慮事項

(ア) 要配慮者に配慮するため、区内の福祉施設等を要配慮者用の「第二次避難所（福祉避難所）」として指定している。

(イ) 第二次避難所（福祉避難所）は、耐震・耐火・鉄筋構造に加えて要配慮者の特性を踏まえバリアフリーを備えた建物を利用する。

(ウ) 第二次避難所（福祉避難所）の指定においては、車椅子やベッドの幅等支援に必要な装備等の大きさ等、スペース等も可能な限り配慮する。

(エ) 要配慮者が利用するための移動手段（福祉バス、タクシー等）及び駐車場の確保を進める。

ウ 指定避難所の確保・充実

(ア) 指定避難所が不足する場合に備え、神社・仏閣など民間を含めた多様な施設と

第9章 避難者対策

第2節 指定避難所・指定緊急避難場所等の指定・安全化

の避難所施設利用に関する協定の締結を推進するなど、指定避難所の確保・充実に努める。

- (イ) 福祉関連施設等と協定を締結し、避難所生活において特別な配慮を要する要配慮者等の受入れ先としての第二次避難所（福祉避難所）をさらに確保していく。
- (ウ) 火災危険度の高い地区については、予備的な避難所等代替案について可能な限り検討する。

2 避難場所

(1) 都（都市整備局）は大地震時に発生する延焼火災やその他の危険から避難者の生命を保護するため、東京都震災対策条例に基づき避難場所を指定し、区は指定に係わる協議を行う。避難場所の指定基準は、おおむね次のとおりとする。

- ア 避難場所内部には、震災時に避難者の安全を著しく損なうおそれのある施設が存在しないこと。
- イ 避難場所は割当方式とし、地区割当計画の決定の際には、町丁、町内会、自治会区域を考慮する。
- ウ 避難計画人口は、各避難場所の割当地区ごとに、昼間人口と夜間人口を比較し、大きい数値により算定する。

(2) 避難場所標識等の設置は以下のように実施している。なお、避難場所標識等の設置は都が行い、区はその維持管理等を行う。

- ア 避難場所を明示するため、避難場所ごとに4～9基の避難場所標識を設置し、現在までに計132基を設置している。
- イ 避難場所を平常時から区民に対して周知するため、区内主要駅前等に避難場所案内板を設置し、現在までに計18基を設置している。
- ウ 指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示した上で、標識の見方に関する周知に努める。あわせて、当該標識の多言語対応（英語、中国語、韓国語）も図る。

【避難場所一覧】

舎人公園一帯	東綾瀬団地一帯
荒川北岸・河川敷緑地一帯	荒川南岸・河川敷緑地一帯
江北六丁目団地一帯	花畑団地一帯
中川公園一帯・大谷田団地一帯	千寿第八小学校一帯
都立江北高校一帯	竹の塚第一団地一帯
都住西保木間四丁目アパート一帯	フレール西新井中央公園一帯
江北平成公園一帯	都立保木間第5アパート一帯
総合スポーツセンター一帯	中川北小学校・都営六ツ木町アパート一帯
辰沼小学校・都営辰沼町アパート一帯	青井小中学校・都営青井三丁目アパート一帯
栗原団地一帯	竹の塚小学校一帯
竹ノ塚駅東口・竹の塚センター一帯	第十四中学校一帯

第9章 避難者対策

第2節 指定避難所・指定緊急避難場所等の指定・安全化

舎人第一小学校・都営舎人町アパート一帯	北鹿浜小学校一帯
都営花畑第4アパート一帯	宮城ファミリー公園・江南中学校一帯
ハートアイランド新田一帯	西新井駅西口地区一帯
都立足立高校一帯	東京電機大学一帯
千住大橋地区一帯	

※ 細部は資料編震災編 第46「避難場所一覧」P.147を参照

3 地区内残留地区

大規模な延焼火災のおそれのない地区で、火災が発生しても地区内の近い距離に退避すれば安全を確保でき、広域的な避難をする必要がないところについて、都（都市整備局）が指定をした地区である。

【地区内残留地区】

地区名	所在地
入谷地区	入谷7～9丁目

※ 細部は資料編震災編 第46「避難場所一覧」P.147を参照

4 延焼防止対策

(1) 震災時の大規模な延焼火災を遮断する防火帯、及び安全な避難路を確保するため、足立区防災まちづくり基本計画に位置づけられた幹線道路の沿道の防火指定とともに、特に防火帯として不燃化を急ぐ路線と避難路として重要な路線について不燃化促進事業を行っている。

（資料編震災編 第9「不燃化促進助成地区一覧」P.41）

(2) 避難場所及び避難道路周辺における避難者の安全を確保するためには、消防水利の確保が必要不可欠であり、巨大水利の確保及び防火水槽等の整備を推進する。

《東京消防庁》

- 1 避難場所・避難道路周辺における避難者の安全を確保するため、震災時の水利整備基準に基づき当該地域に防火水槽等の整備を推進する。
- 2 区等と連携し、避難場所あるいは幹線道路沿いの要所に、消火に必要な消防水利を確保するため、防火水槽を中心とした防火設備の整備を推進する。
- 3 指定されている避難所の防火管理状況及び消防用設備等の維持管理状況について、確認し、必要に応じて行政指導を行う。

《都（水道局）》

- 1 管路について、避難所への供給ルートにおける水道管路の耐震継手化を優先的に進めていく。

《都（下水道局）》

- 1 避難所等からの排水を受ける管きょについて、マンホールと管きょの接続部分の耐震化を進める。

第9章 避難者対策

第2節 指定避難所・指定緊急避難場所等の指定・安全化

- 2 避難所やターミナル駅などと緊急輸送道路を結ぶアクセス道路のマンホールの浮上対策を進める。

《東京電力パワーグリッド株式会社上野支社》

- 1 避難道路に施設されている電柱は、火災延焼防止面等からコンクリート柱を使用している。
- 2 電線の混触による短絡（ショート）断線防止対策として、絶縁電線を使用している。
- 3 柱上変圧器の落下防止対策として、強度向上を図った工法を採用するとともに、開閉器については、高信頼度の真空または気中開閉器を使用している。
- 4 避難道路の設備の維持管理強化を図るため、配電設備を中心とした関連設備の巡視・点検を強化している。

《東京ガス株式会社東部支社》

- 1 導管については、状況に応じた最適な材料、継手構造等を採用し、耐震性の向上を図る。また、導管網のブロック化、緊急遮断装置、放散設備、無線設備等を整備し、二次災害防止と早期復旧のための防災システムの確立を図る。

第9章 避難者対策
第3節 避難所の管理運営体制の整備等

第3節 避難所の管理運営体制の整備等

第1 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
区（危機管理部、区民部、地域のちから推進部、福祉部、衛生部、環境部、教育指導部、学校運営部、子ども家庭部）	(1) 避難所運営会議の活動支援 (2) 避難所運営訓練等の各種訓練支援 (3) 「避難所マニュアル」の更新支援 (4) 避難所として指定した場合の、食料備蓄や必要な機材、台帳等の整備 (5) 避難所の衛生管理対策の促進 (6) 飼養動物の同行避難の体制整備 (7) 都、関係団体等と協力した動物救護体制の整備 (8) 仮設トイレ等設備・備品に関する手順書等の作成 (9) 避難所における外国人対応方策の検討 (10) 地域病院や社会福祉施設等関係機関との協力体制の確立 (11) 避難所運営の課題の検討、対処方針の策定 (12) 区職員を対象とした、避難所運営の研修の定期開催
都（生活文化局）	(1) 東京ボランティア・市民活動センターとの連携、東京都災害ボランティアセンターの設置・運営訓練等を実施 （第4部 第1章第5節「ボランティアとの連携」P.254）
都（福祉保健局）	(1) 避難所管理運営指針の改訂や区の避難所運営体制整備の支援 (2) 避難所の衛生管理対策の推進 (3) 飼養動物の同行避難等に関する区の受入れ体制等の整備支援 (4) 区、関係団体と協力した動物救護体制の整備 (5) 福祉関係団体の協力によるボランティア派遣体制の確保
都（教育庁）	(1) 避難所に指定されている都立学校における避難所の支援に関する運営計画を策定
東京消防庁	(1) 避難所の防火安全対策の策定等による区の避難所運営支援

第2 詳細な取組内容

《区（危機管理部、区民部、地域のちから推進部、福祉部、衛生部、環境部、教育指導部、学校運営部、子ども家庭部）》

1 第一次避難所

(1) 避難所の運営は避難者による自主運営を原則とし、災害時には避難所を単位として組織化されている避難所運営会議が避難所運営本部を立ち上げる。区は災害に備えるため、平常時より避難所運営会議による避難所運営ゲーム（HUG）を含む避難所開設・運営訓練等を支援する。

（資料編震災編 第51「避難所関係様式」P.162）

(2) 区は、避難所の管理運営が混乱なく円滑に行われるよう、平成23年度に開設手順を含む「足立区避難所マニュアル」を作成した。今後は訓練による検証の結果や、都等の「避難所管理運営の指針（区市町村向け）」及び「避難所の防火安全対策」に基づ

第9章 避難者対策
第3節 避難所の管理運営体制の整備等

- き、前述のマニュアルの更新・修正を行っていく。
- (3) 避難所運営に避難者も参加できるよう、マニュアル化する等、協働による運営体制を整備していく。
- (4) 区は、避難所に指定された施設の責任者、施設管理者が避難所運営会議と密に連携が取れるよう支援する。
- (5) 学校長等は、学校が避難所になった場合に備え、保護者及び地域住民等との連携を強化するとともに、避難所運営会議等の運営に協力し、区及び防災区民組織（町会・自治会等）やボランティアとの連携を図る。
- (6) 避難所における貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、非常用電源、防災行政無線等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレ等高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努める。さらに、テレビ、ラジオ、インターネット、公衆電話等、被災者による情報の入手に資する機器の整備については、小・中学校において、ほぼ充足されているため、今後、視覚・聴覚障がい者等の要配慮者が情報を入手する手段等について検討し、整備等を図る。
- (7) 避難所の生活環境の充実を図るため、スフィア基準を参考に、避難所運営の質の向上を目指す。
- ア 簡易ベッドなどによるエコノミー症候群対策
- イ 女性用トイレの確保
- ウ 避難所における寝食の分離
- エ 避難所運営訓練の更なる充実
- (8) 妊産婦や乳児の安全の確保を図るための体制づくりに努める。
- ア 第一次避難所における妊産婦・乳児用居室の設置に関すること。
- イ 妊産婦・乳児救護所の設置に関すること。
- (9) 避難所運営において女性の視点を積極的に導入する。
- ア 運営組織に関すること
組織づくりにおいては、管理責任者の中に女性を配置する等人選に配慮する。
- イ 居室・専用スペースに関すること
専用のスペース（仮設トイレ、物干し場、更衣室、授乳室、乳幼児・子どもの遊び場等）を確保し、避難所の施設利用計画等に指定する。また、妊産婦や育児中の家庭へ配慮した居室割り当てや、発災直後の混乱期は男女別の居室等も検討する。
- ウ 物品及び配布に関すること
女性用物品（生理用品等）の備蓄に努めるとともに、女性による配布等、配布方法について考慮する。
- エ 相談窓口等に関すること
相談窓口の設置や巡回相談等の実施を図る。
- オ 防犯等に関すること
巡回警備などにより、避難所における防犯・安全確保等に努める。
- (10) 避難所運営において女性視点等に加えて、セクシャルマイノリティの視点も導入する。

第9章 避難者対策
第3節 避難所の管理運営体制の整備等

- ア 避難者が記入する被災者カードの性別欄の記載を任意にする。
- イ 周囲に人がいる中で物資を受け取りにくい状況に配慮し、ボランティアや相談の専門家などを通じて、個別に届けられるような仕組みを検討する。
- ウ 誰でもトイレの設置や更衣室等にひとりずつ使える時間帯を設けるなどの工夫をする。

- (11) 避難所運営組織の中に衛生管理担当を設置するなど、避難所の衛生管理対策を促進する。
- (12) 避難所運営組織の中に警備防犯担当を設置するなど、避難所の防犯管理対策を促進する。また、民間警備業者等と協定を締結するなど、災害時の避難所等の警備を支援する体制を整備する。
- (13) 避難所運営組織の中で、防火担当責任者を指定するなど、避難所の防火安全対策を促進する。
- (14) 仮設トイレや災害用特設電話等の設置等に関するマニュアルや手順書等を整備する。
- (15) 避難所の運営において、避難所ルールや配置図等の多言語化や、必要最低限の会話を可能にするツール等の整備、語学ボランティアの派遣、都の外国人災害情報センターからの情報提供の利用等、外国人に対する対策の検討を推進する。
- (16) 避難所運営会議が地域病院や社会福祉施設等関係機関との協力体制を確立できるよう、支援する。
- (17) 避難生活が長期にわたる場合などは、ストレスが増大し各種の問題が発生することが考えられるため、生活全般の相談窓口を設置するとともに、特にDVを含む女性相談等の相談窓口等の設置やその周知方法等について配慮する。
- (18) 都、東京都獣医師会足立支部等と連携し、飼養動物の同行避難の体制づくりを進めるとともに、都、関係団体が行う動物救護活動への協力体制を整備する。
- (19) 同行避難動物の飼養場所等を確保し、可能な限り事前に避難所マニュアルの施設利用計画に記載する。同行避難動物受け入れの手引きの作成及び様式については、令和2年作成の水害時避難所運営手順書（第Ⅰ部事前学習編、第Ⅱ部開設運営編）に記載する。同行避難のルールについては区HPでも周知している。
- (20) 避難所には、受け入れた避難者が安否確認や情報収集を行いやすくするため、災害時用公衆電話（特設公衆電話）やWi-Fiアクセスポイント等の整備のほか、発災時の速やかな設置や利用者の適切な利用への誘導が可能な体制整備に努める。
- (21) 災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言板（web171）等の災害用安否確認サービス等の使い方を説明できる体制整備に努める。
- (22) 避難所となる公立学校のトイレの洋式化やマンホールトイレ等の災害用トイレ整備、公立学校の体育館等へ空調設置の整備及び都と連携した応急給水栓の整備を行い、避難所機能の向上を図る。

第9章 避難者対策
第3節 避難所の管理運営体制の整備等

2 第二次避難所（福祉避難所）

- (1) 施設管理者等関係機関と協力し、図上訓練や実践型の第二次避難所（福祉避難所）の開設・運営訓練を実施する。
- (2) 区は、第二次避難所の管理運営が混乱なく円滑に行われるように、開設・運営訓練を実施している。今後は訓練による検証の結果や、内閣府の「避難所に置ける良好な生活環境の確保に向けた取り組み指針」等に基づき、第二次避難所（福祉避難所）の管理運営に関するマニュアルの作成・更新を行っていく。
- (3) 福祉ニーズの収集、福祉活動の実施を行うため人員確保等の体制整備に努める。また防災関係機関、介護事業者、支援団体、ボランティア、区内の町会・自治会等との連携の強化に努める。
- (4) 東京都社会福祉協議会「東京都における災害福祉広域支援のあり方検討プロジェクト報告書」（平成26年3月）では、東京都社会福祉協議会を中心として被災地へ派遣され福祉避難所等で活動する「災害派遣福祉チーム」の取組が紹介されている。区は、都の動向を踏まえ、受援体制の整備を検討する。
※ 災害派遣福祉チーム・・・東京都社会福祉協議会、東京都災害対策本部等が連携して、災害発生時において、ニーズ把握やコーディネートを行うため都内の被災地に派遣される福祉専門職チーム。
- (5) 第二次避難所（福祉避難所）の施設利用計画の検討を進める（要配慮者用スペースの確保等）。
- (6) 第二次避難所（福祉避難所）への要配慮者の移動手段の確保に努める。
- (7) 第二次避難所（福祉避難所）の開設が想定されている福祉施設等に対して、通常業務への継続策を支援する（BCPの策定等）。
- (8) 第二次避難所（福祉避難所）における必要な物資・資器材の増備を検討する。

3 避難所全体に関すること

- (1) 公的施設・民間施設を問わず、区内の施設を避難所として指定したときは、食料の備蓄や必要な機材、台帳等を整備する等、避難所機能の強化を図る。
- (2) 都に人的あるいは物資の支援を要請する際に、より具体的な内容を伝達できるよう、体制整備を図る。
- (3) 避難所においてボランティアを円滑に受入れられるよう、体制整備を図る。
（第4部震災編 第1章第5節「ボランティアとの連携」P.254）
- (4) 区は、区職員に対し、避難所運営に関する知識や管理運営の支援に関する訓練や研修等を実施する。
- (5) 夏季においては、暑さや衛生面の対策（食中毒の防止等）、冬季においては、寒さや感染症等の蔓延防止策等、季節に応じた避難所運営の課題についてもあらかじめ想定し、対処を検討していく。
- (6) 要配慮者の移送については、障がい者等の特性に応じた対応が必要であり、第一次避難所から第二次避難所（福祉避難所）への移送手段についても検討する。

第9章 避難者対策

第3節 避難所の管理運営体制の整備等

4 感染症流行時の対応

(1) 分散避難

新型コロナウイルス等感染症の流行時の避難は三密（密閉・密集・密接）を避けるため、指定避難所での収容可能人数が大幅に減少することになり、分散避難を推進する必要がある。分散避難は、まずは在宅避難、縁故等避難を検討し、最後に避難所への避難の順に考える。

ア 在宅避難

在宅が安全である場合、感染症を考慮すれば在宅避難が優位である。在宅避難をいかに成立させるかを区民とともに考える。

(ア) 自宅に耐震性がある場合は在宅避難を検討する（昭和56年6月以降に建築確認を受けた建物又は同等の耐震性のある建物、耐震改修済みの建物の場合）。

(イ) ケガをしては在宅避難が不可能となるため、家具等の転倒防止、移動防止、落下防止対策を講じる。

(ウ) 電気、ガス、水道が止まった際、一定期間暮らせるように、水、食料、懐中電灯、電池、簡易トイレ等を備蓄する。

(エ) 自宅の耐震化や家具の固定、食料・水の備蓄などの対策を事前に行うことで、地震発生後も自宅にとどまる「在宅避難」を選択できる余地が広がる。

イ 縁故等避難

安全な家族・親戚・知人の家やホテル等に避難する。日ごろから避難先となりうる人と連携をとっておくことが重要である。

ウ 避難所への避難

避難所では4㎡/1人の確保に努める。

避難者は日頃から非常持ち出し品を用意しておき、可能な範囲で持参する。

(2) 風水害とは異なり地震は突発的に発生するため避難所開設の準備時間がないことが課題となるが、緊急に開設される避難所においても三密は避けなければならない。

(3) 避難所に避難してきた被災者は、原則全て受け入れるが、満室・空室などの具体的な避難可能施設を速やかに共有する仕組み、情報共有の手段を検討し、避難者が避難所探しに奔走することを避ける。

(4) 過密状態での感染症蔓延を避けるため、ホテル、旅館、都営住宅空室の避難所としての利用の協定締結推進、青空避難（テント等）など多様な避難手段を講じる必要がある。

(5) 感染症流行時であっても住民による避難所運営が可能である方策を、住民とともに検討を進める。

(6) 区は、区民が自らの家族、居住形態、自家用車等の所有・保管場所状況、自宅周辺の家屋の密度、避難所への経路、縁故者の状況などを考慮し、どのようなリスクのもとに、どのような避難行動をとるかをあらかじめ決めておくことを求めていく。

(7) 避難所マニュアルに感染症対策長期に渡ってについて記載する。

(8) 避難所の備蓄物品として非接触式体温計、間仕切りダンボール、マスク、消毒剤等の強化を図る。

第9章 避難者対策

第3節 避難所の管理運営体制の整備等／第4節 要配慮者対策

- (9) あだち広報や避難訓練時等に分散避難についての周知、啓発を行う。
- (10) 指定避難所が密にならないように、避難者を必要最小限にするため、区ホームページ、SNS等で情報提供を行う。
- (11) 避難者は、震災時の様々な避難行動について、感染症流行時に関らず、日頃から個別に検討しておく。

《東京消防庁》

- 1 避難所の防火安全対策を策定し、区に対し、「避難所マニュアル」に反映するよう連携し協議する。
- 2 避難所運営組織の中で、防火担当責任者を指定するように、区と連携し協議する。
- 3 避難所運営会議が組織されていない避難所の防火安全対策を促進し、区等の避難所運営を支援する。

第4節 要配慮者対策

第1 対策内容と役割分担

災害が発生した際に、り災率の高い要配慮者（障がい者、高齢者、乳幼児、病弱者、妊産婦、外国人等）に対する適切な応急対応及び救護活動を行うため、要配慮者自身及びその家族、要配慮者利用施設及び区、事業所、区民、民生・児童委員等は、一体となって平時からの地域コミュニティ形成事業や他の福祉活動に取り組む。

また、災害対策基本法の一部改正（平成25年法律第54号）や国（内閣府）の策定した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」等に基づき、現行の支援体制の強化及び新たな支援策の検討等、要配慮者への支援を向上させるよう努める。

機 関 名	対 策 内 容
区（関係部、政策経営部、危機管理部、地域のちから推進部、福祉部、衛生部）	(1) 要配慮者のうち避難行動要支援者の把握及び避難行動要支援者名簿の作成 (2) 要配慮者のうち避難行動要支援者に対する「避難支援プラン」等の策定及び関係機関との情報の共有 (3) 障がいの種別に応じた避難支援体制の整備 (4) 都と連携した要配慮者に対する防災訓練の実施 (5) 関係団体との連携
都	(1) 区における要配慮者対策の強化を支援（福祉保健局） (2) 緊急通報システムの活用を促進（福祉保健局） (3) 外国人旅行者向け対応マニュアルの配布（産業労働局）
東京消防庁	(1) 区等と連携した要配慮者に対する防災訓練の実施 (2) 緊急通報システムの活用 (3) 地域が一体となった協力体制づくりの推進 (4) 社会福祉施設等と地域の連携を促進 (5) 総合的な防火防災診断の推進
社会福祉施設等	(1) 施設自身の防災行動力の向上、地域との連携の推進

第9章 避難者対策
第4節 要配慮者対策

第2 詳細な取組内容

《区民等》

- 1 発災時における要配慮者に対する救援活動を円滑に実施するため、区、事業所自衛消防隊、区民及び防災区民組織（町会・自治会等）、民生・児童委員等は、平日頃から要配慮者の居場所を確認しておくものとし、積極的に地域の防災訓練への参加を呼びかける。
- 2 要配慮者自身及びその家族は、地域住民等との交流を深めるように努める。

《区（関係部、政策経営部、危機管理部、地域のちから推進部、福祉部、衛生部）》

- 1 区に設置する災害時要援護者支援対策検討会において、次に掲げる事項等を検討し、避難行動要支援者の避難誘導や安否確認等の体制整備の検討を進めている。
 また、体制の整備においては、地域住民、防災区民組織（町会・自治会等）、障がい者団体、福祉関係施設及び機関等様々な主体の協力を得ながら、平時より避難行動要支援者に関する情報を把握するとともに、避難誘導及び障がい特性に応じた避難支援等の体制となるよう努める。
 (1) 要配慮者対策にかかる支援対象者の範囲、支援機関の役割分担等全体計画に関すること。
 (2) 避難行動要支援者名簿及びそのための個人情報に関すること。
 (3) 避難行動要支援者に対する情報提供や円滑に避難するための通知又は警告等に関すること。
 (4) 避難行動要支援者の安否確認、及び移送や誘導等の避難支援に関すること。
 (5) 避難支援関係者の安全確保に関すること。
 (6) その他要配慮者支援に必要な事項。
- 2 区は、避難行動要支援者名簿を作成する。また、名簿登載者のうち申出者については、緊急時の連絡先等、より詳細な情報を名簿に掲載する。避難行動要支援者名簿に登載される者の範囲及び同名簿の情報提供機関、名簿の更新、情報漏えいを防止するための措置等詳細は下記のとおりとする。
 (1) 名簿に登載される者の範囲
 足立区に住民登録をしており、次のいずれかに該当する者とする。なお、この範囲については、国の指針等を基に適宜見直しを行う。
 ア 要介護3から5の者
 イ 身体障害者手帳1から2級および3級で福祉タクシー券・自動車燃料費助成受給の者
 ウ 愛の手帳1から2度の者
 エ 障害者総合支援法の障害支援区分4から6の者
 (2) 情報の提供機関（避難支援等関係者）
 避難行動要支援者名簿の提供機関は、区内管轄の警察署、消防署、消防団、民生・児童委員とする。また、災害時においては上記機関の他、防災区民組織（町会・自治会等）に提供する。
 (3) 個人情報の入手方法等
 名簿作成に必要な個人情報については、次の法規に基づき各所属等が持つ情報から

抽出する。

※ 災害対策基本法第49条の10第3項

※ 足立区個人情報保護条例第12条第2項第2号

- (4) 各関係機関が連携して支援する体制の検討に努める。
 - (5) 区は、避難行動要支援者の状況を把握し、避難行動要支援者名簿を更新し最新の状態に保つよう努める。
 - (6) 区は、提供機関に対し、名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するための措置を講ずるように求め、また名簿情報に係わる避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置をとるよう努めなければならない。
 - (7) 区は、要配慮者が円滑に避難を行うことができるための通知又は警告の配慮に努める。
 - (8) 区は、避難支援等関係者が、地域の実情や災害の状況に応じて可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分配慮する。
- 3 国や都、防災関係機関、障がい者団体、福祉関係施設及び機関等と連携し、要配慮者に対する震災対策訓練等を実施する。
 - 4 安否確認や避難支援、情報提供について、障がい者団体や地域包括支援センター、居宅介護支援事業者等と連携して取り組む。
 - 5 要配慮者の支援体制にかかる人員の確保を推進するため、関係団体やボランティアとの協定締結等視野に入れ、検討する。
 - 6 第二次避難所（福祉避難所）に指定された施設や関連する機関、団体等と協力して、要配慮者の移送手段の確保に努める。
 - 7 都と連携して65歳以上の病弱な一人暮らし等の高齢者や18歳以上の一人暮らし等の重度身体障がい者の安全を確保するため、緊急時に消防署等に通報できるシステムの整備を進める。
 - 8 要配慮者に係わる諸団体との日常からの連携を深め、その活動を通じて要配慮者自身の防災行動力を高めるとともに要望等を防災対策に役立てる。また、災害時の連携体制を整備し、それらの団体やネットワークを通じて、必要な支援が受けられるよう努める。
 - 9 足立区医療的ケア児ネットワーク協議会について
区は、平成28年改正の児童福祉法の規定に基づき、医療的ケア児の支援に関する保健、医療、障がい福祉、保育教育等の関係者間の連絡調整、情報交換を図ることを目的として、「足立区医療的ケア児ネットワーク協議会」を設置した（医療的ケア児：人工呼吸器を装着している障がい児、その他日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児）。

《東京消防庁》

- 1 区等と協働して、防災区民組織（町会・自治会等）を中心とした要配慮者に対する防災訓練を実施する等、地域の防災行動力の向上に努める。
- 2 区が整備する緊急通報システム等を活用して、要配慮者の情報収集及び安全確保を図る。

第9章 避難者対策

第4節 要配慮者対策／第5節 避難所外の避難者対策

- 3 避難行動要支援者等の安全を確保するため、地域が一体となった協力体制づくりを推進する。
 - (1) 区等と連携して避難行動要支援者等を近隣で助け合う地域協力体制づくりを推進する。
 - (2) 社会福祉施設等の被災に備え、防災区民組織（町会・自治会等）、近隣事業所及びボランティア等による協力体制づくりを推進する。
- 4 社会福祉施設と事業所、町会、自治会等との間及び社会福祉施設相互間で災害時応援協定を締結するようその促進を図る。

《社会福祉施設等》

- 1 社会福祉施設等においては、初期消火、避難誘導等が極めて重要であることから、施設自身の防災行動力の向上や地域との連携を推進する。
 - (1) 施設と周辺地域の事業所・町会・自治会との間、及び施設相互間の災害時応援協定等の締結を促進する。
 - (2) 社会福祉施設等の職員は、地震を想定した救出訓練を取り入れた自衛消防訓練を行う等、施設の使用実態にあった訓練内容の充実に努める。

第5節 避難所外の避難者対策

第1 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
区（関係部、政策経営部、危機管理部、地域のちから推進部、福祉部、衛生部）	(1) 避難所外避難者に対する支援のあり方の検討 (2) 避難所外避難の留意事項等に関する普及・啓発

第2 詳細な取組内容

《区（関係部）》

- 1 災害発生時には、避難所外避難者が多く発生することが想定されることから、熊本地震などの教訓も踏まえながら、その実態の把握や支援についての体制等に関する検討を行う。
- 2 避難所外の避難のうち、車中泊やテント泊に関しては、健康被害が懸念されるほか、区内のオープンスペースは、様々な応急対策活動の拠点として活用することを想定しているため、区民等に対し、以下のような普及・啓発を行う。
 - (1) 車中泊はエコノミークラス症候群、テント泊は気温の変化に伴う体調悪化などの健康被害が懸念されること。
 - (2) 対策用のグッズの備蓄についても、各家庭で備える必要があること。
 - (3) 避難生活の情報提供、物資の配給が届きにくい可能性があり、避難者の健康状態の把握も難しいこと。
 - (4) 区内のオープンスペースは、災害時の応急対策活動の拠点として活用する計画であること。
 - (5) 災害時には交通規制がひかれ、自動車利用は自粛を要請される見込みであること。
 - (6) 第一次避難所においては要配慮者対応のスペースの確保に努めるとともに、必要に応じ第二次避難所（福祉避難所）を開設することなど、避難所において最低限の生活環境の確保が行われていること。

第10章 物流・備蓄・輸送対策

第3部 災害予防計画 第10章 物流・備蓄・輸送対策	第4部 災害応急対策計画 第10章 備蓄・物資等の供給及び輸送	第5部 災害復旧計画 第7章 流通機能及び生活基盤の確保
第1節 食料及び生活必需品等の確保(P. 223)	第1節 備蓄物資の供給(P. 405)	第1節 多様なニーズへの対応(P. 478)
第2節 飲料水及び生活用水の確保(P. 225)	第2節 飲料水の供給(P. 408)	第2節 炊き出し(P. 478)
第3節 備蓄倉庫及び輸送拠点の整備(P. 227)	第3節 物資の調達要請(P. 411)	第3節 水の安全確保(P. 479)
第4節 輸送体制の整備(P. 229)	第4節 備蓄物資の輸送、支援物資の受入れ・仕分け・配分(P. 412)	第4節 生活用水の確保(P. 480)
第5節 輸送車両等の確保(P. 229)	第5節 義援物資の取扱い(P. 415)	第5節 市場の流通確保と消費者への情報提供(P. 480)
第6節 燃料の確保(P. 230)	第6節 輸送車両の調達(P. 415)	

第1節 食料及び生活必需品等の確保

第1 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
区（関係部、危機管理部）	<ul style="list-style-type: none"> (1) 想定される最大の避難者数をもとに被災者の生活の維持のため、あらかじめ必要な食料、飲料水、生活用水、生活必需品等の備蓄及び整備 (2) 備蓄物品（都の事前寄託分を含む）の適正な管理 (3) 地域ごとの備蓄数量等、適正な配置の検討 (4) 要配慮者や女性・子供等様々な避難者のニーズへの留意 (5) 民間事業者との協定等による流通在庫の確保 (6) 家庭や地域等における備蓄促進のための広報の実施
都（総務局）	<ul style="list-style-type: none"> (1) 区民、事業者による物資の備蓄について意識向上を図る。 (2) 要請があった場合に備えて、あらかじめ食料・生活必需品の調達体制を構築
都（福祉保健局）	<ul style="list-style-type: none"> (1) 広域的な見地から区備蓄物資の補完を行うため、備蓄を推進
都（都市整備局）	<ul style="list-style-type: none"> (1) 区民、事業者による物資の備蓄を促進するため、都市開発の機を捉え、防災備蓄倉庫の整備を促進
都（生活文化局） 都（産業労働局） 都（中央卸売市場）	<ul style="list-style-type: none"> (1) 要請があった場合に備えて、あらかじめ食料・生活必需品の調達体制を構築

第2 詳細な取組内容

《 区（関係部、危機管理部） 》

1 備蓄品・資器材の管理等

(1) 区は都と連携して、分散備蓄等により発災後3日分の物資の確保に努める。

第10章 物流・備蓄・輸送対策

第1節 食料及び生活必需品等の確保

(2) 区の備蓄場所・備蓄物資・備蓄量の現状を把握し、人口・面積・避難所分布等と関連づけて備蓄の計画を進める。

(資料編震災編 第52「足立区応急対策用物資備蓄場所一覧」P.170)

(3) 必要備蓄量の算出にあたっては、都の被害想定における当該区の最大避難者数を基準とする。さらに、帰宅困難者に対する備蓄も検討する。

(4) 備蓄品目については以下のとおり。

- ア 災害時医療体制が確立するまでの間、り災の応急手当に必要な医薬品。
- イ 被災者の生命を保持するために必要不可欠な「飲む」「食べる」「寝る」「排泄する」の四大条件を満たす最低限度の物資
- ウ 要配慮者が緊急に必要とする物資

(5) 区の備蓄品目から除外するものは以下のとおり。

- ア 備蓄困難なもの
- イ 緊急を要せず、調達で賄えるもの
- ウ 家庭での備蓄が容易なもの
- エ 特殊なもの
- オ 都との役割分担で都が備蓄すべきもの

(6) 現在の備蓄状況は、資料編、第53「備蓄物品一覧」(P.174)のとおりである。

(7) 被害想定における避難者数や、現状避難所の位置等に基づき、職員・物資担当職員、保管場所の配置、輸送経路の設定の検討に努める。

(8) 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえるとともに、要配慮者や女性・子供等様々な避難者のニーズに対応した物資の確保に留意する。

(9) 物資の確保にあたっては、被災時期を考慮し、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含める等被災地の実情を考慮する。

(10) 被災者の中でも、交通及びライフラインの途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の円滑な供給に十分配慮する。

(11) 調製粉乳の備蓄について、区は災害発生後の最初の3日分を備蓄し、都は4日分を備蓄する。

(12) 備蓄品目によっては区内業者等との連携を密にし、調達協定をもって備蓄にかえ、必要に応じ提供できる体制を確立する。

(13) 備蓄物品については、適切に更新していく。なお、品質保証期間のある備蓄物品は以下のとおりであり、期限切れ前に新しく購入する。

(資料編震災編 第53「備蓄物品一覧」P.174)

- ア アルファー化米 …………… 4年ごとに買い替え
- イ クラッカー …………… 4年ごとに買い替え
- ウ 飲料水 …………… 11年ごとに買い替え
- エ 医薬品 …………… 期限切れごとに買い替え
- オ 乾電池 …………… 10年ごとに買い替え
- カ 乳幼児用粉ミルク …………… 1年ごとに買い替え

(14) 備蓄資器材は、災害時における応急対策活動に十分活用できるよう、常に使用可能

第10章 物流・備蓄・輸送対策

第1節 食料及び生活必需品等の確保／第2節 飲料水及び生活用水の確保

な状態で保管しなければならないため、次のものについては平常時から定期的に資器材の整備点検を行う。

- ア 発電機
- イ 調理レンジ
- ウ ダムウェーター（小荷物昇降機）
- エ ろ水機
- オ 備蓄倉庫シャッター
- カ ローボート用船外機
- キ 投光器
- ク 地下埋設式トイレ

2 家庭や地域等での備蓄促進

- (1) 行政の備蓄は必要最低限のものであり、区民一人ひとりの備えが大前提である。区が備蓄の対象としていないもので、自宅における被災生活に必要な備蓄については、あつ旋物品の紹介等、各家庭での備蓄の推進を図る。
- (2) その他にも区民、事業者による備蓄を促進するため、平時から飲料水、食料、生活必需品を備蓄するよう、訓練や広報、HP等を通じて、区民に対する普及啓発を行う。

第2節 飲料水及び生活用水の確保

第1 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
区（関係部、危機管理部、衛生部、都市建設部）	(1) 飲料水の備蓄、ろ水機の配備 (2) 雨水貯留槽、災害用井戸、深井戸（震災時多機能型深層無限水利）等の整備により、水の確保に努める。 (3) 行政間、民間等との協定締結等により、行政備蓄を補完する。
都（水道局）	(1) 応急給水槽及び給水拠点である浄水場(所)・給水所において、応急給水に必要な資器材等の管理を行う。 (2) 給水拠点である浄水場(所)・給水所において、拠点ごとに要員を指定する。 (3) 防災市民組織等が自ら応急給水活動ができる施設の整備を行う。
都（総務局）	(1) 震災時の飲料水等を確保するため、給水拠点の設置を行う。 (2) 応急給水槽及び給水拠点である浄水場(所)・給水所において、応急給水に必要な施設や資器材等の整備を行う。
都（都市整備局）	(1) 区民、事業者による飲料水の備蓄を促進するため、都市開発の機を捉え、防災備蓄倉庫の整備を促進 (2) 防災まちづくり施策として整備してきた地域における防災上の拠点について、局が所管している給水拠点となる貯水槽等の既存の施設の維持管理・更新を適切に実施
事業所及び家庭	(1) 平素から水の汲み置き、家庭内備蓄等により、飲料水、生活用水を確保する。

第10章 物流・備蓄・輸送対策

第2節 飲料水及び生活水の確保

第2 詳細な取組内容

1 飲料水の備蓄、ろ水機の配備

《区（関係部、危機管理部、衛生部、都市建設部）》

- (1) ペットボトル飲料水を備蓄する。
- (2) 道路障害物除去が遅れ輸送が困難な場合等に備え、区において受水槽の水等飲料水が確保できるよう施設や資器材の整備に努める。
- (3) 行政相互の協力とともに、飲料メーカー等民間との協定締結等により、行政備蓄を補完する。
- (4) 飲料水の水源は、区内7箇所の応急給水槽と2箇所の給水所とする。

（資料編震災編 第55「ろ水機配備場所一覧」P.186）

2 給水拠点及び給水体制の整備

《都》

- (1) 都は、震災時の飲料水等を確保するため、居住場所からおおむね半径2kmの距離内に1箇所の給水拠点の設置を目標とし、浄水場・給水所等の施設を活用するとともに、給水拠点が空白地域の早期解消を図るため、応急給水槽の建設を行ってきた。その結果、これまでに都内に215箇所の給水拠点（浄水場（所）、給水所、応急給水槽等）確保している。
- (2) 給水拠点が遠い地域等への対応を図るため、地域特性を踏まえた多面的な飲料水等の確保に向けて、必要な取組みを行う。
- (3) 空白地域については、区が確保している受水槽、消火栓等の施設を活用する等、区と連携して応急給水に万全を期する。

（資料編震災編 第56「給水槽一覧」P.190）

- (4) 応急給水槽については、電気設備や自家用発電設備など老朽化に対応して計画的な更新を図る。
- (5) 浄水場（所）、給水所等にエンジンポンプ等応急給水用資器材の計画的な更新を図り、資器材の整備を推進するとともに、これら資器材を収納する倉庫を整備する。
- (6) 災害時に迅速かつ的確な給水活動の実施を確保するため、設置場所、地勢、及び施設水準等を考慮し、応急給水用給水設備の改良を行う。
- (7) 区職員や防災区民組織が、水道局職員の参集を待たずに応急給水活動ができるよう、浄水場（所）・給水所において、施設用地内に応急給水エリアを区画し、給水ユニット式応急給水ポンプ、給水栓、照明設備等の整備及び施錠方法の変更を行う。
- (8) 防災都市づくり施策として整備してきた地域における防災上の拠点について、発災時に給水拠点として活用できるものは、その役割を明確にするとともに、貯水槽等の既存の施設の維持管理・更新を適切に実施し、発災時における機能の確保を図っていく。

《区（関係部）》

- (1) 各応急給水槽の管理者は、総合防災訓練等の機会を使い、給水の方法や運営等についてについて訓練する。

第10章 物流・備蓄・輸送対策

第2節 飲料水及び生活用水の確保／第3節 備蓄倉庫及び輸送拠点の整備

3 多様な応急給水への取組み

《都》

- (1) 都は、消火栓等からの応急給水について、仮設給水資器材の整備を図ったうえ、区と防災区民組織（町会・自治会等）等が協力して実施する応急給水への支援を行う。

《区》

- (1) 区は、消火栓等からの応急給水について、都（水道局）から貸与された仮設給水資器材を使用し、防災区民組織（町会・自治会等）等と協力して応急給水を行う。

4 生活用水の確保

《区（危機管理部、衛生部、都市建設部）、都》

- (1) 事業所及び家庭に対して、生活用水の確保（水の汲み置き等）に努めるよう普及・啓発する。
- (2) 区は、災害用井戸の整備や、民間所有の井戸についての災害時協力井戸としての登録等を推進する。
- (3) 震災時に生活用水に活用が可能な深井戸（震災時多機能型深層無限水利）の整備

第3節 備蓄倉庫及び輸送拠点の整備

第1 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
区（危機管理部、区民部）	(1) 拠点の備蓄倉庫や分散備蓄の配置にかかる計画の策定 (2) 備蓄物資の輸送及び配分の方法を策定 (3) 地域内輸送拠点を選定し、都福祉保健局へ報告 (4) 専門物流・流通事業者の協力を得て、物資集積拠点等に利用可能な既存施設等を把握 (5) 広域輸送基地から地域内輸送拠点へ輸送される物資の受入れ、保管、払出等の実施するための整備 (6) 水上輸送体制の整備の検討
都（総務局）	(1) 国や他道府県等からの支援物資を円滑に受入れるため、あらかじめ受援体制を整える。
都（福祉保健局）	(1) 迅速かつ的確に物資を輸送するため、都備蓄倉庫を配置 (2) 都の備蓄物資を管理 (3) 都備蓄倉庫及びトラックターミナルの効率的な運営体制を構築

第2 詳細な取組内容

《区（危機管理部、区民部）》

- 1 備蓄倉庫の確保及び平時における管理運営を行う。
- 2 区が備蓄（都の事前寄託分を含む）する食料、生活必需品等は、基本的に各避難所に分散備蓄されているが、拠点倉庫の備蓄品については、輸送及び配分の方法について定める。
- 3 区が避難所等へ食料及び生活必需品等を搬送するための仕分け・一時的保管機能を持つ場所として、あらかじめ地域内輸送拠点を選定し、都福祉保健局に報告する。
- 4 避難所として指定した学校の余裕教室等を活用する等して、分散備蓄の場所の確保を

第10章 物流・備蓄・輸送対策
 第3節 備蓄倉庫及び輸送拠点の整備

進めるよう努める。

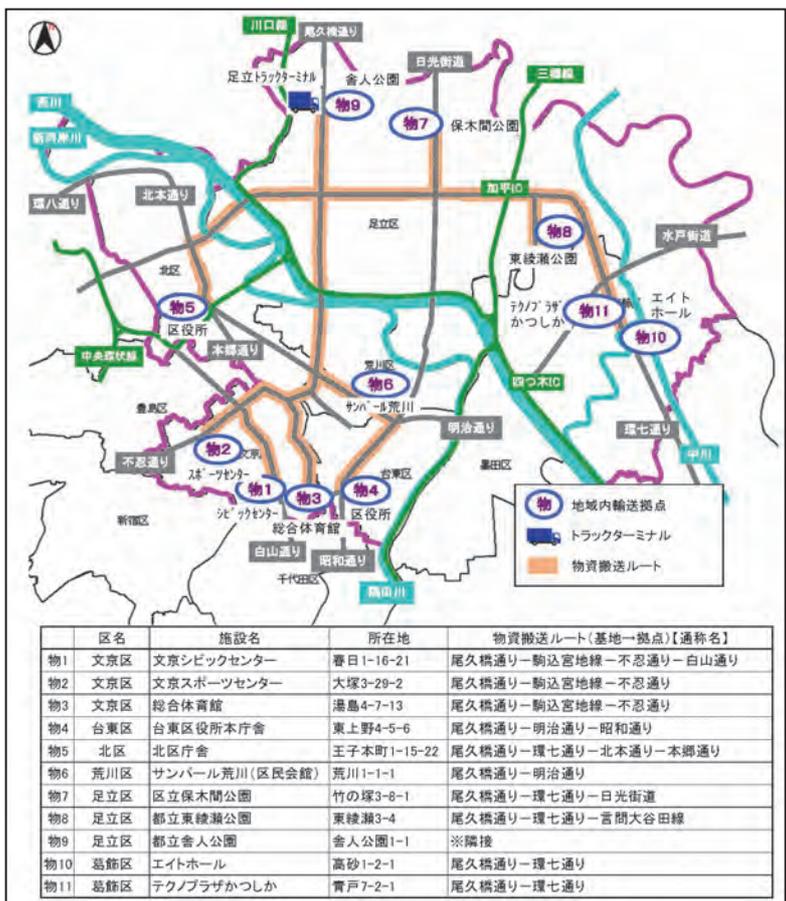
- 5 区有施設における集積場所の選定及び確保に努める。
- 6 現在、以下の3地点を集積所として選定している。災害の状況に応じて、区内外の公共施設若しくは空地进行指定する。
 - (1) 足立区立保木間公園
 - (2) 都立舎人公園
 - (3) 都立東綾瀬公園
- 7 物資集積拠点等の確保のため、専門物流・流通事業者・倉庫事業者との連携も視野に入れ、利用可能なオープンスペースのリストアップや既存施設等の利活用について準備しておく。
- 8 現在指定されている公共施設等の物資拠点に加え、民間の物流施設の活用を可能とするよう民間物資拠点をあらかじめリストアップする。
- 9 広域輸送基地（足立トラックターミナル）から地域内輸送拠点（上記6（1）～（3）の3箇所）へ輸送される物資の受入れ、保管、払出等の実施するための整備に努める。
- 10 荒川等の河川を活用した物流体制の整備を検討する。

（第3部第3章第1節 第4「都の緊急輸送ネットワークの整備」【緊急輸送ネットワークにおける指定拠点】P.151参照）

【輸送拠点】

広域輸送基地	他県等から緊急物資等の受入れ、一次保管、地域内輸送拠点等への積替・配送等の拠点。多摩広域防災倉庫、トラックターミナル、ふ頭、空港等
地域内輸送拠点	区の地域における緊急物資等の受入れ、配分、被災地への輸送等への拠点

【東京都区北部における広域輸送基地から区市町村の地域内輸送拠点までのルートイメージ】



第4節 輸送体制の整備

第1 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
区（危機管理部、 区民部）	(1)輸送関連協定締結先機関と、関係部署との事前の協議及び連絡手段の確保 (2)物資輸送に関する訓練の実施 (3)専門物流・流通事業者やボランティア等の協力を得て、マンパワーを確保
都（関係局）	(1)東京都災害情報システム（D I S）を活用した情報連絡体制の整備 (2)物資輸送に関する訓練の実施

第2 詳細な取組内容

《区（危機管理部、区民部）》

- 1 災害時に使用する区保有車両の調整体制を整備する。
- 2 災害時に区災害対策本部と輸送関連協定締結先機関との連携が円滑に行われるよう、事前の協議等を行い、輸送の調整に関する体制を整備する。
- 3 区と物流事業者団体との間の協力協定について、輸送に関することのほか、区の災害対策本部への物流事業者の派遣、物資の保管、物資拠点の運営等に関することを盛り込む等、新規の締結や既存協定の内容の充実を推進する。
- 4 区は緊急物資等の受入れ、仕分け・管理、搬送、分配・供給について、物流の専門家の意見を取り入れ、緊急物資等の管理システムを検討する。
- 5 輸送に関するマンパワーの確保については、あらかじめ専門物流・流通事業者やボランティア等への協力依頼を行っておく等、事前に関係機関との調整を行う。
- 6 荒川下流防災施設運用協議会に参加し、荒川河川敷の防災施設の輸送等への活用方法を検討する。

第5節 輸送車両等の確保

第1 対策内容と役割分担

第二次交通規制実施時には、緊急交通路に指定された道路では、一般車両の通行が禁止され、緊急通行車両を優先して通行させる。

機 関 名	対 策 内 容
区（総務部、 危機管理部、 区民部）	(1)区保有車両等の災害時用の管理 (2)調達先及び調達予定数を明確にしておく等により、調達体制を整える (3)一般的輸送手段として車両や原付自転車等を確保、状況に応じて関係機関と連携し航空機、舟艇を使用する体制整備を進める
警視庁	(1)緊急通行車両等の確認
都（財務局）	(1)物資等の輸送に必要な車両の調達
都（交通局、水道局、 下水道局） 東京消防庁	(1)緊急通行車両（所管関係車両）等の確認
関東運輸局	(1)都（財務局）の要請に基づき、車両の調達・あっ旋

第10章 物流・備蓄・輸送対策

第5節 輸送車両等の確保／第6節 燃料の確保

第2 詳細な取組内容

《区（総務部、危機管理部、区民部）》

- 1 緊急通行車両の事前申請等、区保有車両の災害時利用に向けた管理を行う。
- 2 車両による輸送を一般的輸送手段として、関係機関と円滑な輸送手段の調達ができるよう連絡体制を確立する。また、航空機や舟艇による輸送手段の確保についても、検討していく。
- 3 また、交通事情等により、原付自転車、自動二輪、自転車、リヤカー等を適宜利用することを予定した体制を整備する。

第6節 燃料の確保

第1 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
区（危機管理部）	(1)燃料関係の協定締結先機関との連携体制を整備する。 (2)石油燃料の供給体制を整備する。
都（総務局）	(1)石油燃料の供給体制を整備する。

第2 詳細な取組内容

《区（危機管理部）》

- 1 一般社団法人東京都LPガス協会足立支部及び東京都石油商業組合足立支部との燃料確保に関する協定を締結している。
- 2 東京都の「流通在庫備蓄方式」を参考として、平成28年度から指定給油所（災害対応型給油所）内燃料タンクにガソリン（1,000ℓ）及び軽油（1,000ℓ）の備蓄をしている。令和2年3月末現在で6箇所になる。
- 3 協定等の実効性を高めるため、関係機関の協力を得ながら実践的な訓練を実施するとともに、発災後の連絡体制、燃料の搬送や受入れ体制等体制の整備を進める。
- 4 平時における更なる燃料の備蓄体制の整備を検討する（備蓄設備の確保、管理体制の整備）。

第11章 放射性物質対策

第1節 情報伝達体制の整備／第2節 区民への情報提供等体制の整備／第3節 放射線量の把握体制の整備

第11章 放射性物質対策

第3部 災害予防計画 第11章 放射性物質対策	第4部 災害応急対策計画 第11章 放射性物質対策	第5部 災害復旧計画 第8章 放射性物質対策
第1節 情報伝達体制の整備 (P. 231)	第1節 迅速・的確な情報連絡 (P. 418)	第1節 保健医療活動(P. 481)
第2節 区民への情報提供等体制 の整備(P. 231)	第2節 緊急時における放射線量 の把握活動及び区民への 情報提供等(P. 419)	第2節 放射性物質への対応 (P. 481)
第3節 放射線量の把握体制の整備 (P. 231)	第3節 保健医療活動(P. 420)	第3節 風評被害対策(P. 482)
	第4節 放射線等使用施設の応急 措置(P. 420)	
	第5節 核燃料物質輸送車両等の 応急対策(P. 421)	

第1節 情報伝達体制の整備

第1 対策内容と役割分担

区は、今後、区内において原子力災害による放射性物質等の影響（以下「放射性物質等による影響」という）が懸念される事態が発生した場合に備え、より迅速かつ機能的に対応できる体制を構築する（詳細は、応急対策を参照）。

第2節 区民への情報提供等体制の整備

第1 対策内容と役割分担

- 1 区は、国や都との役割分担を明確にしたうえで、必要な情報提供体制を整備する。
- 2 防災の知識の普及と啓発に際しては、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児その他のいわゆる要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。
- 3 区の教育機関においては、原子力防災に関する教育の充実に努める。

第3節 放射線量の把握体制の整備

第1 空間放射線量測定の実施及び公表

- 1 区は、福島第一原子力発電所事故以降実施している、区内公園等における空間放射線量率の定点測定（中央公園等、区内4箇所）を継続的に実施し、平常時の空間放射線量率を把握する。
- 2 区は、平常時から都が設置しているモニタリングポスト（都立舎人公園）のデータ等を活用して区域における空間放射線量率の水準を把握し、緊急時における基礎データとする。

第12章 住民の生活の早期再建対策

第1節 生活再建のための事前準備

第12章 住民の生活の早期再建対策

第3部 災害予防計画 第12章 住民の生活の早期再建対策	第4部 災害応急対策計画 第12章 住民の生活の早期再建対策	第5部 災害復旧計画 第9章 住民生活の早期再建施策
第1節 生活再建のための事前準備 (P. 232)	第1節 被災住宅の応急危険度判定 (P. 424)	第1節 被災住宅の応急修理 (P. 483)
第2節 防犯体制の構築 (P. 234)	第2節 被災宅地の危険度判定 (P. 428)	第2節 応急仮設住宅の供給 (P. 484)
第3節 トイレの確保及びし尿処理 (P. 234)	第3節 住家被害認定調査及びり災証明の発行準備・発行 (P. 429)	第3節 被災者に対する生活相談等支援 (P. 488)
第4節 がれき、粗大ごみ、廃家電の処理 (P. 236)	第4節 防犯 (P. 432)	第4節 義援金品の募集・受付・配分 (P. 490)
第5節 避難所ごみ・生活ごみの処理 (P. 237)	第5節 義援金品の募集・受付 (P. 432)	第5節 被災者に対する生活再建資金援助等 (P. 492)
第6節 災害救助法等 (P. 237)	第6節 トイレの確保及びし尿処理 (P. 433)	第6節 職業のあっ旋 (P. 498)
第7節 学校、保育園・こども園、学童保育室等の予防対策 (P. 239)	第7節 がれき、粗大ごみ、廃家電の処理 (P. 434)	第7節 租税等の徴収猶予及び減免等 (P. 498)
	第8節 避難所ごみ・生活ごみの処理 (P. 437)	第8節 その他の生活確保 (P. 499)
	第9節 災害救助法等の適用 (P. 438)	第9節 中小企業への融資 (P. 499)
	第10節 激甚災害の指定 (P. 439)	第10節 農林漁業関係者への融資 (P. 499)
	第11節 学校、保育園・こども園、学童保育室等の応急対策 (P. 440)	第11節 災害救助法の運用等 (P. 500)
		第12節 応急教育・保育・児童保育 (P. 503)

第1節 生活再建のための事前準備

第1 対策内容と役割分担

都は、区が実施するり災証明発行手続のシステム化や迅速な生活復旧体制を確保する。

1 り災証明の発行

機 関 名	対 策 内 容
区 (政策経営部、総務部、危機管理部、地域のちから推進部)	(1) 東京都被災者生活再建支援システム利用協議会において、迅速かつ公平な被災者生活再建支援業務を実現するための検討を行う。 (2) 「災害発生時における被災者生活再建支援業務の実施体制整備に関するガイドライン」に基づき、庁内体制の確立や応援・受援体制の確立を図る。 (3) 調査手法やり災証明事務手続に関する職員研修や訓練を実施 (4) 東京消防庁との協定締結や事前協議によるり災証明発行に係る連携体制の確立
都	(1) 区が発行するり災証明手続の迅速化を促進 (2) 区の応援要員の確保の検討 (3) 区と固定資産税関連情報等に関し、調整

機 関 名	対 策 内 容
東京消防庁	(1)火災による被害状況調査体制の充実 (2)区との協定締結や事前協議による火災のり災証明発行に係わる連携体制の確立

2 義援金の配分事務

機 関 名	対 策 内 容
区（政策経営部、総務部、危機管理部、地域のちから推進部、会計管理室）	(1)義援金の募集・配分について、あらかじめ必要な手続を明確にする。
都（総務局、福祉保健局）	(1)義援金配分委員会の委員は必要な時期に迅速に開催できるようあらかじめ、都、区、日本赤十字社東京都支部その他関係機関の中から選任しておく。 (2)義援金の募集・配分について、必要な手続きを明確にする。 (3)義援金に関する寄付控除（国税及び地方税）等の取扱いの確認。

第2 詳細な取組内容

《区（政策経営部、総務部、危機管理部、地域のちから推進部、会計管理室）》

1 り災証明の発行

- (1) 平成28年11月に東京都及び都内区市町村で設立した「東京都被災者生活再建支援システム利用協議会」において、被災者支援業務の標準化及び電子化を図るとともに相互応援体制の整備を行う。
- (2) 被災者生活再建支援システムを活用した住家被害認定調査、り災証明発行、その後の生活再建支援まで一貫した実施体制の構築を図る。
- (3) 住家被害認定調査やり災証明発行など多くのマンパワーが必要となる業務の人員資源を確保するため、応援要請内容等の検討を行う。
- (4) 住家被害認定調査やり災証明事務手続きに関する職員研修を実施する。
- (5) 被害状況調査体制を充実するとともに、消防署と区は協定締結や事前協議、訓練等を行い、り災証明発行に係わる連携体制を確立する。
- (6) 区は、り災証明の発行に必要な固定資産関連情報について都（主税局）と連携を図る。

2 義援金の配分事務

- (1) 区は、都の義援金募集等に協力する場合、独自で義援金を募集する場合の双方について、必要な手続を明確にする。

3 り災証明発行や義援金の配給のシステム化の検討

(1) システム構成の検討

区は、これまで、最新のシステムの動向、導入済自治体における導入の効果、費用対効果、マイナンバー制度の動向等を踏まえ、効果的なシステム構成を検討してきた。

現在、「東京都被災者生活再建支援システム」を導入しており、今後も協議会等に参画し、運用体制等の整備向上につとめる。

第12章 住民の生活の早期再建対策

第1節 生活再建のための事前準備／第2節 防犯体制の構築／第3節 トイレの確保及びし尿処理

4 被災者生活再建支援システムについて

- (1) 建物被害認定調査をわかりやすくスムーズに進める機能
- (2) 調査結果のデータ化機能
- (3) 被災証明書を迅速に発行する機能
- (4) 被災者台帳で多様な支援を一元的に管理できる機能

5 ドローンの活用について

- (1) 被災証明書発行のための建物被害認定調査の際、災害現場に立ち入れない状況において、明らかな全壊、半壊などの認定はドローンで確認することができる。
- (2) 災害査定用の写真撮影において、被災箇所の状況写真を安全に撮影できる。

第2節 防犯体制の構築

第1 対策内容と役割分担

《区（関係部）》

- 1 警察と連携・協力を図り、災害時において、区民の生命、身体、財産の保護、交通秩序の維持、各種犯罪の予防並びに取締り、その他公共の安全と秩序の維持が可能な万全の体制を構築する。
- 2 災害時の防犯体制構築に資するため、民間の警備会社との連携を含め検討する。

《避難所運営会議、町会・自治会等》

- 1 避難所運営会議、町会・自治会等は、災害時において避難所内等での自警組織形成が円滑に図れるよう、十分な調整を行う。

第3節 トイレの確保及びし尿処理

第1 対策内容と役割分担

災害用トイレを確保するとともに、区が各避難所や避難場所等から収集したし尿の迅速な処理体制を確保する。

機 関 名	対 策 内 容
区（危機管理部、環境部、都市建設部）	(1) 災害用トイレの確保 (2) し尿の収集運搬に関する現況を把握し、し尿処理運搬手段等を確保 (3) 避難所毎の避難者数に応じた生活用水の確保 (4) 都（下水道局）が管理する水再生センターや指定マンホールへの収集・運搬体制等の確保 (5) マンホール用仮設トイレの設置体制の検討 (6) 災害時に避難所となる小・中学校や公園等への災害用マンホールトイレの設置、雨水貯留槽、防災用井戸等の整備等による生活用水の確保 (7) 仮設トイレ等の設置箇所や備蓄等に対する住民への周知。災害用トイレに関する知識の普及・啓発 (8) 災害用トイレを利用した各種訓練（設置訓練・利用訓練・し尿搬入訓練等） (9) 特別区共同処理体制の整備

機 関 名	対 策 内 容
東京二十三区清掃一部事務組合	(1)東京二十三区清掃一部事務組合が管理する品川清掃作業所へのし尿の搬入調整及び民間処理業者へのし尿の搬入調整 (2)紙おむつ等の可燃ごみの処理
都（下水道局）	(1)下水道管及び水再生センター・ポンプ所の耐震化 (2)し尿の受入れ体制の整備 (3)トイレの設置ができるマンホールの指定拡大

第2 詳細な取組内容

1 災害用トイレの確保

(1) 避難者75人あたり1基の災害用トイレの確保に努める。

《区（危機管理部、環境部、都市建設部）》

ア 仮設トイレ以外の携帯トイレや簡易トイレ等も確保

イ 要配慮者用トイレ（洋式トイレ等）の備蓄に配慮

ウ 強固な構造のトイレや防犯性の高いトイレ等の備蓄を検討し、利用者の利便性を確保

エ 災害用トイレ等の設置・維持管理方法等に関するマニュアル等を作成する。

オ 災害時に避難所となる小・中学校や公園等に、避難者のための災害用マンホールトイレの設置を進める。また、雨水貯留槽、防災用井戸等によって生活用水を確保する。

カ 今後、都（下水道局）と連携し、水再生センター及び指定マンホールへの搬入体制やマンホール用仮設トイレの設置体制を整備する。

キ し尿収集運搬・搬入の連絡体制についての具体的手段を都（下水道局）と調整し、定期訓練を実施する。

《事業所及び家庭》

ア 当面の目標として、3日分の災害用トイレ（簡易トイレ等）、トイレ用品を備蓄

イ 水の汲み置き等により生活用水を確保

2 災害用トイレの普及啓発

(1) 区や各機関は、災害用トイレ等の設置箇所や備蓄等をあらかじめ住民に周知し、災害用トイレに関する知識の普及啓発に努める。

(2) 災害用トイレの設置や利用等の経験は、極めて重要であり、災害用トイレを利用した各種訓練（設置訓練・利用訓練等）を実施する。

第12章 住民の生活の早期再建対策
第4節 がれき、粗大ごみ、廃家電の処理

第4節 がれき、粗大ごみ、廃家電の処理

第1 対策内容と役割分担

大量に発生するがれき、粗大ごみ、廃家電の処理は、区を実施主体として、必要に応じて都が支援してより多くの一次仮置場候補地等を確保し、迅速な処理体制を整備する。

機 関 名	対 策 内 容
区（がれき部）	(1)がれき、粗大ごみ、廃家電の処理に関する窓口・調整 (2)所管区域内の廃棄物関連施設や運搬車両等の現況把握 (3)不足が想定されるマンパワーや資機材に対する備えの検証、確保 (4)がれき等を分別・保管する一次仮置場候補地の選定、見直し (5)「足立区災害廃棄物処理計画」及び「足立区災害廃棄物処理マニュアル」の見直し、整備 (6)特別区共同処理体制の整備
東京二十三区清掃一部事務組合	(1)清掃工場の強靱化 (2)破砕処理したがれきの焼却（可燃性）・資源化处理 (3)清掃工場への搬入調整 (4)雇上車両の配車調整（東京二十三区清掃協議会担当事務） (5)仮設の処理施設として、破砕等の中間処理を行う二次仮置場は、東京二十三区清掃一部事務組合と23区で共同設置する。

第2 詳細な取組内容

《区（がれき部）》

1 一次仮置場の種類を以下に示す。

種 類	内 容
緊急仮置場	緊急道路障害物除去路線の道路啓開によるがれきを分別・保管する（人命救助や被害状況を踏まえ、近隣路線の区立公園から選定）。
粗大ごみ・ 廃家電仮置場	被災家屋の片付けにより発生する粗大ごみ・廃家電を区民が持ち込み分別・保管する。
がれき仮置場	家屋の倒壊や解体によるがれきを分別・保管する。

2 一次仮置場の主な要件を以下に示す。

- (1) 分別と資源化を念頭に置いて設置すること。
- (2) 搬出入等の車両の乗り入れが可能であり、周辺道路の通行も可能であること。
- (3) 近隣住民と作業員の安全確保ができる場所であること。
- (4) 長期に渡って使用できる平たんな場所であることが望ましい。

第12章 住民の生活の早期再建対策

第5節 避難所ごみ・生活ごみの処理／第6節 災害救助法等

第5節 避難所ごみ・生活ごみの処理

第1 対策内容と役割分担

避難所ごみ、生活ごみの処理は、区を実施主体として、必要に応じて都が支援して一次集積場所や最終処分場を確保し、迅速な処理体制を整備する。

機 関 名	対 策 内 容
区（環境部）	(1) 避難所ごみ、生活ごみ処理に関する窓口・調整 (2) 所管区域内で活用できる収集運搬車両等の現況把握 (3) 不足が想定されるマンパワーや資機材に対する備えの検証、確保 (4) 特別区共同処理体制の整備
東京二十三区清掃一部事務組合	(1) 清掃工場の強靱化 (2) 避難所ごみ、生活ごみの焼却・資源化处理 (3) 清掃工場等への搬入調整 (4) 雇上車両の配車調整（東京二十三区清掃協議会担当事務）

第2 詳細な取組内容

《区（環境部）》

- 1 区が行うごみ処理体制の構築にあたり、「足立区災害廃棄物処理計画」「足立区災害廃棄物処理マニュアル」に基づき、定期的な見直し及び訓練を実施する。
- 2 区が行うごみの収集運搬、処理施設等で必要となる資機材等については、都への要請を行うことで、不足分の確保を図る体制となっている。都は、国と連携し、被災地以外の自治体に要請を行う。なお、清掃工場の搬入調整は東京二十三区清掃一部事務組合、雇上業者との配車調整を東京二十三区清掃協議会が行う。
- 3 区は、各区、東京二十三区清掃一部事務組合及び東京二十三区清掃協議会、都（環境局）と協力して、収集運搬体制の確保策に関して、特別区災害廃棄物処理対策ガイドライン等の見直しや訓練を行うことで、特別区の共同処理体制の構築を促進する。

第6節 災害救助法等

第1 対策内容と役割分担

1 災害救助法の適用

機 関 名	対 策 内 容
区（政策経営部、危機管理部）	(1) 区長は、災害救助法の適用基準のいずれかに該当するか、又は該当する見込みがあるときは知事への報告等の対応を実施するため、職員が、適用基準に関して十分に理解し、迅速に対応できる体制を整備する。
都（総務局）	(1) 災害救助法による救助の程度・方法及び期間等の基準に関して、区に周知を徹底する。

第12章 住民の生活の早期再建対策

第6節 災害救助法等

2 激甚災害法の適用

機 関 名	対 策 内 容
区（政策経営部、危機管理部）	(1) 区長は、大規模災害が発生した場合は、知事に速やかにその被害の状況及びとられた措置等を報告する等の対応を実施するため、職員が、激甚災害指定手続き等に関して十分に理解し、迅速に対応できる体制を整備する
都（各局）	(1) 激甚災害法に定める事業や指定手続、必要となる報告事項等を事前に十分に理解し、迅速に対応できる体制を整備

第2 詳細な取組内容

1 災害救助法の適用基準

(1) 災害救助法の適用基準は、同法施行令第1条の定めによるが、区における具体的基準は、次のとおりである。下記4項目のいずれか一つに該当する場合、災害救助法が適用される。

ア 区内の住家の滅失世帯数が150世帯以上であること。

イ 都の区域内で住家のうち滅失した世帯数が2,500世帯以上であって、そのうち区内の住家の滅失した世帯の数が75世帯以上に達したとき。

ウ 都の区域内で住家の滅失した世帯の数が12,000世帯以上の場合、または災害が隔絶した地域で発生したものであるなど、被災した者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき。

エ 多数の者が生命または身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき。

2 被災世帯の算定基準

(1) 被災世帯の算定

住家が滅失した世帯の数の算定にあたっては、住家が半壊し、または半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した1世帯とみなす。

(2) 住家の滅失等の認定

ア 住家が滅失したもの：住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの

イ 住家が半壊・半焼する等著しく損傷したもの：住家の損壊または焼失した部分の床面積が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は、住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの

ウ 住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの

エ 上記ア及びイに該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの、又は土石竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの

第12章 住民の生活の早期再建対策

第6節 災害救助法等／第7節 学校、保育園・こども園、学童保育室等の予防対策

(3) 世帯及び住家の単位

- ア 世帯とは、生計を一つにしている実際の生活単位をいう。
- イ 住家とは、現実に居住のため使用している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等については、それぞれをもって1住家として取り扱う。

第7節 学校、保育園・こども園、学童保育室等の予防対策

第1 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
区(地域のちから推進部、福祉部、教育指導部、学校運営部、子ども家庭部)	(1)災害時の応急対策、並びに利用者の安全確保と学童保育児童の保護及び保護者への引き渡し方法について整備し、周知を徹底 (2)緊急派遣区職員の配置計画や具体的な任務計画を策定し、任務説明会及び防災避難訓練を実施 (3)緊急派遣区職員は、防災避難訓練、住区(コミュニティ)センター・学童保育室職員との打ち合わせ会に出席 (4)災害時に必要な設備・備品等の保全 (5)警察署、消防署(消防団)、保護者及び職員等との緊急連絡方法の確立 (6)緊急派遣区職員等の非常招集の方法を制定、周知 (7)災害時の学校、保育園・こども園、学童保育室のあり方及び学校においては避難所開設等について、事前計画及び実施計画等を策定し、危機管理体制を確立 (8)学校長・園長、所属職員等に実施計画等を周知徹底 (9)学校、保育園・こども園施設等の耐震対策 (10)学校、保育園・こども園、学童保育室との相互緊急連絡体制の確立
学校、保育園・こども園	(1)児童・生徒、園児等の避難計画の策定、避難訓練等の具体策を検討 (2)所属職員等への非常招集等の連絡態勢の確保 (3)児童・生徒及び保護者との連絡態勢の確保 (4)警察署、消防署(消防団)、保護者及び職員等との緊急連絡方法の確立 (5)必要な設備・備品等の保全 (6)区が実施する防災避難訓練への積極的な参加・協力 (7)保護者及び地域住民等との連携強化 (8)学校においては避難所運営会議等の運営の協力、区及び防災区民組織(町会・自治会等)やボランティアとの連携 (9)児童・生徒、園児の避難訓練、防災指導の実施 (10)園児の非常食の備蓄及び通信の確保
住区センター	(1)消防計画・震災計画を策定 (2)災害時に必要な設備・備品等の保全 (3)警察署、消防署(消防団)、保護者及び職員等との緊急連絡方法の確立 (4)緊急派遣区職員等の非常招集の方法を制定、周知

第12章 住民の生活の早期再建対策

第7節 学校、保育園・こども園、学童保育室等の予防対策

第2 詳細な取組内容

《区（地域のちから推進部、福祉部、教育指導部、学校運営部、子ども家庭部）》

1 応急教育

区（教育指導部、学校運営部）及び学校は、災害発生時における所属職員の役割及び児童・生徒への対応等、災害時の応急対策並びに応急教育計画を樹立する。その指導方法については、具体的な計画を策定し、訓練の実施に努め、防災教育の徹底を図る。

《区（教育指導部、学校運営部）》

- (1) 区（教育指導部、学校運営部）は、災害時の学校のあり方及び避難所開設等について、事前計画及び実施計画等を策定し、危機管理体制を確立する。その計画について、学校長、所属職員等に周知徹底を図る。
- (2) 区（学校運営部）は、学校施設等の耐震対策を講じ、地震に強い学校づくり推進をする。
- (3) 区（教育指導部、学校運営部）は、災害時を想定し、学校との情報収集等の相互緊急連絡体制の確立を図る。

《学校》

- (1) 児童・生徒の災害発生時の避難計画（在校時・登校時・校外学習時・下校時等）を策定するとともに、避難訓練等について具体策を検討する。
- (2) 休日、夜間等の災害発生時の所属職員への非常招集等の連絡態勢の確保を図る。
- (3) 児童・生徒及び保護者との災害発生時及び事後の連絡態勢の確保を図る。
- (4) 災害時に必要な設備・備品等の保全に努める。
- (5) 所属職員及び児童・生徒は、区が実施する防災避難訓練に、積極的に参加・協力するとともに、学校施設の提供についても協力する。
- (6) 学校長は、学校が避難所になった場合に備え、保護者及び地域住民等との連携を強化する。このため、避難所を単位として組織する避難所運営会議等の運営に協力し、区及び防災区民組織（町会・自治会等）やボランティアとの連携を図る。

2 応急保育

《区（子ども家庭部）》

区（子ども家庭部）及び区立保育園・こども園長（以下「園長」という）は、あらかじめ災害時の応急対策、並びに園児の安全確保と保護及び保護者への引き渡し、応急保育について具体的な計画を樹立する。応急保育の実施にあたっては、園ごとに具体的な実施内容を策定し、防災避難訓練を実施するなど災害時対応の徹底を図る。

- (1) 園児の避難訓練、防災指導の実施及び災害時の事後処理についての具体策を検討する。
- (2) 災害時に必要な設備・備品等の保全の措置を講じる。
- (3) 警察署、消防署（消防団）、保護者及び職員等との緊急連絡方法の確立を図る。
- (4) 職員の非常招集の方法を定め、周知しておく。
- (5) 園児の非常食の備蓄を行い、通信の確保を図る。

3 応急学童保育

《区（地域のちから推進部）》

- (1) 地域のちから推進部は、あらかじめ災害時の応急対策、並びに利用者の安全確保と学童保育児童の保護及び保護者への引き渡しについて、緊急派遣区職員の配置計画を樹立する。その指導方法については、具体的な任務計画を策定し、任務説明会及び防災避難訓練を実施し、災害時対応の徹底を図る。
- (2) 各住区（コミュニティ）センターは、災害の発生に備え、被害の拡大防止を図ることを目的として、消防計画・震災計画を定める。
- (3) 緊急派遣区職員は、防災避難訓練、住区（コミュニティ）センター・学童保育室職員との打ち合わせ会に出席する。
- (4) その他、地域のちから推進部及び各住区（コミュニティ）センターは、災害の発生に備えて、次のような措置を講じなければならない。
 - ア 災害時に必要な設備・備品等の保全の措置を講じる。
 - イ 警察署、消防署（消防団）、保護者及び職員等との緊急連絡方法の確立を図る。
 - ウ 緊急派遣区職員等の非常招集の方法を定め、周知しておく。

4 私立小中学校及び私立保育園等

《区（関係部）》

- (1) 関連条例や基準等に基づき、各施設は防災訓練等を実施しているが、区は、公立と私立の差が発生しないように、各事業者へ指導・要請していく。

第13章 受援体制の整備

第1節 計画方針

第13章 受援体制の整備

第3部 災害予防計画 第13章 受援体制の整備	第4部 災害応急対策計画 第13章 受援計画	第5部 災害復旧計画
第1節 計画方針(P. 242)	第1節 受援体制(P. 443)	
第2節 受援体制の整備(P. 245)	第2節 その他の自治体からの受援(P. 447)	
第3節 相互応援協定締結自治体からの受援(P. 245)	第3節 都への応援要請(災害対策本部)(P. 447)	
第4節 受援体制の充実に向けた取組(P. 248)	第4節 防災関係機関との連携(災害対策本部)(P. 449)	
	第5節 民間団体との協力(P. 452)	
	第6節 ボランティアの受入(総務部)(P. 453)	
	第7節 医療救援の支援受入(医療部)(P. 454)	

第1節 計画方針

区は、自らの地域で発生した災害に対し、あらかじめ多方面からの支援を効率的・効果的に受け入れるための受援計画を策定することにより、発災後の死者をなくし、区民生活の早期復興を図ることを目的とする。

阪神・淡路大震災では、全国からボランティアが被災地の支援に集まり、医療、食糧・物資配給、高齢者等の安否確認、避難所運営等から物資配分、引っ越し・修理、高齢者・障がい者のケアなど、多方面で活躍した。

一方で、ボランティアの派遣先や派遣されるボランティアの技量と、受入先の需要にギャップがあり、ボランティアを十分に活用できないケースも多く、東日本大震災、熊本地震でも同様の問題が起きている。

このため、内閣府は、「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」をまとめ、受援を想定した体制整備のあり方を打ち出している。

足立区においては、既に地域防災計画の関係各章で受援に関する事項を記載しているが、受援計画として章を設け、足立区の受援に関するこれまでの取組みや課題について整理するとともに、今後の対策と方向性を明確にする。

第1 基本的な考え方

区は、自らの地域で発生した災害に対し、地域防災計画に基づき応急対策を実施する。

しかし、被害が広範囲に及び区や防災関係機関のみでは対応が困難な場合には、協定締結自治体や自衛隊等へ応援を要請し、円滑な災害対応を実施する必要がある。

効率的・効果的に支援を受け入れるために、応援受け入れの手順、役割の分担や調整、応援に使用する活動拠点等の受入体制をあらかじめ整理し、適切に実施するための計画

を推進する。

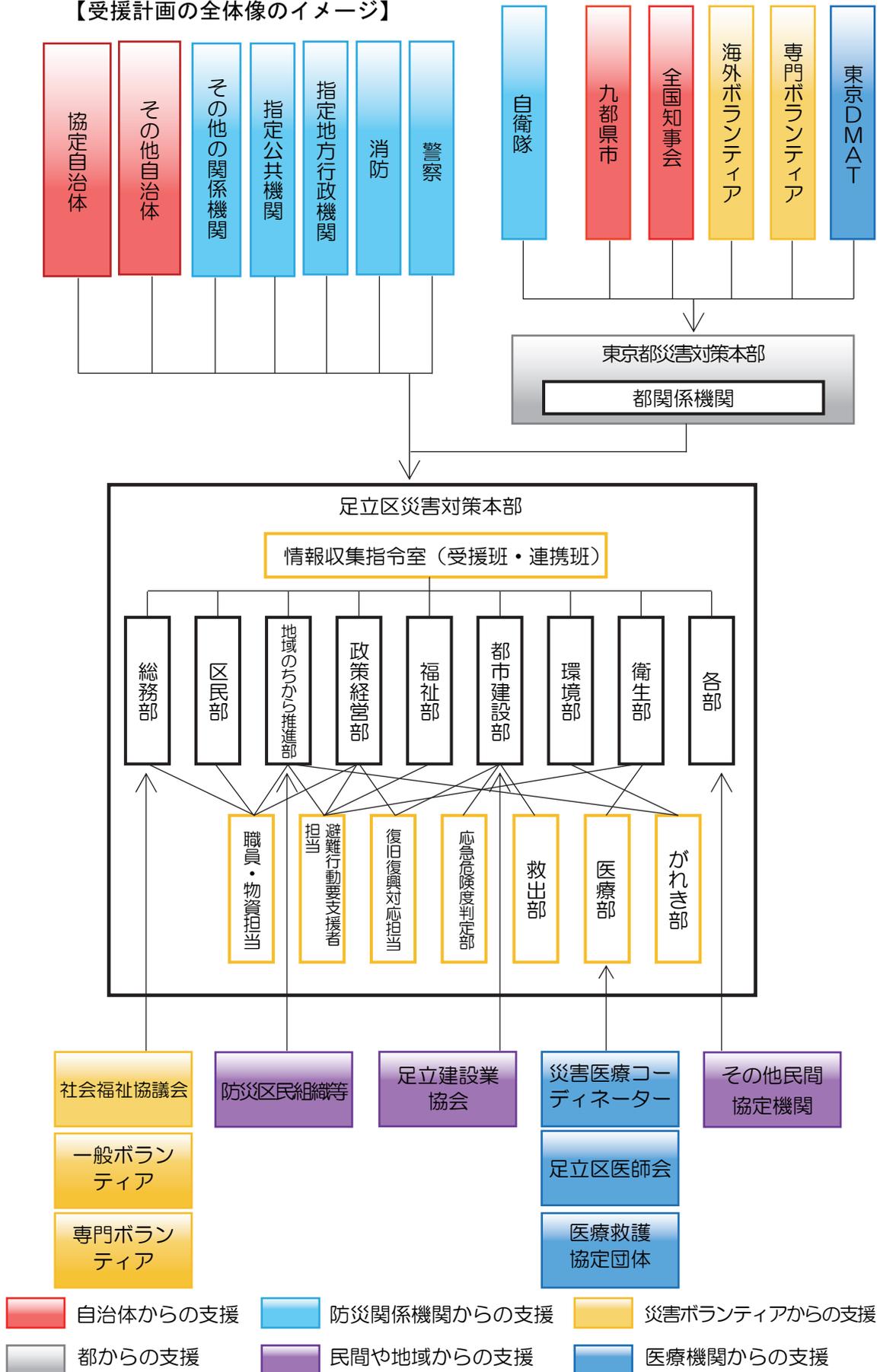
なお、受援計画は、以下の視点を取り入れ整備することを基本的な方針とする。

- 1 受援業務の専任担当
- 2 各部での受援ニーズに関する状況把握・取りまとめ
- 3 受援に関する連絡・要請の手順
- 4 対策本部との役割分担・連絡調整体制
- 5 応援機関の活動拠点
- 6 応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等
- 7 受援体制の充実

第13章 受援体制の整備

第1節 計画方針

【受援計画の全体像のイメージ】



第2節 受援体制の整備

第1 連絡・要請体制の整備

1 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
区（危機管理部[情報収集指令室]）	(1) 情報収集指令室を拠点とした情報連絡体制の整備 (2) 関係機関との連絡体制の整備
区（各部）	(1) 区各部が協定等において災害時に協力関係となる機関との連絡体制を整備

第2 受入・連絡調整のための体制整備

1 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
区（危機管理部[情報収集指令室]、各部）	(1) 応援隊のための待機場所等の整備 (2) 必要資器材等の準備 (3) 受援シートの作成

2 詳細な取組内容

〈区（危機管理部[情報収集指令室]）、各部〉

- (1) 応援隊のための待機場所、執務スペース、会議スペース等は、各部において所管施設等を活用して確保に努める。ただし、各部での確保が困難な場合は、情報収集指令室（受援班）及び必要に応じて設置される受援対策本部と協力して確保に努める。
(受援対策本部については、第4部第5章「受援計画」を参照)
- (2) 応援隊のための必要資器材等（地図、資料、業務フロー、マニュアル、水、食料、駐車場、待機場所等）は、各部において確保に努める。ただし、不足することが想定される資器材等については、応援隊に対し持参を要請する。
- (3) 各部は、応援隊との連絡調整を行い、人数や到着時期、集合場所、携行資器材等を事前に把握するとともに、受援班に報告する。
- (4) 各部は、応援隊担当者との調整を円滑に進めるために、受援シートを作成する。また、応援隊に要請する業務内容・手順等を整理、準備しておく。
- (5) 各部は、応援隊へ要請する携行品目を整理するとともに、受援班に報告する。

第3節 相互応援協定締結自治体からの受援

区は、自らの地域で災害が発生した場合、相互応援協定を締結している地方自治体へ支援を要請し、受入体制の整備に努め、迅速な受入を可能とする。

第1 計画の方針

区は、自らの地域で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、他自治体の協力が得られるよう協定を締結し、協力体制を構築する。

第13章 受援計画

第3節 相互応援協定締結自治体からの受援

第2 受援体制の整備（総務部、危機管理部、防災関係機関）

1 災害時相互応援協定の締結状況

締結状況は、次のとおりである。

(1) 23区支援協定

(2) 海溝型地震対策

新潟県魚沼市、栃木県鹿沼市、栃木県那須塩原市、栃木県日光市、千葉県鋸南町、千葉県富津市、長野県山ノ内町、山梨県山中湖村、福島県相馬市、宮城県美里町、岐阜県多治見市、茨城県下妻市

(3) 直下型地震対策

埼玉県八潮市、川口市、草加市、蕨市、戸田市

2 受入体制の整備

区は、応援協定自治体と定期的に協議を行うなどして、災害時の応援に支障のないよう努めるとともに、協定締結自治体の拡大を進める。

また、応援協定自治体からの応援がより円滑に行われるよう、次の事項について、事前に調整し、受援の体制を構築する。

(1) 派遣職員に必要な備品の準備（携帯電話・パソコン・地図等）

(2) 派遣職員に依頼する業務の選定

(3) 指揮命令系統の明確化

(4) 効率的な作業のための機材等の選定

(5) 関係機関との日常的な協力・連携

3 防災関係機関の事前準備

区（各部）は、協定締結先民間団体等との災害時の連携が円滑に行われるよう、関係する団体等との事前の協議や訓練等を行う。

第3 受援活動（災害対策本部）

1 初動

(1) 相互応援協定を締結している自治体との情報連絡体制を確立する。

(2) 災害対策本部で収集した被災状況に応じて必要な支援を検討する。

2 応援要請

(1) 災害対策本部長は、区が相互応援協定を締結している他自治体に対して応援を要請する場合は、必要な支援を明確にしたうえで、協定に基づき行う。

3 23区協議会への要請

(1) 足立区内に災害が発生したが、被災を免れた区あるいは被災の軽微な区であって、被災区の支援が可能な区（支援区）に応援を要請する。

第13章 受援体制の整備

第3節 相互応援協定締結自治体からの受援

4 受入体制の整備

- (1) 応援を受ける際は、宿泊施設の情報提供や活動スペースの確保等、協定先自治体の活動が円滑に行われるよう十分な受入体制を整える。
- (2) 受入体制の整備として挙げられるものは以下のとおり。
 - ア 各部長及び各機関の長は、応援者の活動計画、活動拠点を定める。
 - イ 災害対策本部長は、応援者の宿泊地を決定する。
 - ウ 各部長は、応援者のために地理案内に必要な要員を派遣する。要員が不足する場合は、ボランティアの協力を得る。
 - エ 各部署は、派遣職員が短期間で入れ替わることも想定し、業務の継続性を確保するための、引継の方法や業務の体制に留意する。

5 経費の負担

他の区市町村から区に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は、所定の方法による(災害対策基本法施行令第18条)。

第13章 受援体制の整備

第4節 受援体制の充実に向けた取組

第4節 受援体制の充実に向けた取組

区は、受援体制をより効果的・効率的に機能させるため、受援対象業務をあらかじめ特定し、迅速に応援要請できる準備を行う。

第1 受入体制の準備（各部）

1 受援対象業務シートの作成

- (1) 区（各部）は、受援対象業務をあらかじめ特定し、迅速に応援要請できる準備として、受援対象業務シートを作成する。
- (2) 受援対象業務シートは、随時内容を見直し、内容の維持・更新を図る。
- (3) 受援対象業務シートは、各部内の研修・訓練等を通じて周知を徹底し、理解を深めていくものとする。

受援対象業務シート			
部 課			
受援対象業務名			
■ 応援要請に関する情報			
受援対象業務の内容			
要請する業務内容			
要請先	求める職種・資格	協定締結先	協定名称
他の自治体			
民間企業			
ボランティア			
その他団体			
団体種別問わず			
必要な資機材	応援者側		
	足立区側		
■ 受援体制に関する情報			
指揮命令者			受援担当者
情報収集・共有体制			
会議・ミーティング			
朝礼	その他の体制		
事務マニュアル有無		→	内容
活動拠点			
現場			

2 受援対象業務の可視化

各部で作成された受援対象業務シートを取りまとめることにより、応援・受援の対象となる業務の全体像を整理し、応援側に依頼する範囲を事前に明らかにする。

(資料編震災編 第69「避難所運営に関する応援可能な範囲の例」P.213)

(資料編震災編 第70「住家被害認定調査に関する業務の全体像と応援可能な範囲の例」P.214)

3 被災市区町村応援職員確保システムの活用

区は、被災市区町村応援職員確保システムを活用した応援職員の受け入れについて、訓練等を通じて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。

第1部
総則

第13章 受援体制の整備
第4節 受援体制の充実に向けた取組

第2部
防災に関する組織と活動内容

第3部
災害予防計画

第4部
災害応急対策計画

第5部
災害復旧計画

第6部
災害復興計画

第7部
応急対策に関する足立区全体シナリオ

第4部 災害応急対策計画

第1章 区民と地域による防災活動

第3部 災害予防計画	第4部 災害応急対策計画	第5部 災害復旧計画
第1章 区民と地域の防災力向上	第1章 区民と地域による防災活動	
第1節 区民の防災行動力の向上 (P. 89)	第1節 自助による応急対策の実施 (P. 251)	
第2節 地域における共助の推進 (P. 97)	第2節 地域による応急対策の実施 (P. 252)	
第3節 消防団(隊)の活動体制の強化(P. 99)	第3節 消防団による応急対策の実施(P. 254)	
第4節 事業所における自助・共助の強化(P. 101)	第4節 事業所による応急対策の実施(P. 254)	
第5節 ボランティア活動との連携(P. 104)	第5節 ボランティアとの連携(P. 254)	
第6節 区民・行政・事業所等の連携(P. 109)	第6節 地区防災計画策定地区での応急対策(P. 258)	
第7節 地区防災計画の策定(P. 110)		

第1節 自助による応急対策の実施

第1 区民自身による応急対策

- 1 発災時には、まず自身と家族の身を守り、次に出火を防止する。
- 2 災害情報、避難情報の収集を行い、避難所においては自ら活動する。
- 3 地震発生後数日間は、上下水道・ガス・電気・電話等ライフラインをはじめ、食料の供給が途絶える可能性が高いため、当面は、あらかじめ各家庭で備蓄しておいた食料・水・生活必需品を活用する。

第2 外国人の情報収集等に係わる支援

1 対策内容と役割分担

各機関は、災害時における在住外国人及び外国人旅行者の自助を支援するため、必要とする情報の収集・提供を円滑に行う。

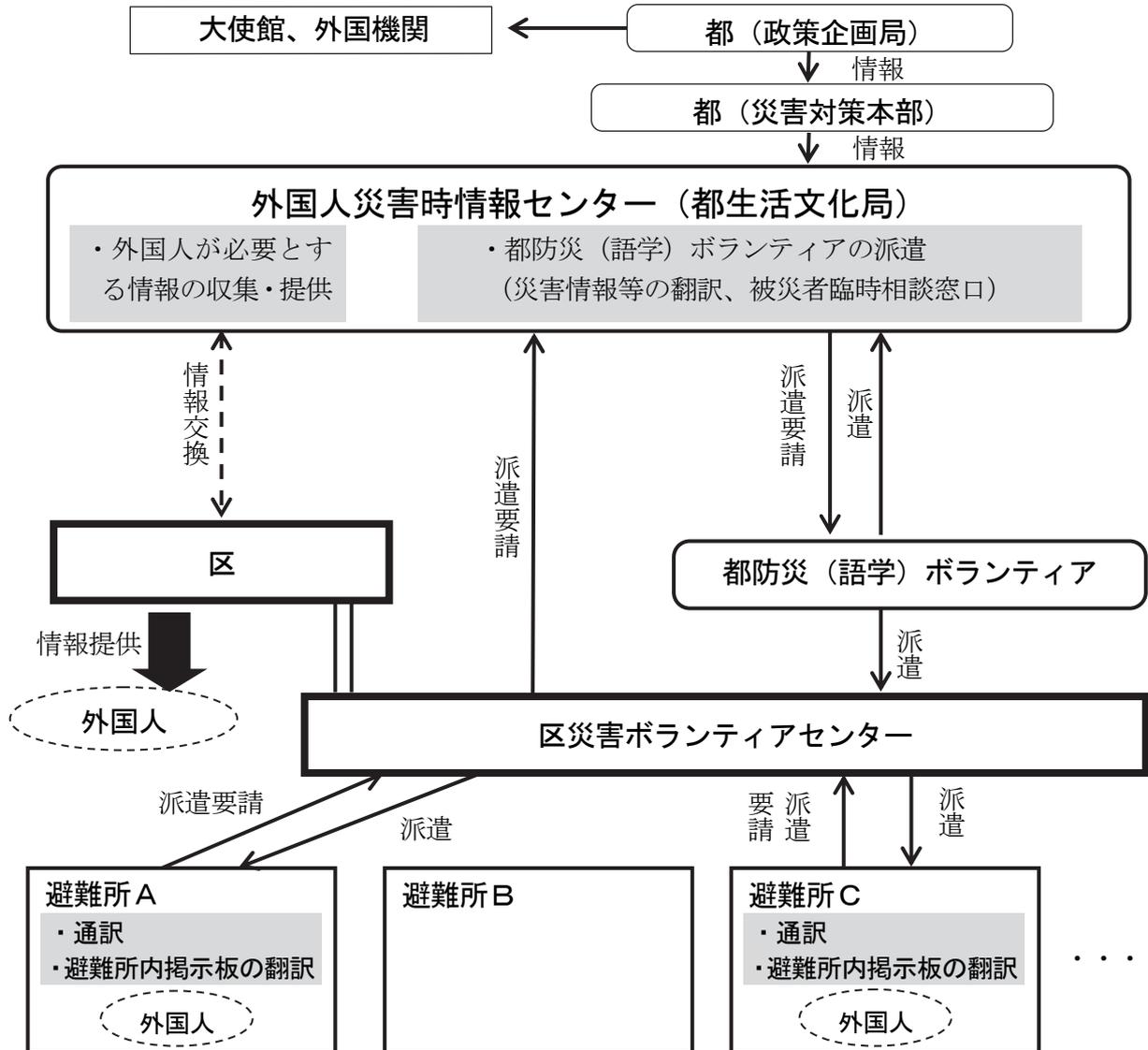
機 関 名	対 策 内 容
区(政策経営部、危機管理部、地域のちから推進部)	(1)在住外国人への情報提供 (2)外国人災害時情報センターとの情報交換
都(生活文化局)	(1)外国人災害時情報センター業務の実施 災害時の被災外国人への対応として、都庁に外国人災害時情報センターを開設し、次の業務を実施 ア 外国人が必要とする情報の収集・提供 イ 区等が行う外国人への情報提供に対する支援 ウ 東京都防災(語学)ボランティアの派遣 (2)被災者臨時相談窓口における外国人からの問い合わせ対応
都(政策企画局)	(1)大使館、外国機関、海外からの支援組織との連絡
都(産業労働局)	(1)外国人旅行者に対する情報提供への協力

第1章 区民と地域による防災活動

第1節 自助による応急対策の実施／第2節 地域による応急対策の実施

(2) 業務手順

【外国人に対する情報収集・提供の流れ】



第2節 地域による応急対策の実施

第1 対策内容と役割分担

消防団及び防災区民組織（町会・自治会等）や事業所等は、自らの身の安全を図るとともに、自助、共助の精神に基づき、発災初期における初期消火、救出・救護活動等を実施する。

機 関 名	対 策 内 容
防災区民組織 (町会・自治会等)	(1) 近隣での助け合い（出火防止、初期消火、救出・救護等） (2) 安否や被害についての情報収集 (3) 初期消火活動 (4) 救出・救護活動 (5) 負傷者の手当・搬送 (6) 住民の避難誘導活動 (7) 要配慮者の避難支援

機 関 名	対 策 内 容
	(8)避難所運営（主体は避難所運営本部） (9)自治体及び関係機関の情報伝達・広報 (10)炊き出し等の給食・給水活動等 (11)秩序維持に関する活動 (12)救助物資の配分
消防団	(1)消防隊と連携した消火活動 (2)地域住民との協働による救助活動、応急救護活動 (3)災害情報の収集・伝達活動 (4)住民指導、避難指示の伝達、避難者の安全確保等
事業所	(1)事業所相互間の協力体制及び防災区民組織（町会・自治会等）等との連携による消火活動、救護活動等の支援

第2 詳細な取組内容

《防災区民組織（町会・自治会等）》

1 区民消火隊等による活動

- (1) 火災が発生した場合は、防災区民組織（町会・自治会等）が協力して、スタンドパイプや可搬消防ポンプを活用した初期消火を実施する。
- (2) なお、地域で行う初期消火活動は、火災の拡大防止を主眼に行い、資器材の能力や市街地の特性を勘案して行う。消防団員や消防隊が到着後は、その指示に従う。

2 救出・救護活動

- (1) 地域の資器材保管場所や最寄りの消防署等にある簡易救助資器材を活用する。
- (2) 倒壊建物等の二次災害の防止を図り、負傷者の救出・救護を実施し、負傷者に対し、応急救護を実施するとともに、医療救護所による治療が必要と判断される場合は、医療救護所への搬送を実施する。
- (3) また、要配慮者のうちの避難行動要支援者については、民生・児童委員と協力し、名簿をもとに安否確認を行うとともに、消防団等と連携して、避難誘導や救出・救護を行う。

3 避難所運営支援

- (1) 避難所運営本部と連携し、防災区民組織（町会・自治会等）のリーダーを中心に、女性や要配慮者等にも配慮した避難所運営支援を行う。
(資料編震災編 第4「区民消火隊一覧」等P.28)

第1章 区民と地域による防災活動

第3節 消防団による応急対策の実施／第4節 事業所による応急対策の実施／

第5節 ボランティアとの連携

第3節 消防団による応急対策の実施

- 第1 発災と同時に付近の住民に対して出火防止と初期消火の呼びかけを行う。
- 第2 災害の初期対応を行うとともに、消防活動上必要な情報や被災状況の情報収集を行い、携帯無線機等を活用し、消防団本部等に伝達する。
- 第3 同時多発火災の拡大防止を図るため、消防署隊との連携を一層強化し、分団受持区域内の建物等の消火活動及び避難道路防護活動を消防団独自に、又は消防署隊と連携して行う。
- 第4 所轄消防署の消火活動等の応援をするとともに、活動障害を排除する等の活動を行う。
- 第5 救助器具等を活用し、地域住民との協働による救出活動を行うとともに、負傷者に対する応急措置を行い、安全な場所へ搬送を行う。
- 第6 避難指示が出された場合は、これを地域住民に伝達すると同時に、関係機関と連絡をとりながら、地域住民の避難誘導、避難者の安全確保及び避難場所の防護活動を行う。
 (資料編震災編 第6「消防団関係」P.35)

第4節 事業所による応急対策の実施

- 第1 来訪者や従業員等の安全を確保し、初期救出・救護等の災害対策を行う。
- 第2 出火防止を実施する。
- 第3 火災が発生した場合には安全確保したうえで初期消火を実施する。
- 第4 正確な情報を収集、提供する。
- 第5 施設の安全を確認したうえで、従業員の一斉帰宅を抑制する。
- 第6 事業所での災害対策完了後、地域の消火活動、救出・救護活動を実施する。
- 第7 応急対策後は、事業の継続に努め、地域住民の生活安定化に寄与する。

第5節 ボランティアとの連携

関連事項	第13章 受援計画 第6節 ボランティアの受入（総務部）（P.453）
------	-------------------------------------

第1 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
区（総務部） 社会福祉法人足立区社会福祉協議会 （足立区災害ボランティアセンター）	(1)市民活動団体との協働による足立区災害ボランティアセンターの設置・運営 (2)ボランティア活動支援に当たっては、足立区災害ボランティアセンターが必要な情報や資器材等を提供し、ボランティア等を直接的に支援 (3)ボランティアの活動期間はボランティアセンター設置から3ヵ月間とし、被災状況の推移、被災者状況等を鑑み、災害対策本部長が判断
都（生活文化局）	(1)東京ボランティア・市民活動センターと協働で都災害ボランティアセンターを設置し、足立区災害ボランティアセンターを支援 (2)都内外の被災状況の情報収集 (3)国・道府県・区等との連絡調整 (4)ボランティアの受入れ状況等の情報提供

機 関 名	対 策 内 容
東京ボランティア・市民活動センター (東京都災害ボランティアセンター)	(1) 都と協働で都災害ボランティアセンターを設置、市民活動団体と協働で都災害ボランティアセンターを運営し、足立区災害ボランティアセンターを支援 (2) 災害ボランティアコーディネーターの足立区災害ボランティアセンターへの派遣 (3) 足立区災害ボランティアセンターの設置・運営支援 (4) 被災区のボランティアニーズ等の収集及びボランティアの受入れ状況等の情報提供 (5) 資器材やボランティア等の区市町村間の需給調整
警視庁	(1) 交通規制支援ボランティアへの支援要請
東京消防庁	(1) 東京消防庁災害時支援ボランティア受入れ本部の設置 (2) 東京消防庁災害時支援ボランティアへの活動要請

【東京都防災ボランティア等の活動内容】

ボランティア名	出動要件及び活動内容
防災（語学）ボランティア	(1) 外国人災害時情報センターからの協力依頼を受け、都の災害情報の翻訳や被災者臨時相談窓口における外国人からの問い合わせ対応 (2) 区が設置する避難所等での通訳・翻訳を実施し、被災外国人等を支援
応急危険度判定員	(1) 区からの協力依頼を受け、余震等による建築物の倒壊等の二次災害を防止するため、地震発生後できるだけ早く、かつ短時間で建築物の被災状況を調査し、その建築物の当面の使用の可否を判定
被災宅地危険度判定士	(1) 都（都市整備局）からの協力依頼を受け、地震等による宅地への被害の発生状況を把握し、危険度判定を実施
東京都建設防災ボランティア	(1) 震度5強以下の地震発生時には都（建設局）からの出動要請を受け、また、震度6弱以上の地震発生時には自主的に、それぞれ出動し、建設局所管施設の被災状況の点検業務支援及び都立公園等避難場所における建設局所管施設の管理業務支援等を実施
交通規制支援ボランティア	(1) 警察署長からの要請を受け、警察官に協力し、交通の整理誘導、交通広報並びに交通規制用装備資器材の搬送及び設置等を実施
東京消防庁災害時支援ボランティア	(1) 東京消防庁管内における震度6弱以上の地震発生時に、自発的にあらかじめ登録した部署に参集し、消防職員の指導と助言により、消防署内での後方支援活動や応急救護活動などを実施

第2 詳細な取組内容

- 1 区（総務部）は、都災害ボランティアセンターと連携して、一般ボランティアが、被災地のニーズに即した円滑な活動ができるよう支援する。
- 2 区災害ボランティアセンターは、専門ボランティア及び一般ボランティアの活動拠点として、可能な限り区本庁舎近くに設置する。
- 3 専門領域ごとに所管が受入れ窓口を設置して、必要となる業務に応じて受入れ、マッチングを図る。
- 4 遠方からの申し入れに関しては、宿泊・食事等自立したボランティア活動が可能な諸団体を優先して受入れる。
- 5 ボランティアの受入れ、活動調整、派遣先の指示、活動結果集約は、足立区災害ボランテ

第1章 区民と地域による防災活動

第5節 ボランティアとの連携

ィアセンターが行う。

6 足立区災害ボランティアセンターは、専門ボランティア及び一般ボランティアに対し、必要に応じて、次のような支援を行う。

- (1) 派遣元等身分が明確になるよう、腕章等を貸与
- (2) ボランティア活動に必要な情報と資器材の提供
- (3) ボランティア活動終了者に対する参加証の交付

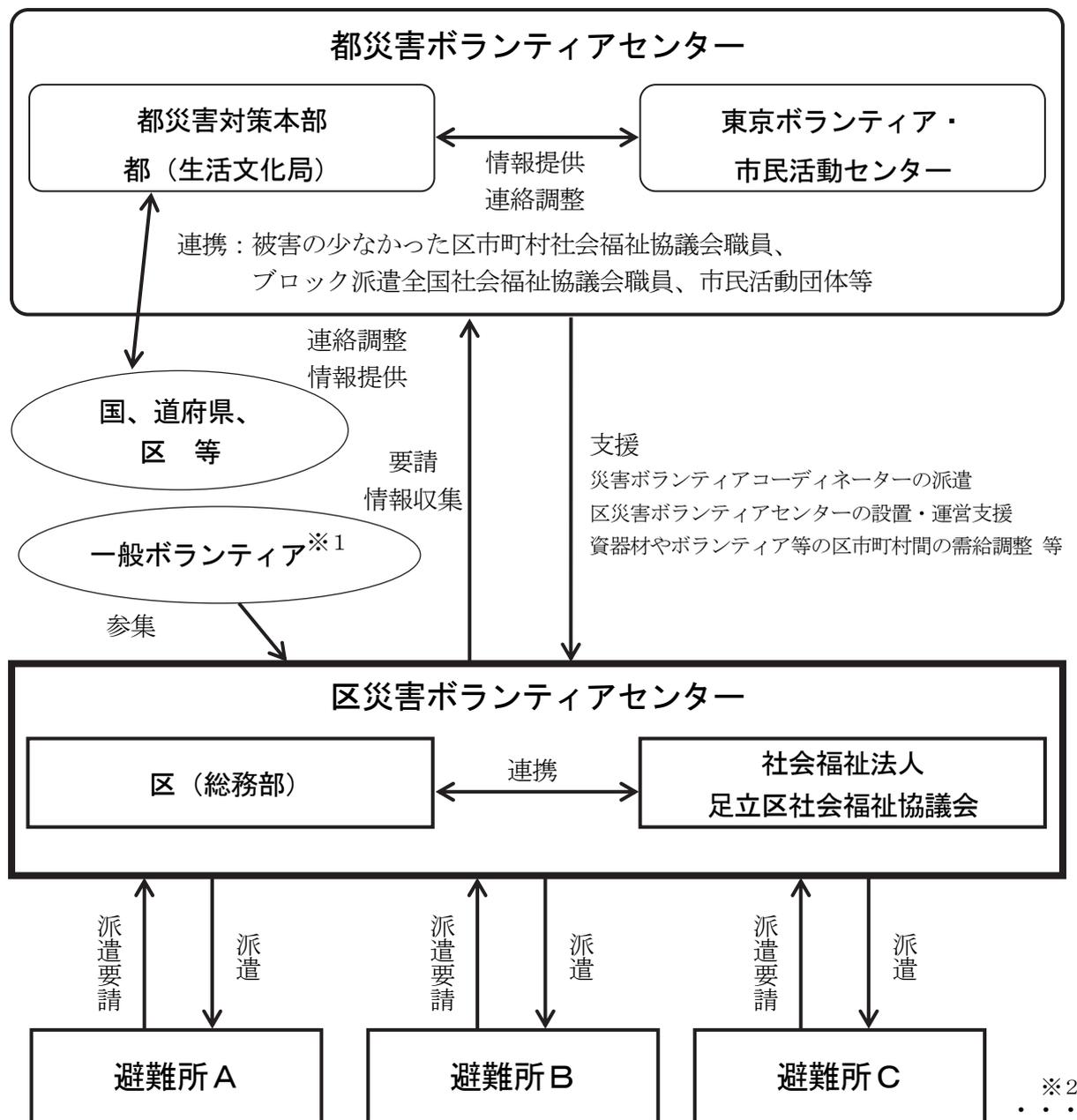
7 以下の事項は、ボランティアが自身で調達・準備してから活動することを原則とする。ただし、足立区災害ボランティアセンターは、必要に応じて支援を行う。

- (1) 被災地におけるボランティア活動に必要な食料・飲料水・宿泊場所等の確保
- (2) ボランティアの傷害保険加入手続きと傷害保険料金の負担

8 ボランティアを受入れ、活動を要請する期間は、発災時のボランティアニーズに応じて行うが、当面ボランティアセンター設置から3ヵ月間とし、被災状況の推移、被災者の状況等を鑑み、災害対策本部長が判断する。

第3 業務手順

【ボランティア活動との連携】



※1 専門知識・技術や経験に関係なく労力等（避難所運営支援やがれき撤去等）を提供するボランティア

※2 派遣先には「個人宅」「各種施設」等避難所以外も考えられる。

第1章 区民と地域による防災活動
 第6節 地区防災計画策定地区での応急対策

第6節 地区防災計画策定地区での応急対策

第1 対策内容と役割分担

各機関は、地区防災計画を策定した地区において、地区防災計画に基づく応急活動を進めていく。

機 関 名	対 策 内 容
区（危機管理部 ・関係部） ・関係防災機関	（1）区災害対策本部は、各地区の地区防災計画に基づき、実施される応急活動への支援を実施
地区防災計画策定 地区における区 民・区内事業所等	（1）地区防災計画に基づく応急活動の実施

第2 詳細な取組内容

《区（関係部）・関係防災機関・区民・区内事業所》

- 1 地区防災計画に基づき、各種応急活動を実施する。
- 2 区は、応急活動を円滑に実施するために、資器材の確保等の支援を実施する。

第2章 河川施設、公共施設の危険防止活動
第1節 河川施設、公共施設等の応急対策による二次災害防止

第2章 河川施設、公共施設の危険防止活動

第3部 第2章 災害予防計画 安全な災害に強い防災まちづくり	第4部 第2章 災害応急対策計画 河川施設、公共施設の危険防止活動	第5部 第1章 災害復旧計画 河川施設、公共施設等の機能回復
第1節 安全に暮らせるまちづくり(P.111)	第1節 河川施設、公共施設等の応急対策による二次災害防止(P.259)	第1節 公共の安全確保、施設の本来的機能の回復(P.457)
第2節 建築物の耐震化等安全対策の促進(P.122)	第2節 危険物等の応急措置による危険防止(P.269)	
第3節 液状化、長周期地震動の対策の強化(P.129)		
第4節 出火、延焼等の防止(P.132)		
第5節 復興税の活用(P.140)		

第1節 河川施設、公共施設等の応急対策による二次災害防止

第1 河川施設等の応急対策

地震・津波等により、堤防・護岸施設といった河川施設等が被害を受けたときは、速やかに応急対策を行い、二次災害による水害を警戒、防御する。

1 対策内容と役割分担

地震発生後、二次災害による水害を警戒・防御するため、河川施設等の被害状況の点検調査を行う。

(1) 河川施設等関係障害物除去

機 関 名	対 策 内 容
都（建設局）	(1) 舟航河川における障害物を除去・しゅんせつ (2) 清掃船の航行可能河川における浮遊物の除去
関東地方整備局	(1) 土砂等の障害物の除去

(2) その他応急措置

ア 河川及び内水排除施設

機 関 名	対 策 内 容
区（都市建設部）	(1) 水防活動と並行して管内の河川管理施設を重点的に巡視。被害箇所については、直ちに国や都に報告するとともに必要な措置を実施 (2) 取水施設や電気保安施設の管理を実施 (3) 被害を受けた排水場施設は、必要に応じ、応急対策を実施して内水排除を継続
都（建設局）	(1) 河川管理施設及び工事箇所の被災の発見に努め、必要な応急措置を実施
都（下水道局）	(1) 管路や高潮防潮扉、水再生センター、ポンプ所等の被害状況を確認し、必要な応急措置を講じる
関東地方整備局	(1) 堤防、護岸、排水施設等の河川管理施設及び工事箇所の被災の発見に努める

第2章 河川施設、公共施設の危険防止活動

第1節 河川施設、公共施設等の応急対策による二次災害防止

(3) 防災船着場の運用

ア 国及び都は、災害時に河川が物資等の緊急輸送経路として活用できるように、避難場所等に隣接して防災船着場を整備している。

このうち、都所有の防災船着場についての発災時の運用は、統一的な運用の観点から、下表のとおりとする。

イ 区は、水上交通による緊急物資や人員の輸送を行う拠点として防災船着場の整備に努める。災害時の運用（管理、船の受入れ、陸上の物資拠点との情報連絡等）については、関係機関と連携して円滑に実施するように努める。

※ 整備計画がある防災船着場は、都市農業公園（新芝川・鹿浜2丁目）、千住桜木（隅田川・千住桜木1丁目）、千住大橋（隅田川・千住緑町1丁目）、扇（荒川・扇2丁目）、千住（荒川・千住5丁目）、宮城2丁目公園（荒川・宮城2丁目）、西新井橋（荒川・梅田4丁目）

【防災船着場の運用】

機 関 名	都・区災害対策本部等設置期間中	都・区災害対策本部等立ち上げ時
区（都市建設部）	運用主体 （一切の運用管理権限を掌握）	都（建設局）の安全確認点検後、運用主体として、引継ぎを受け、都災害対策本部に報告する。

（資料編震災編 第21「舟艇等の接岸可能地点一覧」 P.65）

(4) 河川管理施設

機 関 名	対 策 内 容
区（都市建設部）	(1)地震・津波に備えた水防活動の構築 (2)堤防、護岸の崩壊による災害の発生防止を目的とした水防活動や応急対策工事の実施 (3)都建設事務所、都建設局道路管理部・河川部への速報
都（建設局）	(1)水位及び潮位の観測 (2)河川管理施設及び工事箇所の被災の発見 (3)堤防、護岸の崩壊による災害の発生防止や、崩壊の拡大防止のための応急対策工事
都（下水道局）	(1)高潮防潮扉については、津波警報が発表された場合には、直ちに全防潮扉の操作体制を配備。また、他の水防機関と連絡調整 (2)管路、水再生センター、ポンプ所等の被害状況の確認と、必要な応急措置の実施
関東地方整備局	(1)堤防、護岸の崩壊による災害の発生防止 (2)水位の観測 (3)河川管理施設及び工事箇所の被災の発見 (4)堤防、護岸の崩壊による災害の発生防止を目的とした応急対策工事

第2章 河川施設、公共施設の危険防止活動
 第1節 河川施設、公共施設等の応急対策による二次災害防止

2 業務手順

(1) 河川関係障害物除去

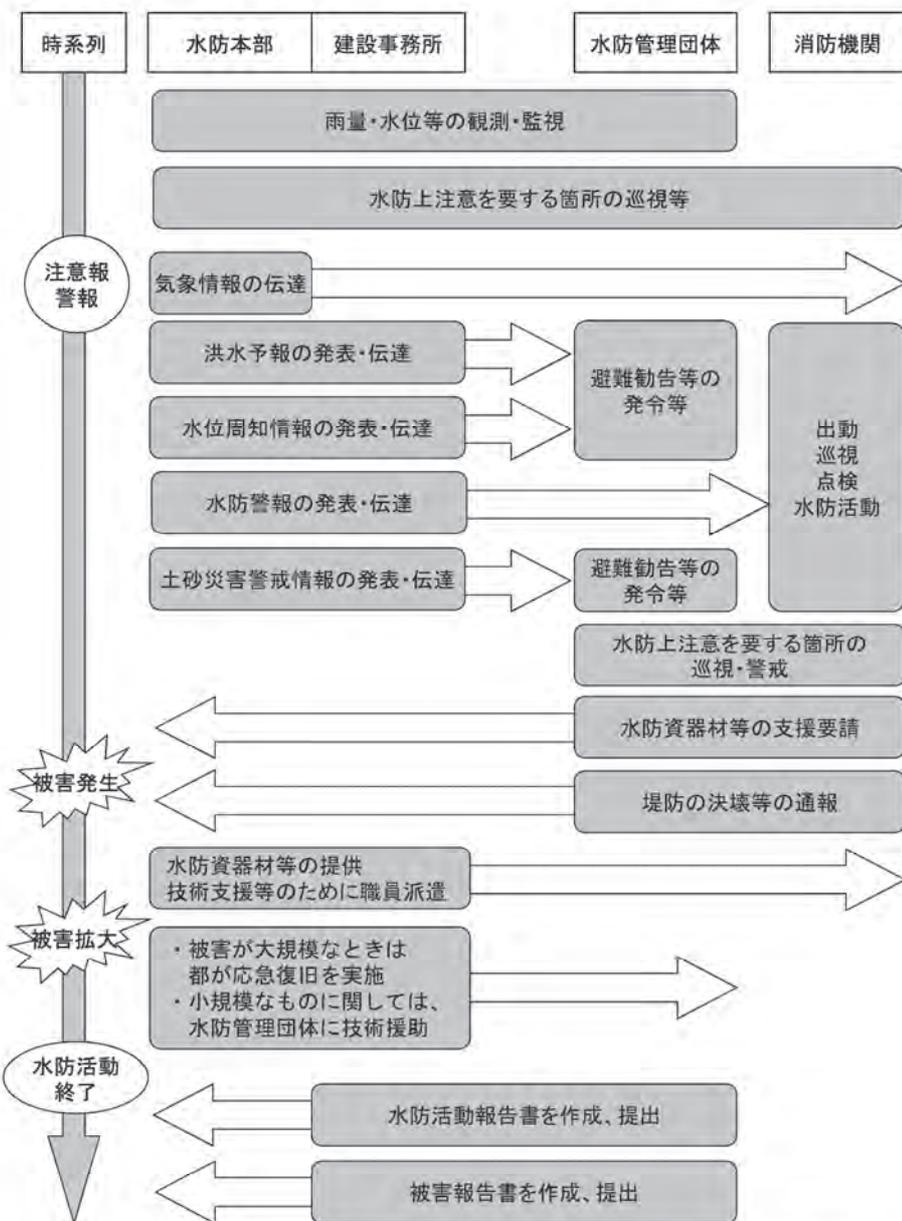
- ア 都（建設局）は、舟航河川における障害物を取り除く。
- イ 関東地方整備局は、河川機能確保のため、土砂等の障害物を除去する。

(2) その他応急措置

- ア 発災直後において道路通行が不可能なときは、医療救護班や重篤患者の移送手段として、都（建設局）が所有する水上バス等を活用する。移送に当たっては、清掃船等により河川障害物除去が行われた後、安全を確保した上で実施する。

(3) 水防組織

【水防活動の流れ】



※水防管理団体には避難勧告等発令部署を含む

出典：令和3年度 東京都水防計画

※避難指示への一本化について修正中。

第2章 河川施設、公共施設の危険防止活動
第1節 河川施設、公共施設等の応急対策による二次災害防止

3 詳細な取組内容

(1) 河川・港湾関係障害物除去

《都（建設局）》

ア 舟航河川における障害物を除去する。なお、除去物は一時的に船舶航行の障害にならない場所に集積する。この作業の円滑な実施のため、東京しゅんせつ工事安全衛生連絡協議会等と、応急復旧に関する協定を締結している。

イ 清掃船の航行可能河川における浮遊物を除去する。除去物は中央防波堤にある揚陸場又は、その都度定める場所に集積する。

《関東地方整備局》

ア 河川機能を確保するため、関係機関と協力し、土砂等の障害物を除去する。

(2) その他応急措置

《区（都市建設部）》

ア 河川

(ア) 区は、震災による水害の発生及び拡大を防止するため、迅速に河川巡視を行い、被害箇所については、国、都の河川管理者等と協力し、的確な応急復旧を実施する。

(イ) 水防活動と並行して、管内の河川施設で、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、被害箇所については、直ちに各河川管理者に報告し、必要な措置を講じる。

(ウ) 堤防・護岸が被害を受け水害が発生した場合又は水害の発生が想定される場合の対応は以下のとおり。

a 区（都市建設部）は、直ちに水防本部を設置する。

b 河川管理者・警察・消防及び建設業協会等と協力し、堤防・護岸の崩壊箇所の応急対策を実施し、水害の拡大防止に努める。

c 被害箇所の復旧は、各河川管理者が実施する。

d 区内では、地盤高が朔望平均満潮位以下である隅田川沿いの千住地区、綾瀬川沿いの環状七号線下流地区等が危険箇所と想定される。

(エ) 堤防・護岸が被害を受けたが、当面、水害発生のおそれがない場合、被害箇所の立入り禁止等の安全対策を行い、各河川管理者へ被害箇所の復旧を要請する。

(オ) 堤防・護岸が被害を受け、沿川道路の通行に支障をきたす場合の対応は、以下のとおり。

a 道路障害物除去として実施することを原則とする。

b 緊急道路障害物除去路線に関連するものは、都（建設局）が道路障害物除去を実施する。

c 緊急道路障害物除去路線以外のものは、区（都市建設部）が道路障害物除去を実施する。

d 対象となる道路としては、緊急道路障害物除去路線に指定されている荒川左岸沿いの都道補助 113 号線、埼玉県側からの緊急車両の通行路となる中川右岸道路が想定される。

第2章 河川施設、公共施設の危険防止活動

第1節 河川施設、公共施設等の応急対策による二次災害防止

(カ) 堤防・護岸に軽微な被害があった場合、各河川管理者は、区（都市建設部）から被害状況の報告を受け、できる限り迅速な補修を行う。

イ 水路

(ア) 震災の発生に伴う親水施設等の被害を最小限に食い止めるとともに、その後の水利用を効果的に行うため、区（都市建設部）は、取水施設や電気保安施設管理を迅速かつ的確に行う。

(イ) 施設の管理運営を担当している各施設管理者は、震災の発生後直ちに各施設の点検や調査を行い、災害対策本部へ報告するとともに、適切な対応を行う。

(ウ) 河川沿い等に設置されている施設の電気設備や取水施設機能の安全・機能点検を行い、稼動可能な補修を行う。また、河川の護岸等の被害発生については、河川管理者との連携を密にし、護岸の被害箇所の補修を河川管理者の指示のもとに河川管理者と協力して実施する。

(エ) 親水水路の通水については、取水施設や親水施設の機能確認後、排水施設管理者との連絡調整を行い、通水する。

(オ) 護岸や石積等が被害を受けた場合、親水水路からの漏水や水の流路の閉塞箇所の復旧を行い、通水を確保していく。

(カ) 施設からの漏水防止と貯留水量の確保を行い、災害発生後直ちに生活雑用水としての利用を可能にする。

(キ) 水路の被害箇所の復旧と通水を可能にする。

ウ 排水場

(ア) 排水場施設に被害を受けた場合、応急対策を実施する。排水不能となる場合、国等の協力により内水排除を継続し、被害の拡大を防止する。

(イ) 施設の応急復旧については、国等の指導のもとに行う。

《都（下水道局）》

ア 水再生センター、ポンプ所等の排水施設に被害を受けた場合は、特に、氾濫水による被害の拡大防止に重点を置き、区（関係部）及び水防団体との相互の協力並びに応援態勢の確立を図り、速やかに施設の応急復旧に努める。

(3) 河川管理施設

ア 区及び都（建設局）は、堤防、護岸等の決壊に対して、土のうの作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。堤防、護岸の崩壊による災害発生及び崩壊の拡大防止のため、緊急的に応急措置が必要な場合、応急対策工事を行う。

イ 都（建設局）、関東地方整備局は、巡回・点検及び応急対策について、災害時における応急対策に関する協定により対処する。

【想定以上の被害が発生した場合（複合災害を含む）】

津波の発生を伴う元禄型関東地震が、高潮と同時に発生した場合には、堤防からの越流による浸水被害が生じる可能性がある。また、地震発生時に水門が機能しなかった場合には、浸水想定地域への浸水被害が想定されるほか、地震動や津波により、海岸や河川の堤防等が損壊した場合には、浸水被害が拡大するおそれがある。

第2章 河川施設、公共施設の危険防止活動

第1節 河川施設、公共施設等の応急対策による二次災害防止

このような事態への備えとして、以下のような事項が考えられるため、関係機関及び区(関係部)は協力して対策が実施できるよう調整していくこととする。

- ・高所避難対策(民間施設を含む)
- ・高所避難した孤立者への対応
- ・避難移動シミュレーション等による効率的な避難行動の検討

現在、複数自治体や河川管理者等からなる検討会(広域避難モデルプロジェクト)で、災害時の広域的な相互応援のあり方等を検討している。引き続き、区境界や都県境を越えた広域避難について、関係機関等と連携し、避難先の確保や的確な避難誘導について検討していく。

(資料編震災編 第15「津波による浸水被害(元禄型関東地震の場合)」P.58、第16「元禄型関東地震等の津波 数値シミュレーションの結果」、P.59)

第2 社会公共施設等の応急対策

1 対策内容と役割分担

(1) 社会公共施設等の応急危険度判定

地震が発生したとき、応急対策上重要な役割を果たす社会公共施設等について、余震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止するため、早期に被害状況を調査し、使用できるかどうかを応急的に判定する。

機 関 名	対 策 内 容
区(施設営繕部、地域のちから推進部、福祉部、都市建設部、学校運営部、子ども家庭部)	(1)区立の公共建築物が被災した場合、必要に応じて応急危険度判定を実施
都	(1)社会公共施設の管理者から判定実施の支援要請があった場合、公建築物に準じて、社会公共施設の判定を実施
社会公共施設の管理者	(1)所管する社会公共施設が被災した場合、必要に応じて応急危険度判定を実施 (2)判定が困難な場合、区に判定実施の支援要請

(2) 社会公共施設等の応急対策

都市部では、(1)の応急危険度判定をすべき建物が極めて多いことから、すぐに判定ができないケースが生じるため、各施設管理者においては「大規模地震発生直後における施設管理者等による建物の緊急点検に関わる指針(平成27年2月内閣府(防災担当))」を用いて、緊急・応急的な安全点検を実施し、被災者等の建物への受け入れの判断を行う。

機 関 名	対 策 内 容
各施設管理者	(1)状況に応じて必要な措置を講じる。

(3) 住家、事業所等

機 関 名	対 策 内 容
関係機関、建造物管理者、住民等	(1)地震、火災に関する自衛措置を講じる。

第2章 河川施設、公共施設の危険防止活動
第1節 河川施設、公共施設等の応急対策による二次災害防止

(4) 高層建築物

機 関 名	対 策 内 容
建造物管理者	(1) 消防計画の策定、自衛消防隊の活動による被害の発生抑制 (2) 関係機関との連携による被害の軽減化
警視庁	(1) 被災者の救助、混乱防止、災害に関する情報収集・伝達 (2) 人命の救助、避難誘導 (3) 救急、救助活動等の障害排除 (4) 緊急自動車の道路の確保、交通渋滞の防止
東京消防庁	(1) 第3部 第2章第4節「出火、延焼等の防止」(P.132) 参照

(5) 電気施設

機 関 名	対 策 内 容
東京電力パワーグリッド株式会社	(1) 耐震性の強化等の諸対策の実施

(6) ガス施設

機 関 名	対 策 内 容
東京ガス株式会社	(1) ガス施設の災害及び二次災害の発生防止、災害発生原因の除去、防災環境の整備

2 詳細な取組内容

(1) 社会公共施設等の応急危険度判定

ア 区立の公共建築物が被災した場合

- (ア) 区は、その所管する公共建築物が被災した場合、必要に応じて応急危険度判定を実施する。
- (イ) その判定が困難な場合、都災害対策本部に判定実施の支援を要請する。
- (ウ) 応急危険度判定を実施した後、その判定に基づき、それぞれの機能を維持するため、迅速に応急修理を行う。
- (エ) 避難所として指定されている区立小中学校は、被災したときは直ちに応急修理を実施する。

イ その他の社会公共施設が被災した場合

- (ア) 社会公共施設の管理者は、その所管する社会公共施設が被災した場合、必要に応じて応急危険度判定を実施する。
- (イ) 社会公共施設の管理者は、その所管する社会公共施設の判定が困難な場合、区又は都に判定実施の支援を要請する。
- (ウ) 区災害対策本部は公共建築物に準じて、社会公共施設の判定を実施する。

(2) 社会公共施設等の応急対策

- ア 社会公共施設等の責任者は、避難について特に綿密な計画を樹立して万全を期する。
- イ 責任者は、自衛防災組織を編成し、それぞれ分担に基づいて行動する。
- ウ 緊急時には、関係機関へ通報して臨機の措置を講じる。
 - (ア) 各医療機関

第2章 河川施設、公共施設の危険防止活動

第1節 河川施設、公共施設等の応急対策による二次災害防止

- a 施設長は、あらかじめ策定した計画に基づき、患者の生命保護を最重点に対応する。
- b 通信手段の確保に努めるとともに、状況に応じて必要な措置を講じる等万全を期する。

(イ) 社会福祉施設等

- a 社会福祉施設等の責任者は被災後速やかに施設内外を点検し、落下・倒壊等の危険箇所の有無を確認する。必要に応じて応急修理を行い、安全を確保する。
- b 利用者の状況、職員の状況、施設建物の被害状況を把握し、必要に応じ施設の応急計画を策定する。
- c 施設独自での復旧が困難である場合は、区が組織した「避難行動要支援者担当」等関係機関に連絡し援助を要請する。
- d 震災の被害を受けなかった施設の責任者は、援助を必要とする施設の責任者に積極的に協力し、入所者の安全を確保する。

(ウ) 学校施設

- a 学校長は、児童・生徒等の安全確保を図るため、避難計画を作成し、この計画に基づいて行動する。
- b 自衛防災組織を編成し、役割分担に基づき行動する。
- c 緊急時には、関係機関へ通報して臨機の措置を講ずる。
- d 学校施設が、避難所になった場合は、避難者の健康と安全の確保に努めるとともに、余震や火災予防についても十分な措置を講じる。
- e 学校施設の応急修理を迅速に実施する。

(エ) 文化財施設

- a 災害等で文化財に被害が発生した場合には、その所有者又は管理者は、直ちに東京消防庁等の関係機関に通報するとともに被害の拡大防止に努め、被災状況を速やかに調査し、都教育委員会を經由して、その結果を文化庁長官に報告する。
- b 関係機関は被災文化財の被害拡大を防ぐため、協力して応急措置を講ずる。

エ 社会公共施設等の管理者は、「大規模地震発生直後における施設管理者等による建物の緊急点検に関わる指針（平成27年2月 内閣府（防災担当））」を用いて、緊急・応急的に点検を実施し、建物の安全確認を行う。

(3) 住家、事業所等の応急対策

ア 住家、事業所等は、関係機関が所定の計画に従って対処するほか、建造物管理者、住民等も、それぞれ次に掲げるような地震、火災に対する自衛措置を講じるものとする。

- (ア) 大地震の主振動が継続する間は、まずは身の安全確保を最優先に行い、揺れがおさまった後は、周囲の状況を十分に確認し、落ち着いて行動する。
- (イ) 屋外に直接出やすい位置にいる場合は、屋外の安全な場所に退避する。
- (ウ) 屋外に退避できないような場合は、堅固な家具等に身を寄せる。
- (エ) 地震による被害よりもその後にかかる火災の被害が大きいため、まず第1に火

第2章 河川施設、公共施設の危険防止活動

第1節 河川施設、公共施設等の応急対策による二次災害防止

気使用を中止して、速やかにこれを消火する。

(オ) 火災が発生し、避難する場合は、風上の安全な場所に避難する。

(カ) その他必要と思われる措置を講じる。

(4) 高層建築物の応急対策

ア 震災応急対策

(ア) 高層建築物の建造物管理者は、共同防火管理態勢の推進を図り、下記事項を重点に消防計画を策定し、自衛消防隊の円滑な活動により、パニック等による被害の発生防止に万全を期する。

a 発災時におけるパニックの防止措置

b 出火防止及び初期消火活動

c 人命の救護

d 安全な避難誘導措置

e 防災機関や防災区民組織（町会・自治会等）との連絡、及び災害に関する情報収集及び伝達

f 備蓄の確保

(イ) 警視庁は、被災者の救助並びに混乱防止に努めるとともに、関係機関、自衛防災組織等の協力を得て避難誘導にあたる。

(ウ) 東京消防庁は、高層建物等特殊対象物に対する消防機関の災害活動は、「第4部第2章」により行う。

イ 火災等応急対策

(ア) 建造物管理者は、高層建物における火災等の災害に際し、火災防ぎよと救急救助の困難性に対処し、人命、身体、財産を災害から保護するため、関係機関と緊密な連携を保ち被害の軽減にあたる。

(イ) 計画の対象及び災害は、高層建物からの出火、危険物に関する事故、有害ガスの発生等により、火災防ぎよ、緊急救助を必要とするものとする。

(ウ) 警視庁は、関係機関と協力し、人命の救助並びに避難誘導にあたる。

(エ) 関係機関と協力し、警戒線を設定して、救急、救助活動等の障害排除にあたる。

(オ) 状況により、広範囲に交通規制を行って緊急自動車の道路を確保するとともに、交通渋滞の防止にあたる。

(カ) 消防活動は、第3部第2章第4節「出火、延焼等の防止」（P.132）により行う。

(5) 電気施設の応急対策

ア 東京電力パワーグリッド株式会社は、災害による電力施設の被害を最小限にするため、耐震性の強化等の諸対策を実施し、万全の予防措置を講じる。

イ 電力施設の保安対策は以下のとおり。

(ア) 変電施設

a 機器基礎及び屋外鉄構は、耐震性を考慮して設計を行っている。

第2章 河川施設、公共施設の危険防止活動

第1節 河川施設、公共施設等の応急対策による二次災害防止

- b 洪水には、既往の浸水実績等を踏まえた浸水対策を行っている。
- c 塩害等に対しても、活線洗浄装置を施設する等の保安対策を実施している。
- (イ) 架空配電設備
 - a 地震に対しては、概ね区内全域に送電できる施設としており、強風にも十分耐え得るよう設置している。
 - b 地盤沈下の著しい地区に対しては、管路の取替、堅固な防護等の強化工事を実施している。
 - c 地震の影響に対し、送電を確保できる設計を行っている。
- (ウ) 電気設備に関する技術基準に適合するよう定期的を送電配電線路の巡視、点検、パトロール（特に必要と認めた場合は随時）を行い、不良箇所を早期に発見し、人身並びに設備事故の未然防止を図り、設備保全に努めている。
- (エ) また、特殊行事や非常災害時（台風、雷雨、雪害）等に随時パトロールを実施している。
- (オ) 送配電設備等において、工事施工中あるいは仮工事のものは速やかに本工事を完了するほか、補強又は応急処置を講じる。
- (カ) 非常災害時における特別組織の構成及び動員態勢を確立すると同時に、連絡方法も明確にしておく。
- (キ) また、災害の状況により、他支社へ応援を求める場合の連絡態勢を確立する。
- (ク) 工具、車両等を整備して、応急出動に備えるとともに、手持資材の数量を調査し、復旧工事に支障のないよう手配する。
- (ケ) 電力施設の早期復旧を図るため、次の対策を実施している。
 - a 復旧要員の動向に従った緊急動員体制の随時整備
 - b 工事請負会社との緊急動員連絡体制の整備、並びに社員、請負会社の連動による復旧体制の確立
 - c 防災資器材の定期的点検、整備の実施

(6) ガス施設の応急対策

ア 東京ガス株式会社東部支店は、ガス施設の災害及び二次災害の発生を防止し、また発生した被害を早期に復旧するため、災害発生原因の除去と防災環境の整備に常に努力を傾注するとともに、次の諸施策を重点に防災対策の推進を図る。

- (ア) 防災体制の確立
- (イ) 災害予防対策
- (ウ) 災害応急対策
- (エ) 災害復旧対策

【導管延長】（平成31年3月末現在）

高中圧	低 圧	計
145,431m	1,211,086m	1,356,516m

(オ) 需要家件数：280,480件

第2章 河川施設、公共施設の危険防止活動

第1節 河川施設、公共施設等の応急対策による二次災害防止／

第2節 危険物等の応急措置による危険防止

イ ガス施設の保安対策

- (ア) ガス設備については、既存の予防措置を活用しつつ、以下のとおり施設の機能に努める。
- (イ) 東京ガス株式会社東部支店は、ガス供給のため、系統の多重化、拠点分散等に努める。
- (ウ) 東京ガス株式会社東部支店は、臨時供給のための移動式ガス設備等の整備に努める。
- (エ) 消防関係法令、ガス事業法等に基づき所要の対策を講じるとともに、消火設備の整備・点検・火気取締等の実施により火災防止を図る。
- (オ) 大規模なガス漏えい等を防止するため、ガス工作物の技術上の基準等に基づきガス遮断装置、導管防護措置、他工事に係わる導管事故防止措置等を行う。
- (カ) また、需要家の建物内でのガス漏えいを防止するため、感震遮断機能を有するガスメーター（マイコンメーター）又は緊急遮断装置の設置を推進する。

ウ ガス工作物の巡視・点検・検査等

- (ア) 東京ガス株式会社東部支店は、ガス工作物を常に法令に定めるガス工作物の技術上の基準に適合するよう維持し、さらに事故の未然防止を図るため、定期的にガス工作物の巡視点検を行い、ガス事故の防止を図る。
- (イ) また、被害の発生が予測される場合には、あらかじめ定めるところにより巡回点検する。

第2節 危険物等の応急措置による危険防止

第1 危険物施設、高圧ガス、毒物・劇物取扱施設等の応急措置

1 対策内容と役割分担

（資料編震災編 第12「危険物製造・貯蔵・取扱所一覧」P.45）

（1）石油等危険物施設の応急措置

機 関 名	対 策 内 容
区（関係部）	(1)必要に応じ、住民に対する避難の指示等の措置を実施 (2)避難所の開設等
東京消防庁等	(1)関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者に対し、当該危険物施設の実態に応じた措置を講ずるよう指導 (2)必要に応じ、応急措置命令等を実施
事業者等	(1)危険が想定される場合等は関係機関への通報等、応急措置

（2）液化石油ガス消費施設の応急措置

機 関 名	対 策 内 容
区（関係部）	(1)必要に応じ、住民に対する避難の指示の措置を実施 (2)避難所の開設等
都（環境局）	(1)販売事業者等に対し、災害の拡大防止及び被害の軽減を指示 (2)被害情報を収集し、関東東北産業保安監督部へ報告

第2章 河川施設、公共施設の危険防止活動

第2節 危険物等の応急措置による危険防止

機 関 名	対 策 内 容
	(3)被害拡大のおそれがある場合、防災事業所に緊急出動要請 (4)安全維持等のため必要な場合は、販売事業者等に緊急措置を講ずるよう指示
事業者等	(1)危険が想定される場合等は関係機関への通報等、応急措置

(3) 火薬類保管施設の応急措置

機 関 名	対 策 内 容
区（関係部）	(1)必要に応じ、住民に対する避難の指示等の措置を実施 (2)火災の場合の消防活動、施設内救出を実施 (3)避難所の開設等
都（環境局）	(1)危険防止措置を指導 (2)被害情報を収集し、関東東北産業保安監督部へ報告 (3)必要に応じ、緊急措置命令等を実施
関東東北産業保安監督部	(1)危険防止措置の監督又は指導 (2)必要に応じ、緊急措置命令等を実施 (3)緊急の場合、未使用の火薬類の回収、返納等の措置の指示 (4)実情を把握し、適切な指示、命令等を実施
事業者等	(1)危険が想定される場合等は関係機関への通報等、応急措置

(4) 高圧ガス保管施設の応急措置

機 関 名	対 策 内 容
区（関係部）	(1)必要に応じ、住民に対する避難の指示等の措置を実施 (2)事故時の広報活動、警戒区域に対する規制を実施 (3)関係機関との間の情報連絡を実施 (4)避難所の開設等
都（総務局）	(1)都区市境付近での漏えい事故の際、関係機関への連絡通報
都（環境局）	(1)事業者に対し、災害の拡大防止及び被害の軽減を指示 (2)被害情報を収集し、関東東北産業保安監督部へ報告 (3)被害拡大のおそれがある場合は、防災事業所に緊急出動要請 (4)安全維持等のため必要な場合は、事業者等に緊急措置を命令
警視庁	(1)ガス漏れ等の事故が発生した場合、関係機関との連絡通報 (2)区長からの要求等により、避難を指示 (3)避難区域内への車両の交通規制 (4)避難路の確保及び避難誘導
東京消防庁	(1)災害の進展等により、住民を避難させる必要がある場合の区への通報 (2)人命危険が著しく切迫し、通報するいとまのない場合の関係機関と連携した避難指示及び区へのその内容通報 (3)事故時の広報活動及び警戒区域に対する規制 (4)災害応急対策の実施

機 関 名	対 策 内 容
関東東北産業 保安監督部	(1)都及び関係機関と連絡のうえ、高圧ガス製造の施設者等に緊急保安措置を講ずるよう指導
事業者等	(1)危険が想定される場合等は関係機関への通報等、応急措置
東京都高圧ガス 地域防災協議会	(1)災害拡大のおそれがある場合、指定した防災事業所等に出動要請し、災害の拡大防止を指示
防災事業所	(1)出動要請を受けて応援出動

(5) 毒物・劇物取扱施設の応急措置

機 関 名	対 策 内 容
区（関係部）	(1)必要に応じ、住民に対する避難の指示等の措置を実施 (2)毒物・劇物取扱事業者に対して、応急措置を指示 (3)毒物・劇物の飛散等に対し、除毒作業を事業者に指示 (4)災害情報の収集、伝達 (5)避難所の開設等
都（下水道局）	(1)下水道への流入事故の際は、排出防止の応急措置を指導 (2)災害情報の収集、伝達
都（教育庁）	(1)あらかじめ計画した、発災時の対策に基づく行動を指導
警視庁	(1)毒物・劇物の飛散、漏出等の事故が発生した場合、関係機関との連絡通報 (2)区長からの要求等により、避難を指示 (3)避難区域内への車両の交通規制 (4)避難路の確保及び避難誘導
東京消防庁	(1)災害の進展等により、住民を避難させる必要がある場合の区への通報 (2)人命危険が著しく切迫し、通報するいとまのない場合の関係機関と連携した避難指示及び区へのその内容の通報 (3)事故時の広報活動及び警戒区域に対する規制 (4)災害応急対策の実施
事業者等	(1)危険が想定される場合等は関係機関への通報等、応急措置

(6) 化学物質関連施設の応急措置

機 関 名	対 策 内 容
区（関係部）	(1)必要に応じ事業者に応急措置を指示 (2)避難所の開設等
都（環境局）	(1)化学物質対策 区と連絡調整、必要に応じて関係機関に情報提供 (2)PCB対策 区との連絡調整により、PCB保管事業者に関する情報収集を行うとともに、環境省廃棄物・リサイクル対策部へ報告
事業者等	(1)危険が想定される場合等は区等関係機関に連絡、応急措置を実施

第2章 河川施設、公共施設の危険防止活動

第2節 危険物等の応急措置による危険防止

(7) 放射線等使用施設の応急措置

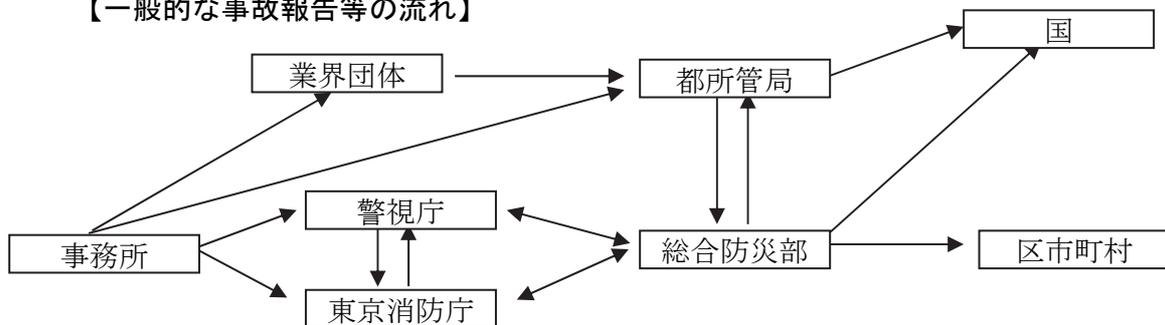
ア 放射線同位元素使用者等は、放射性同位元素又は放射線発生装置に関し、放射線障害が発生するおそれがある場合、又は放射線障害が発生した場合においては、「放射線同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」に基づいて定められた基準に従い、直ちに応急の措置を講じ、原子力規制委員会に報告する。

イ 原子力規制委員会は、必要があると認めるときは、放射線障害を防止するために必要な措置を講ずることを命ずることができる。

機 関 名	対 策 内 容
区（関係部）	(1)関係機関との連絡を密にし、必要に応じ、住民に対する避難の指示等の措置を実施 (2)応急措置がとれるよう使用者を指導 (3)避難所の開設等
東京消防庁	(1)放射性物質の露出、流出による人命危険の排除を図ることを主眼とし、使用者に必要な措置を講じるよう要請 (2)事故の状況に応じ、必要な措置を実施 (3)震災消防活動による災害応急活動の実施
都（福祉保健局）	(1)R I 使用医療施設での被害が発生した場合、R I 管理測定班を編成し、必要な措置を実施

2 業務手順及び詳細な取組内容

【一般的な事故報告等の流れ】



(1) 石油等危険物施設の応急措置

《区（関係部）》

ア 事故時には必要に応じ、次の措置を実施する。

- (ア) 住民に対する避難の指示
- (イ) 住民の避難誘導
- (ウ) 避難所の開設、避難住民の保護
- (エ) 情報提供、関係機関との連絡

《東京消防庁等》

ア 関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者に対して、次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて講ずるよう指導する。また、必要があると認めるときは、法令の定めるところにより応急措置命令等を行う。

- (ア) 危険物の流出又は爆発等のおそれのある作業及び移送の停止、施設の応急点検

と出火等の防止措置

- (イ) 混触発火等による火災の防止措置と初期消火活動及びタンク破壊等による流出、並びに異常反応、浸水等による広域拡散の防止措置と応急対策
- (ウ) 災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措置及び防災機関との連携活動

《事業者等》

- ア 発災により施設が被害を受けた場合や事故が発生した場合、又は危険が予想される場合は、速やかに関係機関に連絡するとともに、応急措置を実施する。

(2) 液化石油ガス消費施設の応急措置

《区（関係部）》

- ア 事故時には必要に応じ、次の措置を実施する。
 - (ア) 住民に対する避難の指示
 - (イ) 住民の避難誘導
 - (ウ) 避難所の開設、避難住民の保護
 - (エ) 情報提供、関係機関との連絡

《事業者等》

- ア 発災により施設が被害を受けた場合や事故が発生した場合、又は危険が予想される場合は、速やかに関係機関に連絡するとともに、応急措置を実施する。

(3) 火薬類保管施設の応急措置

《区（関係部）》

- ア 事故時には必要に応じ、次の措置を実施する。
 - (ア) 住民に対する避難の指示
 - (イ) 住民の避難誘導
 - (ウ) 避難所の開設、避難住民の保護
 - (エ) 情報提供、関係機関との連絡

- イ 火災に際しては、誘発防止のため延焼拡大を阻止する消防活動を行い、施設内の救出を実施する。

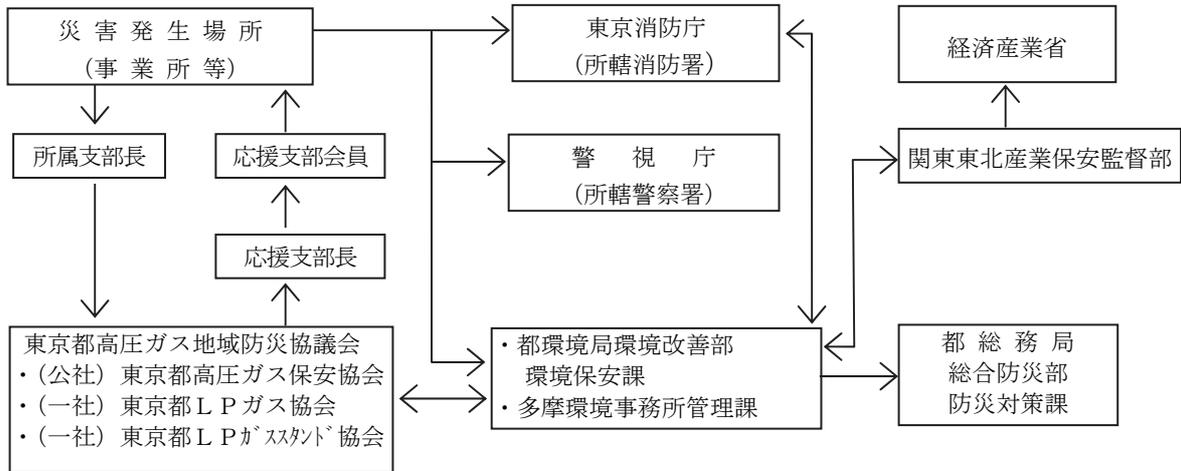
《事業者等》

- ア 発災により施設が被害を受けた場合や事故が発生した場合、又は危険が予想される場合は、速やかに関係機関に連絡するとともに、応急措置を実施する。

第2章 河川施設、公共施設の危険防止活動
 第2節 危険物等の応急措置による危険防止

(4) 高压ガス保管施設の応急措置

【高压ガス震災時応援連絡体制】



- ア 高压ガス漏えい事故が発生し、災害が拡大するおそれがある場合には、東京都高压ガス地域防災協議会が指定している防災事業所が応援出動する。
- イ 防災事業所自体が地震の被害を受け出動できない場合は、被害を受けていない地域の協議会支部が、ガスの種類に応じ、支部単位で応援出動する態勢をとることとし、応援の要請を受けた支部長は、連絡網を通じて支部の会員をまとめ応援出動する。
- ウ 高压ガス貯蔵施設が被害を受け塩素ガス等の有毒ガスが漏えいした場合、気体としての特性から、都県境を越える等広範囲に被害が拡大するおそれがある。このため、都は近接の他縣市との間に広域情報連絡体制を定めている。
- エ 高压ガス大規模漏えい時に係わる連絡通報窓口
- オ 関係機関は高压ガス大規模漏えい等緊急の場合、所定の様式に基づき通報する。
- カ 事故時の広報活動及び警戒区域に対する規制を行う。
- キ 関係機関との間に必要な情報連絡を行う。

《区（関係部）》

- ア 事故時には必要に応じ、次の措置を実施する。
 - (ア) 住民に対する避難の指示
 - (イ) 住民の避難誘導
 - (ウ) 避難所の開設、避難住民の保護
 - (エ) 情報提供、関係機関との連絡

《警視庁》

- ア ガス漏れ等の事故が発生した場合、関係機関と連絡通報を行う。
- イ 区長が避難の指示を行うことができないと認めたとき、又は区長から要求があったときは、避難の指示を行う。
- ウ 避難区域内への車両の交通規制を行う。
- エ 避難路の確保及び避難誘導を行う。

《東京消防庁》

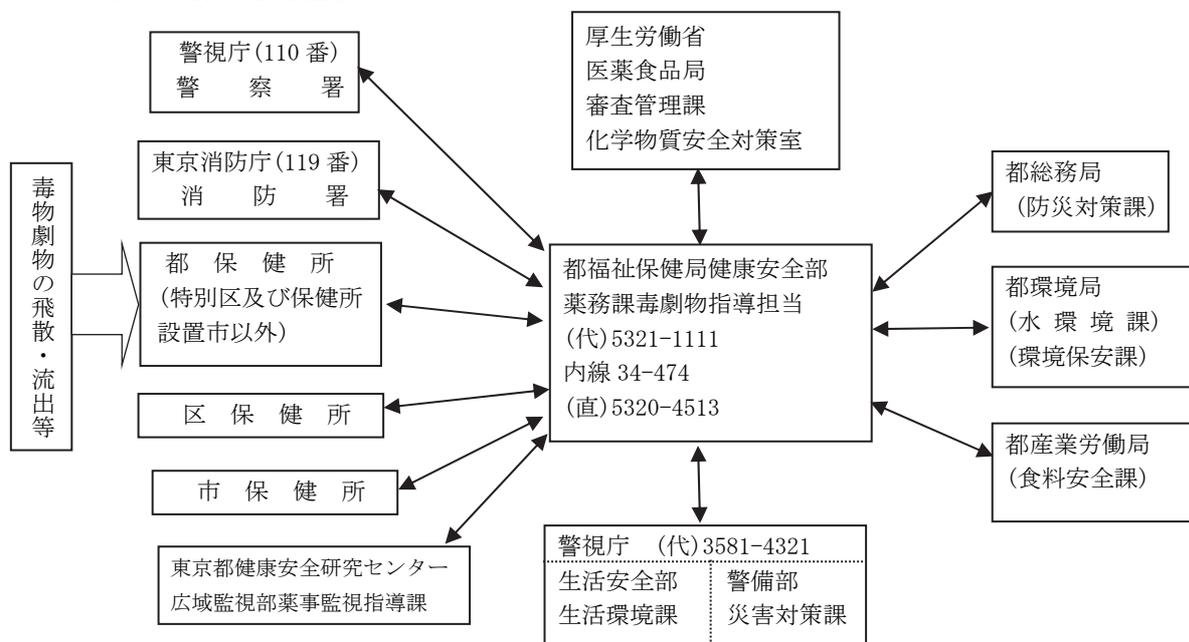
- ア 災害の進展等により、住民を避難させる必要がある場合の区への通報
- イ 人命危険が著しく切迫し、通報するいとまのない場合の関係機関と連携した避難の指示等及び区へのその内容の通報
- ウ 事故時の広報活動及び警戒区域に対する規制
- エ 関係機関との間に必要な情報連絡を行う。

《事業者等》

- ア 発災により施設が被害を受けた場合や事故が発生した場合、又は危険が予想される場合は、速やかに関係機関に連絡するとともに、応急措置を実施する。

(5) 毒物・劇物取扱施設の応急措置

【機関別対応措置】



《区（関係部）》

- ア 毒物・劇物取扱事業者に対して、毒物・劇物の飛散、漏えい、浸透、及び火災等による有毒ガスの発生を防止するための応急措置を講ずるよう指示する。
- イ 毒物・劇物が飛散、漏えいした場合には、中和剤等による除毒作業を毒物・劇物取扱事業者に対し指示する。
- ウ 関係機関との連絡を密にし、毒物・劇物に係わる災害情報の収集、伝達に努める。

《警視庁》

- ア 毒物・劇物の飛散、漏出等の事故が発生した場合、関係機関と連絡通報を行う。
- イ 区長が避難の指示を行うことができないと認めたとき、又は区長から要求があったときは、避難の指示を行う。
- ウ 避難区域内への車両の交通規制を行う。
- エ 避難路の確保及び避難誘導を行う。

第2章 河川施設、公共施設の危険防止活動
第2節 危険物等の応急措置による危険防止

《東京消防庁（消防署）》

- ア 災害の進展等により、住民を避難させる必要がある場合の区への通報
- イ 人命危険が著しく切迫し、通報するいとまのない場合の関係機関と連携した避難指示及び区へのその内容の通報
- ウ 事故時の広報活動及び警戒区域に対する規制
- エ 関係機関との間に情報連絡を行う。また、これらの施設に対する災害応急対策については、第3部 第5章「応急対応力の強化」（P.166）の震災消防活動により対処する。

《都（下水道）》

- ア 事業場から有害物質等が下水道に流入する事故が発生したときは、下水道への排出を防止するための応急の措置を講ずるよう指導する。
- イ 関係機関との連絡を密にし、有害物質等に係わる災害情報の収集、伝達に努める。

《事業者等》

- ア 発災により施設が被害を受けた場合や事故が発生した場合、又は危険が予想される場合は、速やかに関係機関に連絡するとともに、応急措置を実施する。

(6) 化学物質関連施設の応急措置

《区（関係部）》

- ア 化学物質対策
適正管理化学物質取扱事業者から事故に関する情報を収集し、必要に応じて同事業者に応急措置を実施するよう指示するとともに、関係機関に情報を提供する。
- イ PCB対策
PCB保管事業者等から事故に関する情報を収集し、必要に応じて同事業者等に破損、漏洩している機器の調査・確認を行うとともに、応急措置の実施及びPCB汚染状況を表示するよう指示する。また、関係機関に情報を提供する。

《都（環境局）》

- ア 化学物質対策
被災状況により、区と連絡調整を行い、適正管理化学物質取扱事業者に関する情報収集を行うとともに、必要に応じて関係機関に情報を提供する。
- イ PCB対策
被災状況により、区と連絡調整を行い、PCB保管事業者に関する情報収集を行うとともに、環境省廃棄物・リサイクル対策部へ報告する。

《事業者等》

- ア 化学物質対策
適正管理化学物質取扱事業者は、事故により危険が想定される場合は速やかに区及び関係機関に連絡するとともに、応急措置を実施する。

イ PCB対策

発災によりPCB機器が破損・漏えいしている場合、又は危険が予想される場合は、速やかに関係機関に連絡するとともに、応急措置を実施する。

(7) 放射線等使用施設の応急措置

《区（関係部）》

ア 関係機関との連絡を密にし、事故時には必要に応じ、次の措置を実施する。

(ア) 住民に対する避難の指示

(イ) 住民の避難誘導

(ウ) 避難所の開設、避難住民の保護

(エ) 情報提供、関係機関との連絡

イ 放射線源の露出、流出による人命危険の排除を図ることを主眼とし、次の措置がとれるよう使用者を指導する。また、消防機関は、震災消防活動により災害応急活動を行う。

(ア) 施設の破壊による放射線の露出、流失の防止を図る点検要領と緊急措置

(イ) 放射線の露出、流出に伴う危険区域の設定及び被害の拡大防止、人命の安全確保に関する応急措置

(ウ) 防災機関との連絡要員の確保

《東京消防庁》

ア 放射性物質の露出、流出による人命危険の排除を図ることを主眼とし、使用者に次の各措置を講じるよう要請する。

(ア) 施設の破壊による放射線源の露出、流出の防止を図るための緊急措置

(イ) 放射線源の露出、流出に伴う危険区域の設定等、人命安全に関する応急措置

イ 事故の状況に応じ、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助、救急等に関する必要な措置を実施。

第2 危険物輸送車両等の応急対策

1 対策内容と役割分担

(1) 危険物輸送車両の応急対策

機 関 名	対 策 内 容
区（関係部）	(1)必要に応じ、住民に対する避難の指示等の措置を実施
都（環境局）	(1)関係機関との密接な情報連携 (2)必要な場合、一般高圧ガス等の移動制限又は一時禁止等の緊急措置を命令 (3)災害拡大のおそれがある場合、防災事業所に応援出動を要請
警視庁	(1)事故の状況把握及び区民等に対する広報 (2)施設管理者等に対し、被害拡大等防止の応急措置を指示 (3)関係機関と連携を密にし、事故の状況に応じた交通規制、警戒区域の設定、救助活動等の措置

第2章 河川施設、公共施設の危険防止活動

第2節 危険物等の応急措置による危険防止

機 関 名	対 策 内 容
東京消防庁	(1)関係機関と密接な情報連絡を行う。 (2)災害応急対策の実施
関東東北産業 保安監督部	(1)都及び関係機関との密接な情報連絡 (2)高圧ガス輸送車に対して、必要に応じ、移動制限又は一時禁止等の 緊急措置命令 (3)災害拡大のおそれがある場合、指定した防災事業所に応援出動を要請
関東運輸局	(1)危険物輸送の実態に応じた対策を推進
事業者等	(1)危険が想定される場合等は関係機関への通報等、応急措置
日本貨物鉄道株 式会社	(1)事故の拡大等防止のため、立入禁止等の措置 (2)消防、警察等の関係機関への通報

(2) 核燃料物質輸送車両等の応急対策

ア 核燃料物質の輸送中に、万一事故が発生した場合のため、国の関係省庁からなる「放射性物質安全輸送連絡会」(昭和58年11月10日設置)において安全対策を講じる。

機 関 名	対 策 内 容
区(関係部)	(1)関係機関と連絡を密にし、必要に応じ、住民に対する避難の指示 等の措置を実施
国土交通省 厚生労働省 環境省 総務省消防庁 海上保安庁 原子力規制委員会	(1)放射性物質輸送事故対策会議の開催 (2)派遣係官及び専門家の対応
警視庁	(1)事故の状況把握及び区民等に対する広報 (2)施設管理者等に対し、被害拡大等防止の応急措置を指示 (3)関係機関と連携を密にし、事故の状況に応じた交通規制、警戒区 域の設定、救助活動等必要な措置
東京消防庁	(1)事故の通報を受けた旨を都総務局に通報 (2)事故の状況に応じ、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、 救助、救急等に関する必要な措置を実施
都(総務局)	(1)事故の通報を受け、直ちに関係機関に連絡 (2)国への専門家の派遣要請や住民の避難等の措置
第三管区 海上保安部	(1)事故の状況に応じ、原子力事業者等と協力して、現場海域への立 ち入り制限、人命救助等に関する必要な措置を実施 (2)都知事からの要請を受け、動員されたモニタリング要員等を搭載 しての海上モニタリングの支援
事業者等	(1)関係機関への通報等、応急の措置を実施 (2)警察官等の到着後は、情報を提供し、指示に従い適切な措置を実施

2 詳細な取組内容

(1) 危険物輸送車両の応急対策

《区（関係部）》

ア 事故時には必要に応じ、次の措置を実施する。

(ア) 住民に対する避難の指示

(イ) 住民の避難誘導

(ウ) 避難所の開設、避難住民の保護

(エ) 情報提供、関係機関との連絡

イ 第4部 第3章第1節 第1「道路・橋梁」(P.284)に基づき、交通規制等について、関係機関と密接な情報連絡を行う。

ウ 災害応急対策は、第2部 第2章第1節「地震等災害発生時の即応態勢」(P.83)により、対処する。

《都（環境局）》

ア 正確な情報把握のため、関係機関と密接な情報連携を行う。

《警視庁》

ア 事故の状況把握に努めるとともに、把握した事故の概要、被害状況等について区民等に対する広報を行う。

イ 施設管理者、運行管理者に対し、災害の発生及び被害の拡大を防止するための応急措置を指示する。

ウ 関係機関と連携を密にし、事故の状況に応じた交通規制、警戒区域の設定、救助活動等必要な措置を講じる。

《東京消防庁》

ア 関係機関と密接な情報連絡を行う。

イ 災害応急対策は、第3部 第5章「応急対応力の強化」(P.166)の震災消防活動により対処する。

《事業者等》

ア 発災により施設が被害を受けた場合や事故が発生した場合、又は危険が予想される場合は、速やかに関係機関に連絡するとともに、応急措置を実施する。

(2) 核燃料物質輸送車両の応急対策

《区（関係部）》

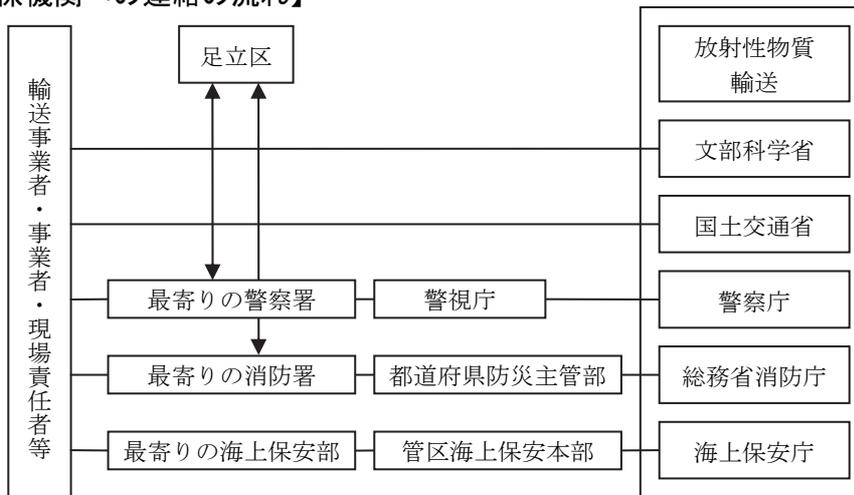
ア 核燃料物質の輸送中に、万一事故が発生した場合、国の関係省庁による安全対策が取られる。

イ 区は、都（総務局）から事故の情報を得た場合、警察署、消防署、若しくは現地係官及び専門家が行う現場への立入制限、住民の避難等必要な措置に協力する。

ウ 区が事故を知りえた場合、速やかに都（総務局）に通報するとともに、最寄りの警察署、消防署に連絡し、必要な措置を講じるものとする。

第2章 河川施設、公共施設の危険防止活動
 第2節 危険物等の応急措置による危険防止

【関係機関への連絡の流れ】



エ 事故の通報を受けた場合は、直ちに事故の状況把握に努め、事故の状況に応じて、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助、救急等に関する必要な措置を実施する。

《国土交通省》《厚生労働省》《環境省》《総務省消防庁》《海上保安庁》《原子力規制委員会》

ア 核燃料物質の輸送中に事故が発生した場合、速やかに関係省庁による「放射性物質輸送事故対策会議」を開催し、次の事項に関し、連絡・調整を行う。

- (ア) 事故情報の収集、整理及び分析
- (イ) 関係省庁の講ずべき措置
- (ウ) 係官及び専門家の現地派遣
- (エ) 住民公表
- (オ) その他必要な事項

イ 関係省庁は、核燃料物質の輸送中に事故が発生した場合、現地に係官及び専門家を派遣する。

ウ 係官は、事故の状況把握に努め、警察官、海上保安官又は消防吏員等に対する助言を行うとともに、関係省庁との連絡を密にしつつ、事業者等に対する指示等必要な措置を実施する。

エ 専門家は、関係省庁の求めに応じて必要な助言を行う。

《警視庁》

ア 事故の状況把握に努めるとともに、把握した事故の概要、被害状況等について区民等に対する広報を行う。

イ 施設管理者、運行管理者に対し、災害の発生及び被害の拡大を防止するための応急措置を指示する。

ウ 関係機関と連携を密にし、事故の状況に応じた交通規制、警戒区域の設定、救助活動等必要な措置を講じる。

《東京消防庁》

ア 事故の通報を受けた場合、直ちにその旨を都総務局に通報するとともに、事故の状況把握に努め、事故の状況に応じて、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助、救急等に関する必要な措置を実施する。

《第三管区海上保安本部》

ア 関係事業者の管理及び船舶所有者、代理店等に対して災害の実態に応じて、次の措置を講じるよう指導する。

(ア) 危険物専用岸壁における荷役の中止、施設の応急点検と出火等の防止措置

(イ) 危険物の海上への流出防止措置と応急措置

(ウ) 港内の危険物積載船に対する、必要に応じた移動命令、又は航行の制限もしくは禁止

《事業者等》

ア 事故発生後直ちに、関係機関への通報、人命救助、立入制限等事故の状況に応じた応急の措置を講ずる。

イ 警察官、海上保安官又は消防吏員の到着後は、必要な情報を提供し、その指示に従い適切な措置を講じる。

第3 流出油、流木の応急対策

1 対策内容と役割分担

(1) 流出油の応急対策

機 関 名	対 策 内 容
区（関係部、都市建設部）	(1) 流出油応急対策としては、人命救助、消火活動、油拡散防止、付近の船舶等の安全確保及び沿岸住民への被害防止等を図る。
都（総務局、建設局、港湾局）	(1) 関係機関との情報連絡体制の確立 (2) 救助活動の推進 (3) オイルフェンスの展張 (4) 集油船及び清掃船等による流出油の回収 (5) 監視艇による油処理剤等の散布 (6) 警戒及び立入制限 (7) 応急資器材の緊急輸送への協力 (8) 自衛隊への出動要請（総務局） (9) 油処理剤等の資材確保 (10) 関係機関に対する協力要請
警視庁	(1) 災害発生時の作業態勢 ア 被災者の救出救助 イ 警戒及び立入制限 ウ 消火資器材輸送への協力 エ 関係機関に対する船艇、航空機の動員要請 (2) その他 ア 海上及び河川における火気使用禁止に係わる広報 イ 沿岸住民に対する避難指示伝達及び避難誘導 ウ 交通規制及び警戒区域の設定

第2章 河川施設、公共施設の危険防止活動

第2節 危険物等の応急措置による危険防止

機 関 名	対 策 内 容
東京消防庁	(1)災害発生時の作業態勢 ア 人命救助 イ オイルフェンスの展張 ウ 流出油の処理、火災発生防止のための油処理剤の散布 エ 初期消火及び延焼防止措置 オ 警戒及び立入制限 カ 油処理剤、消火剤、オイルフェンス等の応急資材の調達輸送 キ 避難船移動に係わる関係機関への要請 ク タンカーバージによる残油移替に係わる関係機関への要請 ケ 関係機関に対する船艇、航空機の動員要請 コ 消火資器材の確保 サ その他の応急処理 (2)その他 ア 海上及び河川における火気使用禁止に係わる広報 イ 沿岸住民及び危険物貯蔵所等に対する火気管理の指導、広報 ウ 沿岸住民への被害拡大防止措置の指導 エ 沿岸住民に対する避難指示、退去命令の伝達及び避難誘導 オ 危険物貯蔵所の自衛措置の強化指導 カ その他必要な措置

(2) 流木の応急対策

機 関 名	対 策 内 容
区（関係部、都市建設部）	(1)関係機関からの通報により必要と認められる場合は、状況に応じて、監視警戒にあたる。
都（港湾局）	(1)流出材木が発生した場合、直ちに関係機関に連絡するとともに、利用者に対し、最寄りの貯木場に収容管理するよう指示する。
東京消防庁	(1)関係機関からの通報により必要と認められる場合は、職員を派遣するなど、監視警戒にあたる。

第4 危険動物の逸走時対策

1 対策内容と役割分担

住民が飼養している特定動物等（特定動物、及びその他、人に危害を加えるおそれのある危険動物）の逸走の通報があった場合は、関係各局の協力のもと、動物の保護、収容場所の確保、飼い主情報の収集等を行う。

機 関 名	対 策 内 容
区（関係部）	(1)事故時には必要に応じ、次の措置を実施 ア 住民に対する避難の指示 イ 住民の避難誘導 ウ 避難所の開設、避難住民の保護 エ 情報提供、関係機関との連絡 (2)情報の受理及び伝達、並びに被害者の救助及び搬送 (3)収容場所の確保
都（総務局）	(1)情報収集並びに国及び他府県等との連絡調整等の運営管理

第2章 河川施設、公共施設の危険防止活動
 第2節 危険物等の応急措置による危険防止

機 関 名	対 策 内 容
都（福祉保健局）	(1) 情報収集、特定動物等の捕獲等に関する措置及び関連局(庁)との連絡調整
都（産業労働局）	(1) 産業動物の飼い主に対する逸走した家畜の捕獲等を指導
都（建設局）	(1) 都立動物園の逸走動物の捕獲等必要な措置
警視庁	(1) 情報の受理及び伝達並びに必要な措置(警察官職務執行法)
東京消防庁	(1) 情報の受理及び伝達並びに被災者の救助及び搬送

第1部
総則

第2部
防災に関する組織と活動内容

第3部
災害予防計画

第4部
災害応急対策計画

第5部
災害復旧計画

第6部
災害復興計画

第7部
応急対策に関する足立区全体シナリオ

第3章 交通ネットワーク及びライフライン等の確保

第1節 交通ネットワークの機能確保

第3章 交通ネットワーク及びライフライン等の確保

第3部 災害予防計画 第3章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保	第4部 災害応急対策計画 第3章 交通ネットワーク及びライフライン等の確保	第5部 災害復旧計画 第2章 交通ネットワーク及びライフライン等の機能回復
第1節 交通関係施設の安全確保 (P. 141)	第1節 交通ネットワークの機能確保 (P. 284)	第1節 緊急輸送路等の機能確保と被害拡大防止 (P. 460)
第2節 ライフラインの確保 (P. 153)	第2節 発災時のライフライン機能の確保 (P. 298)	第2節 ライフラインの早期復旧 (P. 461)
第3節 エネルギーの確保 (P. 160)	第3節 発災時のエネルギーの供給機能の確保 (P. 304)	

第1節 交通ネットワークの機能確保

第1 道路・橋梁

1 対策内容と役割分担

第一次・第二次交通規制の実施、緊急通行車両等の確認、道路・橋梁の情報収集、緊急道路障害物除去等を行う。

道路の復旧等の応急活動を一体的に実施するため、各局、防災機関、関係団体、事業者で連携し、相互に情報の共有化等を図るなど、各対策における円滑な調整に必要な体制を構築する。

(1) 道路交通規制等

機 関 名	対 策 内 容
警視庁	(1)発災直後は道路交通法に基づく第一次交通規制を実施する。 (2)その後、災害対策基本法に基づく第二次交通規制を実施する。 (3)緊急通行車両等の確認
都(交通局、水道局、下水道局) 東京消防庁	(1)緊急通行車両(所管関係車両)等の確認

(2) 緊急道路障害物除去

機 関 名	対 策 内 容
区(都市建設部) 都(建設局) 警視庁 関東地方整備局 首都高速道路株式会社	(1)震災初期における被害状況や通行可能道路の情報を収集する。 (2)必要に応じてドローンを活用し、撮影やリアルタイムの映像により状況を把握する。 (3)道路上の障害物の除去等を実施
関係建設業協会	(1)震度6弱以上の地震が発生した場合は、自主的に出動態勢をとる。
NTT東日本 東京電力パワーグリッド株式会社 東京ガス株式会社 都(水道局、下水道局)	(1)所管施設が道路通行の支障となっている場合、その状況と措置対策について道路管理者等に対して報告する。

(3) その他応急措置

機 関 名	対 策 内 容
都 (建設局)	(1)発災時における通行止め等の措置等通行者の安全対策を実施 (2)被災道路、橋梁についての応急措置及び応急復旧対策を実施
関東地方整備局	(1)パトロール等を兼ねた広報を実施 (2)緊急輸送道路の確保
警視庁	(1)発災時における、被災状況に応じた交通規制等の措置等、通行者の安全対策を実施 (2)パトロール等を兼ねた広報を実施
首都高速道路株式会社	(1)都公安委員会が実施する交通規制への協力、規制状況等の広報 (2)被災の状況の把握、消防等関係機関への情報伝達、出動・協力要請 (3)道路構造物、管理施設等被害状況の点検、復旧の実施

2 詳細な取組内容

(1) 道路交通規制等

《警視庁》

ア 被災状況や隣接県も含めた警察の体制等に応じて、柔軟に対応する。

(ア) 第一次交通規制(災害発生直後)

- a 環状7号線内側の滞留車両の外側への流出を促すとともに、首都高速道路・高速自動車国道からの車両排出を容易にする。
- b 環状7号線内側の道路を通行中の自動車(高速道路を降りた自動車を含む。)は、速やかに駐車場等道路外の場所への移動や、環状7号線の外側への移動を促す。
- c 環状7号線内側への流入禁止の実効性を高めるため、環状8号線で都心方向への青信号の時間を短縮し、流入を抑制する。
- d 首都高速道路・高速自動車国道及び一般道路6路線の合計7路線を「緊急自動車専用路7路線)」として一般車両の通行を禁止する。

【緊急自動車専用路(7路線)】

国道4号(日光街道他)	国道17号(中山道、白山通り他)
国道20号(甲州街道他)	国道246号(青山・玉川通り)
目白通り	外堀通り
首都高速道路・高速自動車国道	

※ 自転車、路線バスについては、環状7号線から都心方向への車両流入禁止の対象車両から除外する。ただし、「緊急自動車専用路」上は通行禁止

第3章 交通ネットワーク及びライフライン等の確保

第1節 交通ネットワークの機能確保

(イ) 第二次交通規制

- a 前記7路線を「緊急交通路」とするほか、その他の路線についても、被災状況等に応じて緊急交通路に指定する。

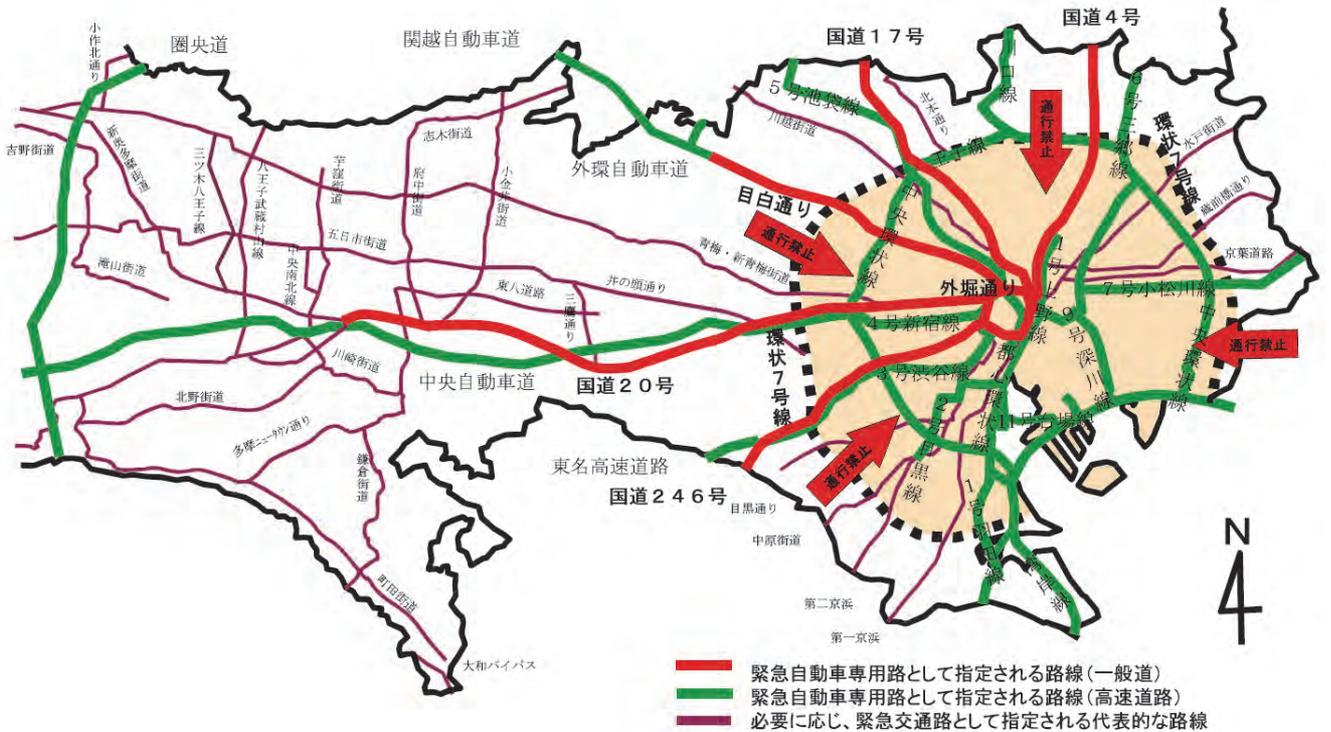
【その他の「緊急交通路」の指定】

第一京浜	第二京浜	中原街道	目黒通り
青梅・新青梅街道	川越街道	北本通り	水戸街道
蔵前橋通り	京葉道路	井の頭通り	三鷹通り
東八道路	小金井街道	志木街道	府中街道
芋窪街道	五日市街道	中央南北線	八王子武蔵村山線
三ツ木八王子線	新奥多摩街道	小作北通り	吉野街道
滝山街道	北野街道	川崎街道	多摩ニュータウン通り
鎌倉街道	町田街道	大和バイパス	

(資料編震災編 第14「大震災発生時の緊急交通路」P.57)

※ 自転車、路線バスについては、環七号線から都心方向への車両流入禁止の対象車両から除外する。ただし、「緊急交通路」上は通行禁止

【大震災時における交通規制図（第一次交通規制、第二次交通規制）】



- (ウ) 緊急通行車両等の確認
- a 第二次交通規制実施時には、災害対策基本法施行令(昭和37年7月9日政令第288号)第33条に基づく緊急通行車両を優先して通行させる。
 - b 緊急通行車両等であることの確認は、都内では原則として警視庁が行う。ただし、やむを得ない場合は、他道府県の警察で行うことができる。
- (エ) 緊急通行車両等の種類
- a 災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両
 - b 道路交通法(昭和35年6月25日法律第105号)第39条に定める緊急用務を行う機関が当該目的のために使用する車両
 - c 医師・歯科医師、医療機関等が使用中の車両
 - d 医薬品、医療機器、医療用資材等を輸送するため使用中の車両
 - e 患者等搬送車両(特別な構造又は装置があるものに限る。)
 - f 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両
 - g 災害応急対策に従事する指定行政機関等の職員が、当該勤務場所に参集するため使用中の二輪の自動車又は原動機付自転車
 - h 災害応急対策に従事する者が参集又は当該目的のために使用中の自転車
 - i 緊急の手当を要する負傷者又は病院の搬送のため使用中の車両
 - j 歩行が困難な者又は介護を必要とする者の搬送のため使用中の車両
 - k 報道機関の緊急取材のため使用中の車両
 - l 災害対策に従事する自衛隊、米軍及び外交関係の車両であって特別の自動車番号標を有している車両
 - m 交通対策本部長又は警察署長が必要と認めた車両
- (オ) 広域応援の車両
- a 事前届出済証を所持しているライフライン復旧等の広域応援の車両については、その所管する道府県公安委員会から標章の交付を受ける。ただし、やむを得ない場合は、届出済証の提示により都公安委員会で標章の交付を受けることができる。
- (カ) 交通規制除外車両
- a 震災発生後において、緊急通行車両等以外であっても、社会生活の維持に不可欠な車両又は公益上通行させることがやむを得ないと認められる車両については、都公安委員会の決定に基づき、通行禁止の対象から除外する。
- (キ) 緊急交通路等の実態把握
- a 緊急交通路等の交通情報の収集は、ヘリコプター及び現場警備本部長(各警察署長)等からの報告によるほか、白バイ、パトカー等による緊急交通路等の視察、駐車抑止テレビシステムによる情報収集及び東京消防庁、道路管理者等の関係機関との情報交換等により、全般的な状況の把握に努める。

第3章 交通ネットワーク及びライフライン等の確保

第1節 交通ネットワークの機能確保

(ク) 交通規制の実行性を確保する手段・手法

a 主要交差点への規制要員の配置

(a) 緊急交通路等の主要交差点に重点的に規制要員を配置して、緊急交通路等の確保に努める。

b 特別派遣部隊(交通部隊)の配置運用

(a) 道府県公安委員会から特別派遣部隊(交通部隊)の派遣があった場合は、視察・移動規制、緊急交通路の確保、緊急通行車両の先導等特別派遣部隊の機動性に配慮した効果的な配置運用を図る。

c 警備員、ボランティア等の協力の受入れ

(a) 規制要員は、制服警察官を中心に編成するが、警察署長は、平素から警備業者、地域住民等による交通規制支援ボランティア等の協力を得られるよう配慮する。

d 装備資器(機)材等の効果的な活用

(a) 交通規制の実施にあたっては、サインカー等の規制用車両を有効的に活用するほか、移動標識、セーフティコーン等の装備資器(機)材を効果的に活用する。

e 交通管制システム等の効果的な運用

(a) 交通管制センターをはじめ、防災型信号機、可変式規制標識、交通情報板等の交通管制システム等を適切に運用する。

(2) 緊急道路障害物除去

都(建設局)が主担当、区(都市建設部)が区主担当、東京国道事務所が国道担当、首都高速道路株式会社が首都高速道路担当、その他機関は支援機関として対応する。

機 関 名	対 策 内 容
都(建設局)	(1)緊急道路障害物除去の作業計画 (2)道路状況調査及び情報収集 (3)全体調査 (4)緊急道路障害物除去路線の除去作業の実施
区(都市建設部)	(1)道路障害物除去の活動計画 (2)道路状況調査及び情報収集・調整 (3)必要に応じてドローンを活用し、撮影やリアルタイムの映像により状況を把握する。 (4)緊急障害物除去道路以外の区道の道路障害物除去
東京国道事務所	(1)国道4号線の道路障害物除去
首都高速道路株式会社	(1)首都高速道路の道路障害物除去
災害時における応急対策業務に関する協定締結団体	(1)道路障害物除去作業
日本道路建設業協会加盟の事業者	(1)道路障害物除去作業

機 関 名	対 策 内 容
東京建設業協会加盟の事業者	(1)道路障害物除去作業
第六建設事務所と協力承諾書を取り交わした業者	(1)道路障害物除去作業
足立建設業協会	(1)道路障害物除去作業
東京電力パワーグリッド株式会社	(1)道路障害物除去作業
NTT東日本	(1)道路障害物除去作業（柱、ケーブル等の移設で協力する）
自衛隊	(1)道路障害物除去作業（柱、ケーブル等の移設で協力する）

《区（都市建設部）》

- ア 応急対策のための物資、人員の輸送が円滑に行われるよう、道路の障害物の除去（道路啓開）と災害時交通規制を、発災後、緊急に実施する。
- イ 原則として、緊急道路障害物除去路線（広域的幹線道路及び避難場所への救援活動道路を対象として選んだ道路）を優先させる。
ただし、災害対策本部、警視庁、東京消防庁から緊急に要請があった場合は、これら指定以外の道路でも優先的に障害物除去を行う。
- ウ 緊急道路障害物除去路線以外に道路障害物除去が必要になった場合、又は区指定の緊急道路障害物除去路線については、区は独自に道路障害物除去を実施する。
（資料編震災編 第13「足立区緊急道路障害物除去路線図」P.46）

《都（建設局）》

- ア 震災初期における被害状況や通行可能道路の情報収集は、緊急点検等により迅速・的確に集約して行う。
- イ 「災害時における応急対策業務に関する協定」及び「協力承諾書」に基づき、協力業者が道路上の障害物の除去等を実施する。
- ウ 障害物除去用資機材の整備
（ア）協力業者が災害時に使用できる建設機械等の把握を行うなど平素から資器材の確保に努める。

《関東地方整備局》

- ア 震災後速やかに緊急点検及び緊急道路障害物の除去を実施する。
- イ 直轄国道以外の緊急輸送道路も含め、関係機関と連携し、緊急道路障害物の除去を実施する。
- ウ 障害物除去用資機材の整備
（ア）発災直後の混乱期に緊急復旧のための資機材を確保するため、直轄備蓄及び建設業者との協力協定のほか、首都近隣区域において防災資機材備蓄基地の整備を計画的に進める。

第3章 交通ネットワーク及びライフライン等の確保

第1節 交通ネットワークの機能確保

《首都高速道路株式会社》

ア 震災後、直ちに状況把握のため緊急点検を実施し、道路の損壊状況、道路利用者の被害状況、沿道の状況等の把握に努めるとともに、他の関係防災機関と緊密な連携を図る。

イ 残置車両や道路上の障害物の状況を調査し、除去対策を樹立し、関係機関等とも協力のうえ、所管する道路上の障害物等の除去を実施する。

ウ 緊急道路障害物除去等作業態勢

(ア) 緊急道路障害物除去等作業にあたっては、通行可能道路の情報や被害情報を収集し、路線及び区間の優先順位の決定を行うとともに、関係機関及び関係業界が迅速な連携・協力体制を確立して対応する。

(イ) 道路に倒壊するおそれのある障害物がある場合は、法令上の取り扱いを含めて関係機関が協議して処理する。

(ウ) 作業マニュアルを作成する等態勢の充実を図る。

エ 障害物除去用資機材の整備

(ア) 平素から資機材を確保するため、使用できる建設機械等の把握を行う。

《NTT東日本》《東京電力パワーグリッド株式会社》《東京ガス株式会社》《都（水道局、下水道局）》

ア 所管施設が道路通行の支障となっている場合、その状況と措置対策について、道路管理者等に対して報告する。

(3) その他応急措置

《都（建設局）》

ア 都道や緊急障害物除去路線に指定された区道については、東京都建設防災ボランティア等と連携して緊急点検を行う。

イ 被災状況や交通状況を把握し、道路交通を確保するため、通行規制の措置や迂回道路の選定等、通行者の安全対策を行う。

《関東地方整備局》

ア 緊急道路パトロール及びヘリコプターや関係機関等からの道路情報の収集に努める。

イ 道路被災情報を把握し、応急復旧並びに必要な応じて迂回道路の選定等を行い、緊急輸送路の確保に努める。

《首都高速道路株式会社》

ア 大地震が発生したときは、首都高速道路は一般車両の通行が禁止され、消防その他の緊急車両の通行に利用されるため、会社は、都公安委員会の交通規制に協力し、かつ、規制状況等を利用者に広報する。

イ 利用者の被災状況を緊急に把握し、消防等関係機関への迅速な情報伝達、出動・協力要請により、被災者の救出救護その他安全確保に努める。

ウ 道路構造物、管理施設等について、その被害の状況を緊急点検し、必要に応じ応

急復旧に努める。

エ 工事が必要な箇所については、その被災状況に応じて必要な措置を講ずる。

《警視庁》

ア 東日本大震災を踏まえて見直した交通規制の内容等を区民に対して、以下のとおり周知する。

(ア) 報道機関への広報要請：新聞、ラジオ、テレビ等の報道機関に対して、運転者や一般家庭に向けた避難時の車利用抑制や交通規制への協力呼びかけ等についての広報の要請を行う。

(イ) 運転者等に対する広報

イ 現場の警察官は、交通規制の実施について、サインカー、パトカー、白バイ、広報車等による現場広報を行うとともに、運転者のとるべき措置について広報を行う。

第2 鉄道施設

1 対策内容と役割分担

初動措置として運転規制や旅客の避難誘導を行うほか、浸水事故発生対応や駅等での各種情報提供等を行う。

機 関 名	対 策 内 容
都（交通局） 各鉄道事業者	(1) 災害対策本部等の設置 (2) 災害情報及び応急措置の連絡指示並びに被害状況の収集等の通信連絡の実施 (3) 徐行等の運転規制の実施 (4) 旅客の避難誘導の実施 (5) 負傷者救護の優先的实施 (6) 浸水事故発生時の浸水防止及び排水作業の実施

2 業務手順

- (1) 旅客等の安全確保及び緊急輸送を行うため、災害対策本部等を設置する。
- (2) 列車及び旅客の安全確認のため、徐行等の運転規制を実施する。
- (3) 駅での混乱防止や、列車内の旅客の安全確保のため、速やかに避難誘導を実施する。
- (4) 駅や列車内での混乱防止のため、案内放送等による情報提供を行う。
- (5) 事故が発生した場合、災害対策本部と協力し、負傷者の救護を優先して実施する。

3 詳細な取組内容

(1) 交通施設

《都（交通局）》《各鉄道事業者》

ア 災害時の活動態勢

(ア) 震災が発生した場合、各鉄道事業者は全機能をあげて、旅客及び施設の安全確保と緊急輸送を行うため、災害対策本部等を設置する。

(イ) 災害情報及び応急措置の連絡指示並びに被害状況の収集等の通信連絡は、列車無線、指令電話、鉄道電話等を利用するとともに、必要に応じて、移動用無線機

第3章 交通ネットワーク及びライフライン等の確保

第1節 交通ネットワークの機能確保

等の無線設備を利用する。

イ 発災時の初動措置

(ア) 各鉄道事業者は、震災初動期に列車及び旅客の安全を確認するため、各社の規定に従い徐行等の運転規制を実施する。

ウ 旅客の避難誘導

(ア) 震災時に予想される駅における旅客の集中による混乱防止や、列車内の旅客の安全確保のため、各鉄道事業者は各社の規定により速やかに避難誘導を実施する。

(イ) 駅にいる旅客に対しては、混乱防止のため案内放送等による情報提供を行い、あらかじめ定めた場所に誘導する。

(ウ) 列車内の旅客に対しては、混乱防止のため案内放送等による情報提供を行い、安全な場所又は最寄り駅まで、駅長(運転司令等)と連絡のうえ、誘導する。

(エ) 自家発電設備、蓄電池設備等により、停電時であっても、旅客の避難誘導に必要な照明、非常灯等最低限の電力を確保する。

エ 事故発生時の救護活動

(ア) 各鉄道事業者は、震災時に事故が発生した場合、災害対策本部と関係機関が協力し、負傷者の救護を優先して実施する。

(イ) 併発、続発事故等の二次災害の防止に万全を講ずるとともに、引き続き旅客の安全確保を図り輸送力の確保に努め、必要に応じ関係機関の出動・救護の要請を行う。

《都(交通局)》

ア 震度に応じた運転規制は以下のとおりである。

(ア) 震度4の場合は、指令区長は、直ちに全列車に対し20km/h以下の速度で徐行運転をするよう指令し、駅務区長及び保守関係事業所長に点検を指示して、その報告に基づき安全を確認した後、徐行運転規制を解除する。

(イ) 震度5弱以上の場合は、指令区長は、直ちに全線に対して運転中止を指令する。その後の運転開始にあたっては、駅務区長及び保守関係事業所長からの報告に基づき安全を確認した後、逐次運転規制を解除する。

イ 指令区長は、緊急地震速報(震度4以上)を受信した場合は、直ちに全線に対して運転中止を指令する。その後の運転開始にあたっては、駅務区長及び関係区長からの震度に応じた点検報告に基づき安全を確認した後、逐次運転規制を解除する。

《東日本旅客鉄道株式会社》

ア 震度5以上の地震発生の場合は列車の運転を中止し、震度4以下の場合は徐行運転する。

イ 駅長は、強い地震を感知して列車の運転が危険と認めた場合は、直ちに列車の停止手配と出発を見合わせ、輸送指令に報告する。

ウ 駅長は、関係箇所の前から前途の運転に対する諸設備に支障がないことの報告を受けた場合は、輸送指令に報告するとともに、その指令に従って列車の運転を再開する。

第3章 交通ネットワーク及びライフライン等の確保

第1節 交通ネットワークの機能確保

エ 災害により前途運転不能となった場合の旅客輸送対策は、概ね次により実施する。

- (ア) 迂回運転又は折り返し運転
- (イ) 臨時列車の特発
- (ウ) バス代行又は徒歩連絡

《東武鉄道株式会社》

ア 運転指令は、強い地震を感知したときは、列車の一旦停止を指令する。

(注1) 強い地震とは、震度4以上である。

(注2) 列車進行中に感知できる地震は、震度4以上である。

イ 駅長は、強い地震を感知し運転上危険を認めたときで、運転指令から指令がないか、又は指令が受けられないときは、列車の運転を見合わせ、至急その状況を運転指令に報告する。

ウ 駅長は、隣接駅長と打合わせ、異常が認められないときは、運転指令の指令を受けて乗務員に注意運転を通告する。

エ 駅長は、最初に到着した列車から状況を確認、運転指令に報告する。

オ 乗務員は、速やかに安全な位置に停止し、異常の有無を確認する。

カ 乗務員は、付近に異常を認めないときは、毎時25km以下で注意運転し、異常の有無を次駅駅長に通告する。

キ 乗務員は、駅長から注意運転の通告を受けたときは、前項の取扱いによる。

ク 工務施設管理所、電気施設管理所は、要注意箇所の点検をする。

ケ 工務施設管理所、電気施設管理所は、震度5以上と認めたとき、又は指令を受けたときは、至急巡回点検し、異常の有無を運転指令に報告する。

コ 工務施設管理所、電気施設管理所は、送電に支障を認めた電気施設管理所長は、至急送電を中止し、運転指令に報告する。

サ 地震災害により、列車運行を阻害するような事故（以下「事故」という。）が発生した場合の対応は、以下による。

(ア) 事故が発生し、運転指令からの指示を受けた駅長は、現場責任者として腕章を着用し、直ちに現場に走行する。

(イ) 事故が発生したときは、関係者に直ちにその状況を運転指令に報告し、状況が判明するに従って追報しなければならない。

(ウ) 現場責任者は、警察・消防隊の指揮者等との綿密な打合せを行い、安全を確保するとともに、現場の陣頭指揮にあたるものとする。

(エ) 現場責任者は、警察・消防隊等各機関の行う活動に協力し、安全を最優先に、列車運行の早期復旧に努めるものとする。

(オ) 事故が発生し、乗車されている旅客を安全な場所に避難させる場合は、車内放送、構内放送、又は警察・消防隊と連携し、拡声器等を使用し、旅客の混乱、動揺を抑えるとともに、速やかに旅客を安全な場所に避難誘導する。

(カ) 運転指令は、救援の必要を認めるか、又は現場責任者から救援の要請を受けたときは、直ちに関係課長及び関係管区・駅・区・所長に連絡し、連絡を受けた関係課長は、救援計画をたて、救援出動の指示をしなければならない。

第3章 交通ネットワーク及びライフライン等の確保

第1節 交通ネットワークの機能確保

- (キ) 迂回、振替、代行輸送等の必要を認めた営業指令は、関係課長の指示を受け、その手配をしなければならない。
- (ク) 現場責任者は、運転再開の際は、併発事故がないよう現場の状況を確認し、運転指令と綿密な打合せを行う。
- シ 管区・駅長は、地震が静まったとき、放送設備（連絡員を含む）等により、旅客の動揺制止に努めるとともに、構内又は社内に負傷者が発生した場合は、救出、救護等、臨機の処置をとる。
- ス 管区・駅長は、旅客の安全確保を第一とし、沈着冷静な判断と的確な行動により、適切な旅客誘導を図る。
- セ 管区・駅長は、一時避難として駅前広場等に誘導後、地域自治体と打合わせ、近くの避難場所、公園、学校等に誘導する。
- ソ 乗務員は、車内放送等により、旅客の不安除去に努め、混乱防止を図るとともに、運転指令又は最寄り駅に状況を報告し、その指示を受ける。
- タ なお、車内に負傷者が発生した場合は、駅の協力を得る等して、救出、救護等、臨機の処置をとる。
- チ 乗務員は、旅客の安全確保を第一とし、最寄り駅に誘導する等、状況に応じ臨機の処置をとる。
- ツ 施設の点検は以下のとおりである。
- (ア) 工務施設管理所、電気施設管理所は、要注意箇所の点検を行う。
- (イ) 管区・駅長は、自駅構内の巡回、点検を行う。
- (ウ) 異常を認めた場合は、直ちに列車防護、復旧手配等を行う。
- テ 電気指令は、東電電源（常用側）が停止したときは、予備線からの受電に努めるほか、次による。
- (ア) 過負荷による動作の場合、自動遮断後 30 秒後に再開路する。再開路失敗若しくは 5 分以内に再遮断した場合は、状況把握を行い、原因の究明及び復旧に努める。
- (イ) 送電常用側変電所の遮断器が動作した時は、対向変電所から自動切換送電を行うが、障害が継続し切替送電不能のときは、状況把握を行い、原因の究明及び復旧に努める。
- 《京成電鉄株式会社》
- ア 非常災害に際しては、人命尊重・安全確保を第一とし、その被害を最小限にとどめ、輸送を確保することが最も大切である。
- イ したがって、各職場においては、平素から災害発生時の誘導並びに運転取り扱い方の訓練の実施はもちろん、災害発生の場合の応急対策を事前に確立し、関係者に周知徹底させる。
- ウ 運転指令室付近に設置してある地震計により震度 4 以上を観測した場合は、次により取扱う。
- (ア) 震度 4 のときは、運転指令は、一斉指令（誘導式列車無線電話使用）により、列車の「運転停止方」を指令するとともに、指定点検箇所の点検方を指令する。地震がおさまったと認めたときは、毎時 25km 以下の注意運転を指令する。ただし、

第3章 交通ネットワーク及びライフライン等の確保

第1節 交通ネットワークの機能確保

指定区間については、指定点検箇所(point inspection)の点検により支障のないことを確認した区間から逐次運転再開を指令する。

(イ) 震度5以上のときは、運転指令は、一斉指令により「震度5以上である」旨と列車の「運転停止方」を指令するとともに、工務部長、電気部長にその旨を通報し、全線の線路及び電線路の点検方を指令する。停止した列車の運転再開は、異常のない区間から逐次開始する。

エ 駅長は、あらかじめ定められた一時避難場所、避難経路に基づき、誘導員を指定し、避難させる。

オ 通信連絡態勢は以下のとおりである。

(ア) 本社←→各駅は常備の鉄道電話を使用し、駅構内各部署の情報連絡は「インターホン」を活用する。

(イ) 運輸指令室と各駅は、指令用電話により連絡を行う。

(ウ) 運輸指令室と各列車は、誘導式列車無線電話により連絡を行う。

(エ) 各地点には必要に応じ連絡用電話を架設し、また携帯電話機等も使用する。

(オ) 各状況により無線自動車を災害現場に急派し、本社と無線による通信連絡を行う。

《東日本旅客鉄道株式会社》《東武鉄道株式会社》

震災時における北千住1丁目踏切及び伊勢崎線22号踏切にかかる対応については、以下のとおりとする。

ア 踏切の早期開放について

(ア) 当該踏切の遮断時は、列車が踏切の制御区間内で停止しているため、まずは安全を確認したうえで、列車を踏切の制御区間外まで移動させ、早期に踏切を開放することを目指す。

(イ) 列車の移動が困難な場合は、早期に踏切の開放作業が可能な鉄道係員を派遣することを目指す。なお、状況により、同係員を派遣するまでには、相当の時間を要する場合も想定されることから、可能な限り、まずは迂回案内等を行う鉄道係員を派遣することなどにより、現場での混乱が生じないよう努める。

イ 鉄道事業者間の連携

(ア) 踏切の開放にあたっては、安全を確保したうえでの早期開放に向け、情報共有を密にする等、可能な限り両事業者間で連携しながら作業を行う。

《東京地下鉄株式会社》

ア 災害時における活動組織の編成は、事故・災害対策等対策規程の定めるところによる。

イ 総合指令所長は、震度及び災害状況の把握に努め、震度に応じて列車の停止又は徐行、その他の運転規制を行う。

ウ 乗務員は、強い震度を感知し、危険と認めたときは、直ちに列車を停止させて旅客の安全を図り、列車の進退について総合指令所長の指示を受ける。

エ 駅係員は、旅客の安全を第一とし、沈着冷静な判断と的確迅速な行動により、旅

第3章 交通ネットワーク及びライフライン等の確保

第1節 交通ネットワークの機能確保

客を安全に退避させる。

オ 火災が発生した場合は、旅客の避難誘導を行うとともに、延焼防止について初期消火を行う。

カ 責任者は、正確な情報と判断のもとに係員を指揮して、次により旅客の避難誘導を行う。この場合、高齢者、小児等、単独で避難行動をすることが困難な旅客に対しては他の旅客の協力を得るとともに、負傷のため単独避難が不可能な旅客に対しては構内の安全な個所に一時避難をさせる。

(ア) あらかじめ指定された避難場所への案内について放送等で徹底し、その方向の出口へ誘導する。

(イ) 地上からの煙の侵入、浸水等に配慮し、地上へ退避するのに有利な場所を選定し、誘導案内する。

《首都圏新都市鉄道株式会社》

ア 旅客の安全と地震による二次災害を防止し、運転の安全確保と早期復旧を図る。

イ 事故・災害等対策規程に基づき非常体制が発令された場合、非常時の対応要員を確保するための招集を行い、災害対策本部及び現地本部を設置し、速やかに旅客の安全確保、被災状況の把握及び復旧手配を行う。

ウ 地震における運転規制は、次のとおりとする。

(ア) 当社沿線の地震計によるP波検知及び気象庁の緊急地震速報により、当社沿線に震度4以上の地震の発生が予測される場合には、速やかに列車の停止手配を行う。

(イ) 地震発生時においては、当社沿線の地震計が計測した計測震度に基づく震度階級が震度5弱のときは、35km/h以下の徐行運転を行う。また、震度5強以上の場合は、運転を停止する。

エ 地震時の駅の取扱は以下のとおりである。

(ア) 強い地震を感知し、列車の運転に支障が生じると判断したときは、直ちに列車の発車を見合わせる処置を行う。

(イ) 駅の施設に異常が生じ、旅客を避難させる必要があるときは、安全と認められる場所へ誘導する。

(ウ) 停電、線路支障等で駅間に停止している列車の旅客の救援を行う。

(エ) 電熱器等、火災の要因となる物の電源等を遮断する。

(2) 交通信号機

ア 架線が断線、又は垂れ下がるおそれがある場合は、電源を切り、危険防止に努める。

【浸水事故（高潮、洪水、津波等）発生時の対応】

機 関 名	対 策 内 容
都（交通局）	(1)土のう等により、駅の出入口への浸水を防止する。 (2)旅客を安全な場所に避難させる等の措置を実施

機 関 名	対 策 内 容
東日本旅客鉄道株式会社	(1)防水扉、止水板、土のう等を配備し、地下駅、トンネル内の浸水防止に備えるとともに、浸水により列車の運行に支障があると予想されるときは指令室に連絡し、必要な措置をとる。 (2)トンネル立坑に設置してある排水設備により排水に努める。
東武鉄道株式会社	(1)押上駅(東武鉄道株式会社所有部分)においては、東京地下鉄の協力のもと、防潮扉、防水版により浸水を防止
京成電鉄株式会社	(1)押上駅のずい道入口(押上1号踏切際)及び押上駅の出入口(中ノ郷出入口にある防水扉)により浸水を防止する。
首都圏新都市鉄道株式会社	(1)換気口、駅出入り口からの浸水防止、排水施設等については、防水板等による安全対策を行っている。 (2)万一浸水した場合は直ちに旅客を安全な箇所へ誘導し安全を図る

第3 河川施設等

荒川及び災害時に輸送路として使用する河川の船着場の応急復旧・補修や障害物等の除去を実施し、早急に輸送路としての機能を回復する。

第4部 第2章第1節 第1「河川施設等の応急対策」(P.259)を参照

第3章 交通ネットワーク及びライフライン等の確保

第2節 発災時のライフライン機能の確保

第2節 発災時のライフライン機能の確保

第1 水道

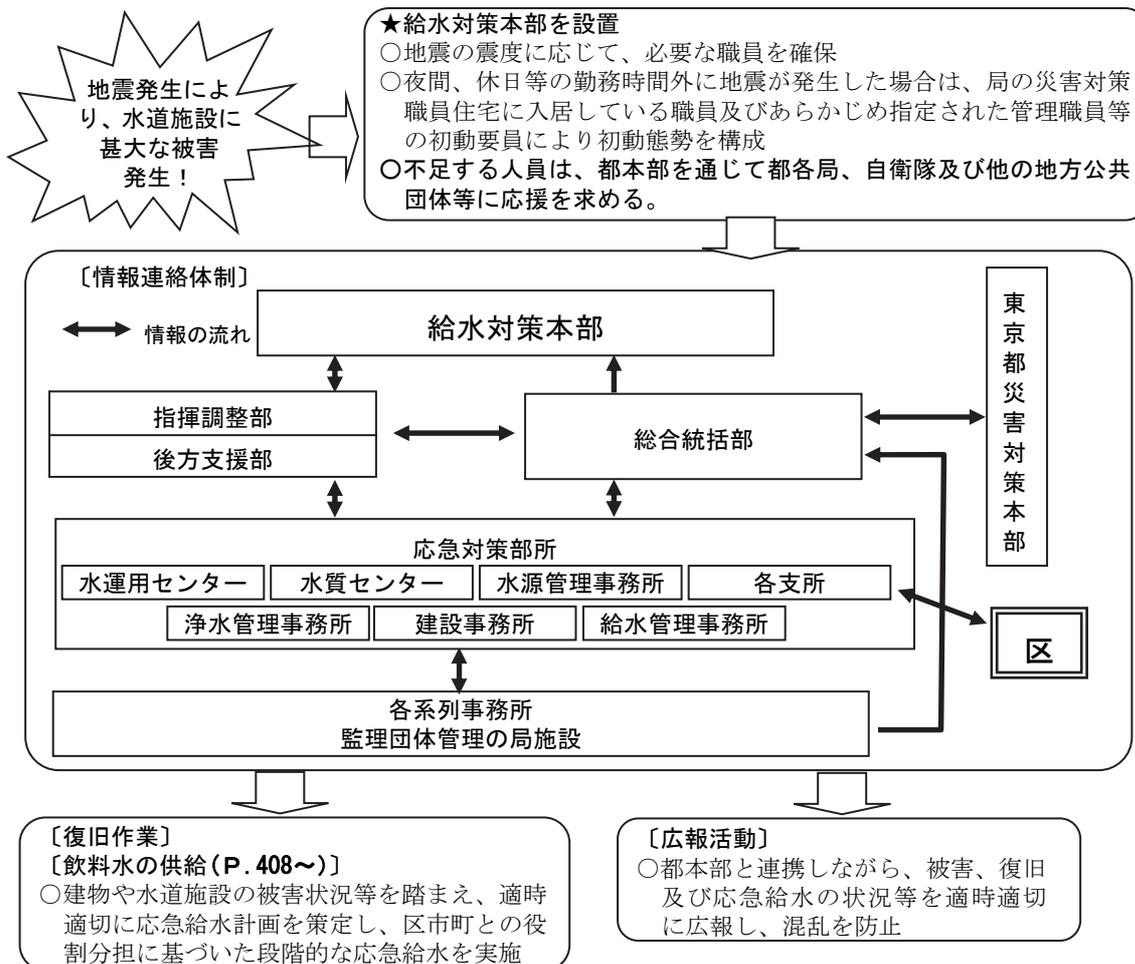
1 対策内容と役割分担

情報収集及び連絡、点検、調査、情報連絡等を行う。

機 関 名	対 策 内 容
都（水道局）	(1) 異常箇所等についての情報収集及び連絡の徹底 (2) 施設の点検・被害調査の実施 (3) 被害箇所の復旧までの間、二次災害発生のおそれがある場合及び被害の拡大するおそれがある場合の応急措置を実施
区（関係部）	(1) 区（関係部）は、区で設営する災害時給水ステーション（応急給水槽等）の稼働状況について調査を実施 (2) 区民から通報された漏水・断水・濁水情報を集約
区（情報収集指令室）	(1) 区設営の災害時給水ステーション（応急給水槽等）の稼働状況や、区民から通報された漏水・断水・濁水情報を都（東部第二支所）へ情報提供する。 (2) 都（給水対策本部）から、足立区を含む区部地域の被害状況、応急給水の開設状況等の情報を収集する。

2 業務手順

【関係機関への連絡の流れ】



3 詳細な取組内容

《都（水道局）》

- (1) 地震発生後、速やかに浄水場、給水所等のポンプ運転状況、配水本管テレメータ記録等から異常箇所の情報を把握するとともに、水道施設及び工事現場等を点検し、被害状況を把握する。
- (2) 貯水、取水、導水、浄水施設及び給水所等の被害調査は、速やかに施設ごとに行う。
- (3) 管路については、あらかじめ定めた順に水道施設の点検を実施し、漏水・道路陥没等の状況を確認する。
- (4) 取水塔、取水せき等の取水施設及び導水施設に亀裂、崩壊等の被害が生じた場合は、必要に応じて取水・導水の停止又は減量を行う。
- (5) 漏水により道路陥没等が発生し、道路交通上非常に危険と思われる箇所については、断水後、保安柵等による危険防止措置を可能な限り実施する。
- (6) 管路の被害による断水区域を最小限にとどめるため、速やかに配水調整を行う。
- (7) 配水調整作業は、浄水場から給水所への送水及び主要幹線機能の確保を優先し、各路線の上流側から順次進める。
- (8) 浄水場及び給水所の運転状況や管路復旧作業の進捗にあわせ、再調整を実施する。
- (9) 倒壊家屋、焼失家屋及び所有者が不明な給水装置の漏水は、仕切弁により閉栓する。

《区（関係部）》

- (1) 区で管理する給水拠点（応急給水槽等）の稼働状況について調査を実施する。
- (2) 区民から通報された漏水・断水・濁水情報を集約する。

《区（情報収集指令室）》

- (1) 区で管理する給水拠点（応急給水槽等）の稼働状況や、区民から通報された漏水・断水・濁水情報を都（東部第二支所）へ情報提供する。
- (2) 都（給水対策本部）から、足立区を含む区部地域の水道管、断水・濁水発生状況等の被害状況、及び応急給水の開設状況等の情報を収集する。

第3章 交通ネットワーク及びライフライン等の確保

第2節 発災時のライフライン機能の確保

第2 下水道

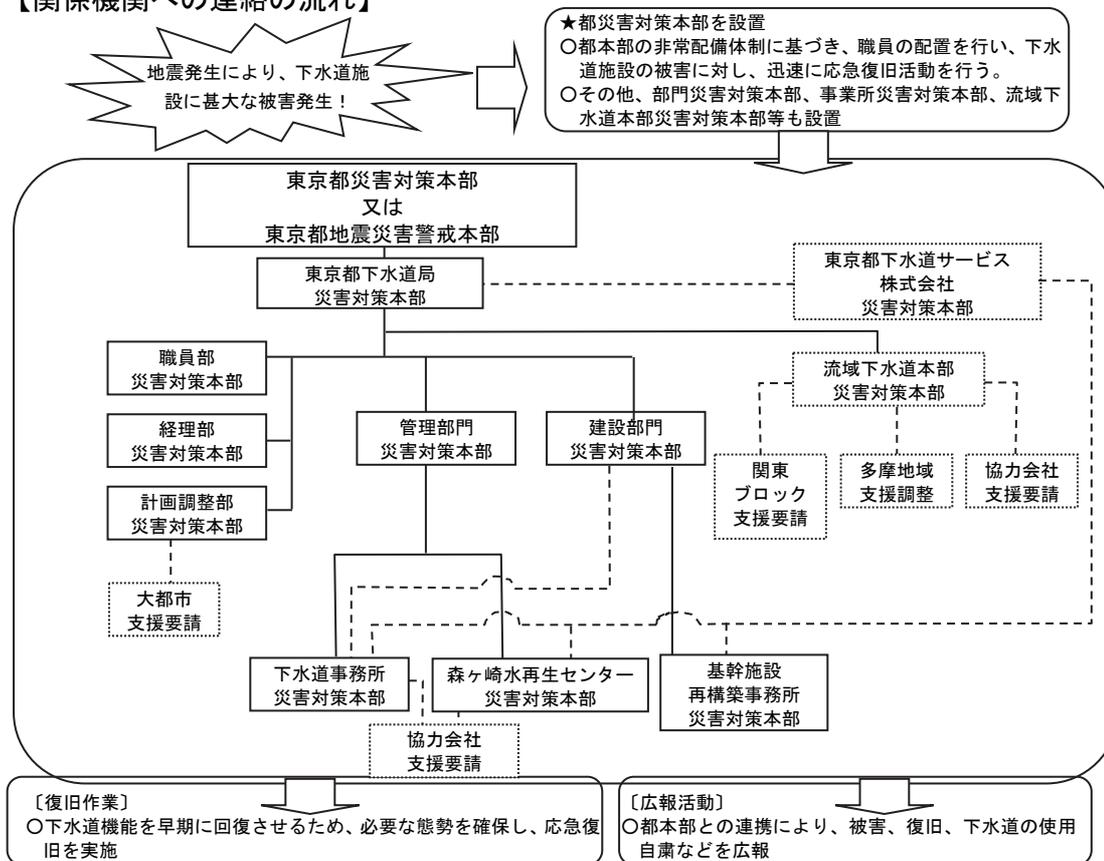
1 対策内容と役割分担

調査、点検を行うほか、状況に応じて燃料油の優先供給等を受ける。

機関名	対策内容
都（下水道局）	(1)施設の調査、保安点検等の実施と、被害情報の収集及び連絡の徹底 (2)復旧までの間、二次災害発生のおそれや、被害の拡大するおそれがある場合の応急措置、工事現場の応急対策の実施 (3)ポンプ所、水再生センターにおけるポンプ及び諸機械の運転を継続

2 業務手順

【関係機関への連絡の流れ】



3 詳細な取組内容

《都（下水道局）》

- (1) 管路・ポンプ所・水再生センター等の緊急調査及び措置、被害状況調査、建設事務所の指揮・調整、工事現場の保安点検等を行う。
- (2) 各施設の点検を行い、施設の被害に対しては、箇所、程度に応じて応急措置を実施する。
- (3) 応急復旧活動に当たっては、災害時における応急復旧業務に関する協定を締結している民間団体と連携して対処する。
- (4) 下水道施設に甚大な被害があった場合、下水道使用制限・使用自粛の区民への協力要請を、区の広報媒体を利用するなどして周知する。

ア 管きよ等

- (ア) 緊急輸送道路を地上巡視し、下水道施設が起因する道路陥没等を早急に把握し、損傷状況に応じた応急復旧を実施する。
- (イ) 速やかに震災復旧活動の拠点を設置し、管きよの被害状況等、防災上重要な施設について重点的に被害状況及び措置状況を集約する。

イ 水再生センター・ポンプ所

- (ア) 各施設の点検を行い、施設の被害に対しては、箇所、程度に応じて応急措置を実施する。
- (イ) 万一機能上重大な被害が発生した場合は揚水施設の復旧を最優先する。これらと並行して各施設の損壊箇所を直ちに処置し、流下機能の確保と沈殿、消毒、放流等の機能の回復を図る。
- (ウ) 停電のためポンプの機能が停止した場合、ディーゼル発電機やガスタービン発電機等の非常用発電機及びエンジン直結ポンプによってポンプ運転を行い、揚水不能の事態が起こらないよう対処する。
- (エ) 停電が続く場合には、非常用発電設備の燃料油について、石油会社との優先協定により、確保に努める。

ウ 下水道事務所

- (ア) 下水道管が広範囲にわたり被害を受けている場合や、ポンプ所・水再生センターの被害により揚水機能が確保できない場合等、暫定機能を確保するまでに長期間を要する場合は、局全体で実施する広報と並行して、区の広報媒体を通じるなどして下水道使用制限の協力要請を実施する。
- (イ) 暫定機能は確保しているが被災により通常量の流下機能が確保できていない、または通常の下水处理ができていないため下水道への負荷軽減が必要な場合等は、区の広報媒体を通じるなどして使用自粛の協力要請を実施する。

エ 工事現場

- (ア) 工事中の箇所においては、受注者との緊密な連携のもと、速やかに被災状況を把握し、被害を最小限に抑えるとともに二次災害の発生を防止するための緊急措置を実施する。また、避難路等での工事箇所については、道路管理者並びに交通管理者の指示に従い応急措置等を行う。
- (イ) 発災後の緊急措置や応急復旧を迅速に実施するために、現場要員や資機材の現状把握に努めるとともに、必要に応じて他の現場への支援にも備える。

第3 電気・ガス・通信等

1 対策内容と役割分担

情報収集、点検、危険予防措置、資機材等の調達、広報活動等を行う。

機 関 名	対 策 内 容
東京電力パワーグリッド株式会社	(1)資材の調達・輸送 (2)震災時における危険予防措置 (3)応急工事

第3章 交通ネットワーク及びライフライン等の確保

第2節 発災時のライフライン機能の確保

機 関 名	対 策 内 容
	(4)災害時における電力の融通 (5)治安維持等のため、原則として送電を継続、状況によっては必要な措置を講じて待機、又は送電を停止 (6)感電傷害事故を防止するための周知 (7)被害の早期把握 (8)被害数、復旧見込み等の周知
東京ガス株式会社 ガス事業者	(1)被害情報の収集 (2)事業所設備等の点検 (3)製造所、整圧所における送出入量の調整又は停止等の措置 (4)ガス導管網の地域ブロック化及び被害状況に応じた減圧措置 (5)被害推定に基づく応急措置 (6)供給系統の切り替え等による速やかなガス供給再開 (7)資機材等の調達 (8)避難所等へのLPガス供給 (9)災害発生原因の除去と防災環境の整備、予防・応急・復旧対策の推進
各通信事業者	(1)被害状況、通信施設の疎通状況等の情報収集 (2)重要通信の確保による応急復旧対策、広報活動等 (3)災害対策用機材、車両等の確保 (4)通信回線の確保や通信の途絶防止等の応急対策
NTT東日本	(1)公共機関等災害対策機関の通信確保、電気通信設備の被災拡大防止、復旧作業の実施

2 業務手順

- (1) 区や都の災害対策本部や報道機関等から被害情報を収集するとともに、自社の被害状況を把握する。
- (2) 資材の在庫を常に把握し、応急対策に必要な資材で不足するものは調達・確保する。
- (3) 防災活動等において、安全確保のため必要な場合は、危険予防措置を実施する。
- (4) 応急措置を実施する。

3 詳細な取組内容

《東京電力パワーグリッド株式会社》

- (1) 第一線機関等においては、予備品、貯蔵品等の在庫品を常に把握し、調達を必要とする資材は、近隣の第一線機関等相互による流用を実施する。広域にわたる被害等によりそれらの対応が困難な場合は、本店対策本部にて全ての資材を管理・確保する。
- (2) 非常災害対策用の資機材の輸送は、あらかじめ調達契約をしている協力会社の車両、船艇、ヘリコプター等により行うが、必要に応じ他電力会社等からの調達を対策本部において要請し、輸送力の確保を図る。
- (3) 震災時においても送電を継続することを原則とするが、水害又は火災の拡大時等における円滑な防災活動のため、警察、消防機関等からの要請があった場合には、送電停止等の適切な危険予防措置を講ずる。

第3章 交通ネットワーク及びライフライン等の確保
第2節 発災時のライフライン機能の確保

- (4) 応急工事の実施に当たっては、人命に係わる箇所、復旧対策の中核となる官公庁等の機関、避難所等を優先することを原則とするが、各設備の復旧は、災害状況、被害状況、復旧の難易度を勘案して、電力供給上、復旧効果の大きいものから、あらかじめ定めた手順により実施する。
- (5) 各電力会社と締結した「全国融通電力受給契約」及び隣接する各電力会社間に締結した「二社融通電力受給契約」に基づき、緊急災害時においてもこれに準じて実施する。

《東京ガス株式会社》

- (1) 本社に非常事態対策本部を設置するとともに、各事業所に支部を設置し、全社的な応急活動組織を編成する（東京ガス株式会社東部支店以外の各社も、各社の規定に基づき態勢をとる）。
- (2) 社内事業所及び官公庁、報道機関等からの被害情報を収集する。
- (3) 非常事態対策本部の指示に基づき、各事業所は有機的な連携を保ちつつ施設の応急措置にあたる。
- (4) 施設を点検し、機能及び安全性を確認するとともに、必要に応じて調整修理する。
- (5) 地震の発生直後にどの地域でどれだけの被害が起きたかを「超高密度リアルタイム地震防災システム」により被害推定し、ガスの供給停止の必要性等を総合的に評価して、適切な応急措置を行う。
- (6) 供給停止地域については、供給可能な範囲で供給系統の切り替え等を行い、速やかなガス供給再開に努める。
- (7) 復旧用の資機材を確認し、調達を必要とする資機材は、次のいずれかの方法により確保する。
 - ア 取引先、メーカー等からの調達
 - イ 各支部間の流用
 - ウ 他ガス事業者からの融通

《ガス事業者》

- (1) 震災により都市ガス施設に被害が生じた場合、都と一般社団法人東京都LPガス協会足立支部が協力し、避難所等にLPガスを救援物資として供給するよう努める。

《各通信事業者》

- (1) 災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、重要通信を確保し、又は被災した電気通信設備等を迅速に復旧するため、次の情報を収集し、対策組織の長に報告するとともに、関係組織相互間の連絡・周知を行う。
 - ア 気象状況、災害予報等
 - イ 電気通信設備等の被害状況、そ通状況及び停電状況
 - ウ 当該組織の災害応急復旧計画及び措置状況
 - エ 被災設備、回線等の復旧状況
 - オ 復旧要員の稼働状況
 - カ その他必要な情報

第3章 交通ネットワーク及びライフライン等の確保

第2節 発災時のライフライン機能の確保／第3節 発災時のエネルギーの供給機能の確保

《NTT東日本》

- (1) 地震等による広域災害の発生に対しては、防災機関等の重要通信確保はもとより、被災地域における通信の孤立化を防ぐNTTグループ業務にのっとり、復旧作業を迅速かつ的確に実施する。
- (2) 地震災害被災直後の緊急措置として、次の措置を行うとともに、支店長は直ちに災害対策本部を設置する。
 - ア 社員及び来客者の安否確認
 - イ 負傷者の救出救護及び社員、外来者の安全確保（避難誘導）
 - ウ 火災による類焼防止及び津波等による浸水防止の各対策
 - エ 交換設備の被害拡大防止及び非常用通信確保のため、一般通信回線の発着信規制
 - オ 倒壊電柱等、危険な被害設備の安全対策
 - カ 上部機関への状況報告と情報収集
 - キ 区災害対策本部及び災害対策機関との状況連絡と情報収集

第3節 発災時のエネルギーの供給機能の確保

第1 エネルギーの確保

1 対策内容と役割分担

施設の機能を維持するため、自立・分散型電源等の活用により、エネルギーを確保する。

機 関 名	対 策 内 容
東京ガス株式会社	(1) 移動式ガス発生設備等によるガス供給
ガス事業者 (一社) 東京都LPガス協会足立支部	(1) 避難所等へのLPガス供給

2 詳細な取組内容

《東京ガス株式会社》

- (1) 震災により都市ガス施設に被害が生じた場合、避難所等への移動式ガス発生設備等によるガス供給を検討し、実施する。

《ガス事業者》《(一社) 東京都LP協会足立支部》

- (1) LPガス、灯油等燃料の必要が生じた場合、区と(一社) 東京都LPガス協会足立支部が協力し、避難所等に供給するよう努める。

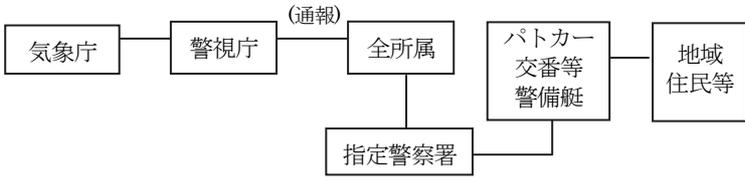
第4章 津波等対策

第3部 災害予防計画 第4章 津波等対策	第4部 災害応急対策計画 第4章 津波等対策	第5部 災害復旧計画 第3章 津波等対策
第1節 河川施設等の整備 (P. 162)	第1節 津波警報・注意報等の即時伝達 (P. 305)	第1節 河川管理施設の応急復旧、緊急工事等 (P. 465)
第2節 水防活動 (P. 162)	第2節 津波等に対する迅速・的確な避難誘導 (P. 307)	
第3節 資器材の整備 (P. 163)	第3節 河川施設等の応急対策 (P. 309)	
第4節 津波警報・注意報等の伝達体制の充実・強化 (P. 163)		
第5節 津波予測等に対する避難誘導 (P. 164)		
第6節 津波防災意識の啓発、教育及び訓練の充実 (P. 165)		

第1節 津波警報・注意報等の即時伝達

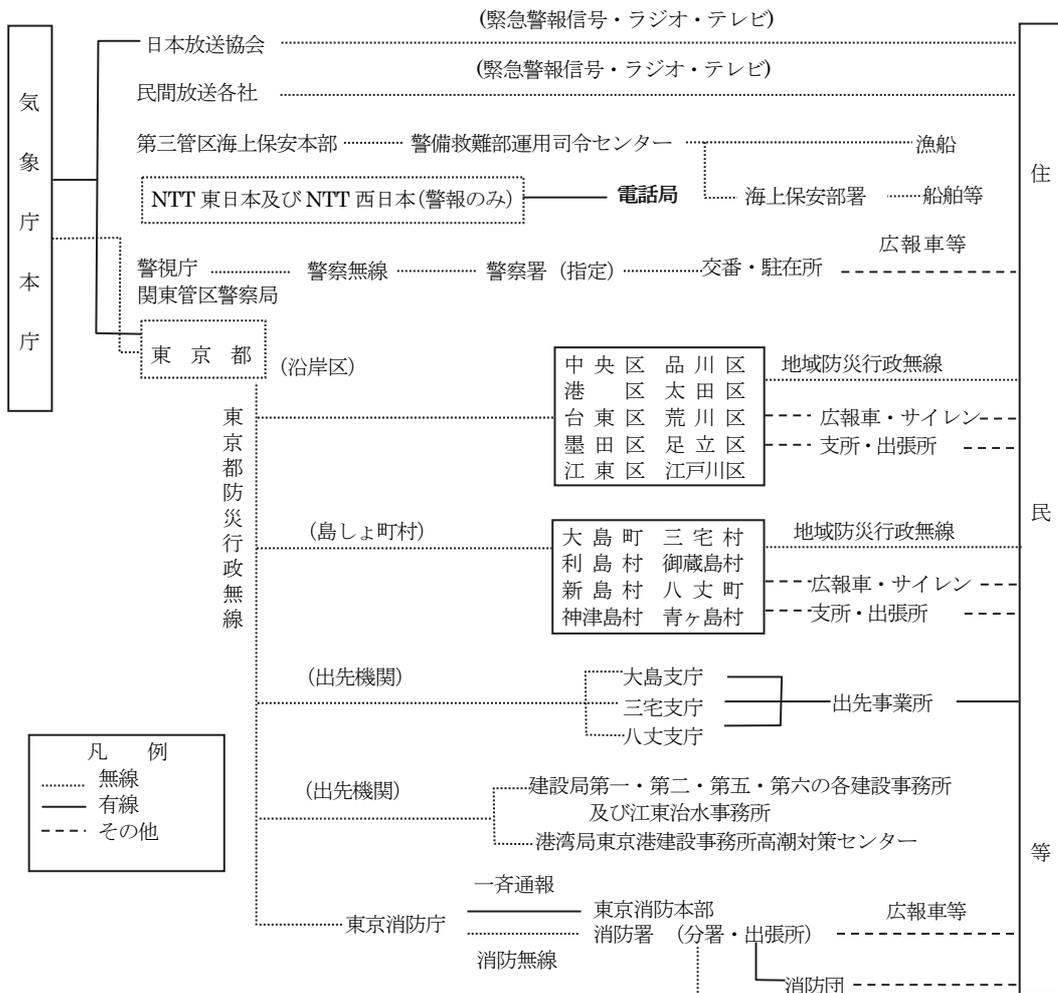
第1 対策内容と役割分担

区は、都及び気象庁、関係機関と連携し、津波警報・注意報等の情報を迅速・的確に収集し、区民等にいち早く伝達する体制を確立する。

機 関 名	対 策 内 容
区 (政策経営部、危機管理部、都市建設部)	(1) 港湾管理者等との連携による対策の実施 (2) 地域防災行政無線、広報車、サイレン等による区民等への周知
都 (建設局)	(1) 都水防計画に基づく各建設事務所、江東治水事務所及び管内各区市町村への連絡
警視庁	(1) 津波の警戒強化警察署 (以下「指定警察署」という) に対する津波警報等の伝達
警視庁 (指定警察署)	(1) 交番・駐在所への伝達とパトカー、警備艇等による危険区域の区民等への広報 (2) 指定警察署の交番・駐在所勤務員による区民等への周知  <pre> graph LR A[気象庁] -- (通報) --> B[警視庁] B --> C[全所属] C --> D[パトカー 交番等 警備艇] C --> E[指定警察署] D --> F[地域 住民等] E --> F </pre>
東京消防庁等	(1) 都 (総務局) からの情報に基づく消防署、消防団への一斉通報 (2) 津波警報等の区民への周知

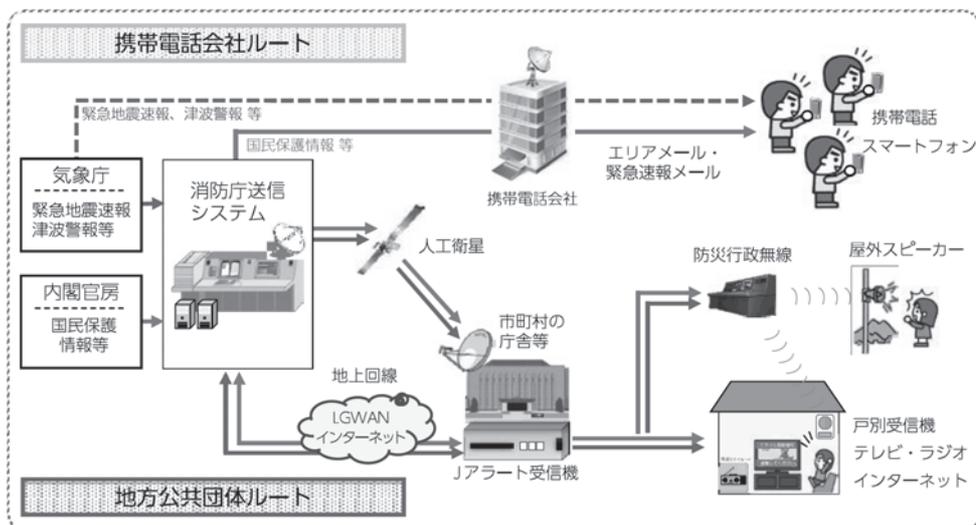
第4章 津波等対策
 第1節 津波警報・注意報等の即時伝達
 第2 業務手順

【津波予報（注意報・警報）伝達系統図】



- (注) 1 気象庁本庁から「NTT 東日本及びNTT 西日本」への伝達は、警報が発表されたとき及びそれが解除されたときに限られる。なお、「NTT 東日本及びNTT 西日本」からは、地元電話局を経由して島しょの町村及び都支庁に伝達される。
- 2 小笠原村については、気象庁本庁から父島気象観測所あて情報を通報して、小笠原村役場を通じて防災関係機関、一般市民に通知される。
- 3 緊急警報信号は、津波警報発表時のみ発信する。

【 J-ALART システムの構成図 】



出典：令和2年版情報通信白書

第4章 津波等対策

第1節 津波警報・注意報等の即時伝達／第2節 津波等に対する迅速・的確な避難誘導

第3 詳細な取組内容

区は、「全国瞬時警報システム（J－ALERT）」等、地上情報通信網以外にも多様な情報通信手段を用いて、迅速に津波情報や緊急地震速報等の情報把握に努める。

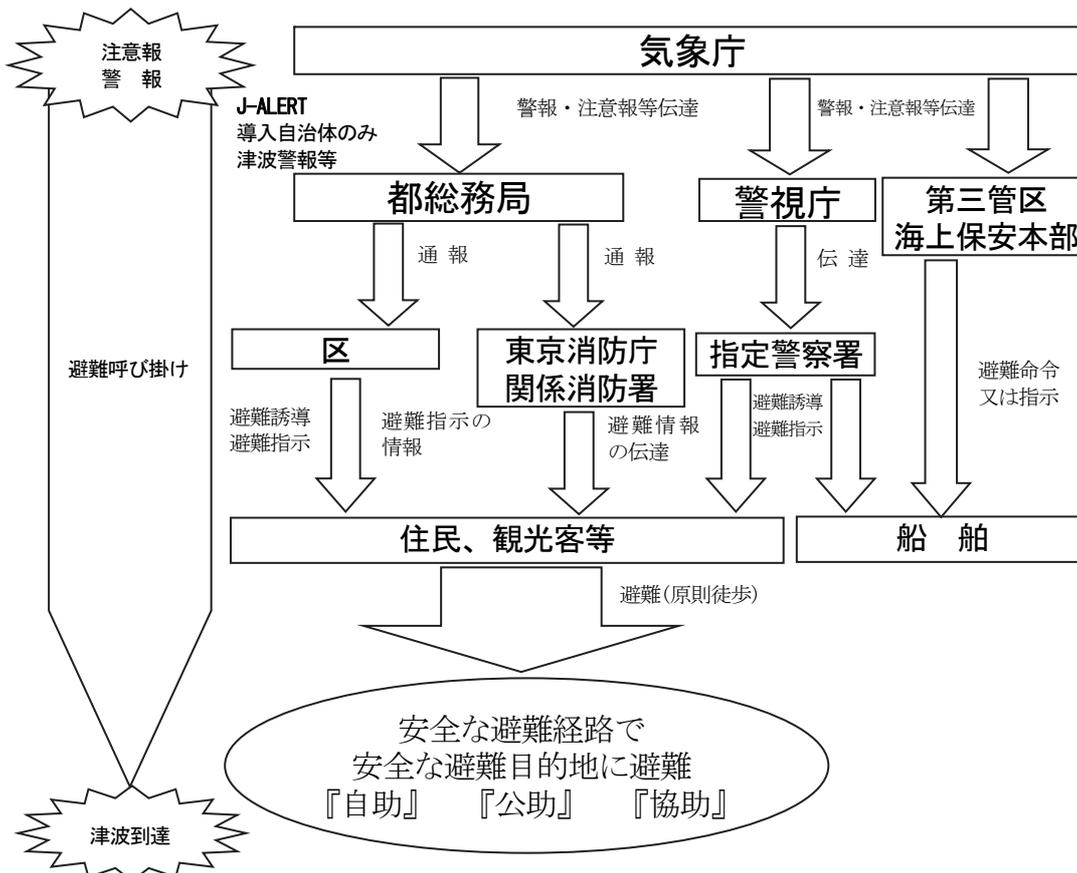
第2節 津波等に対する迅速・的確な避難誘導

第1 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
区（関係部）	(1)津波警報・注意報等の情報収集 (2)広報、避難誘導等の迅速な実施
警視庁	(1)避難の指示及び避難誘導の迅速・的確な実施
東京消防庁	(1)津波の危険が予想される区域を管轄する消防署の活動体制は、火災等の発生及び消防力の状況等を勘案し、震災消防活動に準じて活動する。

第2 業務手順

【避難誘導態勢】



第3 詳細な取組内容

＜区（関係部）＞

- 区は、津波警報・注意報等の情報を迅速・的確に収集し、警視庁や東京消防庁等と連携して区民等に伝達するほか、避難誘導等を行う。

第4章 津波等対策

第2節 津波等に対する迅速・的確な避難誘導

- 2 近海で地震が発生した場合、津波警報発表前であっても津波が来襲するおそれがある。したがって、強い地震（震度4程度以上）を感じたときには、次のとおり措置する。
 - (1) 高水敷（河川敷）・堤防利用者等は、直ちに堤内に退避し、区民等はテレビ、ラジオの放送を聴取する必要がある。このため、区長は、あらかじめ、津波発生時の対応について区民等に周知徹底を図る。
 - (2) 津波警報が届くまでの間、海面状況、河川の水位等を監視する。
 - (3) 津波警報が届くまでは、区民が高水敷（河川敷）に降りないように注意喚起するとともに、海面や水位等の異常を感知した場合には自らの判断で高水敷（河川敷）から退避するよう指示する。
 - (4) 地震発生後、報道機関から津波警報が放送されたとき、又は津波警報の伝達があったときは、直ちに区民等に対して、高水敷等からの避難指示を発令する。

《警視庁》

- 1 指定警察署長は、津波警報・注意報等の発表を待つことなく、速やかに港湾、河川等に要員を派遣し、潮位の変化等の異常の有無の調査を行う。
- 2 ヘリコプターを活用した上空からの区民等に対する広報を行う。
- 3 指定警察署長は、津波による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、区が避難指示をすることができないと認めるとき又は区長から要求があったときは、区民等に対し、指定された津波避難場所に避難するよう指示するとともに、必要な誘導を行う。
この場合、直ちに区長に通報する。

《東京消防庁（消防署）》

- 1 避難誘導態勢
 - (1) 避難指示が出された場合には、関係消防署長は、津波の規模、襲来の状況及び消防部隊の運用状況を勘案し、必要な情報を区等関係機関に通報する。
 - (2) 避難が開始された場合は、消防団や関係機関と協力し避難誘導にあたる。

第3節 河川施設等の応急対策

第4部 第2章第1節 第1「河川施設等の応急対策」(P.259)を参照

【想定以上の被害が発生した場合(複合災害を含む)】

津波の発生を伴う元禄型関東地震が、高潮と同時に発生した場合には、堤防からの越流による浸水被害が生じる可能性がある。また、地震発生時に水門が機能しなかった場合には、浸水想定地域への浸水被害が想定されるほか、地震動や津波により、海岸や河川の堤防等が損壊した場合には、浸水被害が拡大するおそれがある。

このような事態への備えとして、以下のような事項が考えられるため、関係機関及び区(関係部)は協力して対策が実施できるよう調整していくこととする。

- ・高所避難対策(民間施設を含む)
- ・高所避難した孤立者への対応
- ・避難移動シミュレーション等による効率的な避難行動の検討

現在、複数自治体や河川管理者等からなる検討会(広域避難モデルプロジェクト)で、災害時の広域的な相互応援のあり方等を検討している。引き続き、区境界や都県境を越えた広域避難について、関係機関等と連携し、避難先の確保や的確な避難誘導について検討していく。

(資料編震災編 第15「津波による浸水被害(元禄型関東地震の場合)」P.58、第16「元禄型関東地震等の津波 数値シミュレーションの結果」P.59)

第5章 応急対応の実施
第1節 区職員等の初動態勢と応急対策活動

第5章 応急対応の実施

第3部 災害予防計画 第5章 応急対応力の強化	第4部 災害応急対策計画 第5章 応急対応の実施	第5部 災害復旧計画
第1節 初動対応体制及び応急対策体制の整備(P.166)	第1節 区職員等の初動態勢と応急対策活動(P.310)	
第2節 事業継続体制の確保(P.168)	第2節 消火・救助・救急活動(P.312)	
第3節 消火・救助・救急活動体制の整備(P.169)	第3節 応援協力・派遣要請(P.319)	
第4節 広域連携体制及び民間団体等との連携体制の構築(P.171)	第4節 応急活動拠点の調整(P.326)	
第5節 応急活動拠点等の整備(P.172)	第5節 人材、資器材等の調達、配分(P.326)	

第1節 区職員等の初動態勢と応急対策活動

第1 区職員等の初動及び活動体制

区は、第2部第1章「防災に関する組織と活動内容」及び第2章「足立区業務継続計画（BCP）の概要」に記載の計画に基づいて、速やかに必要とする活動体制を確立し応急対策活動を行う。

1 災害対策本部の活動の手続き等

(1) 本部の財務・契約・支払・清算

- ア 政策経営部長は、本部が設置されたときは、総務部長と協議し、速やかに予算措置に関する基本方針を本部に付議し、関係部長に必要な指示を行わなければならない。
- イ 各部長は、その分掌事務の遂行に必要な予算に不足を生じるとき、又は予算措置が講じられていないときは、直ちに政策経営部長の指示を受ける。
- ウ 緊急を要する災害用物資・資器材・要員等の調達は、随意契約によることができる。
- エ 契約の手続きをとるとまがない場合は、総務部長が本部に付議して臨機適切な措置をし、関係部長に指示する。
- オ 調達の事務手続きに使用する用紙には、左上欄に（災）と朱書する。
- カ 会計管理室長は、本部が設置されたとき、総務部長と協議し、速やかに支払い方法に関する基本方針を本部に付議し、関係部長に必要な指示を行わなければならない。
- キ 物資の調達に関する支払いは、原則として一般の支払手続きにより処理する。ただし、即時支払いを必要とするものについては、資金前渡を受け支払い事務を処理する。
- ク 政策経営部長は、区が繰替支弁した災害救助費を、「災害救助費の国庫負担について」（昭和40年5月厚生省社第163号厚生省事務次官通達）に準じて、災害救助費繰替支弁金の概算、又は清算交付を当該繰替支弁を求めた都知事に請求する。

(2) 本部職員の被服及び給食

- ア 災害対策本部に従事する職員は、(原則)防災服を着用する。
- イ 本部職員の給食は、総務部長が相当の給食能力のある業者との間に事前に契約するなどその対策を講じるものとする。ただし、災害の状況等により確保できない場合は、それぞれの部長が付近の調達可能な業者から調達する。
- ウ 災害の状況により、業者からの給食が不可能な場合は、総務部長はアルファ米その他の食品を給与する。
- エ 各部長は、当該所属の職員の給食要員数について第一号様式により、給食状況については第二号様式により、総務部長に報告する。(資料編震災編 第26「給食要員数の報告様式」P.69、第27「給食状況の報告様式」P.70)

(3) 本部職員の安全管理

- ア 各本部員は、災害特有の異常心理下での活動において本部職員が冷静な判断と行動が取れるよう配慮する。
- イ また、二次災害の防止に万全を期するため、安全をチェックする責任者を指定するなど安全管理体制を確保する。
- ウ 長期間に及ぶ災害対応による過労等から、職員が心身の健康バランスを損なうことがないように、精神的なストレスを抱えた職員等への心のケア対策等を含めた、健康管理体制を整備する。

(4) 防災業務従事者の災害補償

- ア 職員又は防災業務従事者に対する補償は、次の法及び条例により実施し、補償に対して遺漏のないよう対処する。
 - (ア) 災害対策基本法
 - (イ) 地方公務員法
 - (ウ) 消防法
 - (エ) 警察法
 - (オ) 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律
 - (カ) 水防法
 - (キ) 特別区の消防団員等の公務災害補償に関する条例(都)
 - (ク) 東京都震災対策条例
 - (ケ) 職員の公務災害補償等に伴う付加給付に関する条例(区)
 - (コ) 防災の業務に従事した者の災害補償に関する条例(区)
 - (サ) 足立区災害対策条例・同施行規則

(5) 足立区防災会議の招集

- ア 区長は、区の地域に災害が発生、又は災害が発生するおそれがある場合において、必要に応じて防災会議を招集する。(資料編震災編 第72-1「足立区防災会議条例」P.218)

第5章 応急対応の実施

第1節 区職員等の初動態勢と応急対策活動／第2節 消火・救助・救急活動

イ また、当該災害に係わる応急対策に関し、防災関係機関相互間の連絡調整を図る必要があると認められるときは、防災会議の委員（資料編震災編 第73「足立区防災会議委員名簿」P.252）は、区長に防災会議の招集を要請する。

(6) 防災関係機関の活動体制（各機関）

ア 地震による災害が発生した場合、都関係機関、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び協力機関は、所管に係わる災害応急対策を実施するとともに、区が実施する応急対策が円滑に行われるよう協力するものとする。

イ また、災害応急対策に必要な組織・職員の配置及びサービスの基準を定めておく。（各防災関係機関の活動体制は、資料編震災編 第30「防災関係機関の活動体制」P.73）

第2節 消火・救助・救急活動

第1 対策内容と役割分担

火災に対する消火活動や建物の崩壊等による生き埋め者の救出・救助は、迅速に行うことが肝要であり、防災関係機関・防災区民組織（町会・自治会等）等は相互に連携し、全力をあげて被災者を救助する。この際、要配慮者の救出・救助活動を重視する。

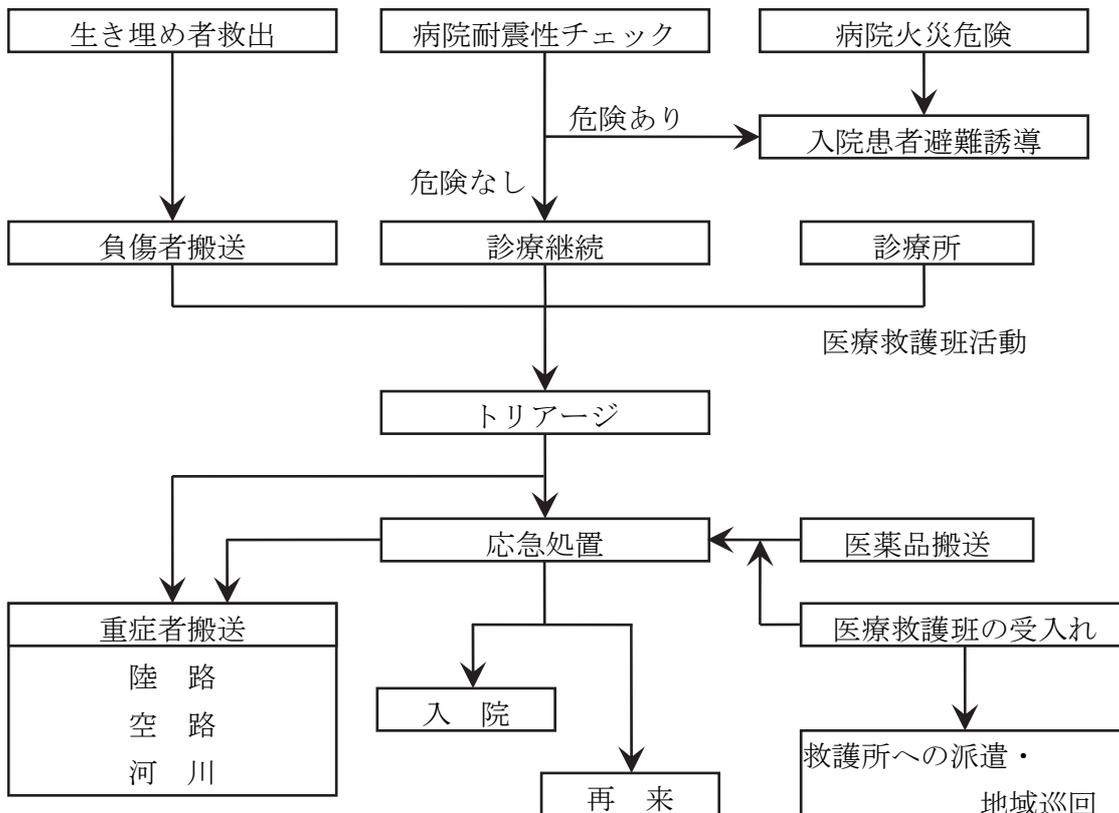
機 関 名	対 策 内 容
区(関係部、救出部)	(1)区は、都、他の区及び指定地方行政機関等並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能を発揮して災害応急対策の実施に努める (2)災害対策本部は、被害状況と防災関係機関の動きを把握し、優先順位に応じた資源配分のコントロールと防災関係機関の全体調整を行う。さらに、区内の防災関係機関だけで対応しきれないときは、自衛隊（都知事を通じて要請）、周辺自治体、ボランティア等に対し、速やかに応援を依頼する (3)被災情報については、情報収集指令室にて収集分析等を行う (4)必要に応じてドローンを活用し、撮影やリアルタイムの映像により状況を把握する。 (5)救出・救助については区（救出部）を設置し、対策にあたる (6)救急については区（救出部）を設置し、対策にあたる
区民、自衛消防隊	(1)施設内の消火活動の実施等
防災機関	(1)指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関は、所管に係わる災害応急対策を実施 (2)必要な組織を整備、職員の配置及びサービスの基準を定める
消防団	(1)出火防止、情報収集、消防署隊への応援、消火活動、救出・救護、避難場所の防護等
東京消防庁災害時支援ボランティア	(1)消防署内での後方支援活動や応急救護活動などを実施
道府県からの応援部隊	(1)応援部隊を集結して、円滑かつ効果的な消防活動を展開

機 関 名	対 策 内 容
都本部	(1)救出・救助活動並びに応急対策に関し、総合防災部・自衛隊・警視庁・東京消防庁・海上保安庁を構成員とする救出・救助活動調整会議（仮称）を開催し、調整を図る
警視庁	(1)救出救助活動は、生存者の救出を最重点に部隊を投入し、緊急に救出活動を要する被災場所を優先的に選定して行う (2)救出した負傷者は速やかに医療救護所等に引き継ぐ (3)救出救助活動にあたっては、重機類等装備資機材等を有効に活用する (4)救出救助活動を速やかに行うため、第一次交通規制及び第二次交通規制を実施する (5)東京消防庁、自衛隊、防災区民組織（町会・自治会等）等と連携協力し、救出救助に万全を期する
東京消防庁	(1)災害の規模等に応じ所定の計画に基づき部隊を運用する (2)限られた消防力を最大限に活用し消火活動を実施する (3)警視庁、自衛隊、東京DMAT、消防団、防災区民組織（町会・自治会等）等と連携協力し、消火・救助・救急の万全を期する (4)所定の計画に基づき、多様な手段を活用して、災害情報の収集伝達、関係防災機関との情報交換等を行う
自衛隊	(1)知事からの派遣要請等に基づき、部隊を派遣する。 主な活動は下記のとおり ・空地からの被害状況の把握と関係機関への情報提供 ・被災者の救出・救助 ・行方不明者等の捜索援助 ・人員及び物資の緊急搬送 ・応急医療、救護及び防疫等
防災区民組織（町会・自治会等）	(1)発災直後から自主的に救出・救助活動を実施 (2)要配慮者の救出・救助活動を重視
足立建設業協会 東京土建足立支部	(1)災害対策本部の要請に基づき、救出・救助活動を支援

第5章 応急対応の実施
第2節 消火・救助・救急活動

第2 業務手順

【救出・医療救護における対応フロー】



第3 詳細な取組内容

《区（関係部、救出部）・防災関係機関等》

1 区（救出部）の活動

(1) 発災後、速やかに救出部を設置し、関係各機関の救出・救助活動の調整を行う。区の主担当は都市建設部とし、救出部の運営・管理、関係機関との連絡調整にあたる。

【救出・救助実施主体】

区（救出部）	救出活動の全体調整	
区主担当	区（都市建設部）	(1) 区（救出部）の管理・運営 (2) 情報収集 (3) 全体調整 (4) 救出活動計画 (5) 救出・救助活動行方不明者の搜索
主担当	警視庁	(1) 救出・救助活動 (2) 行方不明者の搜索
	東京消防庁	(1) 救出・救助活動、搬送
担当	自衛隊	(1) 救出救助活動、搬送 (2) 行方不明者の搜索
支援機関	東京都災害対策本部	(1) 救出・救助活動調整支援
	消防団	(1) 救出・救助活動 (2) 負傷者等搬送支援 (3) 行方不明者の搜索

区(救出部)	救出活動の全体調整	
	防災区民組織(町会・自治会等) 事業所自衛消防隊	(1)自主的な救出・救助活動、搬送 (2)要配慮者の救出・救助を重視(要配慮者施設における支援等) (3)行方不明者の捜索
	足立建設業協会 東京土建足立支部	(1)救出・救助活動支援

- (2) 区(救出部)は、発災後の初期段階において、警視庁、東京消防庁、区民事務所、区民等から情報収集指令室に集められた救出・救助要請情報を集約する。
- (3) 災害対策本部長は、区の救出能力を超えると判断したときは、速やかに都知事を通じ、自衛隊等の応援を要請する。
- (4) 緊急を要し、都知事を経由するいとまがない場合は、直接自衛隊に対して被災状況等の通報を行い、事後速やかにこれを都知事に要請する。
- (5) 区(都市建設部)は、区(救出部)の活動方針及び部別行動計画に基づき、区民との協働のもと救出活動を実施・支援する。
- (6) 警視庁及び東京消防庁並びに消防団は、通報及び警戒活動によって覚知した救出現場において、救出・救助活動を行う。また、救出した者を、医療機関又は医療救護所へ搬送する。
- (7) 警視庁・東京消防庁は、その活動に係わる情報について、本部派遣員等を通じて区(救出部)に連絡する。
- (8) 災害現場において救出された負傷者は、応急救護処置を行った後、病院・医療救護所等へ、各救出隊が速やかに搬送する。
- (9) なお、ヘリコプター・船舶による搬送基地は、資料編震災編 第20「ヘリコプター災害時臨時離着陸場所適地」、第21「舟艇等の接岸可能地点一覧」P.65を参照とする。
- (10) 各救助隊は、災害現場において行方が確認できない者に関し、周辺住民及び事業所等への聞き込み調査等を行って捜索活動を継続し、その発見に努める。

《防災区民組織(町会・自治会等)》

- 1 発災直後から自主的に救出・救助活動を行う。
- 2 また、要配慮者施設の救出・救助活動を支援する。

《足立建設業協会》《東京土建足立支部》

- 1 災害対策本部の要請に基づき、救出・救助活動を支援する。

《自衛隊》※派遣時

- 1 自衛隊は、区(救出部)との調整のうえ、救出救助活動を実施する。

《区民》《自衛消防隊》

- 1 計画に基づく施設内の消火活動を行うとともに、付近地域で発生した火災に対する消火活動又は消火活動の支援を行う。

第5章 応急対応の実施

第2節 消火・救助・救急活動

《消防団》

- 1 発災と同時に付近の住民に対して出火防止と初期消火の呼びかけを行う。
- 2 災害の初期対応を行うとともに、消防活動上必要な情報や被災状況の情報収集を行い、携帯無線機等を活用し、消防団本部等に伝達する。
- 3 同時多発火災の拡大防止を図るため、消防署隊との連携を一層強化し、分団受持区域内の建物等の消火活動及び避難道路防護活動を消防署隊と連携して行う。
- 4 所轄消防署(所)の消防署隊応援要員として消火活動等の応援をするとともに、活動障害排除等の活動を行う。
- 5 救助器具等を活用し、地域住民との協働による救出活動を行うとともに、負傷者に対する応急措置を行い、安全な場所へ搬送を行う。
- 6 避難指示等が出された場合は、これを地域住民に伝達すると同時に、関係機関と連絡を取りながら、地域住民の避難誘導、避難者の安全確保及び避難場所の防護活動を行う。

《東京消防庁災害時支援ボランティア》

- 1 東京消防庁管内に震度6弱以上の地震が発生した場合、及び大規模な自然災害や大規模な事故が発生した場合、活動できる準備をして自発的にあらかじめ登録した部署に参加し、消防職員の指導と助言により、消防署内での後方支援活動や応急救護活動などを行う。

《警視庁》

- 1 警視庁は、警視庁管内に大地震が発生した場合には、警備本部を設置して指揮体制を確立する。
- 2 警備要員は、東京都(島しょ部を除く)に震度6弱以上の地震が発生した場合には、自所属に参加する。
- 3 東京都(島しょ部を除く)に震度5強の地震が発生した場合は、当務員以外の指定警備要員は自所属に参加し、警備本部の設置、関係防災機関との連絡調整等にあたる。
- 4 各警察署は、災害事務の処理に必要な最小限の要員を除いて部隊を編成し、被害実態の把握、交通規制、救出救助、避難誘導等の措置をとる。
- 5 機動隊、警察災害派遣隊は、被害の発生状況、態様等に応じて最高警備本部長(警視総監)が運用する。
- 6 交通機動隊及び高速道路交通警察隊は、速やかに道路の被災状況及び道路交通状況の視察を行うとともに、警察署と連携して交通規制を実施する。
- 7 警視庁本部部隊は、最高警備本部長の命により激甚被災地等に出動し、警備にあたる。
- 8 建物倒壊、火災、津波等により発生する被害の拡大防止のため、次の警備活動等を行う。
 - (1) 被害実態の把握及び各種情報の収集
 - (2) 交通規制
 - (3) 被災者の救出救助及び避難誘導
 - (4) 行方不明者の捜索及び調査
 - (5) 遺体の調査等及び検視

(6) 公共の安全と秩序の維持

- 9 震災が発生した場合、総力をあげて、被災地における治安維持に万全を期するため、必要な装備資器材の整備を図る。

《東京消防庁等》

【東京消防庁における初動態勢】

機 関 名	対 策 内 容
震災配備態勢	(1)東京都23区、東京都多摩東部及び東京都多摩西部のいずれかに震度5弱の地震が発生した場合、又は地震により火災若しくは救助・救急事象が発生し必要と認めた場合は、直ちに震災配備態勢を発令し、事前計画に基づく活動を開始する。
震災非常配備態勢	(1)東京都23区、東京都多摩東部及び東京都多摩西部のいずれかに震度5強以上の地震が発生した場合又は地震により火災若しくは救助・救急事象が発生し必要と認めた場合は、直ちに震災非常配備態勢を発令し、事前計画に基づく活動を開始する。
非常招集	(1)震災配備態勢を発令したときは、招集計画に基づき、所要の人員は、ただちに所定の場所に参集する。 (2)震災非常配備態勢を発令したときは、全消防職員並びに全消防団員が、招集計画に基づき、直ちに所定の場所に参集する。

- 1 緊急消防援助隊等の消防活動に関する指揮は消防総監が行う。
- 2 災害活動組織として本庁に警防本部、消防方面本部に方面隊本部、消防署に署隊本部をそれぞれ常設している。

【震災消防活動】

項 目	内 容
活動方針	(1)延焼火災が多発したときは、全消防力をあげて消火活動を行う。 (2)震災消防活動体制が確立したときは、消火活動と並行して救助・救急等の活動を行う。 (3)延焼火災が少ない場合は、救助・救急活動を主力に活動する。
部隊の運用等	(1)地震に伴う火災、救助、救急等の災害発生件数、規模等により所定の計画に基づき部隊運用及び現場活動を行う。 (2)地震被害予測システム及び延焼シミュレーションシステム、震災消防活動支援システム等の震災消防活動対策システムを活用し、効率的な部隊運用を図る。
消火活動	(1)防火水槽をはじめ、あらゆる水源を活用するとともに、現有の消防部隊及び消防装備を最大限に活用して、火災の早期発見及び一挙鎮圧を図る。 (2)延焼火災が拡大又は合流し、大規模に延焼拡大した場合は、人命の安全確保を優先し、延焼阻止線活動や避難場所・避難道路の防護活動を行う。この場合、巨大水利等の取水源がある場合には、遠距離送水装備を運用する。 (3)道路閉塞、がれき等により消火活動が困難な地域では、消防団、防災区民組織(町会・自治会等)等と連携し、可搬ポンプ等を活用して消火活動を実施する。

第5章 応急対応の実施
 第2節 消火・救助・救急活動

項目	内容
救助・救急活動	(1)救助・救急活動に必要な重機、救急資器材等に不足を生じた場合は、関係事業者との協定等に基づく迅速な調達を図り、実効性のある活動を行う。 (2)救急活動に当たっては、医療救護所が開設されるまでの間、東京消防庁に仮救護所を設置するとともに、救助・救急現場に現場救護所を設置し、医療関係機関、消防団員、災害時支援ボランティア等と連携し、救急資器材等を有効に活用して傷病者の救護にあたる。 (3)救急救命士等のトリアージに基づき、緊急度の高い傷病者を最優先とし、救急車等を活用して、医療機関へ迅速に搬送する。 (4)警視庁、自衛隊、東京DMA T、防災区民組織（町会・自治会等）等と連携協力し、救助・救急に万全を期する。
情報収集等	(1)消防署は、所定の計画に基づき地震被害予測システムの結果、119番通報、高所見張情報、情報活動隊による情報、参集職(団)員情報等、積極的に災害情報収集を行う。 (2)震災消防対策システムを活用し、円滑な情報伝達、管理を行う。 (3)関係防災機関へ職員を派遣し、相互に知り得た災害の情報交換を行う。
航空隊の活動	(1)大規模な地震が発生した場合、又は被害の発生が予想される場合は、直ちに情報収集活動を行う。 (2)飛行活動環境の許容する範囲内で、地上消防部隊との連携のもと消防活動を行う。 (3)消火活動を行う航空機に対し、航空消防活動の調整及び上空からの指揮を行う。 (4)消防部隊及び使用資器材等の輸送を行う。 (5)上空からの必要な情報の伝達、広報活動を行う。 (6)避難場所等から救急患者、医療機関から医師、医薬品等の輸送を行う。

- 3 都知事は、消防組織法に基づき、消防庁長官から他の道府県の市町村の応援のため、必要な措置を求められた場合で、必要があると認めるときは、消防総監及び市町村長に対し、消防機関の職員の応援出動の措置を求める。
- 4 東京消防庁、消防団、区民消火隊が保有する現有消防力は、資料編震災編 第4「区民消火隊一覧」P.28、第6「消防団関係」P.35、第18「消防力一覧」P.62のとおり。

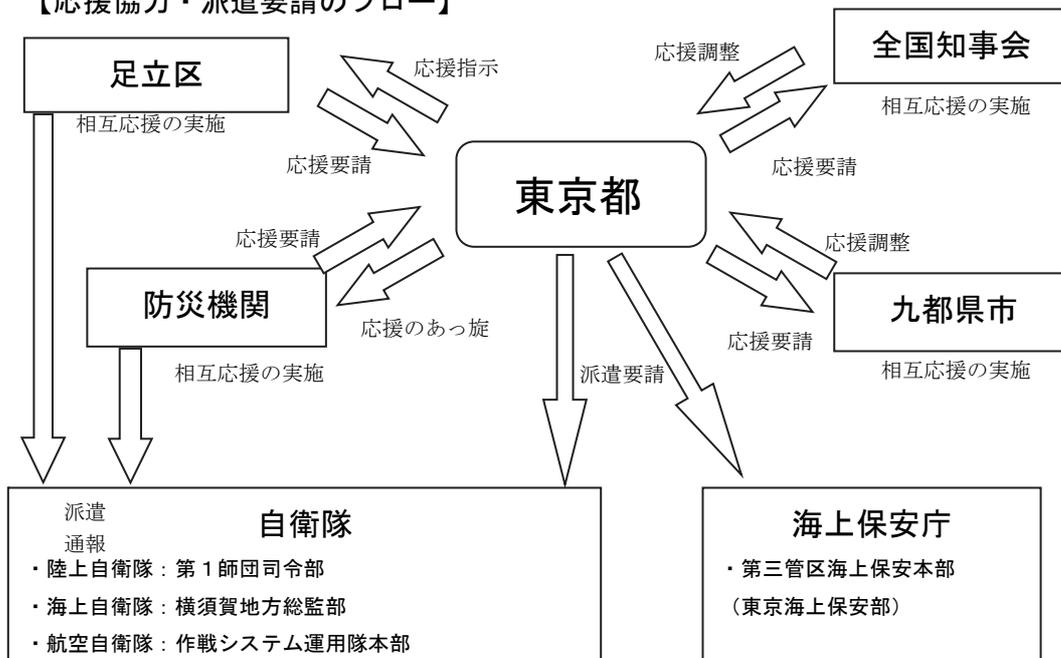
第3節 応援協力・派遣要請

第1 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
区（各部）	(1)知事に応援又は応援のあっ旋を求める。 (2)区市町村間相互の応援協力について実施 (3)本計画に定めのない活動を依頼する場合は、防災関係機関の長へ特別の要請を実施 (4)災害応急活動に必要な業務について、民間協力機関へ応援を要請 (5)災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、区市町村長が応急措置を実施するため必要があると認めた場合、知事に対して自衛隊災害派遣を要請。いとまがない場合は、直接部隊へ通報し、速やかに知事に通知
都本部	(1)他の区市町村に対し応援すべきことを指示し、又は防災機関の応援をあっ旋する。 (2)他の地方公共団体・九都県市・全国知事会との応援協力について実施 (3)地震により災害が発生し人命又は財産の保護のために必要があると認めた場合、若しくは区市町村から災害派遣要請の要求があった場合は、自衛隊に対して災害派遣を要請
防災機関	(1)知事に応援又は応援のあっ旋を求める。 (2)防災機関相互の応援協力について実施 (3)災害派遣の対象となる事態が発生し、自衛隊の災害派遣を要請しようとする時は、知事に対して依頼。いとまがない場合は、直接部隊へ通報し、速やかに所定の手続きを行う。

第2 業務手順

【応援協力・派遣要請のフロー】



第5章 応急対応の実施

第3節 応援協力・派遣要請

第3 詳細な取組内容

1 区の応援協力

- (1) 区長は、知事に応援又は応援のあっ旋を求めるなどして災害対策に万全を期することとする。この場合において、応援を求められ、又は災害応急対策の実施を要請された知事は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒んではならない。
- (2) 知事は、災害を受けた区が応急対策を円滑に実施できるようにするため、他の区市町村に対し応援すべきことを指示し、又は防災機関の応援をあっ旋する。
- (3) 区長が知事に応援又は応援のあっ旋を求める場合、都（総務局 総合防災部防災対策課）に対し、まず口頭又は電話等をもって要請し、後日文書により改めて処理する。
- (4) 要請の要領は以下のとおり。
 - ア 災害救助法の適用の要領
 - (ア) 災害発生の時及び場所
 - (イ) 災害の原因及び被害の状況
 - (ウ) 適用を要請する理由
 - (エ) 適用を必要とする期間
 - (オ) 既に取った救助措置、また、取ろうとする救助措置
 - (カ) その他必要事項
 - イ り災者の他地区への移送要請の要領
 - (ア) 移送を要請する理由
 - (イ) 移送を必要とするり災者の数
 - (ウ) 希望する移送先
 - (エ) り災者の収容に要する期間
 - (オ) その他必要事項
 - ウ 都各機関への応援要請又は応急措置実施要請の要領
 - (ア) 災害の状況及び応援（応急措置の実施）を要請する理由
 - (イ) 応援を希望する物資、機材、機械、器具等の品名及び数量
 - (ウ) 応援（応急措置の実施）を必要とする場所
 - (エ) 応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容）
 - (オ) その他必要事項
 - エ 日本放送協会及び民間放送局に放送を要請する要領
 - (ア) 放送要請事項
 - (イ) 放送事項
 - (ウ) 希望する放送日時及び送信系統
 - (エ) その他必要な事項
 上記の事項を明らかにするいとまがない場合には、わかる範囲にとどめ、要請を迅速に行う。
- (5) 区は、区域内における公共的団体（※1）の防災に関する組織の充実を図るとともに、相互の連絡を密にし、その機能を震災時に十分発揮できるよう態勢を整備する。
- (6) 災害対策本部長（区長）は、本計画に定めのない活動を依頼する場合は、防災関係機関の長へ特別の要請を行う。特に職員の派遣要請については、政令で定めるところ

により、指定地方行政機関（足立労働基準監督署）の長に対し行う（災害対策基本法第29条）もののほか、他の市町村長に応援を求める（災害対策基本法第67条、地方自治法第252の17）。

- (7) 区は、住民の相互助け合いの精神に基づく自発的な防災組織（※2）に対しても、組織の充実、連帯協力の強化を図る。
- (8) これらの団体の協力業務及び協力方法については、区地域防災計画の中で明確化し、災害時における活動が能率的に処理できるようその内容の周知徹底を図る。
- (9) これら団体の協力業務として考えられるものは、次のとおり。
- ア 異常現象、災害危険箇所等を発見した場合に、区その他関係機関に連絡すること。
 - イ 災害に関する警報その他情報を区域内住民に伝達すること。
 - ウ 震災時における広報・広聴活動に協力すること。
 - エ 震災時における出火の防止及び初期消火に関し協力すること。
 - オ 避難誘導、避難所内被災者の救助業務に協力すること。
 - カ 被災者に対する炊き出し、救助物資の配分等に協力すること。
 - キ 被災状況の調査に協力すること。
 - ク 被災区域内の秩序維持に協力すること。
 - ケ り災証明書交付事務に協力すること。
 - コ その他の災害応急対策業務に協力すること。
- ※1 公共的団体とは、日赤奉仕団、医師会、歯科医師会、薬剤師会、農業協同組合、漁業協同組合、森林組合、商工会議所、青年団、婦人会、母の会等をいう。
- ※2 防災組織とは、町会・自治会等を主体に結成された地域の防災活動を担う組織である防災区民組織（町会・自治会等）、事業所の防災組織等をいう。
- (10) 災害対策本部長は、区が相互応援協定を締結している自治体に対して応援を要請する場合は、協定に基づき行う。

【協定先】

新潟県魚沼市、栃木県鹿沼市、千葉県鋸南町、栃木県那須塩原市、
埼玉県八潮市、特別区、栃木県日光市、山梨県山中湖村、千葉県富津市、
長野県山ノ内町、埼玉県川口市、草加市、蕨市、戸田市、福島県相馬市、
宮城県美里町、岐阜県多治見市、茨城県下妻市

- (11) 応援を受ける際は、協定先自治体の活動が円滑に行われるよう、受援計画を策定する等、十分な受入態勢を整える。
- (12) 防災区民組織（町会・自治会等）は、地域防災計画に従い、地域内の相互扶助活動を行うとともに、区の応急対策活動に協力する。協力する内容は、以下のとおり。
- ア 被害情報の収集・伝達
 - イ 避難指示の伝達
 - ウ 防疫活動への協力
 - エ その他区等が行う災害応急対策への協力
- (13) 要請・連絡先一覧は、資料編震災編 第74「協定・連絡先一覧」P.254のとおりである。

第5章 応急対応の実施

第3節 応援協力・派遣要請

(14) 受入れ体制の整備として挙げられるものは以下のとおり。

ア 各部長及び各機関の長は、応援者の活動計画、活動拠点を定める。

イ 災害対策本部長は、応援者の宿泊地を決定する。

ウ 災害対策本部長は、区民部長に対しヘリポート（資料編震災編 第20「ヘリコプター災害時臨時離着陸場所適地」P.65）の安全確認を指示する。

エ 各部長は、応援者のために地理案内に必要な要員を派遣する。要員が不足する場合は、ボランティアの協力を得る。

2 防災機関等の応援協力

(1) 防災機関の長又は代表者は、都に対し災害応急対策の実施を要請し、又は応援を求めようとするとき、若しくは区市町村あるいは他の防災機関等の応援のあっ旋を依頼しようとするときは、あらかじめ策定する受援計画に基づき、都（総務局 総合防災部 防災対策課）に対し、次に掲げる事項についてまず口頭又は電話等をもって要請し、後日文書により改めて処理する。

ア 災害の状況及び応援を求める理由(災害の状況及びあっ旋を求める場合はその理由)

イ 応援を希望する機関名

ウ 応援を希望する人員、物資、資材、機械、器具等の品名及び数量

エ 応援を必要とする場所、期間

オ 応援を必要とする活動内容

カ その他必要な事項

(2) 災害時において、他機関の円滑な協力が得られるよう、都においては、日本赤十字社東京都支部、東京都医師会等と協定を締結し、又は事前協議を整え、協力体制を確立している。

(3) 各機関は、他の機関から応援を求められた場合は、自らの災害応急対策の実施に支障のない限り、協力又は便宜を供与する。

ア 各機関の協力業務の内容は、東京都地域防災計画第1部第4章に定める範囲とし、協力方法は各計画に定めるところによる。

イ 各機関相互の協力が円滑に行われるよう、必要に応じ事前に協議を整える。

ウ 都総務局は、各機関の間にあって相互協力のあっ旋をする。

(4) 東京海上保安部と日本赤十字社東京都支部とは、昭和41年10月、救護班の派遣り災者用救助物資の輸送等災害時の救護活動について協定を締結し、締結した協定に基づき活動を実施する。

(5) 東京電力パワーグリッド株式会社上野支社は、非常災害対策用資器材の備蓄を効率的に行うとともに、災害時の不足資器材の調達を迅速、容易にするため、各電力会社及び電源開発株式会社と、非常災害対策用資器材の相互融通態勢を整えている。

(6) 東京電力パワーグリッド株式会社上野支社は、各電力会社と締結した「全国融通電力受給契約」及び隣接する各電力会社間において締結された「二社融通電力受給契約」に基づき、緊急災害時においても電力の融通ができるよう取り決めている。

3 民間団体等との協力

- (1) 区は、民間団体等との協定に基づき、各部長は、災害応急活動に必要な業務や施設利用について要請する。医療救護、応急対策、食料対策、物資供給関係、燃料関係、避難所・避難場所関係、情報提供関係、生活支援関係、輸送関係、帰宅困難者対策関係に関する民間団体等の協定先は、資料編震災編 第74「協定・連絡先一覧」を参照。
- (2) 区は、震災時、居宅介護支援事業者、障がい福祉施設、NPO法人から積極的協力を得られるよう協力体制の確立に努める。

4 各機関の経費負担

- (1) 国から区又は都に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法並びに他府県、他市町村から区又は都に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は、所定の方法による(災害対策基本法施行令第18条)。

5 警察災害派遣隊の派遣要請(警視庁)

- (1) 大規模な災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合における警察災害派遣隊の派遣に関し、東京都公安委員会は、警察庁又は他の道府県公安委員会に対して援助の要求をすることができる。
- (2) 前項により東京都公安委員会が他の道府県公安委員会に対して援助の要求をしようとするときは、あらかじめ(やむを得ない場合においては、事後に)必要な事項を警察庁に連絡しなければならない。
- (3) 東京都公安委員会からの援助の要求により派遣された警察庁又は道府県警察の警察官は、援助の要求をした東京都公安委員会の管理する警視庁の管轄区域内において、当該公安委員会の管理のもとに、職権を行うことができる。

6 緊急消防援助隊に対する応援要請(東京消防庁)

- (1) 消防総監等は、震災、水災等の大規模災害等の状況により、現有する消防力等だけでは十分な対応がとれないと判断したときは、速やかに知事に対して、緊急消防援助隊の応援要請を行う。
- (2) 知事は、応援要請を受けた場合、都内の被災状況、消防力及び相互応援状況等から緊急消防援助隊の応援が必要と判断したときは、速やかに消防庁長官に対して応援要請を行う。

この場合、知事は、消防庁長官に対して応援要請を行った旨を、消防総監等に連絡する。

※ 消防総監等とは、消防総監(東京消防庁が管轄する区域)、市長(稲城市)及び町村長(島しょ地域)を指す。

【消防相互応援協力】

項目	内容
協力体制	(1)地震による同時多発火災等が発生し、現有消防力を結集しても消防力に不足の生ずることが見込まれる場合は、消防組織法第39条に基づき消防相互応援協定を締結している消防本部及び消防組織法第

第5章 応急対応の実施
第3節 応援協力・派遣要請

項目	内容
	44条に基づく緊急消防援助隊等の応援を受け、消防の任務を遂行する。
応援要請の手続	(1) 消防相互応援協定に基づく応援要請は、協定の定めにより、消防総監が協定締結先の消防長に対して行う。 (2) 緊急消防援助隊の応援要請は、消防総監が、災害の状況及び消防相互応援協定に基づく応援のみでは十分な対応がとれないと判断したとき、知事に対して緊急消防援助隊の出場を要請する。
受援に係わる体制の整備	(1) 緊急消防援助隊等の活動が効果的に行えるよう、次のとおり受援に係わる体制を整備する。 ア 指揮、連絡体制の整備 イ 燃料、食料等の補給体制の整備 ウ 受入れ体制・施設の整備 エ 応援航空機の活動拠点の整備

7 自衛隊への災害派遣要請

- (1) 災害対策本部長（区長）は、地震災害が発生し、区内の防災関係機関による対応のみでは人命又は財産の保護が十分にできないと判断した場合には、都知事（都（総務局 総合防災部防災対策課））に対して電話又は口頭で自衛隊の派遣を要請し、事後、速やかに所定の手続きをとる。
- (2) 都知事に自衛隊の派遣の要請をする場合には、可能な限り以下の事項を明らかにする。
- ア 災害の状況及び派遣を要請する理由
 - イ 派遣を希望する期間
 - ウ 派遣を希望する地域及び活動内容
 - エ 活動拠点となる場所の候補、その他参考になる事項
- (3) 上記の事項を明らかにするいとまがない場合には、わかる範囲にとどめ、要請を迅速に行う。
- (4) 災害対策本部長（区長）は、都知事に対して連絡が不能である場合等災害派遣の要請ができない場合には、直接関係部隊に通報する。この場合、速やかに都知事に通知する。
- (5) 災害対策本部長（区長）は、緊急避難、人命救助の場合で事態が急迫し、都知事に要請するいとまがない場合は、直接関係部隊等に通報するものとし、事後所定の手続きを速やかに行う。
- (6) 災害派遣の対象となる事態が発生し、防災機関の長（東京海上保安部長及び東京空港事務所長を除く。）が自衛隊の災害派遣を依頼しようとするときは、上記に掲げる事項を明らかにし、電話又は口頭をもって都（総務局 総合防災部防災対策課）に依頼する。
- (7) 都知事の派遣要請又は自衛隊の自主的決定により、部隊を派遣した場合は、速やかに都知事に派遣部隊の指揮官の官職・氏名その他必要事項を通知する。

第5章 応急対応の実施
 第3節 応援協力・派遣要請

8 自衛隊との連絡

(1) 自衛隊との連絡については、都又は自衛隊の本部派遣員を通じて行うこととする。

9 災害派遣部隊の受入れ体制

(1) 災害対策本部長（区長）は、自衛隊の活動が他機関と競合重複しないよう重点的・的確・効率的な作業分担となるよう配慮する。

(2) 都知事及び各防災機関の長は、派遣された部隊が効率的かつ円滑に活動ができるよう、自衛隊の活動拠点、ヘリポート及び宿舎等必要な設備について、その候補地を平素から計画しておくとともに、災害時には、速やかにその施設等の被害状況、使用の可否を確認し、区市町村等関係機関と協議のうえ、使用調整を実施し部隊に通報する。

【災害派遣部隊の活動内容】

区 分	活 動 内 容
都の域内を担当する組織	(1)陸上自衛隊：第1師団司令部 なお、災害の規模が甚大で、第1師団のみでは対応できない場合には、東部方面総監部が担当する。 (2)海上自衛隊：横須賀地方総監部 (3)航空自衛隊：作戦システム運用隊本部
被害状況の把握	(1)車両、航空機等の手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。
避難の援助	(1)避難命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合が必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
避難者等の捜索援助	(1)行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索活動を行う。
水防活動	(1)堤防、護岸等の決壊に対しては、土のうの作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。
消火活動	(1)火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具(空中消火が必要な場合は航空機)をもって、消防機関に協力して消火にあたる(消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用)。
道路又は水路の障害物除去	(1)道路若しくは水路が損壊し、又は障害がある場合は、それらの障害物除去にあたる。
応急医療、救護及び防疫	(1)被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行う(薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用)。
人員及び物資の緊急輸送	(1)緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
被災者生活支援	(1)被災者に対し、炊飯、給水、入浴及び宿泊等の支援を実施する。
救援物資の無償貸付又は譲与	(1)「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」に基づき、被災者に対し、救援物資を無償貸付又は譲与する。
危険物の保安及び除去	(1)能力上可能なものについて火薬類、爆発物及び有毒ガス等危険物の保安措置及び除去を実施する。
その他臨機の措置等	(1)その他、自衛隊の能力で対処可能なものについては、臨機に所要の措置をとる。 (2)災害対策基本法第63条第3項、第64条第8項から第10項まで及び第65条第3項に基づき、区市町村長、警察官又は海上保安官がその場にいない場合に限り、自衛隊は区市町村長に代わって警戒区域の設定等の必要な措置をとる。

※ 実施内容は、災害の様相や要請内容によって異なる。

第5章 応急対応の実施

第4節 応急活動拠点の調整／第5節 人材、資器材等の調達、配分

第4節 応急活動拠点の調整

第1 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
区（危機管理部、施設営繕部、都市建設部）	(1) オープンスペースやその他の広域的な活動拠点の使用について、関係機関等と調整 (2) ヘリコプターを要請した場合、関係機関と協議の上、離着陸場の指定、人員の派遣、離着陸場の安全確保を実施
都本部	(1) オープンスペースや航空機の使用について、必要に応じて、総合的に調整

第2 詳細な取組内容

- 1 区はオープンスペースの被害状況、使用の可否について関係機関等から情報収集する等して調査し、必要に応じて都へ報告する。
- 2 区は、オープンスペースの利用要望を都本部に提出する。
- 3 都本部は、都各局及び区の利用要望と、自衛隊、他県等の警察・消防の応援部隊の使用見込みとの調整を行う。
- 4 ヘリコプターを要請した場合、関係機関と協議の上、離着陸場の指定、連絡要員の派遣、離着陸の安全管理等に努める。

第5節 人材、資器材等の調達、配分

※ 車両、舟艇の調達配分は第4部 第10章第6節「輸送車両の調達」P.415 参照

第1 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
区（各部、総務部）	(1) 人材、資器材等の調達・配分

【人材、資器材等の調達・配分主体】

	機 関 名	対 策 内 容
区主担当	区（総務部）	(1) 人材、資器材等の調達・配分計画 (2) 管理・運営統轄 (3) 連絡調整 (4) 調達・配分担当
支援機関	区（区民部）	(1) 人材、資器材等の輸送
	東京都トラック協会 足立支部	
	赤帽首都圏軽自動車運送協同組合 城東支部	
	足立区商店街振興組合連合会	
	足立貨物運送事業協同組合	
	ボランティア	

1 人材

(1) 労務に不足を生じる場合は、

ア 災害対策基本法第29条の定めるところにより、指定地方行政機関の長に対し、職

第5章 応急対応の実施
 第5節 人材、資器材等の調達、配分

員の派遣を要請する。

イ 災害対策基本法第67条、地方自治法第252条の17により、他の市町村に応援を求める。

ウ 労働者を雇用する。

(ア) 労働者の雇い上げは、公共職業安定所（労働出張所）と協力し、雑務土工類似の労働に耐え得る能力のある者を迅速、確実に雇い上げる。

(イ) 区は、雇用人員を一括して、財団法人城北労働・福祉センターに要請する。

(ウ) 区（区民部）は、労務確保の通報受理後、労働者輸送等の配車措置を行い、待機場所において引渡しを受ける。

作業終了後は、待機所又は適宜交通機関までの労働者の輸送について協力する。

(エ) 労働者の賃金は、区（政策経営部）が、あらかじめ予算措置を講じ、就労現場で、作業終了後直ちに支払う。

(2) 区（各部）は、労力を必要とするときは、請求書（資料編震災編 第29「労務者供給請求書様式」P.72）により、総務部長に要請する。

2 資器材

(1) 資器材の調達・配分は、第4部 第10章「備蓄・物資等の供給及び輸送」に記載の車両調達・配車計画に準じる。（P.415 参照）

（資料編震災編 第28「車両調達請求書様式」P.71）

【想定以上の被害が発生した場合（複合災害を含む）】

複合災害（異常な風雨を伴う気象災害（台風、ゲリラ豪雨等）が、地震と同時に又は時間差を持って発生）が起こることで、被害拡大につながる可能性がある。また、複合災害による被害拡大だけでなく、起こりうる被害をより広く捉え被害を定量的に示すことが困難な事象を想定することも重要である。これら複合災害やより深刻な被害が発生した場合を想定した応急対応力の更なる強化が必要となる。

複合災害やより深刻な被害が発生した場合の応急対策の役割分担は、対応の混乱を招かぬよう単一の災害と同様とすることが望まれるが、実際に複合災害が発生したり、より深刻な被害が発生した場合には、災害の規模等が大きくなったり、災害への対応が複雑化する。そのため、災害対策本部が中心となった適切な判断に基づき、柔軟に対応する必要がある。また、災害の様相によっては、救出・救助より広域的な避難を含む、避難誘導を優先させる等、被害の拡大を防ぐ対応を行う必要がある。

■複合災害による被害の拡大（例）

複合災害発生により生じる被害の拡大としては、次のようなものが考えられる。

① 浸水被害の拡大

梅雨期や台風シーズン等降雨期に地震が発生した場合、雨水ポンプ場等の雨水管路施設の流下・排水機能が低下すれば、避難所等を含む生活空間に浸水被害が発生する可能性がある。また、地震動や津波により、海岸や河川の堤防等が損壊した場合には、浸水被害が拡大するおそれがある。

② 火災延焼の拡大

台風若しくはそれに準じる気象条件下において地震が発生した場合、飛び火による延焼拡大等、想定以上の広域延焼被害が発生する可能性がある。

■定性的な被害（定量的に示すことが困難な被害）

定量的に示すことが困難な被害としては、次のようなものが考えられる。

① 発災直後の出火以外の火災や同時多発火災等による被害拡大

地震発生から数日後の復電による通電火災や不審火等による火災が発生する可能性がある。また、同時多発火災の発生、停電・電話の不通による119番通報の支障等により、公的消

第5章 応急対応の実施
第5節 人材、資器材等の調達、配分

防隊への通報が遅れ、消火困難な火災が増える可能性がある。さらに、路上の放置自動車、沿道家屋の倒壊、電柱の倒壊により細街路の道路閉塞が発生し、消火活動が著しく阻害され、消火困難な火災が増える可能性がある。ビルの高層階では、ゆれが増幅されるため、火気器具等による出火が生じる可能性がある。そのような場合、高層階における消火活動は困難であり、火災被害が増大する可能性がある。

② **多数の人の集積による人的被害拡大**

セール期間中のデパートや、イベント開催中のホール、体育館等、特に多数の人が集積する施設が倒壊した場合、死傷者数が増大する可能性がある。

③ **要配慮者への被害拡大**

要配慮者は自力避難が困難であることに加えて、自宅を離れて避難所等に避難した際に適切な医療を受けることが困難であることが想定される。地震によってライフライン（特に電力）が停止した場合、在宅医療を受けている人や在宅療養を受けている慢性透析患者は、生命維持が困難になるおそれがある。

④ **交通施設及び交通ターミナル被害での被害拡大**

鉄道や道路をまたぐ橋梁や橋げたが被災・落下することはほとんどないと想定されるが、落下した場合には、通行中の列車や車両が被災し、死傷者が増加する可能性がある。また、鉄道の脱線事故により対向列車や沿線建物との衝突事故が発生した場合、死傷者が増加する可能性がある。特に、高速道路高架部分で車両落下等が生じた場合、高架下の市街地での火災延焼等の被害拡大が生じる可能性がある。高架下利用店舗の被災により多数の死傷者が発生する可能性がある。膨大な鉄道利用者が滞留しているターミナル駅の天井崩落や通路への殺到等による事故が生じた場合、多数の死傷者が発生する可能性がある。

⑤ **交通インフラの被害への被害拡大**

橋脚等に大被害が生じない場合においても、液状化発生危険度が高い地域の平面道路では、段差やマンホール等の地下構造物の飛び出し等により道路通行に支障が生じる可能性がある。また、沿道家屋等の崩壊により道路及び鉄道施設の損壊や通行支障が生じる可能性がある。

⑥ **避難者数の増加**

余震の発生や降雨等の気象条件の変化に伴い、避難者が増加する可能性がある。

⑦ **帰宅困難者増加による応急活動への支障**

大量の都内滞留者が一斉に帰宅行動をとろうとした場合、道路渋滞等の発生や応急活動への著しい支障が生じる可能性がある。

また、オフィスや学校等の建物が被災した場合には、想定以上の屋外滞留者が発生する可能性がある。さらに、木造密集市街地等の大規模な火災延焼の危険性がある地域の滞留者は、広域避難対象者となる点にも注意が必要である。

また、これら想定以上の被害が発生した場合の応急対策が円滑に行われるよう、複合災害を想定した区総合防災訓練の実施や災害対策本部の図上訓練実施、区民に対する複合災害に関する周知等を図ることが必要である。

なお、複合災害の定量的な被害想定は、想定手法が確立されていないため、今後更なる研究により想定手法の確立を図ることが必要となる。

第6章 情報・通信活動

第3部 災害予防計画 第6章 情報・通信の確保	第4部 災害応急対策計画 第6章 情報・通信活動	第5部 災害復旧計画
第1節 情報システム及び防災機関相互の情報・通信連絡体制の整備 (P. 176)	第1節 災害情報等の迅速な通信・連絡の実施 (P. 329)	
第2節 住民等への情報提供体制の整備 (P. 182)	第2節 被害状況等の情報収集・分析及び災害等情報の提供 (P. 332)	
第3節 住民相互の情報連絡等の環境整備及び周知 (P. 185)	第3節 防災関係機関等と連携した広報活動の実施 (P. 340)	
	第4節 広聴体制の確立と被災者相談等の実行 (P. 346)	
	第5節 住民相互の情報連絡等 (P. 347)	

第1節 災害情報等の迅速な通信・連絡の実施

第1 対策内容と役割分担

警報及び注意報の発表・伝達を行う。

機 関 名	対 策 内 容
区 (情報収集指令室)	(1) 災害が発生するおそれのある異常な現象についての通報 (2) 災害原因に関する重要な情報についての周知 (3) 津波警報及び注意報についての伝達・周知 (4) 各放送機関等を活用した避難指示
区 (各部)	(1) 災害原因に関する情報について、情報収集指令室に通報 (2) 情報収集指令室その他関係機関から通報を受けた重要な情報、警報及び注意報については、所属施設・関係機関等に伝達
都 (総務局)	(1) 災害原因に関する重要な情報について、気象庁、都 (各局)、区及びその他関係機関から通報を受けたとき、又は自ら収集する等して知ったときは、関係のある都 (各局)、区、防災機関等に通報 (2) 津波警報及び注意報について、気象庁から通報を受けたとき、又は自らその発表を知ったときは、関係のある都 (各局) 及び区に通知
警視庁	(1) 警察署長は、異常現象を認知したとき、又は異常現象を発見した者から通報を受けたときは、関係区に通報
東京消防庁	(1) 都 (総務局) からの通報に基づき、消防署等に一斉通報し、各消防署等は、区民に周知 (2) 地震に起因する水防に関する情報を得た場合、その他の関係機関に通報するとともに区民に周知
東京管区气象台	(1) 緊急地震速報、津波警報・注意報、地震及び津波に関する情報の発表 (2) 発表した情報は、東京都等へ提供するとともに、各放送機関等の協力を得て、広く情報提供に努める。 (3) 津波警報・注意報の関係機関への通知

第6章 情報・通信活動

第1節 災害情報等の迅速な通信・連絡の実施

機 関 名	対 策 内 容
NTT東日本	(1)各種警報の通報 (2)警報の優先取扱い (3)「緊急速報エリアメール」の活用
その他の防災機関	(1)重要な情報、注意報及び警報に関する所属機関への通報

第2 詳細な取組内容

《区（情報収集指令室）》

- 1 都本部に対する情報連絡は、東京都防災行政無線システムを使用する。
- 2 災害の状況により都本部に連絡することができない場合は、国の現地対策本部又は総務省消防庁等に対して直接連絡する。
- 3 災害が発生するおそれのある異常な現象を発見した者又はその発見者から通報を受けた警察官若しくは海上保安官から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、直ちに都及び気象庁に通報する。
- 4 災害原因に関する重要な情報について、都又は関係機関から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、ただちに区域内の公共的団体その他重要な施設の管理者、住民の自発的な防災組織及び一般住民等に周知する。
- 5 津波の注意報及び警報について、都又はNTT東日本からの通報を受けたとき、又は自らその発表を知ったときは、直ちに管内の公共的団体その他重要な施設の管理者、住民の自発的な防災組織等に伝達するとともに、警視庁、東京消防庁、都政策企画局等の協力を得て、住民に周知する。
- 6 災害発生時、本部設置時には、放送要請による対応を行う場合があるほか、本部設置に至らない場合でも、区民等に対し各放送機関等と連携した避難指示等に関する情報提供を行う等、より一層の災害対応を実施する。
- 7 具体的な対応については、「放送を活用した避難指示等の情報伝達の申し合わせ」の内容による。
 - (1)実施機関
東京都、区、東京都域又は都域を超える広域区域を事業区域とする各放送機関
 - (2)伝達する情報
 - ア 高齢者等避難
 - イ 避難指示
 - ウ 警戒区域の設定
- 8 災害原因に関する重要な情報について、気象庁、区各部、区その他関係機関から通報を受けたとき、又は自ら収集する等して知ったときは、直ちに関係のある区各部、防災機関等に通報する。
- 9 津波の警報及び注意報について、気象庁から通報を受けたとき、又は自らその発表を知ったときは、直ちに関係のある区各部に通知する。
- 10 通信連絡の方法は、原則として、東京都防災行政無線の電話、FAX、システム端末及び画像端末を使用して行うほか、携帯電話等の通信手段の活用も図る。

《区（各部）》

- 1 区各部は、自ら収集した災害原因に関する情報について、直ちに情報収集指令室に通報するとともに、情報収集指令室その他関係機関から通報を受けた重要な情報、警報及び注意報については直ちに所属施設及び関係機関に通報する。

《警視庁》

- 1 警察署長は、異常現象を認知したとき、又は異常現象を発見した者から通報を受けたときは、速やかに区に通報する。

《東京消防庁》

- 1 地震による津波等が発生するおそれがあるときは、直ちに消防署等に一齐通報し、各消防署等は、区民に周知する。
- 2 地震に起因する水防に関する情報を各消防署等から収集し、これを都（総務局）及びその他の関係機関に通報するとともに、区民に周知する。

《東京管区气象台》

- 1 地震動により重大な災害が起こるおそれのある場合は、強い揺れが予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表するとともに、これを報道機関等の協力を求めて住民等へ周知する。
- 2 津波警報・注意報を発表した場合、気象情報伝送処理システム（アデス）、防災情報提供システム（以下、「提供システム」という）により、関東地方整備局、関東管区警察局、第三管区海上保安本部、東京海上保安部、NTT東日本、日本放送協会、都及び警視庁に通知する。
- 3 津波警報を発表した場合、緊急警報信号の放送（緊急警報放送システム：EWS）により津波警報の放送を行う放送局に対し通知する。
- 4 地震及び津波に関する情報を発表した場合は、気象情報伝送処理システム（アデス）及び提供システムにより、都、関係警察機関、報道機関等に伝達する。

《NTT東日本》

- 1 気象業務法に基づいて、気象庁からNTT東日本に伝達された各種警報は、区及び関係機関に通報する。
- 2 津波警報の伝達は、FAXにより関係機関に通報する。
- 3 警報に関する通信は優先して取り扱う。

《その他の防災機関》

- 1 都、気象庁、その他関係機関から通報を受けた重要な情報、注意報及び警報については直ちに所属機関に通報する。

第6章 情報・通信活動

第2節 被害状況等の情報収集・分析及び災害等情報の提供

第2節 被害状況等の情報収集・分析及び災害等情報の提供

第1 対策内容と役割分担

災害情報システムのほか、足立区防災行政無線、足立区地域防災無線、専用電話等、多様な通信手段を活用した重層的な情報連絡体制を確立し、被害状況等の把握及び分析、伝達を行う。機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じてドローンを活用する。また、都への被害状況等の報告を行う。

機 関 名	対 策 内 容
区（情報収集指令室）	<ul style="list-style-type: none"> (1)勤務時間内：危機管理部が被害情報を入手 (2)勤務時間外：防災センター連絡員が被害情報を収集、災害対策課長へ連絡 (3)災害対策本部設置後：情報収集指令室が被害情報を収集 (4)被害情報をもとに情報分析 (5)災害が発生したときから当該災害に関する応急対策が完了するまで都へ報告 (6)避難所開設の検討
区（各部、地域のちから推進部、救出部）	<ul style="list-style-type: none"> (1)所管施設及び関係機関との連絡体制の確立 (2)区（各部）職員、所管施設利用者、施設、関係機関等必要な情報の収集 (3)ドローンの運用 (4)災害対策本部長への報告 (5)区（各部）での情報の集約及び情報収集指令室への報告 (6)区民からの問い合わせに対応するコールセンターの活用 (7)区のホームページによる被害状況についての情報提供
都（総務局）	<ul style="list-style-type: none"> (1)区の被害状況等調査 (2)国（総務省消防庁）への報告と他関係防災機関への通報 (3)現地の状況調査及び被害状況等取りまとめ (4)東京都災害情報システム等の運用及び補完する多様な通信手段による行政機関内の情報連絡 (5)重層的な連絡体制による外部機関との情報連絡
警視庁	<ul style="list-style-type: none"> (1)都への通報、関係機関との情報交換 (2)地震被害判読システム等による災害情報収集
東京消防庁	<ul style="list-style-type: none"> (1)地震被害予測システム等による被害予測 (2)高所カメラ、早期災害情報システム等による災害情報収集 (3)各消防署管内の被害状況及び各種消防活動の状況等についての都への通報、関係機関との情報交換
関東地方整備局	<ul style="list-style-type: none"> (1)情報収集及び連絡
N T T 東日本	<ul style="list-style-type: none"> (1)通信の被害、そ通状況、利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の応急復旧状況等
各防災機関	<ul style="list-style-type: none"> (1)発災直後の被害状況等を、区に対して提供

第2 詳細な取組内容

《区（各部、情報収集指令室、地域のちから推進部、救出部）》

1 区の情報収集・分析・伝達体制

(1) 災害直後の情報収集

ア 危機管理部は、防災行政無線、テレビ・インターネット等から地震情報及び被害情報を入手するとともに、地域防災無線等を通じて、区民事務所、消防、警察、病院等の被害状況を調査する（資料編震災編 第31「地域防災無線系統図及び情報連絡」P.90）。

イ 必要に応じ、都市建設部は、ドローンによる写真撮影やリアルタイムの映像により被害規模の早期把握を行う。

ウ 必要に応じ、都市建設部は、被害規模の早期把握のためドローンを活用し、写真やリアルタイムの映像を危機管理部に伝送する。

エ 防災関係機関は、無線局管理責任者を決めておく。

オ 勤務時間外の場合は以下のとおりとする（資料編震災編 第19「宿日直者の職務概要」P.63）。

(ア) 防災センター連絡員は、地震情報及び被害情報を入手するとともに、震度4以下で緊急を要すると判断されるものについては、直ちに災害対策課長に連絡し、その指示に従う（不在の場合には、危機管理部連絡網による）。

(2) 災害対策本部設置後の情報収集と分析

ア 情報収集指令室（危機管理部）は、消防、警察の通信取扱者等を通じて、火災、家屋やビルの倒壊情報等の被害情報を入手する。

イ 必要に応じ、都市建設部は、ドローンによる写真撮影やリアルタイムの映像により被害規模の早期把握を行う。

ウ 必要に応じ、都市建設部は、被害規模の早期把握のためドローンを活用し、写真やリアルタイムの映像を情報収集指令室（危機管理部）に伝送する。

エ 情報収集指令室は、防災行政無線、テレビ・インターネット等からの情報収集を継続する。

オ 情報収集指令室は、地域防災無線等を使用して、各部、避難所（情報連絡拠点）を通じ、又は、直接、区民事務所、病院、避難所等の被害状況を入手する。被害情報の収集にあたっては、病院、特別養護老人ホーム、老人保健施設、心身障がい者福祉施設等要配慮者施設の情報収集に配慮する。また、これらの被害情報を地図上にプロットする。

カ 災害対策本部は、被害の全体像を早期に把握するために、被害の推定を行う。

キ 災害対策本部長は、大規模火災、建物の倒壊危険、浸水危険等が発生した場合は、警視庁、東京消防庁・河川管理者と協議・調整のうえ、避難指示等の発令の是非を検討する。

ク 情報収集指令室は、これらの被害情報を各部、関係防災機関、都本部等に伝達する。

第6章 情報・通信活動

第2節 被害状況等の情報収集・分析及び災害等情報の提供

ケ 情報収集指令室は、防災行政無線、有線通信（N T T）等通信施設全体の運用、応急復旧等の活動を行う。

コ 情報収集指令室は、地震発生後、速やかに各通信システムの作動状況をチェックし、利用可能な通信システムを組み合わせ、最適の利用方法を災害対策本部長に提案する。

サ 情報収集指令室は、通信システムに故障が発生した場合は、速やかに応急修理を行う。自ら修理することが困難な場合は、関係事業者の協力を得る。

(3) 情報・通信連絡体制の確立、情報収集及び報告

ア 区（各部）は、地震発生後、直ちに各通信システム等の作動状況をチェックし、利用可能な通信システムを組み合わせ、所管施設及び関係機関との情報・通信連絡体制を確立する。

イ 必要に応じ、都市建設部は、ドローンによる写真撮影やリアルタイムの映像により、被害の第一次情報や被害規模に関する概括的な情報等を速やかに把握する。

ウ 必要に応じ、都市建設部は、被害の第一次情報や被害規模に関する概括的な情報等を速やかに把握するためドローンを活用し、写真やリアルタイムの映像を情報収集指令室（危機管理部）に伝送する。

エ 区（各部）は、職員、所管施設利用者の安否情報及び、所管施設の被害状況、関係機関の被害状況及びその他必要な情報を収集し、原則として、情報受発信用紙により（資料編震災編 第34「通信連絡受発信用紙」P.98）災害対策本部長に報告する。

オ 災害対策本部長への報告について、時間が切迫している場合は、任意の書式又は口頭による報告に代えることができる。

カ 区（各部）の収集した被害情報は、各部庶務担当課庶務担当係等が集約し、情報収集指令室へ報告する。

キ 地域のちから推進部長は、被害の集中地区を特定し、さらに詳細な被害情報が必要な場合には、被害調査班を編成し派遣する。調査事項は、次のとおりとする。

(ア) 災害要因

(イ) 被害状況

(ウ) 応急措置情報及び救助活動状況

(エ) 災害地住民の動向及び要望事項

(オ) その他特命事項

ク 地域のちから推進部長は、被害集中地区に派遣された被害調査班と緊密な連絡をとり、被害集中地区の被害の詳細を把握する。

ケ 地域のちから推進部長は、被害調査班による被害情報等を取りまとめ、災害対策本部長に報告する。

コ 区（救出部）は、死亡者情報を取りまとめる。

第6章 情報・通信活動

第2節 被害状況等の情報収集・分析及び災害等情報の提供

2 災害報告

(1) 情報収集指令室は、災害が発生した時から応急対策が完了するまで、被害状況等について、次により都へ報告する。なお、家屋の倒壊や火災が多発する災害が発生した場合及び災害対策基本法第53条に基づく被害状況の報告が都にできない場合には、国（総務省消防庁）に報告する。

ア 報告する災害

- (ア) 災害救助法の適用基準に合致すること。
- (イ) 区が災害対策本部を設置したこと。
- (ウ) 当初は軽微な災害であっても今後拡大するおそれのあるもの、又は2都県以上にまたがるもので、1の区における被害は軽微であっても全体的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの。
- (エ) 災害による被害に対して、国の特別の財政援助を要するもの。
- (オ) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告する必要があると認められるもの。
- (カ) 以上の報告にあたっては、警視庁、東京消防庁と連絡を保つものとする。

イ 報告する事項

- (ア) 災害の原因
- (イ) 災害が発生した日時
- (ウ) 災害が発生した場所又は地域
- (エ) 被害状況
- (オ) 災害に対して既にとった措置及び今後とろうとする措置を、日時、場所、活動人員、使用資機材等を明らかにして報告する。
- (カ) 災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類
- (キ) その他必要な事項

ウ 報告の方法

- (ア) 都災害情報システムへの入力による（ただし、障害等により入力できない場合は、従来の報告様式による）。

エ 報告の種類・期限等

報告の種類		入力期限	入力画面
発災通知		即時	発災情報
被害措置概況速報		即時及び都が通知する期限内	災害総括、被害情報、措置情報
要請通知		即時	要請情報
確定報	災害確定報告	応急対策を終了した後 20日以内	災害総括
	各種確定報告	同上	被害情報、措置情報
災害年報		4月20日	災害総括

第6章 情報・通信活動
 第2節 被害状況等の情報収集・分析及び災害等情報の提供

オ 被害程度の認定基準

被害の種類		内 容
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し死体を確認した者、又は死体を確認できないが死亡したことが確実な者とする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みのものとする。
	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みのものとする。
住家被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	全壊	<p>住家がその住居のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流出、埋没したもの、又は住家の損壊（「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもの。</p> <p>具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素（「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。</p>
	大規模半壊	<p>居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。</p> <p>具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。</p>
	中規模半壊	<p>住家がその住居のための基本的機能の一部を喪失したもののうち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもの。</p> <p>具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の30%以上50%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合30%以上40%未満のものとする。</p>
	半壊	<p>住家がその住居のための基本的機能の一部を喪失したもののうち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもの。</p> <p>具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上30%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合20%以上30%未満のものとする。</p>

第6章 情報・通信活動

第2節 被害状況等の情報収集・分析及び災害等情報の提供

被害の種類		内 容
	準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の10%以上20%未満、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したものと及び全壊・半壊には該当しないが、土砂、竹木等の堆積等により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。
	無被害	全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、一部損壊に当てはまらないものとする。
非住家被害	非住家	住家以外の建物でこの報告中他の被害個所項目に属さないもの。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
	公共建物	例えば役所庁舎、公民館、公共保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
	非住家被害	全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。
その他	田の流失、埋没	田の耕土が流出し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	畑の流出、埋没畑の冠水	田の例に準じて取り扱うものとする。
	文教施設	幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校における教育の用に供する施設とする。
	道路	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
	橋りょう	道路を連結するために河川、運河のうゑに架設された橋とする。
	河川	河川法（昭和39年法律第167号）が適用若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
	港湾	港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、係留施設、臨港交通施設、航行補助施設、荷さばき施設、旅客施設、保管施設、港湾公害防止施設、港湾厚生施設、港湾施設用地、又は港湾の利用及び管理に必要な移動式施設、港湾役務提供用移動施設、港湾管理用移動施設とする。
	砂防	砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2によって同法が準用される天然の河岸とする。
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	鉄道不通	汽車、電車等の運行は不能となった程度の被害とする。
	被害船舶	櫓（ろ）・櫂（かい）のみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの、及び流失し所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたもの。

第6章 情報・通信活動

第2節 被害状況等の情報収集・分析及び災害等情報の提供

被害の種類	内 容
電話	災害により通信不能となった電話の回線数とする。
電気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
水道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
ガス	供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
ブロック塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
り災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
り災者	り災世帯の構成員とする。
火災発生	火災発生件数は、地震又は火山噴火の場合のみ報告する。
公立文教施設	公立の文教施設とする。
農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港、下水道及び公園とする。
その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都立施設等の公用又は共用に供する施設とする。
被害金額	災害中間年報及び災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については査定済額を記入し、未査定額（被害見込額）はカッコ外書きとする。
公共施設被害市町村	公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、漁具、漁船等の被害とする。
商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

第6章 情報・通信活動

第2節 被害状況等の情報収集・分析及び災害等情報の提供

《警視庁》

- 1 各方面本部、各警察署及び地震被害判読システムから収集した情報を、都に通報するとともに、東京消防庁、自衛隊等の関係機関と情報交換を図る。
- 2 主な収集事項は、家屋の倒壊状況、死者・負傷者等の状況、主要道路・高速道路・橋及び交通機関の状況、住民の避難状況、火災の拡大状況、堤防・護岸等の破損状況、電気・水道・ガス・通信施設の状況等とする。

《東京消防庁》

- 1 各消防署管内の被害状況及び各種消防活動の状況等について、次の手段により収集した情報を、取りまとめて都に通報するとともに、警視庁、自衛隊等の関係機関と情報交換を図る。
 - (1) 高所高感度カメラを用いた管内の火災発生状況、建物倒壊状況等の把握
 - (2) 地震計ネットワーク、地震被害予測システム、延焼シミュレーション等を活用した被害状況の予測
 - (3) 消防車両、情報活動隊、広報車隊、巡回情報収集班等による被害状況の把握
 - (4) 各種消防活動状況の把握
 - (5) 消防団員の参集者が収集した被害状況の把握
- 2 東京消防庁の震災時の情報連絡体制は、消防無線、消防電話、防災行政無線等を活用し、警防本部、方面隊本部、他の署隊本部、消防団、各防災機関等との情報連絡を行う。
 - (1) 災害救助法に基づく報告
災害救助法に基づく報告については、第4部第12章応急対策「第9節 災害救助法等の適用」に定めるところによる。

《関東地方整備局》

- 1 緊急道路パトロールを行うとともに、ヘリコプター等からの情報収集に努め、必要に応じ、関係機関に速やかに連絡する。
- 2 港湾事務所は、所管施設の点検を行うとともに、情報収集に努め、必要に応じ関係機関に速やかに連絡する。

《各通信事業者》

- 1 次により臨時の措置をとり、通信輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。
 - (1) 応急回線の作成、網措置等そ通確保の措置をとる。
 - (2) 通信のそ通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第8条第2項及び電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）第56条の定めるところにより、臨時に利用制限等の措置をとる。
 - (3) 非常、緊急通話又は非常、緊急電報は、電気通信事業法第8条第1項及び電気通信事業法施行規則第55条の定めるところにより、一般の通話、電報に優先して取扱う。
- 2 「災害救助法」が適用された場合等には避難所等に、り災者が利用する特設公衆電話の設置に努める（資料編震災編 第37「NTT東日本エリアにおける特設公衆電話（事前配備）一覧」P.107）。
- 3 災害発生により著しく通信輻輳が発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる

第6章 情報・通信活動

第2節 被害状況等の情報収集・分析及び災害等情報の提供

第3節 防災関係機関等と連携した広報活動の実施

災害用伝言ダイヤル等を速やかに提供する。

- 4 通信の被害、そ通状況の案内と通信輻輳時における利用者への時差通信等の協力要請について、報道機関及びホームページ等を通じて広報する。

《各防災機関》

- 1 各防災機関は、所管施設の所在区に被害、実施済みの措置、実施する措置その他必要事項について、区の例に準じ都に報告する。
- 2 ライフライン関係機関及び交通機関関係の被害概況速報については、「災害報告取扱要領」による。
- 3 各防災機関は、それぞれの通信系が被災により不通となった場合、又は利用することが著しく困難な場合は、関東地方非常通信協議会構成員等の関係機関の無線局を利用し、災害に関する通信の確保を図る。

(電波法(昭和25年法律第131号)第52条第4号に定める非常通信)(資料編震災編第33「無線局一覧」P.92)

第3節 防災関係機関等と連携した広報活動の実施

第1 対策内容と役割分担

住民へ正確な情報を迅速かつ確実に提供する。

機 関 名	対 策 内 容
区(関係部、政策経営部、危機管理部)	(1)コールセンターを活用し、区民からの問い合わせに対応 (2)各種伝達手法を活用した広報の実施 (3)時系列の段階に応じた広報の実施
都(総務局)	(1)都政策企画局その他の関係機関に対し必要な情報提供の指示及び要請、無線一斉通報
都(生活文化局)	(1)各広報媒体を活用し、災害対策本部の発する情報をもとに広報活動を実施 (2)都庁総合ホームページを災害対策用へ切り替え、迅速な情報提供を行う
都(水道局)	(1)地震発生直後に行う広報内容 (2)応急対策開始後に行う広報内容 (3)応急対策の進捗に伴う広報内容 (4)水道局事業所の各所管区域内を対象とする広報 (5)広報車の巡回による水道情報等の放送
都(下水道局)	(1)下水道施設の被害及び復旧等の状況及び下水道使用自粛等の協力要請についての広報
警視庁	(1)余震、津波等気象庁の情報 ほか
東京消防庁	(1)災害情報、消防活動状況等の広報
東京管区气象台	(1)地震・津波の詳しい状況やその解説、余震の見通しや防災上の留意事項等
関連総合通信局	(1)電気通信事業者の被災・復旧状況等 (2)放送局の被災・復旧状況等

機 関 名	対 策 内 容
自衛隊	(1)情報収集と広報活動
日本郵便株式会社	(1)業務被害、応急対策の措置状況等、業務運営状況及びその見通し等
N T T東日本	(1)通信設備の被害、その通状況の案内等
首都高速道路株式会社	(1)応急対策の措置状況等
東日本旅客鉄道株式会社	(1)災害の規模、被害範囲、駅周辺や沿線の被害状況等
東京電力パワーグリッド株式会社	(1)電気による二次災害等を防止するための方法等
東京ガス株式会社	(1)被害地区におけるガス機器の使用上の注意事項等

第2 詳細な取組内容

《区（関係部、政策経営部、危機管理部）》

1 基本的な広報方針

- (1) 当該区域や所管施設において災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、直ちに警察署、消防署等と連携して、必要な広報活動を実施する。
- (2) ホームページをはじめ、防災行政無線、T w i t t e r、災害用デジタルサイネージ等、あらゆる手段を利用し、災害発生後の区の状況を迅速・正確に情報提供する。ホームページは、災害対策用の緊急ページに切り換える。
- (3) ケーブルテレビ局を活用して、被災・復旧等の情報を放送する。
- (4) 区民からの電話による問い合わせに効率的に対応するため、コールセンター機能を強化する等、問合せ受付窓口の一元化を図る。
- (5) 区が発行する広報紙等の印刷にあたっては、区内外の民間業者の協力を得て行う。
- (6) 区（政策経営部）は、報道機関への発表を指定する場所において定期的に行う。また、電話、F A X、電子メール等を活用して、随時情報提供を行う。
- (7) 要配慮者のうち聴覚、視覚障がい等のコミュニケーション障がいを持つ者及び日本語を解さない外国人等の情報弱者への広報は、障がいの種別に応じた伝達手段を考慮して行う。

2 地震発生直後に行う広報

- (1) 防災センターは、都防災行政無線、緊急地震速報、J - A L A R T又はテレビ・ラジオから得た地震情報、区の震度計から得た震度情報等を防災行政無線、株式会社ジェイコム東京足立局、足立区HP、T w i t t e r、F a c e b o o k、災害用デジタルサイネージ、広報車等を通じて、区民に伝達する。
- (2) 防災センターは、地震直後の被害拡大防止及びパニックを防止するため、事前に作成してある文章（資料編震災編 第35「震災時広報文例」P.101）に基づき、区民への呼びかけを防災行政無線放送等により行う。
- (3) A-メール（電子メール配信システム）を活用し、事前登録者に電子メールによる上記2項目と同内容の伝達を行う。
- (4) 携帯電話会社の3社（N T Tドコモ、a u、ソフトバンク）が運用している「緊急速報エリアメール」の配信サービスを利用し、区内の同社携帯電話利用者に対し、災害・

第6章 情報・通信活動

第3節 防災関係機関等と連携した広報活動の実施

避難情報を提供する。

3 災害対策本部設置後の広報

- (1) 災害対策本部長は、区民の心理的動揺を最小限に抑え、災害に立ち向かう気力を高揚させ、地域内の相互扶助を促進するために、区民への呼びかけを行う。
- (2) 災害対策本部長は、避難指示の伝達を、防災行政無線、区ホームページ、A-メール、SNS、広報車、テレビ・ラジオ、チラシ、ポスター等、可能なすべての伝達手段を使って広報する。
- (3) その際、避難対象地区、避難する方向・場所、避難しなければならない理由について簡明に表現する。区のみでの広報で不足が生じる場合は、警視庁、東京消防庁に応援要請を行う。
- (4) 災害対策本部長は、応急対策の実施・準備状況や応援の要請を行ったこと等を区民に知らせる。

4 地震発生数日後からの広報

- (1) 区（政策経営部）は、広報媒体を最大限に利用し、区及び防災関係機関の生活関連情報を取りまとめ、区民への広報活動を行う。
- (2) 主な広報事項は、次のとおり。
 - ア 災害情報及び区の防災体制
 - イ 応急対策の実施状況
 - ウ 食料、飲料水、生活必需品の配付
 - エ 安否、居所情報
 - オ 必要なボランティアの募集
 - カ ごみ及びし尿の収集
 - キ 医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報
 - ク 電力の復旧に伴う通電火災に対する注意喚起

5 復旧期の広報

- (1) 政策経営部は、各部、各関係機関の情報を取りまとめ、広報活動を行う。主な広報事項は、次のとおり。
 - ア 仮設住宅
 - イ 融資
 - ウ り災証明
 - エ 職業あっ旋
 - オ 税の減免
 - カ 生活相談
 - キ ごみ及びし尿の収集

《都本部》

- 1 震災発生直後に行う広報は次のとおり。
 - (1) 都及び区の体制・措置状況

第6章 情報・通信活動

第3節 防災関係機関等と連携した広報活動の実施

《都（総務局）》

- 1 都本部は、区から広報に関する応援要請を受けたとき、又はその他の状況により必要と認めるときは、都政策企画局その他の関係機関に対し、放送要請手続をとるよう指示する等、必要な指示又は要請を行う。

《都（水道局）》

- 1 地震発生直後に行う広報内容は次のとおり。
 - (1) 水道施設の稼働状況
 - (2) 浄水場及び給水所における飲料水確保状況
 - (3) 応急対策の基本方針
 - (4) その他住民への協力要請等
- 2 応急対策開始後に行う広報内容は次のとおり。
 - (1) 水道施設の被害概要及びおおよその復旧見込み
 - (2) 復旧作業の実施方針
 - (3) 応急給水の実施方針及び給水拠点の周知
 - (4) 住民の注意すべき事項及び協力要請
- 3 応急対策の進捗に伴う広報内容は次のとおり。
 - (1) 水道施設の被害詳細及び復旧見込み
 - (2) 前日までの作業状況及び新たに給水可能になった地域
 - (3) 当日の復旧活動の概要
 - (4) 水質についての注意
 - (5) 住民への協力要請
- 4 広域的な広報は、給水対策本部広報担当が都本部を通じて、報道機関の協力を得て実施する。
- 5 水道局事業所の各所管区域内を対象とする広報は、拡声機付き自動車による路上広報、及び区の協力を得て、区の防災行政無線により実施する。

《都（下水道局）》

- 1 下水道施設の被害及び下水道使用自粛等の協力要請について広報を行う。
 - (1) 下水道施設の被害状況
 - (2) 下水道使用制限・使用自粛の協力要請
 - (3) 下水道施設の復旧状況
 - (4) その他広報活動が必要と判断したもの
- 2 広域的な広報については、都本部を通じて報道関係機関の協力を得て行う。
 - (1) 局ホームページ
 - (2) テレビやラジオ等の報道機関
 - (3) 下水道使用制限・使用自粛の協力要請については、次のとおり。
 - ア チラシの戸別配布や緊急説明会の実施等局独自の手段
 - イ 区に広報ネットワーク（防災無線、広報車等）の活用を依頼する。
 - ウ 水道局と相互に被害状況や地域への広報内容について調整する。

第6章 情報・通信活動

第3節 防災関係機関等と連携した広報活動の実施

《警視庁》

1 広報内容は次のとおり。

(1) 避難を必要とする情報

ア 火災の発生及び延焼状況

イ 高圧ガスの保管場所等の爆発及びそのおそれ

ウ 津波のおそれ

エ 崖（山）崩れのおそれ

オ その他避難を必要とする事象の発生及びおそれ

(ア) 混乱防止及び人心の安定を図るための情報

a 余震、津波等の気象庁の情報

b 地域の被害状況、被害の拡大予想及び復旧の見通し

c ライフライン等の被害状況及び復旧の見通し

d 主要道路、高速道路及び橋の被害状況並びに復旧見通し

e 交通機関の被害状況及び復旧の見通し

f 交通規制の実施状況及び渋滞情報

g 被災地域・避難場所等に対する警戒状況等

h その他混乱防止等を図るための情報

(イ) デマ・流言打ち消し情報

2 広報手段は次のとおり。

(1) トランジスターメガホン

(2) 交番(駐在所)備付けマイク

(3) パトロールカー、白バイ、広報車、サインカー

(4) ヘリコプター、警備艇

(5) 交通情報板、光ビーコン、ラジオ

(6) ホームページ等

《東京消防庁》

1 広報内容は次のとおり。

(1) 出火防止、初期消火の呼びかけ

(2) 救出救護及び要配慮者(高齢者・身体障がい者等)への支援の呼びかけ

(3) 火災及び水災に関する情報

(4) 避難指示に関する情報

(5) 救急告示医療機関等の診療情報

(6) その他区民が必要としている情報

2 広報手段は次のとおり。

(1) 消防車両の拡声装置等

(2) 消防署、消防団及び町会の掲示板等への掲示

(3) テレビ、ラジオ等報道機関を介しての情報提供

(4) ホームページ、SNS、消防アプリ等を活用した情報提供

(5) 消防団員、東京消防庁災害時支援ボランティア、自主防災組織を介しての情報提供

第6章 情報・通信活動

第3節 防災関係機関等と連携した広報活動の実施

《自衛隊》

- 1 都及び関係機関と連絡を密にし、空及び地上から情報を収集するとともに、広報に優先する救援活動の遂行に支障のない範囲において、能力の許す限り広報活動を実施する。
 - (1) 人命財産の保護に影響する緊急情報の伝達
 - (2) 民心安定に寄与する自衛隊及び関係機関の活動状況
 - (3) 都及び関係機関等の告示事項
 - (4) その他必要事項
- 2 広報手段は次のとおり。
 - (1) ヘリコプター、地上部隊等による呼びかけ
 - (2) 報道機関を介しての情報提供

《日本郵便株式会社》

- 1 業務被害、応急対策の措置状況等、業務運営状況及びその見通し等について、報道機関を通じて広報活動を行う。
- 2 災害の態様及び被災状況等に応じ、次の内容を公示する。
 - (1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付
 - (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除
 - (3) 被災地あて救助用郵便物の料金免除
 - (4) 被災者救援のための寄附金送金用郵便振替の料金免除
 - (5) 郵便貯金業務及び簡易保険業務の非常取扱
- 3 広報手段は、都内各所の郵便局窓口又は局前等に掲出とする。

《NTT東日本》

- 1 災害の発生が予想される場合又は発生した場合に、通信のそ通、利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の応急復旧状況等の広報を行う。
- 2 公式HP、マスコミ等の協力により周知する。
- 3 災害用伝言ダイヤル等を提供した場合、交換機よりの輻輳トキ案内、避難所等での利用案内を実施するほか、必要に応じて報道機関、自治体との協力体制により、テレビ、ラジオ、防災無線等で利用案内を実施する。

《東京電力パワーグリッド株式会社》

- 1 広報内容は次のとおり。
 - (1) 電気による二次災害等を防止するための方法
 - (2) 避難時の電気安全に関する心構えについての情報
 - (3) 電力施設の被害状況、復旧予定等についての情報
- 2 広報手段は次のとおり。
 - (1) テレビ、ラジオ(ラジオ・ライフラインネットワーク)及び新聞等の報道機関を通じた広報
 - (2) 区の防災行政無線(同報系)の活用
 - (3) 広報車等による直接当該地域への周知

第6章 情報・通信活動

第3節 防災関係機関等と連携した広報活動の実施／第4節 広聴体制の確立と被災者相談等の実行

《東京ガス株式会社》

- 1 広報内容は次のとおり。
 - (1) 被害地区におけるガス機器の使用上の注意事項
 - (2) ガス供給状況、供給停止地区の復旧の見通し
- 2 広報手段は、テレビ・ラジオ・新聞等の広報媒体及びインターネット等とする。
- 3 NHK及び民放各社に「マイコンメーター復帰方法のテープ・ビデオ」を配布している。大地震発生時に放映を依頼し、マイコンメーターが作動してガスが止まった住民へ、自身で復帰できる手順を案内する。
- 4 災害時における広報宣伝は、経済産業省、都、区、警視庁、東京消防庁等の官公庁並びに報道機関に対し、ガス設備の災害状況、供給支障の状況、災害復旧の現状と見通し等について適切な広報連絡を行い、周知に努める。

《東日本旅客鉄道株式会社》

- 1 広報内容は次のとおり。
 - (1) 災害の規模、被害範囲、駅周辺や沿線の被害状況
 - (2) 列車の不通線区や開通見込み等
- 2 広報手段は次のとおり。
 - (1) 被災線区等の輸送状況、被害状況等を迅速かつ適切に把握し、旅客等に周知・案内を行い、テレビ・ラジオ・ホームページ等で区民への情報提供に努める。
 - (2) 乗務員は、輸送指令から災害の規模、被害状況、運転再開の見通し等の指示を受け、放送等により案内を行う。

《東日本高速道路株式会社》

- 1 広報内容は、応急対策の措置状況、交通規制状況、避難方法等
- 2 広報手段は、ラジオ、標識、情報板、看板及びパトロールカー等

《首都高速道路株式会社》

- 1 広報内容は、応急対策の措置状況、交通規制状況、避難方法等
- 2 広報手段は、ラジオ等各種メディア、標識、情報板、料金所看板等の各種道路情報提供設備

第4節 広聴体制の確立と被災者相談等の実行

第1 対策内容と役割分担

発災後、被災者からの相談及び被災者への支援に関すること等の相談窓口を設置することで、混乱を防止するとともに、被災者等のニーズを把握する。

機 関 名	対 策 内 容
区（関係部、政策経営部）	(1)被災者のための相談所を開設
都（総務局）	(1)都（各局）の相談窓口を取りまとめ住民等へ周知
都（生活文化局）	(1)臨時相談窓口を開設 (2)都（総務局（都本部））と連携し、各局の相談体制等を把握

機 関 名	対 策 内 容
都（各局）	(1)相談窓口等を開設するとともに、都（総務局）に報告
警視庁	(1)臨時相談所を開設 (2)交通規制に係わるテレホンコーナーを開設
東京消防庁	(1)消防相談所を開設

第2 詳細な取組内容

《区（関係部、政策経営部）》

- 1 区及び区内防災機関は、相互に連携して被災者の相談に応じるとともに、苦情、要望等を聴取し、速やかに関係機関へ連絡して早期の解決に努める。
- 2 区民から問い合わせの多い相談内容については、HP上等に「よくあるご相談と回答（FAQ）」を開設するとともに、その周知を図る。
- 3 区（政策経営部）は、各種相談の仕分け及び案内を行い、専門的な相談については、各部から相談員を動員し、臨時災害相談所を設置する。
（臨時災害相談所については第5部 第9章第3節「被災者に対する生活相談等支援」P.488を参照）

《警視庁》

- 1 警察署又は交番その他必要な場所に臨時相談所を設置して、警察関係の相談にあたる。
- 2 交通対策本部内に交通規制の内容及び緊急通行車両の標章に関するテレホンコーナーを開設する。

《東京消防庁》

- 1 災害の規模に応じて、消防署、出張所その他必要な場所に消防相談所を開設し、各種相談、説明、案内にあたる。
- 2 区民からの電子メールによる問合せに対応する。

第5節 住民相互の情報連絡等

第1 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
区（関係部）	(1)住民、事業者及び帰宅困難者に対し、都や関係機関と連携して情報提供を行う
都（総務局）	(1)住民、事業者及び帰宅困難者に対し、区や報道機関等と連携して、情報提供を行う
通信事業者	(1)住民、事業者及び帰宅困難者に情報提供を行う (2)災害伝言ダイヤル、災害伝言版等の利用を呼びかける

第2 詳細な取組内容

- 1 区及び都は、個人・企業等に対する一斉帰宅抑制の呼びかけや安否確認方法の周知を行い、関係機関と連携して、避難所や一時滞在施設の開設状況等、災害関連情報等を提

第6章 情報・通信活動
第5節 住民相互の情報連絡等

供する。

- 2 通信事業者は、行政機関と連携し、住民、事業者及び帰宅困難者に災害情報の情報提供を行う。また、災害伝言ダイヤル、災害伝言板等の利用を呼びかける。
- 3 情報・通信システムを活用した連絡手段のほか、避難所や各公共施設の手書き掲示板や新聞、回覧板等の媒体も活用する。

第7章 医療救護・保健衛生等対策

第3部 災害予防計画 第7章 医療救護・保健衛生等対策	第4部 災害応急対策計画 第7章 医療救護・保健衛生等対策	第5部 災害復旧計画 第4章 医療救護・保健衛生等対策
第1節 初動医療体制の整備 (P. 186)	第1節 初動医療活動(P. 349)	第1節 保健衛生体制の確立 (P. 466)
第2節 医薬品・医療資器材の確保 (P. 189)	第2節 医薬品・医療資器材の供給 (P. 361)	第2節 火葬体制の確保(P. 469)
第3節 医療施設の基盤整備 (P. 191)	第3節 医療施設の確保(P. 365)	
第4節 遺体の取扱い(P. 192)	第4節 行方不明者の搜索、遺体の 検視・検案・身元確認等 (P. 366)	

関連事項	第13章 受援計画 第7節 医療救援の支援受入(医療部)(P. 454)
------	--------------------------------------

第1節 初動医療活動

第1 医療救護活動のイメージ

医療救護活動における時間的な区分、想定される状況、及び必要な活動を下表、及び次ページの図で示す。

【医療救護活動におけるフェーズ区分】

区分	想定される状況
0 発災直後 (発災～6時間)	建物の倒壊や火災等の発生により傷病者が多数発生し、救出救助活動が開始される状況
1 超急性期 (6～72時間)	救助された多数の傷病者が医療機関に搬送されるが、ライフラインや交通機関が途絶し、被災地外からの人的・物的支援の受入れが少ない状況
2 急性期 (72時間～1週間)	被害状況が少しずつ把握でき、ライフライン等が復旧し始めて、人的・物的支援の受入体制が確立されている状況
3 亜急性期 (1週間～1ヶ月)	地域医療やライフライン機能、交通機関等が徐々に復旧している状況
4 慢性期 (1～3ヶ月)	避難生活が長期化しているが、ライフライン等がほぼ復旧して、地域の医療機関や薬局が徐々に再開している状況
5 中長期 (3ヶ月以降)	医療救護所がほぼ閉鎖されて、通常診療がほぼ再開している状況

第7章 医療救護・保健衛生等対策
第1節 初動医療活動

■災害時の医療救護活動のフェーズ区分と必要な活動

全体概要	フェーズ0 発災直後 発災～6時間まで	フェーズ1 超急性期 72時間まで	フェーズ2 急性期 1週間程度まで	フェーズ3 亜急性期 1か月程度まで	フェーズ4 慢性期 3か月程度まで	フェーズ5 中長期 3か月程度以降
医療ニーズ	外傷治療・救命救急のニーズ					
必要な医療救護活動	区内全域の広域的な活動					
①区	緊急医療救護所の設置・運営					
区災害医療コーディネーター	地区医療救護班・歯科医療救護班・薬剤師班等の派遣					
	医療救護活動拠点・災害薬事センターの設置					
②都	<ul style="list-style-type: none"> ・災害医療コーディネーターの参集 ・医療対策拠点の設置 					
都災害医療コーディネーター	東京DMA Tの活動					
地域災害医療コーディネーター	都医療救護班・歯科医療救護班・薬剤師班等の派遣					
	主に日本DMA Tによる支援活動					
	主に他道府県の医療救護班による支援活動					
③災害拠点病院	主に重症者の収容・治療					
	平常時の医療体制へ徐々に移行					
④災害拠点連携病院	主に中等症者又は容態の安定した重症者の収容・治療					
	平常時の医療体制へ徐々に移行					
⑤災害医療支援病院	診療継続または区の定める医療救護					
⑥診療所等	平常時の医療体制へ徐々に移行					

※ 被害状況等により、活動期間は、長期化または短縮します

第2 医療情報の収集伝達体制

第1 対策内容と役割分担

区は、医療機関の被害状況や活動状況、必要に応じて設置する緊急医療救護所の情報等について迅速かつ的確に把握する。

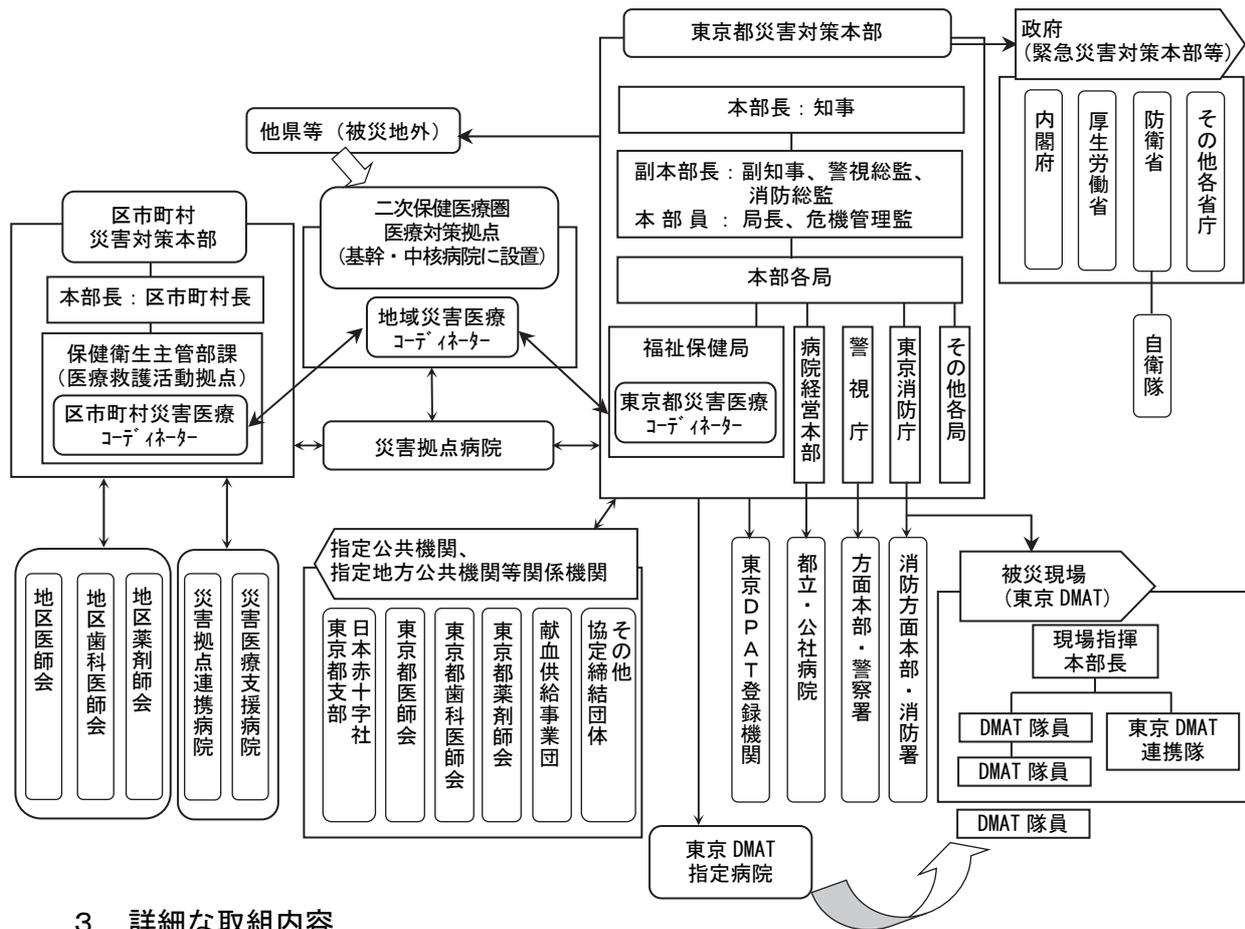
機 関 名	活 動 内 容
区（危機管理部、医療部）	(1) 災害対策本部下に区（医療部）を設置し、各医療関係機関の情報収集、連絡調整を行う。 (2) 情報収集指令室の情報をもとに、区内の関係機関負傷者集中状況把握 (3) 医師会等の協力を得て、医療機関の応急救護実施状況、対応能力、人的・物的被害状況を把握し、東京都医療対策拠点等へ報告 (4) 区（医療部）は、足立区医師会及び区災害医療コーディネーター等と連携して、人的被害及び医療機関（診療所、歯科診療所及び薬局）の被災状況や活動状況等を把握し、区東北部二次保健医療圏の医療対策拠点（都地域災害医療コーディネーター）に報告 (5) 緊急医療救護所の設置状況や医療機関の活動状況を地域住民に周知 (6) 地域住民に対する相談窓口の設置
都（福祉保健局）	(1) 区、東京消防庁、東京都医師会、東京都歯科医師会及び東京都薬剤師会等関係機関と連携し、都災害医療コーディネーターを中心に被害状況及び活動状況等を集約 (2) 都地域災害医療コーディネーターは、医療対策拠点において各二次保健医療圏内の医療機関の被害状況等を収集し、都災害医療コーディネーターと情報を共有化 (3) 医療機関の被害状況及び活動状況等について、医療対策拠点や区と情報共有 (4) 各種広報媒体や報道機関等を通じた都民への広報
東京都医師会 東京都歯科医師会 東京都薬剤師会	(1) 被害状況及び活動状況等を把握し、都へ報告
避難所	(1) 避難所において傷病者を把握し、必要に応じて、区災害対策本部等へ報告

第7章 医療救護・保健衛生等対策

第1節 初動医療活動

2 業務手順

【発災直後の連携体制（イメージ）】



3 詳細な取組内容

《区（危機管理部、医療部）》

- (1) 衛生部は、発災後速やかに区（医療部）を、衛生部指定場所に設置し、各医療関係機関の情報収集、連絡調整等の運営にあたる。
- (2) 東京都、日本赤十字社等の医療救護班の活動拠点並びに災害薬事センターは、区（医療部）におく。
- (3) 区医師会及び区災害医療コーディネーター等の関係機関と連携して、また、情報収集指令室の情報をもとに速やかに人的被害、診療所、歯科診療所及び薬局の被災状況や活動状況、区内の主要病院、避難場所、災害現場等への負傷者集中状況等を把握する。区災害医療コーディネーターは、足立保健所長及び区長（災害対策本部長）が指定する医師とする。
- (4) 足立区医師会等の協力を得て、医療機関の応急救護実施状況、対応能力、人的・物的被害状況について把握する。
- (5) 収集・把握した医療情報を関係機関に提供する。
- (6) 各関係機関でも上記情報について、情報収集・把握し、区（医療部）と情報共有する。
- (7) 上記情報について、区医療部から区東北部の地域災害医療コーディネーターに対して報告する。
- (8) 緊急医療救護所の設置状況や医療機関の活動状況を区民に周知する。

第3 初動期の医療救護活動

1 対策内容と役割分担

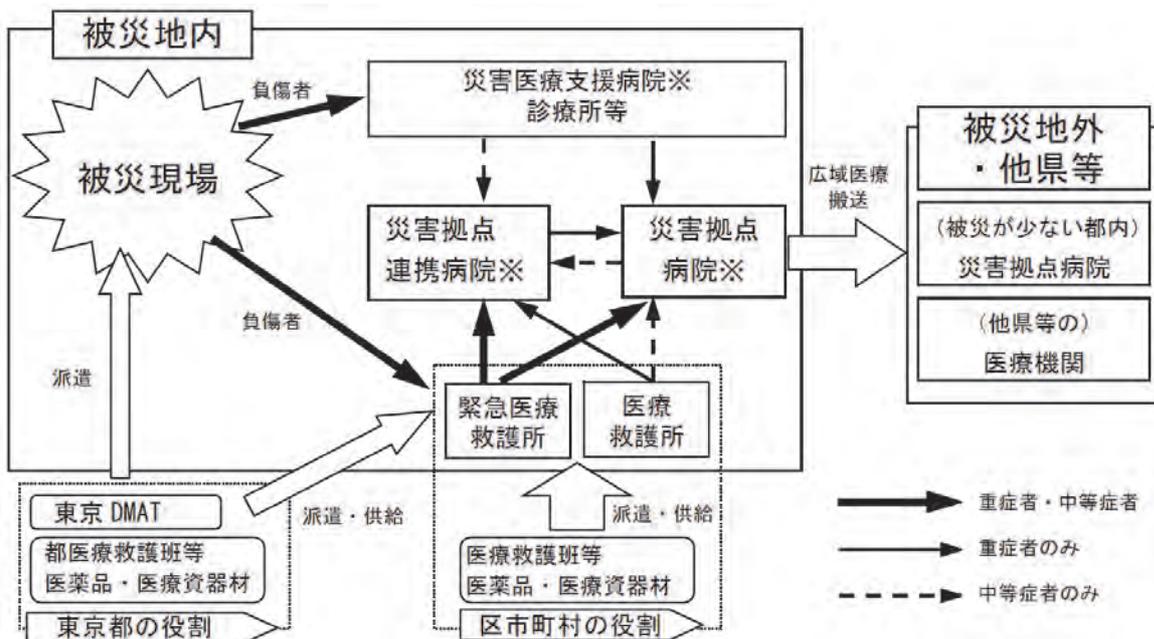
機 関 名	活 動 内 容
区（医療部）	<p>(1)区（衛生部）は、部別行動及び区（医療部）の管理・運営、情報収集、全体調整を実施</p> <p>(2)区災害医療コーディネーターの助言を受け、区内の医療救護活動等を統括・調整</p> <p>(3)災害拠点病院等の近接地等に緊急医療救護所を設置・運営</p> <p>(4)医療救護活動拠点を設置して、医療救護所や在宅療養者への医療支援について調整</p> <p>(5)足立区医師会、足立区歯科医師会、足立区薬剤師会、東京都柔道整復師会足立支部との協定に基づき、医療救護を実施するよう要請</p> <p>(6)医療救護体制が不足する場合には、東京都地域災害医療コーディネーターに応援を求めるほか、都に対し応援を要請</p>
都（福祉保健局）	<p>(1)医療救護に関する総合的な指揮命令及び連絡調整</p> <p>(2)都災害医療コーディネーターの医学的な助言を受け、都内全域の医療救護活動等を統括・調整</p> <p>(3)医療機関の空床利用や収容能力の臨時拡大等を要請</p> <p>(4)災害現場等の多数傷病者に対し救命処置を実施するため、東京DMATを派遣</p> <p>(5)医療対策拠点を通じて区から要請があった場合、又は都において医療救護の必要があると認めた場合は、都医師会、都歯科医師会、都薬剤師会、日本赤十字東京都支部、災害拠点病院などが編成する都医療救護班等を派遣</p> <p>(6)九都県市相互応援協定等に基づいて、医療救護班や他県DMATなど医療チームの派遣を要請し、受入体制を確立</p> <p>（各二次保健医療圏）</p> <p>(1)基幹災害拠点病院を含む地域災害拠点中核病院に二次保健医療圏医療対策拠点を設置</p> <p>(2)東京都地域災害医療コーディネーターは、都職員とともに圏域内の医療救護活動等を統括・調整</p> <p>(3)東京都地域災害医療コーディネーターは、必要に応じて地域災害医療連携会議を開催し、圏域内の医療救護活動を調整</p> <p>(4)都保健所は、公衆衛生的見地から地域災害医療コーディネーター及び市町村を支援</p>
東京消防庁	<p>(1)可能な範囲で救急隊を派遣</p> <p>(2)東京DMATと連携して、救命処置等を実施</p>
足立区医師会	<p>(1)区から「災害時の医療救護活動についての協定」に基づく医療救護班の派遣要請があった場合は、医療救護班としての活動等を実施</p> <p>(2)災害の状況により、自主的な判断に基づき、要請を待たずに医療救護活動を実施することができる。</p>

第7章 医療救護・保健衛生等対策
 第1節 初動医療活動

機 関 名	活 動 内 容
足立区歯科医師会	(1)区から「災害時の歯科医療救護活動についての協定」に基づく歯科医療救護班の派遣要請があった場合は、歯科医療救護班としての活動等を実施
足立区薬剤師会	(1)区から「災害時の救護活動についての協定」に基づく薬剤師の派遣要請があった場合は、区薬剤師班としての活動等を実施 (2)救護所等における傷病者等に対する調剤、服薬指導 (3)救護所及び医薬品の集積場所等における医薬品の仕分け、管理
日本赤十字社	(1)都からの要請又は自主的な判断に基づき、積極的に医療救護活動等に協力する。 (2)医療救護班は、都と締結した「災害救助又はその応援の実施に関する業務委託契約」に基づき、都医療救護班として医療及び助産救護活動等を行う。 (3)血液救護班を設置し、災害時の救護活動における輸血用血液供給業務を実施
東京都柔道整復師会足立支部	(1)区から「災害時における応急救護活動についての協定書」に基づく協力要請があった場合は、応急救護の実施及び衛生材料の提供等医療救護活動等に協力する。 (2)救護所において行う応急救護は、医師の指示により実施する。
自衛隊	(1)医療活動実施・支援
医療ボランティア	(1)ボランティアの資格等によって部門ごとに各業務に協力する。

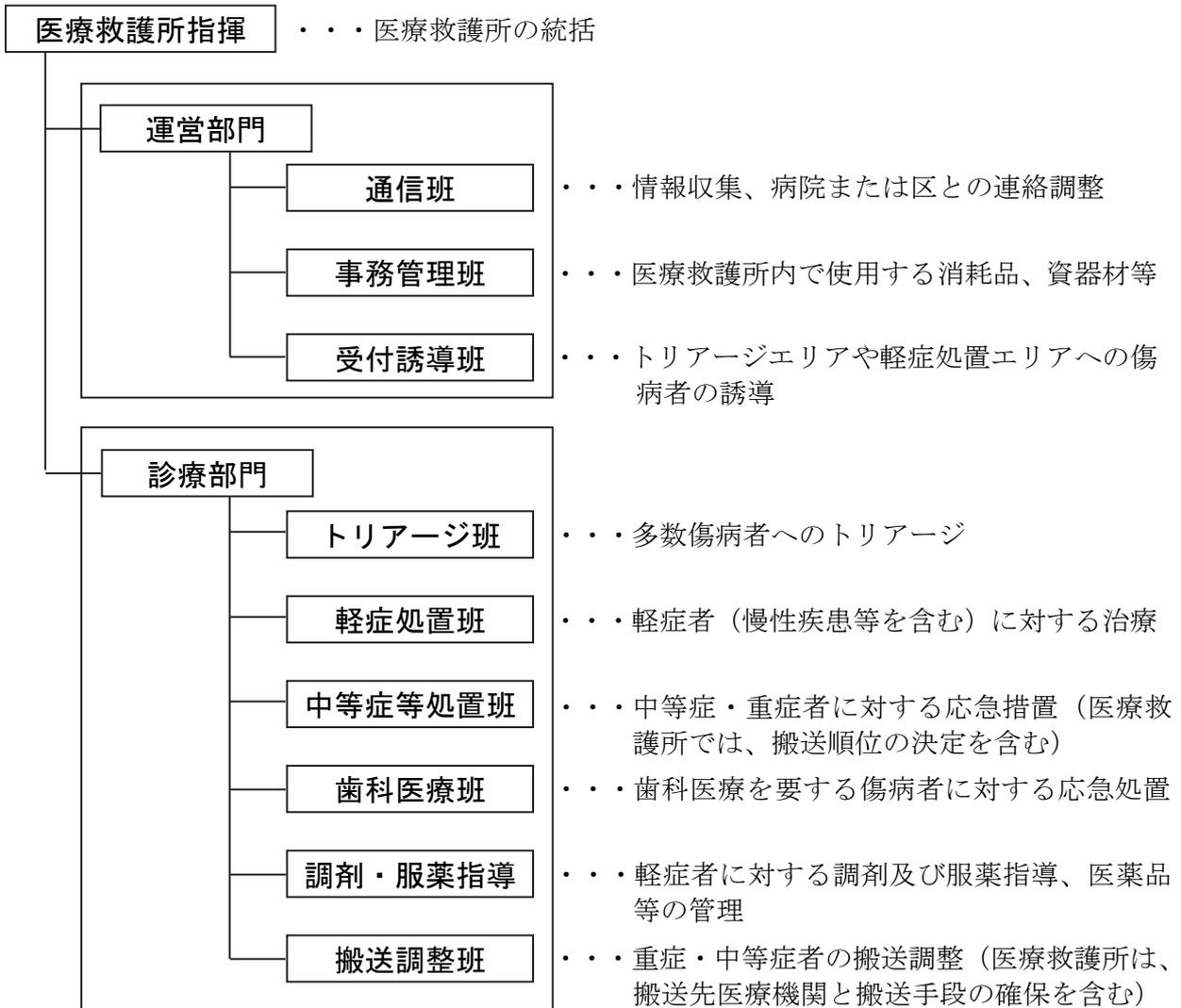
2 業務手順

【災害時医療救護の流れ】



※ 災害拠点病院は主に重症者を、災害拠点連携病院は主に中等症者を受入れる。
 災害医療支援病院は、専門医療や慢性疾患への対応、その他医療救護活動を行う。

【緊急医療救護所・医療救護所の標準的な体制】



3 詳細な取組内容

(1) 区（医療部）及び区災害医療コーディネーターの活動

ア 区（医療部）は、区災害医療コーディネーターの助言を受け、緊急医療救護所の開設支援、医療救護班の編成・派遣、応援医療機関受け入れ、調整、医薬品の調達、運搬等、医療救護活動等を統括・調整する。

イ 多数負傷者の発生を確認した場合は、災害対策本部長の決定により、速やかに足立区医師会へ出動要請を行い、医療救護班を多数負傷者の発生箇所へ派遣する。

ウ 災害対策本部長の決定により、必要に応じて足立区薬剤師会に薬剤師の派遣を要請する。

エ 災害対策本部長の決定により、必要に応じて東京都柔道整復師会足立支部に柔道整復師の派遣を要請する。

オ 災害救護の必要があると認めたときは、災害対策本部長の決定により、東京都災害対策本部（福祉保健局）に、医療・助産救護について、迅速にその出動を要請する。

カ 応援医療関係者の受け入れ、医療救護班の再編成、医薬品の供与、派遣先の割り

第7章 医療救護・保健衛生等対策

第1節 初動医療活動

振り、地理案内等の活動調整を実施する。

キ 災害対策本部長は必要に応じ、都以外の区協定自治体及び東京都災害対策本部を通じ自衛隊に医療・救護について出動を要請する。

(2) 緊急医療救護所及び医療救護所の設置

ア 災害対策本部長は、超急性期（6～72時間）においては、災害拠点連携病院、災害拠点病院等の近接地等に主に傷病者のトリアージを行うための緊急医療救護所を設置する。

(3) 医療救護班等の編成及び対応

ア 応援医療救護班の活動拠点は、区医療部におく。

イ 医療救護班等の活動は、被災直後の超急性期においては、負傷者が多数発生した災害現場等又は負傷者が殺到する病院等の近接地等に設置する緊急医療救護所を中心とする。

ウ 足立区医師会は、足立区内で震度6弱以上の地震が発生したときは、災害対策本部長からの要請の有無にかかわらず、自動的に自病院、又は自病院が被災した場合は、周辺の病院や消防機関が設置する仮救護所・避難所等必要な所で、負傷者の応急救護活動にあたる。

エ 足立区医師会は、災害対策本部長からの要請に基づき、医療救護班を編成・派遣する。医療救護班の編成は、原則として医師1名、看護師1名、補助その他若干名を1班とする。また、災害対策本部長は、必要に応じて足立区歯科医師会に歯科医療救護班の派遣を要請する。

オ 足立区薬剤師会は、区から要請があったときは、迅速に緊急医療救護所に出勤し、足立区医師会医療救護班の編成下に入り、応急薬剤支援を実施する。

カ 東京都柔道整復師会足立支部は、区から要請があったときは、迅速に緊急医療救護所に出勤し、足立区医師会医療救護班の編成下に入り、応急救護を実施する。

【医療救護班等の活動内容】

区 分	内 容
医療救護班	(1) 傷病者に対する応急処置 (2) 災害拠点病院等への転送の要否及び転送順位の決定 (3) 輸送困難な患者、軽症患者等に対する医療 (4) 助産救護 (5) 死亡の確認 (6) 以上のほか、状況に応じて医療活動や遺体の検案に協力する。
歯科医療救護班	(1) 歯科医療を要する傷病者に対する応急処置 (2) 災害拠点病院等への転送の要否及び転送順位の決定 (3) 避難所内における転送の困難な患者、軽症患者等に対する歯科治療、衛生指導 (4) 検視・検案に際しての法歯学上の協力
薬剤師班	(1) 緊急医療救護所等における傷病者等に対する調剤、服薬指導 (2) 緊急医療救護所及び医薬品の集積場所等における医薬品の仕分け、管理 (3) 一般用医薬品を活用した被災者の健康管理支援

第4 負傷者等の搬送体制

1 対応内容と役割分担

機 関 名	内 容
区（関係部、医療部）	<p>(1)被災現場から緊急医療救護所まで搬送。ただし、傷病者が集中し、緊急医療救護所の搬送が困難な場合、関係機関と協議し、適宜別の搬送先へ搬送する。</p> <p>(2)区が派遣する医療救護班等の医療スタッフの搬送</p> <p>(3)搬送は、あらかじめ定められた基準に基づく搬送順位に従って、搬送先施設等の受入体制を確認し行う。</p> <p>(4)区（医療部）は、搬送活動及び情報収集、全体調整を実施</p>
都（総務局）	<p>(1)災害拠点病院の対応能力では不足する場合に、「九都県市災害時相互応援協定」及び「首都直下地震応急対策活動要領」に基づき、関係機関に対し医療機関への広域搬送に必要な措置を要請</p>
都（福祉保健局）	<p>(1)東京消防庁等の関係機関と調整して、搬送手段を確保</p> <p>(2)その他協定締結団体等による重傷者等の広域搬送を実施</p> <p>(3)災害拠点病院の対応能力では不足する場合に、都は「九都県市災害時相互応援協定」及び「首都直下地震応急対策活動要領」に基づき、関係機関に対し医療機関への広域搬送に必要な措置を要請</p>
警視庁	<p>(1)ヘリコプター等を活用し、航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）等へ搬送</p>
東京消防庁	<p>(1)搬送は、被災現場等から医療機関への重症者の搬送を優先し、あらかじめ定められた基準に基づく搬送順位に従い、搬送先施設等の受入体制を確認し行う。</p> <p>(2)負傷者等の医療機関への搬送は、状況に応じて、関係機関と連携して行う。</p>
自衛隊	<p>(1)ヘリコプター等を活用し、航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）等へ搬送</p>
足立区医師会	<p>(1)患者搬送</p>
足立区民間業者 民間輸送業者 医療ボランティア	<p>(1)患者搬送</p>

2 業務手順

- (1)搬送は、原則として被災現場から緊急医療救護所までは区が対応し、緊急医療救護所から災害拠点病院等の医療機関までは都及び区が対応する。
- (2)緊急医療救護所の責任者は、災害拠点病院等に収容すべき傷病者がいる場合には、区等に搬送を要請する。

3 詳細な取組内容

(1) 負傷者の搬送

- ア 都及び区は、搬送手段を有する機関と連携して、緊急度や搬送人数等に応じた搬送手段を確保する。
- イ 負傷者等の災害拠点病院等への搬送は、都（福祉保健局）及び区が、東京消防庁等の関係機関と連携し、車両・ヘリコプター・船舶等により行う。

第7章 医療救護・保健衛生等対策

第1節 初動医療活動

ウ 都本部に集まる道路障害物除去情報並びに警視庁及び東京消防庁のヘリコプターが収集した画像情報を始めとした道路交通情報を効果的に活用し、搬送路を決定する。

エ 医療救護所等におけるトリアージの結果、災害拠点病院等に収容すべき傷病者がいる場合には、東京消防庁の救急車、民間救急車等による陸路での搬送や、警察、消防、自衛隊及び民間のヘリコプター等による空路での搬送を、緊急に実施する。災害対策本部は、速やかに使用可能なヘリポートの位置を確認し、関係機関に周知する。なお、搬送は必要であるが、救急車による緊急搬送の必要までではない負傷者については、協定等に基づき確保するバス・タクシー事業者の車両等により搬送する。

オ 患者の搬送先は、東京都内、埼玉県、千葉県等の広域に及ぶ可能性が高いので、区(医療部)は、東京都災害対策本部(福祉保健局)、都災害医療コーディネーター、東京都地域災害医療コーディネーター、東京消防庁等と密接な連絡を取りつつ、搬送先を決定する。

(2) 医療スタッフの搬送

ア 区が派遣する医療救護班等の医療スタッフの搬送は、原則として区が対応する。

イ 都が派遣する都医療救護班等の搬送は、都が対応する。

ウ 都医療救護班等の搬送にあたって、既に締結している関係機関との協定に基づき、バス、船舶、トラック等による搬送を活用する。

第5 保健衛生体制

1 対策内容と役割分担

医療・保健・福祉等関係機関と連携し、被災生活を支える広域的なネットワーク体制を確立する等、地域住民の生活全体を視野に入れ、心身ともに健康な生活が営まれるように、中長期にわたる予測性を考慮した継続的な活動を行う。また、住民自身が復旧・復興への意欲を高める働きかけを目指す。

ライフラインが寸断された場合、飲料水や食品の衛生を保つことが困難となるため、被災地や避難所での飲料水の消毒や食品の取扱い等、衛生状態を確保するための巡回指導及び周知を図る。

機 関 名	対 策 内 容
区(衛生部)	(1)保健活動班を編成し、被災住民に対する健康に関する相談を実施 (2)都(福祉保健局)と協議のうえ、必要に応じて応援協定に基づき、他区市に保健活動班の派遣を要請 (3)派遣職員の受入れ及び搬送体制の確立、並びに活動拠点の確保 (4)「食品環境衛生指導・消毒班」(以下「衛生・消毒班」という)を必要に応じて編成 (5)東京都獣医師会との連携による動物救護所の設置 (6)飼い主のわからない飼養動物や負傷動物の一時保護 (7)避難所における飼養動物の同行避難についての指導・助言 (8)被災動物の保護に関する都、関係団体等への協力

機 関 名	対 策 内 容
都（福祉保健局）	(1) 区における保健活動班の活動を支援 (2) 区が行う避難者や在宅生活者の健康相談を支援 (3) 関係機関と連携し、被災者に対する適切な保健衛生活動を行う (4) 区と協議のうえ、必要に応じて応援協定に基づき、他県市に保健活動班の派遣を要請 (5) 「環境衛生指導班」を必要に応じて編成し、区の要請に基づき派遣 (6) 「食品衛生指導班」を必要に応じて編成し、区の要請に基づき派遣 (7) 関係団体等との協働による「動物救援本部」の設置 (8) 負傷又は放し飼い状態の被災動物の保護

(参考：第4部 第9章第4節「動物救護に関する事項」 P. 398)

2 業務手順

- (1) 区は、巡回健康相談等を行うため、保健師・管理栄養士その他必要な職種からなる保健活動班を編成して避難所等に派遣する。また、衛生監視職の職員による衛生・消毒班を編成し、衛生管理指導にあたる。

3 詳細な取組内容

(1) 保健活動

《区（衛生部）》

ア 保健所は、保健活動班を編成し、避難所、被災地内住居等を巡回し、区民の健康状況を把握し、妊産婦・乳幼児の救護、要配慮者相談等を実施する。

なお、保健活動班の編成は、状況にあわせて保健所長が必要とする職種、職員をもって構成する。

イ 保健活動班は、衛生・消毒班と連携し、避難所等の健康管理、感染症予防、栄養対策、口腔ケア対策、衛生管理に関する活動を行う。

ウ 保健活動班は、災害活動の方針決定に向けて情報を収集する。

エ 派遣職員の受入れ及び搬送体制の確立、並びに活動拠点の確保を図る。

(2) こころのケア

《区（衛生部）》

ア 避難所における健康相談、家庭訪問等でこころのケアについての情報を収集し、対策を検討する。

イ 必要に応じて電話相談窓口や外来相談窓口を設置する。

ウ 被災住民の心的外傷後ストレス障害(PTSD)も視野に入れて、メンタルヘルスケア体制整備を図り、被災の状況に即して活動する。

エ 精神科病院・診療所の外来実施状況について、状況の把握・提供ができるよう努める。

第7章 医療救護・保健衛生等対策
第1節 初動医療活動

《都（福祉保健局）》

ア 避難所や住宅等での精神疾患の発症・急変への対応等を行うため、東京 DMAT を編成し、保健活動班と連携を図りながら、必要に応じて避難所等へ派遣する。

イ 都全体の精神保健に関する情報を収集し、タイムリーに区へ提供する。

ウ 東京都全域及び区間の精神保健医療に関する連絡調整を行う。

(3) 在宅難病患者への対応

ア 都は、区からの要請に応じ、医療機関及び他縣市等と連携し、在宅難病患者の搬送及び救護体制の支援に努める。

(4) 在宅人工呼吸器使用者への対応

《区（衛生部）》

ア 区等（「災害時個別支援計画」で定めた安否確認を行う機関）は、「在宅人工呼吸器使用者災害対策リスト」をもとに「災害時個別支援計画」で定めた方法により、在宅人工呼吸器使用者の安否確認を行う。

イ 人工呼吸器使用者及び家族に地域被害状況、医療機関の開設状況等の情報を提供するとともに、できるだけ在宅療養が継続できるよう支援する。

ウ 在宅療養の継続や避難等に際し、「災害時個別支援計画」による支援が困難な場合は都へ支援を要請する。

《都（福祉保健局）》

ア 区からの要請に応じ、人工呼吸器使用者の支援について、医療機関及び他縣市等と調整に努める。

(5) 透析患者等への対応

ア 医療機関の開設状況等の情報を提供するとともに、必要に応じて搬送手段を構築していく。

(6) その他、要配慮者への支援

ア その他、妊産婦、乳幼児、精神障がい者等要配慮者の支援に努める。

(7) 被災動物の保護

《区（衛生部）》

ア 東京都獣医師会と連携し動物救護体制を検討する。

イ 東京都獣医師会と協働し動物救護所を設置する。

ウ 飼い主のわからない飼養動物や負傷動物の一時保護を行う。

エ 避難所における飼養動物の同行避難についての指導・助言を行う。

オ 被災動物の保護に関し、都、関係団体等に協力する。

《都（福祉保健局）》

ア 負傷又は放し飼い状態の被災動物を保護する。

イ 関係団体等と協働し、「動物救援本部」を設置する。

第2節 医薬品・医療資器材の供給

第1 対策内容と役割分担

災害時医薬品供給体制を再検討し、医療物資供給体制を強化する。

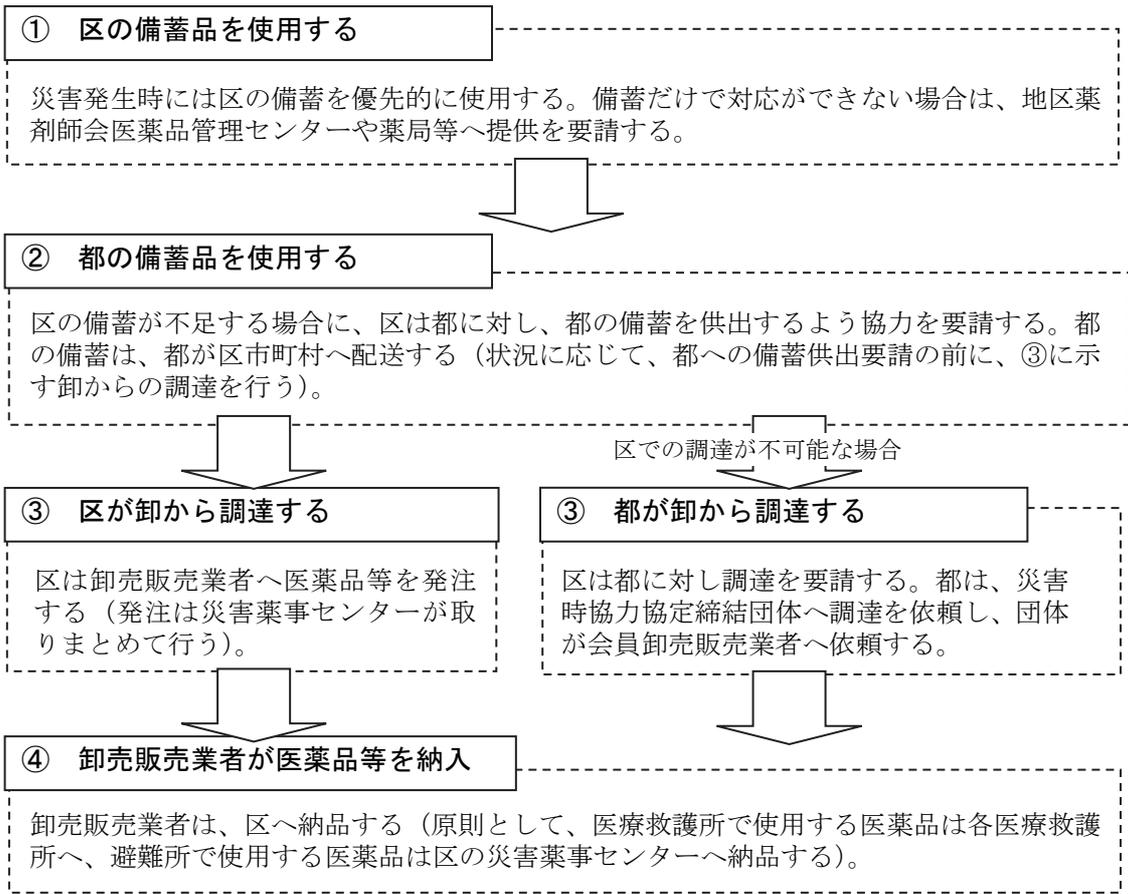
機 関 名	対 策 内 容
区（医療部）	<ul style="list-style-type: none"> (1) 発災後速やかに災害薬事センターを設置 (2) 災害薬事センターを複数設置する際には、中核となる災害薬事コーディネーターは足立区薬剤師会から選任し、他は足立区薬剤師会との協議のうえ決定 (3) 災害発生時には区が備蓄しているものを使用 (4) 備蓄している医薬品等に不足が生じた場合は、区において独自に調達し、調達が困難な場合には都に要請 (5) 災害薬事コーディネーターは区の要請を受け、医薬品調達及び搬送、全体調整を実施
都（福祉保健局）	<ul style="list-style-type: none"> (1) 医薬品等の卸売販売業者が早期に機能を復旧できるよう、自衛隊等関係機関の協力を得ながら支援 (2) 区の医薬品・医療資器材が不足する場合に、要請に基づき、都の備蓄品を供給 (3) 医薬品等が不足した場合には、社団法人東京医薬品卸業協会等災害時協力協定締結団体から調達 (4) 災害拠点病院等が収容力を臨時的に拡大するために必要な応急用資器材及び医薬品等の確保に努める (5) 原則、医薬品等の物資の支援は受け入れないが、支援があった場合には、必要に応じて被災地外に医薬品集積センターを設置し、仕分けたうえで区へ提供
足立区薬剤師会	<ul style="list-style-type: none"> (1) 区災害医療コーディネーター、都地域災害医療コーディネーター及び都災害医療コーディネーターの業務に協力 (2) 足立区薬剤師会は、区の要請を受け、災害薬事センターにおける医薬品の仕分け・管理等を行う。 (3) 東京都薬剤師会は、医薬品等の物資の支援があり、都の要請があった場合に限り、被災地外に設置される医薬品集積センターにおける仕分け・管理等を行う。
日本赤十字社	<ul style="list-style-type: none"> (1) 日本赤十字社東京支部医療救護班は、医療救護活動に必要な医療資材を携行 (2) 都から「災害時における血液製剤の供給業務に関する協定」に基づく供給要請があった場合、東京都赤十字血液センター（日本赤十字社東京都支部）と献血供給事業団とが密接な連携のもとに供給を行う。 (3) 血液製剤の都外からの輸送等については日本赤十字社東京支部が行うほか、状況により都をはじめ各機関に協力を要請
自衛隊	<ul style="list-style-type: none"> (1) 必要に応じ、医薬品・医療資器材分類、必要品請求、医薬品調達、搬送等を行う。
医療ボランティア	<ul style="list-style-type: none"> (1) 医薬品・医療資器材分類、必要品請求、医薬品調達、搬送（資格によって部門ごとに協力を行う）

第7章 医療救護・保健衛生等対策

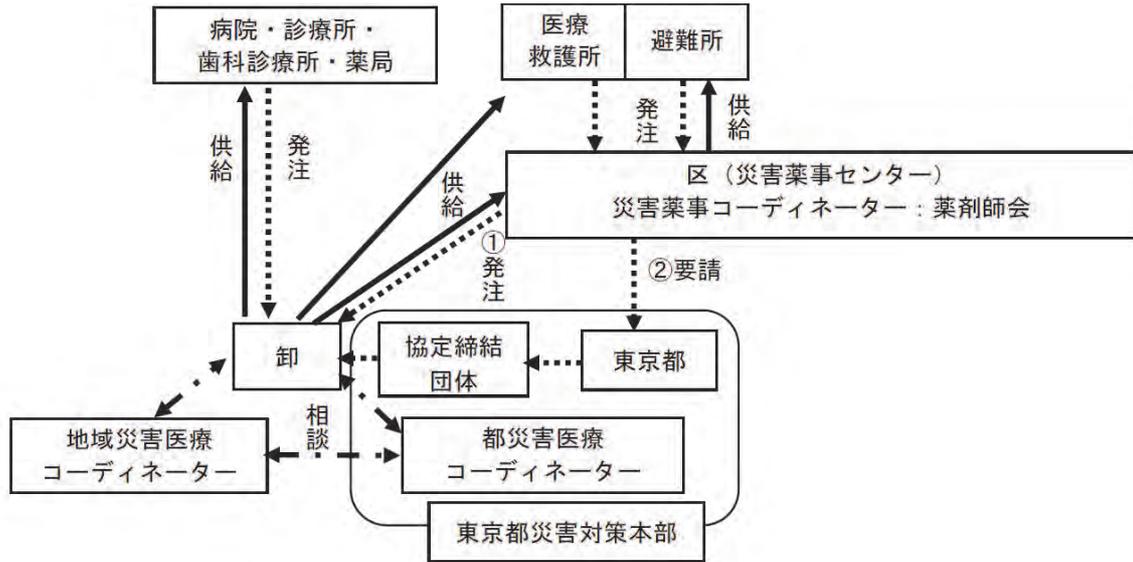
第2節 医薬品・医療資器材の供給

第2 業務手順

【区が使用する医薬品等の調達手順】



【卸売販売業者からの医薬品調達の流れ】

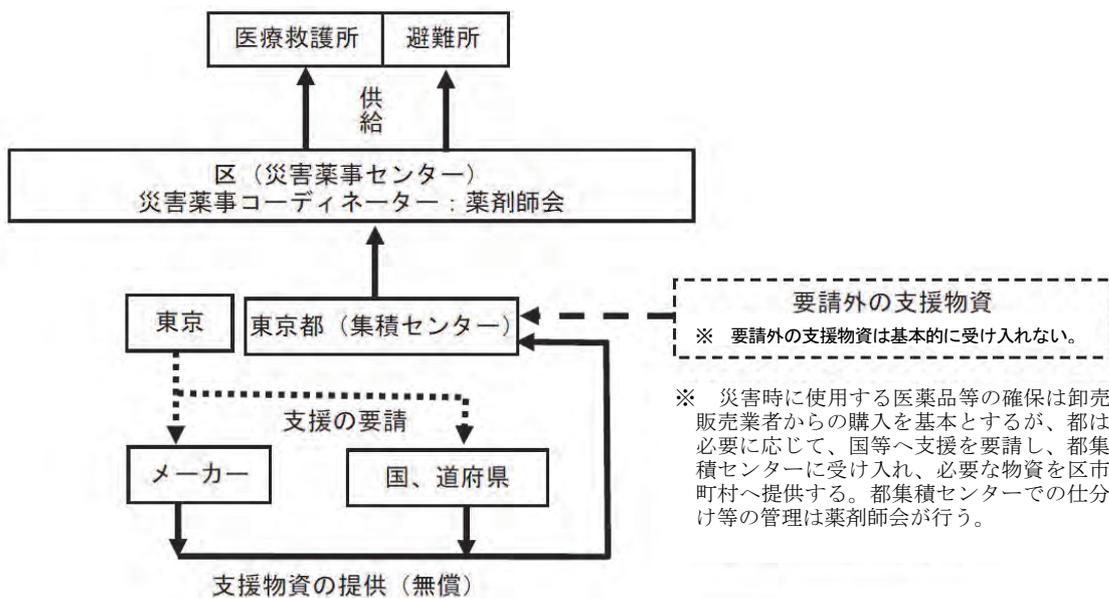


- ①：区は、卸売販売業者へ必要な医薬品を発注し、卸売販売業者が区へ納品する。
- ②：区での調達が不可能な場合は、区は都へ調達を要請し、都が災害時協力協定締結団体へ依頼する。団体の会員である卸売販売業者が区へ納品する。
- ③：①②どちらの場合でも発注（又は調達要請）方法、及び卸売販売業者からの納品方法は以下のとおり。

【医療救護所】発注：区の災害薬事センターで取りまとめて発注（又は調達要請）
納品：卸が各医療救護所へ直接納品

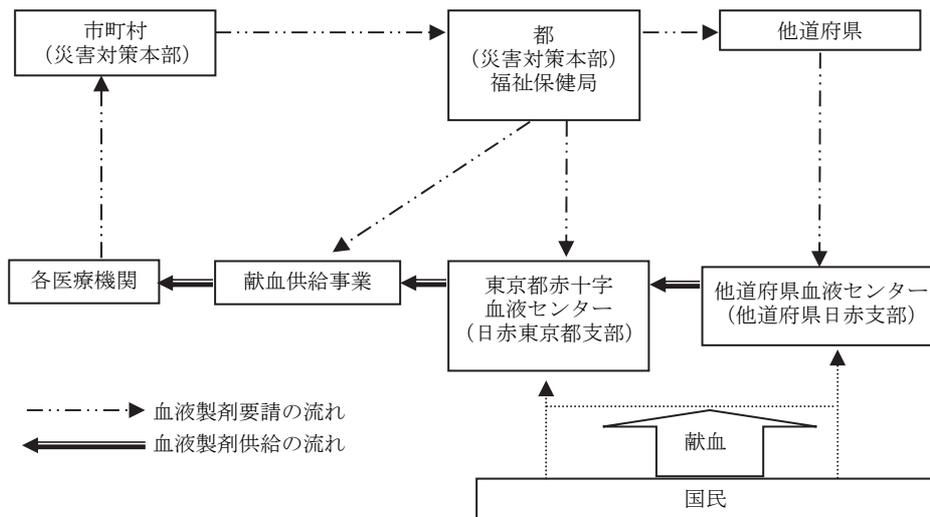
【避難所】発注：区の災害薬事センターで取りまとめて発注（又は調達要請）
納品：卸は区の災害薬事センターへ納品し、災害薬事センターが仕分けたうえで各避難所へ配送

【支援物資供給の流れ】



第7章 医療救護・保健衛生等対策
 第2節 医薬品・医療資器材の供給

【血液製剤の供給体制】



《都（福祉保健局）》

- 1 区から血液製剤の供給要請があった場合、又は血液製剤の供給について必要と認めた場合は、「災害時における血液製剤の供給業務に関する協定書」に基づき日本赤十字社東京都支部（東京都赤十字血液センター）及び献血供給事業団に供給を要請する。

第3 詳細な取組内容

《区（医療部）》

- 1 足立区薬剤師会と連携して、医療救護所や避難所等への医薬品等の供給拠点となる「災害薬事センター」を発災後速やかに設置する。
- 2 災害薬事センターは、足立保健所施設内におく。
- 3 災害薬事コーディネーターの業務は下記のとおりとする。
 - (1) 災害薬事センターを複数箇所設置する場合には、中核となる災害薬事センターの災害薬事コーディネーターは足立区薬剤師会から選任し、その他の災害薬事センターの災害薬事コーディネーターは足立区薬剤師会と区が協議のうえ決定する（中核となる災害薬事センターの災害薬事コーディネーターは、その他の災害薬事センターを統括する）。
 - (2) 災害薬事コーディネーターは、区災害医療コーディネーター及び地域災害医療コーディネーター、都災害医療コーディネーターに協力し、地域の災害医療が円滑に進むよう薬事に関する調整を行う。
- 4 区は傷病者の概数の把握に努め、足立区医師会、足立区歯科医師会、足立区薬剤師会と協議のうえ、医療救護所や避難所等において、発災直後は区の備蓄を使用する。不足する場合は、足立区薬剤師会と協議のうえ薬剤師会医薬品管理センターや薬局等へ提供を要請する。それでもなお不足する場合は、都に対し、都の備蓄を供出するよう協力を要請する。都の備蓄は、都が区へ配送する（状況に応じて都への備蓄供出要請の前に以下に示す卸売販売業者からの調達を行う）。
- 5 備蓄及び足立区薬剤師会からの提供だけでは医薬品等が不足する場合には、足立区薬剤師会と協議のうえ、医薬品等の卸売販売業者に発注し調達する。区が自ら調達を行うことが不可能な場合には、都（福祉保健局）へ調達を要請する。

第7章 医療救護・保健衛生等対策
第2節 医薬品・医療資器材の供給/第3節 医療施設の確保

＜都から区への支援手順＞

- ア 区が自ら調達を行うことが不可能な場合には、区は都に医薬品等の調達を要請する。
- イ 都は、災害時協力協定締結団体に調達を依頼する。
- ウ 協定締結団体は、会員各社（卸売販売業者）から最も効率的に当該区へ納入できる者を選定し、調達を依頼する。
- エ 依頼を受けた卸売販売業者は、当該区へ納品する（原則として、医療救護所で使用する医薬品は直接各医療救護所へ、避難所で使用する医薬品は区の災害薬事センターへ納品する）。

第3節 医療施設の確保

第1 対策内容と役割分担

機 関 名	内 容
区（医療部）	（1）医療機関の空床利用や収容能力の臨時拡大等を要請
都（総務局）	（1）都は、災害の規模等により、必要と認める場合、自衛隊へ災害派遣を要請
都（福祉保健局）	（1）医療機関の空床利用や収容能力の臨時拡大等を要請
自衛隊	（1）陸上自衛隊は、救護所を設営、負傷者等の受入れ及び医療処置等を実施 （2）海上自衛隊は、傷病者搬送のための船舶又は傷病者を受け入れる能力のある船舶を出動
災害医療支援病院	（1）専門医療への対応を行う病院は診療機能を継続、それ以外のすべての病院は、慢性疾患への対応、その他医療救護活動を実施
診療所等	（1）専門的医療を行う診療所は、診療機能を継続し、それ以外の診療所等は必要な医療救護活動を実施

第2 業務手順

- 1 災害時には、多くの負傷者等に対応するため、災害拠点病院をはじめ、全ての医療機関の空床利用や収容能力の臨時拡大等を図る。
- 2 災害拠点病院は、重症患者等の収容力の臨時拡大、ライフラインの機能停止時の応急的な診療機能を確保する。

第3 詳細な取組内容

- 1 災害医療支援病院のうち、小児医療、周産期医療、精神医療及び透析医療その他専門医療への対応を行う病院は、原則として診療機能を継続し、それ以外の全ての病院は、慢性疾患への対応、その他医療救護活動を行う。
- 2 透析や産婦人科等の専門的医療を行う診療所は、原則として診療機能を継続し、それ以外の診療所、歯科診療所及び薬局は、状況に応じて必要な医療救護活動を行う。

第7章 医療救護・保健衛生等対策

第4節 行方不明者の捜索、遺体の検視・検案・身元確認等

第4節 行方不明者の捜索、遺体の検視・検案・身元確認等

第1 対策内容と役割分担

行方不明者の捜索、遺体の検視・検案には、多くの遺体を一時的に安置する場所が必要となるため、都と区は連携して遺体収容所の確保を図り、火葬手続を迅速に実施する。

【実施主体】

全体主担当	区（救出部）	全体調整
主 担 当	警視庁	(1)遺体搬送 (2)検視 (3)身元確認
区 主 担 当	区（地域のちから推進部）	(1)連絡調整統括 (2)遺体搬送の調整 (3)遺体安置所の設置 (4)遺体収容所の設置準備・開設
支 援	区（都市建設部） 自衛隊	(1)救出現場からの遺体搬送 (1)遺体搬送
支 援 機 関	都（福祉保健局）、 監察医務院 区（総務部） 区（区民部） 区（福祉部） 足立区医師会 一般社団法人全国霊柩自動車協会	(1)検案班派遣 (2)検案 (1)ドライアイス及び柩等の調達 (1)ドライアイス及び柩等の輸送 (2)死体火葬許可証の発行 (1)身元不明遺骨・遺留品の引取調査及び保管 (1)検視・検案の協力 (1)遺体搬送

1 行方不明者の捜索についての取組内容

機 関 名	対 策 内 容
区（関係部）	(1)関係機関と連携し、行方不明者の捜索の総括、遺体の収容を実施
都（総務局）	(1)関係機関と連絡調整を行う
警視庁	(1)救出・救助活動に伴い発見・収容した遺体を適切に取り扱う (2)区と協力し、行方不明者の捜索及び遺体の収容を行う (3)各警察署において、行方不明の届出受理の適正を期するとともに、情報の入手に努め、調査を実施 (4)身元不明者については、人相・所持品・着衣・特徴等を写真撮影するとともに、遺品を保存して身元確認に努める
自衛隊	(1)都の要請に基づき、行方不明者等の救出・救助を実施、救出・救助活動に伴い発見した遺体を関係機関へ引き継ぐ

※ 行方不明者には、周囲の事情から既に死亡していると推定される者を含む。

※ 上記以外の機関が、他の業務を遂行中に遺体を発見した場合は、区に連絡する。なお、上記機関が直近で活動している場合は当該機関に通報する。

第7章 医療救護・保健衛生等対策
 第4節 行方不明者の搜索、遺体の検視・検案・身元確認等

2 遺体の搬送(遺体収容所まで) についての取組内容

機 関 名	対 策 内 容
区(地域のちから推進部)	(1)遺族等による搬送が困難な遺体の搬送に関する調整 (2)状況に応じて、都及び関係機関への協力依頼等を行う。 (3)都及び警視庁と連携のうえ、遺体収容所における検視・検案体制を整備 (4)遺体の腐敗防止の対策を徹底
区(関係部)	(1)区は、都(総務局)と協議し、都(各部局)、警視庁、関係機関及びボランティア等の協力を得て、作業員の雇上げ、機械器具の借上げ等の方法を講じ、遺体の搜索を実施 (2)搜索の期間は、災害発生の日から10日以内とする。 ただし、災害発生の日から11日以上経過してもなお遺体を搜索する必要がある場合は、搜索の期限内(10日以内)に次の事項を明らかにして、都知事に申請する。 ア 延長の期間 イ 期間の延長を要する地域 ウ 期間の延長を要する理由(具体的に記載すること) エ その他(延長することによって搜索されるべき遺体数等) (3)救出隊は、発見した遺体を遺体安置所に搬送 (4)避難所等に安置されている遺体は、区(地域のちから推進部)が遺体安置所に搬送 (5)区(地域のちから推進部)は、遺体安置所に搬送された遺体の氏名等を区(救出部)に報告 (6)区(総務部)は、区(地域のちから推進部)の要請に基づき、遺体収容のためのドライアイス及び柩を調達し、区(区民部)は、これを遺体安置所に搬送 (7)輸送手段等の確保に際し、必要に応じて一般社団法人全国霊柩自動車協会に要請 (8)区(地域のちから推進部)は、遺体処理票及び遺留品処理票(資料編震災編 第41「遺体処理関係様式」P.116)を作成し、整備する。
都	(1)遺体収容所の開設状況の情報を収集 (2)区長の要請に基づき、遺体収容所の開設、運営を支援
都(総務局)	(1)区及び関係機関等との連絡調整を実施 (2)状況に応じて、陸上自衛隊に対して、行方不明者の救出・救助、遺体の搬送協力の要請を行う。 (3)区からの協議に基づき、遺体の搜索について関係機関との連絡調整にあたりとともに、搜索作業が円滑に実施できるよう支援
警視庁	(1)都本部のもと、遺体収容所の開設状況の情報を収集 (2)遺体取扱対策本部を設置し、検視班等の編成及び派遣命令 (3)救出・救助活動に伴い発見・収容した遺体を適切に取り扱う (4)区と協力し、遺体の搜索・収容を実施

第7章 医療救護・保健衛生等対策

第4節 行方不明者の捜索、遺体の検視・検案・身元確認等

機 関 名	対 策 内 容
	(5)各警察署において、行方不明者の届出受理の適正を期すとともに、情報の入手に努め、調査を実施 (6)身元不明遺体については、人相・所持品・着衣・特徴等を写真撮影するとともに、遺品を保存し身元の確認に努める。

3 遺体収容所の設置とその活動についての取組内容

機 関 名	対 策 内 容
区（地域のちから推進部）	(1)災害発生後速やかに遺体収容所設置準備を実施し、順次開設 (2)都及び警視庁に開設状況を報告するとともに、住民等へ周知 (3)状況に応じて、都及び関係機関に応援を要請 (4)遺体収容所に管理責任者を配置し、都等と連絡調整を実施したうえで、遺体収容所における検視・検案体制を整備 (5)遺体の腐敗防止の対策を徹底
都	(1)区から遺体収容所の開設、運営に関する情報を収集 (2)区長からの要請に基づき、遺体収容所の開設、運営を支援
警視庁	(1)都本部のもと、遺体収容所の開設状況の情報を収集 (2)遺体取扱対策本部を設置し、検視班等の編成及び派遣命令

4 検視・検案・身元確認等についての取組内容

(1) 都・区等が行う対策

機 関 名	対 策 内 容
区（地域のちから推進部）	(1)遺体収容所における検視・検案を含めた運営態勢の準備 (2)区（地域のちから推進部）は、災害対策本部の指示に基づき、公共施設等に遺体安置所を開設 (3)検視・検案は、同一場所で集中的に実施できるよう、遺体収容所の配置区分、業務の体制整備等を決定 (4)警視庁及び都（福祉保健局）に対し、検視・検案班の遺体収容所への出動を要請
都（福祉保健局）	(1)知事は、監察医務院長に命じ、監察医等による検案班を編成、遺体収容所等に派遣し、遺体の検案等の措置を講ずる。 (2)検案態勢が都の対応能力のみでは不足する場合は、必要に応じて日本法医学会、東京都医師会等に応援を要請するとともに、東京都の委嘱等、必要な措置を講ずる。 (3)検視・検案に必要な資器材が不足する場合、関係団体に要請
監察医務院	(1)警視庁遺体取扱対策本部長（刑事部長）と調整のうえ、速やかに検案班を編成し、遺体収容所等に派遣 (2)検案班の指揮者（監察医務院長が指定した監察医等）は、遺体収容所等で業務を行う各関係機関と調整し、検案活動を実施 (3)検案班は、警視庁検視班等と協力し、遺体の検案、死体検案書の発行、その他必要な措置を講ずる。 (4)大規模災害時においては、監察医制度の施行区域（区部）にかかわらず、東京都全域において、監察医務院長が統一して検案班の編

第7章 医療救護・保健衛生等対策
第4節 行方不明者の捜索、遺体の検視・検案・身元確認等

機 関 名	対 策 内 容
	成・派遣等を行う。
警視庁	(1)検視班等を編成し、遺体収容所に派遣 (2)各遺体収容所等における遺体の収容状況を集約・調整のうえ、監察医務院長に検案を要請する。 (3)検視班は、検視規則及び死体取扱規則及び「大震災発生時における多数死体取扱要綱」等に基づき、遺体の検視及びこれに必要な措置を講ずる。

(2) 協力機関が行う対策

関係機関が協力する検視・検案活動は、警視庁及び都（福祉保健局（監察医務院））の検視・検案責任者の指揮に基づいて活動する。

機 関 名	対 策 内 容
東京都医師会	(1)都の要請に応じて、遺体の検案に協力
東京都歯科医師会	(1)都及び警視庁の要請に応じて、遺体の身元確認に協力
日本赤十字社	(1)都の要請に応じて、遺体の検案に協力
日本法医学会	(1)都の要請に応じて、検案医の確保・派遣に協力

(3) 身元確認に関する機関別活動内容

機 関 名	対 策 内 容
区（地域のちから推進部）	(1)身元不明者の周知と身元不明遺体の保管について周知する。 (2)警視庁（身元確認班）より引き継いだ身元不明遺体の適正な保管に努め、一定期間（概ね1週間程度）を経過した身元不明遺体を火葬する。 (3)引取人のない焼骨については、火葬場から引き取り、引取人が現れるまでの間、保管する。
警視庁	(1)「身元確認班」は、DNA採取用器具等を活用し、効率的な証拠採取に努める。 (2)身元が判明したときは、遺体を着衣・所持金品とともに「遺体引渡班」へ引き継ぐ。 (3)おおむね2日間身元確認調査を行っても身元が判明しない場合は、所持金品とともに遺体を区長に引き継ぐ
東京都歯科医師会	(1)警視庁から身元確認作業の協力要請があった場合は、速やかに1班につき歯科医師2名以上で構成する身元確認班（歯科医師班）を編成し、派遣 (2)身元確認班（歯科医師班）は、警視庁の検視責任者の指示に基づき、必要な身元確認作業に従事

5 区民への死亡者に関する情報提供についての取組内容

機 関 名	対 策 内 容
区（地域のちから	(1)大規模災害に伴う死亡者に関する広報に関して、都及び警視庁（各

第7章 医療救護・保健衛生等対策

第4節 行方不明者の捜索、遺体の検視・検案・身元確認等

機 関 名	対 策 内 容
推進部、関係部)	所轄警察署)と連携し、区庁舎・遺体収容所等への掲示、報道機関への情報提供、問合せ窓口の開設、地域住民等への情報提供等を行う体制を準備する。
都	(1)大規模災害発生時における遺体の引き渡し等を円滑に実施するため、警視庁、区及び関係機関等と連携し、都内の広域的な死亡者に関する情報を、区民に速やかに提供する。

6 遺族への遺体の引き渡しについての取組内容

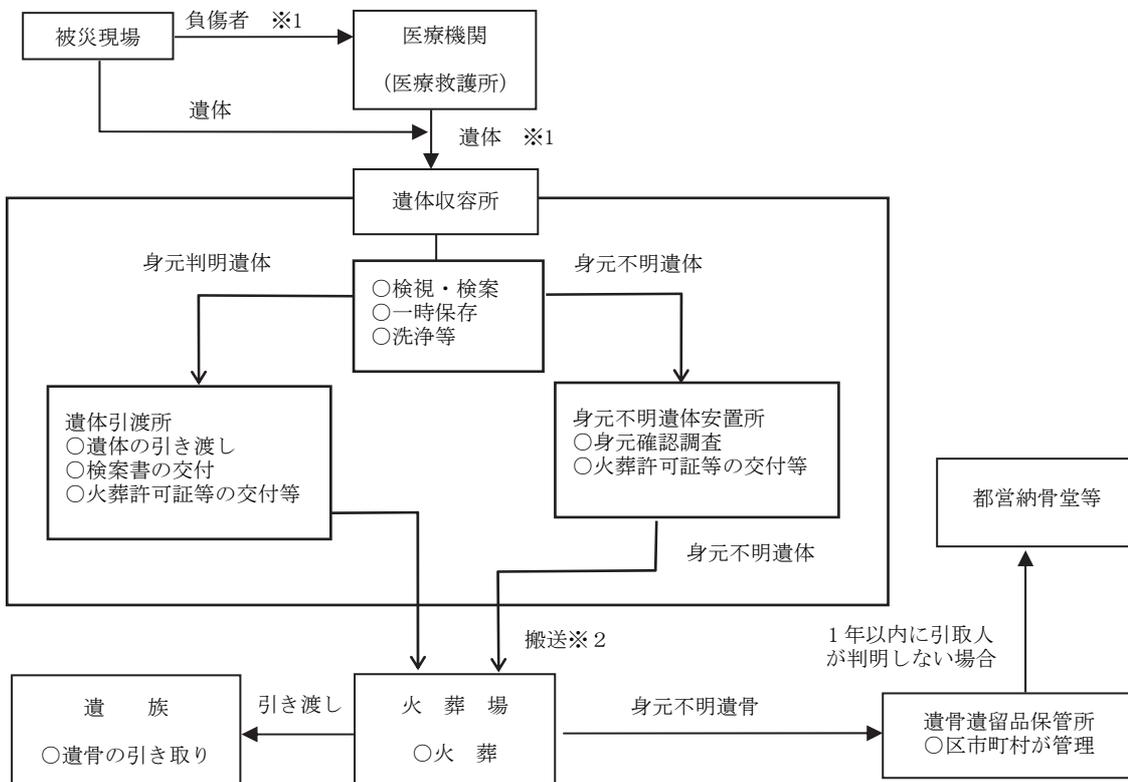
機 関 名	対 策 内 容
区 (地域のちから推進部)	(1)警視庁や関係機関と連携し、警視庁「遺体引渡班」の指示に従い、遺族への遺体の引渡しを実施
警視庁	(1)区や関係機関と連携し、遺族への遺体の引渡しを実施

7 死亡届の受理、火葬許可証等の発行等についての取組内容

機 関 名	対 策 内 容
区 (区民部)	(1)遺族等に引き渡された検視・検案を終えた遺体について、遺体収容所等において死亡届を受理する。 (2)死亡届を受理後、速やかに火葬許可証又は特例許可証を発行する。
都	(1)区に対して、必要な支援措置を講ずる。

第2 業務手順

【遺体取扱いの流れ】



第7章 医療救護・保健衛生等対策

第4節 行方不明者の搜索、遺体の検視・検案・身元確認等

- ※1 警視庁は、区が実施する遺体の搜索・収容等に協力
自衛隊は、都の要請に基づき、行方不明者の救出・救助活動を行い、遺体については関係機関へ引き継ぐ。
- ※2 区の要請に基づき、都（福祉保健局）が関係機関（一般社団法人全国霊柩自動車協会等）に協力を要請する。

【遺体の搜索期間と国庫負担】

遺体の搜索期間や国庫負担の対象となる経費等については、厚生省告示「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」に基づき、下表のとおり定められている。

区 分		内 容
搜索の期間		災害発生の日から10日以内とする。
期間の延長 (特別基準)		災害発生の日から11日以上経過してもなお遺体を搜索する必要がある場合は、搜索の期間内(10日以内)に下記の事項を明らかにして、内閣総理大臣(区長の場合は知事)に申請する。 (1)延長の期間 (2)期間の延長を要する地域 (3)期間の延長を要する理由(具体的に記載すること) (4)その他(期間延長によって搜索されるべき遺体数等)
国庫負担	対象となる経費	(1)船舶その他搜索に必要な機械器具の借上費又は購入費で、直接搜索の作業に使用したものに限り、その使用期間における借上費又は購入費 (2)搜索のために使用した機械器具の修繕費 (3)機械器具を使用する場合に必要なガソリン代、石油代及び搜索作業を行う場合の照明用の灯油代等
	費用の限度額	(1)金額の多寡にかかわらず「真にやむを得ない費用」の範囲
	その他	(1)搜索のために要した人件費及び輸送費も国庫負担の対象 (2)いずれも経理上、搜索費と分け、人件費及び輸送費として、それぞれに一括計上

【遺体処理の期間等と国庫負担】

区 分	内 容
遺体処理の期間	(1)災害発生の日から10日以内とする。
期間の延長 (特別基準)	(1)災害発生の日から11日以上経過してもなお遺体を処理する必要がある場合は、期間内(10日以内)に内閣総理大臣(区長の場合は知事)に申請する。
国庫負担の対象となる経費	(1)遺体の一時保存のための経費 (2)遺体の洗浄・縫合・消毒の処理等のための費用

第8章 帰宅困難者等対策
第1節 駅周辺での混乱防止

第8章 帰宅困難者等対策

第3部 災害予防計画 第8章 帰宅困難者等対策	第4部 災害応急対策計画 第8章 帰宅困難者等対策	第5部 災害復旧計画 第5章 帰宅困難者等対策
第1節 帰宅困難者対策条例に基づく対策強化(P.193)	第1節 駅周辺での混乱防止(P.372)	第1節 徒歩帰宅者に対する代替輸送(P.472)
第2節 帰宅困難者への情報通信体制整備(P.200)	第2節 事業所等における帰宅困難者対策(P.378)	第2節 徒歩帰宅者に対する支援(P.474)
第3節 一時滞在施設の確保(P.200)		
第4節 徒歩帰宅支援のための体制整備(P.205)		

第1節 駅周辺での混乱防止

発災時、公共交通機関が運行停止し、特にターミナル駅やその周辺は多くの人々が滞留し混乱等が発生することが想定されるが、行政の「公助」には限界があり、駅周辺の事業者や学校等が行政と連携して、混乱防止を図る。

(資料編震災編 第44「区内各駅における帰宅困難者数」 P.123)

第1 駅周辺の混乱防止

1 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
駅前滞留者対策 推進協議会	(1) 発災時に現地本部等を設置し、災害用定点カメラ（ビュー坊カメラ）等により地域防災活動に必要な情報を収集する。 (2) 災害用デジタルサイネージや掲示板等により駅周辺の滞留者に対する情報提供、家族との安否確認方法の周知を図る。 (3) 一時滞在施設の確保に努め、運営は、各協議会における要領やルール等（「北千住ルール」等）に基づき対応する。 (4) 駅前滞留者を一時滞在施設等へ安全に誘導し、その他帰宅困難者に対しては安全な待機を促す。
区（関係部、政策経営部、危機管理部、地域のちから推進部、産業経済部）	(1) 駅周辺の滞留者の誘導先を確保する。 (2) 滞留者に対する情報提供、帰宅困難者等の誘導を行う。 (3) 現地に職員を派遣して、協議会と協働で、駅周辺での混乱防止を図る。
都（総務局）	(1) 都本部内に、帰宅困難者対策部門を設置 (2) 帰宅困難者に対し、区市町村や報道機関等と連携して、一時滞在施設の開設状況等について情報を提供
警視庁	(1) 所轄の警察署は、区に対して、駅周辺の混乱防止対策に係わる支援を行う。
東京消防庁	(1) 所轄の消防署は、区に対して、災害情報の提供等、駅周辺の二次災害発生防止に係わる支援を行う。 (2) 鉄道機関の防災計画に基づく訓練を実施する。 (3) 共同溝・洞道の安全性の確保を推進する。 (4) 区等に対して駅周辺の混乱防止対策に係わる指導助言を行う。 (5) 区が設置した駅周辺混乱防止対策協議会に参画する。

機 関 名	対 策 内 容
通信事業者	(1)事業者及び帰宅困難者に対し、情報提供を行う。 (2)災害用伝言ダイヤル、災害伝言板等の利用を呼びかける。
報道機関	(1)行政機関や交通機関等からの情報について、区民・事業者に提供する。
事業者等	(1)施設内に待機している利用者を保護し、情報提供を行う。 (2)関係機関と連携し、一時滞在施設への誘導を行う。

2 詳細な取組内容

《駅前滞留者対策推進協議会》

- (1) 発災時に活動の拠点となる現地本部を立ち上げる。あわせて、協議会参加者と協力し、災害用デジタルサイネージ等により、地域防災活動に必要な情報を収集する。
- (2) 現地本部は、災害用デジタルサイネージ、掲示板等様々な手法を活用し、駅周辺の滞留者に対し、災害情報を提供するとともに、家族等との安否確認方法も周知する。
- (3) 平時より一時滞在施設の確保に努めるとともに、運営については「北千住ルール」等に基づき対応する。
- (4) 協議会参加者は、駅前滞留者に対して、周辺の被害情報の提供等をしながら一時滞在施設等へ安全に誘導し、その他帰宅困難者に対しては安全な待機を促す。

《区（関係部、政策経営部、危機管理部、地域のちから推進部、産業経済部）》

- (1) 駅前滞留者の誘導先を確保し、防災無線、区のHP、メール配信サービス、災害用デジタルサイネージ等において情報提供を行う。
- (2) 現地に職員を派遣し、協議会等と連携で駅周辺の混乱防止を図る。

《東京消防庁》

- (1) 東京都震災対策条例第11条に基づき指定された鉄道機関（20機関）の事業所防災計画に基づく訓練を推進する。
 - ア 防災計画に揚げた対策項目
 - (ア) 災害時の対策本部の開設、運営
 - a 施設、設備の被害状況の把握
 - b 列車の運行可否の決定
 - (イ) 旅客の避難誘導
 - a 迂回路、一方通行の設定等避難誘導経路の決定
 - b 階段規制
 - (ウ) 旅客への広報
 - a 放送設備の活用
 - (エ) 旅客のパニック防止
 - a 非常照明の早期確保
 - b 行政機関への応援要請
 - イ 従業員に対する教育、訓練の実施
 - ウ 地震後の対策の策定

第8章 帰宅困難者等対策
第1節 駅周辺での混乱防止

- (ア) 一定規模以上の共同溝については、火災予防条例で消防活動上必要な事項について届け出を義務付けている。
- (イ) 地下ケーブルを収容する共同溝・洞道については、その内容物の不燃化・難燃化及び消火装置等について、関係機関と連絡を密にし、施設の安全性の確保を推進する。
- (ウ) 東京消防庁は、区等に対して、駅周辺の混乱防止対策に係わる指導助言を行うとともに、区が駅周辺混乱防止対策協議会を設置した場合はこれに参画する。

第2 集客施設及び駅等における利用者保護

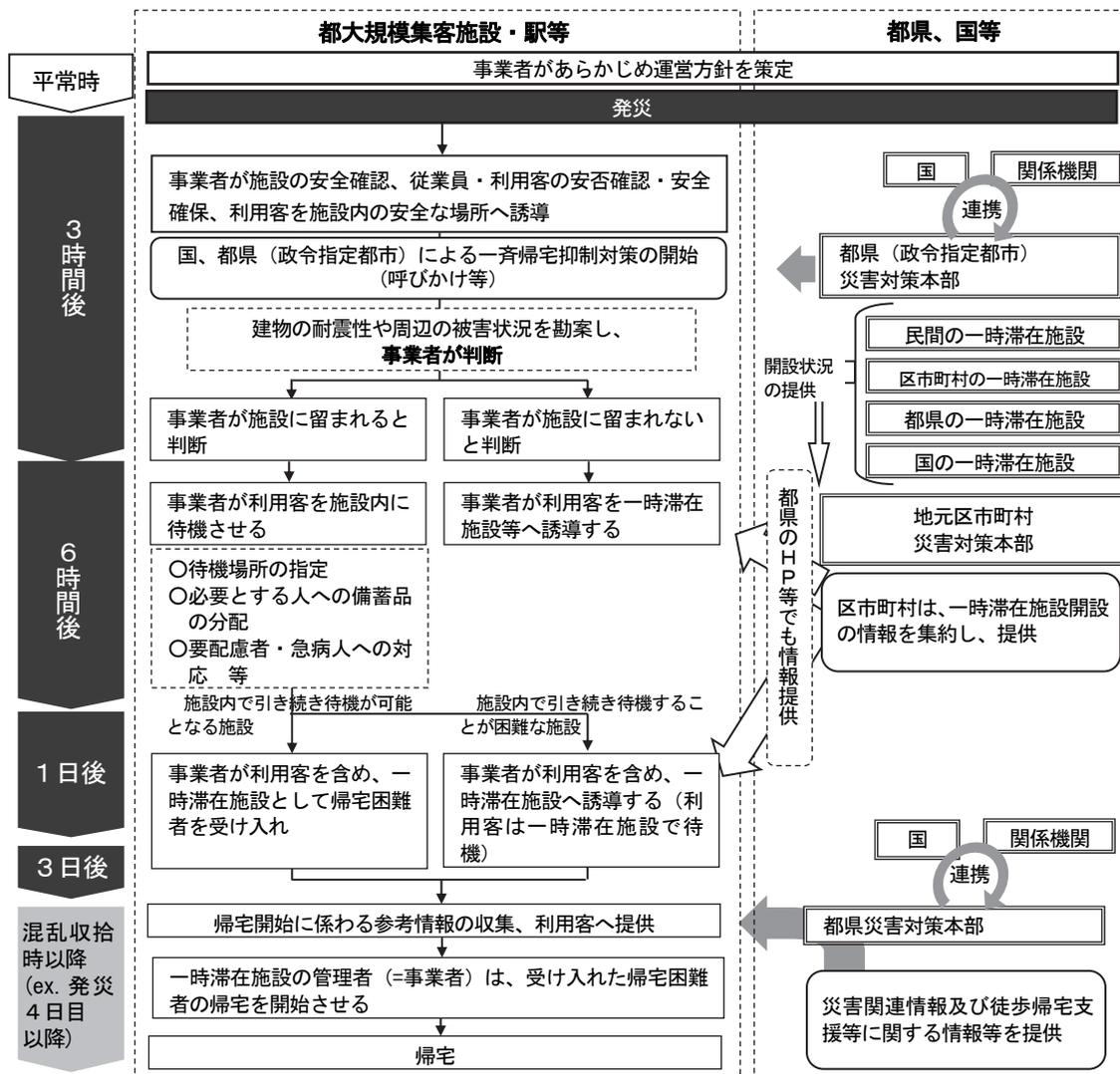
1 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
集客施設及び駅等の事業者	(1)集客施設及び駅等において、利用者を保護 (2) 駅前滞留者を一時滞在施設等へ安全に誘導 (3) 要配慮者に配慮した利用者保護 (4) 施設内で待機している利用者への情報提供
各鉄道事業者	(1) 駅利用者に必要な情報を提供
国、都、区(関係部)	(1) 報道機関や通信事業者等と連携協力して、事業者及び一時滞在施設が必要な情報を収集・伝達

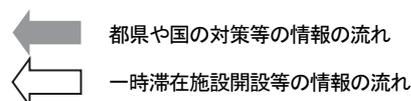
第8章 帰宅困難者等対策
第1節 駅周辺での混乱防止

2 業務手順

【大規模集客施設・駅等での利用客保護フロー図】



※ 駅前滞留者対策協議会のような企業の集合体も想定している。
災害関連情報については、都県、国、区市町村、関係機関から、メディア等を通じて随時行う。



3 詳細な取組内容

《集客施設及び駅等の事業者》

(1) 施設の安全性の確認

ア 施設の安全の確認

事業者は、利用者及び自らが管理する施設の安全を確認する。

イ 施設の周囲の安全の確認

国や都の一斉帰宅抑制の呼び掛け等を受け、行政機関や関係機関から提供される災害関連情報等により、火災の状況等、周辺の安全を確認したうえで、利用者を施設内の安全な場所で保護する。なお、各施設管理者による自発的な対応も妨げない。

第8章 帰宅困難者等対策

第1節 駅周辺での混乱防止

(2) 一時滞在施設への誘導等

ア 事業者等による誘導

保護した利用者については、区や関係機関との連携のもと、事業者が一時滞在施設へ誘導することを原則とする。

イ 利用者を保護した施設が一時滞在施設となる場合等

災害発生時、一時滞在施設への誘導が困難な場合のため、各事業者は、施設の特性や状況に応じ可能な限り待機中の施設または隣接施設と連携し、当該施設が、帰宅が可能になるまでの間、一時的に受入れる一時滞在施設となることが望ましい。

さらに、利用者を保護した施設が、一時滞在施設となる場合は、利用者とともに、外部からの帰宅困難者等も受入れる。

(3) 建物や周辺が安全でないために、施設内保護ができない場合の対応

建物や周辺が安全でないために、施設内で利用者を保護できない場合は、区や関係機関との連携のもと、事業者が一時滞在施設や避難場所へ利用者を誘導することを原則とする。

(4) 要配慮者への配慮

利用者保護にあたって、事業者は、区や関係機関とも連携し、要配慮者に配慮する。

ア 高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦、通学の小中学生等

待機スペースの一部を優先スペースにすることや具体的な避難誘導方法を検討する。

障がい者については、併せて必要な支援や配慮を受けるためのヘルプカードの活用やユニバーサルデザインの掲示物の活用等が考えられ、関係機関とも連携しながら検討する。

イ 外国人

誘導の案内や情報提供等について配慮する。例えば、英語、中国語等の誘導案内板やアナウンス等による対応等も実施する。

(5) 利用者に対する情報提供

事業者は、災害関連情報や公共交通機関の運行情報等を行政機関や関係機関から入手し、施設内で待機している利用者に情報提供する。

例えば、施設に備わる電子掲示板や放送設備を活用する等、施設の特性や状況に応じて多様な情報提供を行う。

《各鉄道事業者》

(1) 駅利用者に対し、構内放送や駅周辺の地図を配布する等、駅から誘導場所までの情報を提供する。

(2) 駅利用者に対し、列車や代替輸送等の運行情報を提供する。

《国、都、区（関係部）》

(1) あらかじめ報道機関や通信事業者等と連携協力して、事業者及び一時滞在施設が必要な情報を収集・伝達する。

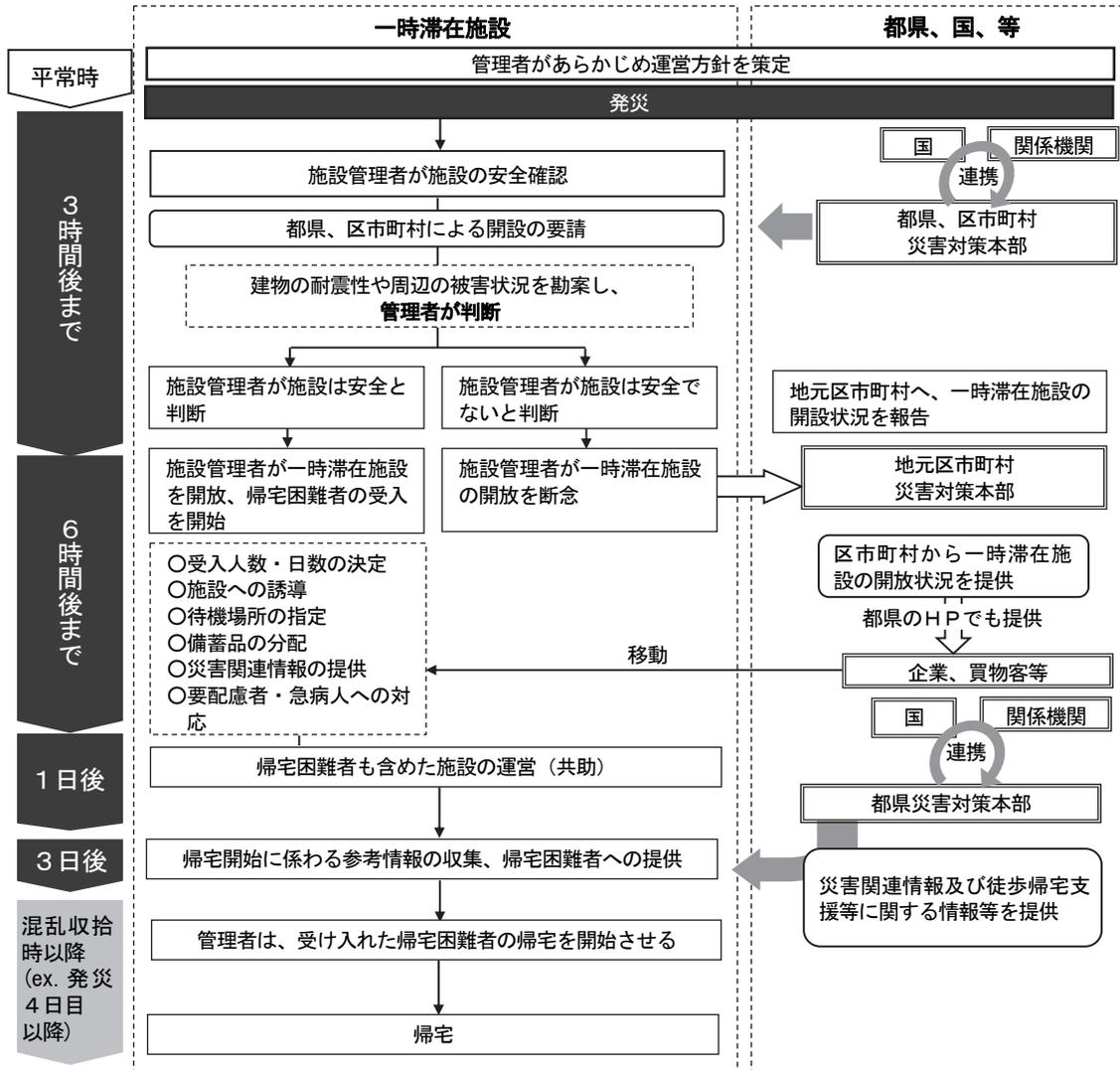
第3 一時滞在施設の開設・帰宅困難者の受入れ

1 対策内容と役割分担

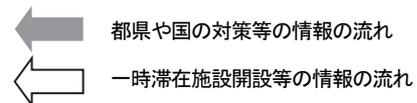
機 関 名	対 策 内 容
一時滞在施設となる施設	(1)施設管理者が一時滞在施設を開設し、帰宅困難者を受入れる。

2 業務手順

【一時滞在施設運営のフロー図】



災害関連情報については、都県、国、区市町村、関係機関から、メディア等を通じて随時行う。



3 詳細な取組内容

(1) 施設管理者は、発災時の国や都の一斉帰宅抑制の呼びかけ、あるいは区からの要請等により、当該施設の待機場所や施設入口等の安全確認及び行政機関や関係機関から提供される災害関連情報等による周辺状況を確認のうえ、一時滞在施設を開設する。

なお、施設管理者による自主的な判断による開設も妨げない。

第8章 帰宅困難者等対策

第1節 駅周辺での混乱防止／第2節 事業所等における帰宅困難者対策

(2) 災害発生からの経過時間に応じて、目標となる一時滞在施設の運営の流れは、おおむね以下のとおり。

ア 発災直後から一時滞在施設開設まで（発災直後から概ね3時間後まで）

- (ア) 建物内の被害状況の把握や施設の安全性の確認
- (イ) 施設内の受入れスペースや立入禁止区域の設定
- (ウ) 従業員等による運営組織の編成、備蓄や設備の確認等の運営準備
- (エ) 施設利用案内の掲示等

施設の入口や施設内の目に触れる所に下記の趣旨の文章を掲示する。

- a 「共助の観点から管理者が自主的に施設を開放していること。」
- b 「一時滞在施設は、災害時という特殊な状況下で開設されるため、施設管理者の指示に従うとともに、施設管理者が責任を負えない場合もあることを理解したうえで、施設内において行動すること。」

(オ) 区等への一時滞在施設の開設報告

イ 帰宅困難者の受入れ等（おおむね6時間後まで）

- (ア) 帰宅困難者の受入れ開始
- (イ) 簡易トイレ使用区域の設定、医療救護所の設置等の保健衛生活動
- (ウ) 計画的な備蓄の配布等、水、食料等の供給
- (エ) し尿処理・ごみ処理のルール確立
- (オ) テレビ、ラジオ、インターネット等での情報の収集及び受入れ者へ伝達
- (カ) 受入れ可能人数を超過した場合の区への報告

ウ 運営体制の強化等（おおむね1日後から3日後まで）

- (ア) 受入れ者も含めた施設の運営
- (イ) 公共交通機関の運行再開、搬送手段に関する情報等、帰宅支援情報の提供

エ 一時滞在施設の閉設（おおむね4日後以降）

- (ア) 一時滞在施設閉設の判断
- (イ) 帰宅支援情報の提供による受入れ者の帰宅誘導

第2節 事業所等における帰宅困難者対策

第1 対策内容と役割分担

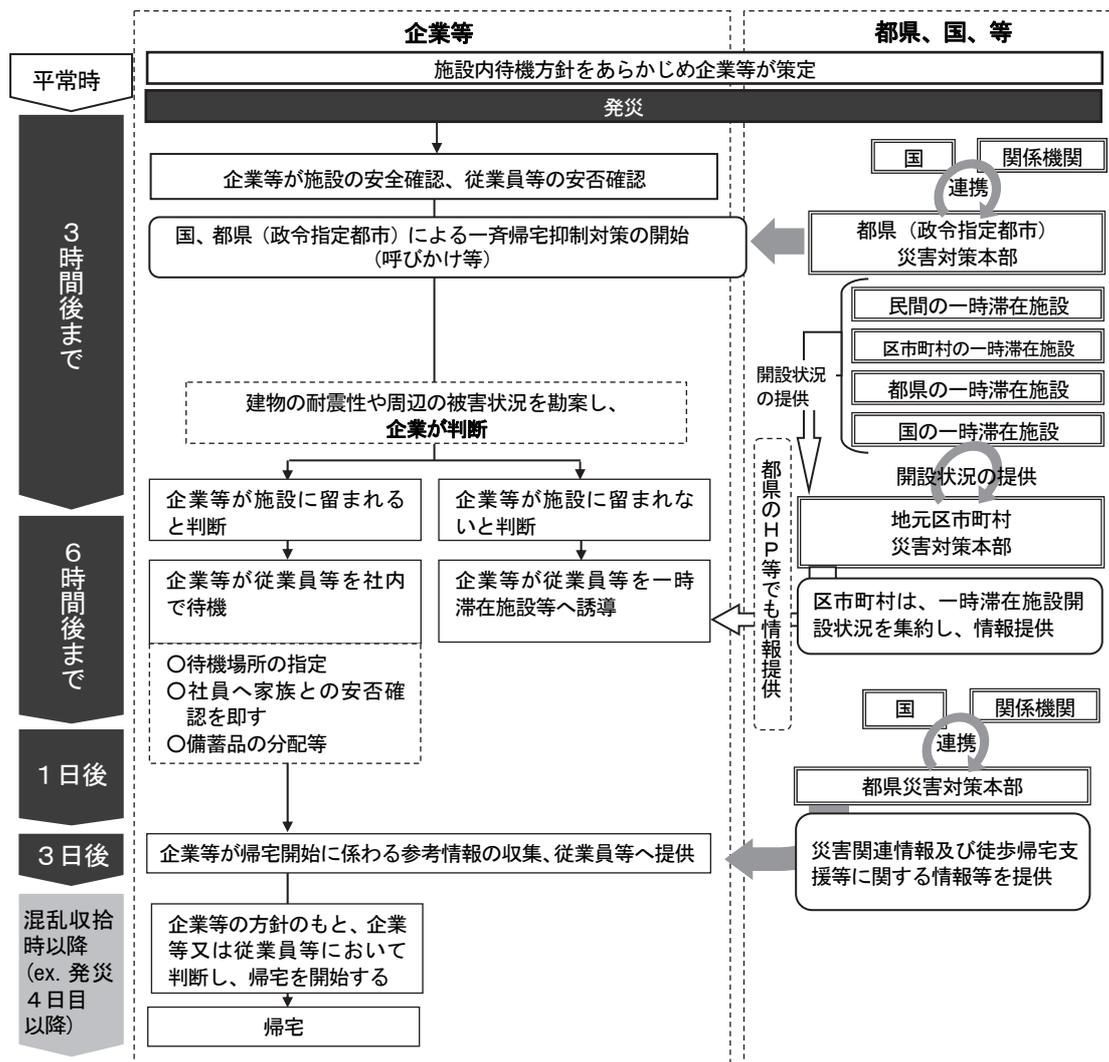
発災時には、帰宅困難者の発生を抑制するため、企業等における従業員の施設内待機や学校等における児童・生徒等の保護を図ることが必要であり、その対応について定める。

機 関 名	対 策 内 容
都	(1)事業者に対し、従業員、顧客に対する安全確保に努めるよう求める (2)事業者団体を通じて、事業者へ基本原則の周知徹底を図る
東京商工会議所 東京経営者協会 東京青年会議所	(1)加盟事業者に対して、基本原則の周知徹底を求める
事業者	(1)従業員等を施設内に一定期間待機 (2)施設内に待機できない場合は、一時滞在施設等へ誘導

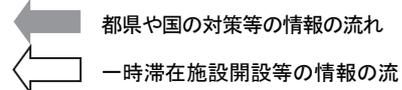
機関名	対策内容
	(3)被災者支援・復旧活動等の防災活動への参加 (4)待機させる従業員等に対する情報提供体制の確保
学校等	(1)児童・生徒等を保護し、必要に応じて備蓄物資等を提供、保護者へ連絡
国、都、区（関係部）	(1)報道機関や通信事業者等と連携協力して、事業所が必要な情報を収集する

第2 業務手順

【一斉帰宅抑制のフロー図】



災害関連情報については、都県、国、区市町村、関係機関から、メディア等を通じて随時行う。



第8章 帰宅困難者等対策

第2節 事業所等における帰宅困難者対策

第3 詳細な取組内容

1 事業所による従業員等の施設内待機

- (1) 従業員等が、チェックリストにより施設の安全を確認する。
- (2) 国や都の一斉帰宅抑制の呼び掛け等を受けた後は、災害関連情報等を入手し、周辺の火状況等を確認し、従業員等を施設内または他の安全な場所に待機させる。なお、各企業等の自主的な判断による待機等の行動も妨げない。
- (3) 来所者についても、従業員等に準じて、施設内または他の安全な場所で待機させるようにする。

2 施設内に待機できない場合の対応

- (1) 建物や周辺が安全でない場合は、事業所は、行政機関からの一時滞在施設等（※）の開設計画情報等をもとに、一時滞在施設等へ従業員等を誘導する。なお、誘導先は地域の事情によるものとする。

また、テナントビルの場合は、施設管理者の指示に従うものとする。

※ 一時滞在施設、避難場所等を指す。

3 防災活動への参加

- (1) 事業所は、事業継続のための要員を除き、可能な範囲で、被災者支援・復旧活動（特に要配慮者の保護等）に努める。

4 情報提供体制

- (1) 事業所は、災害発生時に施設内待機の判断を行うとともに、待機させる従業員等に対して災害関連情報や公共交通機関の運行情報等を提供する。
- (2) 国、都、区は、報道機関や通信事業者等と連携協力して、事業所が必要な情報を収集する。

5 学校等の対応

- (1) 学校等は、児童・生徒等を保護し、必要に応じて備蓄物資等を提供する。児童・生徒等の安否等について、事前に定めてある手段により、保護者へ連絡する。
- (2) 高齢者や障がい者のデイサービス施設も学校等と同様に事業計画を策定する。

第9章 避難者対策

第3部 災害予防計画 第9章 避難者対策	第4部 災害応急対策計画 第9章 避難者対策	第5部 災害復旧計画 第6章 避難者対策
第1節 避難体制の整備(P.207)	第1節 避難誘導の実施(P.381)	第1節 要配慮者生活支援(P.476)
第2節 指定避難所・指定緊急避難場所等の指定・安全化(P.209)	第2節 要配慮者対策(P.386)	
第3節 避難所の管理運営体制の整備等(P.214)	第3節 避難所の開設・運営(P.388)	
第4節 要配慮者対策(P.219)	第4節 動物救護に関する事項(P.398)	
第5節 避難所外の避難者対策(P.222)	第5節 避難所外の避難者対策(P.401)	
	第6節 ボランティアの受入れに関する事項(P.402)	
	第7節 被災者の他地区への移送に関する事項(P.402)	

第1節 避難誘導の実施

ここでは、震災時における避難誘導の流れについて記載する。津波時の避難は、第4章「津波等対策」、洪水時の避難は、足立区地域防災計画（風水害編）に記載する。

第1 対策内容と役割分担

災害時における人的被害を根絶することを目的とし、区及び警視庁、東京消防庁が一体となって、住民を避難収容できる態勢を確立するため、平素から連絡協調を密にし、その任務を明確にしておく。

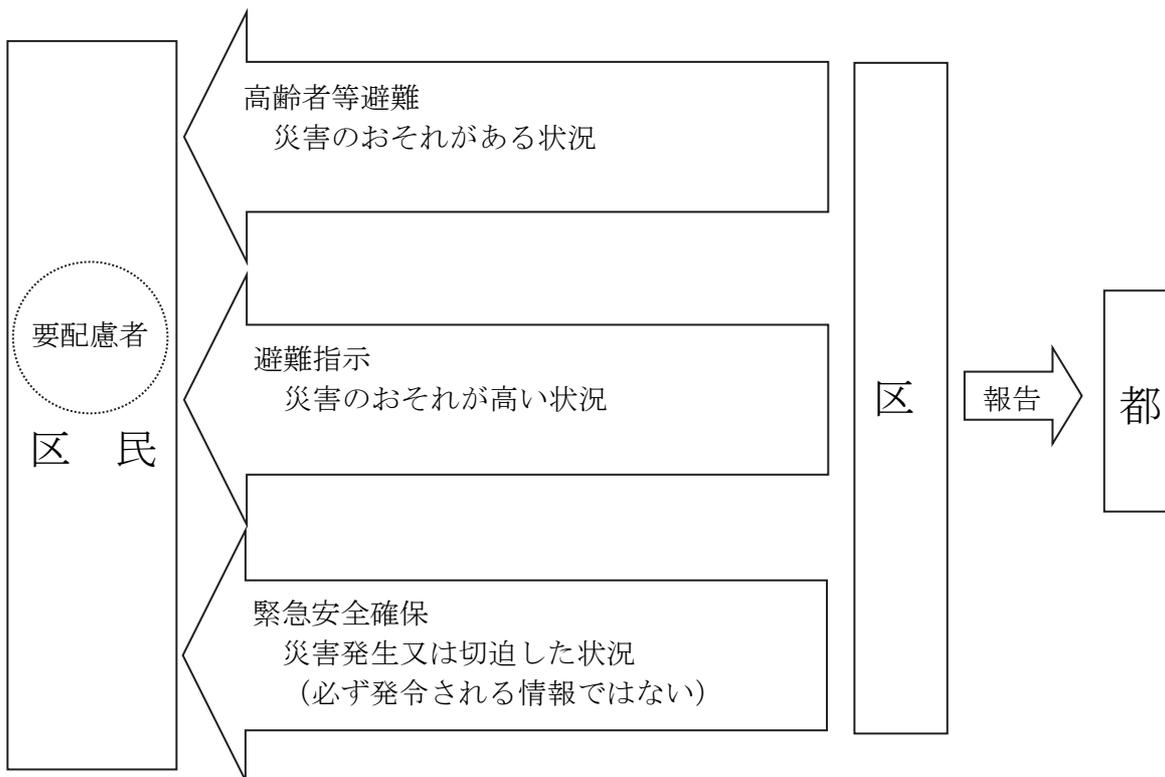
機 関 名	対 策 内 容
区（政策経営部、危機管理部、区民部、福祉部）	(1)避難指示 (2)避難誘導 (3)避難場所におけるトイレ機能の確保 (4)水防法に基づく避難指示
防災区民組織（町会・自治会等）	(1)地域住民を避難誘導
集客施設の施設管理者	(1)利用者を避難誘導
病院、社会福祉施設等の施設管理者	(1)状況に応じてあらかじめ指定した避難所、避難場所に収容者を避難誘導
都（本部）	(1)災害対策基本法に規定する知事の役割（応急措置、市町村の代行（避難指示、応急措置）） (2)区からの要請に関する都関係各局との連絡調整（本部）
都（関係局）	(1)区からの要請対応
都（建設局）	(1)水防法に基づく避難指示
警視庁	(1)（区長が避難指示できない場合）警察官による避難指示

第9章 避難者対策
 第1節 避難誘導の実施

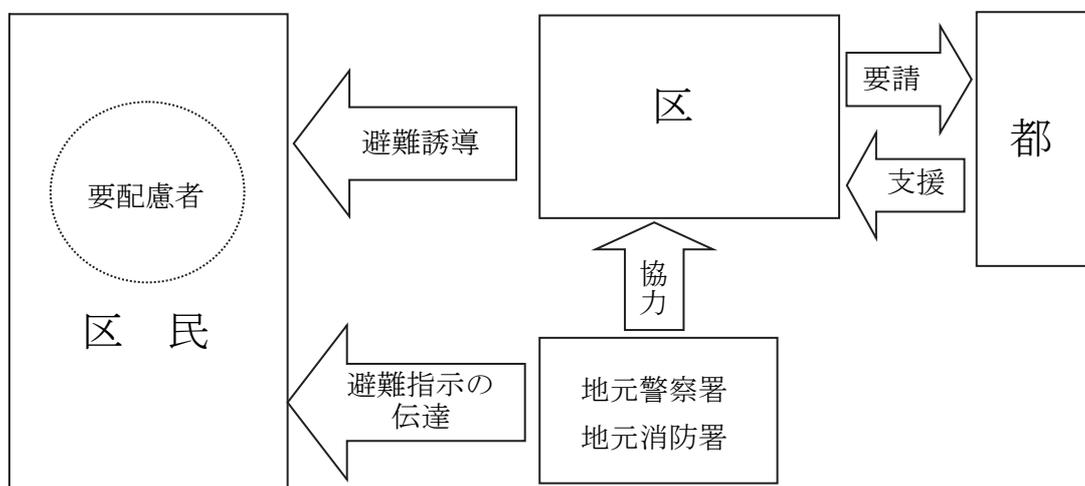
機 関 名	対 策 内 容
	(2)住民の避難誘導
東京消防庁	(1)災害の進展等により、住民を避難させる必要がある場合の区への通報 (2)人命危険が著しく切迫し、通報するいとまのない場合の関係機関と連携した避難指示及び区へのその内容の通報 (3)被災状況を勘案し、必要な情報を区、関係機関に通報 (4)避難指示の伝達

第2 業務手順

【避難情報】



【避難誘導】



第3 詳細な取組内容

《区（政策経営部、危機管理部、区民部、福祉部）》

1 避難指示等

- (1) 区長は、人の生命身体を保護するため必要があると認めるとき、警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りを制限若しくは禁止し、または退去を命ずる。
- (2) 区長は、区域内において危険が切迫した場合には、地元警察署長及び消防署長に連絡のうえ、要避難地域及び避難先を定めて避難を指示するとともに、速やかに都本部に報告する。

ア 避難の指示基準

- (ア) 火災が拡大するおそれがあるとき
- (イ) 大地震時、同時多発の火災が延焼拡大し、人命に及ぼす危険性が著しく大きいと予測される場合、またはガスの流出拡散により広域的に人命危険が予測される場合
- (ウ) 建物崩壊の発生、ないしは崩壊のおそれが大きい地区があるとき
- (エ) その他、住民の生命または身体を保護するため必要と認めるとき

イ 避難の指示

- (ア) 区の地域において、災害の様相から住民の生命、身体に危険が及ぶおそれがある場合、またはその危険が切迫した場合には、災害対策本部長は、警察署長、消防署長と協議のうえ、地域、避難経路、避難場所（津波、河川氾濫の場合は、高所や高層建物を含む）を定めて、避難を指示する。
- (イ) 区内の地域において著しい危険が切迫しており、災害対策本部長が避難の指示を発するいとまがないと認めるとき、又は災害対策本部長から要請があった場合は、警察官が直接住民に避難を指示する。この場合、警察官は直ちに災害対策本部長に通報する。
- (ウ) 災害対策本部長は、区の地域内に避難の指示をした場合には、直ちに都災害対策本部長に報告する。

ウ 指示の伝達

- (ア) 避難指示の住民への伝達は、広報車及び消防車、同報系無線、現場での拡声装置、ラジオ等により行う。
また、「放送を活用した避難指示等の情報伝達の申し合わせ」に基づき、災害発生時、災害対策本部設置時には、放送要請による対応を行う場合があるほか、本部設置にいたらない場合でも、区民等に対し、マスコミと連携した避難指示等に関する情報提供を行うなど、より一層の災害対応を実施する。

※ 「放送を活用した避難指示等の情報伝達の申し合わせ」の内容

a 実施機関

- (a) 東京都、都内区市町村、東京都域又は都域を超える広域区域を事業区域とする放送事業者各社

第9章 避難者対策

第1節 避難誘導の実施

- b 伝達する情報
 - (a) 高齢者等避難
 - (b) 避難指示
 - (c) 警戒区域の設定

エ 高齢者等避難

(ア) 災害が発生するおそれがある状況、即ち災害リスクのある区域等の高齢者等が危険な場所から避難すべき状況において、必要な地域の居住者等に対して発令する。

2 避難誘導

(1) 避難指示が出された場合、地元警察署及び消防署の協力を得て、地域または町会・自治会等、事業所単位に集団の形成を図るため、一時集合場所に避難者を集合させたのち、防災区民組織（町会・自治会等）や事業所の管理者等のリーダーを中心に集団を編成し、あらかじめ指定してある避難場所等に誘導する（2段階避難方式）。

(2) 避難の指示を行ういとまがない場合または地域の実情や災害の状況により、必要な場合は、避難場所への直接避難も行う。

(3) 震災時における避難場所の運用は、原則として避難場所所在の区が行う。ただし、区のみでの対応が困難な場合は都が補完する。

(4) 高齢者や障がい者等の要配慮者を、地域住民、防災区民組織（町会・自治会等）等の協力を得ながら適切に避難誘導し、安否確認を行う。

(5) 区は、以下のとおり避難場所におけるトイレ機能の確保に努める。

ア 雨水貯留槽、防災用井戸等によって生活用水を確保し、水洗機能の回復を図る。

イ 水洗トイレが不足する場合は、仮設トイレ等を確保し、対応する。

ウ 避難場所等において、非常用便槽等を活用できる施設がある場合は、区が組立てトイレ等を備蓄により確保する。

3 水防法に基づく避難指示

(1) 水防法第29条に基づき、水防管理者として津波等によって氾濫による著しい危険が切迫していると認められる場合、避難の指示をする。水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。

4 避難場所対策

(1) 区（総務部）は、避難場所における被災者の状況を把握し、区防災センターに報告する。

(2) 区（区民部）は、必要に応じて救助、救援物資を輸送する。（第4部 第10章第1節「備蓄物資の供給」P.405）

《防災区民組織（町会・自治会等）》

1 防災区民組織（町会・自治会等）は、自助・共助の精神に基づき、町の人達、警視庁、東京消防庁の協力を得て、地域住民の避難誘導を行う。

《集客施設の施設管理者》

- 1 ホール、駅等集客施設の避難は、基本的に施設管理者が誘導する。

《警視庁》

- 1 一時集合場所に集合した地域住民、事業所従業員等で、町会等の役員及び事業所の責任者等のリーダーを中心にした集団単位で、指定された避難場所に避難させる。この場合、要配慮者は優先して避難させる。
- 2 避難誘導にあたっては、現場での個別広報のほか、ヘリコプターによる上空からの広報活動を行う。
- 3 火災等の規模や態様等により、できる限り必要な部隊を配置する。
- 4 区長が避難の指示をすることができないと認めるとき、又は区長から要請があった場合は、警察官が居住者等に避難の指示を行う。この場合、直ちに区長に対し、避難の指示を行った日時、対象区域、避難誘導方向及び避難先等を通知する。
- 5 避難の指示に従わない者に対しては、極力説得して任意で避難させるものとするが、説得に従わないときは、警察官の判断により警察官職務執行法に基づく措置をとる。
- 6 避難場所では、所要の警戒員を配置し、関係防災機関と緊密に連絡を取り、被害情報の収集並びに広報活動、行方不明者等の把握及び危険と認めた場合の再避難の措置等を講じ、避難場所の秩序維持に努める。

《東京消防庁》

- 1 災害の進展等により、住民を避難させる必要がある場合の区への通報
- 2 人命危険が著しく切迫し、通報するいとまのない場合の関係機関と連携した避難指示及び区へのその内容の通報
- 3 避難の指示がなされた場合には、災害の規模、道路橋梁の状況、火災拡大の経路及び消防部隊の運用等を勘案し、必要な情報を区、関係機関に通報する。
- 4 避難指示がなされた場合は、災害状況及び消防力の余力に応じ、広報車の活用等により避難指示の伝達を行う。
- 5 避難指示がなされた場合は、消防団員、防災区民組織（町会・自治会等）、自衛消防隊を通じて、又は消防無線及び拡声装置等を利用して、当該地域の住民に伝達を図る。
- 6 避難指示が出された時点以降の消火活動は、避難場所、避難道路の安全確保に努める。

【避難指示等一覧】

警戒レベル	居住者等がとるべき行動等
【警戒レベル3】 高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> ● 発令される状況：災害のおそれあり ● 居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等※は避難 <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者等は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保） ※ 避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者 ・ 高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。

第9章 避難者対策

第1節 避難誘導の実施／第2節 要配慮者対策

警戒レベル	居住者等がとるべき行動等
【警戒レベル4】 避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ●発令される状況：災害のおそれ高い ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難 <ul style="list-style-type: none"> ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
【警戒レベル5】 緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ●発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない） ●居住者等がとるべき行動：命の危険 直ちに安全確保！ <ul style="list-style-type: none"> ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。

第2節 要配慮者対策

第1 対策内容と役割分担

災害が発生した際に、自力での安全確保が困難な要配慮者（障がい者、高齢者、乳幼児、病弱者、妊産婦、外国人等）に対し、区、民生・児童委員、地域住民、防災関係機関等は、避難支援等の支援を実施する。

機 関 名	対 策 内 容
区（関係部、救出部、応急危険度判定部、避難行動要支援者担当）	(1) 避難行動要支援者に関する情報収集、安否確認 (2) 避難行動要支援者の避難支援等対策
民生・児童委員	(1) 避難行動要支援者の安否確認等
防災区民組織（町会・自治会等）	(1) 要配慮者の安否確認・避難の支援
病院、要配慮者施設等の施設管理者	(1) 状況に応じてあらかじめ指定した避難所、避難場所に収容者を避難誘導
都（福祉保健局）	(1) 要配慮者に関する区市町村及び近隣縣市等との連絡調整（要配慮者対策統括部を設置）
警視庁	(1)（区長が避難指示できない場合）警察官による避難指示 (2) 住民の避難誘導
東京消防庁	(1) 災害の進展等により、住民を避難させる必要がある場合の区への通報 (2) 人命危険が著しく切迫し、通報するいとまのない場合の関係機関と連携した避難指示及び区へのその内容の通報 (3) 被災状況を勘案し、必要な情報を区、関係機関に通報 (4) 避難指示の伝達

第2 詳細な取組内容

＜区（関係部、救出部、応急危険度判定部、避難行動要支援者担当）＞

- 1 情報収集及び安否確認

- (1) 民生・児童委員は、避難行動要支援者名簿及び災害時安否確認申出書をもとに、「地震発生時の災害時要援護者安否確認活動マニュアル」に従って、避難行動要支援者の安否確認に務める。
- (2) 災害発生時には、区及び防災関係機関は、病院、特別養護老人ホーム、福祉施設等の要配慮者施設の被害、被災状況等、要配慮者対策を進めるうえで必要な情報収集に努める。
- (3) 災害対策本部は、関係者の協力を得て、第一次避難所における要配慮者の状況及び居宅の要配慮者の状況について把握するよう努める。
- (4) 足立区医療的ケア児ネットワーク協議会は、平成28年改正の児童福祉法の規定に基づき、医療的ケア児の支援に関する保健、医療、障がい福祉、保育教育等の関係者間の連絡調整、情報交換を図る。

2 避難支援

- (1) 火災や建物崩壊から要配慮者を守るため、区、各防災関係機関、防災区民組織（町会・自治会等）及び事業所等は、警視庁、東京消防庁と協力し、要配慮者の避難誘導、介護支援等の救援活動を積極的に行う。
- (2) 日常、高齢者や障がい者と接している区関係部や区民、事業者、民間団体等の力を結集し、それぞれが分担して避難の支援を行う。

3 救出救助活動

- (1) 救出部、防災区民組織（町会、自治会等）、事業所自衛消防隊は、要配慮者施設管理者の行う救出救助活動を支援する。

4 応急危険度判定

- (1) 応急危険度判定部は、要配慮者が利用する公共施設、避難所、病院、福祉施設等の要配慮者施設を優先的に判定する。

5 災害時広報

- (1) 区及び防災関係機関は、被災者への広報について、障がい者毎の障がいに配慮した伝達手段を選択する等、要配慮者の特性に応じた手段・内容となるよう努めるものとする。

6 災害対策本部の体制

- (1) 災害対策本部は、被災者のうち、とりわけ弱い立場となる要配慮者に関する支援を優先的かつ総合的に実施する。
- (2) 前項の目的を達成するため、災害対策本部は、民生・児童委員、消防団、関係福祉団体、ボランティア団体等との連携を図り、その活動に必要な拠点の確保、整備にあたるものとする。
- (3) 避難行動要支援者に関する情報の収集、提供、支援を一元的に管理する体制をつくるため、災害対策本部内に「避難行動要支援者担当」を設置する。
- (4) 「避難行動要支援者担当」の構成は、避難行動要支援者の避難支援に必要な体制とし、関係部署で組織する。
- (5) 都災害対策本部における「要配慮者対策統括部（都（福祉保健局）」との連携により、支援策を実施する。

第9章 避難者対策

第2節 要配慮者対策 / 第3節 避難所の開設・運営

《防災区民組織（町会・自治会等）》

- 1 防災区民組織（町会・自治会等）は、自助・共助の精神に基づき、町の人達の協力のもと、要介護高齢者・障がい者・病院入院患者等の要配慮者を保護し、警視庁、東京消防庁の協力を得て、避難誘導及び避難支援を行う。

《病院、要配慮者施設等の施設管理者》

- 1 病院、施設等の管理者は、高齢者等避難の発令等状況に応じてあらかじめ指定した避難所、避難場所に収容者を速やかに避難させる。
- 2 施設管理職員、防災区民組織（町会・自治会等）、その他住民は、協力して避難介護を行う。

第3節 避難所の開設・運営

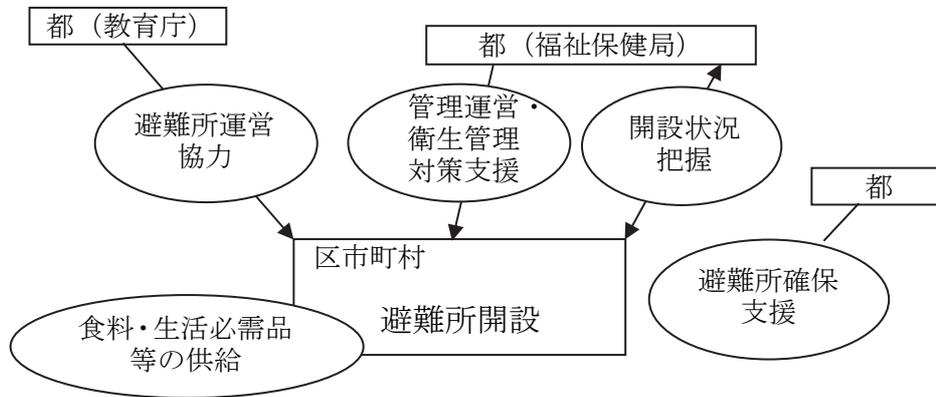
第1 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
区（危機管理部、区民部、地域のちから推進部、福祉部、環境部、教育指導部、学校運営部、子ども家庭部）	(1) 避難所の開設（資料編震災編 第50「避難所運営本部組織図例」P.161） (2) 第二次避難所（福祉避難所）の開設及び旅館・民間賃貸住宅等多様な避難所の確保 (3) 避難所の運営等対策 (4) 避難所が不足する場合、野外に受入れ施設を開設 (5) 食料・生活必需品等の供給 (6) 被災した区において、被災者に対する炊き出しその他食品・生活必需品等の給与の実施が困難な場合は、炊き出し等について都（福祉保健局）に応援を要請 (7) 避難住民に対する健康相談 (8) 「食品環境衛生指導消毒班」（区）による食品及び飲料水の安全確保及び住民が自主的に消毒を行えるよう消毒方法を指導 (9) 避難住民に対する食品の衛生的な取扱指導 (10) 避難所におけるトイレ・ゴミ保管場所の適正管理 (11) 公衆浴場の営業状況、仮設浴場、シャワー施設の設置状況等を調査・確保及びその情報の住民への提供 (12) 感染症予防についての避難住民への周知、患者発生時の感染拡大防止対策 (13) 避難所における防火安全性の確保 (14) 避難所運営への避難者の参加 (15) 臨時相談所の設置
都（本部）	(1) 必要な避難所確保のための区支援
都（財務局）	(1) 野外受入れ施設の開設に向けたテントの調達
都（福祉保健局）	(1) 避難所及び第二次避難所（福祉避難所）開設状況の把握 (2) 避難所管理運営に関する支援 (3) 区の避難住民に対する健康相談支援

機 関 名	対 策 内 容
	(4) 野外受入れ施設設置に必要な資材に関する連絡調整 (5) 「環境衛生指導班」による飲料水の安全等環境衛生の確保 (6) 「食品衛生指導班」による食品の安全確保 (7) 避難住民に対する食品の衛生的な取扱指導 (8) 区の衛生管理対策支援 (9) 食料・生活必需品等の配分について、都のみで困難な場合における、日本赤十字社に対して日赤奉仕団や赤十字ボランティア等の応援要請等の措置
都（教育庁）	(1) 都立学校に避難所を開設する場合の避難所運営協力の支援
足立区歯科医師会	(1) 口腔ケア等必要な保健活動の推進

第2 業務手順

【避難所開設の際の役割分担】



第3 詳細な取組内容

《区（危機管理部、区民部、地域のちから推進部、福祉部、環境部、教育指導部、学校運営部、子ども家庭部）》

1 第一次避難所の開設・報告

(1) 第一次避難所の開設

区は、住居が破損、倒壊又は焼失、ライフライン機能の喪失等により、日常生活が困難な状況にある被災者に対する救済拠点として、避難所を開設する。

区は、区立小・中学校、都立高校等の中から、施設管理者や区職員等により建物の安全が確認された場所を第一次避難所（資料編震災編 第47「第一次避難所一覧（震災時）」P.152）として指定する。なお、災害対策本部長は、区有施設について必要に応じ、避難所開設後または並行して区（応急危険度判定部）に安全性の確認をさせる。

また、要配慮者に対しては、第二次避難所（福祉避難所）（資料編震災編 第48「第二次避難所（福祉避難所）一覧（震災時）」P.156）を開設し、便宜を図る。

避難所は、次の機能を果たすものとする。

- ア 災害対策本部との情報連絡
- イ 被災者への情報連絡
- ウ 宿所の提供

第9章 避難者対策
第3節 避難所の開設・運営

エ 食料・生活物資等の配付

【避難生活支援の実施主体】

	機 関 名	対 策 内 容
主担当	区（福祉部）	(1) 避難所開設・管理・運営統轄 (2) 連絡調整 (3) 第一次・第二次避難所（福祉避難所）の開設・運営
支援機関	区（教育指導部、学校運営部）	(1) 学校の被害調査 (2) 第一次・第二次避難所（福祉避難所）の管理・運営
	学校	(1) 第一次避難所の管理・運営
	区（地域のちから推進部）	(1) 第二次避難所（福祉避難所）の管理・運営
	避難所運営本部	(1) 第一次避難所の管理・運営
	ボランティア	(1) 避難所の管理・運営支援
	各警察署	(1) 各避難所の巡回警備

(2) 区職員の運営による場合

- ア 災害対策本部長は、避難所開設の必要があると認めるときは、福祉部長に避難所の開設を指示する。開設に際し、施設管理者や区職員等は、「大規模地震発生直後における施設管理者等による建物の緊急点検に関わる指針（平成27年2月 内閣府（防災担当））」を参考に、緊急・応急的に点検を実施し、建物の安全確認を行う。
- イ 福祉部長は、災害対策本部長の指示を受け、避難所を開設する。
- ウ 福祉部長は、避難所の開設を各施設管理者に連絡する。
- エ 避難所を開設した福祉部長は、教育指導部長及び学校運営部長と協議し、直ちに各部職員の派遣を指示する。また、3部で、十分な職員が確保できない場合は、他部職員の応援要請を、災害対策本部長の決定により行う。
- オ なお、発災当初、災害の状況により十分な職員を派遣できない場合は、災害対策本部長は、職員の巡回を指示する。

(3) 避難所運営本部の自主判断による場合

- ア 震度5弱以上の地震が発生し、避難所周辺地区に多数の被災者が発生した場合、避難所運営本部長またはその代行者は、自らの判断で事実上避難所を開設することができる。
- イ このとき、避難所運営本部長またはその代行者は、速やかに災害対策本部（福祉部）へ連絡し、避難所開設及び避難者等の状況について報告する。
(資料編震災編 第49「足立区避難所運営本部設置要綱」P.159)
- ウ 報告を受けた福祉部長は、災害対策本部長を通じて区（応急危険度判定部）に建物の安全性を確認させ、適正と認定されたときは、正式な避難所とする。また、適正でないと認定された場合は、直ちに避難所活動を停止させ、他避難所の避難状況を考慮のうえ、避難者の移動について関係各部とともに対策を講じる。
- エ 発災当初等、特別な事情にある場合は、区立小中学校長又は都立高等学校長（以

下「学校長」という)が、避難所開設を判断し、避難者を校舎内に受入れ、備蓄物品を使用することができることとする。その場合、避難所運営本部の役員部員の参集状況に応じ、管理運営主体を学校から避難所運営本部へ移行する。

(4) 避難所開設に関する情報の統制

避難所開設に関する情報は、災害対策本部が統一して管理し、避難所運営本部及び施設管理者(学校を含む)へ発信する。なお、避難所に指定されている施設における避難所開設に関する情報以外の情報連絡等(※)は、各所管部が独自に行っていく。

※ 施設の被害状況調査、施設利用者や児童の安否確認、応急教育に向けた準備等

(5) 開設時・開設後の事務手順

ア 災害対策本部長は、避難所を開設したときは、開設日時、場所、避難所数及び開設予定期間等を速やかに都(福祉保健局)及び、警視庁、消防署等関係機関に連絡する。

イ 都(福祉保健局)への連絡は、原則として東京都災害情報システム(D I S)等により行う。なお、個別の連絡調整については、東京都防災行政無線で行う。

ウ 福祉部長は、各避難所運営本部より避難者名簿を報告させ、避難者の把握を行い、災害対策本部長及び情報収集指令室へ報告する。

エ 福祉部長は、教育指導部長及び学校運営部長と協議し、必要に応じ避難所運営支援のために職員の派遣又は巡回を指示する。また、3部で、十分な職員が確保できない場合は、他部職員の応援要請を、災害対策本部長の決定により行う。

オ 避難所設置期間は災害発生から7日以内とするが、状況により延長する必要がある場合は、災害対策本部長は、都災害対策本部長の事前承認を受ける。

カ 避難所運営本部は、食料等必要な避難所関連物資については、区(福祉部)に調達を要請する。

キ 区(福祉部)は、各避難所運営本部の調達要請を取りまとめ、区(総務部)に調達依頼する。

ク 避難所に避難した被災者に対し、正確かつ迅速な情報提供を行うため、必要に応じ、インターネットの利用、テレビ・ラジオ等の設置、臨時広報誌の発行等情報提供手段の対策を講じる。

ケ 要配慮者への配慮を含め、被災者の特性に応じた情報提供手段の確保及び情報提供を行う。

コ 避難場所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

サ 区(福祉部)は、足立区災害ボランティアセンターに、避難所で活動するボランティアの派遣を要請する。

シ 区(福祉部)は、避難所ごとに収容されている避難者に係わる情報の早期把握及び避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係わる情報の把握に努め関係部と連携して必要な措置について配慮するとともに、都等へ報告・要請等を行う。

第9章 避難者対策

第3節 避難所の開設・運営

ス 区（関係部）は、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、障がい特性や個々の状態、ニーズを可能な限り把握し、生活環境上必要な物品の確保、第二次避難所（福祉避難所）への移送、福祉施設への入所、職員やヘルパーの派遣等の対策をとる。

セ 区（関係部）は、避難所生活に対し、ごみの適切な排出方法、トイレの使用方法等、衛生管理上の留意事項やインフルエンザ等の感染症予防（手洗い、うがい等）の励行を周知する。また、感染症等の発生時の拡大防止対策を実施する。

2 臨時避難所の認定

(1) 区が事前に指定した避難所のほか、緊急時に被災者等が独自に開設・運営する避難所が発生した場合、災害対策本部長は、次の基準に合致したものを「臨時避難所」として認定する。

ア 避難者の安全が確保できると確認できるとき

イ 区指定の避難所への距離が概ね500mを超えており、当該避難所の受入人数が、定数を超過しているとき

(2) 臨時避難所を認定したとき、福祉部長は、区指定の指定避難所と同様の対応を行う。

(3) 区は、被災の程度や災害の様相によって、必要がある場合、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人等要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努めるものとする。

3 避難所の管理・運営

(1) 避難所は、避難所運営本部を中心に、自主的に管理・運営する。

(2) 避難所運営本部は、主に次のような役割を果たす。また、学校長及び派遣ないし巡回する職員は、避難所管理・運営のための事務の実施又は支援を行う。

ア 区及び防災関係機関への情報伝達及び連絡調整

イ 避難所施設の安全点検、施設管理及び整備

ウ 避難所の設営及び避難者の受入れ

エ 避難者名簿の作成

オ 負傷者、病人、要配慮者の救護、避難所内の衛生管理

カ 避難所関連物資、食料等の調達、受入れ、分配

キ 避難所における犯罪防止

(3) 被災者の受入れは、可能な限り町会又は自治会単位に被災者の集団を編成し、防災区民組織等（町会・自治会等）と連携して班を編成したうえで、受入れる。

(4) 避難所を開設した場合は、管理責任者（避難所運営本部長）を置く。

(5) 管理責任者（避難所運営本部長）は、防火担当責任者を指定し、防火安全対策を講じる。

(6) 避難所の施設利用計画を活用し、施設管理者や学校長等と連携して立入禁止区域、土足禁止区域、喫煙（分煙）区域等を設置する。

(7) 管理責任者（避難所運営本部長）は、管理運営に際して、プライバシーの保護、女性や要配慮者の視点に配慮する。

第9章 避難者対策

第3節 避難所の開設・運営

- (8) 学校長（不在のときは、配置された区職員）は、被災者が集まった場合、避難住民（ボランティアを受入れた場合は、ボランティアも含める）等の中から、避難所自主管理のための避難所管理・運営本部が速やかに設置できるよう協力・支援する。
- ア 学校長は、避難所運営と学校教育再開の調整にあたる。
- イ 学校長は、避難所の管理・運営について、必要な協力・支援を行う。
- ウ 学校所属職員は、学校長の命により、避難所運営に従事する。
- エ 配置された職員は、避難所管理・運営を支援し、避難所運営本部と災害対策本部との連絡調整にあたる。
- オ 避難所の管理・運営は、原則として「足立区避難所マニュアル」によるものとする。
- 4 第二次避難所（福祉避難所）の開設及び運営
- (1) 福祉関連施設への収容
- ア 災害対策本部長は、障がい者、高齢者等の要配慮者用避難所を設ける必要があると認めるときは、福祉部長に命じ、あらかじめ指定した福祉関連施設、地域学習センター等に事前に職員を派遣して第二次避難所（福祉避難所）を開設し要配慮者を集団避難させる。
- イ 災害対策本部長は、第二次避難所（福祉避難所）を開設したときは、開設日時、場所、避難者数（介護等に特段の配慮を要する避難者の数とその状況を含む）、開設予定期間、避難所周辺の状況等を、速やかに都（福祉保健局）及び警視庁、東京消防庁等関係機関に連絡する。
- ウ 福祉部長は、福祉関連施設の受入可能状況を調査する。
- エ 福祉部長は、第一次避難所に収容されている障がい者・高齢者等の要配慮者を、各避難所の「避難所運営本部」に調査させる。
- オ この調査に基づき、福祉部長は、第一次避難所での生活が困難であると認められる者を、あらかじめ指定した施設に開設した第二次避難所（福祉避難所）に直ちに収容する。車両による移送は、区（地域のちから推進部）が行う。
- カ 福祉部長は、職員を派遣し、又は介護事業者等にヘルパー派遣を要請し、要配慮者を介護するとともに、避難所の管理運営を行う。施設管理者は、可能な限り避難所運営に協力する。
- キ 派遣職員等は施設管理者と連携調整して、人材・物資等を把握し、不足が生じた場合は、福祉部に連絡し、調達する。
- ク 区（福祉部）は、各施設の調達要請を取りまとめ、区（総務部）に調達依頼する。
- (2) 福祉施設以外の公共施設への収容
- ア 福祉部長は、上記調査に基づき、第一次避難所での生活が困難であると認められる「障がい者・高齢者又は障がい者・高齢者のいる世帯」をあらかじめ指定した公共施設に集団避難させる。車両による移送は、区（地域のちから推進部）が行う。
- イ 福祉部長は、職員を派遣し、又は介護事業者等にヘルパー派遣を要請し、要配慮者を介護するとともに、避難所の管理運営を行う。
- ウ 職員等は、避難所運営に必要な体制を確立し、「足立区避難所マニュアル」や、

第9章 避難者対策

第3節 避難所の開設・運営

国や都のガイドライン等を参考に、管理・運営を行う。

エ 職員等は、必要な人材・物資等に不足が生じた場合は、福祉部に連絡し、調達する。
オ 区（福祉部）は、各施設の調達要請を取りまとめ、総務部に調達依頼する。

5 収容要請

上記4によっても要配慮者を収容する施設に不足が生じる場合は、他の区施設を第二次避難所（福祉避難所）とし、それでも不足する場合には、福祉部長は、協定自治体等へ収容を要請する。

6 長期化への対応

(1) プライバシーの確保

避難所のプライバシーを確保するため、できる限り早い段階で、男女別の更衣室の設置や世帯ごとにパーテーションで区切るなどの対策を実施する。

(2) 相談体制の確立

相談窓口等を設置して、避難者の不安、疑問、不満等を個別に受け付け、ストレスの軽減や避難所運営の改善を図る。また、区民から問い合わせの多い相談内容については、ホームページ上等に「よくあるご相談と回答（FAQ）」を開設するとともに、その周知を図る。外国人からの問い合わせ対応として、語学の知識をもった専門ボランティアと連携し、避難所等での通訳・翻訳を行う。

(3) 健康管理

避難者や避難所に係わる運営スタッフ等の健康状態の定期的な確認や医師・看護師等による巡回の必要性の把握に努め、避難生活の長期化に伴う心身の課題に対応する。特に、保健予防活動、健康相談、ストレス等に関する対応、暑さ寒さ対策、食環境の整備等に留意する。

(4) 衛生管理

入浴施設等の有無、その利用頻度、洗濯等の頻度、ごみの処理状況等、避難所の衛生状態等の把握に努め、必要な措置を講じる。

7 避難所の統合・閉鎖

(1) 災害対策本部長は、避難者数の減少に応じて積極的に避難所の統廃合を行い、学校教育の早期再開と学校機能の回復等を図る。

(2) 学校教育の早期再開のため、災害対策本部長は、学校以外の公共施設を避難所として指定し、避難者を退去させる。

(3) (2) の手段のほか、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。

(4) 避難者が全員退去した場合、第一次避難所においては、管理責任者（避難所運営本部長）又は学校長は、速やかに福祉部長に報告し、災害対策本部長は避難所を閉鎖する。

(5) 第二次避難所（福祉避難所）においても同様に、避難者が全員退去した場合、派遣職員等は、速やかに福祉部長に報告し、災害対策本部長は避難所を閉鎖する。

8 野外受入れ施設

(1) 避難所が不足する等他の手段がない場合には、一時的に被災者を受入れるため、野外に受

入れ施設を開設する。

- (2) 野外に受入れ施設を開設した場合の都（福祉保健局）及び関係機関への連絡並びに管理責任者の設置については、避難所の開設と同様とする。
- (3) 野外受入れ施設の開設に必要な資材が不足するときは、都（福祉保健局）に調達を依頼する。
- (4) 野外受入れ施設の開設期間は、使用可能な避難所が開設されるまでの間または応急仮設住宅が建設されるまでの間とする。

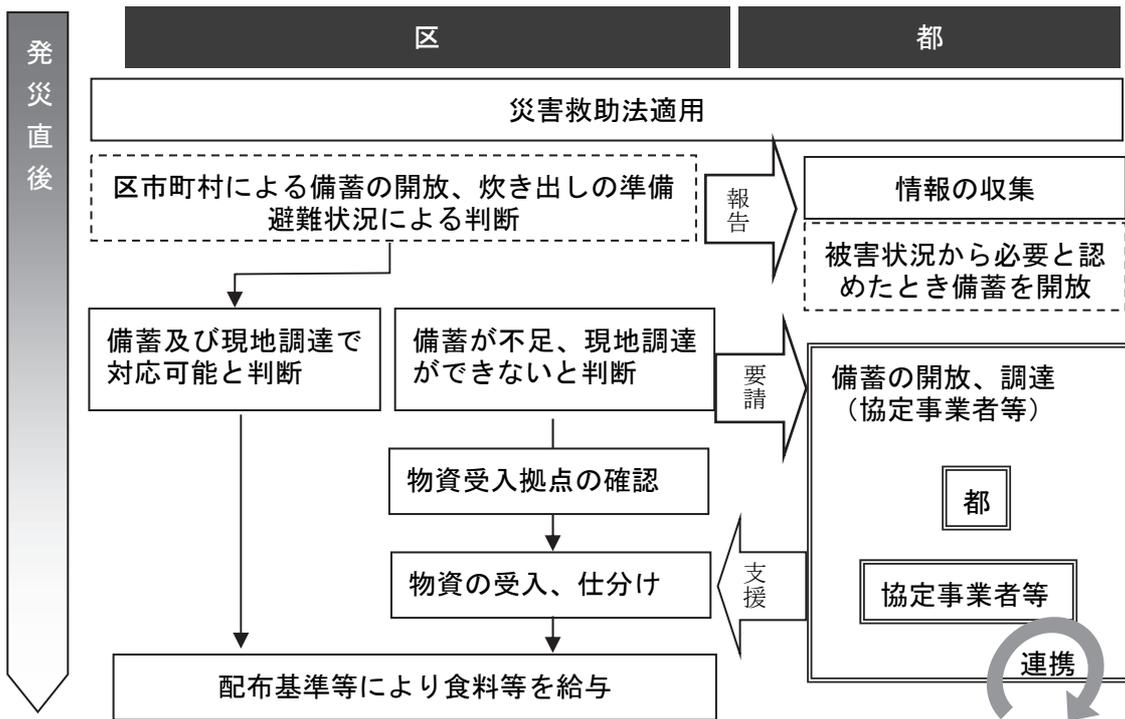
9 食料・生活必需品等の供給・貸与

- (1) 被災者に対する食料・生活必需品等の供給・貸与は、区が開設する避難所等において、災害救助法に定める基準に従って行う。
- (2) 炊き出し等の体制が整うまでの間は、区及び都の備蓄または調達する食料等を支給する。
- (3) 被災者に対する炊き出しその他による食品給与の配布基準は、原則として、災害救助法施行細則に定めるところによる。
- (4) 食物アレルギーの避難者に配慮し、食物アレルギー対応食品の備蓄等に努めるとともに、食料の提供に当たっては、原材料表示や献立表の掲示等についてマニュアル化を行う。
- (5) ただし、この基準により難しい事情がある場合（期間の延長、特別基準の設定）は、避難所開設期間延長の承認申請と同様に、別途、知事の事前承認（厚生労働大臣の承認を含む）を得て、定める。

（第4部 第10章「備蓄・物資等の供給及び輸送」P. 405）

第9章 避難者対策
第3節 避難所の開設・運営

【避難所における物資供給のスキーム】



10 トイレ機能の確保

- (1) 被災後、断水した場合には、学校のプール、防災用井戸等で確保した水を使用し、機能の回復を図る。
- (2) 区は、発災後3日目までは、し尿収集車によるし尿の収集・運搬が困難な状況が予想されることから、可能な限りし尿収集車による収集を要しない災害用トイレを活用し、対応する。
- (3) 区は、発災後4日目からは、し尿収集車による収集が可能な災害用トイレを含めて確保し、対応する。
- (4) 区は、備蓄分が不足した場合には、都に対して要請し、都は広域応援等により必要数を確保する。

11 公衆浴場等の確保

- (1) 区は、保健所と連携して公衆浴場の営業状況、仮設浴場、シャワー施設の設置状況を把握する。
- (2) 避難住民に対してその情報を提供するとともに浴場等の確保に努め避難所の衛生管理を支援する。

12 感染症流行時の対応

(1) 分散避難

新型コロナウイルス等感染症の流行時の避難は三密（密閉・密集・密接）を避けるため、指定避難所での収容可能人数が大幅に減少することになり、分散避難が前提となる。分散避難は、まずは在宅避難、次に縁故等避難、最後に避難所への避難の順に考える。

ア 在宅避難

自宅が安全な場合、在宅避難は三密を避ける有効な選択肢である。真に避難所に行く必要のある被災者が適切に受け入れられるよう協力するためにも在宅避難を選択する。

イ 縁故等避難

自宅が安全でない場合や安全な家族・親戚・知人の家やホテルなどに避難することが最良と考えられる場合は縁故等避難を選択する。

自宅外への避難中の通電火災に十分に注意すること。

震災の場合、風水害とは異なり事後避難となるため、道路の通行止め、公共交通機関の運行停止等により、しばらくは遠方への縁故等避難ができない可能性がある。

ウ 避難所への避難

避難所では4㎡/1人の確保に努める。

在宅避難、縁故等避難ともに不可能な場合は指定避難所へ避難する。

自宅外への避難中の通電火災に十分に注意すること。

13 ホームレスの受入れ

区は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れる。

《都（本部）》

- 1 避難所については、設置者である区が、学校以外にも多様な手段で確保に努めるとともに、都としても避難所確保のための支援策を実施する。

《都（福祉保健局）》

1 開設状況の把握

- (1) 区からの東京都災害情報システム(D I S)への入力等による報告に基づき、避難所の開設状況を把握する。
- (2) 区から開設状況を把握する際には、避難所における高齢者や障がい者、乳幼児の人数等、その後の支援に資するための情報を把握する。
- (3) 避難者及び避難所で生活せず食事のみ受け取りに来る被災者等に係わる情報について区から報告を受け、国等へ報告を行う。

2 第二次避難所（福祉避難所）

- (1) 区の報告に基づき、第二次避難所(福祉避難所)の所在地等について把握する。
- (2) 開設済み第二次避難所(福祉避難所)について、区に対し、定期的に受入れ可能人数を確認する。

3 野外受入れ施設

- (1) 区から野外受入れ施設の設置に必要な資材の調達依頼があったときは、所要量を都（財務局）に調達依頼する。

4 健康相談支援

- (1) 区における避難者の健康相談が円滑に行なわれるよう支援する。

第9章 避難者対策

第3節 避難所の開設・運営／第4節 動物救護に関する事項

5 飲料水の安全等環境衛生の確保

- (1) 「環境衛生指導班」を編成し、避難所における飲み水の安全確保や避難所の環境整備に対応するため、水の消毒薬や消毒効果を確認するための器材を備蓄するとともに、室内環境を調査するための測定器を保健所に配備する。また、区市町村からの要請に応じて水の消毒薬の配布を行う。

6 食品の安全確保

- (1) 食品衛生指導班は、保健所長の指揮のもとに、区と連携して次の活動を行う。
 - ア 炊飯所、弁当・給食調理場等の衛生確保
 - イ 食品集積所の衛生確保
 - ウ 避難所の食品衛生指導
 - エ その他食品に起因する危害発生の防止
 - オ 食中毒発生時の対応

7 衛生管理対策の支援

- (1) 避難所の過密状況や衛生状態等に関する情報を集約し、区に提供することにより、避難所間及び各区市町村間の適切な受入れ体制等が確保できるよう支援する。
- (2) 都は、避難所内外におけるごみ保管場所等の適正管理、飲用水の衛生及び衛生的な室内環境の保持等に関する具体的な方法や衛生管理体制についての助言・指導を区に対して行う。

《都（教育庁）》

- 1 避難所となる都立学校は、「学校危機管理マニュアル」及びあらかじめ定める避難所の支援に関する運営計画に基づき、区による避難所の開設・管理運営に協力する。
- 2 都立学校について、区から臨時的避難所開設の依頼があった場合は、当該区と連絡をとり、開設・管理運営に協力する。

【災害時に求められる「女性」に対するきめ細かい配慮】

東日本大震災では、多くの避難所で、世帯ごとの「間仕切り」がない等、プライバシーが保障されない環境での生活を強いられた。女性専用の更衣室や授乳室を設置する等、女性の視点に立った避難所生活の配慮が必要であった。

また、多くの避難所では男性スタッフが多く、運営に参加する女性は少ないという状況でもあった。

そこで、避難所運営の管理責任者に女性を配置することや、女性向けの備品類の配備、プライバシー確保のためのパーテーション設置、男女別の更衣室や女性専用の物干し場、授乳室及び相談窓口の設置等、女性に対するきめ細かい配慮を当計画に取り入れた。

今後も、長期にわたる避難所生活の中で発生が危惧されるDVを含む女性問題についても対応が可能となるよう、相談体制の整備や周知方法等について庁内関係所管で検討するとともに、区内警察署等と連携を図り対策を強化していく。

第4節 動物救護に関する事項

区は、危害防止、公衆衛生、動物愛護及び飼い主（被災者）の避難支援の観点から、飼い主の責任において、飼養動物の同行避難を推奨する。

第9章 避難者対策
 第4節 動物救護に関する事項

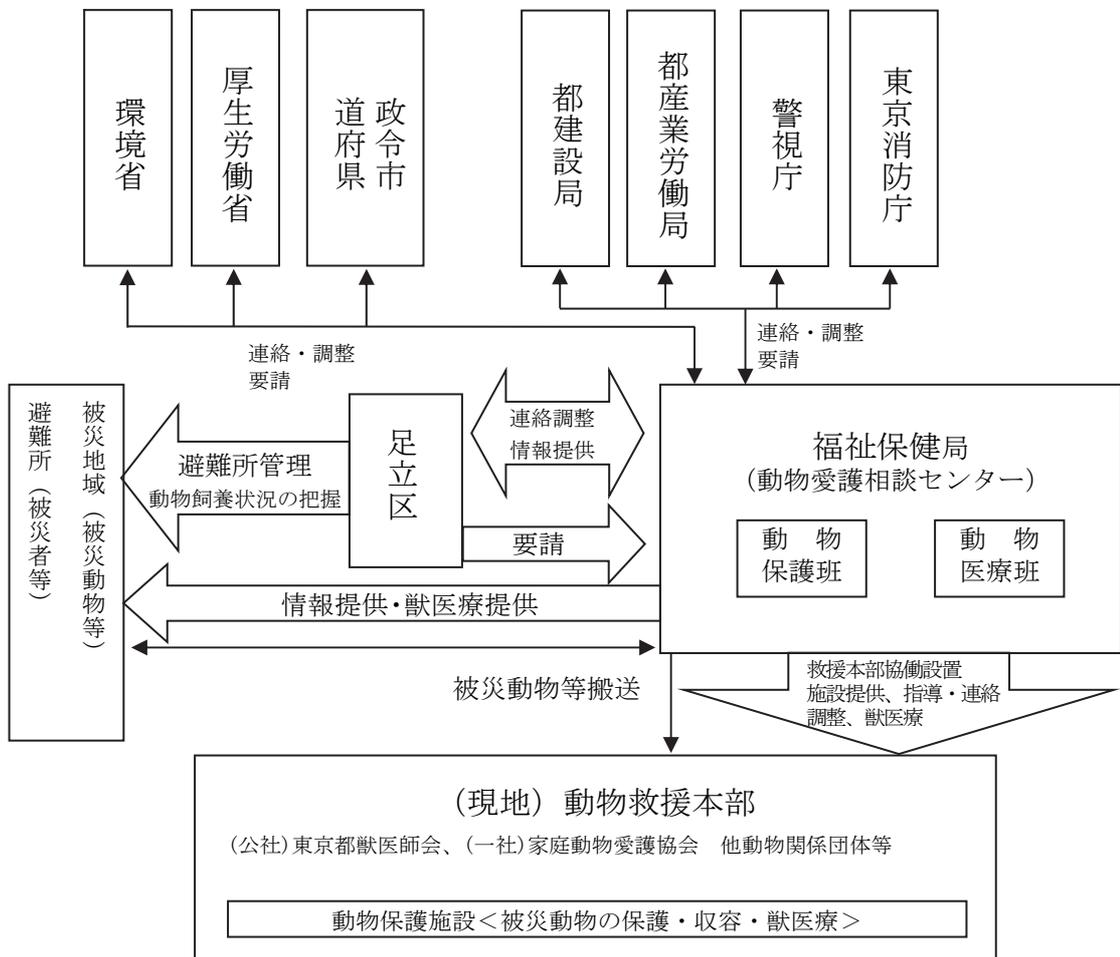
また、飼い主が不明の動物や負傷動物の保護や適正な飼養に関し、都や東京都獣医師会足立支部等関係団体との協力体制を確立する。

第1 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
区民（飼い主）	(1) 避難所等における同行避難動物の適正飼養
区（福祉部・教育指導部、学校運営部）	(1) 避難所等における動物の飼養場所等の確保
区（衛生部）	(1) 飼い主が不明の飼養動物や負傷動物の一時保護 (2) 避難所等における動物の適正飼養の指導等 (3) 飼い主の責務の周知及び飼養動物の同行避難の推奨 (4) 避難所等における動物の飼養状況の把握及び都・関係団体への情報提供
都（福祉保健局）	(1) 被災動物の保護 (2) 関係団体等との連絡調整 (3) 関係団体等との協働による動物救援本部の設置 (4) 避難所等における動物の適正飼養の指導等
東京都獣医師会 足立支部	(1) 飼い主が不明の飼養動物や負傷動物の一時保護 (2) 避難所等における動物の適正飼養の指導等 (3) 飼い主の責務の周知及び飼養動物の同行避難の推奨

第2 業務手順

【動物救護の流れ】



第9章 避難者対策
第4節 動物救護に関する事項

第3 詳細な取組内容

《区民（飼い主）》

- 1 避難所における同行避難動物の適正な飼養

《区（福祉部・教育指導部、学校運営部）》

- 1 同行避難動物の飼養場所等を確保

(1) 避難所における動物の適正な飼養

同行避難動物は、避難者とは別の飼養動物用の居室で受け入れる。なお、障がい者の方が伴ってくる補助犬については、飼養動物とは捉えず、要配慮者への支援として考え、避難所等に同一空間（居室）への受入れを要請する。

《区（衛生部）》

- 1 同行避難の推奨

(1) 飼養動物を放置した場合に野生化等の危険、生活環境の悪化が生ずるおそれがある。

また、飼養動物がいることで、必要にもかかわらず避難をしない飼い主も現れる。そのため、区は、避難の必要がある飼い主に対して飼養動物との同行避難を呼びかける。

(2) 区は、都や東京都獣医師会足立支部と協力し、飼い主とともに避難した動物の飼養支援を行う。災害時に活動できるペット対策NPO団体・災害ボランティアセンター等に、各避難所の状況を把握したうえで、必要に応じて支援を要請する。

(3) 避難所における飼養動物の同行避難についての指導・助言を行う。

(4) 避難所における飼養動物の適正飼養についての指導・助言を行う。

(5) 避難所等における動物の飼養状況の把握及び都・関係団体への情報提供を行う。

- 2 動物救護所の設置運営（飼い主が不明の動物や負傷動物の保護）

(1) 区は、都や東京都獣医師会足立支部と協力し、生物園及び都市農業公園に、動物救護所を設置し、東京都動物愛護相談センターが保護するまでの間、飼い主が不明の動物や負傷動物の一時保護を行う。

災害により傷病を負った飼養動物の救護は、原則として飼い主の責任になるが、飼い主が不明な場合や飼い主が被災し救護できない場合は、区と東京都獣医師会足立支部との協定に基づき、東京都獣医師会足立支部の会員が負傷した動物への応急手当等を行う。

(2) 動物救護所の管理・運営

(3) 受入れ状況に応じて、災害ボランティアセンター・災害時に活動できるペット対策NPO団体等に支援を要請する。

(4) 重症動物の後方動物医療施設への搬送の可否の決定

(5) 動物救護所等における動物の飼養状況の把握及び都・関係団体への情報提供

《都（福祉保健局）》

- 1 区と協力して、飼い主とともに同行避難した動物について以下の取組を行い、適正飼養を指導する。

(1) 各地域の被害状況、避難所での動物飼養状況の把握及び資材の提供、獣医師の派遣

等

- (2) 避難所から保護施設への動物の受入れ及び譲渡等の調整
- (3) 他区市への連絡調整及び要請

《東京都獣医師会足立支部》

- 1 動物救護所の設置運営（飼い主が不明の動物や負傷動物の保護）
 - (1) 東京都獣医師会足立支部は、区と協力し、生物園及び都市農業公園に動物救護所を設置し、東京都動物愛護相談センターが保護するまでの間、飼い主が不明の動物や負傷動物の一時保護を行う。
 - 区との協定に基づき、東京都獣医師会足立支部の会員が負傷した動物への応急手当等を行う。
 - (2) 動物救護所の管理・運営を行う。

第5節 避難所外の避難者対策

第1 対策内容と役割分担

車中泊避難者や自宅での被災生活者など指定避難所以外の避難者に対して、食料・物資等の提供、情報の提供、避難所への誘導などの必要な支援に努める。

機 関 名	対 策 内 容
区（関係部、政策経営部、危機管理部、地域のちから推進部、福祉部、衛生部）	(1) 指定避難所以外の避難者の状況調査の実施 (2) 指定避難所以外の避難者への支援 (3) 車中泊避難者等へのエコノミークラス症候群の予防措置

第2 詳細な取組内容

《区（関係部）》

- 1 防災区民組織（町会・自治会等）等の協力を得ながら、車・テント・在宅等、指定避難所以外への避難状況を調査し、場所、人数、支援の要否・内容等の把握に努める。
- 2 指定避難所以外の避難者に対して、必要な支援に努める。
 - (1) 近隣の避難所の避難者収容状況に応じて、避難所への移動を誘導
 - (2) 指定避難所等を拠点とした飲料水・食料・情報等の提供
 - (3) 避難者の健康管理、健康指導
- 3 車中泊避難者等に対しエコノミークラス症候群の発症予防を呼びかける。具体的な呼びかけの内容は、軽い体操やストレッチ運動を行うこと、十分な水分補給を行うこと、ふくらはぎを揉むこと、足を上げて眠ること、ゆったりとした服装をすること、アルコールを控えること、禁煙をすることなどとする。

第9章 避難者対策

第6節 ボランティアの受入れに関する事項／第7節 被災者の他地区への移送に関する事項

第6節 ボランティアの受入れに関する事項

第1 対策内容と役割分担

避難所の運営におけるボランティアの受入れについて、必要な流れを示す。

機 関 名	対 策 内 容
区（総務部）	(1)「避難所管理運営の指針」に基づいたマニュアル等の業務手順によるボランティアの派遣要請及び受入れ (2)災害ボランティアセンターを設置、社会福祉法人足立区社会福祉協議会と連携し運営 (3)足立区災害ボランティアセンターを通じて、必要なボランティアを派遣 (4)「東京災害ボランティアネットワーク」と協働し、協力関係を構築
都（生活文化局）	(1)東京ボランティア・市民活動センターと協働で東京都災害ボランティアセンターを設置し、区災害ボランティアセンターを支援 (2)東京都防災（語学）ボランティアを派遣
都（福祉保健局）	(1)福祉関係団体等の協力によるボランティア派遣について、区に対する広域的支援

第2 業務手順・取組内容

《都（生活文化局）》

- 1 区の要請に基づき、避難所における外国人を支援するための防災（語学）ボランティアを派遣する。

《都（福祉保健局）》

- 1 福祉関連のボランティア派遣については、区からの支援要請に基づき、福祉関係団体等の協力により広域的な支援を実施する。
- 2 福祉関連のボランティア派遣に際しては、区の要請内容、避難所の状況を把握し、ニーズに適切に対応する。
- 3 区からの支援要請に基づき、福祉関係団体等の協力により、ボランティアを派遣できるよう、広域的な支援を実施する。

第7節 被災者の他地区への移送に関する事項

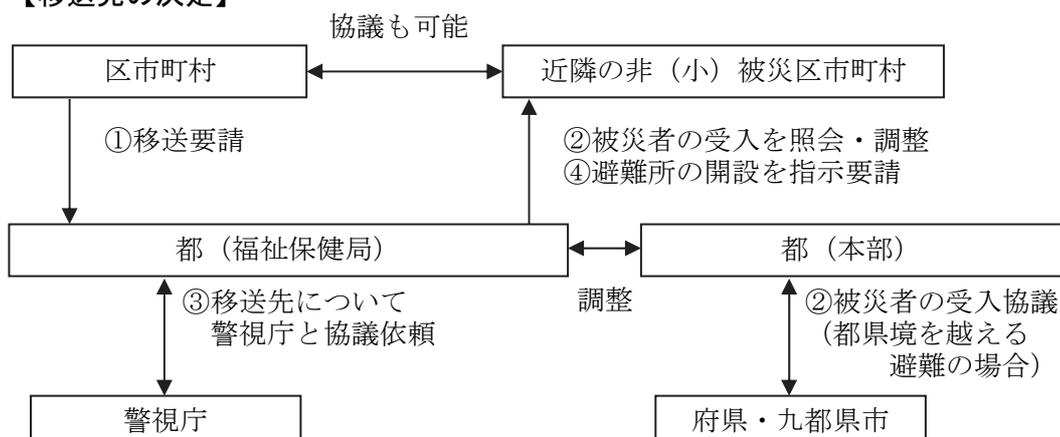
第1 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
区（危機管理部、区民部、地域のちから推進部）	<移送元> (1)移送について知事（都（福祉保健局））に要請 (2)移送先における避難所管理者を決定し、移送先へ派遣 (3)移送の際の添乗 (4)移送後の避難所運営 <受入れ側> (5)受入れ態勢を整備 (6)移送後の避難所運営への協力

機 関 名	対 策 内 容
	(7) 関連機関との連携により、要配慮者等の移送手段を確保
都（本部）	(1) 都県境を越える避難についての調整
都（福祉保健局）	(1) 被災者の移送先の決定 (2) 移送先の区市町村との調整 (3) 被災者の移送方法を決定、移送手段の確保 (4) 区による要配慮者等の移送支援

第2 業務手順

【移送先の決定】



第3 詳細な取組内容

《区（危機管理部、区民部、地域のちから推進部）》

- 1 避難所において、要配慮者・避難者を収容できないとき、ないしは、鉄道機関等に大量の不特定多数者が滞留するとき、災害対策本部長は、避難者等を区外へ迅速に移送（非被災地、若しくは小被災地又は隣接県）するよう知事（都（福祉保健局））に要請する。なお、相互応援協定等の締結先区市町村や、他の区市町村長に協議した場合、その旨を都知事に報告する。
- 2 被災者の区外への移送を要請した災害対策本部長は、所属職員の中から移送先における避難所管理者を定め、移送先に派遣する。
- 3 移送方法は、都が区の移送能力を勘案して定め、都（財務局）調達のバス等を中心に、区、都（交通局）、警視庁、東京消防庁の協力を得て実施するが、区（区民部）は引率者として添乗する。
- 4 区長は、都から被災者の受入れを指示された時は、受入れ体制を整備する。
- 5 移送された被災者の避難所の運営は、移送元の自治体が行い、被災者を受入れた自治体は運営に協力する。
- 6 NPO法人や受入れ施設等と協定を締結し、収容避難所での生活において何らかの特別な配慮を要する者の受入れ先を確保する。
- 7 関連機関との協定締結により、要配慮者等の自力での徒歩移動が困難な特別搬送者の搬送手段を確保する。

第9章 避難者対策

第7節 被災者の他地区への移送に関する事項

- 8 要配慮者等の自力での徒歩移動が困難な特別搬送者については、臨時バスやタクシー等による搬送が必要となるため、区は関連機関と連携し搬送手段を確保する。

《都（本部）》

- 1 知事は、区がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合で、被災住民の生命若しくは身体を災害から保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合において、当該被災住民について広域一時滞在の必要があると認めるときは、全部又は一部を当該区長に代わり実施する。
- 2 被災地の区から被災者の移送の要請があった場合、警視庁と協議のうえ、被災者の移送先を決定する。
- 3 移送先決定後、移送先の首長に対し被災者の受入れ体制を整備させる。
- 4 被災者の移送方法については、当該区と協議のうえ、被災地の状況を勘案して決定し、都（財務局）調達バス等を中心に、区、都（交通局）、警視庁、東京消防庁の協力を得て実施する。
- 5 要配慮者の移送手段については、当該区による調達が困難な場合に、都（福祉保健局）が都（財務局）及び関係機関の協力を得て調達する。

第10章 備蓄・物資等の供給及び輸送

第3部 災害予防計画 第10章 物流・備蓄・輸送対策	第4部 災害応急対策計画 第10章 備蓄・物資等の供給及び輸送	第5部 災害復旧計画 第7章 流通機能及び生活基盤の確保
第1節 食料及び生活必需品等の確保(P.223)	第1節 備蓄物資の供給(P.405)	第1節 多様なニーズへの対応(P.478)
第2節 飲料水及び生活用水の確保(P.225)	第2節 飲料水の供給(P.408)	第2節 炊き出し(P.478)
第3節 備蓄倉庫及び輸送拠点の整備(P.227)	第3節 物資の調達要請(P.411)	第3節 水の安全確保(P.479)
第4節 輸送体制の整備(P.229)	第4節 備蓄物資の輸送、支援物資の受入れ・仕分け・配分(P.412)	第4節 生活用水の確保(P.480)
第5節 輸送車両等の確保(P.229)	第5節 義援物資の取扱い(P.415)	第5節 市場の流通確保と消費者への情報提供(P.480)
第6節 燃料の確保(P.230)	第6節 輸送車両の調達(P.415)	

第1節 備蓄物資の供給

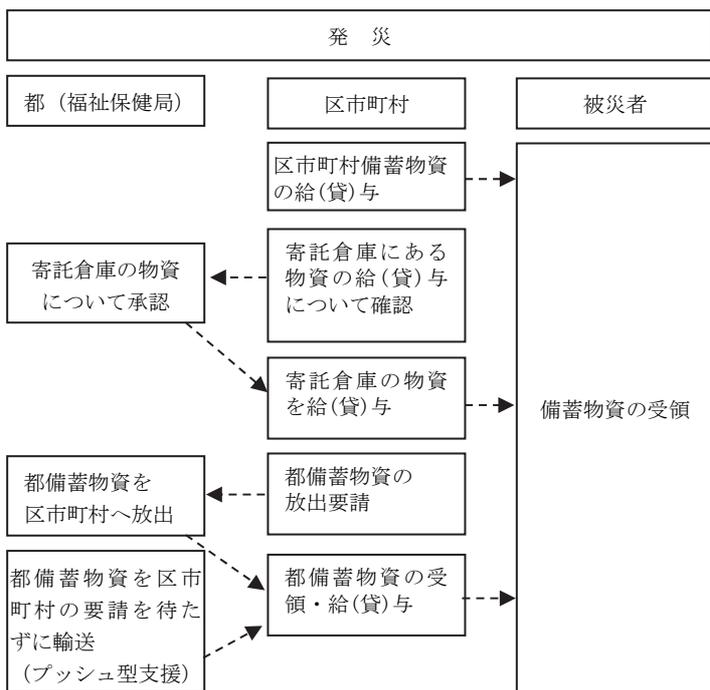
第1 対策内容と役割分担

区は、災害により食料及び生活必需品等を確保できない被災者に対し、必要な食料等を供給する。

機 関 名	対 策 内 容
区(総務部、区民部、福祉部)	(1)備蓄物資を被災者へ給(貸)与
都(福祉保健局)	(1)都備蓄物資を区へ放出

第2 業務手順

【備蓄物資供給の流れ】



※ 炊き出し等の体制が整うまでの間は、区及び都の備蓄または調達する食料等を支給する。

※ 道路障害物除去が本格化し、輸送が可能と考えられる4日目以降は、原則として米飯による炊き出し等を行うとともに、被災者の多様な食料需要に応えるため、弁当、おにぎり等加工食品の調達体制を整える。

第10章 備蓄・物資等の供給及び輸送

第1節 備蓄物資の供給

<配布基準>

- 1 配布基準は、原則として、災害救助法施行細則に定めるところによる。
- 2 ただし、この基準により難い事情がある場合(期間の延長、特別基準の設定)は、避難所開設期間延長の承認申請と同様に、別途、知事の事前承認(内閣総理大臣の承認を含む)を得て定める。

第3 詳細な取組内容

《区(総務部、区民部、福祉部)》

【食料・生活必需品等供給の実施主体】

	機 関 名	対 策 役 割
区主担当	総務部	(1)物資供給計画 (2)管理・運営統轄 (3)連絡調整 (4)物資調達・供給担当
支援機関	区民部	(1)物資輸送
	東京都トラック協会 足立支部	
	赤帽首都圏軽自動車運送協同組合 城東支部	
	足立区商店街振興組合連合会	
	足立貨物運送事業協同組合	
	ボランティア	

避難所備蓄物資は、避難所本部長の裁量で避難者に提供する。

1 食品の給与

- (1) 震災時における被災者への食品等の給与を実施する。
- (2) 災害救助法適用前の食料給与は、区がその責任において実施する。
「被災者」に対する食料等の給与の基準は、災害救助法に定める給与基準に準じて行う。
- (3) 災害救助法適用後は、都知事(都災害対策本部長)の指示する給与基準による。(資料編震災編 第58「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」P.192)
- (4) 被災者に対する食品の給与は、区が開設する避難所等において行う。
また、避難所備蓄物資は、避難所本部長の裁量で避難者に提供する。
- (5) 「被災者」に対する給食は、主として避難所に収容した者を対象に実施するが、自宅残留被災者にも及ぶように努める。
- (6) 被災者に食品等の給与を実施する場合、給食の順位、給食の範囲、献立、炊出方法等について定めるとともに、炊き出しに必要な人員、調理器具、熱源等を確保する。
- (7) 給食の順位は、原則として、①アルファ米、クラッカー、②生パン、③米飯の順に行う。災害発生直後は、備蓄してあるアルファ米、クラッカー等を供出する。次いで、協定業者等から生パンを配給し、漸次可能な限り米飯の給食を行う。
- (8) 発災後一定程度時間が経過した段階で、米飯(弁当を含む)等を極力給与する。

- (9) 備蓄物資(クラッカー等)として都(福祉保健局)が区に事前に配置してあるものは、都(福祉保健局)の承認を得て、区が輸送し被災者に給与する。
ただし、緊急を要する場合は、被災者への給与を優先して実施し、事後に報告するものとする。
- (10) 必要に応じて、東京都災害情報システム(D I S)への入力等により、都(福祉保健局)に備蓄物資の放出を要請し、地域内輸送拠点で受領する。
- 2 食料等必要量の予測
- (1) 区(総務部)は、災害対策本部がまとめた被災人口に基づき、区(衛生部)と協議のうえ、区内の応急食料給与が必要な被災者及び粉ミルクを必要とする乳児、特別食を必要とする要介護高齢者・病人等の食料必要量を予測する。
- 3 食料調達配分及び輸送計画
- (1) 総務部長は、上記予測及び福祉部長等の要請に基づき、区(衛生部)と協議のうえ、食料の調達・配分計画を定める。
- (2) 総務部長は、配分計画に基づき、輸送計画を定め、配分、輸送を実施する。また、その状況を区民部長に通知する。
- 4 食料供給広域応援の要請
- (1) 総務部長は、区内の備蓄等の飲食業だけでは不足すると判断した場合、災害対策本部を通じて、都及び周辺地方自治体等へ広域応援を要請する。ただし、発災後72時間は、物流によって道路混雑等で救助救出活動に支障が出ないように十分注意する。
- 5 備蓄食料の輸送・配分
- (1) 区(区民部)は、備蓄倉庫内の備蓄食料及び調達した食料を、必要とする避難場所、若しくは避難所等へ輸送する。
- (2) 避難所運営本部は、避難所内に備蓄、若しくは搬入された食料を管理し、被災者に分配する。
- 6 生活必需品の給(貸)与
- (1) 被災世帯に対する生活必需品等の給(貸)与を実施する。なお、要配慮者が日常生活を営むうえで緊急に必要な物資は、優先して供給する。
- (2) 被災者に生活必需品等を給(貸)与する場合、災害救助法の定める基準に従って、配分方法等について定める。
- (3) 被災した区において給(貸)与の実施が困難な場合、知事に応援を要請する。
- (4) 備蓄物資(毛布、敷物等)として、都(福祉保健局)が区に事前に配置してあるものは、都福祉保健局長の承認を得て、区が輸送し被災者に給(貸)与する。ただし、緊急を要する場合は事後に報告する。
- (5) 必要に応じて、東京都災害情報システム(D I S)への入力等により、都(福祉保

第10章 備蓄・物資等の供給及び輸送

第1節 備蓄物資の供給／第2節 飲料水の供給

健局)に備蓄物資の放出を要請し、地域内輸送拠点で受領する。

7 プッシュ型支援

都(福祉保健局)は、区の被災状況を鑑みて緊急を要し、区からの要請又は要求を待ついとまがないと認められるときは、要請又は要求を待たずに、必要な物資の供給など必要な措置を講じる。

第2節 飲料水の供給

第1 対策内容と役割分担

災害発生の際、水道施設の被害等により飲料水を確保できない被災者に対し、必要最小限の供給に努める。

機 関 名	対 策 内 容
区(政策経営部、総務部、危機管理部、区民部、地域のちから推進部、福祉部、都市建設部) 都(水道局)	(1)ペットボトル飲料水の備蓄及び、供与 (2)給水拠点での応急給水活動 (3)給水拠点からの距離がおおむね2km以上離れている避難場所について、車両による応急給水 (4)必要に応じて区市町との役割分担に基づき、消火栓等からの仮設給水栓による応急給水 (5)医療施設等への応急給水 (6)給水等に関する広報

【応急給水の実施主体】

	機 関 名	対 策 役 割
都主担当	都(水道局)	(1)水の確保 (2)飲料水の輸送
区主担当	区(区民部)	(1)応急給水輸送計画 (2)管理・運営統轄 (3)連絡調整 (4)給水輸送担当
支援機関	区(地域のちから推進部、福祉部、都市建設部)	(1)給水拠点における応急給水
	東京都トラック協会 足立支部、 赤帽首都圏軽自動車運送協同組合 城東支部、 足立貨物運送事業協同組合	(1)飲料水の輸送
	ボランティア	(1)飲料水の輸送・応急給水

【給水拠点の管理者】

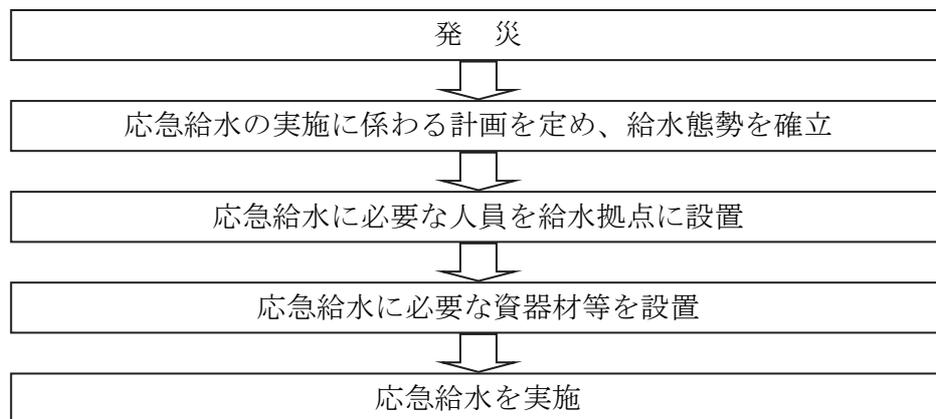
(令和元年8月現在)

番号	施 設 名	住 所	給水拠点管理者
1	小右衛門給水所	中央本町3-8-1	課税課
2	江北給水所	江北5-5	西部福祉課
3	総合スポーツセンター内応急給水槽	東保木間2-27-1	スポーツ振興課

番号	施設名	住所	給水拠点管理者
			(総合スポーツセンター)
4	千住スポーツ公園内応急給水槽	千住緑町2-1-1	千住福祉課
5	諏訪木東公園内応急給水槽	西新井3-25	伊興区民事務所
6	大谷田南公園内応急給水槽	中川4-42-1	中川区民事務所
7	北鹿浜公園内応急給水槽	鹿浜3-26	鹿浜区民事務所
8	都立舎人公園内応急給水槽	舎人公園1-1	西部福祉課
9	北宮城町公園内応急給水槽	扇2-27-27	江北区民事務所

第2 業務手順

【飲料水供給の流れ】



第3 詳細な取組内容

≪区（政策経営部、総務部、区民部、地域のちから推進部、福祉部、都市建設部）≫

1 給水基準

- (1) 生命維持に必要な最小限の飲料水として、当面1日1人3ℓの供給を基準とする。
- (2) また、発災から数日後は、生活用水も考慮した供給を目標とした給水を実施する。

2 給水需要の予測

- (1) 総務部長は、区内の応急給水槽・給水所の使用の可否を給水拠点管理者に調査、報告させる。
- (2) 区（情報収集指令室）の情報等により、迅速かつ的確に給水状況や住民の避難状況等必要な状況を把握する。
- (3) 総務部長は、区内における断水被災人口、応急給水を必要とする病院及び福祉施設等について、給水必要量を算定する。

3 広域応援の要請及び受入れ

- (1) 区だけでは十分な給水が不可能な場合は、災害対策本部長は、都及び周辺地方自治体等へ広域応援を要請する。
- (2) 区（情報収集指令室）は、都（東部第二支所）へ、区で管理する給水拠点の稼働状況等を連絡、及び都内区部の災害時給水ステーション（給水拠点）の開設状況、車両

第10章 備蓄・物資等の供給及び輸送

第2節 飲料水の供給

輸送状況等を収集する。

- (3) 区民部長は、給水輸送計画に基づき、広域応援給水隊に対して、給水箇所の指定、地理案内等を行う。

4 応急給水体制（役割分担等）

- (1) 給水拠点管理者は、以下の役割分担により、応急給水する。

ア 応急給水槽では、各拠点管理者が応急給水に必要な資器材等を設置及び住民等への応急給水を行う。

イ 浄水場・給水所等においては、都（水道局）が応急給水に必要な資器材等を設置し、区が住民等への応急給水を行う。

ウ 給水拠点からの距離がおおむね2km以上離れている等飲料水を車両輸送する必要がある避難場所においては、都（水道局）が区により設置された仮設水槽まで飲料水を輸送・補給し、区が住民等への応急給水を行う。

- (2) 区民部長は、災害対策本部長室の情報に基づき、都（水道局）と協議のうえ、住民の避難状況、被災者の分布状況に応じ、給水箇所、給水拠点を設定する。

ア 給水の優先順位

イ 病院等医療機関

ウ 福祉関係施設

エ 避難場所、避難所

オ 避難所以外の指定する場所

- (3) 都（水道局）及び区（政策経営部）は、応急給水を実施する際の給水場所、時間等を広報する。

- (4) 学校施設等の受水槽の水を利用するなど、様々な方法で飲料水の確保に努める。

（資料編震災編 第54「受水槽・高架水槽・プーラー一覧」P.182）

- (5) 断水地域の状況、水道施設の復旧状況等に応じて、特に必要がある場合に、仮設給水栓による応急給水を行う。

5 水道復旧状況の広報

- (1) 都（水道局）及び区（政策経営部）は、水道復旧状況について、相互に連携をとり住民に広報する。

6 医療施設等への応急給水

- (1) 後方医療体制に含まれる医療施設及び重症重度心身障害児（者）施設等の福祉施設について、その所在する地区の関係行政機関から都本部を通じて緊急要請があった場合は、車両輸送により応急給水を行う。

7 都の給水体制

- (1) 都（水道局）は、給水状況や住民の避難状況等必要な情報を迅速かつ的確に把握する。

第10章 備蓄・物資等の供給及び輸送
第2節 飲料水の供給／第3節 物資の調達要請

- (2) 応急給水の実施に係わる計画を定め、給水態勢を確立する。
- (3) 浄水場(所)・給水所の給水拠点において、都(水道局)は、拠点ごとにあらかじめ要員を指定しており、震災時にはこれらの要員等と区が連携して、迅速な応急給水を実施する。
- (4) 車両輸送を必要とする後方医療体制に含まれる医療施設等については、給水タンク、角形容器等の応急給水用資器材を活用し、都(水道局)保有車両及び雇上車両等によって輸送する。

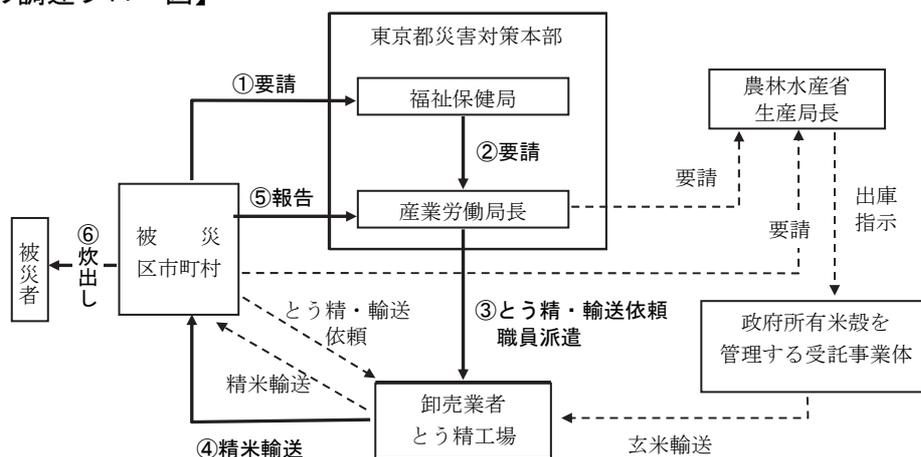
第3節 物資の調達要請

第1 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
区(総務部)	(1)必要な物資の調達計画を策定 (2)状況により、物資の調達を都(福祉保健局)に要請 (3)協定締結先への調達依頼等現地調達が適当な場合は、現地調達する。
都(本部)	(1)国・他道府県等との連絡調整 (2)あらかじめ協力依頼している物販事業者(小売事業者等)に物資の調達を要請
都(生活文化局)	(1)東京都生活協同組合連合会から応急生活物資を調達
都(福祉保健局)	(1)状況により、関係局等に調達を依頼し、直ちに所要量を確保するとともに、都本部を通じて都内の被災地外区市町村へ応援を要請
都(産業労働局)	(1)米穀、副食品及び調味料を調達

第2 業務手順

【米穀の調達フロー図】



※産業労働局長と卸売業者で協定締結

第3 詳細な取組内容

《区(総務部)》

1 食料の調達

(1) 食料の調達は、次の方法により、総務部長が実施する。

ア 被災者に対する炊き出しその他による食品の給与のため、調達(備蓄を含む)計画

第10章 備蓄・物資等の供給及び輸送

第3節 物資の調達要請／第4節 備蓄物資の輸送、支援物資の受入れ・仕分け・配分

を策定する。

イ 調達計画は、食品の多様化や高齢者等に配慮した主食及び副食の調達数量、調達先その他調達に必要な事項について定める。

ウ 区内外の民間業者（協定業者、大規模スーパー、給食業者、生協等）に委託し、おにぎり、パン、弁当を調達し、直接避難所へ輸送する。

エ 上記により調達食料に不足が生じたとき、または調達不可能なときは、都災害対策本部に要請する。

2 生活必需品の調達

(1) 震災時において実施する被災者に対する生活必需品等給(貸)与のため、調達（備蓄を含む）計画を策定する。

(2) 調達計画は、被災世帯を想定して生活必需品等の調達数量、調達先その他調達に必要な事項について定める。

(3) 災害救助法適用後、生活必需品等の給(貸)与の必要が生じたときは、状況により、物資の調達を都（福祉保健局）に要請する。

ただし、被災の状況により、現地調達が適当と認められる場合については、現地調達する。

3 物資調達・輸送調整等支援システムの活用

被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等を効率的に調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行えるよう、国、都道府県、市区町村は、その備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し情報共有を図り、相互に協力するよう努める。

第4節 備蓄物資の輸送、支援物資の受入れ・仕分け・配分

第1 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
区（総務部、区民部、都市建設部）	(1)備蓄物資の輸送 (2)救援物資の輸送 (3)物資集積所、地域内輸送拠点や防災倉庫での物資管理 (4)物資の受領・仕分け・配分 (5)輸送拠点の管理運営
区（関係部）	(1)都（都災害対策本部）との連絡調整 (2)他自治体との連絡調整
都（本部）	(1)国（現地対策本部）との連絡調整 (2)他県等との連絡調整 (3)広域輸送基地の開設 (4)広域輸送基地での支援物資の受入れ・荷さばき等 (5)広域輸送基地から地域内輸送拠点への輸送

機 関 名	対 策 内 容
都（福祉保健局、 港湾局）	(1) 広域輸送基地の開設 (2) 広域輸送基地での支援物資の受入れ・荷捌き等作業 (3) 広域輸送基地から地域内輸送拠点への輸送

第2 詳細な取組内容

≪区（総務部、区民部、都市建設部）≫

- 1 情報収集指令室は、都（都災害対策本部）及び他自治体との連絡調整を行い、区（総務部）は支援物資等について、食料・生活必需品等の供給体制に準じた配分等の計画を立てる。
- 2 避難所等における救援物資のニーズ把握や支給については、民間団体やボランティアと連携して、状況に即してきめ細かく行っていく。
- 3 区（区民部）は、備蓄倉庫及び物資集積所から避難所等への輸送を、日本通運株式会社北千住支店及び東京都トラック協会足立支部、赤帽首都圏軽自動車運送協同組合城東支部、足立貨物運送事業協同組合、ボランティア等の協力を得て行う。

【輸送の実施主体】

	機 関 名	対 策 内 容
区主担当	区民部	(1) 物資輸送計画の策定 (2) 管理・運営統轄 (3) 連絡調整 (4) 物資輸送担当
支援機関	東京都トラック協会足立支部	(1) 物資輸送
	赤帽首都圏軽自動車運送協同組合 城東支部	
	足立貨物運送事業協同組合	
	都災害対策本部	(1) 大量避難者の輸送
	ボランティア	(1) 物資輸送支援

(1) 備蓄物資の輸送

ア 区（区民部）は、区（総務部）の配分計画により、備蓄物資を輸送する。

(2) 救援物資の輸送

ア 救援物資については、原則として、個人等からの個々の救援物資は受け付けない。
企業・団体からの救援物資については、品目、数量がまとまっており、必要と認められるものについて受け付け、区内への輸送を依頼する。

イ 集積所における物資の受入れ・配送

(ア) 区（区民部）は、物資を受領し、仕分け・配送を行う。

ウ 避難所等への輸送

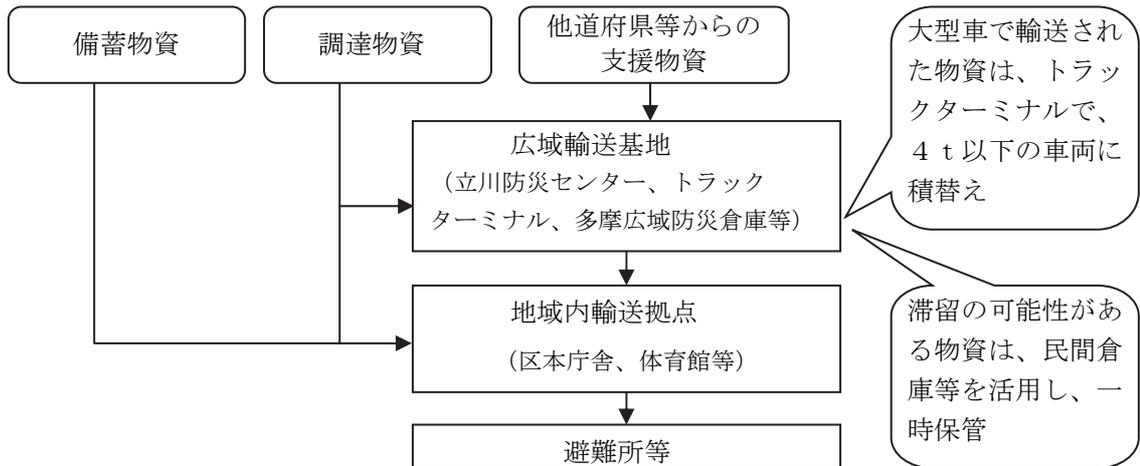
(ア) 配送先：区指定避難所等

(イ) 区（区民部）は、配送先を指示し、輸送車に直接配送させる。その際、地理案内が必要な場合は、案内を行う。

第10章 備蓄・物資等の供給及び輸送

第4節 備蓄物資の輸送、支援物資の受入れ・仕分け・配分

【陸上搬送概念図】



(3) 防災船着場の運用

ア 災害時に河川を物資等の緊急輸送路として活用できるように、国及び都が避難場所等に隣接して整備している。このうち、都が整備した防災船着場について、発災時の運用は以下のとおり。

イ また、必要に応じて、区が所有している舟艇等の接岸可能地点を運用する。

【防災船着場の運用】

機 関 名	都・区災害対策本部等 設 置 期 間 中	都・区災害対策本部等 立 ち 上 げ 時
都（災対本部）	運用指示主体 （都全体の災害対策活動の中で調整を行い、必要がある場合、区災害対策本部に運用の指示をする）	都災害対策本部は、区災害対策本部が防災船着場の運用主体になり、防災船着場として利用が可能になった事を防災機関に周知する。
都（建設局）	運用支援主体 （損傷等に対する修繕・補修）	損傷の有無の点検を行い、安全を確認し、区災害対策本部へ引継ぐ。
区（都市建設部）	運用主体 （一切の運用管理権限を掌握）	都（建設局）の安全確認点検後、運用主体として、引継ぎを受け、都災害対策本部に報告する。

(4) 都調達物資輸送の考え方

ア 調達時のオペレーション等

(ア) 都は、発災時において、物資の調達、保管、搬送等物資対策全般を一体的に運用するため、都災害対策本部の下に物資・輸送調整チームを設置する。物資・輸送調整チームは都庁各局、関係団体、事業者等で構成し、道路の被災状況等の情報を関係者間で共有しながら、円滑なオペレーションを図る。

イ 調達物資の輸送

(ア) 調達した食料及び生活必需品等は、原則として広域輸送基地を一時積替基地と

第10章 備蓄・物資等の供給及び輸送

第4節 備蓄物資の輸送、支援物資の受入れ・仕分け・配分／第5節 義援物資の取扱い／第6節 輸送車両の調達

して活用し、区が選定する地域内輸送拠点へ、調達業者等の協力を得て輸送する。

(イ) 応援要請時には、原則として、状況に応じた適正な車両規模による単種類積載を依頼する。

ウ 他道府県等からの応援物資の輸送

(ア) 他道府県等から陸上輸送による応援物資等は、原則として広域輸送基地で引き継ぎ、都が運送事業者等の協力を得て区の指定する地域内輸送拠点に輸送する。

(イ) 応援要請時には、原則として、状況に応じた適正な車両規模による単種類積載を依頼する。

第5節 義援物資の取扱い

平成24年7月31日に発表された、中央防災会議防災対策推進検討会議の最終報告では、「個人が被災地に小口・混載の支援物資を送ることは、被災地において内容物の確認、仕分けなどの作業が必要となり、被災地方公共団体の負担になることから、特定個人向けのものであって配送も可能な場合は除き、抑制を図るべきである。」とされている。

区・都（福祉保健局）は、義援物資の取扱いについて、上記の報告内容や生活必需品などの需給状況等を踏まえ、適宜その要否を検討・決定し、受付・問合せ先等を広報する等迅速に対応していく。

第6節 輸送車両の調達

第1 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
区（総務部、区民部）	(1) 車両・舟艇の調達、配分 (2) 独自に調達計画を立てる。所要車両が調達不能になった場合は、都（財務局）へ調達あっ旋を要請
都（交通局） 都（水道局） 都（下水道局） 警視庁 東京消防庁	(1) 独自に輸送手段の調達計画を立てる。

第2 詳細な取組内容

《区（総務部、区民部）》

1 車両・舟艇等の調達・配分

(1) 区（総務部）は、災害応急対策活動に必要な人材、車両・舟艇等の調達、配分を行う。ただし、発災後72時間は、物流による道路混雑等で救出救助活動に支障が出ないよう十分注意する。

(※人材、資器材についての内容は第4部 第5章第5節P.326参照)

第10章 備蓄・物資等の供給及び輸送

第6節 輸送車両の調達

【車両・舟艇等の調達・配分主体】

	機 関 名	対 策 内 容
区主担当	区（総務部）	(1) 車両・舟艇等の調達・配分計画 (2) 管理・運営統轄 (3) 連絡調整 (4) 調達・配分担当
支援機関	区（区民部） 東京都トラック協会 足立支部 赤帽首都圏軽自動車運送協同組合 城東支部 足立区商店街振興組合連合会 足立貨物運送事業協同組合 ボランティア	(1) 人材、資器材等の輸送

2 車 両

(1) 必要な車両は、区保有車と日本通運株式会社北千住支店及び緊急輸送業務に関する協定に基づき、東京都トラック協会足立支部・赤帽首都圏軽自動車運送協同組合城東支部・足立貨物運送事業協同組合より調達する。また、自動車販売会社、レンタカー会社等の民間からも調達する。

(2) 区の所要車両が調達不能になった場合、都（財務局）へ調達あっ旋を要請する。

(3) 輸送する内容に関し、次のように優先度を設ける。

- ア 消防、救出、医療活動
- イ 避難者等の輸送
- ウ 遺体の搬送
- エ 飲料水の輸送
- オ 災害対策関係の資材、人員輸送
- カ 食料、水、日用品等の物資輸送
- キ 復旧用資材、人員輸送
- ク その他

(4) 区（各部）において車両を必要とするときは、請求書（資料編震災編 第28「車両調達請求書様式」P.71）により、車種、引渡場所、日時を明示のうえ、総務部長に請求する。

（注）災害時に交通規制が実施されたときは、最寄りの警察署から緊急車両の指定を受け、災害対策基本法施行規則第6条に基づく標章のマークを掲示して運行すること。

3 舟 艇

(1) 舟艇調達・配分計画は、車両調達・配車計画に準じる。

【舟艇の保有数】

ローボート 36 艇（内訳：区所有 30 艇、都よりの受託 6 艇）

《東京消防庁》

- 1 東京消防庁は、資器材、舟車等、応急活動対策活動時に調達可能なものについては、それぞれの権限を有する者と協議し、迅速円滑な調達を行う。

第11章 放射性物質対策
第1節 迅速・的確な情報連絡

第11章 放射性物質対策

第3部 災害予防計画 第11章 原子力施設災害対策	第4部 災害応急対策計画 第11章 原子力施設災害対策	第5部 災害復旧計画 第8章 原子力施設災害対策
第1節 情報伝達体制の整備 (P. 231)	第1節 迅速・的確な情報連絡 (P. 418)	第1節 保健医療活動 (P. 481)
第2節 区民への情報提供等体制の整備 (P. 231)	第2節 緊急時における放射線量の把握活動及び区民への情報提供等 (P. 419)	第2節 放射性物質への対応 (P. 481)
第3節 放射線量の把握体制の整備 (P. 231)	第3節 保健医療活動 (P. 420)	第3節 風評被害対策 (P. 482)
	第4節 放射線等使用施設の応急措置 (P. 420)	
	第5節 核燃料物質輸送車両等の応急対策 (P. 421)	

第1節 迅速・的確な情報連絡

第1 対策内容と役割分担

原子力災害対策特別措置法（平成11年12月17日施行）第15条の規定による原子力災害緊急事態宣言が内閣総理大臣から発出された場合、区は国・都に情報収集を行うものとする。

また、区内で放射性物質等による影響が生じた際に、迅速かつ的確な情報連絡ができる区の体制を構築する。

機 関 名	対 策 内 容
区（関係部）	(1) 区災害対策本部にて対応する。

1 災害対策本部を設置する場合

区災害対策本部にて、被害情報等の情報の共有化や区の対策立案、広報体制の確立及び必要な連絡調整を行う。

2 災害対策本部を設置しない場合

区庁内危機管理調整会議を設置することにより、関係所管の取組み事項等の情報共有及び調整を図る（足立区庁内危機管理調整会議要綱に基づく）。

第2節 緊急時における放射線量の把握活動及び区民への情報提供等

第1 対策内容と役割分担

都が設置しているモニタリングポストのデータ等を活用して、空間放射線量率の状況を把握するとともに、国・都と連携し、必要に応じて専門家の指導や助言を得たうえで、放射線測定器等による緊急時のモニタリング活動を実施し、放射性物質による影響等について把握するものとする。

その結果については、迅速かつ正確に区民へ情報提供を行う。

機 関 名	対 策 内 容
区（関係部）	(1)区内各施設の空間放射線量率の測定（各部） (2)測定内容・結果の公表、広報活動（各部） (3)放射線に関する健康相談（衛生部）
都（総務局、生活文化局）	(1)的確な情報提供・広報
都（環境局）	(1)大気環境測定局で得られた気象データの提供 (2)都内区市町村等と連携し、焼却施設等における放射能濃度等の測定データを収集
都（福祉保健局）	(1)被ばく線量の測定等に関する医療情報の提供 (2)空間放射線量や流通食品等の放射性物質の測定と結果の公表
都（産業労働局）	(1)都内産農林水産物等の放射性物質検査
都（中央卸売市場）	(1)摂取または出荷が制限・自粛された食品の流通を防止
都（水道局）	(1)浄水場原水・浄水の放射性物質の測定及び情報提供
都（下水道局）	(1)下水汚泥焼却灰及び混練灰に含まれる放射エネルギーの測定、情報提供

第2 詳細な取組内容

《区（関係部）》

- 1 区民に正確な情報を提供するため、区内各施設の空間放射線量の測定を行う。なお、東日本大震災の際には、以下の測定を行った。

【空間放射線量の測定場所及び担当部】

測定場所	担当部
保育園	子ども家庭部
幼稚園	子ども家庭部
小学校、中学校	学校運営部
児童館・住区センター	地域のちから推進部
公園	都市建設部
区営プール	地域のちから推進部
区民農園・農業体験学習農園	産業経済部
足立清掃工場近隣	環境部

第11章 放射性物質対策

第2節 緊急時における放射線量の把握活動及び区民への情報提供等／第3節 保健医療活動／

第4節 放射線等使用施設の応急措置

《都（水道局）》

- 1 水質センターにおいて、浄水場原水・浄水の放射性物質を測定するとともに、流域水道事業体の状況等について情報収集を実施する。

《都（下水道局）》

- 1 汚泥処理を行っている各水再生センター、スラッジプラントの汚泥焼却灰及び混練灰に含まれる放射エネルギーを測定、公表する。

第3節 保健医療活動

原子力災害の特殊性を考慮し、新たな原発事故等が発生した際は、国、都と連携し、関係各々が一体となって、被害の防止、軽減のための保健医療活動に努める。

なお、本節で取り扱う保健医療活動は、本章第5節に係わる核燃料物質輸送中の事故等を含む。

第1 健康相談等

区は、医療部に健康相談等に関する窓口を設置し、区民からの問い合わせに対応するとともに、測定場所に応じて、その場所を所管する部署が外部被ばく線量等の測定を行う。

第2 飲食物の監視強化

区は、内部被ばく防止を図るため、国や都の指示や要請、区内の状況等に基づき、流通食料品等の監視強化に努める。また、必要に応じて流通食料品等の飲食物の放射性物質検査を実施し、区民へ情報提供及び飲料水の配付などの措置を講じる。

第3 給食、牛乳の放射性物質検査

区は、区立小中学校、特別支援学校及び子育て支援施設等の調理済み給食・牛乳の放射性物質検査を必要に応じて実施し、結果を公表する。

第4節 放射線等使用施設の応急措置

第1 対策内容と役割分担

- 1 放射線同位元素使用者等は、地震、火災、その他の災害が起こったことにより、放射性同位元素または放射線照射装置に関し、放射線障害が発生するおそれがある場合、または放射線障害が発生した場合においては、「放射線同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」に基づいて、直ちに応急の措置を講じ、原子力規制委員会に届出する。
- 2 原子力規制委員会は、必要があると認めるときは、放射線障害を防止するために必要な措置を講ずることを命ずることができる。

機 関 名	対 策 内 容
区（関係部）	(1)関係機関との連絡を密にし、必要に応じ、住民に対する避難の指示等の措置を実施

第11章 放射性物質対策

第4節 放射線等使用施設の応急措置／第5節 核燃料物質輸送車両等の応急対策

機 関 名	対 策 内 容
東京消防庁	(1)放射性物質の露出、流出による人命危険の排除を図ることを主眼とし、使用者に必要な措置をとるよう要請 (2)事故の状況に応じ、必要な措置を実施
都（福祉保健局）	(1)R I 使用医療施設での被害が発生した場合、R I 管理測定班を編成し、必要な措置を実施

第2 詳細な取組内容

《区（関係部）》

- 1 関係機関との連絡を密にし、事故時には情報不足による不安の増大を防ぐため必要に応じ、次の措置を実施する。
 - (1) マスクの着用や、外出の際に着用した衣服の取扱等、放射線の影響を最小限とするために必要な知識の周知
 - (2) 区民に対する屋内退避の指示
 - (3) より深刻な事態となった場合の区民に対する避難の指示
 - (4) 区民の避難誘導
 - (5) 情報提供、関係機関との連絡
 - (6) 区外避難者への支援等その他必要な対策

《東京消防庁》

- 1 放射性物質の露出、流出による人命危険の排除を図ることを主眼とし、使用者に次の各措置をとるよう要請する。
 - (1) 施設の破壊による放射線源の露出、流出の防止を図るための緊急措置
 - (2) 放射線源の露出、流出に伴う危険区域の設定等、人命安全に関する応急措置
- 2 事故の状況に応じ、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助、救急等に関する必要な措置を実施。

第5節 核燃料物質輸送車両等の応急対策

第1 対策内容と役割分担

- 1 核燃料物質の輸送中に、万一事故が発生した場合のため、国の関係省庁からなる「放射性物質安全輸送連絡会」（昭和58年11月10日設置）において安全対策を講じる。

機 関 名	対 策 内 容
区（関係部）	(1)関係機関と連絡を密にし、必要に応じ、区民に対する避難の屋内退避の指示、避難指示等の措置を実施

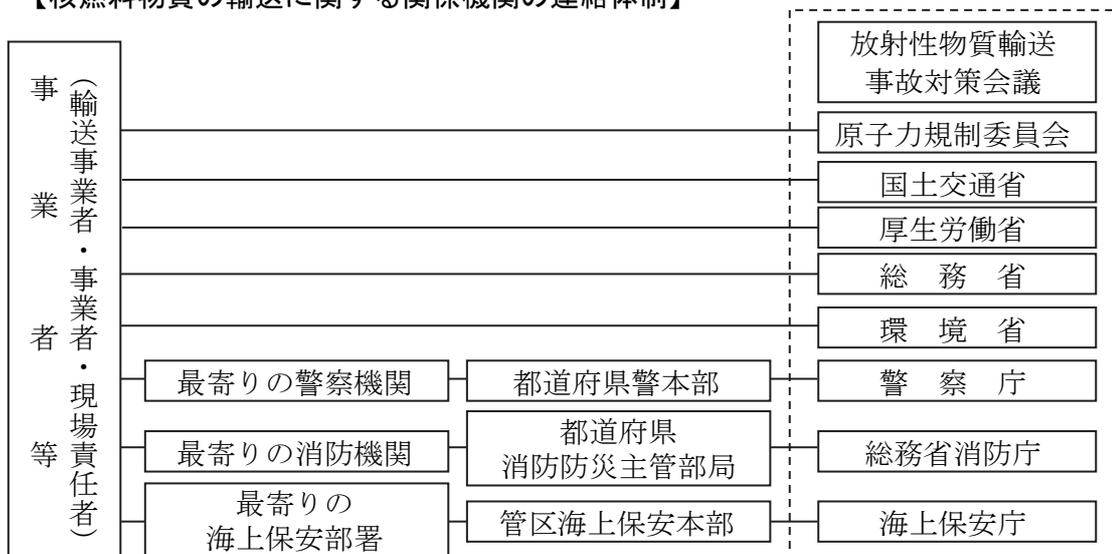
第11章 放射性物質対策

第5節 核燃料物質輸送車両等の応急対策

機 関 名	対 策 内 容
国土交通省 厚生労働省 総務省 環境省 警察庁 東京消防庁 海上保安庁 原子力委員会	(1)放射性物質輸送事故対策会議の開催 (2)派遣係官及び専門家の対応
警視庁	(1)事故の状況把握及び区民等に対する広報 (2)施設管理者等に対し、被害拡大等防止の応急措置を指示 (3)関係機関と連携を密にし、事故の状況に応じた交通規制、警戒区域の設定、救助活動等必要な措置
東京消防庁	(1)事故の通報を受けた旨を都（総務局）に通報 (2)事故の状況に応じ、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助、救急等に関する必要な措置を実施
都（総務局）	(1)事故の通報を受け、直ちに関係機関に連絡 (2)国への専門家の派遣要請や住民の避難等の措置
第三管区 海上保安本部	(1)事故の状況に応じ、原子力事業者等と協力して、現場海域への立入制限、人命救助等に関する必要な措置を実施 (2)都知事からの要請を受け、動員されたモニタリング要員等を搭載しての海上モニタリングの支援
事業者等	(1)関係機関への通報等、応急の措置を実施 (2)警察官等の到着後は、情報を提供し、指示に従い適切な措置を実施

第2 業務手順

【核燃料物質の輸送に関する関係機関の連絡体制】



第3 詳細な取組内容

《区（関係部）》

- 1 関係機関と連絡を密にし、事故時には必要に応じ、次の措置を実施する。
 - (1) マスクの着用や、外出の際に着用した衣服の取扱等、放射線の影響を最小限とするために必要な知識の周知
 - (2) 放射線レベルの定期的測定及び異常値測定時の通報
 - (3) 区民に対する屋内退避の指示
 - (4) より深刻な事態となった場合の区民に対する避難の指示
 - (5) 区民の避難誘導
 - (6) 情報提供、関係機関との連絡

《国土交通省》《厚生労働省》《総務省》《環境省》《警察庁》《総務省消防庁》

- 1 核燃料物質の輸送中に事故が発生した場合、速やかに関係省庁による「放射性物質輸送事故対策会議」を開催し、次の事項に関し、連絡・調整を行う。
 - (1) 事故情報の収集、整理及び分析
 - (2) 関係省庁の講ずべき措置
 - (3) 係官及び専門家の現地派遣
 - (4) 対外発表
 - (5) 区民への情報提供
 - (6) その他必要な事項
- 2 関係省庁は、核燃料物質の輸送中に事故が発生した場合、現地に係官及び専門家を派遣する。
- 3 係官は、事故の状況把握に努め、警察官、海上保安官または消防吏員に対する助言を行うとともに、関係省庁との連絡を密にしつつ、事業者等に対する指示等必要な措置を実施する。
- 4 専門家は、関係省庁の求めに応じて必要な助言を行う。

《警視庁》

- 1 事故の状況把握に努めるとともに、把握した事故の概要、被害状況等について区民等に対する広報を行う。
- 2 施設管理者、運行管理者に対し、災害の発生及び被害の拡大を防止するための応急措置を指示する。
- 3 関係機関と連携を密にし、事故の状況に応じた交通規制、警戒区域の設定、救助活動等必要な措置をとる。

《東京消防庁》

- 1 事故の通報を受けた場合、直ちにその旨を都総務局に通報するとともに、事故の状況把握に努め、事故の状況に応じて、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助、救急等に関する必要な措置を実施する。

第12章 住民の生活の早期再建対策

第1節 被災住宅の応急危険度判定

第12章 住民の生活の早期再建対策

第3部 災害予防計画 第12章 住民の生活の早期再建対策	第4部 災害応急対策計画 第12章 住民の生活の早期再建対策	第5部 災害復旧計画 第9章 住民生活の早期再建施策
第1節 生活再建のための事前準備(P.232)	第1節 被災住宅の応急危険度判定(P.424)	第1節 被災住宅の応急修理(P.483)
第2節 防犯体制の構築(P.234)	第2節 被災宅地の危険度判定(P.428)	第2節 応急仮設住宅の供給(P.484)
第3節 トイレの確保及びし尿処理(P.234)	第3節 住家被害認定調査及びり災証明の発行準備・発行(P.429)	第3節 被災者に対する生活相談等支援(P.488)
第4節 がれき、粗大ごみ、廃家電の処理(P.236)	第4節 防犯(P.432)	第4節 義援金品の募集・受付・配分(P.490)
第5節 避難所ごみ・生活ごみの処理(P.237)	第5節 義援金品の募集・受付(P.432)	第5節 被災者に対する生活再建資金援助等(P.492)
第6節 災害救助法等(P.237)	第6節 トイレの確保及びし尿処理(P.433)	第6節 職業のあっ旋(P.498)
第7節 学校、保育園・こども園、学童保育室等の予防対策(P.239)	第7節 がれき、粗大ごみ、廃家電の処理(P.434)	第7節 租税等の徴収猶予及び減免等(P.498)
	第8節 避難所ごみ・生活ごみの処理(P.437)	第8節 その他の生活確保(P.499)
	第9節 災害救助法等の適用(P.438)	第9節 中小企業への融資(P.499)
	第10節 激甚災害の指定(P.439)	第10節 農林漁業関係者への融資(P.499)
	第11節 学校、保育園・こども園、学童保育室等の応急対策(P.440)	第11節 災害救助法の運用等(P.500)
		第12節 応急教育・保育・児童保育(P.503)

第1節 被災住宅の応急危険度判定

第1 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
区(応急危険度判定部)	(1)余震等による二次的災害を回避するため、被災建物・構造物の応急危険度判定を早急に行い、安全性を確認する。 (2)この判定に関する一切の責任は、区長が負う。
都	(1)応急危険度判定支援本部の設置及び運営 (2)区との連携・調整 (3)国土交通省、10都県被災建築物応急危険度判定協議会を構成する各県等への応援要請

第2 詳細な取組内容

《区(応急危険度判定部)》

- 1 区は、応急危険度判定を迅速かつ的確に実施するための体制の整備に努める。

【建物・構造物の応急危険度判定の実施主体】

	機 関 名	対 策 内 容
区主担当	区（都市建設部）	(1) 応急危険度判定部の設置及び運営 (2) 避難所等判定班（第一次・第二次応急危険度判定対象） ア 他部区職員判定員等の派遣要請 イ 判定員に対する指示・活動調整 ウ 応急危険度判定の実施 エ 判定結果の整理・集約 (3) 実施本部（第三次応急危険度判定対象）震度5弱以上で設置 ア 判定実施要否の判断 イ 判定実施計画の策定 ウ 支援本部（東京都）への判定員派遣等の要請 エ 判定員に対する指示・活動調整 オ 応急危険度判定の実施 カ 判定結果の整理・集約
支援機関	区職員判定員	(1) 第一次応急危険度判定施設（災害対策活動拠点施設、避難所施設、その他備蓄倉庫等）の応急危険度判定 (2) 第二次応急危険度判定施設（病院等及び要配慮者利用施設、その他の区施設）の応急危険度判定
	応援公務員	(1) 実施本部または判定拠点の判定コーディネーター
	民間判定員（区登録判定員及び全国協議会連絡体制による応援派遣判定員（以下、「応援派遣判定員」という。））	(1) 第三次応急危険度判定施設（戸建住宅、共同住宅、長屋、下宿または寄宿舎の民間建築物）の応急危険度判定。構造及び規模は、木造・鉄骨造・鉄筋及び鉄骨鉄筋コンクリート造通常構法の建築物で、高さは10階未満

※ 所有者・管理者の責任により安全を確認・判断する建築物

公共住宅、民間事業所等、幼稚園保育園・高校・大学等区以外の自治体及び法人の建築物、及び建築物の高さが10階以上の高層建築物や在来の通常工法によらず特別な構法を適用し、また、特別な検討を行って施工された特殊な建築物等。

(1) 応急危険度判定部の設置

ア 災害対策本部長は、建物被害の発生が予測される場合、応急危険度判定部（本部長：都市建設部建築室長）を本部内に設置する。ただし、震度6弱以上は、自動設置とする。

イ 応急危険度判定部本部長は、応急危険度判定業務の迅速な遂行のため、応急危険

第12章 住民の生活の早期再建対策

第1節 被災住宅の応急危険度判定

度判定部内に避難所等判定班（班長：都市建設部建築室住宅課長）と民間住宅の判定を担う実施本部（本部長：都市建設部建築室建築調整課長）を設置する。

ウ 実施本部は、判定計画班（班長：都市建設部建築室建築審査課長）、判定支援班（班長：都市建設部建築室建築安全課長）、後方支援班（班長：都市建設部建築室開発指導課長）で構成する。

エ 区職員のうち、区職員判定員等は応急危険度判定部に属する。

オ 実施本部業務、第三次応急危険度判定活動の詳細は、全国被災建築物応急危険度判定業務マニュアル及び足立区被災建築物応急危険度判定業務マニュアルによる。

(2) 危険度判定の優先度と判定主体

ア 判定の実施は、対象建築物の重要度により、次先順位で行う。

(ア) 第一次応急危険度判定：小・中学校、ブロックセンター等の避難所、区民事務所等の活動拠点、その他備蓄倉庫等の区の施設

(イ) 第二次応急危険度判定：救急指定医療機関、要配慮者が利用する第二次避難所（福祉避難所）のうち判定要請があった民間施設及び区の施設

(ウ) 第三次応急危険度判定：戸建住宅、共同住宅、長屋、下宿または寄宿舎で、木造・鉄骨造・鉄筋及び鉄骨鉄筋コンクリート造通常構法の建築物で、高さは10階未満の民間住宅

イ 判定実施の主体と期間

(ア) 第一次応急危険度判定：避難所等応急危険度判定班、発災から概ね2日間

(イ) 第二次応急危険度判定：避難所等応急危険度判定班、第一次応急危険度判定終了後、概ね1日間

(ウ) 第三次応急危険度判定：実施本部、発災後3日目から8日間（二次災害防止のため迅速な判定を実施。発災から10日間）

(エ) 判定作業は、発災後速やかに終了するよう努める。

(3) 避難所等の被害状況の把握と判定

ア 避難所等判定班は、第一次応急危険度判定施設（災害対策活動拠点施設、避難所施設等）の建物の被災状況について、災害対策本部の情報や各施設所管課からの報告に基づき、緊急性等から優先度を付し、区職員判定員等を派遣して判定を実施する。

イ 避難所等判定班は、第一次応急危険度判定施設の判定終了後、第二次応急危険度判定施設（救急指定医療機関、要配慮者が利用する第二次避難所等）からの要請に基づき、区職員判定員等を派遣して判定を実施する。

(4) 区内の被害状況の把握と判定員の要請

ア 実施本部は、災害対策本部の情報等に基づき、判定実施の要否を決定する。

イ 判定を実施する場合は要判定区域を設定し、当該区域内の判定対象建築物棟数の推計と、必要な判定員数を算定した判定実施計画を策定する。

ウ 判定の実施に先立ち、区登録判定員に出動を要請する。不足が生じた場合は、支援本部（東京都）に応援派遣要請を行う。

(5) 判定方法及び判定結果の通知

ア 第一次及び第二次応急危険度判定は、発災後3日以内に完了させるため、目視により点検を行い、結果を施設管理者等に報告する。

イ 第三次応急危険度判定については、外観目視調査（二次災害防止のため迅速に判定）を行う。その結果を「危険」、「要注意」、「調査済」の3段階に区分し、また、落下物により「危険」、「要注意」と判定された場合には、「落下物注意」もあわせて、判定員が建物等の見やすい場所にステッカーを表示する。

(ア) 危険（赤）：建物への立入りは危険

(イ) 要注意（黄）：建物の立入る場合には十分注意

(ウ) 調査済（緑）：建物の立入りは可能

ウ 第三次応急危険度判定対象の余震等による再判定は、実施本部の判断による。

(6) 判定実施の準備

ア 避難所等判定班（第一次及び第二次応急危険度判定）

(ア) 判定計画の策定

(イ) 従事可能な区職員判定員の確認及びチーム分け

(ウ) 判定資機材の準備

(エ) 車両等移動手段の確保

イ 実施本部（第三次応急危険度判定）

(ア) 判定実施計画の策定

(イ) 区登録判定員への参集要請及び支援本部（東京都）への要請

(ウ) 判定資機材等の準備

(エ) 判定拠点の開設

(オ) 区登録判定員及び応援派遣判定員以外について、足立区ボランティアセンターと連携したボランティア保険等の登録手続き準備

(7) 判定員の分担

ア 第一次及び第二次応急危険度判定は、区職員判定員等が行う。

イ 第三次応急危険度判定については、実施本部の指示により、原則、区登録判定員及び支援本部（東京都）を通じて応援派遣された民間判定員が行う。

(8) 第三次応急危険度判定の手順

ア 区登録判定員及び応援派遣判定員の一次参集場所は、区本庁舎とし、実施本部（判定支援班）が受け入れを行い、名簿作成後、指示された判定拠点へ移動する。2日目からは指示された判定拠点に直接参集する。

イ 区登録判定員及び応援派遣判定員について実施本部（後方支援班）は、全国被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度運用要領及び同事務マニュアルに基づき、東京都（支援本部）に名簿を提出する。

ウ 判定拠点は、区本庁舎内、学びピア、関原の森の3箇所とする。詳細は、足立区被災建築物応急危険度判定業務マニュアルによる。

エ 各判定拠点に判定コーディネーター及び拠点担当の区職員を配置し、判定員の班編成、指導支援、実施本部（判定支援班）への連絡調整等を行う。

第12章 住民の生活の早期再建対策

第1節 被災住宅の応急危険度判定／第2節 被災宅地の危険度判定

オ 判定コーディネーターが不足した場合は、区職員判定コーディネーターに判定拠点への従事を依頼するとともに、支援本部に応援を要請する。

カ 判定員は、判定コーディネーターから調査区域の被災状況や調査表記入マニュアル等の説明受け、判定区域マップ、調査表、判定用具等を受け取る。

キ 現地への移動は、原則徒歩とする。自転車等の他の手段により移動する必要があると実施本部（判定支援班）が認めた場合は、実施本部（後方支援班）が確保する。

ク 判定作業は2名1組で行い、その日に実施した判定結果を整理し、判定コーディネーターに報告する。

ケ 判定コーディネーターは、判定結果を集計して拠点長に報告し、拠点長は実施本部（判定支援班）に報告する。

コ 実施本部（判定計画班）は、判定支援班が取りまとめた判定結果を支援本部（東京都）に報告する。

サ 災害対策本部は、実施本部（後方支援班）を通じ、判定員に対して宿泊施設及び食事を提供する。

(9) 判定台帳の整備

ア 避難所等判定班は、判定結果を整理し判定台帳を作成する。

イ 実施本部は、調査結果入力表他帳票を作成し、支援本部（東京都）に提出する。

【判定対象住宅による実施内容の分類等】

判定対象	判定の実施
民間住宅	(1)区長は、その区域内において地震により多くの建築物が被災した場合、応急危険度判定部を設置し、判定を実施させる。
都営住宅及び東京都住宅供給公社が管理する住宅	(1)都営住宅及び東京都住宅供給公社が管理する住宅の応急危険度判定は都（都市整備局）及び東京都住宅供給公社が実施する。 (2)都（都市整備局）及び東京都住宅供給公社所属の応急危険度判定員及び判定に関する知識を有する職員が判定業務に従事する。
独立行政法人都市再生機構等が管理する住宅	(1)独立行政法人都市再生機構等が管理する住宅については、各管理者が応急危険度の判定を行う。
区が管理する施設	(1)各施設の管理者は、「大規模地震発生直後における施設管理者等による建物の緊急点検に係わる指針（平成27年2月 内閣府（防災担当））」に基づき施設管理者による安全点検を実施し、緊急的な安全対策の措置を講じる。 (2)応急危険度判定部避難所等判定班は、緊急性等から優先度を付し、区職員判定員等を派遣して判定を実施する。

第2節 被災宅地の危険度判定

第1 対策内容

- 1 被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、危険度を判定することによって、二次災害を軽減・防止し住民の安全の確保を図る。
- 2 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第2条第1号に規定する宅地（農地、採草放牧地及び森林並びに道路、公園、河川その他公共の用に供する施設の用に供せられている土地以外の土地）のうち、住居である建築物の敷地及び危険度判定の必要を認

第12章 住民の生活の早期再建対策

第2節 被災宅地の危険度判定／第3節 住家被害認定調査及びり災証明の発行準備・発行

める建築物の敷地並びにこれらに被害を及ぼすおそれのある土地が対象となる。

第2 詳細な取組内容

《区（都市建設部）》

1 判定の実施

- (1) 災害対策本部長は、大地震等の発生後に、宅地の被害に関する情報に基づき、都市建設部内に被災宅地危険度判定に関する担当部門を設置する等必要な措置を講じ、判定を実施する。
- (2) 知事は、区長から被災宅地危険度判定士の派遣等の支援要請を受けたときは、都に危険度判定支援本部を設置し、速やかに被災宅地危険度判定士に協力を依頼するなど、支援措置を講じる。

2 判定結果の表示

- (1) 被災宅地危険度判定の結果については、「危険宅地」「要注意宅地」「調査済宅地」の3種類のステッカーを宅地等の見やすい場所に表示する。
- (2) 当該宅地の使用者・居住者だけでなく、宅地の付近を通行する歩行者にも安全であるか否かを容易に識別できるようにする。

第3節 住家被害認定調査及びり災証明の発行準備・発行

第1 対策内容と役割分担

住宅の応急修理、住宅の供給、り災証明発行等のための基礎資料とするため、被災後に、住家の被害状況を把握する。り災証明は、地震による被災世帯に対し、区、国、及び都において行われる各種公的融資、税の徴収猶予・減免、義援金の配付等、被災者の生活安定を確保するための各種施策に関し、建物等の被災事実を証明するために行う。

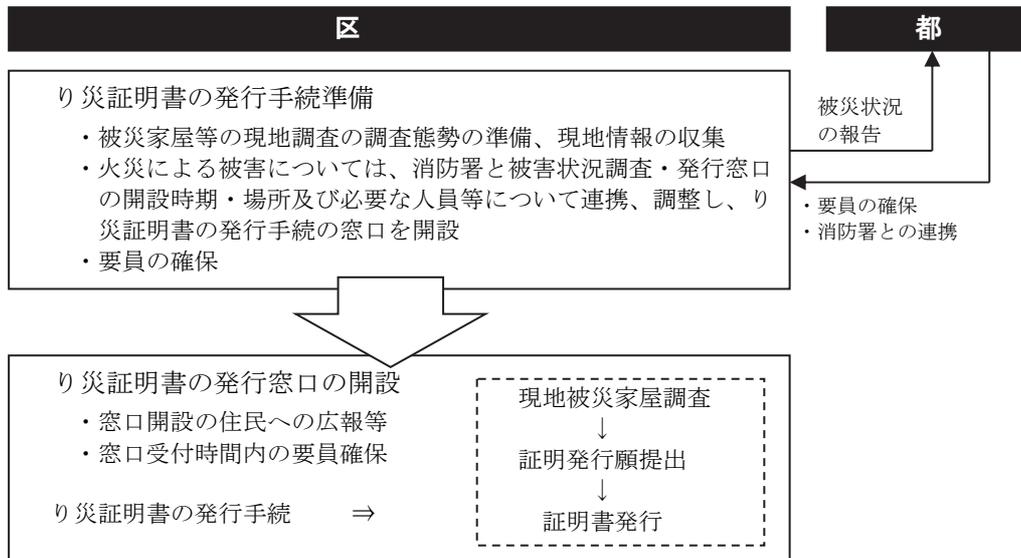
機 関 名	対 策 内 容
区（危機管理部、地域のちから推進部）	(1)住家被害認定調査結果等を把握、都に報告 (2)被災者台帳の統括 (3)倒壊（焼損）家屋の調査の実施 (4)倒壊（焼損）家屋のり災証明の発行
都	(1)区が行う調査への職員の応援体制を整備 (2)必要に応じて、他の公的機関、各学会・大学、及び他の地方公共団体に対して、人員派遣の要請を行う等、区の業務を支援
東京消防庁	(1)区と調整し、火災による被害状況調査を実施 (2)発行者である区と、発行時期や発行場所、窓口における分担業務等について調整を図り、火災のり災証明の発行手続の支援を実施

第12章 住民の生活の早期再建対策

第3節 家屋・住家被害状況調査及びり災証明の発行準備・発行

第2 業務手順

【り災証明書発行の流れ】



第3 詳細な取組内容

《区（危機管理部、地域のちから推進部）、東京消防庁》

1 被害事実の調査

- (1) 国が標準的なものとして示した「災害に係わる住家の被害認定基準運用指針」に基づき、あらかじめ被害認定のための具体的な調査方法等を定める。
- (2) 上記指針に基づき、区（地域のちから推進部）、東京消防庁は、り災証明の発行根拠となる、住家の被害について、速やかに住家被害認定調査を開始する。
- (3) 災害現場に立ち入れない状況において、明らかな全壊、半壊などの認定はドローンで確認することができる。
- (4) 区（情報収集指令室）は住家被害認定調査結果について、都本部へ報告する。
- (5) 被災者生活再建支援システムに最新の住民情報や家屋情報を登録するなど、システム稼働に向けた準備や資機材の確保を行う。
- (6) 住家被害認定調査の調査方針、調査体制、業務日程などを含む調査計画を策定し、調査員及び庁内外の関係部署と共有したうえで、住家被害認定調査を実施する。
- (7) 住家被害認定調査には特に多くの職員の動員が必要になると考えられるため、区災害対策本部を通じ、部を横断した動員体制を検討する。
- (8) 火災による被害状況調査の実施に向けて、東京消防庁と連携を図る。

2 被災者台帳の作成・保管

- (1) 区（地域のちから推進部）は、それぞれの調査結果に基づき「被災者台帳」を作成・保管する。

3 証明

- (1) 証明の対象：「り災証明書」の対象は、住家とする。非住家や動産等に対する被害の証明については、原則として被災者からの届出に基づき「被災届出証明書」により対応する。
- (2) 証明の区分：証明の区分は、以下の6区分を基本とする。
 - ア 全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、一部損壊、無被害

4 証明者

- (1) 災害対策基本法第90条の2に基づき、証明者は区長とする。

5 発行手続

- (1) り災証明書の申請受付及び交付：り災証明書の申請受付及び交付は、あらかじめ区と消防署が協議し、対象地域、受付時間等を定めて、区民に広報等で周知のうえ、指定した公共施設で行う。

(資料編 第60「足立区発行り災証明交付申請書」P.202)

(2) り災証明書発行手順

「災害発生時における被災者生活再建支援業務の実施体制整備に関するガイドライン」に基づき、以下の手順でり災証明書を発行する。

- ア 本人確認、住民基本台帳情報等に基づき、被災者情報を確認する。
- イ 住家被害認定調査・調査済証、家屋課税台帳等に基づき、家屋情報を確認する。
- ウ 住家被害認定調査結果を被災者に示し、被災者本人の同意を確認する。
- エ り災証明書を交付する。
- オ 調査結果に同意が得られない被災者に対して、第2次調査要望の有無を確認し、第2次調査の申込を受け付ける。

カ 手数料

- (ア) 手数料は無料とする。

キ り災証明書様式

- (ア) り災証明書は、物件居住者用と物件所有者用の様式を用いる。

(資料編震災編 第61、第62「足立区発行り災証明書」P.203、204)

第12章 住民の生活の早期再建
 第4節 防犯／第5節 義援金品の募集・受付

第4節 防犯

第1 対策内容と役割分担

大地震の発生に際しては、速やかに警察の全組織を動員し、総力をあげて区民の生命、身体、財産の保護、交通秩序の維持、各種犯罪の予防並びに取締り、その他公共の安全と秩序を維持して、被災地における治安の万全を期する。

機 関 名	対 策 内 容
避難所運営本部 町会・自治会	(1)自警組織の結成 (2)自主的な被災地巡回・警備
警視庁	(1)犯罪情報等の収集 (2)街頭活動の強化 (3)避難所等における各種犯罪の予防検挙や秩序維持 (4)自主警備組織編成の働きかけ及び指導

第2 詳細な取組内容

《避難所運営本部、町会・自治会等》

- 1 避難所運営本部、町会・自治会等は、避難所内等に自警組織を作り、自主的に巡回・警備を行うとともに、ボランティア等はこれに協力する。

《警視庁》

- 1 被災地及び避難場所等の警戒を行う。
- 2 各種犯罪の予防並びに取締りを行う。
- 3 避難所等の警戒を行う。
- 4 被災者の自主警備等に対する支援を行う。

第5節 義援金品の募集・受付

第1 対策内容と役割分担

都、区及び日本赤十字社東京都支部等各機関は、被害の状況等を把握し、義援金の募集を行うか否かを検討し、決定する（義援品については、復旧対策に記載。）。

機 関 名	対 策 内 容
区（総務部、区民部、地域のちから推進部、会計管理室）	(1)義援金品の募集を行うか否かを検討し、決定する。 (2)義援金の募集・受付に関して、都、日本赤十字社東京都支部、関係機関等と情報を共有する。
都（総務局、福祉保健局）	(1)区等の義援金の募集・受付状況等を把握 (2)義援金の募集・受付に関して、区、日本赤十字社東京都支部、関係機関等と情報を共有する。
日本赤十字社	(1)義援金の募集を行うか否かを検討し、決定する。 (2)義援金の募集・受付に関して、都、区等と情報を共有する。

第2 詳細な取組内容

《区（総務部、区民部、地域のちから推進部、会計管理室）》

- 1 義援金品の募集を行うか否かを検討し、決定する。
- 2 義援金の受入れについて、総務部長、政策経営部長及び地域のちから推進部長は協議し、速やかに義援金等の基本方針を定める。
- 3 都の義援金募集に協力して受領した義援金については、寄託者に受領書を発行する。ただし、口座への振込みによる場合は、振込用紙をもって受領書の発行に変えることができる。

第6節 トイレの確保及びし尿処理

第1 対策内容と役割分担

- 1 地震によるライフラインの被災に伴い、水洗トイレが使用できなくなった場合、被災地の衛生環境を保持するため、避難場所・避難所等のし尿を迅速かつ適切に処理する。
避難所におけるトイレ数は、避難者100人に最低限1箇所を確保するものとし、75人に1箇所を目標に、簡易トイレ及び仮設トイレの確保に努めるものとする。
- 2 区は、各避難所等の避難人数、仮設トイレ設置状況等を把握し、協定先一般廃棄物収集運搬(汚でい)許可業者へ応援要請をした上で、都（下水道局）と連携して、下水道施設（水再生センター及び指定マンホール）への搬入処理を実施する。なお、し尿処理にあたっては、「足立区災害廃棄物処理計画」及び「足立区災害廃棄物処理マニュアル」に基づき実施する。

機 関 名	対 策 内 容
区（関係部、危機管理部、環境部）	(1)仮設トイレ等の設置状況の把握 (2)協定先一般廃棄物収集運搬(汚でい)許可業者へ応援要請 (3)し尿処理に関する災害廃棄物処理方針・実行計画の策定及び広報 (4)収集運搬体制の確保及びし尿の搬入処理 (5)車両、人員、機材等、必要に応じて都や他自治体等へ応援要請 (6)多目的トイレの確保や設置場所の選定 (7)学校のプール、防災用井戸等の活用
都（下水道局）	(1)水再生センターや指定マンホールでの、し尿の受入れ・処理

第2 詳細な取組内容

《区（関係部、危機管理部、環境部）》

- 1 災害トイレの活用とし尿の収集・搬入
 - (1)区は、災害対策本部としてまとめた避難情報に基づき、協定先一般廃棄物収集運搬(汚でい)許可業者にし尿処理に必要な車両（バキュームカー）、人員、機材等の応援要請を行い、し尿処理に関する災害廃棄物処理方針及び実行計画を策定する。
 - (2)し尿収集車（バキュームカー）により収集したし尿は、都（下水道局）との覚書の締結により、水再生センター及び指定マンホールへ搬入・処理する。
 - (3)区は、車両、作業員に不足を生じるおそれのある場合、都や他自治体等に必要な指

第12章 住民の生活の早期再建

第6節 トイレの確保及びし尿処理／第7節 がれき、粗大ごみ、廃家電の処理

示と応援を求め、災害対策本部は、協定自治体等に車両、作業員、機材等の提供を求めめる。

- (4) 仮設トイレ等を設置する際には、高齢者、障がい者、女性、子供等の安全性の確保等に配慮して、多目的トイレの確保や設置場所の選定等を行う。

2 避難所等における対応

(1) 避難場所における対応

- ア 雨水貯留槽、防災用井戸等によって生活用水を確保し、下水道機能の回復を図る。
- イ 区は、火災が拡大延焼し、避難場所に多数の区民が避難した場合や、水洗トイレが不足する場合は、仮設トイレを設置する。
- ウ 区は、避難場所等において、非常用便槽等を活用できる施設がある場合は、備蓄した組立てトイレ等により対応する。

(2) 避難所における対応

- ア 区は、発災後3日目までは、し尿収集車によるし尿の収集・運搬が困難な状況が予想されることから、可能な限りし尿収集車による収集を要しない災害用トイレを活用し、対応する。
- イ 区は、発災後4日目からは、し尿収集車による収集が可能な災害用トイレを含めて確保し、対応する。
- ウ 区は、備蓄分が不足した場合には、都に対して要請し、都は広域応援等により必要数を確保する。
- エ 避難者は、火災の危険がない場合、プールの水をし尿処理に使用することができる。

(3) 事業所・家庭等における対応

- ア 上水機能に支障が発生している場合には、汲み置き、防災用井戸、河川水等によって水を確保し、可能な限り既設水洗トイレを使用する。
- イ 被災等により、下水道施設が甚大な被害を受け、下水道の使用制限・使用自粛の要請があった場合は、事業所・家庭における備蓄（災害用トイレ等）や避難所等の仮設トイレ等を使用する。
- ウ 区民は、家庭用の簡易トイレについて、現時点では、し尿の焼却処理ができないので、その使用にあたっては十分注意する。
- エ 区は、断水及び下水道の機能停止が長期にわたると判断した場合、公園等適当な場所に仮設トイレを設置する。

第7節 がれき、粗大ごみ、廃家電の処理

第1 対策内容と役割分担

救助救出活動、行方不明者の捜索活動等を念頭に、緊急道路障害物除去路線の道路啓開によるがれきを迅速かつ適正に処理する。

また、復旧・復興を円滑に実施するため、被災家屋の片付けにより発生する粗大ごみ、廃家電及び被災家屋等の解体・撤去に伴うがれきを処理する。

なお、がれき、粗大ごみ、廃家電の処理にあたっては、「足立区災害廃棄物処理計画」

第12章 住民の生活の早期再建対策
第7節 がれき、粗大ごみ、廃家電の処理

及び「足立区災害廃棄物処理マニュアル」に基づき実施する。加えて、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。

機 関 名	対 策 内 容
区（がれき部）	(1) 災害対策本部の下に「がれき部」を設置 (2) 区内の被災状況等を把握 (3) 災害対策本部と連携し、「緊急仮置場」の開設及び管理運営 (4) がれき等の発生推定量を算出し、災害廃棄物処理方針・実行計画の策定及び広報 (5) 「粗大ごみ・廃家電仮置場」の開設及び管理運営 (6) 被災家屋の解体・撤去申請の受付窓口の開設 (7) 民間業者と解体・撤去の委託契約の締結 (8) 「がれき仮置場」の開設及び管理運営 (9) 有害物質の対応及び環境保全対策の実施 (10) 車両、人員、機材等、必要に応じて都や他自治体等へ応援要請

第2 業務手順

業務手順は、「足立区災害廃棄物処理マニュアル」に準じて実施する。なお、東京都災害廃棄物処理計画において、区の役割は下記のとおり。

<発災前 平常時>

- ・ 処理計画の策定、見直し
- ・ 周辺自治体との共同処理体制の整備
- ・ 実務的な業務手順、様式等の整備
- ・ 仮置場の選定、準備
- ・ 処理施設の強靱化
- ・ 災害廃棄物の対策に係わる研修、訓練の実施 等

<発災後 初動期>

- ・ 生活ごみ、避難所ごみ、し尿処理
- ・ 建物等の損壊物の対応
- ・ 公費解体受付の準備
- ・ 仮置場の設置・運営
- ・ 住民への広報
- ・ 災害廃棄物処理実行計画の策定 等

<発災後 応急対策期>

- ・ 公費解体の受付、解体工事
- ・ 仮置場の運営
- ・ 国庫補助金対応 等

第12章 住民の生活の早期再建対策

第7節 がれき、粗大ごみ、廃家電の処理

＜発災後 災害復旧・復興期＞

- ・災害廃棄物処理実行計画の見直し
- ・復興資材の活用 等

第3 詳細な取組内容

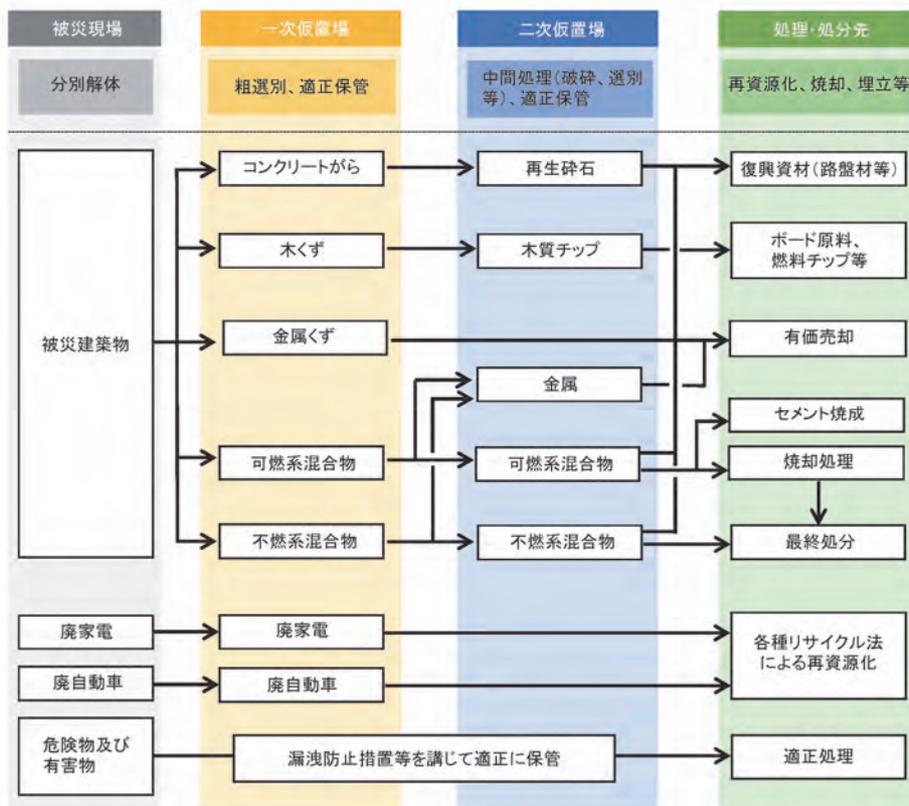
《区（がれき部）》

- 1 がれきの処理にあたっては、最終処分量の削減を図るため、家屋の焼失、倒壊及び解体により発生するコンクリートがら、木くず、金属くず、その他可燃・不燃の種類に応じた分別・資源化及び適正処理を基本とする。
- 2 発災直後の様々な情報を収集・整理し、基本的な区の方針を明らかにした災害廃棄物処理方針及び実行計画を策定し、区民・事業者へ周知徹底のうえ、がれき等の処理を行う。（次頁参照）
 - (1) 災害対策本部の下に「がれき部」を設置する。
 - (2) 発災後、道路啓開による「緊急道路障害物除去がれき」を速やかに搬入させるため、「緊急仮置場」を開設し、管理する。
 - (3) 優先解体（倒壊危険な建物）によるがれき及び応急対策や復旧・復興活動を円滑に行うため緊急道路障害物除去作業により収集したがれきを搬入させるため、「がれき仮置場」を開設し、管理する。
 - (4) 被災家屋の片付けにより発生する粗大ごみ・廃家電は、主に区民が持ち込むことを想定し、「粗大ごみ・廃家電仮置場」を開設し、管理する。
 - (5) 被災家屋等の解体及びがれきの撤去は、私有財産の処分に該当するため、所有者自身の責任において行うことを原則とする。ただし、国が、個人住宅や中小事業者等に関して特別措置を講じた場合、被災家屋の解体・撤去申請の受付窓口を開設する。
 - (6) 被災家屋の解体・撤去申請内容について、建物の所有者、面積等権利関係を確認し、解体・撤去することが適当かどうか判断する。解体・撤去することが適当と認められた建物について、民間業者と委託契約等により、被災家屋の危険度等に応じて、随時、解体・撤去を行う。なお、委託業者等には、アスベスト等の有害物質を適正に取り扱うよう、指導を徹底する。
 - (7) 委託業者等が行う被災家屋の解体・撤去によるがれきを搬入させるため、「がれき仮置場」を開設し、管理する。
 - (8) 「緊急仮置場」、「粗大ごみ・廃家電仮置場」、「がれき仮置場」の一次仮置場では、安全管理を徹底する。また、被災家屋の解体・撤去、収集運搬、一次仮置場の各段階において、環境モニタリングを実施し環境保全対策を行う。
 - (9) 家電製品等の法令に定めのある廃棄物は、関連法令に基づく処理を徹底する。ただし、通常のルートによる処理が困難な場合は、関係機関と協議し、別途方策を講じる。
 - (10) がれき等の発生量や仮置場管理運営等について、適宜、災害対策本部へ報告し、災害が大きく現有能力のみで対処できないと判断した場合は、臨時の車両、人員、機材等の応援を受けて処理にあたる。

第12章 住民の生活の早期再建対策

第7節 がれき、粗大ごみ、廃家電の処理 / 第8節 避難所ごみ・生活ごみの処理

【災害廃棄物処理の流れ】



資料：東京都災害廃棄物処理計画（東京都）

第8節 避難所ごみ・生活ごみの処理

第1 対策内容と役割分担

生活環境の保全及び公衆衛生の保持のため、避難所ごみ及び生活ごみを迅速かつ適正に処理する。なお、避難所ごみ及び生活ごみの処理にあたっては、「足立区災害廃棄物処理計画」及び「足立区災害廃棄物処理マニュアル」に基づき実施する。

機 関 名	対 策 内 容
区（環境部）	(1) 区内の被害状況、避難所開設状況等を把握 (2) ごみの発生推定量を算出、必要に応じて臨時集積所の決定 (3) 災害廃棄物処理方針・実行計画の策定及び広報 (4) 収集運搬体制の確保 (5) 車両、人員、機材等、必要に応じて都や他自治体等へ応援要請

第2 業務手順

- 1 ごみ収集に関する情報収集
(処理施設の被害状況、避難所開設状況、道路状況、交通規制等)
- 2 被害状況等によりごみの発生推定量を算出し、災害廃棄物処理方針を策定
- 3 避難所を含めた災害廃棄物処理実行計画（作業計画等）を策定
- 4 車両、燃料並びに収集運搬職員の確保
- 5 搬入先（処理施設等）の確保
- 6 ごみの収集運搬実施

第12章 住民の生活の早期再建対策

第8節 避難所ごみ・生活ごみの処理／第9節 災害救助法等の適用

第3 詳細な取組内容

《区（環境部）》

- 1 ごみ（可燃、不燃、資源）発生状況の把握と予測及び集積所・収集運搬ルート・中間処理施設、避難所等の状況を把握し、災害廃棄物処理方針及び実行計画を策定する。
- 2 災害廃棄物処理方針及び実行計画は、分別・資源化・適正処理等によるごみの減量のため、区民・事業者にも周知徹底する。
- 3 災害発生後、収集可能な状態になった時点から、収集にあたる。
- 4 避難所も含めた可燃ごみの収集運搬を最優先し、不燃ごみ、資源は状況を見て、順次再開する。
- 5 収集については原則平常ルートに避難場所及び避難所を追加する。
- 6 生活ごみの排出はごみ集積所を原則とし、搬入先（処理施設）の停止やごみ集積所が利用できない場合は、臨時集積所として避難所または一次仮置場への排出・保管を検討する。
- 7 一次仮置場への排出・保管の際は、ごみの種別（可燃・不燃・資源）ごとに行う。
- 8 生活ごみ・避難所ごみの発生量や状況等について、適宜、災害対策本部へ報告し災害が大きく現有能力のみで対処できないと判断した場合は、臨時の車両、人員、機材等の応援を受けて処理にあたる。

第9節 災害救助法等の適用

第1 対策内容と役割分担

都は、区からの報告又は要請に基づき、災害救助法の適用の必要性を決定する。

機 関 名	対 策 内 容
区（政策経営部、危機管理部）	（1）区長は、災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、直ちにその旨を知事に報告

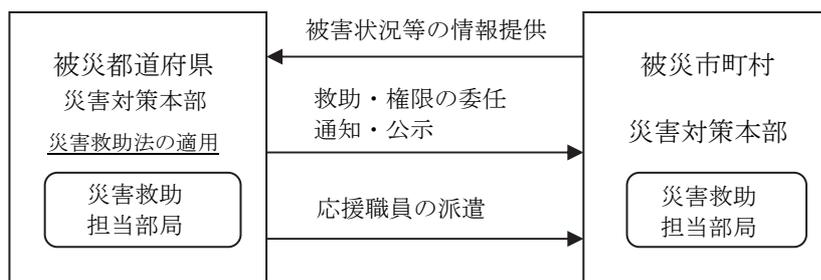
第2 詳細な取組内容

《区（政策経営部、危機管理部）》

- 1 災害が区の地域で発生し、災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、または該当する見込みがあるときは、災害対策本部長は、直ちにその旨を都知事に報告する。
- 2 災害対策本部長は、災害の事態が急迫し、都知事による災害救助法に基づく救助の実施を待つことができないときは、救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処理について都知事の指示を受ける。
- 3 災害対策本部長は、災害救助法に基づき都知事が救助に着手したときは都知事を補助し、被災者に対して必要な救助を実施する。
- 4 救助の程度、方法及び期間については、別表（資料編震災編 第58「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」P.192）による。
- 5 災害救助法に基づく「災害報告」は、災害発生の際の時間的経過にあわせ、区（危機管理部）が、災害発生報告、中間報告、決定報告を行う。
- 6 なお、報告は、東京都災害情報システムへの入力をもって行う。

第12章 住民の生活の早期再建対策
第9節 災害救助法等の適用／第10節 激甚災害の指定

【災害報告の流れ】



第10節 激甚災害の指定

第1 対策内容と役割分担

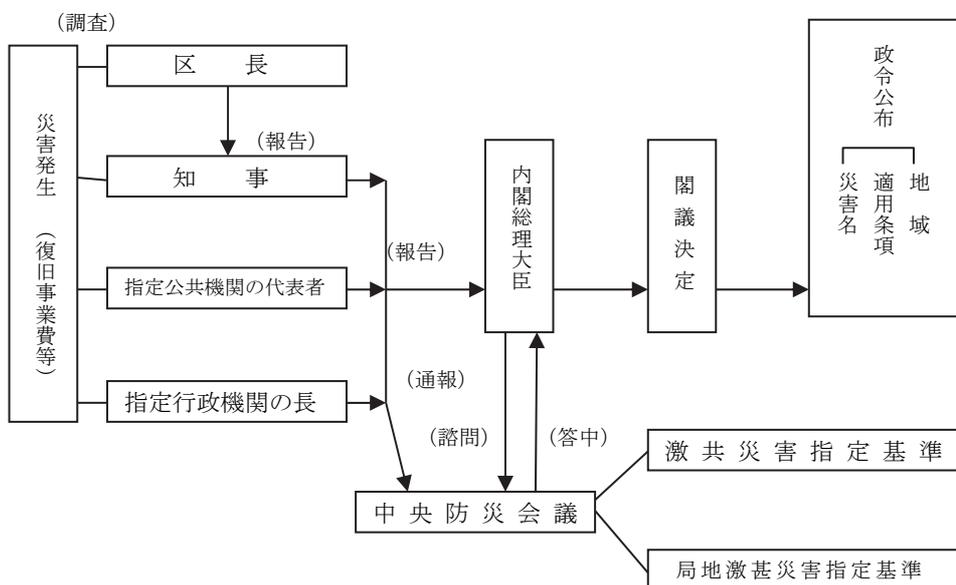
大規模な災害が発生した場合において、激甚災害に対処するための特別の財政援助に関する法律（以下「激甚法」という）の指定を受ける場合の手続き及び指定を受けた場合の手続き等について定める。

機 関 名	対 策 内 容
区（危機管理部）	<p>(1) 激甚災害に関する調査報告 区長は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分に考慮して、災害状況等を調査し、知事に報告する。</p> <p>(2) 特別財政援助等の申請手続等 激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、都（各局）に提出しなければならない。</p>

第2 業務手順

災害対策本部長は、施設その他の被害額、復旧事業に要する負担額、その他激甚法に定める必要な事項を調査し、激甚災害の指定を受ける必要があると認めるときは都知事へ要請し、都知事は、その必要があると認めるときは、事業ごとに関係局長が国の機関と連絡のうえ、指定の促進を図る。

【激甚災害指定の手続フロー図】



第12章 住民の生活の早期再建対策

第10節 激甚災害の指定／第11節 学校、保育園・こども園、学童保育室等の応急対策

第3 詳細な取組内容

《区（危機管理部）》

1 区長は、区（危機管理部）と連携をとりながら、激甚災害指定基準または局地的激甚災害指定基準を十分考慮のうえ、被害状況等を都知事に報告する。激甚災害の指定基準は以下のとおり。

(1) 激甚災害指定基準

昭和37年12月7日中央防災会議が決定し平成21年3月10日に最終改正された基準であり、全国を単位とした被害額に基づき指定を行う。また、被害状況に応じて、国が特別の財政援助等の措置を行う必要がある事業を種類別に定めている。

(2) 局地激甚災害指定基準

昭和43年11月22日中央防災会議が決定し、平成23年1月13日に最終改正された基準であり、区市町村単位での災害指定を実施するための基準が定められている。また、被害状況に応じて、国が特別の財政援助等の措置を行う必要がある事業を種類別に定めている。

2 災害対策本部長は、都が行う激甚災害に関する調査及び資料の作成について、協力する。

3 災害対策本部長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書を作成し、都（各局）へ提出する。

第11節 学校、保育園・こども園、学童保育室等の応急対策

第1 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
区（地域のちから推進部、福祉部、教育指導部、学校運営部、子ども家庭部、都市建設部）	(1) 学校長、所属職員の参集、児童生徒等の保護、校舎の管理点検等 災害発生時の学校における応急対策の実施 (2) 園長、職員の非常参集、園児等の保護、被害状況の収集等保育園・こども園における応急対策の実施 (3) 学童保育室への緊急派遣区職員の参集、児童等の安否確認、施設の被害状況把握等、学童保育室における応急対策の実施

第2 詳細な取組内容

1 学校

(1) 災害発生時の体制

ア 学校長は、災害発生のおそれのある場合は、学校行事、会議、教職員等の出張を中止する。

イ 学校長は、所属教職員をして校舎の管理・点検にあたるとともに、状況に応じ適切な緊急避難を指示し、区（教育指導部、学校運営部）に措置状況等を報告する。

ウ 夜間・休日等に区内で震度5弱以上の地震が発生した場合は、学校長・所属職員は、自動的に勤務地に参集する。

エ 学校長は、開校時に災害が発生した場合は、災害の規模、児童・生徒、所属職員の安否及び施設の被害状況を把握し、速やかに区（教育指導部、学校運営部）に報告する。

第12章 住民の生活の早期再建対策

第11節 学校、保育園・こども園、学童保育室等の応急対策

オ 学校長は、閉校時に災害が発生した場合は、児童・生徒、教職員等の安否及び施設の被害状況を確認して、区（教育指導部、学校運営部）に報告する。

カ 学校長は、災害が発生した場合、地域及び児童・生徒並びに施設の被害状況を勘案し、教育の継続、縮小、中断を判断し、区（教育指導部、学校運営部）に報告する。

キ 区（教育指導部、学校運営部）は、区内の被災状況、児童・生徒の被害状況を把握し、全区的な見地から教育の継続、縮小、中断を決定する。

(2) 避難所開設への支援・協力体制

ア 学校は、災害発生のおそれがある場合又は災害が発生した場合、区の避難所となる。

イ 学校長は、学校管理に必要な所属職員を確保し、避難所の開設等、区が行う災害対策業務に協力・支援するものとし、所属職員に必要な指示を行い、所属職員はその業務に従事する。

2 保育園・こども園

(2) 災害時の体制

ア 災害のおそれのある場合は、又は災害が発生した場合、行事、会議、職員の出張を中止する。

イ 園長は、職員をして園舎の管理にあたりるとともに、状況に応じ適切な緊急避難の指示を与える。

ウ 園長は、災害の規模、園児、職員及び施設の被害状況を把握し、速やかに子ども家庭部に報告する。

エ 夜間・休日に区内で震度5弱以上の地震が発生した場合は、保育園・こども園は臨時休業とし、職員は非常参集する。

オ 園長は、地域及び園児並びに施設の被害状況を勘案し、保育の継続、縮小、中断の可能性を子ども家庭部に報告する。

カ 子ども家庭部長は、区内及び地域の被災状況、園児の被害状況を把握し、全区的な見地から保育の継続、縮小、中断を決定する。

キ 園長は、臨時の編成を行う等応急保育計画を策定し、早期に応急保育の実施できるよう調整する。

ク 保育園・こども園を休業若しくは保育業務を縮小したときは、保育園・こども園の職員は、区が行う避難所運営等の災害対策に従事する。

3 学童保育室

(1) 災害時の体制

地域のちから推進部長は、災害が発生するおそれのある場合又は災害が発生した場合、事前の計画に基づき、所属職員及び緊急派遣区職員を指揮するとともに、以下の措置を講じる。なお、緊急派遣区職員が当日不在の場合は、該当職員の属する所管課で代理を設定することとする。

第12章 住民の生活の早期再建対策

第11節 学校、保育園・こども園、学童保育室等の応急対策

ア 地域のちから推進部長は、災害発生のおそれのある場合、緊急派遣区職員を待機若しくは学童保育室に参集させる。

イ 通常の勤務時間（平日の午前8時30分～午後5時15分）内の学童保育室開室時に区内で震度5弱以上の地震が発生した場合は、緊急派遣区職員は直ちに指定されている現場に参集する。

ウ 緊急派遣区職員は、参集状況、災害の規模、学童保育児童等利用者及び職員の安否並びに施設の被害状況を把握し、速やかに地域のちから推進部に報告する。

エ 緊急派遣区職員は、住区(コミュニティ)センター職員から学童保育児童等を引取り保護する。また、避難指示が出された場合は、状況に応じて適切な避難指示を行い、安全に避難所へ誘導する。安全に注意しながら、保護者(引取人)の迎えがあるまで保護する。

オ 学童保育室に保管している非常災害時引渡カードに基づき、児童を保護者(引取人)へ引き渡す。

カ 食べ物を提供する場合は、非常災害時引渡カードを参照し、アレルギーに関する配慮を行う。

キ 通常の勤務時間（平日の午前8時30分～午後5時15分）外の学童保育児童の対応については、足立区緊急災害対策本部要領に基づき、区民事務所に参集する職員が、安全確保及び保護、保護者への引き渡しを行う。また、状況に応じて適切な避難指示を行い、安全に避難所へ誘導する。

ク 地域のちから推進部長は、参集職員の状況等を判断し、必要に応じて緊急派遣区職員について別途指示を行う。

ケ 地域のちから推進部長は、区内及び地域の被災状況を把握し、全区的な見地から学童保育の継続、縮小、中断を決定する。

4 私立小中学校及び私立保育園等

(1) 災害時の体制

ア 各事業者は、災害発生のおそれがある場合、又は災害が発生した場合、利用者、従事者等の安全確保を行う。

イ 区(関係部)は、各事業者へ災害情報の提供等に努め、応急対策において公立、私立の差が発生しないよう区と同様の対応を必要に応じて要請する。

第13章 受援計画

第3部 災害予防計画	第4部 災害応急対策計画	第5部 災害復旧計画
第13章 受援体制の整備	第13章 受援計画	
第1節 計画方針(P.242)	第1節 受援体制(P.443)	
第2節 受援体制の整備(P.245)	第2節 その他の自治体からの受援(P.447)	
第3節 相互応援協定締結自治体からの受援(P.245)	第3節 都への応援要請(災害対策本部)(P.447)	
第4節 受援体制の充実に向けた取組(P.248)	第4節 防災関係機関との連携(災害対策本部)(P.449)	
	第5節 民間団体との協力(P.452)	
	第6節 ボランティアの受入(総務部)(P.453)	
	第7節 医療救援の支援受入(医療部)(P.454)	

第1節 受援体制

区は、受援に係わる発動基準、受援体制、活動手順（連絡・要請、受入、受入・調整）について定める。

第1 受援体制

1 受援計画の発動の基準

本部長は、以下の場合において、受援計画を発動する。

- (1) 災害対策本部が、区内で相当の被害が発生、又は発生するおそれがあり、災害対策活動の推進を図るため必要があると判断した場合
- (2) 各部が、所管の業務の実施が困難または応援を受けることが災害対応により有効に機能すると判断される場合
- (3) 特別な技術、知識、経験等を有する職員が不足する場合

2 本部体制

- (1) 受援活動の拠点を、災害対策本部長室に設置する。名称は受援対策本部とする。
- (2) 受援本部の構成及び職務代行の方針は災害対策本部に準じるものとする。
- (3) 情報収集指令室の受援班は、応援側からの受入れ調整、受援状況の管理等、受援に係わる事務を担う。
- (4) 各部は、受援ニーズに関する状況把握・取りまとめを行い、情報収集指令室（受援班）に報告する。

第13章 受援計画

第1節 受援体制

第2 受援活動の流れ

1 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
区（危機管理部）	(1)受援対策本部（災害対策本部本部長室）の設置
区（危機管理部 [情報収集指令 室]、総務部）	(1)受援に関する状況把握・取りまとめ (2)応援資源の調達・管理 (3)庁内調整 (4)調整会議の開催 (5)応援の要請 (6)先遣隊等の受入 (7)応援部隊との連絡調整 (8)応援部隊の待機場所等の確保 (9)関係機関相互の連携
区（各部）	(1)受援に関する状況把握・取りまとめ (2)協定先等との連絡調整 (3)応援資源の調達・管理 (4)情報収集指令室への報告、応援要請（受援シートの作成、提出） (5)調整会議への参加 (6)応援職員への支援 (7)関係機関相互の連携

2 詳細な取組内容

《区（危機管理部）》

(1) 災害対策本部長室に受援対策本部を設置する。

《区（危機管理部[情報収集指令室]、総務部）》

(1) 受援に関する状況把握・取りまとめ

ア 庁内における人的・物的資源ニーズの取りまとめを行う。

イ 庁内における人的・物的応援の受入れ状況の取りまとめを行う。

(2) 資源の調達・管理

ア 人的・物的資源に関するニーズと、現状の受入れ状況の分析を基に資源の過不足の整理を行う。

イ 被災の状況を踏まえ、今後求められる業務内容を検討し、新たに必要となる資源の整理を行う。

ウ 応援受援管理台帳票に基づく資源管理を行う。

(3) 庁内調整

ア 上記（1）で取りまとめた結果について、庁内の各部の受援窓口と共有する。

イ 庁内での調整の必要性を検討する。

(4) 調整会議の開催

ア 必要に応じて各部の受援窓口が参加する調整会議を開催・運営する。

イ 必要に応じて意思決定に関わる職員へ参加を求める。

- (5) 災害対策本部、各部署が協定等に基づき応援要請を実施する。
- (6) 他の自治体等からの自主的な応援（先遣隊も含む）への対応を実施する。
- (7) 応援部隊への受援本部の指示の伝達、応援部隊の活動の報告等を実施する。
- (8) 応援部隊が円滑に活動できるような環境整備（待機場所の確保等）に努める。
- (9) 災害の応急業務に加え、必要に応じて通常業務を対象とする。

【応援受援管理帳票】

応援・受援の人的資源・物的資源を管理するため、応援受援管理帳票を作成するとともに、記入要領を作成する。応援受援管理帳票は、電子データとして管理し、入力に際しての注意事項を関係者で共有する。

（資料編震災編 第66「応援受援管理帳」P.208）

《区（各部）》

- (1) 受援に関する状況把握
 - ア 業務における人的・物的資源ニーズを取りまとめる。
 - イ 業務における人的・物的応援の受入れ状況を取りまとめる。
- (2) 応援要請、協定先との連絡調整を実施する。業務ごとの個々の協定や応援制度にもとづき、担当する各部が受援活動を実施する場合、情報収集指令室（受援班）に活動内容を報告する。
- (3) 資源の調達・管理
 - ア 人的・物的資源に関するニーズと、現状の受入れ状況から、資源の過不足を整理する。
 - イ 業務担当班・課の中で、庁内職員と応援職員の業務分担を明らかにする。
 - ウ 業務の実施状況を踏まえ、今後求められる業務内容を検討し、新たに必要となる資源の整理を行う。
 - エ 受援シート（資料編震災編 第67「受援関連様式例」P.211）を作成し、情報収集指令室（受援班）へ報告するとともに、配置の計画を行う。
- (4) 上記（1）で取りまとめた結果を、情報収集指令室（受援班）へ報告する。
- (5) 情報収集指令室（受援班）が実施する調整会議に参加する。
- (6) 応援職員への支援
 - ア 業務に必要な場所・待機場所・資機材等の執務環境を準備するよう努める。
 - イ 情報収集指令室（受援班）と協力し、応援職員の待機場所、応援職員による定例ミーティングの開催ができる環境を提供する。
- (7) 災害の応急業務に加え、必要に応じて通常業務を対象とする。

第13章 受援計画

第1節 受援体制

第3 連絡・要請体制

1 連絡・要請の応急対策

(1) 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
区（危機管理部[情報収集指令室]）	(1) 応援機関の受入活動の実施
区（各部）	(1) 区各部が協定等において災害時に協力関係となる機関との連絡

(2) 詳細な取組内容

《区（危機管理部[情報収集指令室]）》

ア 受援班は、各部からの報告を集約し、受援対策本部（災害対策本部本部長室）へ報告する。また、本部からの指示を各機関へ伝達する。

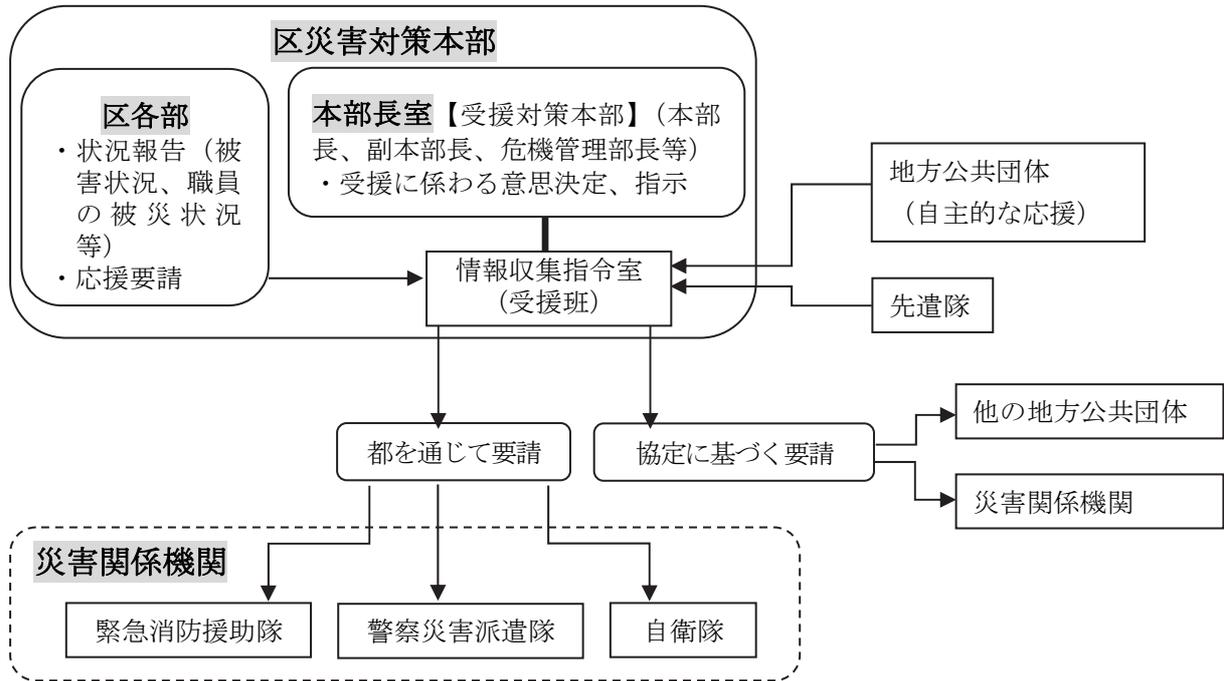
イ 会議、引き継ぎ等により、応援側と受援側の情報共有を確立する。

《区各部》

ア 区各部は、協定先への応援要請を実施し、適宜受援班へ状況を報告する。

イ 区各部は、各部署が収集した被害状況及び職員の被害状況等を受援班に報告する。

【応援要請の流れ】



第4 受入・連絡調整

1 受入活動

(1) 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
区（危機管理部[情報収集指令室]、各部）	(1) 受入対応の実施（受付） (2) 関係機関との連絡調整

第13章 受援計画

第1節 受援体制／第2節 その他の自治体からの受援／第3節 都への応援要請（災害対策本部）

（2）詳細な取組内容

《区（危機管理部[情報収集指令室]）、各部》

ア 受援班は、応援隊を受入れるときに、団体名、氏名、活動期間、宿泊場所を明記した名簿リストを作成する。

（資料編震災編 第68「応援職員等名簿 様式例」P.212）

イ 業務ごとの個々の協定や応援制度に基づき、担当する各部が応援隊を受入れる場合、名簿リストを作成し、受援班に報告する。

ウ 各部は、応援隊の業務状況を受援班に報告する。

エ 受援班は、各部の報告に基づき、受入に関する情報を集約する。また、応援隊による業務の実施状況について、受援対策本部長に報告する。

オ 受援班は、各部の報告及び応援機関の応援情報にもとづき、受入調整を実施する。また、必要に応じ、応援隊の追加要請や業務内容の変更を検討する。

カ 業務の進捗状況や被害情報等について、会議、ミーティング、引き継ぎ等により、応援側と受援側が情報共有する体制を確立する。

キ 自治体以外の応援主体である社会福祉協議会、区内や区外から被災地入りしているボランティア団体等と情報を共有する場を設置する。

第2節 その他の自治体からの受援

区は、応援協定自治体以外については、国や都、ないしは自治体に直接支援を要請し、受入体制の整備に努め、迅速な受入を可能とする。

第1 計画の方針

区は、相互応援協定を締結している自治体のほか、災害対策基本法第67条、地方自治法第252条の17により、他の市町村に応援を求める。

第2 災害時の受援（災害対策本部）

1 初動

応援協定自治体以外における災害時の応援派遣は、基本的に国や都、又は自治体からの直接の支援要請に基づいて行う。

2 受入体制の整備

3 経費の負担

以上の2項については、前節に準ずる。

第3節 都への応援要請（災害対策本部）

区は、都に支援を要請する際は、下記の必要な手続きを考慮し、迅速な受入を可能とする。

第13章 受援計画

第3節 都への応援要請（災害対策本部）

第1 都への応援要請（災害対策本部）

1 計画の方針

区長は、都知事に応援又は応援のあっ旋を求めるなどして災害対策に万全を期することとする。この場合において、応援を求められ、又は災害応急対策の実施を要請された都知事は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒んではならない。

都知事は、災害を受けた区が応急対策を円滑に実施できるようにするため、他の区市町村に対し応援すべきことを指示し、又は防災機関の応援をあっ旋する。

区長が都知事に応援又は応援のあっ旋を求める場合、都（総務局 総合防災部防災対策課）に対し、まず口頭又は電話等をもって要請し、後日文書により改めて処理する。

応援要請の際の必要な手続きは下記のとおり。

（1）災害救助法の適用の要領

- ア 災害発生の時及び場所
- イ 災害の原因及び被害の状況
- ウ 適用を要請する理由
- エ 適用を必要とする期間
- オ 既にとった救助措置、また、とろうとする救助措置
- カ その他必要事項

（2）り災者の他地区への移送要請の要領

- ア 移送を要請する理由
- イ 移送を必要とするり災者の数
- ウ 希望する移送先
- エ り災者の収容に要する期間
- オ その他必要事項

（3）都各機関への応援要請又は応急措置実施要請の要領

- ア 災害の状況及び応援（応急措置の実施）を要請する理由
- イ 応援を希望する物資、機材、機械、器具等の品名及び数量
- ウ 応援（応急措置の実施）を必要とする場所
- エ 応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容）
- オ その他必要事項

（4）日本放送協会及び民間放送局に放送を要請する要領

- カ 放送要請事項
- キ 放送事項
- ク 希望する放送日時及び送信系統
- ケ その他必要な事項

上記の事項を明らかにするいとまがない場合には、わかる範囲にとどめ、要請を迅速に行う。

第4節 防災関係機関との連携（災害対策本部）

区は、防災関係機関に支援を要請する際は、下記の必要な手続きを考慮し、迅速な受入を可能とする。

第1 防災関係機関との連携

1 計画の方針

区は、必要防災機関の長または代表者に対し災害応急対策の実施を要請する。

各機関は、他の機関から応援を求められた場合は、自らの災害応急対策の実施に支障のない限り、協力又は便宜を供与する。

- (1) 各機関の協力業務の内容は、足立区地域防災計画第1部第2章 第6節「区及び防災関係機関の役割」（P.9）に定める範囲とし、協力方法は各計画に定めるところによる。
- (2) 各機関相互の協力が円滑に行われるよう、必要に応じ事前に協議を調える。
- (3) 都総務局は、各機関の間であって相互協力のあつ旋をする。

第2 警察災害派遣隊への派遣要請（東京都公安委員会）

1 計画の方針

都が行う警察災害派遣隊への派遣要請については以下のとおり。

- (1) 大規模な災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合における警察災害派遣隊の派遣に関し、東京都公安委員会は、警察庁又は他の道府県公安委員会に対して援助の要求をすることができる。
- (2) 前項により東京都公安委員会が他の道府県公安委員会に対して援助の要求をしようとするときは、あらかじめ(やむを得ない場合においては、事後に)必要な事項を警察庁に連絡しなければならない。
- (3) 東京都公安委員会からの援助の要求により派遣された警察庁又は道府県警察の警察官は、援助の要求をした東京都公安委員会の管理する警視庁の管轄区域内において、当該公安委員会の管理のもとに、職権を行うことができる。

第3 緊急消防援助隊に対する応援

1 計画の方針

都が行う緊急消防援助隊への派遣要請については以下のとおり。

- (1) 消防総監等は、震災、水災等の大規模災害等の状況により、現有する消防力等だけでは十分な対応がとれないと判断したときは、速やかに知事に対して、緊急消防援助隊の応援要請を行う。
- (2) 知事は、応援要請を受けた場合、都内の被災状況、消防力及び相互応援状況等から緊急消防援助隊の応援が必要と判断したときは、速やかに消防庁長官に対して応援要請を行う。この場合、知事は、消防庁長官に対して応援要請を行った旨を、消防総監等に連絡する。

第13章 受援計画

第4節 防災関係機関との連携（災害対策本部）

※ 消防総監等とは、消防総監（東京消防庁が管轄する区域）、市長（稲城市）及び町村長（島しょ地域）を指す。

【消防相互応援協力】

項目	内容
協力体制	(1)地震による同時多発火災等が発生し、現有消防力を結集しても消防力に不足の生ずることが見込まれる場合は、消防組織法第39条に基づき消防相互応援協定を締結している消防本部及び消防組織法第44条に基づく緊急消防援助隊等の応援を受け、消防の任務を遂行する。
応援要請の手続	(1)消防相互応援協定に基づく応援要請は、協定の定めにより、消防総監が協定締結先の消防長に対して行う。 (2)緊急消防援助隊の応援要請は、消防総監が、災害の状況及び消防相互応援協定に基づく応援のみでは十分な対応がとれないと判断したとき、知事に対して緊急消防援助隊の出場を要請する。
受援に係わる体制の整備	(1)緊急消防援助隊等の活動が効果的に行えるよう、次のとおり受援に係わる体制を整備する。 ア 指揮、連絡体制の整備 イ 燃料、食料等の補給体制の整備 ウ 受入れ体制・施設の整備 エ 応援航空機の活動拠点の整備

第4 自衛隊への災害派遣要請（災害対策本部）

1 自衛隊への災害派遣要請

- (1) 災害対策本部長（区長）は、地震災害が発生し、区内の防災関係機関による対応のみでは人命又は財産の保護が十分にできないと判断した場合には、都知事（総務局総合防災部防災対策課）に対して電話又は口頭で自衛隊の派遣を要請し、事後、速やかに所定の手続きをとる。
- (2) 都知事に自衛隊の派遣の要請をする場合には、可能な限り以下の事項を明らかにする。
 - ア 災害の状況及び派遣を要請する理由
 - イ 派遣を希望する期間
 - ウ 派遣を希望する地域及び活動内容
 - エ 活動拠点となる場所の候補、その他参考になる事項
- (3) 上記の事項を明らかにするいとまがない場合には、わかる範囲にとどめ、要請を迅速に行う。
- (4) 災害対策本部長（区長）は、都知事に対して連絡が不能である場合等災害派遣の要請ができない場合には、直接関係部隊に通報する。この場合、速やかに都知事に通知する。
- (5) 災害対策本部長（区長）は、緊急避難、人命救助の場合で事態が急迫し、都知事に要請するいとまがない場合は、直接関係部隊等に通報するものとし、事後所定の手続きを速やかに行う。

第13章 受援計画

第4節 防災関係機関との連携（災害対策本部）

- (6) 災害派遣の対象となる事態が発生し、災害対策本部長（区長）が自衛隊の災害派遣を依頼しようとするときは、上記に掲げる事項を明らかにし、電話又は口頭をもって都知事（総務局 総合防災部防災対策課）に依頼する。
- (7) 都知事の派遣要請又は自衛隊の自主的決定により、部隊を派遣した場合は、速やかに都知事に派遣部隊の指揮官の官職・氏名その他必要事項を通知する。

第5 自衛隊との連絡

- 1 自衛隊との連絡については、都又は自衛隊の本部派遣員を通じて行う。

第6 災害派遣部隊の受入体制（災害対策本部）

1 災害派遣部隊の受入れ体制

- (1) 災害対策本部長（区長）は、自衛隊の活動が他機関と競合重複しないよう重点的・的確・効率的な作業分担となるよう配慮する。
- (2) 都知事及び災害対策本部長（区長）は、派遣された部隊が効率的かつ円滑に活動ができるよう、自衛隊の活動拠点、ヘリポート及び宿舎等必要な設備について、その候補地を平素から計画しておくとともに、災害時には、速やかにその施設等の被害状況、使用の可否を確認し、区市町村等関係機関と協議のうえ、使用調整を実施し部隊に通報する。

【災害派遣部隊の活動内容】

区 分	活 動 内 容
都の域内を担当する組織	(1)陸上自衛隊：第1師団司令部 なお、災害の規模が甚大で、第1師団のみでは対応できない場合には、東部方面総監部が担当する。 (2)海上自衛隊：横須賀地方総監部 (3)航空自衛隊：作戦システム運用隊本部
被害状況の把握	(1)車両、航空機等の手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。
避難の援助	(1)避難指示等が発令され、避難、立退き等が行われる場合が必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
避難者等の捜索援助	(1)行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索活動を行う。
水防活動	(1)堤防、護岸等の決壊に対しては、土のうの作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。
消火活動	(1)火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具(空中消火が必要な場合は航空機)をもって、消防機関に協力して消火にあたる(消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用)。
道路又は水路の障害物除去	(1)道路若しくは水路が損壊し、又は障害がある場合は、それらの障害物除去にあたる。
応急医療、救護及び防疫	(1)被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行う(薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用)。
人員及び物資の緊急輸送	(1)緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。

第13章 受援計画

第4節 防災関係機関との連携（災害対策本部）／第5節 民間団体との協力

区 分	活 動 内 容
被災者生活支援	(1)被災者に対し、炊飯、給水、入浴及び宿泊等の支援を実施する。
救援物資の無償貸付又は譲与	(1)「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」に基づき、被災者に対し、救援物資を無償貸付又は譲与する。
危険物の保安及び除去	(1)能力上可能なものについて、火薬類、爆発物及び有毒ガス等危険物の保安措置及び除去を実施する。
その他臨機の措置等	(1)その他、自衛隊の能力で対処可能なものについては、臨機に所要の措置をとる。 (2)災害対策基本法第63条第3項、第64条第8項から第10項まで及び第65条第3項に基づき、区市町村長、警察官又は海上保安官がその場にはいない場合に限り、自衛隊は区市町村長に代わって警戒区域の設定等の必要な措置をとる。

※ 実施内容は、災害の様相や要請内容によって異なる。

第5節 民間団体との協力

区は、応援協定を締結している民間団体等に支援を要請する際は、協定に基づく手続きに努め、迅速な受入を可能とする。

第1 民間協定機関からの支援（各部）

1 計画の方針

区は、民間団体等との協定に基づき、各部長は、災害応急活動に必要な業務や施設利用について要請する。

2 民間団体からの支援

医療救護、応急対策、食料対策、物資供給関係、燃料関係、避難所・避難場所関係、情報提供関係、生活支援関係、輸送関係、帰宅困難者対策関係に関する民間団体等の協定先は、資料編震災編 第74「協定・連絡先一覧」に示す。

第2 区民と地域からの協力（地域のちから推進部）

1 計画の方針

区は、住民の相互助け合いの精神に基づく自発的な防災組織に対して、組織の充実、連帯協力の強化を図る。これらの団体の協力業務及び協力方法については、区地域防災計画の中で明確化し、災害時における活動が能率的に処理できるようその内容の周知徹底を図る。

2 防災組織からの支援

機 関 名	支 援 内 容
防災区民組織 (町会・自治会等)	(1)避難誘導、避難所収容業務等に関すること (2)被災者に対する炊き出し、救護物資の配付等に関すること (3)被災状況調査等、災害対策業務全般についての協力に関すること (4)避難所運営会議への参加
避難所運営会議	(1)避難所の運営管理に関すること

第6節 ボランティアの受入（総務部）

区は、足立区災害ボランティアセンター等と連携し、ボランティアの受入体制の整備に努め、迅速な受入を可能とする。

第1 ボランティア受入体制の確立

区（総務部）は、足立区災害ボランティアセンター等と連携して、専門ボランティア及び一般のボランティアが、被災地のニーズに即した円滑な活動ができるよう受入体制を整備する。

【災害ボランティアの種類】

一般ボランティア	専門的な知識や経験を必要としない被災者支援活動を行う者
専門ボランティア	専門的な資格・知識を必要とする被災者ニーズへの支援活動を希望する者

1 設置場所

区災害ボランティアセンターは、災害による損害や二次災害のおそれの少ない施設の中から、可能な限り、以下に示す基準で確保する。また、災害の規模や建物の被害状況、区災害ボランティアセンターの運営に必要な機能確保等のため、分散して設置することがある。

- (1) できるだけ本庁舎近くで確保を検討すること。
- (2) 交通の便が確保されていること。
- (3) ある程度の期間利用が可能であること。
- (4) 事務スペース、打合せスペース、広い駐車場があること。

2 ボランティアの受入

- (1) 遠方からの申し入れに関しては、宿泊・食事等自立したボランティア活動が可能な諸団体からのものを優先して受入れる。
- (2) 事前に登録された専門ボランティアに関しては、専門領域ごとに、受入れ窓口を設置して、必要となる業務に応じて受入れを図る。

3 足立区災害ボランティアセンターによる支援

足立区災害ボランティアセンターは、専門ボランティア及び一般ボランティアに対し、必要に応じて次のような支援を行う。

- (1) 派遣元等身分が明確になるよう、腕章等を貸与
- (2) ボランティア活動に必要な情報と資器材の提供
- (3) ボランティア活動終了者に対する参加証の交付

4 活動に必要な資機材

災害ボランティアセンターの運営に係わる資機材は、改訂足立区災害ボランティアセ

第13章 受援計画

第6節 ボランティアの受入（総務部）／第7節 医療救援の支援受入（医療部）

ンター運営マニュアルに基づき備蓄する。災害時に資機材の不足が生じた場合は、区が協定先等から調達し、災害ボランティアセンターに提供する。また、ボランティアの受付開始など段階ごとに必要となる資機材については、改訂足立区災害ボランティアセンター運営マニュアル（各班ごとに必要な資機材のリスト）を活用する。

5 災害対策本部との連携

足立区災害ボランティアセンターは、必要に応じ職員を情報収集指令室へ派遣し、受援対策本部と総合調整等を行う。

6 国による支援

自然災害の頻発・激甚化により、ボランティア活動が活発化し、災害ボランティアセンターの負担が増えている。このため、災害ボランティアセンターの職員の人件費など、一部費用は、災害救助法の国庫負担の対象となる。

第7節 医療救援の支援受入（医療部）

区は、医療関係機関等と連携し、医療救護に係わる応援隊の受入体制の整備に努め、迅速な受入を可能とする。

第1 医療体制の確立

迅速かつ的確に医療救護活動を行うためには、災害時の医療体制を日ごろから整備し、トリアージや医療機関と区や警察、消防相互の通信、負傷者の搬送等の訓練による災害時の対応の習熟が不可欠である。

しかし、発災時には多数の負傷者が発生し、医師や看護師、病床等が不足するため、限られた医療資源を発災直後から最大限活用できるよう、災害時の医療体制の整備が急務である。

そのため、東京都及び都内各区市町村では、限られた医療資源を効果的・効率的に活用するため、東京都災害対策本部下に都災害医療コーディネーター、各二次保健医療圏に東京都地域災害医療コーディネーター、並びに足立区災害対策本部下に区災害医療コーディネーターを設置する。

災害時には、各コーディネーターを中心とする情報連絡体制を構築し、医療資源の配分や負傷者の受入先の確保と搬送、並びに他の自治体等からの民間の医療機関の受入等の調整を行う。なお、区における災害時医療に関する応急対応全般の調整は、民間の医療機関の受入や他の自治体から医療関係者等の受入も含め、区（医療部）で行う。

区は、医療チームや医療関係者等の活動拠点や医薬品、医療資機材、医療関係者及び負傷者の搬送手段等、支援の受入体制の整備を行う。

また、区は、区医師会や区歯科医師会、区薬剤師会、都柔道整復師会足立支部等の区内の医療関係者と、災害時医療救護活動協議会や同ワーキンググループ会議等を通じて、災害拠点病院や災害拠点連携病院を中心とした連携、並びに相互に支援する体制の整備

第13章 受援計画

第7節 医療救援の支援受入（医療部）

に努める。

- 1 医療救護班、歯科医療救護班及び薬剤師班等を編成等医療救護活動体制について、足立区医師会、足立区歯科医師会、足立区薬剤師会及び東京都柔道整復師会足立支部等と協議し、連絡体制を強化する。
- 2 災害拠点病院及び災害拠点連携病院等の近接地等、区があらかじめ指定する場所に、緊急医療救護所の設置場所を確保する。
- 3 緊急医療救護所や在宅療養者の医療支援に関する調整・情報交換等を行うことができるよう、体制を整備する。
- 4 足立区災害時医療救護活動協議会及び同ワーキンググループを実施し、医療救護所、情報連絡等災害時医療に関する協議を進める。
- 5 医療救護所の立ち上げ及び運営、トリアージ、情報通信等実践的な訓練を行う。

第2 医薬品・医療資器材の確保

医薬品等の不足を回避し、的確な医療を提供できるよう、医薬品や医療資器材の備蓄に加え、関係機関との協定等を活用した医薬品等の供給体制を強化する。

- 1 足立区薬剤師会等関係機関との連携・協力体制を整備しておく。
- 2 足立区医師会、足立区歯科医師会、足立区薬剤師会等と協議のうえ、医療救護所や避難所等で使用する医薬品等を備蓄するよう努める。備蓄量は発災から3日間で必要な量を目安とする。
- 3 足立区薬剤師会と連携して、災害薬事センター（医薬品の集積場所）の設置場所（状況に応じて複数箇所設置する）、センター長や運営方法、納入先及び納入先への搬送方法等具体的な活動内容について協議しておく（卸売販売業者は、原則として、医療救護所で使用する医薬品は直接各医療救護所へ、避難所で使用する医薬品は区の災害薬事センターへ納品する）。
- 4 災害薬事センターを複数箇所設置する場合には、中核となる災害薬事センターのセンター長は足立区薬剤師会から選任し、その他のセンターのセンター長は足立区薬剤師会と区が協議のうえ決定する（中核となる災害薬事センターのセンター長は、その他の災害薬事センターを統括する）。
- 5 区は、医薬品等の調達方法（卸売販売業者への発注方法等）について、あらかじめ具体的に足立区薬剤師会及び卸売販売業者と協議しておく。また、区は、医薬品等の卸売販売業者から円滑に調達が行えるよう、事前に、足立区薬剤師会と協力のうえ卸売販売業者と協定を締結する。

【都の方針（参考）】

- ア 個人からの支援物資は基本的に受け入れない。
- イ 必要に応じて国やメーカーへ支援を要請する。
- ウ 都が要請した物資以外で製薬団体等から支援の申し出があった物資は、都が必要と判断したものを受け入れる（都に事前連絡が必要）。
- エ 都は発災後、医薬品集積センターを設置し、イ及びウによって提供された支援物資を医薬品集積センターで受け入れ、仕分けをした上で区の災害薬事センターへ提供する。

第1部
総則

第13章 受援計画
第7節 医療救援の支援受入（医療部）

第2部
防災に関する組織と活動内容

第3部
災害予防計画

第4部
災害応急対策計画

第5部
災害復旧計画

第6部
災害復興計画

第7部
応急対策に関する足立区全体シナリオ

第5部 災害復旧計画

第1章 河川施設、公共施設等の機能回復

第3部 災害予防計画 第2章 安全な災害に強い防災まちづくり	第4部 災害応急対策計画 第2章 河川施設、公共施設の危険防止活動	第5部 災害復旧計画 第1章 河川施設、公共施設等の機能回復
第1節 安全に暮らせるまちづくり(P.111)	第1節 河川施設、公共施設等の応急対策による二次災害防止(P.259)	第1節 公共の安全確保、施設の本来機能の回復(P.457)
第2節 建築物の耐震化等安全対策の促進(P.122)	第2節 危険物等の応急措置による危険防止(P.269)	
第3節 液状化、長周期地震動の対策の強化(P.129)		
第4節 出火、延焼等の防止(P.132)		
第5節 復興税の活用(P.140)		

第1節 公共の安全確保、施設の本来機能の回復

第1 河川施設等の復旧

1 対策内容と役割分担

地震・津波等により河川管理施設が被害を受けたときは、氾濫水による被害の拡大を防止するために、速やかに施設の復旧に努める。

(1) 河川及び内水排除施設

機 関 名	対 策 内 容
区（都市建設部）	(1)区内の河川管理施設・排水場施設に被害が生じた場合の復旧対策
区（関係部）	(1)水防活動と並行して管内の河川管理施設、特に工事中の箇所及び危険箇所の重点的な巡視と、被害箇所の都への報告とともに必要な措置の実施
都（建設局）	(1)破損等の被害を受けた場合の復旧対策 (2)江東地区の河川を始めとした23区内の河川管理施設の応急・復旧を図るとともに、区市町村の実施する応急措置を支援する
都（下水道局）	(1)管路、水再生センター、ポンプ所等の排水施設の復旧対策
関東地方整備局	(1)区及び都等の行う応急対策に対し、要請に応じて支援

2 詳細な取組内容

《区（都市建設部）》

- (1) 排水場施設等に生じた場合は、直ちに国等に報告し、応急対策を実施するとともに、必要に応じ移動排水ポンプ車の派遣を求める。
- (2) 区内河川管理施設の応急復旧対策については、大規模なものを除き、都の助言のもとにこれを実施する。

《都（建設局）》

- (1) 破損等の被害を受けた場合は特に、氾濫水による被害の拡大防止に重点を置き、速やかに施設の復旧に努め、都及び区等の行う応急措置に関し、必要に応じて技術的助言を行う。

第1章 河川施設、公共施設等の機能回復

第1節 公共の安全確保、施設の本来機能の回復

- (2) 区の実施する応急措置に関し、技術的助言及び総合調整を行うほか、応急・復旧対策を総合的判断のもとに実施する。
- (3) 排水機場施設の被害を取りまとめるほか、総合的判断のもとに、移動排水ポンプ車の派遣を決定する。
- (4) 区内の河川管理施設の応急・復旧対策について区に技術的助言を行うほか、大規模なものについては直接実施する。

《都（下水道局）》

- (1) 水再生センター、ポンプ所等の排水施設に被害を受けた場合は、特に、氾濫水による被害の拡大防止に重点を置き、区（関係部）及び水防団体との相互の協力及び応援態勢の確立を図り、速やかに施設の復旧に努める。
- (2) 復旧活動に当たっては、災害時における水再生センター等の応急復旧業務に関する協定を締結している民間団体と連携して対処する。

《関東地方整備局》

- (1) 破損等の被害を受けた場合は特に、氾濫水による被害の拡大防止に重点を置き、速やかに施設の復旧に努める。
- (2) 都及び区等の行う応急対策に関し、要請があれば技術的助言を行う。
- (3) 緊急に復旧すべき施設は以下のとおり。
 - ア 堤防の破堤、護岸、天然河岸の決壊で住民の日常生活に重大な影響を与えているもの
 - イ 堤防護岸等の決壊で破堤のおそれがあるもの
 - ウ 河川の堤防護岸等の脚部の深掘れで、根固めをする必要があるもの
 - エ 河川の埋そくで流水の疎通又は船舶の航行を著しく阻害するもの
 - オ 護岸、床止、水門、樋門、樋管又は天然河岸の全壊又は決壊で、これを放置すると著しい被害を生ずるおそれがあるもの
 - カ 防災船着場本体、堤内地から防災船着場本体までのアクセス路、斜路

第2 社会公共施設等の復旧

1 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
各施設管理者	(1)施設の被害状況を調査し、復旧を実施

2 詳細な取組内容

被災施設の復旧に当たり、原状復旧を基本にしつつも、再度の災害防止等の観点から、可能な限り改良復旧を行うことが望ましい。

(1) 学校施設

- ア 公立学校の施設が甚大な被害を受け、教育活動ができないと判断した場合に、区教育委員会は、学校長及び都教育委員会と協力し、応急教育計画等を作成する。児童・生徒の不安を解消するため、教育活動に中断がないように努める。

(2) 文化財施設

ア 被災した文化財等の廃棄、散逸を防止するため、被害状況と文化財等の重要度に応じて、都教育委員会、区教育委員会及び文化財管理者等において修復等について協議を行う。

第2章 交通ネットワーク及びライフライン等の機能回復

第1節 緊急輸送路等の機能確保と被害拡大防止

第2章 交通ネットワーク及びライフライン等の機能回復

第3部 災害予防計画 第3章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保	第4部 災害応急対策計画 第3章 交通ネットワーク及びライフライン等の確保	第5部 災害復旧計画 第2章 交通ネットワーク及びライフライン等の機能回復
第1節 交通関係施設の安全確保 (P. 141)	第1節 交通ネットワークの機能確保 (P. 284)	第1節 緊急輸送路等の機能確保と被害拡大防止 (P. 460)
第2節 ライフラインの確保 (P. 153)	第2節 発災時のライフライン機能の確保 (P. 298)	第2節 ライフラインの早期復旧 (P. 461)
第3節 エネルギーの確保 (P. 160)	第3節 発災時のエネルギーの供給機能の確保 (P. 304)	

第1節 緊急輸送路等の機能確保と被害拡大防止

第1 道路・橋梁

1 対策内容と役割分担

道路の障害物除去及び搬出、応急復旧等を行う。

機 関 名	対 策 内 容
区（都市建設部）	(1)区道上の障害物除去及び応急復旧の実施 (2)必要に応じてドローンを活用し、撮影やリアルタイムの映像により状況を把握
都（建設局）	(1)道路の被災箇所で、被害がある箇所の復旧 (2)都道上の障害物除去作業及び障害物の搬出
関東地方整備局	(1)応急復旧工事を行い、緊急輸送路としての機能を確保
首都高速道路株式会社	(1)災害の再度発生防止等の観点から、可能な限り改良復旧を図る

2 詳細な取組内容

《都（建設局）》《関東地方整備局》

(1) 被害を受けた道路の応急復旧計画を速やかに策定し、応急復旧工事を行う。

《首都高速道路株式会社》

(1) 首都高速道路等の機能を速やかに回復するため、現地調査を実施し、被害状況及びその原因を精査し、復旧工法等を決定する。

(2) 災害復旧に当たっては、現状復旧を基本にしつつ、災害の再度発生防止等の観点から、可能な限り改良復旧を行うよう努める。

第2 鉄道施設

1 対策内容と役割分担

施設の被害状況に応じた復旧を行う。

機 関 名	対 策 内 容
都（交通局）	(1)緊急点検の実施
各鉄道事業者	(2)施設の被害状況に応じた復旧の実施

第2章 交通ネットワーク及びライフライン等の機能回復

第1節 緊急輸送路等の機能確保と被害拡大防止／第2節 ライフラインの早期復旧

2 詳細な取組内容

《都（交通局）》

- (1) 地震発生時には、震度に応じて、各施設の緊急点検を実施する。
- (2) 点検の結果、専門的な再点検を必要と判断した場合は、庁舎管理者が保守担当の部に確認を依頼する。保守担当の部は再点検の結果により、二次被害の発生を考慮し処置を行う。

《各鉄道事業者》

- (1) 鉄道施設は、震災後の都市機能の確保や各種の復旧対策に寄与するため、速やかに応急復旧を行って輸送の確保に努める。
- (2) 各鉄道事業者は、応急対策の終了後、被害原因等の調査分析を行い、この結果に基づき、再び同様な被害を受けないよう、本復旧計画を立て実施する。

第3 河川施設等

第5部 第1章第1節 第1「河川施設等の復旧」P.457を参照

第2節 ライフラインの早期復旧

第1 水道

1 対策内容と役割分担

施設、管路、給水装置等の復旧を行う。

機 関 名	対 策 内 容
都（水道局）	(1) 取水・導水施設の復旧対策 (2) 浄水施設の復旧対策 (3) 送・配水管路、給水装置の復旧対策

2 詳細な取組内容

《都（水道局）》

- (1) 取水・導水施設の被害は、浄水機能に大きな支障を及ぼすため、その復旧は、最優先で行う。
- (2) 浄水施設及び配水施設の被害のうち、施設の機能に重要な影響を及ぼすものについては、速やかに復旧活動を行う。
- (3) 管路の復旧に当たっては、随時、配水系統等の変更等を行いながら、あらかじめ定めた順位をもとに、被害の程度及び復旧の難易度、被害箇所の重要度、浄水場・給水所の運用状況等を考慮して給水拡大のために最も有効な管路から順次行う。なお、資機材の調達、復旧態勢及び復旧の緊急度等を勘案し、必要に応じて仮配管、路上配管等の仮復旧を実施する。
- (4) 公道内の給水装置の復旧は、配水管の復旧及び通水と並行して実施する。
- (5) 配水に支障を及ぼす給水装置の破損等については、申込みの有無にかかわらず応急措置を実施する。

第2章 交通ネットワーク及びライフライン等の機能回復

第2節 ライフラインの早期復旧

第2 下水道

1 対策内容と役割分担

管路、水再生センター・ポンプ所、工事現場等の復旧を行う。

機 関 名	対 策 内 容
都（下水道局）	(1) 管路の復旧対策の実施 (2) 水再生センター・ポンプ所の復旧対策

2 詳細な取組内容

《都（下水道局）》

- (1) 被害が発生したときは主要施設から復旧を図る。復旧順序については、水再生センター、ポンプ所、幹線管きよ等の主要施設の復旧に努め、その後、枝線管きよ、ます・取付管の復旧を行う。
- (2) 管きよ等
 - ア 緊急調査で判明した被害について、より詳細に被害状況を把握・整理し、汚水の流下機能を確保するための復旧を行う。
- (3) 水再生センター・ポンプ所
 - ア 流下機能の確保と揚水、簡易処理、消毒および放流の機能の回復を図り、さらに環境負荷の低減、公共用水域の水質の向上に努める。
 - イ 停電のためポンプの機能が停止した場合、ディーゼル発電機やガスタービン発電機等の非常用発電機及びエンジン直結ポンプによってポンプ運転を行い、揚水不能の事態が起こらないよう対処する。また、最低限の機能確保のための復旧を行う。
 - ウ 停電が続く場合には、非常用発電設備の燃料油について、都と東京都石油業協同組合及び東京都石油商業組合との優先供給協定により、確保に努める。
- (4) 被害状況に応じ、他の大都市等へ復旧支援を要請し、その受入れに対応する。

第3 電気・ガス・通信等

1 対策内容と役割分担

復旧効果の大きさ、二次災害防止等の観点から復旧を行う。

機 関 名	対 策 内 容
東京電力パワーグリッド株式会社	(1) 電力供給上復旧効果の大きいものから実施
東京ガス株式会社 ガス事業者	(1) 二次災害を防止するため、あらかじめ定めた手順により実施

2 詳細な取組内容

《東京電力パワーグリッド株式会社》

- (1) 災害に伴う応急・復旧対策については、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速・適切に実施する。
- (2) 各設備の復旧は、災害状況、被害状況、復旧の難易度を勘案して、電力供給上復旧効果の大きいものから、復旧要員の確保、復旧資機材の確保等、あらかじめ定めた手

順により実施する。

(3) 主な手順は以下のとおり。

- ア 供給区域内において震度6弱以上の地震が発生し自動的に非常態勢に入る場合は、呼集を待つことなく、あらかじめ定められた基準に基づき所属事業所に出動する。
- イ 電力施設等の被害状況及び復旧状況や停電による主な影響状況等を迅速、的確に把握する。
- ウ 復旧資材の確保のため、予備品、貯蔵品の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は、可及的速やかに確保する。
- エ 発電設備については、共通機器、流用可能備品、貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。
- オ 送電設備については、ヘリコプター、車両等の機動力の活用により仮復旧の標準工法に基づき、迅速に行う。
- カ 変電設備については、機器損壊事故に対し、系統の一部変更又は移動用変圧器等の活用による応急措置で対処する。
- キ 配電設備については、配電線路応急工法による迅速、確実な復旧を行う。
- ク 通信設備については、可搬型電源、車載型衛星通信地球局、移動無線機等の活用により通信を確保する。

(4) 停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況及び復旧状況について広報する。また、電気火災を防止するため、屋外に避難するときは安全器又はブレーカーを必ず切ること等についても広報する。

《東京ガス株式会社》

- (1) ガスの供給を停止した場合の復旧作業については、被災した地域施設又は設備の復旧を可能な限り迅速に行うとともに、二次災害を防止するため、あらかじめ定めた手順により実施する。
- (2) 具体的な手順は以下のとおり。
 - ア 非常体制が発令された場合は、対策要員はあらかじめ定められた動員計画に基づき速やかに出動する。
 - イ 予備品・貯蔵品等の復旧用資機材の在庫量を確認し、調達を必要とする資機材は、速やかに確保する。
 - ウ 復旧する地域の被害状況を調べ、被害の程度に応じた復旧方法を選び、材料や要員・車両を手配する。
 - エ ガスメーターの近くのガス栓を閉めるために、地面に埋められているガス管と宅内のガス管を分離する。
 - オ 都市ガスの復旧は2,000～3,000軒程度の地域ごとに行うため、バルブを閉めたりガス管を切断して地域を分割する。
 - カ 検査用のガスを封じてガス管の健全性をチェックし、被害箇所を修理する。被害が多い地域では仮配管等を行う。
 - キ 宅内配管を確認して、被害箇所を修理する。被害が大きい場合は仮配管を行う。
 - ク ガス管の中に入っている空気を抜いて、ガスが出ることを確認する。ガスが安全

第2章 交通ネットワーク及びライフライン等の機能回復

第2節 ライフラインの早期復旧

に使用できる状態を確認して利用再開する。

(3) さらに、必要に応じて次の対応を行う。

ア 社会的優先度の高い病院や老人福祉施設、避難所等には、「移動式ガス発生設備」を用いて、スポット的にガスを臨時供給する。

イ 地震災害等の大きな被害があった場合、全国のガス会社は相互に応援し合って、一日も早い供給再開に向けて対応する。

ウ 地震が発生したときには安全な換気方法、ガスメーターの復帰方法、都市ガスの供給停止地域、都市ガスの復旧予定等の情報をいち早く広報する。

《ガス事業者》

(1) ガスの供給を停止した場合の復旧作業については、被災した地域施設又は設備の復旧を可能な限り迅速に行うとともに、二次災害を防止するため、あらかじめ定めた手順により実施する。

(2) LPガスの使用の再開にあたっては、安全の確認を十分に行う必要がある。このため、都は、一般社団法人東京都LPガス協会足立支部の点検体制の確立について支援を行う。

第3章 津波等対策

第3部 災害予防計画 第4章 津波等対策	第4部 災害応急対策計画 第4章 津波等対策	第5部 災害復旧計画 第3章 津波等対策
第1節 河川施設等の整備 (P. 162)	第1節 津波警報・注意報等の即時伝達 (P. 305)	第1節 河川管理施設の応急復旧、緊急工事等 (P. 465)
第2節 水防活動 (P. 162)	第2節 津波等に対する迅速・的確な避難誘導 (P. 307)	
第3節 資器材の整備 (P. 163)	第3節 河川施設等の応急対策 (P. 309)	
第4節 津波警報・注意報等の伝達体制の充実・強化 (P. 163)		
第5節 津波予測等に対する避難誘導 (P. 164)		
第6節 津波防災意識の啓発、教育及び訓練の充実 (P. 165)		

第1節 河川管理施設の応急復旧、緊急工事等

第5部 第1章第1 「河川施設等の復旧」 P. 457 を参照

第4章 医療救護・保健衛生等対策
第1節 保健衛生体制の確立

第4章 医療救護・保健衛生等対策

第3部 災害予防計画 第7章 医療救護・保健衛生等対策	第4部 災害応急対策計画 第7章 医療救護・保健衛生等対策	第5部 災害復旧計画 第4章 医療救護・保健衛生等対策
第1節 初動医療体制の整備 (P. 186)	第1節 初動医療活動 (P. 349)	第1節 保健衛生体制の確立 (P. 466)
第2節 医薬品・医療資器材の確保 (P. 189)	第2節 医薬品・医療資器材の供給 (P. 361)	第2節 火葬体制の確保 (P. 469)
第3節 医療施設の基盤整備 (P. 191)	第3節 医療施設の確保 (P. 365)	
第4節 遺体の取扱い (P. 192)	第4節 行方不明者の搜索、遺体の検視・検案・身元確認等 (P. 366)	

第1節 保健衛生体制の確立

第1 対策内容と役割分担

被災地や避難所における防疫対策を迅速かつ的確に行うことにより、感染症の発生及び蔓延を防止する。

機 関 名	活 動 内 容
区 (衛生部)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害の種類、程度に即応した防疫活動として、飲料水の消毒や避難所及び患者発生時等の消毒、ねずみ族、昆虫等 (※) の発生防除等を行う。 (2) 「食品環境衛生指導・消毒班 (以下「衛生・消毒班」という)」を編成し、保健衛生活動のほか生活環境の衛生確保や食品の安全確保を図る。 (3) 被災戸数及び防疫活動の実施について、都 (福祉保健局) に対し、迅速に連絡 (4) 防疫活動の実施にあたって、対応能力が十分でないとする場合は、都 (福祉保健局) 又は足立区医師会に協力を要請 (5) 都が活動支援や指導、区調整を行う場合、協力する。 (6) 被災地や避難所における感染症発生状況の把握 (7) 感染症の流行状況等を踏まえた予防接種の実施 (8) 避難所等における感染症の集団発生時の疫学調査及び蔓延防止対策の実施 (9) 一類・二類感染症等入院対応が必要な感染症患者の入院先医療機関の確保及び移送・搬送手段の確保 (10) 保健活動班を編成し、被災住民に対する健康調査及び健康相談を行う。 (11) 飼い主が不明の飼養動物や負傷動物の一時保護 (12) 避難所における適正飼養の指導・助言 (13) 被災動物の保護に関する都、関係団体等への協力
都 (福祉保健局)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 区の防疫活動を支援・指導 (2) 東京都医師会、東京都薬剤師会等に区の防疫活動に対する協力を要請

機 関 名	活 動 内 容
	(3)他縣市を含め被災地以外の自治体に対して防疫活動への応援要請と連絡調整を実施 (4)被災地や避難所における感染症発生状況の把握及び情報提供 (5)感染症の流行状況等を踏まえて区が実施する予防接種に関する指導・調整 (6)一類・二類感染症等入院対応が必要な感染症患者の入院先医療機関の確保及び移送・搬送手段の確保について保健所と調整 (7)区が実施する初期防疫活動において防疫用資器材が不足したときは、都（福祉保健局）において調達 (8)区の衛生管理対策を支援・指導 (9)「環境衛生指導班」による生活環境の衛生確保 (10)「食品衛生指導班」による食品の安全確保 (11)区における保健活動班の活動を支援 (12)動物救援本部との協働による動物救護活動、関係機関との連絡調整 (13)負傷又は放し飼い状態の被災動物の保護
東京都医師会	(1)都福祉保健局長（都及び区市が設置する保健所）からの要請に応じて防疫活動に協力 (2)都（福祉保健局（都保健所を含む））又は区と協議のうえ、防疫活動を実施

※ ねずみ族、昆虫等：感染症を媒介する、ねずみ、蚊、ハエ、ゴキブリ等のこと。

第2 業務手順

《区（衛生部）》

- 1 所属職員や他自治体の応援職員等の中から、「保健活動班」、「衛生・消毒班」を編成して、保健衛生・防疫活動を実施する。

【班別役割分担】

班 名	役 割
保健活動班	(1)感染症予防のための啓発及び保健指導 (2)健康調査及び健康相談 (3)避難所等の感染症発生状況の把握
衛生・消毒班	(1)炊飯所、弁当・給食調理場等の衛生確保 (2)食品集積所の衛生確保 (3)避難所の食品衛生指導 (4)その他食品に起因する危害発生の防止 (5)食中毒発生時の対応 (6)避難所における食品取扱管理者の設置促進等食品衛生管理体制の確立 (7)食品の衛生確保、日付管理等の徹底 (8)手洗いの励行 (9)調理器具の洗浄殺菌と使い分けの徹底 (10)残飯、廃棄物等の適正処理の徹底 (11)情報提供

第4章 医療救護・保健衛生等対策

第1節 保健衛生体制の確立

班名	役割
	(12) 殺菌、消毒剤の調整 (13) 飲料水の塩素による消毒の確認 (14) 区民への消毒薬・簡易残留塩素検出紙の配布 (15) 区民への消毒の実施方法及び残留塩素の確認方法の指導 (16) 避難所の過密状況や衛生状態を調査・確認 (17) 避難所における室内環境の保持や寝具類の衛生確保のための助言・指導 (18) 避難所におけるハエや蚊の防除方法についての助言・指導 (19) 患者発生時の消毒(指導) (20) 避難所の消毒の実施及び指導 (21) 避難所におけるトイレ・ごみ保管場所の適正管理

第3 詳細な取組内容

1 各班の役割

(1) 保健活動班

ア 被災住民の健康調査を行い、感染症患者の早期発見に努め、被災地や避難所の感染症発生状況を把握するとともに、必要に応じて感染症予防のための対策を行う。

イ 健康調査及び健康相談の実施と平行して、衛生・消毒班等の協力を得て、啓発及び保健指導、衛生指導を行う。

ウ 感染症の急速な蔓延を防止するため、感染症患者及び感染の恐れのある者を早期に発見・処置することを主眼として業務を行う。

(2) 衛生・消毒班

食品衛生監視員2名、環境衛生監視員1名を1班とし、最大編成7班とする。

ア 保健所長の指揮のもとに、食品の安全を確保するとともに、避難住民に対する食品の衛生的な取扱いの指導等を行う。

イ 飲用しようとする水が塩素剤等で消毒されているか、確認を行う。それ以後は、住民が自主的に消毒を行えるように住民に消毒薬を配布し、消毒方法及び消毒の確認方法を指導する。

(3) 保健活動班と緊密に連携をとりながら、患者発生時の消毒(指導)・避難所の消毒を実施及び指導を行う。

2 感染症対策

(1) 一類・二類感染症等入院対応が必要な感染症が発生した場合や勧告入院中の患者に転院の必要が生じた場合等には、都(福祉保健局)と都保健所、特別区保健所及び政令市保健所(以下「都区市保健所」という)が連携して、受入先医療機関の確保及び移送・搬送手段の確保を行う。

(2) 都(福祉保健局)及び都区保健所は、被災地や避難所における感染症の発生状況を把握し、評価・分析した情報を提供するとともに、必要に応じて感染拡大防止に向けた注意喚起を実施する。

(3) 区は、インフルエンザや麻しん等の流行状況等を踏まえ、予防接種を実施する。

(4) 都(福祉保健局)は、インフルエンザや麻しん等の流行状況等を踏まえ、区に対し

第4章 医療救護・保健衛生等対策

第1節 保健衛生体制の確立／第2節 火葬体制の確保

て、予防接種の実施に関する指導・調整を行う。

- (5) 保健所は、避難所等において感染症の集団発生が確認された際には、疫病調査及び感染拡大防止対策を迅速かつ的確に実施する。

3 被災動物の保護

《区（衛生部）》

- (1) 飼い主が不明の飼養動物や負傷動物の一時保護を継続する。
- (2) 避難所における飼養動物の適正飼養の指導・助言を継続する。
- (3) 避難所等における動物の飼養状況の把握及び都・関係団体への情報提供を行う。
- (4) 被災動物の保護に関し、都、関係団体等へ協力する。

《都（福祉保健局）》

- (1) 関係団体等と協働して設置した「動物救援本部」が中心となり、被災動物の保護活動を継続する。

第2節 火葬体制の確保

第1 対策内容と役割分担

遺体の火葬は、必要に応じて、区において、火葬許可証に代わる証明書として「特例許可証」を発行するほか、都は、計画に基づき、広域火葬体制を速やかに整備する。

1 火葬手続き及び火葬特例の適用・許可証発行について

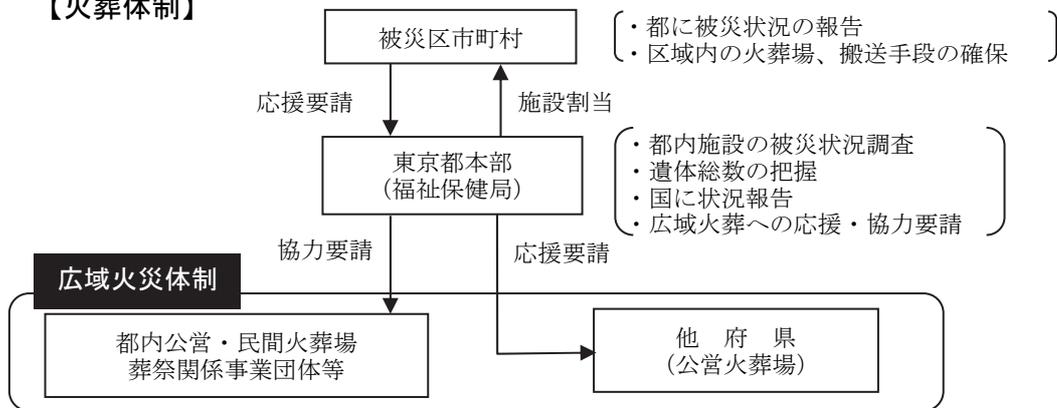
機 関 名	対 策 内 容
区（区民部、地域のちから推進部、福祉部）	<ul style="list-style-type: none"> (1) 検視・検案を終えた遺体の火葬許可証を発行 (2) 必要に応じて、火葬許可証に代わる証明書として「特例許可証」発行 (3) 火葬場の被災状況を把握するとともに、棺や火葬場を確保 (4) 状況に応じて、都に広域火葬の応援・協力を要請 (5) 都内で広域火葬が実施される場合、都と調整を図り、広域火葬の円滑な実施と住民への広域火葬体制の広報 (6) 都の調整のもと、割り振られた火葬場に、火葬に必要な事項、手順等を確認 (7) 遺体の搬送に必要な車両を確保 (8) 遺体収容所から受入れ火葬場まで遺体搬送のための措置 (9) 必要に応じて遺体輸送手段の確保を都へ要請 (10) 身元不明の遺体を火葬する。遺骨は、遺留品とともに、遺骨遺留品保管所へ保管 (11) 身元不明遺体の遺骨の引取人を調査 (12) 遺骨引取人が判明しない場合の対応

第4章 医療救護・保健衛生等対策
 第2節 火葬体制の確保

機 関 名	対 策 内 容
都（福祉保健局）	(1) 広域火葬が必要と判断した場合には、「東京都広域火葬実施計画」に基づき、都本部に広域火葬の対策に専従する班を編成し、広域火葬体制を整備 (2) 区からの応援・協力要請に基づき、必要性を検証した上で、広域火葬の実施を決定。速やかに区及び関係団体に周知するとともに、近隣県に今後の応援・協力の必要性を含めて通知 (3) 対応可能な都内の火葬場に対し、応援を要請し、広域火葬の受け入れについての報告を求める。また、都内で対応が困難な場合には近隣県に対し、応援・協力を要請 (4) 各火葬場の受入可能数に応じ、各区に割り振るとともに、当該火葬場及び当該県に対し協力を依頼 (5) 火葬場経営者からの応援要請に基づき、他の区及び近隣県等に火葬要員の派遣を要請 (6) 遺体の搬送について区から要請を受けた場合は、輸送車両等の確保について、関係機関等へ協力要請
都（建設局）	(1) 管理する火葬場（瑞江葬儀所）や都納骨堂での受け入れを実施 (2) 火葬体制の整備にあたり、施設を管理している立場から、関係機関に対して助言、協力

第2 業務手順

【火葬体制】



第3 詳細な取組内容

- 区は、遺体の火葬場への搬送に向けて、都内及び近隣市等の公営・民間の火葬場や葬祭関係事業団体等と連携して棺や車両、火葬場を確保し、通行可能な道路にて速やかに搬送する。
- 交通規制が行われている場合には、緊急通行車両の標章の交付を受ける。遺体収容所から受け入れ火葬場まで遺体搬送のための措置を講じ、区域内で対応できない状況となった場合には、都に対して、遺体搬送手段の確保を要請する。
- 遺体の火葬の実施は以下のとおり。
 - 区（区民部）は、検視・検案を終えた遺体の火葬許可証を発行する。
 - 通常の手続が困難な場合には、緊急時の対応として、迅速かつ的確な処理を期すため、火葬許可証に代わる証明書として「特例許可証」を必要に応じて発行する。

- (3) 原則として、遺体の火葬は遺族が行う。
- (4) ただし、遺族が遺体を搬送する手段を有しない場合、区（地域のちから推進部）が最寄りの火葬場（資料編震災編 第41「遺体処理関係様式」P.116）に連絡のうえ、搬送する。
- 4 区内には火葬場がないため、近隣区市等の火葬場の使用が困難な場合は、東京都に広域火葬の応援・協力を要請する。
- 5 埋火葬許可証発行窓口や広報媒体等を通じて、区民に対し、都内全域が広域火葬体制にあることを周知し、理解と協力を求める。
- 6 都の調整により割り振られた火葬場に、火葬の実施方法、火葬数、遺体搬送時刻、火葬所要時間、その他円滑な火葬に必要な事項を確認する。
- 7 身元不明の遺体の取扱い
- (1) 区（地域のちから推進部）は、身元不明の遺体について関係所管との交渉、調整を行う。
- (2) 警察署は、福祉部と協力して、身元不明遺体の遺骨の引取人を調査する。
- (3) 福祉部は、1年以内に遺骨引取人が判明しない場合は、身元不明者扱いとして、都営納骨堂その他別に定める場所に保管する。

第5章 帰宅困難者等対策
第1節 徒歩帰宅者に対する代替輸送

第5章 帰宅困難者等対策

第3部 災害予防計画 第8章 帰宅困難者等対策	第4部 災害応急対策計画 第8章 帰宅困難者等対策	第5部 災害復旧計画 第5章 帰宅困難者等対策
第1節 帰宅困難者対策条例に基づく対策強化(P.193)	第1節 駅周辺での混乱防止(P.372)	第1節 徒歩帰宅者に対する代替輸送(P.472)
第2節 帰宅困難者への情報通信体制整備(P.200)	第2節 事業所等における帰宅困難者対策(P.378)	第2節 徒歩帰宅者に対する支援(P.474)
第3節 一時滞在施設の確保(P.200)		
第4節 徒歩帰宅支援のための体制整備(P.205)		

第1節 徒歩帰宅者に対する代替輸送

第1 対策内容と役割分担

職場や一時滞在施設等に留まった帰宅困難者は、地震発生以降の混乱が落ち着いた後、特に、救出・救助活動が落ち着くと考えられる発災後おおむね4日目以降、順次帰宅することを想定している。しかし、首都直下地震が発生した場合には、長期間にわたり、鉄道等の公共交通機関が不通になることが想定され、代替輸送機関による搬送が必要となる。

ここでは、帰宅困難者が帰宅するにあたり必要な情報提供や代替輸送手段の確保について定める。

1 鉄道運行情報等の提供

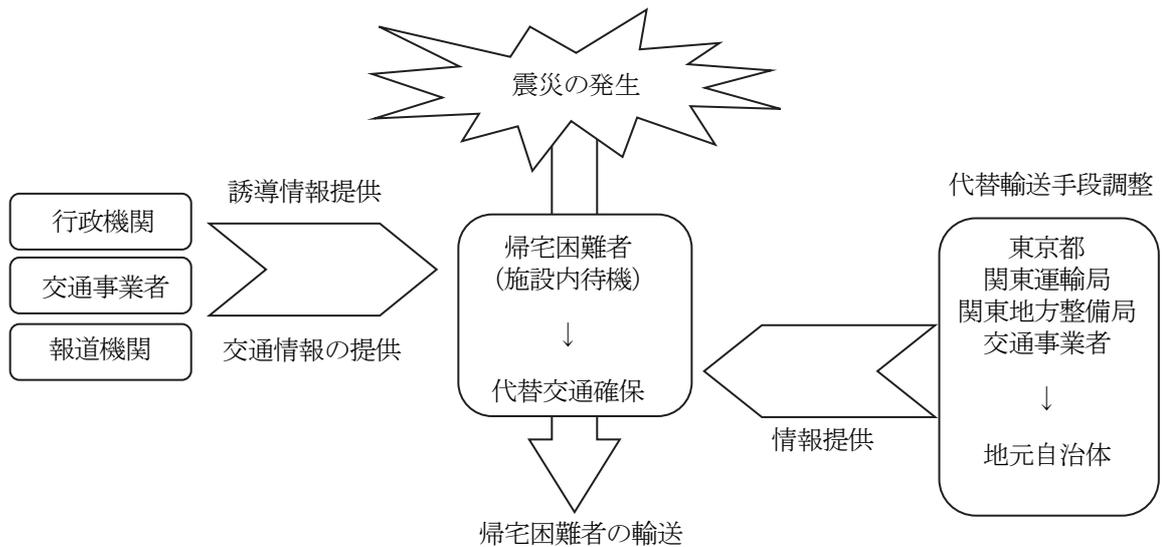
機 関 名	対 策 内 容
区(関係部、政策経営部、危機管理部、産業経済部)	(1)都や交通事業者等からの情報により、徒歩帰宅者を誘導等支援
都	(1)都内の交通事業者からの情報を集約し、都のHPにおける帰宅困難者対策ポータルサイト等を活用して、区市町村、都民等に提供
関東運輸局	(1)所管区域の総合的な交通情報の集約・提供を行う。
各鉄道事業者	(1)折り返し運転の実施状況、乗り継ぎが可能な路線等に係わる情報を都・区や報道機関に提供 (2)「駅間停車列車の扱い」や「線路等の点検方法」等について再検討し、必要に応じて鉄道防災計画地震災害編を改訂 (3)発災後の早期運転再開に努める。
バス事業者	(1)運行状況、鉄道に乗り継ぎが可能な路線等に係わる情報を都・区や報道機関に提供
報道機関	(1)行政機関や交通機関等からの情報について、区民・事業者に提供

2 代替輸送手段の確保

機 関 名	対 策 内 容
区（関係部、政策経営部、危機管理部、産業経済部）	(1) 徒歩帰宅者を利用可能な交通機関や代替輸送等に誘導 (2) 関係機関との協定締結により、災害時における人員の輸送や自力での徒歩移動が困難な特別搬送者の搬送手段を確保
国・都（総務局）・都（建設局）・都（交通局）等	(1) 国の緊急災害対策本部（緊急災害現地対策本部）で、内閣府作成の「帰宅困難者等搬送マニュアル（仮称）」に基づき、搬送オペレーションに係わる総合調整を実施 (2) バス・船舶による代替輸送手段を確保
関東地方整備局	(1) 船舶運行情報（利用可能な岸壁、海上経路、船舶情報等）の収集・提供を行う。
関東運輸局	(1) 代替交通の許可等を速やかに行う。
バス事業者	(1) 運行状況等の情報を行政機関及び報道機関に提供、バス等による代替輸送手段を確保
船舶事業者	(1) 船舶等による代替輸送手段を確保

第2 業務手順

【代替輸送手段確保の流れ】



第3 詳細な取組内容

1 鉄道運行情報等の提供

- (1) 区は、都や交通事業者等からの情報により、徒歩帰宅者を利用可能な交通機関や代替輸送等に誘導して、帰宅を支援する。
- (2) 関東運輸局は、所管区域の総合的な交通情報の集約・提供を行うとともに、代替交通手段の確保のため、代替交通の許可等を速やかに行う。
- (3) 鉄道事業者は、折り返し運転の実施状況、乗り継ぎが可能な路線等に係わる情報を都や報道機関に提供する。国土交通省の「大規模地震発生時における首都圏鉄道の運転再開のあり方に関する協議会」の結果を踏まえ、「駅間停車列車の扱い」や「線路等の点検方法」等について検討し、見直しが必要な事項については、鉄道防災計画地震災害編を改訂する。

第5章 帰宅困難者等対策

第1節 徒歩帰宅者に対する代替輸送／第2節 徒歩帰宅者に対する支援

(4) 報道機関は、行政機関や交通機関等からの情報について、区民・事業者に提供する。

2 代替輸送手段の確保

(1) バスの運行にあたっては、鉄道折り返し駅までの短距離区間のピストン輸送等、効率的な形態により実施する。

(2) 調達できるバス・船舶には限りがあるため、代替輸送の利用者については、原則、要配慮者を優先する。

(3) 区は、都や交通事業者等からの情報により、徒歩帰宅者を利用可能な交通機関や代替輸送等に誘導して、帰宅を支援する。

(4) バス事業者は、運行状況、鉄道に乗り継ぎが可能な路線等に係わる情報を都及び区や報道機関に提供するとともに、行政機関と連携して、バス等による代替輸送手段を確保する。

(5) 船舶事業者は、行政機関と連携して、船舶等による代替輸送手段を確保する。

(6) バス各会社等との締結により、災害時における人員の搬送手段を確保する。

(7) タクシー各社等との締結により、障がい者・高齢者・妊婦等の自力での徒歩移動が困難な特別搬送者の搬送手段を確保する。

第2節 徒歩帰宅者に対する支援

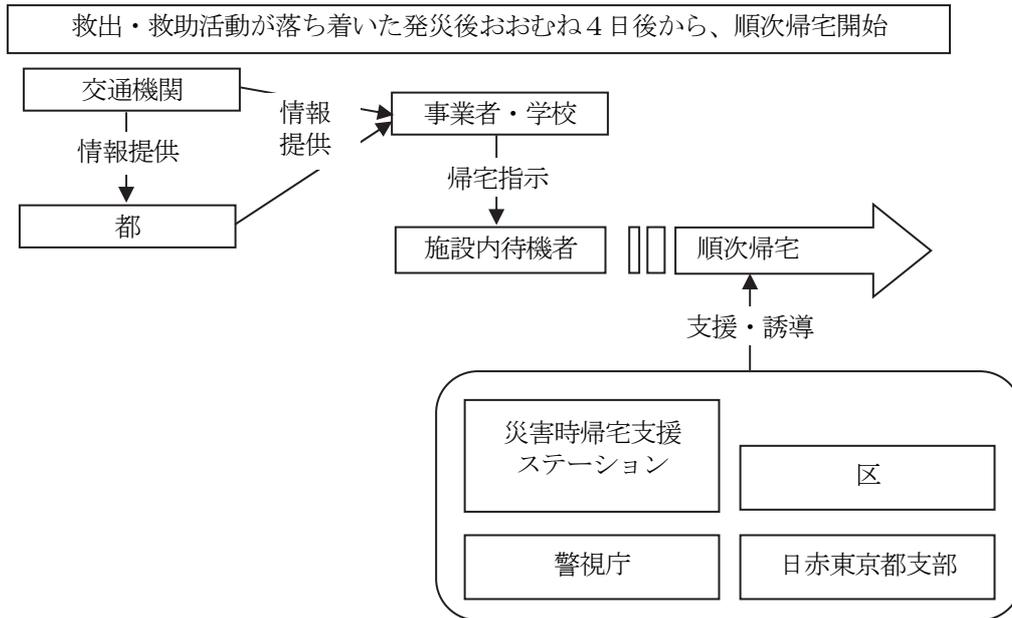
第1 対策内容と役割分担

帰宅困難者が帰宅するにあたっては、交通機関の輸送力については限りがあることから、自宅まで帰宅可能な距離にある帰宅困難者は、原則として徒歩で帰宅するよう促さなければならぬ。このため、帰宅困難者等の秩序だった徒歩帰宅を促すため、徒歩帰宅支援を充実させる。

機 関 名	対 策 内 容
区（関係部）	(1) 事業者と連携し、帰宅困難者の円滑な徒歩帰宅を支援
都	(1) 交通情報や災害時帰宅支援ステーション等の情報を提供 (2) 災害時帰宅支援ステーションに指定された都有施設において支援を実施
警視庁	(1) 交通規制資器材を活用した誘導路の確保等を行う。 (2) 避難誘導を行う警察官は、被害状況等徒歩帰宅に必要と認める情報の提供を行う。
日本赤十字社	(1) 赤十字エイドステーション（帰宅困難者支援所）を設置し、炊出食、飲料水の配布、応急手当、交通情報、地理情報、通過者情報等の提供を行う。
日本郵便株式会社	(1) 郵便局（5局）に設置した災害時帰宅経路案内板により、道路被災状況等の掲出を行う。 (2) 集配郵便局において、情報提供、休憩所として水道水、トイレ等の提供を行う。
事業者 学校	(1) 帰宅経路沿いの被害状況等の情報や、行政及び関係機関から提供される情報等により、従業員等が安全に帰宅できることを確認し、従業員や生徒等の帰宅を開始する。 (2) 災害時帰宅支援ステーションに指定されている施設は、徒歩帰宅者を支援

第2 業務手順

【徒歩帰宅者支援の流れ】



第3 詳細な取組内容

- 1 区は、徒歩帰宅訓練の実施等を踏まえて、事業者等と連携し、徒歩帰宅者への情報提供、帰宅支援マップの配布、誘導等円滑な徒歩帰宅支援を行う。
- 2 警視庁は、交通規制資器材を活用した誘導路の確保等を行うとともに、被害状況等徒歩帰宅に必要と認める情報の提供を行う。
- 3 日本郵便株式会社は、郵便局(5局)に設置した災害時帰宅経路案内板により、道路被災状況等の掲出を行う。また、集配郵便局において、情報提供、休憩所として水道水、トイレ等の提供を行う。
- 4 事業者・学校等は、帰宅経路沿いの被害状況等の情報や、行政及び関係機関(テナントビルの場合は、施設管理者を含む)から提供される災害関連情報等により、従業員等が安全に帰宅できることを確認し、企業内で定めた帰宅の優先順位等あらかじめ定めた手順により従業員等の帰宅を開始する。その際、職場近隣在住者については自宅までの帰路の安全が確認された人等から順に段階的に帰宅させることも検討する。
- 5 事業者等において、災害時帰宅支援ステーションに指定されている施設は、徒歩帰宅者を支援する。

【災害時帰宅支援ステーション】

指定されている施設は、学校等の公共施設や、沿道に多数の店舗があるコンビニエンスストア、ファミリーレストラン、ガソリンスタンド等の民間施設である。店舗には、協定先の地方公共団体から提供を受けるステッカー等を利用者から見やすい入口等に掲出している。

災害時帰宅支援ステーションが徒歩帰宅者に対して行う主な支援内容は、水道水及びトイレの提供、地図等による道路情報及びラジオ等で知り得た通行可能な道路等の情報提供等である。

※ 店舗の被害状況により、実施できない場合もある。

第6章 避難者対策
第1節 要配慮者生活支援

第6章 避難者対策

第3部 災害予防計画 第9章 避難者対策	第4部 災害応急対策計画 第9章 避難者対策	第5部 災害復旧計画 第6章 避難者対策
第1節 避難体制の整備(P.207)	第1節 避難誘導の実施(P.381)	第1節 要配慮者生活支援(P.476)
第2節 指定避難所・指定緊急避難場所等の指定・安全化(P.209)	第2節 要配慮者対策(P.386)	
第3節 避難所の管理運営体制の整備等(P.214)	第3節 避難所の開設・運営(P.388)	
第4節 要配慮者対策(P.219)	第4節 動物救護に関する事項(P.398)	
第5節 避難所外の避難者対策(P.222)	第5節 避難所外の避難者対策(P.401)	
	第6節 ボランティアの受入れに関する事項(P.402)	
	第7節 被災者の他地区への移送に関する事項(P.402)	

第1節 要配慮者生活支援

第1 情報提供・相談サービス

区（政策経営部）は、被災者支援のための各種相談の仕分け及び案内を行い、要配慮者に関する情報の収集及び情報提供を行う。

- 1 情報弱者（視覚障がい、聴覚障がい、外国人）からの相談に対応するため、手話通訳、翻訳・通訳サービスを行うほか、NTT東日本ー東京等の協力を求め、ファクシミリの設置や電子メール等による照会に対応する。
- 2 区（福祉部）は高齢者、障がい者等の生活相談を、区（衛生部）は要配慮者の健康相談等を、区（地域のちから推進部）は女性相談を行う。
- 3 災害対策本部は、あらゆる手段を講じて、要配慮者の生活状況等の把握を行う。

第2 保健救護班

区（衛生部）は、状況に応じて保健活動班、衛生・消毒班と合同で、被災地の要配慮者の状況を把握し、必要な支援を行う。

第3 避難所の運営

- 1 避難所運営本部は、要配慮者に配慮した避難所の運営にあたるものとし、区は、これに必要な緊急物資を優先的に提供するよう努める。
- 2 災害対策本部は、避難所で生活する要配慮者のうち、特に介護等を要する被災者を、第二次避難所（福祉避難所）として指定した社会福祉施設等に避難させ、十分な介護に努める。
- 3 各避難所では、要配慮者全員に対する平等・公平性だけを重視するのではなく、介助者の有無や障がいの種類・程度等に応じて優先順位をつけて対応する。

第4 水・食料・生活必需品の供給

- 1 要配慮者の存する福祉施設、病院等において飲料水等に不足が生じた場合、災害対策本部長は、都災害対策本部に緊急要請し、必要な水を手配する。
- 2 災害対策本部は、要配慮者が日常生活を営むうえで緊急に必要とする物資を優先的に給与するものとする。

第5 応急住宅

1 仮設住宅対策

- (1) 区（都市建設部）は、入居者の選定にあたり要配慮者を優先するが、要配慮者の入居する応急住宅に関し、都との協議により、次の配慮を行う。
 - ア 応急仮設住宅団地に集会施設（ふれあいセンター）を設ける。
 - イ 高齢者世帯住宅等は、バリアフリーを基本に建築し、車椅子利用者世帯住宅には洋室を設ける。
 - ウ 応急仮設住宅団地の入居構成は、要配慮者と一般世帯との適正な混住を確保する。

2 住宅のあっ旋

- (1) 区（都市建設部）は、都や周辺自治体の協力を得ながら、要配慮者の健康状態、医療介護等の状況を考慮し、住宅のあっ旋を行う。

第7章 流通機能及び生活基盤の確保
第1節 多様なニーズへの対応／第2節 炊き出し

第7章 流通機能及び生活基盤の確保

第3部 災害予防計画 第10章 物流・備蓄・輸送対策	第4部 災害応急対策計画 第10章 備蓄・物資等の供給及び輸送	第5部 災害復旧計画 第7章 流通機能及び生活基盤の確保
第1節 食料及び生活必需品等の確保(P. 223)	第1節 備蓄物資の供給(P. 405)	第1節 多様なニーズへの対応(P. 478)
第2節 飲料水及び生活用水の確保(P. 225)	第2節 飲料水の供給(P. 408)	第2節 炊き出し(P. 478)
第3節 備蓄倉庫及び輸送拠点の整備(P. 227)	第3節 物資の調達要請(P. 411)	第3節 水の安全確保(P. 479)
第4節 輸送体制の整備(P. 229)	第4節 備蓄物資の輸送、支援物資の受入れ・仕分け・配分(P. 412)	第4節 生活用水の確保(P. 480)
第5節 輸送車両等の確保(P. 229)	第5節 義援物資の取扱い(P. 415)	第5節 市場の流通確保と消費者への情報提供(P. 480)
第6節 燃料の確保(P. 230)	第6節 輸送車両の調達(P. 415)	

第1節 多様なニーズへの対応

被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化し、多様化すると考えられる。また、要配慮者、女性、子ども等避難者の特性によって必要となる物資は異なる。

区は変化していく避難者ニーズの把握及びニーズに対応した物資の確保及び配布に努めるとともに、生理用品、女性用下着の配布は女性が行う等、物資の配布方法についても配慮する。

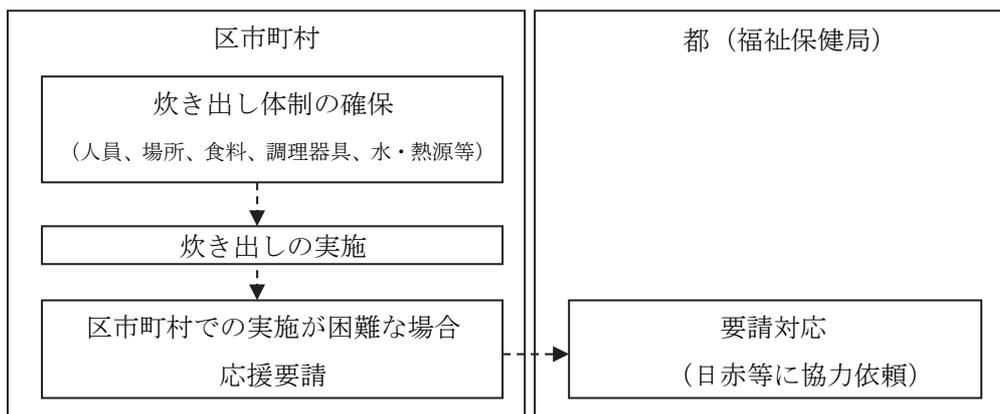
第2節 炊き出し

第1 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
区（関係部）	(1)震災後およそ4日目以降、原則として米飯の炊き出しにより給食する。 (2)食品等の提供が困難な場合は都（福祉保健局）に応援を要請
都（福祉保健局）	(1)区からの炊き出しの要請に対応する。

第2 業務手順

【炊き出しの流れ】



第3 詳細な取組内容

《区（関係部）》

- 1 震災後およそ4日目以降、原則として米飯の炊き出しにより給食する。
- 2 被災者に対する炊き出しその他による食品等の給与の実施が困難な場合は、炊き出し等について、都（福祉保健局）に応援を要請する。

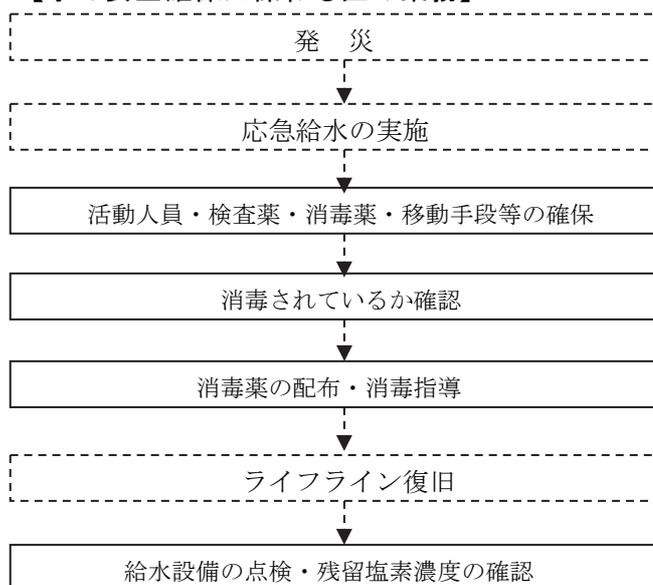
第3節 水の安全確保

第1 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
区（衛生部）	(1)状況に応じて、衛生・消毒班等を編成し、飲料水が消毒されているか確認を行う。 (2)住民への消毒薬の配布及び消毒の確認及び飲料水の消毒指導を行う。
都（福祉保健局）	(1)区からの要請に応じて、消毒薬の配布を行う。

第2 業務手順

【水の安全確保に係わる区の業務】



第3 詳細な取組内容

《区（衛生部）》

- 1 衛生・消毒班等を編成し、飲料水の消毒及び消毒効果の確認を行う。
- 2 消毒薬等の配布を都（福祉保健局）に要請する。ただし、発災時の混乱や道路事情などを想定し、当面の必要量をあらかじめ身近に確保する。
- 3 避難所での飲料水の安全を確保するため、必要に応じて飲用に供する水の消毒を行う。
その後は、消毒の確認を行うとともに、区民が自主的に消毒を行えるように消毒薬を配布し、消毒方法及び消毒の確認方法を区民に指導する。
- 4 ライフライン復旧後、区民が自己の保有する給水設備の点検及び残留塩素濃度を確認するため消毒薬等を配布し、飲用の可否基準等について適正に周知する。

第7章 流通機能及び生活基盤の確保

第4節 生活用水の確保／第5節 市場の流通確保と消費者への情報提供

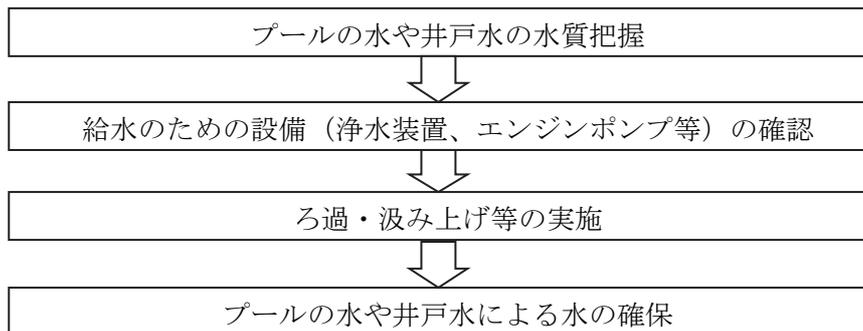
第4節 生活用水の確保

第1 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
区（関係部）	（1）避難場所・避難所における生活用水の確保
区民・事業者	（1）事業所・家庭等における生活用水の確保

第2 業務手順

【生活用水確保の流れ】



第3 詳細な取組内容

《区（関係部）》

- 1 避難場所における対応
 - （1）雨水貯留槽、防災用井戸等によって生活用水を確保する。
- 2 避難所における対応
 - （1）被災後、断水した場合には、学校のプール、防災用井戸等で確保した水を使用する。

《区民・事業者》

- 1 事業所・家庭等における対応
 - （1）上水機能に支障が発生している場合には、汲み置き、防災用井戸、河川水等によって水を確保する。

第5節 市場の流通確保と消費者への情報提供

第1 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
区（関係部）	（1）都と連携して、消費者に対し正確な情報提供を図る。
都（中央卸売市場）	（1）生鮮食料品価格の安定を図る。 （2）広域輸送基地と本来の市場取引業務との適切な調整を図る。
都（生活文化局）	（1）物資流通に係わる情報を提供

第2 詳細な取組内容

《区（関係部）》

- 1 物資や流通に対する混乱を防止するため、関係機関からの情報収集や、都関係局等との連携により、物資の流通等に関する正確な情報を把握し、区民に対し提供する。

第8章 放射線物質対策

第3部 災害予防計画 第11章 原子力施設災害対策	第4部 災害応急対策計画 第11章 原子力施設災害対策	第5部 災害復旧計画 第8章 原子力施設災害対策
第1節 情報伝達体制の整備 (P. 231)	第1節 迅速・的確な情報連絡 (P. 418)	第1節 保健医療活動(P. 481)
第2節 区民への情報提供等体制 の整備(P. 231)	第2節 緊急時における放射線量 の把握活動及び区民への 情報提供等(P. 419)	第2節 放射性物質への対応 (P. 481)
第3節 放射線量の把握体制の整備 (P. 231)	第3節 保健医療活動(P. 420)	第3節 風評被害対策(P. 482)
	第4節 放射線等使用施設の応急 措置(P. 420)	
	第5節 核燃料物質輸送車両等の 応急対策(P. 421)	

第1節 保健医療活動

第1 役割分担と対策内容

放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないという原子力災害の特殊性を考慮し、原子力災害時における区民の健康に関する不安を解消するため、必要と認められる場合は、次の保健医療活動を行う。

機 関 名	対 策 内 容
区（関係部）	(1)健康相談に関する窓口の設置 (2)空間放射線量率の測定継続
都（福祉保健局、病院 経営本部）	(1)健康相談に関する窓口の設置等

第2 詳細な取組内容

《区（関係部）》

- 1 区民からの通報等により、所管において空間放射線量率の測定等を実施する。

第2節 放射性物質への対応

第1 役割分担と対策内容

「第1節 現在の到達状況」で詳述したとおり、国内の原子力施設における原子力緊急事態が発生した場合において、区は、直ちに区民の避難等の対応を迫られるものではない。

しかし、区民の心理的動揺を無視するべきではないため、混乱をできるかぎり抑えるように対策を実施する必要がある。

機 関 名	対 策 内 容
区（関係部）	(1)除染等の必要性を検討し、必要に応じて所管ごとに指標値や実施要領等に基づき対応を行う。

第8章 放射線物質対策

第2節 放射性物質への対応／第3節 風評被害対策

第2 詳細な取組内容

放射性物質による環境汚染に関する国の対処方針や区内の状況等を踏まえ、除染等の必要性を検討し、必要に応じて対応を行う。

第3節 風評被害対策

第1 役割分担と対策内容

風評等により農作物や工業製品等が購入されず経済的な被害が生じる。

このような風評被害を防ぐために、正しい情報を把握し発信する。

機 関 名	対 策 内 容
区（関係部）	(1)正しい情報の広報活動 (2)都の活動との連携等
都（産業労働局）	(1)都内産農林水産物等の放射性物質検査を定期的実施するとともに、区民に対して情報提供を行う。 (2)海外のメディアや旅行事業者に対して、東京の安全性や魅力をPRする。 (3)工業製品の放射線量測定試験を実施して検査証明書を発行する等、製品の安全性のPRに努める。
都（中央卸売市場）	(1)摂取または出荷が制限・自粛された食品の流通を防止 (2)卸売市場を流通する生鮮食料品の安全性のPR及び正確な情報の提供

第9章 住民生活の早期再建施策

第3部 災害予防計画 第12章 住民の生活の早期再建対策	第4部 災害応急対策計画 第12章 住民の生活の早期再建対策	第5部 災害復旧計画 第9章 住民生活の早期再建施策
第1節 生活再建のための事前準備(P.232)	第1節 被災住宅の応急危険度判定(P.424)	第1節 被災住宅の応急修理(P.483)
第2節 防犯体制の構築(P.234)	第2節 被災宅地の危険度判定(P.428)	第2節 応急仮設住宅の供給(P.484)
第3節 トイレの確保及びし尿処理(P.234)	第3節 住家被害認定調査及びり災証明の発行準備・発行(P.429)	第3節 被災者に対する生活相談等支援(P.488)
第4節 がれき、粗大ごみ、廃家電の処理(P.236)	第4節 防犯(P.432)	第4節 義援金品の募集・受付・配分(P.490)
第5節 避難所ごみ・生活ごみの処理(P.237)	第5節 義援金品の募集・受付(P.432)	第5節 被災者に対する生活再建資金援助等(P.492)
第6節 災害救助法等(P.237)	第6節 トイレの確保及びし尿処理(P.433)	第6節 職業のあっ旋(P.498)
第7節 学校、保育園・こども園、学童保育室等の予防対策(P.239)	第7節 がれき、粗大ごみ、廃家電の処理(P.434)	第7節 租税等の徴収猶予及び減免等(P.498)
	第8節 避難所ごみ・生活ごみの処理(P.437)	第8節 その他の生活確保(P.499)
	第9節 災害救助法等の適用(P.438)	第9節 中小企業への融資(P.499)
	第10節 激甚災害の指定(P.439)	第10節 農林漁業関係者への融資(P.499)
	第11節 学校、保育園・こども園、学童保育室等の応急対策(P.440)	第11節 災害救助法の運用等(P.500)
		第12節 応急教育・保育・児童保育(P.503)

第1節 被災住宅の応急修理

第1 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
区(都市建設部)	(1) 応急修理をする住宅を募集及び選定事務 (2) 修理需要を予測し、都に要請 (3) 都のリストより、応急修理を行う業者を指定 (4) 帳票の整備

第2 詳細な取組内容

《区(都市建設部)》

1 住宅の応急修理

- (1) 応急修理の目的：災害救助法が適用された地域において、震災により住家が半焼又は半壊し、自己の資力によっては応急修理のできない者等に対して、居室、トイレ、台所等、日常生活に欠くことができない部分に対して、必要最小限の応急修理を行う。区は、住宅の応急修理を実施した場合、必要な帳票を整備する。

第9章 住民生活の早期再建施策

第1節 被災住宅の応急修理／第2節 応急仮設住宅の供給

- (2) 実施主体：都（住宅政策本部）は災害救助法が適用された場合、区の要請に基づき、応急修理実施の決定をし、区が応急修理を行う。都は、これに協力する。
- (3) 修理需要の予測、都への要請：災害対策本部長は、住家の半壊、半焼状況の概要を区（地域のちから推進部）に調査報告させる。区（都市建設部）は、この報告をもとに、修理戸数を直ちに都災害対策本部長に要請する。
- (4) 修理対象：災害救助法が適用された地域内において、住家が半壊し、又は半焼し、自らの資力では応急修理ができない者及び大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者。ただし、既に修理の終えた住家、公的住宅は除く。借家人については、家主が修復できず、そのままでは日常生活が困難な場合は、家主の同意があれば対象とする。
- (5) 対象者の調査及び選定：区による被災者の資力その他生活条件の調査及び区が発行するり災証明書に基づき、都が定める選定基準により、都から委任された当該区が募集・選定事務を行う。
- (6) 対象戸数：修理対象戸数は、知事が決定する。

2 応急修理の方法

- (1) 修理の基準：都が、一般社団法人東京建設業協会のあつ旋する建設業者により、応急修理を行う業者のリストを作成し、区は、リストより業者を指定する。修理は、日常生活に必要な欠くことのできない居室、炊事場、トイレ等（書斎、子供部屋を除く）生活上欠くことのできない部分に対して、最小限の応急修理を行うものとし、災害救助法の基準に基づき都が定める応急修理基準で行う。
- (2) 応急修理の方法：応急修理は、都が定める応急修理実施要綱により、区が行う。
- (3) 経費：1世帯あたりの経費は、国の定める基準による。
- (4) 修理の期間：応急修理の期間は、原則として災害発生の日から1ヶ月以内に完了する。
- (5) 帳票の整備：住宅の応急修理を実施した場合、都及び区は、必要な帳票を整備する。

第2節 応急仮設住宅の供給

第1 対策内容と役割分担

都（住宅政策本部）は、被害状況に応じて仮設住宅の建設、民間賃貸住宅の借上げ及び都営住宅等の公的住宅の活用により、応急仮設住宅を迅速かつ的確に供給する。都内において、十分な戸数を確保できない場合は、速やかに他道府県に対し、応急仮設住宅の供与について協力要請を行う。

区は建設用地の協議や入居手続の統括等により都と連携する。

機 関 名	対 策 内 容
都（住宅政策本部）	(1) 応急仮設住宅の確保、あつ旋及び建設 (2) 被災住宅の応急修理

機 関 名	対 策 内 容
区（都市建設部、施設 営繕部、産業経済部）	（1）応急仮設住宅用地計画
区（都市建設部）	（1）入居手続統括 （2）住宅管理全般 （3）被災住宅の手続
区（地域のちから推 進部）	（1）申請受付の支援
ボランティア	（1）生活相談員

第2 詳細な取組内容

《区（都市建設部、施設営繕部、産業経済部）》

1 公的住宅の確保とあっ旋

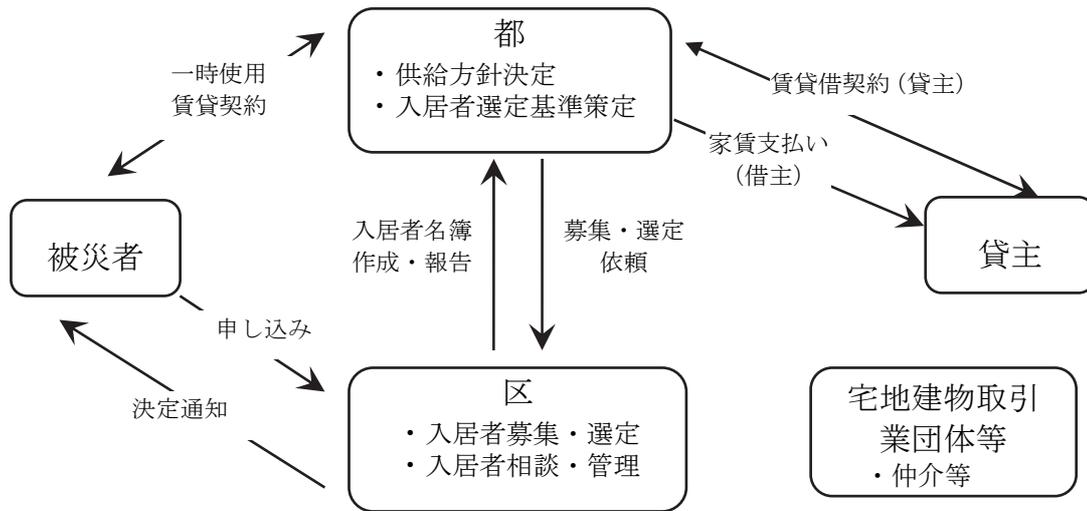
- （1）災害救助法が適用され、かつ災害の規模が大きく、応急仮設住宅の建設が間に合わない場合、あるいは被災者の生命の安全確保のため、緊急の必要性が生じた場合等、区（都市建設部）は、広域的な公的住宅を一時的に被災者用住宅として確保・供給に努める。区（施設営繕部、産業経済部）は、区（都市建設部）の活動の応援に努める。
- ア 入居資格：原則として、建設する応急仮設住宅の入居資格により行う。
- イ 入居者の募集・選定：原則として、建設する応急仮設住宅の入居者の募集、選定により行う。
- （2）都は、都営住宅等の空き家を確保するとともに、独立行政法人都市再生機構、東京都住宅供給公社及び区等に空き家の提供を求め、被災者に提供する。

2 民間賃貸住宅の供給

- （1）区（都市建設部）は、都が行う借上げによる民間賃貸住宅の提供に協力し、入居者の募集・選定及び入居者の管理を行う。区（施設営繕部、産業経済部）は、区（都市建設部）の活動の応援に努める。
- ア 対象世帯：資力が無く、自力で応急住宅が確保できない世帯
- イ 募集する住宅：都が、家主との間で賃貸借契約等の手続を行い、借上げる。
- ウ 借上げのために支出できる費用：家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額
- エ 入居資格：原則として、建設する応急仮設住宅の入居資格により行う。
- オ 入居者の募集・選定：原則として、建設する応急仮設住宅の入居者の募集、選定により行う。
- カ 帳票の整備：応急仮設住宅の供給に伴い、区（都市建設部）は、入居者の管理のため、必要な帳票を整備する。
- キ 都は、関係団体と協力し、借上げにより民間賃貸住宅を被災者に提供する。

第9章 住民生活の早期再建施策
第2節 応急仮設住宅の供給

【震災時における民間賃貸住宅の一時提供の仕組み】



(2) 都は、関係団体と協力し、借上げにより民間賃貸住宅を被災者に提供する。

3 建設する仮設住宅の供給

【建設する仮設住宅】

事項	内容
建設予定地の確保	<p>(1) 区は、あらかじめ次の点を考慮のうえ、建設予定地を定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 接道及び用地の整備状況 イ ライフラインの状況 ウ 避難場所等の利用の有無 <p>(2) 都は、常に最新の建設予定地の状況を把握しておくために、年1回区へ報告を求める。</p> <p>(3) 都は、区から建設予定地の報告を受けた際、東京消防庁に情報を提供する。</p>
建設地	<p>(1) 都は建設予定地の中から建設地を選定する。建設にあたっては、二次災害の危険がないよう配慮する。</p> <p>(2) 選定にあたり、区の行政区域内の用地だけでは必要戸数の確保が困難な場合には、区市町村相互間での融通を行う。</p> <p>(3) 都は、建設地及び建設計画が決定した際、東京消防庁に必要な情報を提供する。</p>
構造及び規模等	<p>(1) 平屋建て・2階建ての軽量鉄骨系プレハブ、木質系プレハブ、木造又はユニットとし、必要に応じ、高齢者や障がい者世帯に配慮した設備・構造の住宅とする。</p> <p>(2) 1戸あたりの床面積は29.7㎡を標準とし、世帯人数に応じた規模の仮設住宅の供給に努める。</p> <p>(3) 1戸あたりの設置費用については、国の定めによる。</p> <p>(4) 都は、建設する仮設住宅の標準仕様書について、東京消防庁及び一般社団法人プレハブ建築協会と協議を行い、防火安全対策を講じる。</p>

事項	内容
建設工事	(1)災害発生の日から20日以内に着工する。 (2)都は、一般社団法人東京建設業協会及び一般社団法人プレハブ建築協会があつ旋する建設業者に建設工事を発注する。 (3)必要に応じ、他の建設業者にも発注する。 (4)工事の監督は、都が行う。ただし、これにより難しい事情がある場合には、区等に委任する。 (5)都は、建設工事が終了し、使用が開始されることについて、東京消防庁に情報を提供する。
その他	(1)区は、消防署が策定する防火安全対策について、入居者に対し指導する。

(1) 設置主体

災害救助法が適用された場合、都は、区の要請に基づき応急仮設住宅を設置する。区（都市建設部）は、都の委任により、入居受付、入居者選定、入居者管理にあたる。区は、入居者の管理のため、必要な帳票を整備する。区（施設営繕部、産業経済部）は区（都市建設部）の活動の応援に努める。

(2) 応急仮設住宅の建設需要予測・都への要請

災害対策本部長は、住家の全壊、全焼状況の概要を区（地域のちから推進部）に調査報告させる。区（都市建設部）は、この報告をもとに、設置戸数を直ちに都災害対策本部長に要請する。

(3) 建設用地の選定

- ア 都は、区が予定している建設候補地の中から、災害の規模や被災地域の広がり を考慮し、区（都市建設部）と協議のうえ、建設用地を決定する。
- イ 都は、区の行政区域内の用地だけでは必要戸数の確保が困難な場合等は、区市町 村間の用地について調整を行う。
- ウ 区（都市建設部）は、上記2項目によっても建設用地に不足を生じる場合は、災害 対策本部を通じて、協定自治体及びJ Aスマイル等に用地提供を要請する。
- エ 都は、応急仮設住宅建設予定地の最新状況を把握する必要があることから、区（都 市建設部）は、応急仮設住宅建設予定地について、災害対策課を通じて、年1回都へ 報告する。

（資料編震災編 第64「応急仮設住宅設営予定地一覧」P.206）

(4) 応急仮設住宅の規模

ア 応急仮設住宅の規模及び費用：一戸あたりの床面積は29.7㎡を標準とし、世帯人 数に応じた規模の仮設住宅の供給に努める。

(5) 着工時期：災害発生の日から20日以内とする。

(6) 住宅の種類：入居を希望する被災世帯の段階的入居を図るため、設置数の確保を優先す るが、あわせて区（都市建設部）は、都との協議により以下の点に配慮する。

ア 各応急仮設住宅団地に、必要に応じて集会施設等（ふれあいセンター・支援セン ター）を設ける。

第9章 住民生活の早期再建施策

第2節 応急仮設住宅の供給／第3節 被災者に対する生活相談等支援

イ 各応急仮設住宅等は、バリアフリーを基本に建築し、必要に応じて車椅子使用者世帯には洋室を設ける。

ウ 応急仮設住宅団地の入居者構成は、いわゆる要配慮者と一般世帯との適正な混住とし、入居者間のコミュニティーづくりに配慮する。

(7) 入居資格：入居資格は、次の各号をすべて満たすほか、知事が必要と認める者とする。

ア 住家が全焼、全壊、又は流失した者

イ 居住する住家がない者

ウ 自らの資力では住居を確保できない者

エ 使用申し込みは1世帯1箇所限りとする

(8) 入居申請

ア 区（都市建設部）は、区民事務所等の公共施設において、入居申請を受け付ける。

イ 区（都市建設部）は、仮設住宅申請台帳を作成し、管理する。

(9) 入居者の募集・選定

ア 都は、入居者の募集計画を策定し、区に住宅を割当てるとともに、入居者の募集及び選定を依頼する。割当てに際しては、原則として区内の住宅を割あてるものとするが、必要戸数の確保が困難な場合には、区市町村相互間で融通し合うものとする。

イ 入居者の募集の実施は、区（都市建設部）が行う。

ウ 入居者の選定基準は都が策定し、それに基づき区（都市建設部）が入居の選定を行う。

エ 応急仮設住宅の供給に伴い、区（都市建設部）は、入居者管理のため、必要な帳票を整備する。

オ 入居にあたっては、要配慮者と一般世帯との適正な混住となるよう配慮する。

(10) 管理及び入居期間

ア 単身高齢者世帯等には生活相談員を巡回させ、夜間においても連絡可能な設備を施す。

イ 応急仮設住宅の入居期間は、内閣総理大臣の定める基準に従い、あらかじめ都知事が定める。

ウ 応急仮設住宅への被災者の入居は、住民票の異動として扱わないことができる。

第3節 被災者に対する生活相談等支援

第1 対策内容と役割分担

区及び区内各防災関係機関は相互に連携し、地震により被災した住民から寄せられる生活上の不安等の解消を図るため、災害規模が大きく長期に及ぶ場合は、臨時の災害相談窓口を設け、被災者等に対するきめ細かな相談業務の充実に努める。

機 関 名	対 策 内 容
区（政策経営部、各部）	(1)臨時災害相談所の設置 (2)各種相談窓口の仕分け・案内 (3)各部及び関係機関による各種相談
警視庁	(1)警察署、交番その他必要な場所に、臨時相談所を開設して、警察関係の相談にあたる。

機 関 名	対 策 内 容
東京消防庁	(1) 消防相談所を設置し、各種相談及び指導等を実施 (2) 区が実施する発行窓口業務において、火災のり災証明書申請者への説明対応等について支援を行う。

第2 詳細な取組内容

《区（政策経営部、各部）》

- 1 区（政策経営部、各部）及び区内防災機関は、相互に連携して被災者の相談に応じるとともに、苦情、要望等を聴取し、速やかに関係機関へ連絡して早期の解決に努める。
- 2 区（政策経営部）は、各種相談の仕分け及び案内を行い、専門的な相談については、各部から相談員を動員し、臨時災害相談所を設置する。
- 3 臨時災害相談所の設置場所は、区役所及び区民事務所、避難所等の中から、できるだけ被災者が集まりやすい場所とし、災害規模や被災現地の状況等を勘案しながら、災害対策本部長が決定する。
- 4 臨時災害相談所の規模及び構成員等は、災害規模や被災現地の状況等を勘案しながら、災害対策本部長が決定するが、被災者救護を実施する各部局及び関係機関の職員が相談員として常駐又は専門員との電話相談により、各種相談に応じる。
- 5 臨時災害相談所においては、直接面談による相談に応じるとともに、被災者の疎開先からの郵便、電気・通信が回復した後は、電話、ファクシミリ、電子メール等による相談や要望に対しても応じる。
- 6 被災者の多くの要望に応えるため、災害対策本部長はNTT東日本に対し、避難所に臨時公衆電話を設置するよう要請する。
- 7 り災証明発行時に確定した情報をもとに、被災者台帳を構築する。
- 8 相談業務の内容は以下のとおり。
 - (1) 各種相談窓口の仕分け・案内
 - (2) 行方不明者の捜索・安否受付
 - (3) り災証明の発行及び苦情受付
 - (4) 被災住宅の修理及び応急仮設住宅等のあつ旋に関すること。
 - (5) がれき処理の受付
 - (6) 各種融資、税関係
 - (7) 女性相談、セクシャルマイノリティ相談
 - (8) その他被災生活全般

【臨時災害相談所の設置】

	機 関 名	対 策 内 容
主 担 当	区（政策経営部）	(1) 臨時災害相談所の企画・運営
支 援 機 関	区（各部）	(1) 相談業務
	区内防災機関	

第9章 住民生活の早期再建施策

第3節 被災者に対する生活相談等支援／第4節 義援金品の募集・受付・配分

《警視庁》

- 1 警察署、交番その他必要な場所に、臨時相談所を開設して、警察関係の相談にあたる。

《東京消防庁》

- 1 災害の規模に応じて、消防庁舎その他必要な場所に消防相談所を開設し、各種相談、説明、案内にあたる。
- 2 出火防止として、次のような指導を行う。
 - (1) 被災建物、仮設建物及び避難所等における火災予防対策の徹底
 - (2) 電気、都市ガス等の機能停止に伴う火気使用形態の変化に対応した出火防止及び機能復旧における出火防止対策の徹底
 - (3) 危険物施設等における余震に対する警戒体制、構造、設備に関する点検等の強化
 - (4) 区が実施する発行窓口業務における、火災り災証明書の申請者に対する説明等の支援

第4節 義援金品の募集・受付・配分

第1 対策内容と役割分担

義援金品の募集から受付、一次保管から配分まで事前に定めた内容により、迅速・適切に対応する。

機 関 名	対 策 内 容
区(総務部、区民部、地域のちから推進部、会計管理室)	(1)義援金の募集・受付 区の受付窓口は、地域のちから推進部とし、受付場所は指定箇所とする。また、振込みによるものも受け付ける。 (2)義援金の配分・受入れ ア 受け付けの後、義援金品受領書を寄託者に発行する。 イ 受け付けた義援金は預金保管する。 ウ 都を通じて配分された義援金については、東京都義援金配分委員会(以下、都委員会という。)の配分計画に基づき受け入れ、被災者への配分計画を策定する。 (3)義援金の配付 ア 都委員会から送金された義援金を配分計画に基づき、速やかに被災者に配布する。 イ 被災者への義援金の支給状況について、都委員会に報告する。 (4)義援品の募集・受け入れ・配布 募集は総務部が行い、区民部が備蓄倉庫及び集積所等の指定箇所を受け入れる。総務部が配分等の計画をたて、区民部が関係機関と連携して配布する。
都(福祉保健局)	(1)都委員会の設置 義援金の募集を決定次第、あらかじめ選定された委員により、都本部に都委員会を設置する。 (2)義援金の管理 都(福祉保健局)は、義援金の受付状況について都委員会に報告

機 関 名	対 策 内 容
	<p>するものとし、受け付けた義援金は、預り金として都委員会が指定する方法で管理する。</p> <p>(3)義援金の配分</p> <p>ア 都委員会の開催 義援金の募集開始後、都委員会を開催し、以下の事項を審議、決定する。</p> <p>(ア)被災区市町村への義援金の配分計画の策定 (イ)義援金の受付・配分に係わる広報活動 (ウ)その他義援金の受付・配分等に関して必要な事項</p> <p>(4)義援金の送付 決定した配分計画に基づき義援金を、区に送金する。</p> <p>(5)義援金の広報 義援金の募集方法、寄せられた義援金額や配分状況について、HPに掲載する等により、広く周知を図る。</p>
日本赤十字社	<p>(1)受領した義援金は、都委員会に送金するまでの間、支部長名義の口座を開設し、「預り金」として、一時保管する。</p> <p>(2)義援金の受付状況について都委員会に報告するものとし、受け付けた義援金は、都委員会の指定する口座に送金する。</p>

第2 詳細な取組内容

《区（総務部、区民部、地域のちから推進部、会計管理室）》

【義援金】

- 1 義援金は、都、区及び日本赤十字社が受け付ける。区が受け付けた義援金は、都委員会に報告するものとし、都委員会に送付、又は指定する口座に送金する。ただし、寄託者が用途を明確にしたものについてはこの限りではない。
- 2 区の受付窓口は地域のちから推進部とし、受付場所は指定箇所とする。また、会計管理室と連携して区長名の口座を開設し、振込みによるものも受け付ける。
- 3 都委員会へ送金するまでの間は、「預り金」として銀行口座で一時保管する。
- 4 受付状況について、都委員会へ報告を行う。
- 5 地域のちから推進部長は、都委員会から配分される義援金を受入れるため、銀行等に普通預金口座を開設し、都に報告する。また、送金された義援金は預金保管をする。
- 6 地域のちから推進部は、都委員会が策定した配分計画等を踏まえて、被災世帯に対し義援金（見舞金・激励金等）の配付を行う。この際、配付にあたっては、足立区長名をもって行う。

（資料編震災編 第65「兵庫県阪神・淡路大震災復興本部の義援金配分計画」P.207）

- 7 配付状況については、都委員会に報告する。

【義援品】

- 1 被害の状況等を勘案し、必要な物資（義援品）について総務部が募集し、区民部が集積所及び備蓄倉庫等指定場所で受け付ける。ただし、原則として個人からの義援品は受け付けない。

第9章 住民生活の早期再建施策

第4節 義援金品の募集・受付・配分／第5節 被災者に対する生活再建資金援助等

- 2 受領した義援品の保管は、区民部が区の備蓄倉庫又は集積地に保管する。ただし、災害の状況によっては、別途保管場所を定めて保管する。
- 3 義援品及び救援物資の配分は、第4部 第10章「備蓄・物資等の供給及び輸送」(P.405)に準拠して行う。

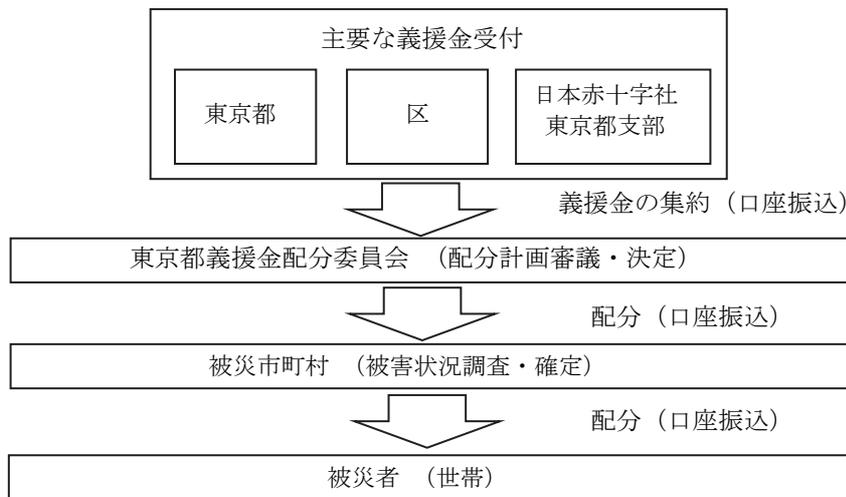
【義援金品共通】

- 1 義援金品の受領については、義援金品受領書（資料編震災編 第63「義援金品受領書様式」P.205）を寄託者に発行する。ただし、口座への振込みによる場合は、振込用紙をもって、受領書に代えることができる。

《日本赤十字社》

- 1 日本赤十字社東京都支部の担当課、都内日本赤十字社施設及び各地区において受付窓口を開設し、直接義援金を受け付けるほか、郵便局・銀行に災害名を冠した義援金受付専用口座を開設、期間を定めて振込による義援金を受け付ける。
- 2 災害の状況により、都内他の場所又は都外においても、日本赤十字社本社、全国の日本赤十字社支部・日本赤十字社各施設及び地区に設置した受付窓口等で受け付ける。
- 3 受領した義援金については、寄託者に受領書を発行する。ただし、前記の口座振込による場合は、振込用紙をもって受領書の発行に代えることができる。

【義援金受付・配分の流れ】



第5節 被災者に対する生活再建資金援助等

第1 対策内容と役割分担

災害弔慰金の支給、災害援護資金の貸付等の生活支援策を迅速に実施する。

機 関 名	対 策 内 容
区（福祉部）	(1)災害弔慰金等の支給 (2)災害援護資金の貸付 (3)被災者生活再建支援金の支給
社会福祉法人足立 区社会福祉協議会	(1)生活福祉資金 (2)緊急小口資金
都（都市整備局）	(1)住宅関係貸付

機 関 名	対 策 内 容
日本赤十字社	(1)災害救援品の支給基準に基づき、日本赤十字社各地区からの申請により、被災した者に対して、災害見舞品の配分を行う。

第2 詳細な取組内容

《区（福祉部）》

- 1 自然災害により死亡した区民の遺族に対して、災害弔慰金の支給を、また、災害により精神的または身体に著しい障害を受けた者に対して、災害障害見舞金を支給する。
- 2 災害救助法が適用となる自然災害により家財等に被害を受けた世帯の世帯主に対して、生活の立て直し資金として、災害援護資金を貸し付ける。
- 3 自然災害により、その生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給する。
- 4 弔慰金、見舞金の支給及び各種資金の貸付けの概要は以下のとおり。

(1) 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金等の貸付（区（福祉部））

災害弔慰金の支給	実施主体	区が実施
	対象となる災害	(1)区内において住居が5世帯以上滅失した災害 (2)都内において住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害 (3)都内において災害救助法が適用された区市町村が1以上ある場合の災害 (4)災害救助法が適用された区市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害
	支給対象	対象となる災害により死亡した区民の遺族
	支給金額	主たる生計維持者500万円、その他家族250万円既に災害障害見舞金を受けている者はそれを減じた額
	支給範囲	(1)配偶者 (2)子 (3)父母 (4)孫 (5)祖父母 (6)(1)～(5)のいずれも存しない場合は、兄弟姉妹（ただし、死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者）
	経費負担	国：1/2 都：1/4 区：1/4
災害障害見舞金の支給	実施主体	区が実施
	対象となる災害	(上記災害弔慰金の場合と同様)
	支給対象	対象となる災害により負傷したり、病気になった区民で、それが治ったとき、法に規定する程度の障がい（概ね1級程度）を有する場合
	支給金額	主たる生計維持者250万円、その他家族125万円
	支給制限	内閣総理大臣の定める給付金の交付を受けた者
	経費負担	(上記災害弔慰金の場合と同様)

第9章 住民生活の早期再建施策
第5節 被災者に対する生活再建資金援助等

災害援護資金の貸付	実施主体	区が実施
	対象となる災害	都内で災害救助法が適用された区市町村が1以上ある災害
	申込者の資格	<p>都の区域において、災害救助法による救助が行われた災害により被害を受け、次の要件を備えている者</p> <p>(1)災害が発生した月の翌月から、3ヶ月以内に申請を完了できること。</p> <p>(2)災害により被害を受けた当時、足立区の区域に住所を有した世帯主</p> <p>(3)被害を受けた年の前年（当該被害を1月～5月までの間に受けた場合にあっては前前年）の総所得額（課税標準額）が、次の額以内の世帯に限る。</p> <p>ア 1人 220万円</p> <p>イ 2人 430万円</p> <p>ウ 3人 620万円</p> <p>エ 4人 730万円</p> <p>オ 5人以上 1人増すごとに730万円に30万円を加えた額</p> <p>※ ただし、世帯の住居が滅失した場合は、1,270万円</p> <p>(4)療養に要する期間が概ね1ヶ月以上の世帯主の負傷、又は住居あるいは家財の価格の3分の1以上の損害を受けた世帯</p> <p>(5)保証人を立てる場合は次の要件を満たす連帯保証人が必要となる。</p> <p>ア 原則として、足立区内に1年以上居住していること。</p> <p>イ 借受人とは、別世帯を構成するものであること。</p> <p>ウ 保証能力があること。</p> <p>エ 現に本貸付を借りておらず、連帯保証人になっていないこと。</p>
	貸付限度額	※1参照
	償還期間	10年（据置期間を含む）
	措置期間	3年（特別な事情がある場合は5年）
	貸付利率	年1%（据置期間中は無利子）
	返済方法	年賦、半年賦又は月賦（元利均等償還）
	違約金	年5%（延滞元利金額に対して）
	申込方法	所定の申込用紙に必要事項を記入して申込みこと。
	経費負担	国：2/3 都：1/3
被災者生活再建支援金の支給	実施主体	都：被害認定や支給申請書の受付等の事務については、区が行う。
	対象となる自然災害	<p>自然災害とは、暴風・豪雨・豪雪・洪水・高潮・地震・津波・噴火その他の異常な自然現象により生じる被害をいう。</p> <p>対象となる自然災害は次の区域に係わる当該自然災害</p> <p>(1)災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した区市町村</p> <p>(2)10世帯以上の住宅全壊被害が発生した区市町村</p> <p>(3)100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県</p>

被災者生活再建支援金の支給	対象となる自然災害	(4)(1)又は(2)の区市町村を含む都道府県の区域内で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した区市町村（人口10万人未満に限る。） (5)(1)～(3)の区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した区市町村（人口10万人未満に限る。） (6)(1)若しくは(2)の区市町村を含む都道府県又は(3)の都道府県が2以上ある場合に、 ア 5世帯以上の住宅全壊被害が発生した区市町村（人口10万人未満に限る。） イ 2世帯以上の住宅全壊被害が発生した区市町村（人口5万人未満に限る。）																					
	支給対象	上記の自然災害により (1)住宅が「全壊」した世帯 (2)住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯 (3)災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯 (4)住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）																					
	支給金額	(1)支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる（世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額） ア 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金） <table border="1" data-bbox="604 1070 1382 1193"> <thead> <tr> <th>住宅の被害程度</th> <th>全壊 支給対象の (1)に該当</th> <th>解体 支給対象の (2)に該当</th> <th>長期避難 支給対象の (3)に該当</th> <th>大規模半壊 支給対象の (4)に該当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給額</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table> (2)住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金） <table border="1" data-bbox="604 1279 1382 1451"> <thead> <tr> <th>住宅の再建方法</th> <th>建設・購入</th> <th>補修</th> <th>賃貸 (公営住宅以外)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給額 (全壊・大規模半壊)</td> <td>200万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> <tr> <td>支給額(中規模半壊)</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> <td>25万円</td> </tr> </tbody> </table> ※ 一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円	住宅の被害程度	全壊 支給対象の (1)に該当	解体 支給対象の (2)に該当	長期避難 支給対象の (3)に該当	大規模半壊 支給対象の (4)に該当	支給額	100万円	100万円	100万円	50万円	住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃貸 (公営住宅以外)	支給額 (全壊・大規模半壊)	200万円	100万円	50万円	支給額(中規模半壊)	100万円	50万円
住宅の被害程度	全壊 支給対象の (1)に該当	解体 支給対象の (2)に該当	長期避難 支給対象の (3)に該当	大規模半壊 支給対象の (4)に該当																			
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円																			
住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃貸 (公営住宅以外)																				
支給額 (全壊・大規模半壊)	200万円	100万円	50万円																				
支給額(中規模半壊)	100万円	50万円	25万円																				

【貸付限度額】

区分	被害の種類及び程度	限度額
世帯主が療養期間1ヶ月以上の負傷を負った場合	(1)家財についての被害金額が、その家財の価格の概ね3分の1以上である損害（以下「家財の損害」という）及び住居の損害がない場合	150万円
	(2)家財の損害があり、かつ住居の損害がない場合	250万円
	(3)住居が半壊した場合	270万円 (350万円)
	(4)住居が全壊した場合	350万円
世帯主に負傷がない場合	(1)家財の損害があり、かつ住居の損害のない場合	150万円
	(2)住居が半壊した場合	170万円 (250万円)

第9章 住民生活の早期再建施策
第5節 被災者に対する生活再建資金援助等

区 分	被害の種類及び程度	限度額
	(3)住居が全壊した場合 ((4)の場合を除く)	250 万円 (350 万円)
	(4)住居の全体が滅失又は流失した場合	350 万円

(注) 被災した住居を建て直す際に、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等、特別の事情がある場合の貸付限度額は括弧内の額とする。

(2) 応急小口資金の貸付 (区 (福祉部))

貸付対象	災害等を受けたため、急にお金が必要になり、他から融資をうけることのできない者を対象とする	
貸付金額	一世帯 30 万円まで	
貸付条件	据置期間	1 ヶ月
	償還期間	20 ヶ月以内
	利 子	無利子
	延滞金	年 10.95%
	連帯保証人	次の要件を満たす連帯保証人が 1 人必要となる。 (1)原則として、23 区内に 1 年以上居住していること。 (2)職業を持ち、独立の生計を営んでいる世帯であること。 (3)保証能力があること。 (4)現に応急小口資金を借りていないこと。 (5)現に応急小口資金の連帯保証人になっていないこと。 (6)借受人とは別世帯を構成するものであること。
償還方法	20 ヶ月の均等分割返済	
申込方法	り災証明書、借受人及び連帯保証人の最新年度の住民税の納税証明書、印鑑証明書、連帯保証人が足立区外に居住している場合は、住民票の写し、借受人の現在の収入を証明できる書類を添え、かつ本人確認できるものを持参し、福祉管理課へ申し込む。	

(3) 福祉資金：災害を受けたことにより臨時に必要となる経費
(社会福祉法人足立区社会福祉協議会)

貸付対象	低所得世帯等で、他から融資を受けることのできない者で、この資金の貸付を受けることによって、災害による困窮から自立更生のできる世帯	
貸付金額	一世帯 150 万円以内	
貸付条件	据置期間	6 ヶ月以内
	償還期間	7 年以内
	利 子	(1)保証人あり年 0 % (2)保証人なし年 1.5 %
	連帯保証人	原則として必要。ただし、立てられない場合は有利子
申込方法	必要書類を添付のうえ、社会福祉法人足立区社会福祉協議会へ申し込む	

(4) 緊急小口資金（社会福祉法人足立区社会福祉協議会）

貸付対象	低所得世帯のうち、被災によって、緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった世帯	
貸付金額	10万円以内	
貸付条件	据置期間	2ヶ月
	償還期間	12ヶ月以内
	利子	無利子
	連帯保証人	不要
申込方法	必要書類を添付のうえ、社会福祉法人足立区社会福祉協議会へ申込む。	

(5) 緊急小口資金（特例）貸付（社会福祉法人足立区社会福祉協議会）

貸付対象	災害救助法が適用になった地域及び被災のために特例措置が必要な地域に住所を有し、当座の生活費を必要とする世帯。 ※貸付け窓口に来た方の本人確認が、可能であること。	
貸付金額	10万円（次の特別な場合は20万円。世帯員の中に①亡くなった方、②要介護者がいる、③4人以上の世帯、④重傷者、妊産婦、20歳未満未就労の子ども、行方不明者がいる世帯）	
貸付条件	据置期間	貸付の日から1年以内
	償還期間	据置期間経過後2年以内
	利子	無利子
	連帯保証人	不要
申込方法	必要書類を添付のうえ、社会福祉法人足立区社会福祉協議会へ申込む。	

(6) 住宅関係貸付（都（都市整備局））

貸付の種類、範囲及び貸付額は、次のとおり。

住宅建設資金	住宅が滅失し、又は被災直前の価格の5割以上の損害を受けたため、新たに建設する住宅で、1戸あたりの床面積が13㎡以上100㎡以下のもの（併用部分を有する住宅については、併用部分の床面積が当該住宅の床面積の2分の1以下のもの）について、住宅部分の床面積50㎡を限度として、東京都規則で定める標準建設費により算定した額を貸し付ける。ただし、併用部分を有する住宅については、併用部分に係わる貸付額は、当該住宅に係わる貸付額の二分の一以下の額とする。
住宅補修資金	被災直前の価格の2割以上5割未満の損害を受けた住宅について、6万以上50万以内で損害の程度に応じて知事が算定した額を貸し付ける。ただし、併用部分を有する住宅については、併用部分に係わる貸付額は、当該住宅に係わる貸付額の二分の一以下の額とする。
がけ整備資金	被災直前の高さが2mをこえる崖で、整備する擁壁の高さが2mを超えるものについて、6万円以上100万円以内で損害の程度に応じて知事が算定した額を貸し付ける。ただし、住宅金融公庫から同種の資金の貸付を受けた場合は、その額を控除した額とする。

第9章 住民生活の早期再建施策

第6節 職業のあっ旋／第7節 租税等の徴収猶予及び減免等

第6節 職業のあっ旋

第1 対策内容と役割分担

国と都、区が連携し、被災者に対する職業のあっ旋を迅速に実施する。

災害により生活復興が困難な低所得者層の生活の安定を図るため、区は、この対象者を的確に把握し、種々の施策を実施する責務を有する。特に職業のあっ旋については、公共職業安定所の業務であり、これが万全を期するため必要な要請を行い、区としては、内職補導所、授産所等により、内職、授産作業の相談あっ旋にあたるものとする。

機 関 名	対 策 内 容
区（産業経済部）	(1)被災者の職業のあっ旋について、都に対する要請措置等の必要な計画を策定する。

第7節 租税等の徴収猶予及び減免等

第1 対策内容と役割分担

国や都、区が連携し、被災者の租税等の徴収猶予等を迅速に実施する。

り災した納税義務者又は特別徴収義務者（以下「納税義務者等」という）に対し、地方税法又は足立区特別区税条例により、区税の納税緩和措置として、期限の延長、徴収猶予及び減免等、それぞれの事態に対応して、適時適切な措置を講じる。

機 関 名	対 策 内 容
区（区民部）	(1)区税の徴収猶予及び減免等納税緩和措置に関する計画を策定する。

第2 詳細な取組内容

《区（関係部）》

- 1 災害により、納税義務者等が期限内に申告、申請、請求、その他書類の提出、又は区税を納付若しくは納入することができないと認めるときは、次の方法により、災害がやんだ後2ヶ月以内に限り当該期間を延長する。
 - (1) 災害が区の広範囲の地域にわたる場合は、区長が職権により、適用の地域及び期日を指定する。
 - (2) その他の場合は、災害が終焉した後15日以内に、り災納税義務者等より申請があったとき、区長が期日を指定する。
- 2 災害により、財産に被害を受けた納税義務者等が、区税を一時に納付又は納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき、1年以内において徴収を猶予する。なお、やむを得ない理由があると認められるときは、さらに1年以内の延長を行う。
- 3 災害により滞納者が無財産になるなどの被害を受けた場合は、滞納処分の執行の停止、換価の猶予及び延滞金の減免等、適切な措置を講じる。
- 4 り災した納税義務者等に対し、該当する各税目について、次により減免を行う。
 - (1) 特別区民税：災害を受けた日以降に納期の末日に到来するものについて、被災の状況に応じ、減免する。
 - (2) 軽自動車税：災害、その他これに類する理由により、生活が困難となった者は、軽自動車税を減免する。

第8節 その他の生活確保

第1 対策内容と役割分担

国や関係機関が連携し、被災者に対する生活支援策を、迅速に実施する。

機 関 名	対 策 内 容
日本郵便株式会社	(1)被災者に対する郵便葉書等の無償交付 (2)被災者が差し出す郵便物の料金免除 (3)被災地あて救助用郵便物の料金免除
NTT東日本	(1)NTTの規定に該当する被災者又は避難者の基本料金の減免及び仮住居への移転工事費の無料化を実施 (2)災害救助法適用地域のお客様の電話料金の支払期限の延長

第2 詳細な取組内容

《日本郵便株式会社》

- 被災者の安否通信等の便宜を図るため、郵便法の規定に基づき、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、葉書5枚、郵便書簡1枚の範囲で無償交付する。
- 郵便法の規定に基づき、郵便局等に公示された郵便局の窓口、当該郵便局の郵便業務に従事する者へ差し出す手紙・葉書等の料金免除を実施する。
- 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社東京都支部、共同募金会又は共同募金会連合会に宛てた救助用物資を内容とする小包郵便物及び救助用または見舞用の現金書留郵便物の料金免除を実施する。

《NTT東日本》

- 仮設住宅等への移転費、災害により使用不可だった期間の料金減免等を実施する。

第9節 中小企業への融資

区は、災害関係としては特別に融資を行わないが、都においては、「東京都中小企業制度融資」により必要な資金の融資を行う。

融資対象は、都内に事業所（住居）があり、信用保証協会の保証対象業種を営んでおり、都知事が指定した災害により損失を受けている中小企業者又は組合を対象とする。

信用保証料は、全額、都が補助する。

第10節 農林漁業関係者への融資

被災農家に対しては、被害の種類、程度を調整し、「農林漁業金融公庫融資制度」及び「天災資金融資制度」により融資する。

第9章 住民生活の早期再建施策

第11節 災害救助法の運用等

第11節 災害救助法の運用等

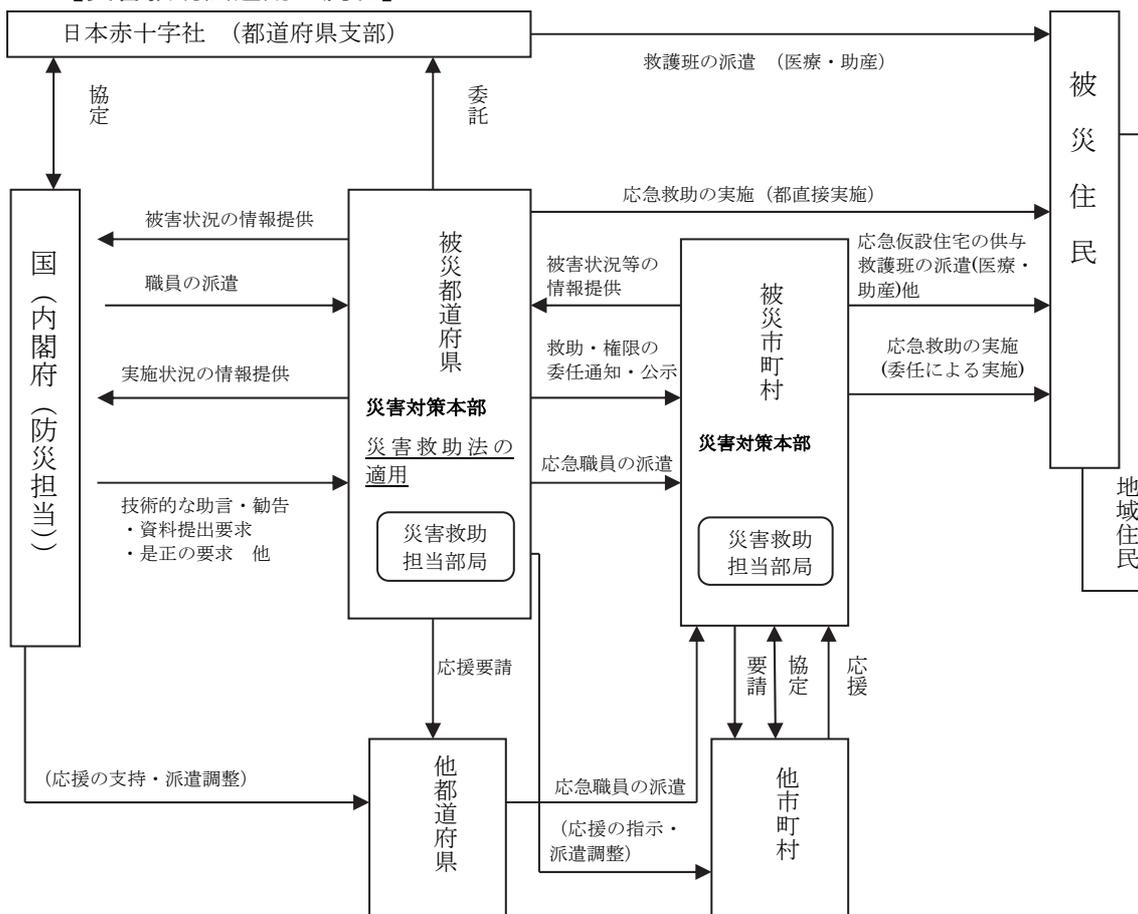
第1 対策内容と役割分担

区は、災害救助法の適用を目的に、都へ報告、または要請を行う。都は、区の報告又は要請を受け、災害救助法の適用を決定し、災害救助基金等を運用し、救助活動を実施する。

機 関 名	対 策 内 容
区 (政策経営部、危機管理部)	(1) 区長は、災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、直ちにその旨を知事に報告し、救助に必要な権限の早急な委任を受ける (法第30条、法施行令第23条関係)。
都 (総務局、関係局)	(1) 都本部での審議を経て災害救助法の適用を決定 (2) 都本部の組織を災害救助法適用後、救助実施体制として拡充整備 (3) 被災区市町村の被害状況を調査する体制の整備 (4) 救助の実施に必要な関係帳票を整備

第2 業務手順

【災害救助法適用の流れ】



第3 詳細な取組内容

1 災害救助法の公布

災害救助法を適用したときは、速やかに次により公布する。

公告

○月○日発生の○○災害に関し○月○日から○○区市町村の区域に
災害救助法（昭和22年法律第118号）により救助を実施する。
平成○年○月○日

東京都知事 ○○○○

2 救助の種類

災害救助法に基づく救助は、被災者が現に応急的救助を必要とする場合に行われるものであり、次のような種類の救助がある。

【災害救助法に基づく救助の種類】

- (1) 避難所及び応急仮設住宅の供与
- (2) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- (3) 被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与
- (4) 医療及び助産
- (5) 被災者の救出
- (6) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去
- (7) 被災した住宅の応急修理
- (8) 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- (9) 学用品の給与
- (10) 埋葬
- (11) 死体の捜索及び処理

(1) 災害救助法に基づく救助は、現物によって行うことが原則だが、区長が必要と認めた場合は、救助を必要とする者に対し、金銭を給付することができる。

(2) 災害救助法に基づく救助の程度・方法及び期間については、内閣総理大臣が定める基準に基づき知事が定め、区ほか関係機関に通知する。

3 救助実施体制の整備

(1) 救助実施組織の整備

ア 救助の万全を期し、円滑に救助業務を実施するためには、事前に強力な救助実施組織を確立することが必要である。

イ そのため、災害対策本部の組織を救助法適用後、災害救助法実施組織として活用できるように、拡充整備を図るとともに、要員に対する事前研修を実施する等、救助業務の習熟に努める。

(2) 被害状況調査体制の整備

ア 災害救助法を適用するにあたっては、被災地の被害状況を迅速かつ正確に把握する必要があるので、被害状況等の調査、報告体制の整備に努める。

第9章 住民生活の早期再建施策

第11節 災害救助法の運用等

(3) 救助の実施に必要な関係帳票の整備

ア 救助の実施にあたっては、救助ごとに帳票の作成が義務付けられている。そこで、災害時に遅滞なく救助業務を実施できるよう、救助関係帳票を事前に準備するとともに、作成方法等について習熟しておく。

(4) 救助の実施方法等

ア 災害報告：救助法に基づく「災害報告」には、災害発生の時間的経過に合わせ、発生報告、中間報告、決定報告の3段階がある。

これらの報告は、救助用物資、義援金品の配分等の基礎になるほか、各種の対策の基礎資料となる。このため、迅速かつ正確に被害状況を収集把握して、速やかに知事に報告する。

イ 救助実施状況の報告：災害直後における当面の応急措置及び災害救助費国庫負担金の清算事務に必要となるため、各救助種目の救助実施状況を初期活動から救助活動が完了するまでの間、日ごとに記録、整理し、知事に報告する必要がある。

ウ 救助の程度・方法及び期間：救助の程度・方法及び期間は、資料編震災編 第58「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」P.192のとおりとする。

エ 基準額については、都規則により適宜改訂を行う。

(5) 従事命令等

迅速な救助業務を遂行するために必要な人員、物資、施設等を確保する手段として、知事に次のような権限が付与されている。

【従事命令等の内容】

種類	内容
従事命令	(1)一定の業種のもを、救助に関する業務に従事させる権限 (例) 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、土木技術者、建築技術者、大工等
協力命令	(1)被災者その他近隣のもを、救助に関する業務に協力させる権限 (例) 被災者を炊き出しに協力させる等
管理 使用 保管命令 及び収用	(1)特定の施設を管理し、土地、家屋、物資を使用し、特定の業者に対して物資の保管を命じ、又は物資を収用する権限 (管理) 救助を行うため特に必要があると認めるとき、知事が病院、診療所、旅館、飲食店等を管理する権限 (使用) 家屋を収容施設として用いるような場合で、管理と異なり土地、家屋、物資を物的に利用する権限 (保管命令) 災害の混乱時に、放置すれば他に流れてしまうおそれのある救助その他緊急措置に必要な物資を、一時的に業者に保管させておく権限 (収用) 災害の際、必要物資を多量に買いだめし、売り惜しみしているような場合は、その物資を収用する権限 なお、収用は、特定業者に限らず、一般人等何人に対してもなし得る。

第9章 住民生活の早期再建施策

第11節 災害救助法の運用等／第12節 応急教育・保育・児童保育

(カ) 従事命令を受けた者の実費弁償
従事命令を受けた者の実費弁償は次のとおり。

【従事命令を受けた者の実費弁償】

区分	範囲	令和2年度費用(日当)の限度額	期間	備考
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	1人1日あたり 医師……………21,600円以内 歯科医師……………20,700円以内 薬剤師……………17,900円以内 保健師、助産師及び看護師・16,800円以内 准看護師……………13,600円以内 診療放射線技師、臨床検査技師及び臨床工学技士……………14,700円以内 歯科衛生士……………14,200円以内 救急救命士……………17,100円以内 土木・建築技術者……………16,200円以内 大工……………25,600円以内 左官……………27,700円以内 とび職……………27,300円以内	救助の実施が認められる期間内	時間外勤務手当及び旅費は別途東京都規則で定める額

(出典：東京都災害救助法施行細則)

(キ) 都の災害救助基金の積立
災害救助法に基づく応急救助の実施に要する費用については、緊急時に相当の額を必要とするため、都はその財源に充てるため災害救助基金を積み立てている(災害救助法第37条)。

第12節 応急教育・保育・児童保育

第1 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
区(施設営繕部、地域のちから推進部、福祉部、教育指導部、学校運営部、子ども家庭部、都市建設部)	(1) 児童・生徒の安否確認、校舎点検整備、臨時学級編成、学用品の調達等、応急教育に関する対策の実施 (2) 園児の安否確認、保育園・こども園の整備、地域ごとの実情の把握等、応急保育に関する対策の実施 (3) 学童保育児童・職員の安否確認、住区(コミュニティ)センター学童保育室等の整備、地域ごとの実情の把握等、応急学童保育に関する対策の実施

第2 詳細な取組内容

1 応急教育

(1) 災害復旧時の体制

《学校》

ア 学校長は、区(教育指導部、学校運営部)と連絡を密にし、臨時の学級編成を行う等、応急教育計画に基づき、早期に教育活動ができるよう努める。

第9章 住民生活の早期再建施策

第12節 応急教育・保育・児童保育

イ 学校長は、校舎の被害状況の調査結果及び避難所の現況を区（施設営繕部、教育指導部、学校運営部）に報告する。

ウ 学校長は、授業再開にあたっては、校舎の点検を行い、児童・生徒の安否確認、通学路等の安全確認を行い、総合的見地から判断する。その結果を、調査資料を添えて区（教育指導部、学校運営部）に報告する。

エ 学校長は、応急教育の実施にあたっては、児童・生徒及び保護者に周知徹底を図る。

オ 学校長は、疎開した児童・生徒について、疎開先を訪問する等し、主として「健康及び安全教育」「生活指導」に重点を置いた指導を行うよう努める。

《区（施設営繕部）》

ア 区（施設営繕部）は、各学校の被害状況を把握し、全区的な被害状況を学校に提供する。

イ 区（施設営繕部）は、早期に学校校舎等設備の復旧整備を図り、学校が平常授業に戻れるよう努める。

《区（教育指導部）》

ア 区（教育指導部）は、応急教育計画に基づく指導の内容を、主として「健康及び安全教育」「生活指導」に重点を置き、指導主事を派遣して学校の指導にあたる。

イ 区（教育指導部）は、学校が避難所として長期化した場合は、災害対策本部と協議し、必要な措置を講じて、早期に授業の再開に努める。

(2) 災害救助法適用に伴う学用品の給与について（東京都災害救助法施行細則に基づく）

ア 学用品の支給は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水により、学用品を喪失又は破損し、就学上支障のある児童・生徒に対し行う。

イ 学用品の調達及び支給は、都の計画に基づき、区長が区（学校運営部）及び学校長の協力を得て配分する。

《区（学校運営部）》

ア 区（学校運営部）は、被災状況報告書に基づき、次により学用品を調達する。

イ 教科書、教材は、教育委員会届け出承認の使用教科書、教材とし、早急に再支給の手続きをとる。

ウ 文具類及び通学用品は、小学校児童1人につき4,500円、中学校生徒1人につき4,800円の支給限度が設けられているので、調達にあたっては、学用品購入計画書（資料編震災編 第59「学用品の調達及び支給方法様式」P.199）を作成し、なるべく同一規格、同一価格の物を購入調達する。

エ 区（学校運営部）は、調達した学用品を学校に配布し、学校長を通じて、児童・生徒に支給する。

オ 学校長は、学用品の支給完了後、支給状況報告書を教育委員会へ提出する。

（資料編震災編 第59「学用品の調達及び支給方法様式」P.200、201）

カ 学用品の給与できる期間は災害発生の日から、教科書については1ヶ月以内、その他の学用品については15日以内とするが、交通、通信等の途絶により、学用品の

調達輸送の困難が予想される場合は、内閣総理大臣に対して必要な期間の延長を申請する。

キ 学用品の支給を実施したときは、次の関係書類を整理保存し、必要に応じ区長へ報告する。

- (ア) 救助実施記録
- (イ) 学用品の支給状況報告書
- (ウ) 学用品購入関係、支払証拠書類
- (エ) 備蓄物資払出証拠書類

※ 私立小・中学校生については、これに準じて給与する。

《学校》

ア 学校長は、区（学校運営部）と連絡をとり、早急に教職員と協力し、学年別、項目別に被災状況を調査集計し、被災状況報告書（資料編震災編 第59「学用品の調達及び支給方法様式」P.198）により報告する。

2 応急保育

(1) 災害復旧時の体制

ア 子ども家庭部長は、職員を掌握して保育園・こども園の整備を行い、園児及び職員の安否を確認するとともに、施設等の被害状況を調査し、関係機関と連携して、速やかな復旧体制に努める。

イ 応急保育実施計画に基づき、家庭で保育不可能な園児は、避難所若しくは保育園・こども園において保育する。その際、登降園の安全の確保に留意する。

ウ 災害により登園できない園児については、地域ごとに実情を把握する。

エ 子ども家庭部長は、災害の推移を把握し、関係機関と連絡のうえ、平常保育に早急に戻れるよう努力し、その時期を保護者に連絡する。

3 応急学童保育

(1) 災害復旧時の体制

ア 地域のちから推進部長は、職員を掌握して、住区（コミュニティ）センター学童保育室等の整備を行い、学童保育児童及び職員の安否を確認するとともに、施設等の被害状況を調査し、関係機関と連携して、速やかな復旧体制に努める。

イ 災害により登室できない児童については、地域ごとに実情を把握する。

ウ 地域のちから推進部長は、災害の推移を把握し、関係機関と連絡のうえ、平常学童保育に早急に戻れるよう努力し、その時期を保護者に連絡する。

4 私立小中学校及び私立保育園等

(1) 災害復旧時の体制

ア 各事業者は、災害発生のおそれがある場合又は災害が発生した場合は、利用者、従業者等の安全確保を行う。

イ 区（関係部）は、各事業者への災害情報の提供等に努め、応急対策において、公立、私立の差が発生しないよう区と同様の対応を必要に応じて各事業者に要請する。

第9章 住民生活の早期再建施策
第12節 応急教育・保育・児童保育

総則
第1部

防災に関する組織と活動内容
第2部

災害予防計画
第3部

災害応急対策計画
第4部

災害復旧計画
第5部

災害復興計画
第6部

応急対策に関する足立区全体シナリオ
第7部

第6部 災害復興計画

第1章 復興の基本的考え方

第1節 復興の基本的考え方

大規模な震災被害が発生した時は、速やかに復興に関する方針を定めて対策を講じる必要がある。

応急・復旧は対策を迅速かつ機動的に実施するものであり、復興は対策を中長期的視点に立って計画的に実施するものである。

被災後間もない段階での応急・復旧対策が質的な変化を伴いつつ、徐々に、復興対策へと進行していく。

復興に際しては、災害に強い安全なまちづくりに努めるとともに、誰もが安心して暮らせるよう、住宅、福祉、医療、環境、雇用、産業等の施策を総合的かつ計画的に進めることが重要である。

第2節 生活復興と都市復興

地震により大規模な被害が発生すると、災害応急対応の後、損壊・焼失した建物や道路・公園等の都市基盤の回復や、災害に強いまちづくりを行うなど、復旧・復興に向けた長期的な取り組みが必要となる。

震災復興とは、暮らしや仕事など、被災者の一日も早い生活再建や安定を図る「生活復興」と、建築物及び公共施設等を復旧するだけではなく、防災性を一層向上させ、震災に強いまちづくりを進める「都市復興」からなっている。

第1 生活復興

第一の目標は、被災者のくらしを一日も早く震災前の状態に戻し、その安定を図ることである。

心身や財産に回復し難いダメージを受け、震災前のくらしに戻ることが困難な場合には、被災者が新しい現実のもとで、それに適合したくらしのスタイルを構築していくことができるようにする。

個人や事業者は自らの責任において、あるいは共に助け合って復興を図っていくことが基本である。行政は、被災者の復興作業が円滑に進むよう、公的融資や助成、情報提供・指導・相談等を通じて自立のための環境整備を行う。

自らの力のみでは生活の復興に特別の困難を伴う被災者に対しては、医療、福祉等の施策を通じ、生活復興のための直接支援を行う。

第1章 復興の基本的考え方

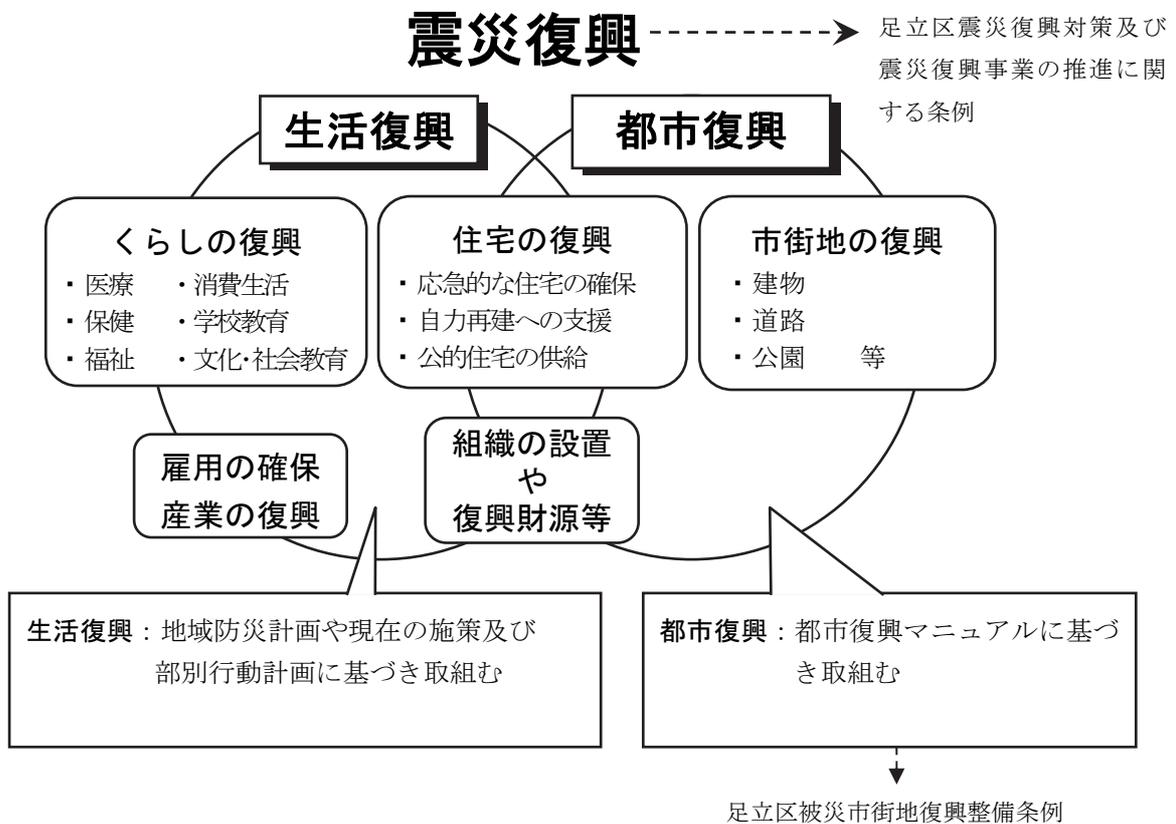
第2節 生活復興と都市復興

第2 都市復興

人々が、早期に震災前の生活を取り戻し、安心して住み続けることができるよう、次の点に留意して都市復興に取り組む。

- 1 特に大きな被害を受けた地域のみでの復興に止まらず、まち全体の防災性の向上を目指し、都市基盤の向上や良好な市街地の形成を図り、「被災を繰り返さないまちづくり」を行う。
- 2 復興の整備水準は、窮状の回復に止まらず、新しい時代の要請に応えられる質の高い都市の実現を目指す。このため、将来世帯も含め人びとが快適な暮らしや都市活動を営むことができる「持続的発展が可能な都市」にしていくことを目標とする。
- 3 区民、事業者、区、都、国等、多様な主体が「協働と連帯によるまちづくり」を行う。

【復興の基本的な考え方】



第3節 震災復興に関する責務

第1 区、区民、事業者の責務

足立区震災復興対策及び震災復興事業の推進に関する条例で、区、区民、事業者の責務は、以下のように定められている。

【区、区民、事業者の責務】

	責 務
区	(1)被災前から、震災復興を計画的、迅速かつ円滑に推進するための行動及び計画に関する指針（都市復興マニュアル等）を常備すること。 (2)被災後は、この復興指針に従って、震災復興に関わる事業を進めること。 (3)国、東京都、及び関係する自治体と連携して、被災前からの防災まちづくりや被災後の復興まちづくりをし、その他必要な施策を実施すること。
区 民	(1)震災前から被害を最小限にするために、総合的な防災まちづくりについて理解すること。 (2)被災後は復興に努め、復興まちづくりに協力すること。
事業者	(1)事業活動を行うにあたって、震災前から被害を最小限にするために、総合的な防災まちづくりについて理解すること。 (2)被災後は、事業活動を通じて復興に努め、復興まちづくりに協力すること。

第2 足立区都市復興マニュアル

区では、大地震等により、被災した市街地の都市復興を迅速かつ円滑に進めるため、「足立区都市復興マニュアル」を、平成13年3月に策定、以降検討を加え、令和3年4月に修正を行っている。

大地震が発生した際、迅速に復興まちづくりに取り組み、都市を再構築するには、短期間に復興計画を策定し、円滑に復興事業を推進する必要がある。

区は、地域防災総合計画における災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の各プロセスの中で、復興まちづくりの考え方を明らかにすることが求められている。

このため、「足立区都市復興マニュアル」では、都と連携して被災状況の把握、それに続く地区復興まちづくり計画の方向を迅速かつ円滑に定めることとし、その実現を図るための行動指針と計画指針を示すとともに、日常時からの復興まちづくりの考え方について、区と区民との共通認識を確立していくことを目的としている。

第2章 復興本部

第1節 足立区震災復興本部の設置／第2節 復興本部の役割及び災害対策本部との関係／

第3節 復興本部における業務内容

第2章 復興本部

第1節 足立区震災復興本部の設置

区長は、震災復興に関わる事業を迅速かつ円滑に推進するため、必要があると認めるとき、足立区震災復興対策及び震災復興事業の推進に関する条例（以下「震災対策復興条例」という）に基づき、足立区震災復興本部（以下「復興本部」という）を設置する。

復興本部は、災害対策本部と緊密に連携を図りながら、区の責務として定められている指針に従って、震災復興に関わる事業を推進する。

区長を復興本部長とし、災害対策本部と連絡・調整を行う事務局を設置する。復興本部長の命により、部別行動計画等に基づく生活復興の取組み及び都市復興マニュアルに基づく、都市復興の取組みを行う。

第2節 復興本部の役割及び災害対策本部との関係

復興本部は、震災復興事業を長期的視点に立って速やかに、かつ、計画的に実施する組織であり、災害応急・復旧対策を臨時的、機能的に実施する災害対策本部とは、その目的と機能を異にする。

しかしながら、震災復興に関連する一連の活動は、被災後間もない応急対策の段階から質的な変化を伴いつつ、連続的に、徐々に進行していくものであるため、災害対策本部が所掌する応急的な事務事業は、震災復興にも関係し、それに大きな影響を与えるものについては、両本部が緊密に連携、連絡しながら処理する。

第3節 復興本部における業務内容

復興本部における業務内容は以下のとおり。

第1 各所管の共通業務

- 1 所管施設の被害状況等の把握に関すること。
- 2 所管施設の再建及び再開に関すること。
- 3 部内及び他部との連絡調整に関すること。

第2 人的資源、執務環境、設備に関すること

- 1 人的資源の確保に関すること。
- 2 復興に係わる人事計画、服務に関すること。
- 3 職員の公務災害補償に関すること。
- 4 防災会議に関すること。
- 5 区議会災害対策会議との連絡調整に関すること。
- 6 他自治体からの応援要員の対応に関すること。
- 7 情報システムの復旧及び復旧・復興に関する情報活用に関すること。

第3 関係機関との情報連絡、広報、記録等に関すること

- 1 災害情報の収集及び関係部課への伝達に関すること。
- 2 東京都震災復興本部及び関係防災機関との連絡に関すること。
- 3 生活復興期の区民活動との連携に関すること。
- 4 区民生活の再建状況等の把握に関すること。
- 5 復興に係わる広報及び広聴に関すること。
- 6 被災者への相談窓口の設置・運営に関することの調整
- 7 報道機関との連絡に関すること。
- 8 復興の記録に関すること。

第4 本部の設置・運営、復興計画に関すること

- 1 震災復興本部の設置・運営・廃止に関すること。
- 2 震災復興本部会議の設置・運営に関すること。
- 3 震災復興総合計画の策定に関すること。
- 4 震災復興対策の総合調整及び進行管理に関すること。
- 5 震災復興本部業務と災害対策本部業務の総合調整に関すること。

第5 復興に係わる費用、予算、財政計画等に関すること

- 1 復興に係わる費用に関すること。
- 2 復興関係の予算に関すること。
- 3 復興に係わる財政計画に関すること。
- 4 復興事業の実施に係わる公金の支出及び収入に関すること。
- 5 復興基金の協議等に関すること。
- 6 震災後の税収見込みに関すること。
- 7 復興に係わる税制の調査研究に関すること。

第6 生活再建、産業復興に関すること

- 1 住家被害認定調査に関すること。
- 2 り災証明に関すること。
- 3 災害援護資金の貸付けに関すること。
- 4 被災者生活再建支援金の支給に関すること。
- 5 義援金品の配分に関すること。
- 6 災害弔慰金等の支給に関すること。
- 7 課税、減税等の措置に関すること。
- 8 国民健康保険料の減額、徴収猶予又は免除に関すること。
- 9 消費生活相談に関すること。
- 10 町会・自治会のコミュニティ活動の支援に関すること。
- 11 外国人への支援に関すること。

第2章 復興本部

第3節 復興本部における業務内容

- 12 区内産業、所管施設の被害状況等の把握に関する事。
- 13 共同仮設工場・店舗の設置・提供に関する事。
- 14 施設の再建のための金融支援に関する事。
- 15 雇用の維持に関する事。

第7 福祉、衛生に関する事

- 1 被災幼児の健康管理、メンタルヘルスケアに関する事。
- 2 被災幼児への支援に関する事。
- 3 被災住民の健康管理、メンタルヘルスケアに関する事。
- 4 災害復興公営住宅等への巡回相談等に関する事。
- 5 医療機関の復旧状況に関する情報提供に関する事。
- 6 仮設診療所の設置に関する事。
- 7 防疫活動の実施に関する事。
- 8 公衆浴場の営業状況に関する情報提供と再開支援に関する事。
- 9 食品・飲料水の安全確保に関する事。
- 10 動物愛護に関する事。

第8 学校等に関する事

- 1 区立学校等教育施設及び社会教育施設等の被害状況の調査に関する事。
- 2 区立学校等教育施設及び社会教育施設等の再建及び再開に関する事。
- 3 こども園・保育園等の被害状況の調査に関する事。
- 4 こども園・保育園等の再建及び再開に関する事。
- 5 小・中学校の被災児童・生徒への支援に関する事。
- 6 小・中学校の被災児童・生徒の健康の維持、メンタルヘルスケアに関する事。
- 7 学校備品、教材教具等の整備に関する事。
- 8 文化財の復旧支援に関する事。

第9 都市基盤、環境整備に関する事

- 1 まちの復旧・復興状況の把握に関する事。
- 2 復興まちづくり方針・計画の策定・公表に関する事。
- 3 第1次・第2次建築制限に関する事。
- 4 時限的市街地の配置計画と建設・運営に関する事。
- 5 用地の確保・調整に関する事。
- 6 応急仮設住宅の用地確保に関する事。
- 7 宅地の応急危険度判定に関する事。
- 8 住宅の応急危険度判定に関する事。
- 9 応急的な住宅（応急仮設住宅）の供給・管理に関する事。
- 10 区営住宅等の供給・管理に関する事。

第3章 震災復興計画の策定

第1節 都市復興（復興まちづくり）計画

第3章 震災復興計画の策定

第1節 都市復興（復興まちづくり）計画

区は、都及び区民・事業者と連携を図りながら、足立区都市復興マニュアルに従い、都市復興を進める。

第1 復興まちづくりの考え方

復興まちづくりは、次の3点を基本理念として進める。

- 1 被災を繰り返さない都市づくり
- 2 持続的発展が可能な都市づくり
- 3 協創による都市づくり

第2 地区復興まちづくり計画

都市復興を区民の理解を得て円滑に進めていくには、「防災まちづくり基本計画」の考え方にに基づき、日常時から、防災輪中(※1)や不燃化・耐震化等、減災に主眼を置きながら、被災後の区、地域、道路・公園などの地区施設等のあるべき方向を、都市復興マニュアルに基づく復興まちづくりの考え方として示し、地区環境整備計画(※2)の中に反映させる。

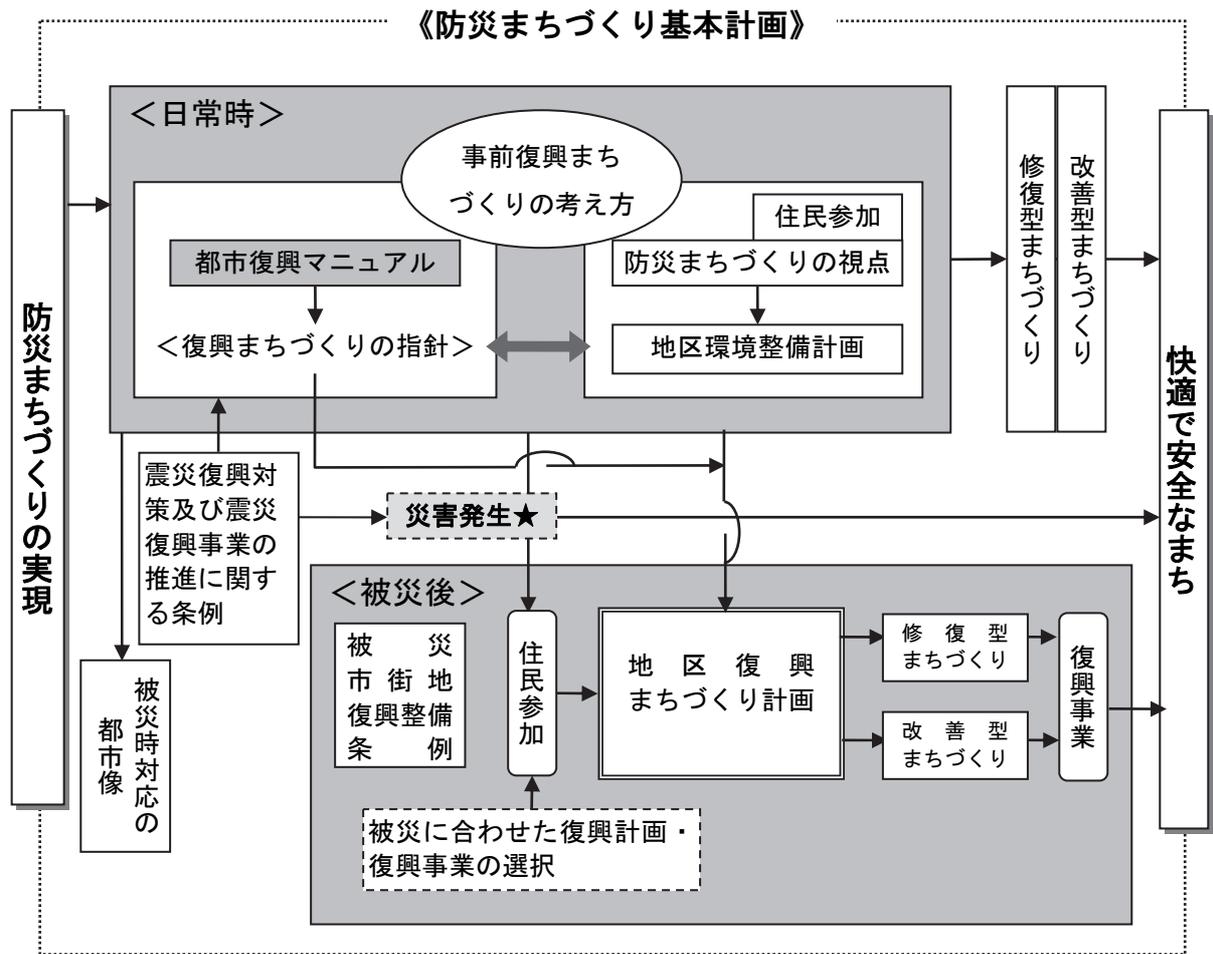
被災後においては、本マニュアルに従い、地区環境整備計画を基に、住民参加により被災状況に合わせた整備手法を定め、「地区復興まちづくり計画」を策定し、復興事業を推進することとなる。

※1 輪中とは、濃尾平野（岐阜県）の低地帯で木曾川、長良川等の水害から村を守るため、堤防を周りに築いた土地であり、防災輪中は、これにならって、大震災時の市街地の延焼火災に対して、幹線道路、鉄道、河川などを延焼遮断帯として、都市構造のうえから防災区画化を図る足立区独自の考え方

※2 地区レベルの土地利用の方針、地区施設などの整備方針を明らかにした計画

第3章 震災復興計画の策定
 第1節 都市復興（復興まちづくり）計画

【防災まちづくりにおける都市復興マニュアルの位置づけ】



- 改善型まちづくり
 土地地区画整理事業や市街地再開発事業等の法定事業による市街地再編
- 修復型まちづくり
 地区計画、住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）等の規制・誘導型のまちづくり手法
- 地区環境整備計画
 地区の特性に応じたまちづくりの考え方を示し、地区の土地利用や整備方針を明らかにした地区レベルの計画

第3章 震災復興計画の策定

第1節 都市復興（復興まちづくり）計画

第3 都市復興のプロセス

区は、東京都と相互に連携・調整を図りながら、都市復興マニュアルに従って次の5段階のプロセスを踏まえ、都市復興を進める。

<p>第1段階：復興初動体制の確立（発災～1週間）</p> <p>震災復興本部の設置等を行い、都市復興に取り組む基本的な体制を確立する。</p>
<p>第2段階：復興まちづくり方針等の策定（1週間～1ヶ月）</p> <p>都市復興の基本的目標を明らかにするため、復興まちづくり方針を策定する。</p> <p>また、被災地域の状況に応じて復興事業を効果的に進めるため、足立区被災市街地復興整備条例に基づき、2段階の復興対象地区を設定する。</p>
<p>第3段階：復興まちづくり計画等の策定（1ヶ月～6ヶ月）</p> <p>区全体及び被災市街地ごとの復興の基本的な計画、並びにその実現手法を明らかにするため、復興まちづくり計画の策定等を行う。</p>
<p>第4段階：復興事業計画等の確定（6ヶ月～1年）</p> <p>区民との合意形成を図りながら、復興事業計画を確定する。</p>
<p>第5段階：復興事業の推進（1年以降）</p> <p>復興事業計画に基づいて、復興事業を円滑に推進する（復興まちづくり方針との整合がとれている既定の都市復興事業等については、住民合意のもと、被災後できるだけ早期に実施する）。</p>

第4 事前復興まちづくり

復興まちづくり計画は、区民の生活再建に大きな影響を及ぼす極めて重大、かつ緊急の課題である。速やかに復興まちづくり計画を策定し、一日も早い区民のくらしの再建とその生活基盤となる市街地の復興を推進していくために、平時から生活の復興も含めた復興計画モデルの検討を通して、私権制限のあり方や合意形成方法等について、区民とともに検討を行う必要がある。

また、被災後の復興まちづくりには、長い時間と大きな精神的・経済的負担を伴う。これを避けるため、被害を最小限に食い止める平時からの取組みが重要である。そこで、発災前から、被災後の区全体、地域、地区施設等のあるべき方向を「復興まちづくりの考え方」・「被災時対応の都市像」として地区環境整備計画に反映させ、この地区環境整備計画をたたき台として、住民参加による「地区まちづくり計画」を策定し、減災を目的とした総合的な防災まちづくりを推進する。

第3章 震災復興計画の策定
第1節 都市復興（復興まちづくり）計画

第1部
総則

第2部
防災に関する組織と活動内容

第3部
災害予防計画

第4部
災害応急対策計画

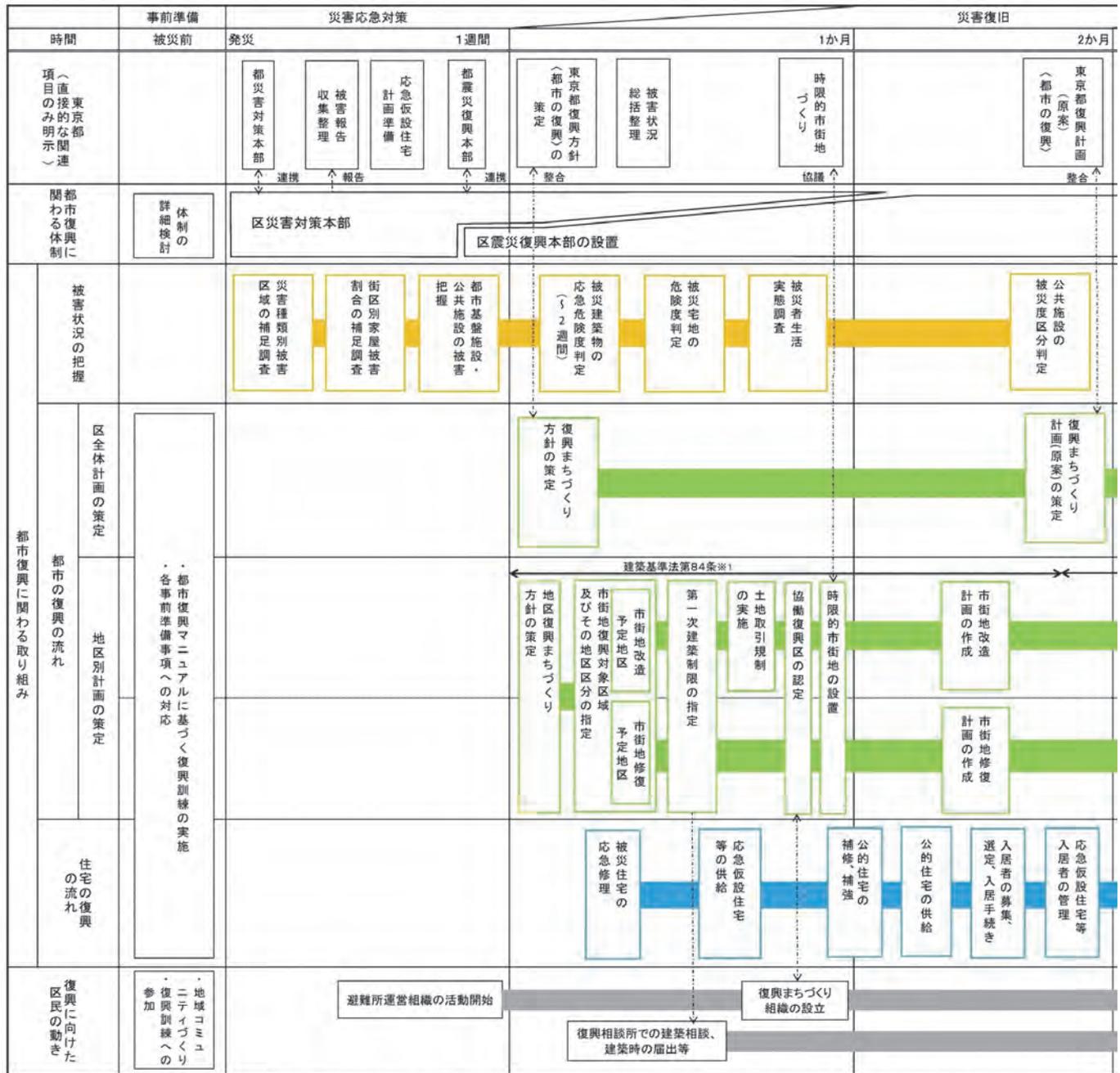
第5部
災害復旧計画

第6部
災害復興計画

第7部
応急対策に関する足立区全体シナリオ

第3章 震災復興計画の策定
 第1節 都市復興（復興まちづくり）計画

【足立区における都市復興のプロセスとスケジュール】



※1 被災の激しい地区のうち、土地区画整理事業など、面的に市街地を整備することが想定される地域において、最長で2か月の間、その区域内に建物を建てることを制限又は禁止する。
 ※2 一定の時間をかけて復興まちづくり計画や事業の合意づくりを進める「被災市街地復興推進地域」(主に重点整備地域)において、最長で2年の間、その区域内に建物を建てる場合に都知事の許可が必要になる。

総則
第1部

第3章 震災復興計画の策定
第1節 都市復興（復興まちづくり）計画

第2部
防災に関する組織と活動内容

第3部
災害予防計画

第4部
災害応急対策計画

第5部
災害復旧計画

第6部
災害復興計画

第7部
応急対策に関する足立区全体シナリオ

第7部 応急対策に関する 足立区全体シナリオ

応急対策に関する足立区全体シナリオ

本計画中に示される被害想定は、客観的なデータや科学的な裏付けに基づき、より実態に即したものである。

しかし、従来の被害想定では実践的な応急対策の検討に限界があり、その解決策として本シナリオの活用を考えた。

まず、シナリオの第1の特徴としては、過去の事例がないことや、事象が複雑すぎて被害の程度や形態を明確に推定することができないが、応急対策を検討するうえでどうしても必要な項目について、ある程度の割り切りをして被害の程度を決めているという点である。

例えば、区役所や警察、消防、病院施設及び避難所の被害やライフライン支障による機能支障は、応急対策の主体となるものであり、計画の策定にあたっては重要であるが、科学的な検討は困難である。

このような事項に対して、シナリオを適用することにより、具体的な検討が行えるようになる。

シナリオの第2の特徴としては、地震発生後の時間的変化を入れて、事象の全体像を描いている点にある。被害の拡大と沈静化、応急対策の立ち上がり、確立、終了の過程を、時間軸を強く意識しながら描いているもので、このような社会状況全般の推移を分析する中から、地震後の社会的ニーズを明確化し、応急対策の改善点を明らかにすることが可能になる。

また同時に、時間軸に沿って応急対策に係わる必要な人員等も把握でき、業務継続計画（BCP）との内容と実現性の整合が図れるものである。

以上の特徴を踏まえ、「応急対策に関する足立区全体シナリオ」では、被害想定項目の結果を取りまとめ、対象地域全体の被害と社会状況がどのように推移し、主な応急対策がどのように実施されていくかを記述しているものなので、その内容は、今後更に検討・改善を重ね、より精度、質の高いものに更新していく。

	障害物除去等の道路啓開作業②(緊急道路障害物除去)	
	道路、橋梁の障害物除去等、道路啓開対応要請	
	給水拠点等の被害調査、給水需要を予測、応急給水活動の実施	
	<堤防決壊の場合> 震災時水防本部の設置	
	<堤防決壊の場合> 河川被害の情報収集	
	<堤防決壊の場合> 堤防・護岸の応急対策(河川・水路応急措置)	
	<堤防決壊の場合> 排水場施設の運転・管理(排水場応急措置)	
	<堤防決壊の場合> 被害状況の調査記録・管理	
4.	津波警報・注意報等の情報収集	
	津波警報・注意報等の区民等への周知・広報活動	
	津波避難誘導	
5.	緊急災害対策本部の設置・運営	
	災害対策本部の設置・運営	
	防災センター情報収集指令室における情報分析活動(情報分析班)	
	防災センター情報収集指令室における防災関係機関及び各部との連絡調整(通信班、渉外庶務班)	
	職員・物資担当の管理・運営統括	
	職員動員数の把握	
	災害応急・復旧の予算編成(ハード面)	
	災害時応急活動の予算編成(ソフト面)	
	非常時における支払方法に関する基本方針の作成	
	指定金融機関と支払の方法及び現金の調達について連携をとる	
	現金の調達手段を確保する <現金を確保する>	

災害事象シナリオ

<p>地域防災計画 震災対策編 関連章(第3～5部中)</p>	<p>死者・行方不明者 負傷者 建物崩壊 火災・延焼 堤防決壊・水害 交通障害 ライフライン障害 避難者 帰宅困難者</p> <p>建物被害、火災などにより負傷者が多発 一気に建物に被害 捜索により死者発生 徐々に増加 火災沈静化により減少 沈静化 徐々に沈静化 規模の大きな火災が各地で起きる 消防活動の効果 堤防が決壊 徐々に沈静化 一部の主要道路が通れる 徐々に交通機能回復 道路、鉄道などで交通障害発生 停車、断水などが各所で発生 徐々に駅前に集 駅前に滞留 徐々に減少 夜を迎え増大 深夜を迎え増大 ピーク 帰宅困難者発生 帰宅困難者発生、堤防決壊 深夜0時(6時間後) 1日後 3日後 7日後 14日後 30日後</p> <p>発見される死者や行方不明者が増大 新たな負傷者は減る</p>
<p>報道機関との連絡② 報道機関との連絡③ 報道広報課業務の支援 情報障がい者への広報 災害時の広報① 災害時の広報② 災害時の広報③ 災害時の広報④ 災害時の広報⑤ 総合相談窓口の設置と情報弱者に関する情報収集・調整等 臨時災害相談所の設置判断、情報集約及び報告調整 災害時の広報⑥</p>	<p>地震発生(16時) 火災延焼、駅前滞留者発生(16時半) 津波発生(19時) (19時15分) (19時半) 帰宅困難者発生(21時) 深夜0時(6時間後) 1日後 3日後 7日後 14日後 30日後</p>
<p>7. 医療救護・保健衛生等対策</p>	<p>医療部の管理・運営 緊急医療救護所の開設・運営 患者搬送・医薬品調達支援</p>

	医療スタッフの搬送
	保健衛生・防疫活動の徹底
	医療相談所の開設・運営
	在宅人工呼吸器使用者の安否確認等
	動物救護活動支援
	災害事業センターの設置・運営
	医療施設の確保
	行方不明者の捜索総括及び遺体の収容
	遺体の搬送(⇒遺体収容所)
	遺体収容所の設置
	遺体の安置・遺体安置資材の搬送(⇒避難所)
	遺体安置施設への資材の搬送(避難所⇒遺体安置所)
	遺体の搬送及び安置の処置②
	遺体安置所の運営・搬送
	遺体安置所の設置運営支援及び遺体の搬送・火葬
	都・警視庁への報告・住民への周知
	死体の検視・検案・火葬
	遺体安置所の設置
	身元不明遺体の保管
	遺族への遺体引渡し
	火葬許可証の出張交付
	所管生涯学習施設利用者の救護・応急対策の実施
8.	帰宅困難者等対策
	駅前滞留者・帰宅困難者の誘導
	災害時の広報⑥ 滞留者に対する情報提供

災害事象シナリオ

死者・行方不明者
 負傷者
 建物崩壊
 火災・延焼
 堤防決壊・水害
 交通障害
 ライフライン障害
 避難者
 帰宅困難者

建物被害、火災などにより負傷者が多発

一気に建物に被害

規模の大きな火災が各地で起きる

消防活動の効果
 堤防が決壊

沈静化
 徐々に沈静化

一部の主要道路が通れるようになる

道路、鉄道などで交通障害発生

停電、断水などが各所で発生

徐々に避難所へ避難する方が見られ始める

夜を迎え増大

駅前に滞留

徐々に駅前に集中

深夜を迎え増大

徐々に減少

徐々に回復

徐々に減少

徐々に回復
 応急仮設住宅への移動まで一定数が戻る

捜索により死者発生
 徐々に増加

火災沈静化により減少
 新たな負傷者は減る

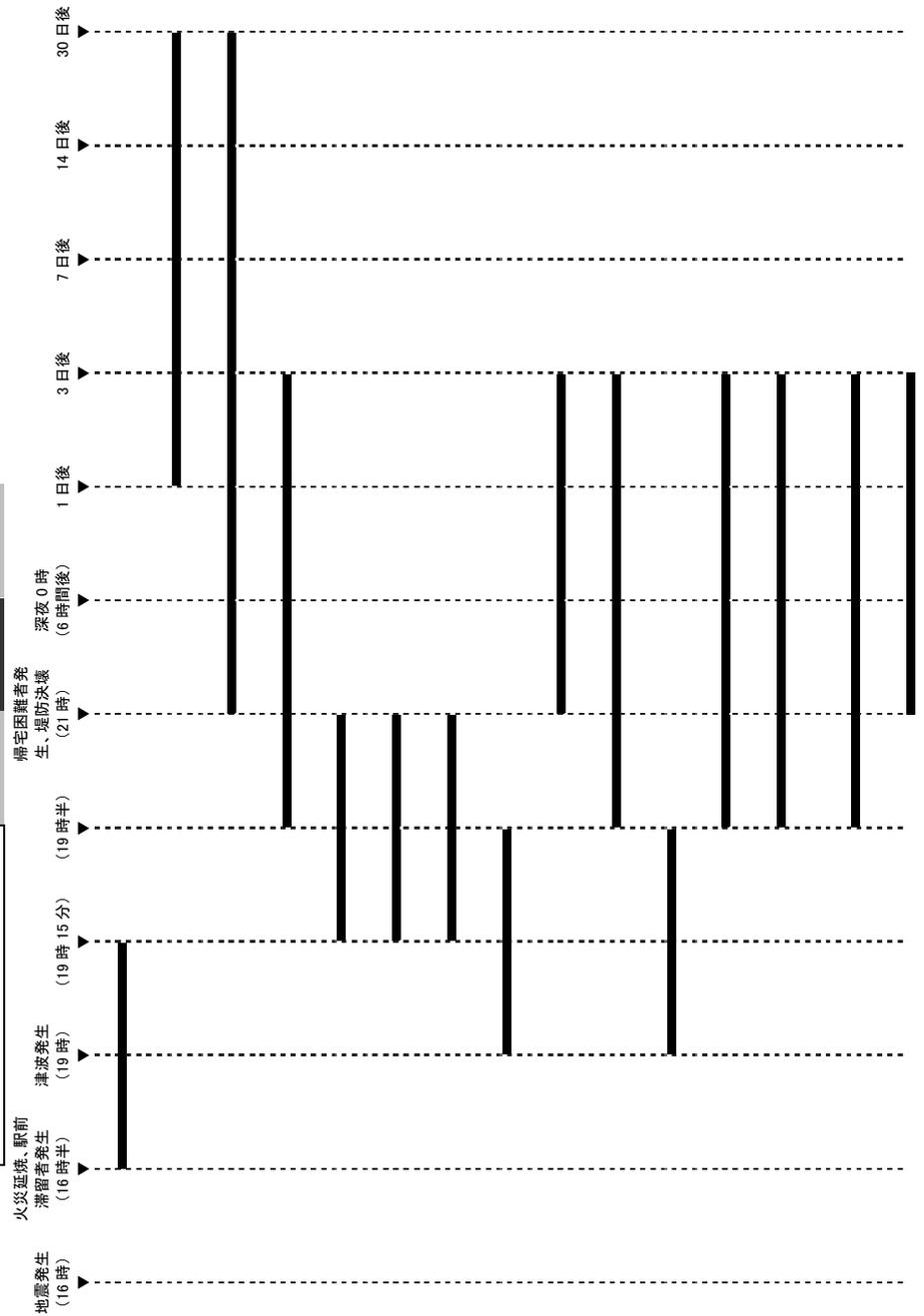
発見される死者や行方不明者が増大

応急対策業務

地域防災計画
 震災対策編
 関連章(第3～5部中)

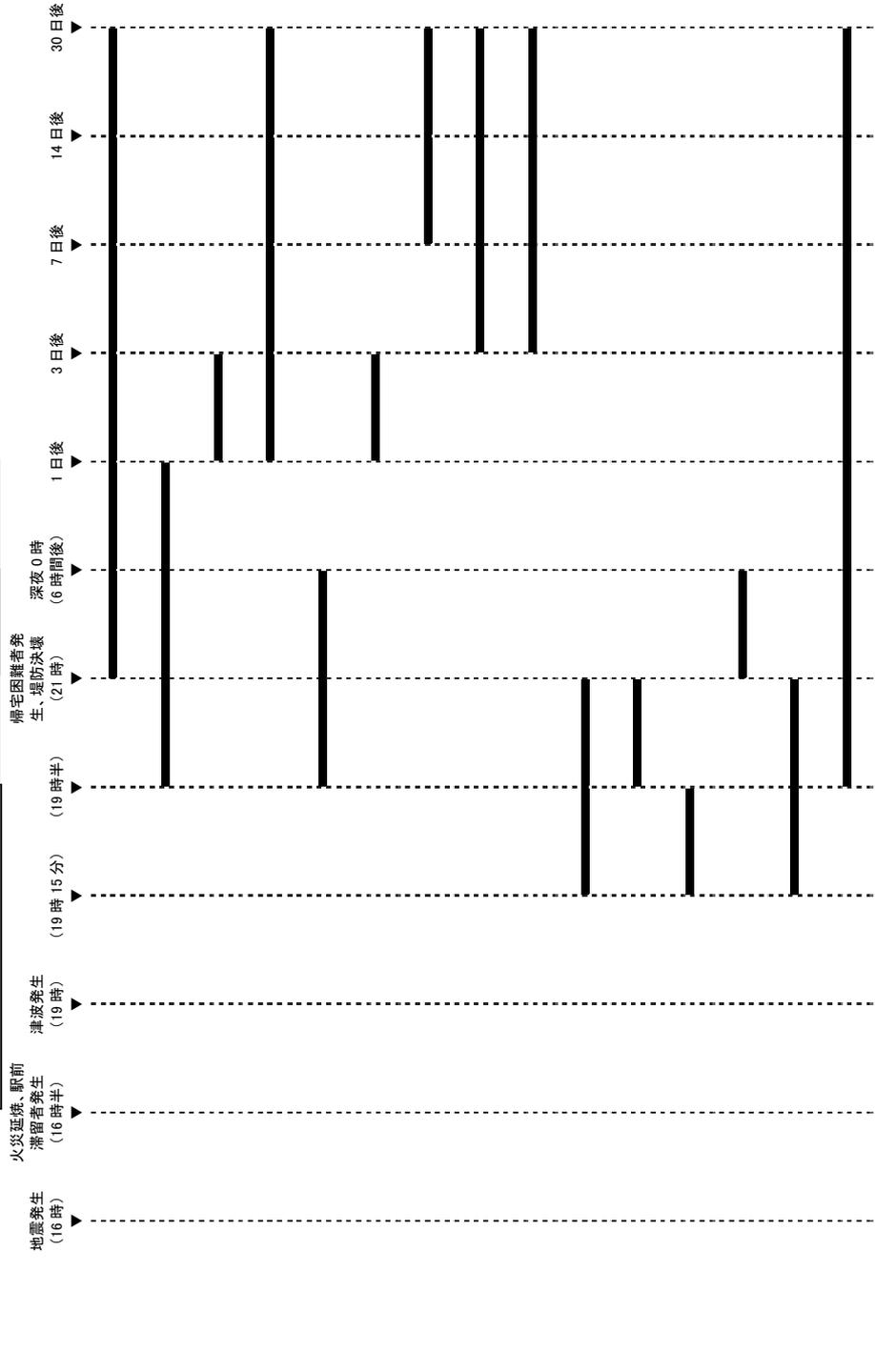
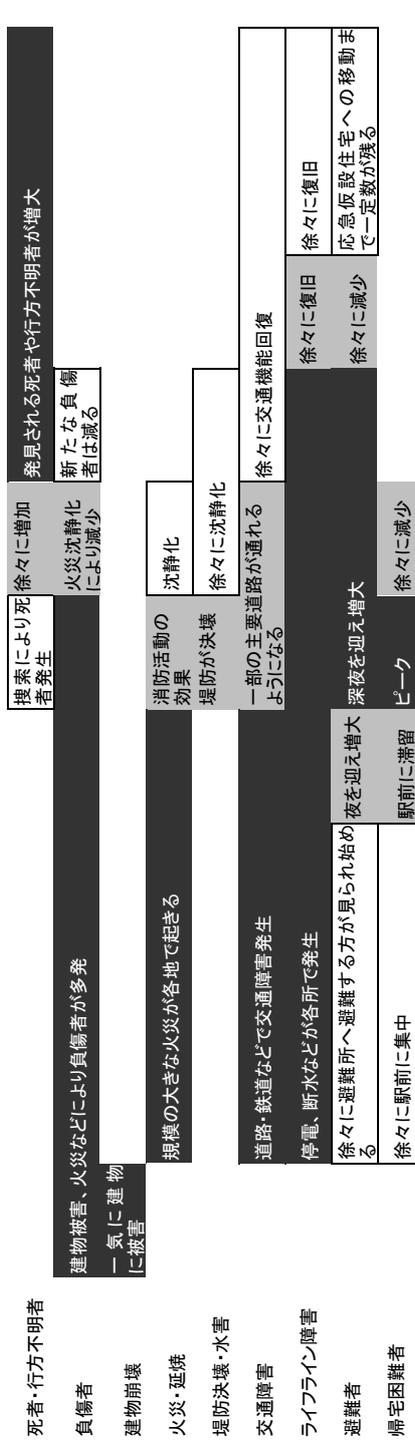
9. 避難者対策

避難指示
避難場所におけるトイレ機能の確保
避難場所における被災者の状況把握
避難行動要支援者安否確認活動における民生委員への協力
関連施設の状況把握
利用者の安全確保
福祉事務所における緊急対応業務等の決定・調整
参集状況の把握
避難行動要支援者支援要配慮者台帳報告等
避難行動要支援者支援
1. 避難行動要支援者名簿の確保
避難行動要支援者支援
2. 避難行動要支援者支援担当を立ち上げ
避難行動要支援者支援
3. 避難行動要支援者電話連絡による安否確認
避難行動要支援者支援
4. 避難行動要支援者地域実態調査による安否確認
避難行動要支援者支援
5. 避難行動要支援者支援の確認
避難行動要支援者支援



6. 避難行動要支援者安否情報の集約	
避難行動要支援者支援	
7. 避難行動要支援者台帳報告(障害介護を除く)	
避難行動要支援者の安否情報の集約 (安否確認の対象者)	
①要介護	
②身体障害者手帳1～2級および3級で福祉タクシー券、自動車燃料費助成受給	
③愛の手帳1～2度	
④障害者総合支援法の障害支援区分4～6	
避難行動要支援者の避難支援	
要配慮者の救出救助活動	
応急危険度判定(昼間の実施)	
災害時の広報⑤	
第一次避難所施設・その周辺の情報収集	
第一次避難所の巡回	
第一次避難所運営支援(マンパワー)	
第一次避難所、第二次避難所(福祉避難所)の運営	
第二次避難所(福祉避難所)の開設準備	
「障がい福祉センター」第二次避難所(福祉避難所)開設準備	
「障がい福祉センター」第二次避難所(福祉避難所)開設	
第二次避難所(福祉避難所)の開設・運営	
第二次避難所(福祉避難所)の運営	
要配慮者移送業務	
避難所におけるトイレ機能の確保	
避難者の輸送	
各種情報連絡・調整	
社会福祉施設連絡調整	
応急給水活動業務	

災害事象シナリオ



<p>地域防災計画 震災対策編 関連章(第3～5部中)</p>	<p>総瀬障がい福祉施設における情報の揭示</p> <p>施設利用者の応急救護</p> <p>介護福祉施設状況把握</p> <p>要配慮者支援</p> <p>施設利用者の避難</p> <p>第二次避難所運営会議</p> <p>災害弔慰金等の支給及び災害援護資金の貸付</p> <p>避難所における教育相談の実施</p> <p>動物救護</p> <p>救護食糧及び救護物資の調達、分配計画</p> <p>食糧等必要量の予測と食糧給与計画の策定</p> <p>食糧供給広域応援の要請</p> <p>食糧供給広域応援の要請</p> <p>応急対策物資、車両、船舶等の調達、配車計画</p> <p>救護食料・救護物資の輸送</p>
<p>10. 物流・備蓄・輸送対策の推進</p>	<p>10. 物流・備蓄・輸送対策の推進</p>

	避難場所に、救助・救援物資を輸送する。
	需給水量を計算して、給水需要を予測、応急給水活動の実施
	応急給水のための広域応援要請及び受入れ
	輸送による応急給水活動
	応急給水槽管理運営
	給水計画
	給水場所等の広報
	応急給水所使用のための施設状況の把握、及び応急給水
	防災給着場の運用
	義援物資の輸送
11. 放射性物質対策	放射性物質のモニタリング
	放射性物質のモニタリング結果の情報提供
	放射線に関する健康相談
12. 住民の生活の早期再建	応急危険度判定部設置
	避難所等判定班(屋間の実施)
	<第一次判定><第二次判定>
	◆判定計画作成、区職員判定員による判定
	応急危険度判定実施本部設置
	<第三次判定>
	判定実施計画策定・判定員応援要
	<第三次判定>
	応急危険度判定(屋間の実施)
	<第三次判定>
	◆主に民間判定員による判定
	り証明のための家屋被災調査
	災害復旧復興計画(り災証明発行のための、住家、事務所の建物被害状況調査)
	義援金募集・配分委員会への参画
	し尿発生状況の把握と処理計画・実行計画の策定
	し尿の収集運搬、搬入処理
	情報管理及び各部、各関係機関との連絡調整

被災児童・生徒の電話による状況把握	
被災児童・生徒の現地調査による状況把握	
被災教職員の状況調査	
教育相談センター来所者の応急救護及び施設被害状況の把握	
学校・幼稚園施設被害状況調査	
学用品の調達	
住区センター学童保育室への緊急派遣区職員の派遣	
視学学童保育室の開設	
各保育施設・私立幼稚園の罹災状況の把握と対応	
登園自粛依頼ならびに休園の決定を、各園毎に指示	
応急保育所の選定と開設	
教育本部の設置・運営	
所管生涯学習施設の被害情報収集、部内取りまとめ	
所管施設の閉鎖	
応急仮設住宅受付	
臨時災害相談所の設置判断、情報集約及び報告調整	
中小企業者の災害時特別融資に係わる事務	
応急仮設住宅の用地選定・確保、入居申請受付、選定・管理	
復興まちづくり方針の策定	
震災復興本部の設置・要員の配置	

